

法務年鑑

平成25年

法務省

は し が き

- 1 この年鑑は、平成25年（平成25年1月1日から12月31日までの間）における、法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。
- 2 この年鑑は、各部局、審議会等、施設等機関及び外局が取りまとめた内容を司法法制部において編集したものであって、第1部「総説」では、法務省全体としての重点施策並びに組織及び予算の動きを概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策の概況を説明し、「付録」として、定員・予算・主要人事その他の関係資料を掲載した。
- 3 編さんに当たり、関係各部門の御協力に対して、深く謝意を表する次第である。

平成26年11月

法務省大臣官房司法法制部

凡 例

統計数字の末尾で四捨五入したものは、その計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

目 次

法務省機構図（平成25年12月31日）……………巻頭見返し

第1部 総 説

第1 重点施策 ……………	3
第2 組 織 ……………	16
1 組織の変動 ……………	16
2 組織の概況 ……………	17
第3 予 算 ……………	27

第2部 業務の概況

本 省

第1 内 部 部 局 ……………	31
I 大 臣 官 房 ……………	31
秘 書 課 ……………	31
業務の実施状況 ……………	31
1 行政改革（地方分権改革）関係 ……………	31
2 政策評価関係 ……………	32
3 国の機関等の移転 ……………	33
4 個人情報保護関係 ……………	33
5 情報公開関係 ……………	35
6 国会関係 ……………	35
7 他府省関係 ……………	38
8 式典 ……………	43
9 公文書の接受等 ……………	44
〔広 報 室〕 1 広報関係事務 ……………	44
2 報道関係事務 ……………	49
3 各種行事の実施状況 ……………	49
4 行政相談 ……………	49
5 防災・国民保護業務 ……………	49
〔情報管理室〕 1 行政情報化推進関係 ……………	50
2 情報システム関係 ……………	50

	3	情報セキュリティ対策の強化	51
〔国際室〕	1	渉外関係	52
	2	国際協力関係	52
人 事 課			53
	1	定員関係	53
	2	叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数	54
	3	懲戒処分件数	54
	4	職員の兼業	55
	5	人事記録関係	55
会 計 課			56
	1	平成26年度予算編成	56
	2	平成26年度法務省予算の概要	56
	3	平成25年度決算の概要	59
	4	適切な予算執行等の確保	64
施 設 課			66
	1	重要施策の概要	66
	2	年間業務の概要	67
	3	平成25年度工事実施状況	68
	4	平成24年度法務省所管国有財産の概況	69
訟 務 部 門			71
		重要施策の概要	71
		会同等	72
訟務企画課	1	国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）の改正	72
	2	訟務事務担当職員の養成	72
	3	訟務の概況の編集・発行	72
	4	訟務月報の編集・発行	72
民事訟務課	1	新たに提起された事件	73
	2	判決・決定等があった事件	74
行政訟務課	1	新たに提起された事件	90
	2	判決・決定等があった事件	94
租税訟務課	1	新たに提起された事件	132
	2	判決・決定等があった事件	134
財産訟務管理官	1	新たに提起された事件	148
	2	判決・決定等があった事件	150
参 事 官		重要事件の処理及び指導	157

厚生管理官	158
業務の実施状況	158
1 職員の安全保持及び保健関係	158
2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄 関係	158
3 恩給及び災害補償関係	158
4 共済組合関係	158
司法法制部	160
重要施策の概要	160
司法法制課	161
1 司法制度等に関する企画及び立案等	161
2 法制審議会に関する事項	166
3 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 並びに法令の外国語訳の推進	166
4 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項	170
5 法務に関する統計事務	170
6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行	170
7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する 事務	170
審査監督課	172
1 外国法事務弁護士に関する事務等	172
2 債権管理回収業の監督に関する事務	175
3 認証ADR制度に関する事務	180
参事官	182
〔法務図書館〕	183
1 沿革	183
2 図書資料の収集	183
3 管理業務	184
4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシ ング	184
5 図書館業務の電子化	184
6 調査検索業務	185
7 国立国会図書館中央館との連絡業務	185
8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの 管理・運営	185
Ⅱ 民事局	187
重要施策の概要	187
会同	188
法令立案関係	189
大臣表彰	189

総務課	登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施	190
民事第一課	1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理	190
	2 後見登記に関する事項	190
	3 国籍事務に関する事項	191
民事第二課	1 不動産登記に関する事項	192
	2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項	194
商事課	1 商業・法人登記に関する事項	197
	2 商事に関する事項	198
	3 債権譲渡登記関係	198
	4 動産譲渡登記関係	199
	5 供託事務関係	199
	6 非訟事件等に関する事項	199
民事法制管理官・参事官		200
	1 民法・商法関係	200
	2 民事手続法関係	200
Ⅲ 刑事局		202
	重要施策の概要	202
	主な会同	204
	主な審議法案	205
総務課	1 組織関係	208
	2 検務事務関係	208
	3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係	208
	4 検察審査会関係	208
国際課	国際犯罪関係	209
刑事課	1 一般刑事事件	210
	2 環境関係事件	210
	3 公務員関係事件	210
	4 選挙関係事件	211
	5 財政経済関係事件	211
	6 交通関係事件	211
	7 少年事件	211
公安課	1 公安事件	212
	2 労働事件	213
	3 外事関係事件	213
	4 風紀関係事件	213
	5 麻薬・覚醒剤関係事件	215

	6	暴力関係事件	216
刑事法制管理官	1	刑の一部の執行猶予制度の導入及び保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備	216
	2	犯罪被害者等の保護・支援に関する法整備	217
	3	自動車運転による死傷事犯に対する罰則整備	218
	4	少年法等の整備	219
	5	裁判員法の整備	219
	6	時代に即した新たな刑事司法制度の在り方の検討	219
IV 矯正局			220
		重要施策の概要	220
		会同・協議会	225
総務課	1	職員定員	227
	2	施設整備	227
	3	刑務共済組合の業務	228
	4	矯正施設の監査	228
	5	不服申立件数	230
成人矯正課	1	刑事施設(刑務所・少年刑務所・拘置所)における保安及び処遇	230
	2	被收容者の収容	231
	3	処遇調査・集団編成	232
	4	刑事施設における教育活動	235
	5	刑務作業の運営状況	237
	6	職業訓練の実施状況	239
	7	国際受刑者移送制度	239
少年矯正課	1	少年施設(少年院・少年鑑別所)における保安及び収容状況	239
	2	少年鑑別所における資質鑑別及び観護処遇充実施策	239
	3	少年院における矯正教育充実施策	241
	4	少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携強化	241
矯正医療管理官	1	保健医療	242
	2	給養	243
参事官		矯正に関する法令案の検討及び作成	243
V 保護局			245

		重要施策の概要	245
		会同	248
総務課	1	地方更生保護委員会及び保護観察所の管理	249
	2	更生保護に関する法令の改正等	249
	3	保護司・更生保護法人役員等の表彰	249
	4	常時恩赦	249
	5	恩赦出願期間短縮	249
	6	医療観察	250
	7	犯罪被害者等施策	251
更生保護振興課	1	平成25年度保護司等中央研修会	251
	2	地方別保護司代表者協議会	252
	3	第50回記念“日本更生保護女性の集い”	252
	4	平成25年度更生保護女性会員中央研修	252
	5	第54回BBS会員中央研修会	252
	6	更生保護女性会・BBS会新会員研修	252
	7	“社会を明るくする運動”	252
	8	保護区数及び保護司定数	255
	9	更生保護事業を営む者	256
	10	刑務所出所者等に対する就労支援施策	258
観察課	1	仮釈放・仮退院	258
	2	保護観察	260
	3	審査請求事件の処理	263
参事官	1	「刑法等の一部を改正する法律」による更生 保護法の一部改正	263
	2	省令の改正	263
	3	更生保護制度についての調査研究	264
VI 人権擁護局			265
		重要施策の概要	265
総務課	1	人権擁護委員及びその組織	266
	2	人権擁護委員の活動状況	267
	3	人権擁護委員の表彰	269
	4	「人権擁護功労賞」表彰	269
	5	人権擁護局報の編集・発行	269
調査救済課	1	人権侵犯事件の新規救済手続開始状況	269
	2	人権侵犯事件の処理状況	271
	3	人権相談	272
	4	人権相談等の広報	273

人権啓発課	1	第65回人権週間	277
	2	国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成 研修会	277
	3	第33回全国中学生人権作文コンテスト	278
	4	人権教室	278
	5	人権の花運動	279
	6	人権啓発資料法務大臣表彰	279
	7	世界人権宣言啓発書画ミニパネル及び人権 マンガパネル展示会	279
	8	啓発・広報活動	279
Ⅶ 入国管理局			283
		重要施策の概要	283
		会同	287
総務課		広報関係	288
入国在留課	1	厳格かつ円滑な上陸審査の実施	288
	2	対北朝鮮措置	289
審判課	1	外国人の上陸についての口頭審理, 異議の 申出と法務大臣等の裁決	290
	2	退去強制についての違反審査, 口頭審理, 異議の申出と法務大臣等の裁決	290
	3	収容令書及び退去強制令書の発付	291
	4	出国命令書の交付	293
	5	難民異議申立てと法務大臣の決定	293
警備課	1	違反調査に関する事項	294
	2	収容令書及び退去強制令書の執行に関する 事項	297
	3	被収容者の新規仮放免件数	298
出入国管理情報官	1	出入国管理業務の業務・システム最適化計画 の改定	298
	2	自動化ゲートの運用及び増設	299
	3	出入(帰)国審査の合理化策の検討	299
	4	文書及び指紋鑑識に関する情報の収集, 整理 及び分析	299
参事官		法令の整備	300
		国際関係	302
		〔難民認定室〕	303
		〔入国管理企画官〕	303

〔入国管理調整官〕	303
1 平成25年版「出入国管理」の刊行	303
2 高度人材の受入れ	304
3 第6次出入国管理政策懇談会の開催	304
〔在留管理業務室〕	305
1 在留外国人の現況	305
2 在留カード交付関連事務の運用に関する事務	305
3 市区町村在留関連事務の運用に関する助言及び研修	306
4 届出制度の運用に関する事務等	306
第2 審議会等	308
I 司法試験委員会	308
II 検察官適格審査会	309
III 中央更生保護審査会	309
IV 日本司法支援センター評価委員会	309
V 法制審議会	310
1 諮問事項	310
2 答申	312
3 審議状況	312
VI 検察官・公証人特別任用等審査会	313
第3 施設等機関	314
I 刑務所等	314
1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	314
2 刑務所の名称及び所在地	314
3 少年刑務所の名称及び所在地	317
4 拘置所の名称及び所在地	318
II 少年院及び少年鑑別所	319
1 少年院及び少年鑑別所の数	319
2 少年院の名称及び所在地	319
3 少年鑑別所の名称及び所在地	320
III 婦人補導院	322
1 婦人補導院の数	322
2 婦人補導院の名称及び所在地	322
IV 入国者収容所	322
入国者収容所の名称及び所在地	322
V 法務総合研究所	322
重要施策の概要	322

	刊行物	324
	業務の実施状況	325
	総務企画部	325
	研 究 部	325
	研 修 第 一 部	325
	研 修 第 二 部	326
	研 修 第 三 部	329
	国際連合研修協力部	332
	国 際 協 力 部	333
VI	矯正研修所	336
	1 平成25年度の研修実施状況	336
	2 平成25年度に実施した研修の特色	343
	3 平成25年度に実施した協議会及び事務打合せ 会	344
	4 その他	344
第4	地方支分部局	345
	I 矯正管区	345
	矯正管区の名称, 所在地及び管轄区域	345
	II 地方更生保護委員会	346
	1 地方更生保護委員会の概況	346
	2 地方更生保護委員会の名称, 所在地及び管轄 区域	346
	3 地方更生保護委員会事件取扱状況	347
	III 法務局及び地方法務局	349
	1 法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	349
	2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称 と数	352
	3 戸籍事件表(一)	356
	4 戸籍事件表(二)年別比較表	361
	5 供託金年計表	363
	6 供託有価証券年計表	365
	7 供託振替国債年計表	367
IV	地方入国管理局	369
	1 地方入国管理局・支局所在地	369
	2 地方入国管理局・支局出張所所在地	370
	3 出入国港指定一覧表	372
V	保護観察所	374

1 保護観察所の概況	374
2 保護観察所の名称、所在地及び管轄区域	374
3 駐在官事務所の名称及び所在地	376
4 保護観察所事件取扱状況	378
〔保護司選考会〕	383

特別の機関

検 察 庁	387
1 検察庁の組織及び職員	387
(1) 検察庁の組織	387
(2) 検察官定員沿革	395
(3) 検察庁の定員	398
(4) 検察官の俸給	399
2 検察事件統計表	400
(1) 被疑事件の通常受理の累年比較	400
(2) 被疑事件の起訴の累年比較	402
(3) 被疑事件の受理及び処理状況	404

外 局

I 公安審査委員会 業務の実施状況	427
II 公安調査庁 重要施策の概要	427

付 録

1 法務省定員（平成25年度末）	431
2 会 計	432
(1) 予 算	432
ア 一般会計	
(ア) 法務省所管 平成26年度政府職員予算定員及び俸給額表	432
(イ) 法務省主管 平成26年度歳入予算額表	452
(ウ) 法務省所管 平成26年度歳出予算項目別表	453
イ 東日本大震災復興特別会計	
(ア) 平成26年度政府職員予算定員及び俸給額表	463
(イ) 平成26年度歳入予算額表	463
(ウ) 平成26年度歳出予算額科目別表	464

(2) 決 算	465
平成25年度法務省主管一般会計歳入決算報告書	465
平成25年度復興庁その他の各省各庁所管（法務省）	
東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書	466
3 平成25年公布法務省主管法律一覧	467
4 平成25年公布法務省主管政令一覧	469
5 平成25年公布法務省令等一覧	471
6 平成25年主要訓令等一覧	475
7 平成25年主要通達等一覧	478
8 平成25年法務省主要行事等一覧	491
9 平成25年法務省主要人事一覧	496
10 第183回国会提出法律案審議経過一覧	503
11 第184回国会提出法律案審議経過一覧	509
12 第185回国会提出法律案審議経過一覧	511
13 年 表	515
法務省機構図（平成25年1月1日現在）	巻末見返し

第 1 部

総 説

- | | |
|-----|---------|
| 第 1 | 重 点 施 策 |
| 第 2 | 組 織 |
| 第 3 | 予 算 |

第1部 総 説

第1 重点施策

法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えられるが、国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいべき法秩序が磐石であって、国民の権利がよく保全されていることが極めて肝要である。平成25年の法務行政においては、次に掲げる事項に施策の重点が置かれた。

1 法秩序の維持機能の充実強化

検察庁においては、例年多発する各種事件を適正迅速に捜査・処理し、その公訴維持に万全を期して、事案の真相究明と適正な刑罰権の実現に努め、もって犯罪の未然防止及び法秩序維持の機能を果たしてきたところである。

平成25年においても、いわゆる一連の第三者によるパソコン遠隔操作事件の進展、東京都三鷹市内及び千葉県市川市内等におけるストーカー殺傷事件の発生、大麻等の薬物事犯や暴力団等の犯罪組織が関与する事犯の多発や犯罪の国際化に伴い諸外国との捜査共助等を要する事犯が増加するなどの犯罪情勢に対し、関係諸機関との密接な連絡・協調を保ちつつ、それぞれ適正妥当な捜査処理、公訴の提起及び維持を行った。

また、検察庁及び法務省においては、被疑者取調べの録音・録画の試行や監察体制の構築等、種々の改革策に積極的に取り組んでいるところである。

2 基本法令の改正作業の推進

法務省では、例年、各部局が中心となり、内外の諸情勢の新しい変化に対応した基本法令（民法、商法、刑法その他の実体法及び民事訴訟法、刑事訴訟法その他の手続法並びに司法制度に関する諸法令）の制定及び改正の要否について調査研究を進め、特段の立法措置を要すると判断される事項については、それぞれ要綱案、法令案等を作成し、あるいは、法制審議会に諮問を発し、その審議結果を踏まえて具体的な法令案等を作成するなどの作業を推進している。

法制審議会民法（債権関係）部会においては、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められた。

同審議会会社法制部会においては、会社法制の見直しについての審議が進められ、平成24年8月、「会社法制の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年9月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第185回国会（平成25年臨時国会）に提出したが、審議未了により継続審議となった。

同審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会においては、我が国が「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）を締結するに当たって、同条約を実施するための子の返還手続等の整備について審議が進められ、平成24年1月、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」を立案し、第180回国会（平成24年通常国会）に提出したが、審議未了により廃案となったため、同法案を第183回国会（平成25年通常国会）に提出した。同法案は、同年6月12日に成立し、同月19日に公布された（平成25年法律第48号）。

同審議会被災関連借地借家・建物区分所有法制部会においては、罹災都市借地借家臨時処理法及び被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しについての審議が進められ、平成25年1月、「罹災都市借地借家臨時処理法の見直しに関する要綱案」及び「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案」及び「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を立案し、第183回国会（平成25年通常国会）に提出した。両法案は、同年6月19日に成立し、同月26日に公布された（平成25年法律第61号、同第62号）。

さらに、平成25年9月4日に最高裁判所大法廷により、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分が違憲であると判断されたことを受け、同部分を削除することを内容とする「民法の一部を改正する法律案」を第185回国会（平成25年臨時国会）に提出した。同法案は、同年12月5日に成立し、同月11日に公布された（平成25年法律第94号）。

刑事関係においては、刑の一部の執行猶予制度の導入等を内容とする「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」は平成24年11月16日、第181回臨時国会解散に伴い廃案となったが、平成25年3月22日、第183回通常国会に再提出し、同年6月13日に成立し、同月19日に公布された（平成25年法律第49号、50号）。

また、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）を受け、公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人が旅費、日当及び宿泊料の支給を受けられるようにするとともに、国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる要件を緩和するため、平成25年3月15日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案」を、第183回通常国会に提出し、同年6月5日成立し、同月12日公布され（平成25年法律第33号）、同年12月1日に施行された。

また、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、平成25年4月12日、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案」を第183回通常国会に提出し、衆議院において審議されたが同国会閉会に伴い継続審議となり、第185回臨時国会において審議され、同年11月20日に成立し、同月27日に公布された（平成25年法律第86号）。

また、平成25年2月8日、法制審議会から、少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るための少年法の一部改正に関する答申を得、同年12月現在、国会への法案提出を目指し準備中である。

また、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）については、平成25年10月15日、法制審議会に対し、長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外等を内容とする諮問を行い、同年12月現在、同審議会に設けられた刑事法（裁判員制度関係）部会において審議が行われている。

法制審議会に設けられた新時代の刑事司法制度特別部会においては、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方についての審議が進められた。

3 訟務事務処理体制の充実強化

近年における訟務事件は、量的な面において依然として高い水準を維持しているばかりでなく、質的な面においても、ますます複雑・困難化してきており、各種専門分野における最先端の知識・技術に関する事項、あるいは条約ないし諸外国の法制度に関する事項が問題になるなど、従来の判例・学説のみでは対処できない新たな問題点を含む訴訟が、全国各地の裁判所に提起され、かつ、大型化・集団化する傾向にある。平成25年に判決の言渡しがあつた重大判決を見ると、水俣病認定申請棄却処分取消請求訴訟、平成24年12月16日に施行された衆議院議員総選挙に係る選挙無効請求訴訟、大阪アスベスト第2陣訴訟、など、社会の注目を集めた事件の判決が言い渡されている。このような判決の結果は、国の行政に大きな影響を与えるものであり、国の施策に対する裁判の重みは、一段と増し、訟務の役割がますます重要になっている。法務省では、これまで、訟務担当の官房審議官の新設及び訟務担当の官房参事官の増設、訟務従事職員に対する研修体制の強化など、組織の充実と職員の能力向上に努めてきたところである。国又は行政庁を当事者等とする訴訟の当事者の一方である訟務組織は迅速な裁判を実現することが今まで以上に要請されており、昨年に引き続き、各種事件関係打合せ会の開催、関係行政庁との連携の緊密化及びOA機器の充実や訟務部局間のネットワークの整備による情報技術の活用を図ることにより、訴訟の迅速化の実現に努めているところである。また、行政機関が現実には抱えている将来争訟に発展するおそれのある法律問題の適切な解決に資するとともに、紛争を未然に防止する予防司法的役割を果たすため、法律意見照

会事件の適正かつ迅速な対応に積極的に取り組んでいる。

4 司法制度改革の成果の定着

21世紀の我が国社会においては、社会の複雑・多様化、国際化等に加え、規制緩和等の改革により、社会が「事前規制型」から「事後チェック型」に移行するなど社会の様々な変化に伴い、司法の役割はより一層重要なものになると考えられ、司法の機能を社会のニーズに応え得るように改革するとともに、その充実・強化を図っていくことが不可欠であると考えられる。このような見地から、平成11年6月に成立した「司法制度改革審議会設置法」に基づき、内閣に司法制度改革審議会が設置され、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現等の司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策についての調査審議が行われ、同13年6月12日に最終意見（司法制度改革審議会意見）が内閣に提出された。

司法制度改革審議会意見には、司法制度の機能を充実強化し、自由かつ公正な社会の形成に資するため、①国民の期待に応える司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方、③国民的基盤の確立を3つの柱として掲げた上で、司法制度改革と基盤の整備に向けた広範な提言が盛り込まれている。

政府は、同意見を受け、平成13年6月15日、これを最大限に尊重して実現に取り組み、3年以内を目的に関連法案の成立を目指す旨閣議決定し、同年11月に成立した「司法制度改革推進法」に基づき、同年12月1日、内閣総理大臣を本部長、官房長官及び法務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする司法制度改革推進本部を設置した。

さらに、政府は、司法制度改革推進法に基づき、平成14年3月19日、司法制度改革審議会の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備に関し政府が講ずべき措置について、その全体像を示すとともに、司法制度改革推進本部の設置期限である同16年11月30日までの間に行うことを予定するものにつき、措置内容、実施時期、法案の立案等を担当する府省等を明らかにする司法制度改革推進計画を閣議決定した。

そして、同計画に基づき、司法制度改革推進本部を中心として、後記のとおり、法曹養成制度改革関連法のほか、裁判の迅速化に関する法律、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、総合法律支援法、知的財産高等裁判所設置法、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、法務省が提出した民事訴訟法等の一部を改正する法律、人事訴訟法、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律等多数の法律が成立した。

司法制度改革推進本部は、設置期限である平成16年11月30日をもって解散し、同年12月1日、その後の司法制度改革推進に係る政府の施策の統一を図るために内閣

官房に司法制度改革推進室が設置され、同21年12月1日までの間、必要な総合調整の事務を行ってきたところであり、司法制度改革は着実に実施されてきた。

今後は、司法制度改革の成果を国民が真に実感することができるよう、その定着を図っていくことが重要であり、法務省においては、引き続き制度の実施に当たる各責任部局をまとめ、省全体でその適切かつ円滑な実施、運営等に取り組む必要がある。そこで、司法制度関係の各施策について総合的かつ計画的に推進するための政策関係会議として、平成22年2月25日、大臣を議長とする「司法制度改革推進会議」を設置し、省全体での取組を行っている。

さらに、制度を円滑に実施し、あるいは今後の必要な見直し等を行うため、最高裁判所事務総長、法務事務次官及び日本弁護士連合会事務総長を構成員とする「司法制度改革に関する協議会」が設置されている。

5 司法試験制度及び法曹養成制度の改革

司法試験制度及び法曹養成制度の改革に関しては、平成14年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画において、「現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。」「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされた。

また、より質の高い法曹を養成するという観点から、司法制度改革審議会意見では、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核をなすものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである。」とされ、さらに、「司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。」とされた。

これらを受け、司法制度改革推進本部において、司法試験法改正等関連法案の立案を含め、新たな法曹養成制度の全体的な制度設計について検討が進められ、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案が第155回国会において可決・成立した。また、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案が第156回国会において可決・成立した。さらに、司法修習生に対し国が給与を支給する制度（給費制）を廃止し、これに代えて、司法修習生に対し国が修習資金を貸与する制度（貸与制）を導入する裁判所法の一部を改正する法律が可決・成立した。各法案は、司法制度改革推進本部において法曹養成検討会の検討状況等を踏まえて立案作業が行われたものであるが、法務省としても、司法試験法を所管する立場から、最大限の協力を行ったところである。これらの立法措置に基づき、平成16年4月には法科大学院が開校し、同18年5月には、初めての法科大学院修了者を対象とする新しい司法試験が実施され、1,009人が合格し、その後、平成25年までに7回の新司

法試験が実施され、直近3年間を見ると同23年は2,063人、同24年は2,102人、同25年は2,049人が合格した。また、法科大学院を經由しない者にも法曹となる途が確保されるように設けられた司法試験予備試験が平成23年から実施され、同年は116人、同24年は219人、同25年は351人が合格した。なお、新司法試験と併行実施されていた旧司法試験は、平成23年の実施をもって終了した。

一方で、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、関係各方面から、法科大学院志願者の大幅な減少等の問題点が指摘され、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという司法制度改革の理念を実現できないのではないか、との懸念も示されるようになった。法務省及び文部科学省は、以上のような問題意識の下、新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理すべく、両省副大臣が主催する「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を開催し、平成22年7月6日、同ワーキングチームにおいて検討結果を取りまとめた。また、司法修習生に対する給費制については、司法制度改革の一環として成立した前記の裁判所法改正法が施行されたことにより、同年11月1日にいったん貸与制に移行したが、同月26日、議員立法により、その実施を暫定的に停止する改正法が成立した。その際の衆議院法務委員会における決議の趣旨及び同ワーキングチームの検討結果を踏まえて、同23年5月13日、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣は、共同して「法曹の養成に関するフォーラム」の開催を決定した。同年8月31日、同フォーラムにおいて、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について、貸与制を基本とした上で、十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予を講ずるべきであるとの第一次取りまとめがなされた。

同フォーラムの第一次取りまとめを踏まえ、同年11月4日内閣提出法案として、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講ずるため、裁判所法の一部を改正する法律案が第179回国会に提出された。同法案は、第180回国会において継続して審議され、同24年6月1日、同委員会において、閣法の改正内容に加え、法曹養成制度全体について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、法律施行後1年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずること、修習資金の貸与については、その検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする内容を内容とする、民主党提案の閣法に対する修正案が提出・可決された。その際、合議制の組織は、閣議決定に基づくものとし、従前の検討体制をより強力にすること等の附帯決議がなされた。同修正案は、同年7月27日、参議院本会議において、可決・成立した。

なお、貸与制は、平成23年11月に司法修習を開始した司法修習生から適用されている。

政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、閣議決定により、①内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議を設置するとともに、②法曹の養成に関する制度の在り方について、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議を置くこととした。

同閣僚会議においては、同検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）を踏まえ、同年7月16日、「法曹養成制度改革の推進について」を決定した。その内容の概要は、次のとおりである。

① 法曹有資格者の活動領域の在り方

有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

② 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数について、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠く。当面、このような数値目標を立てることはしない。

あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うために、法曹人口について必要な調査を行い、結果を公表する。

③ 法曹養成制度の在り方

○ 法曹養成課程における経済的支援について

可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待

○ 法科大学院について

- ・ 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策を検討・結論
- ・ 文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策を検討・結論
- ・ 文科省等による施策の進展状況等を見つつ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論
- ・ 法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討・結論
- ・ 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験（仮称）」の導入について、基本設計・実施を検討及びその結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討
- ・ 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入の検討・実施準備

○ 司法試験について

- ・ 受験回数制限の緩和（5年以内5回まで）及び短答式試験科目限定（憲法・民法・刑法）について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出
- ・ 論文式の試験科目の削減について検討・結論
- ・ 予備試験の在り方について検討・結論
- 司法修習について
 - ・ 司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討

この決定を踏まえ、平成25年9月17日、閣議決定により、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議が開催され、また、内閣官房に法曹養成制度改革推進室が置かれた。同推進室は、同推進会議の下に開催される法曹養成制度改革顧問会議から意見を聴きながら、上記決定の施策の実施及び検討を進めている。

6 法教育

法教育に関しては、司法制度改革審議会意見において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされたことなどを受けて、平成15年7月、法教育研究会を発足させ、同研究会において、我が国における法教育の在り方について検討を行い、平成16年11月には、その検討結果及び目指すべき法教育の内容を具現化した4つの教材例を盛り込んだ報告書が法務省に提出された。

上記報告書の趣旨にのっとり、広く国民に対して法教育を普及するための施策に取り組む必要があることから、法務省では、法教育推進のための枠組みとして、平成17年5月に、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成される法教育推進協議会を発足させた。同協議会は、法教育研究会が作成した4つの教材について、教員による授業実践を支援するためQ&Aを作成して公表した。

また、「法教育推進協議会の協議の状況について」と題する中間取りまとめを行い、その方針に従って、学習指導要領の改訂を踏まえつつ、更なる法教育の普及・充実に向けた検討を行うため、同協議会のもとで、「教材改訂検討部会」、「裁判員教材作成部会」、「私法分野教育検討部会」、「小学校教材作成部会」を開催し、それぞれ教材を作成して法務省ホームページに公表した。

さらに、平成22年から日本司法支援センター、公益社団法人商事法務研究会との共催による法教育の論文コンクールを実施し、受賞者による実践報告も行っている。

現在、同協議会においては、平成23年度から新学習指導要領が順次全面实施されていることを踏まえ、学校教育における法教育の実践の在り方、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方などについて多角的な視点から検討を行った。

7 登記事務処理体制の充実強化

登記制度は、国民の権利保全に資するとともに、国民の経済活動の円滑な運営に不可欠な基盤であり、登記事務を適正・迅速に処理して国民の期待に応えることは、法務局に課せられた重大な使命である。経済の発展に伴い、登記の事務量が増大するとともに、地図整備などの表示に関する登記の充実を始めとして、登記行政の充

実・高度化に対する国民の期待は、ますます高まっており、他方で、高度情報化社会への登記行政の対応も急務とされている。そこで、昭和63年から、順次、登記事務のコンピュータ化を図り、不動産登記については、平成20年3月に全国全ての不動産についてコンピュータ化を完了しており、商業・法人登記については、平成19年5月末をもって、全国全ての会社・法人についてコンピュータ化が完了している。また、現在では全国全ての登記所でオンラインによる登記申請及び登記事項証明書等の請求が可能となっている。

当初の登記情報システムは、メインフレームを中核として構築されていたため、市場で安価なハード・ソフトを選択できず、また、新たな情報処理技術の活用も困難であった。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図るため、新たな登記情報システムを開発して、平成20年度から順次、同システムへの切替えを行い、平成22年12月をもって全ての登記所で切替えが完了している。

また、登記情報と地図情報の一体的な事務処理を行い、これらの情報の効率的な情報の維持・管理・提供を通して行政サービスの向上を図るため、平成23年7月までに全ての登記所へ地図情報システムを導入したほか、地図情報システムが稼動する前に登記所に提出された土地所在図等の各種図面についても、平成25年3月26日をもって、全ての登記所における地図情報システムへの登録が完了している。同年6月3日からは、全ての登記所でオンラインによる地図・図面証明書の交付請求をすることができるようになり、また、登記情報提供サービスにより地図・図面情報を確認することができるようになった。

8 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成18年9月5日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、原則として全ての事務を平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることとされた。これを受け、平成19年度以降順次、各法務局・地方法務局において民間競争入札が実施されており、平成25年12月31日現在、全国428庁のうち421庁で民間事業者により乙号事務が実施されている。

9 行刑改革

法務省では、平成15年12月22日、行刑改革会議から行刑改革の指針となる提言（「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」）を受けて以来、その実現に向け、省を挙げて取り組んでいる。この提言は、①受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生・社会復帰を図るための改革、②刑務官の過重な負担を軽減し健全な執務環境を確保するための改革及び③国民に開かれた行刑を実現するための改革を三つの柱とし、行刑改革の方向性を示したものであり、その中心となるのは、明治41年に制定され、その内容・形式ともに時代に適合しなくなっていた監獄法の改正

であった。

行刑改革会議以前にも、監獄法を全面的に改正する刑事施設法案を三度にわたり国会に提出した経緯があったが、いずれも廃案となっていた。今回の改正は二段階で行われ、関係機関等との協議を経て、まずは平成17年通常国会において受刑者の処遇を中心とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成17年法律第50号）が成立した（平成18年5月24日施行）。引き続き、未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議の開催及びその提言（「未決拘禁者の処遇等に関する提言～治安と人権、その調和と均衡を目指して～」）を経て、平成18年通常国会において未決拘禁者の処遇等を内容とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」（平成18年法律第58号）が成立した（平成19年6月1日施行）。この法律の施行をもって、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の題名は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改められ、約100年ぶりに監獄法の全面改正が完了した。

また、この法律の制定時の附則第41条は、施行日から「5年以内の見直し」を規定していたところ、同法の施行状況を確認しつつ、運用改善を要する点等について検討を行った結果、この法律の趣旨をより一層適切に実現するため、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」（平成18年法務省令第57号）の一部を改正するとともに、訓令・通達等についても所要の改正を行い、これらの改正は平成23年6月1日から施行された。

これにより、「被収容者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行う」というこの法律の目的を更に達成できるとともに、国民が安心して暮らせる安全な社会の実現に寄与できるものとなった。

10 更生保護制度の充実強化

平成20年6月1日、更生保護法（平成19年法律第88号）が施行された。

更生保護法は、従来の更生保護の基本的な枠組みを定めていた犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を整理・統合して新たな法律とし、更生保護の充実強化を図るために必要な規定や制度の整備を行うことを目的として制定されたものである。同法においては、犯罪をした者の再犯防止と改善更生が一体のものであることの法目的への明記、保護観察における遵守事項の内容の整理・充実、社会復帰のための生活環境の調整の充実、更生保護において被害者等が関与できる制度の導入、保護観察官と保護司の適切な役割分担等が図られている。

更生保護法の施行に際しては、強じんな保護観察を確実に実施するため「段階別処遇による保護観察実施要領」が定められ、また、同法において特別遵守事項としての受講義務付けが可能となった、特定の犯罪的傾向を改善するためのいわゆる専門的処遇プログラムとして、性犯罪者処遇プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムが実施されることとなった。

さらに、保護観察官等更生保護官署職員の意識改革の徹底、処遇に特段の配慮を

要する者に対する直接処遇等保護観察官による直接的関与の強化、保護司に対する保護観察等処遇上の助言・支援等の強化、刑務所出所者等に対する就労支援対策、自立更生促進センター及び就業支援センターの設置・運営、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援等の施策を推進することとなった。

平成25年は、民間ボランティアとの協働や関係機関・団体との連携を更に強化しつつ、刑務所出所者等の再犯防止に向けた保護観察処遇の強化と社会復帰支援の充実を図るため、積極的・計画的な生活環境の調整、帰住先及び就労先の確保等の取組を進めるとともに、刑の一部の執行猶予制度及び社会貢献活動を特別遵守事項として義務付ける制度の導入を見据え、薬物事犯者に対する処遇を充実強化するため、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との連携強化を図ったほか、全国5か所の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定して重点的な薬物処遇を実施した。また、社会貢献活動については、多様な活動場所の確保等に努めるとともに、先行実施の結果を踏まえた検討・検証を行った。さらに、保護司制度の基盤整備を推進し、保護司の安定的確保を図るため、地域における保護司活動の拠点となる更生保護サポートセンターを増設したほか、保護司候補者検討協議会を全国すべての保護区で開催できるよう措置した。

11 人権擁護活動の推進

法務省の人権擁護機関では、従来から人権問題の解決に向け積極的に取り組んできたところであるが、いじめ、児童虐待、女性に対する暴力を始め、様々な態様の人権侵犯事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあるといわざるを得ず、人権とは何かということ、今一度一人一人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められている。

そのためには、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、主体的に豊かな人権意識を育て、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような啓発活動を行っていく必要がある。平成25年度は、啓発活動重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」と定め、各種啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図った。

また、今日においても、差別や虐待、いじめなどの人権侵害が数多く発生しているほか、高度情報化社会の進展などの急速な社会の変化に伴い、インターネットを悪用したプライバシー侵害や名誉毀損等、新たな人権問題も生じていることから、全国の法務局・地方法務局に、「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）や「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル）といった専用相談電話を設置しているほか、インターネットによる人権相談受付窓口を法務省ホームページ上に開設したり、手紙による相談のための便箋兼封筒である「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布するなど、人権相談の体制強化を図っている。これ

らの人権相談等を通じて、差別や虐待などの人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として所要の調査を行い、迅速かつ適切な措置を講じることにより、その実効的な救済に努めている。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかや虐待等、震災に伴って生起する様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、「東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、人権啓発活動を実施したほか、人権相談に応じている。人権相談等を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害者の救済を図るため適切に対処している。

なお、新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案は、平成24年11月9日、第181回国会（臨時会）に提出されたが、同月16日の衆議院解散により廃案となった。

12 適正かつ円滑な出入国管理行政の実現

出入国管理行政においては、国際交流や経済の発展のために、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人を円滑に受け入れる一方で、テロリストや犯罪者など我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行うという「円滑化」と「厳格化」の双方の施策を的確に遂行していく必要がある。

平成24年5月、我が国の経済成長に貢献することが期待される高い能力・資質を有する外国人の受入れを促進するため、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度を導入したところであるが、これについて、25年12月、同年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」等を受け、高度人材の日本での活躍を促進するための総合的な環境整備推進の一環として、高度人材の認定要件の緩和や優遇措置の魅力を高めるための見直しを行った（同年12月24日実施）。

また、我が国は、日本の力強い経済を取り戻すため観光立国の実現を目指しており（「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」、平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定）、前出「日本再興戦略」においても、平成25年に訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し、今後さらに2,000万人の高みを目指すとともに、2030年には3,000万人を超えることを目指すとされているところ、これを踏まえ、入国管理局では、厳重なテロ対策等の充実も実現しつつ、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしている。なお、訪日外国人旅行者数1,000万人達成の目標は、平成25年12月20日達成された（日本政府観光局発表）。

13 国際協力の充実

法務省はこれまで、国連と協力して、刑事司法に関する国際研修・研究・調査を行うとともに、政府開発援助の枠組みの下、独立行政法人国際協力機構（JICA）に協力して、基本法令の起草、法曹等の人材育成等を柱とする法制度整備支援を行

い、刑事・民事の両分野にわたり、主にアジア地域の開発途上国を対象とした法の支配及び良い統治（グッドガバナンス）の確立に寄与してきた。これらの国際協力を通じ、各国における法の支配、グッドガバナンス等を確立普及させていくことは、各国の健全な発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、投資環境の整備等の観点から国益にも合致し、我が国の国際社会における地位向上にも資する重要な国際貢献となっている。我が国に対する支援要請は、ますます増加する状況にあり、法務省としても、我が国との密接な関係を有するアジア地域を中心としつつ、国際社会に寄与するこれら国際協力業務を一層積極的に推進していく必要がある。

このような中、平成20年6月に開催された「G8司法・内務大臣会議」においては、刑事司法分野における能力向上支援の重要性について認識が共有され、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、「司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野における技術支援が、同様に重要な取組であることを強く確信する」との総括宣言がなされた。

また、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」（同25年5月改訂）や同25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太方針）」等の政府方針においても、自由・民主主義・基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国における法の支配の定着及びグッド・ガバナンスの確立並びに日本企業の海外進出に必要な投資環境整備等の観点から、基本法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、ガバナンスの強化等を進めることが確認された。

これらの動きも踏まえ、法務省では、平成24年に創立50周年を迎えた国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて実施する国際研修の充実・強化を図るとともに、同19年以降、毎年、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーを開催するなど、アジア・太平洋地域を中心とする発展途上国の刑事司法改善のための人材育成に努めている。

また、法制度整備支援について、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、最高裁判所、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民商事法センター、法律学者等と協力し、ベトナム、カンボジア、ラオス等アジアの開発途上国に対する基本法令の起草・改正、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成を中心とした法制度整備支援活動に取り組んできたほか、平成25年9月にはネパールに対し、同年11月にはミャンマーに対し、それぞれ法整備支援プロジェクトを始動させた。さらに、同年は、日・ASEAN友好協力40周年及び日本・ベトナム外交関係樹立40周年の記念年であったことから、ミャンマーから連邦法務長官を、ベトナムから最高人民検察院長官を招へいするなど、ハイレベルでの交流や記念事業を積極的に実施した。

第 2 組 織

1 組織の変動

- (1) 大臣官房訟務企画課に訟務調査室の設置
(以上、法務省組織規則の一部を改正する省令関係)
- (2) 青森少年院の廃止
- (3) 和泉学園に分院の設置
(以上、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令関係)
- (4) 矯正管区の部の所掌事務の変更
- (5) 矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）に首席管区監査官 1 人の設置
- (6) 矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）に第二部成人矯正第一課の設置
- (7) 矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）に第二部成人矯正第二課の設置
- (8) 矯正管区（東京、大阪）に第二部成人矯正調整官 1 人の設置
- (9) 矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）に第三部少年矯正第一課の設置
- (10) 矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）に第三部少年矯正第二課の設置
- (11) 矯正管区（東京、大阪）に第三部少年矯正調整官 1 人の設置
- (12) 矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）に首席管区監査官付管区監査官 1 人の設置
(以上、矯正管区組織規則の全部を改正する省令関係)
- (13) 大阪医療刑務所に医療部医療第三課の設置
- (14) 松戸拘置支所について、千葉刑務所から東京拘置所へ所管の変更
- (15) 尼崎拘置支所について、神戸拘置所から大阪拘置所へ所管の変更
(以上、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令関係)
- (16) 那覇地方法務局に首席登記官（法人登記担当）1 人の設置
- (17) 地方法務局（新潟、岐阜）に次席登記官（不動産登記担当）1 人の設置
- (18) 京都地方法務局宇治支局に総務課の設置
(以上、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令関係)
- (19) 東京入国管理局に首席入国警備官 1 人の設置
- (20) 東京入国管理局成田空港支局に首席審査官 1 人の設置
- (21) 地方入国管理局出張所及び地方入国管理局支局出張所（立川、新潟（東京）、京都（大阪）、岡山、下関（広島）、博多港、鹿児島（福岡）、那覇空港（那覇）

に首席審査官1人の設置

(2) 福岡入国管理局鹿児島出張所長の所掌事務の変更

(以上、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令関係)

2 組織の概況

平成25年12月31日現在における本省及び外局の内部組織、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の組織及び所掌事務の概況は、次のとおりである（巻頭見返し掲載の機構図を参照）。

本省

(内部部局)

— 大臣官房 —

秘書課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集、保存 法令案その他の公文書類の審査 情報の公開 個人情報の保護 機構 所掌事務の総合調整 国会との連絡 皇統譜副本の保管 事務能率の増進 官報掲載 儀式（人事課の所掌に属するものを除く。）

政策評価企画室 重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整 行政の調査 政策の評価 調査及び研究 国際連合と日本国の間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査

広報室 広報 基本法制に関する国民の理解増進 防災に関する連絡調整 国民の保護のための措置に関する連絡調整 報道機関等との連絡調整

情報管理室 情報システムの整備及び管理 行政情報化 情報通信（LAN, WAN）

国際室 国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整 海外出向者等への情報提供

企画調査官 秘書課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

人事課 定員、任免、試験、給与、懲戒、服務、人事評価、人事記録、表彰、栄典、次世代育成支援対策 公証人・人権擁護委員・日本司法支援センターの役員・保護司の身分、司法試験委員会、検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務

試験管理官 人事課の所掌事務のうち職員の試験の実施並びに司法試験委員会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務に関する重要事項

- 企画調査官 人事課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画
- 会計課** 法務省の所掌に係る経費、収入の予算、決算及び会計 法務省所管の物品の管理 本省で使用する自動車の管理
- 監査室 法務省の所掌に係る会計の監査
- 庁舎管理室 庁内の管理
- 企画調査官 会計課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画
- 施設課** 法務省の所掌事務に関する施設の整備 法務省所管の国有財産の管理・処分 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理・処分のうち法務省の所掌に係るもの 法務省の職員に貸与する宿舎に関する事項 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力等に関する事項
- 技術企画室 施設の整備に関する事務のうち建設計画、設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画、立案、調整及び指導並びに積算及び工務検査 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整
- 施設設計調整官 施設の整備に関する事務のうち特定の施設の整備に関する建設計画及び設計に係るものの調整
- 企画調査官 施設課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画
- (訟務部門)**
- 【訟務企画課】** 国の利害に関係のある争訟に関する基本的事項に係る企画及び立案
訟務企画課、民事訟務課、行政訟務課及び租税訟務課並びに財産訟務管理官の所掌事務の調整
- 訟務調査室 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案
- 訟務判例研究官 特定事項に係る裁判例等の調査、研究等を行うことにより、国の利害に関係のある争訟の遂行のための支援を行う事務
- 訟務広報官 国の利害に関係のある争訟に係る広報に関する事務並びに国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項に係るものの企画、指導及び連絡調整
- 【民事訟務課】** 民事に関する争訟（他課の所掌に属するものを除く。）
- 民事訟務対策官 民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の進行、企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整
- 【行政訟務課】** 行政に関する争訟 民事に関する争訟のうち労働関係に係るもの
- 【租税訟務課】** 租税の賦課処分及び徴収に関する争訟
- 【財産訟務管理官】** 民事に関する争訟のうち国有財産の財産管理に係るもの 民事に関する争訟のうち国の債権に係るもの（租税訟務課の所掌に属するものを除く。）
- 厚生管理官** 共済組合に関する事務 職員の福利厚生及び能率増進、恩給、災害補償に関する事務

司法法制部

【司法法制課】 司法制度及び司法試験制度に関する企画及び立案 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 法制審議会の庶務 国立国会図書館支部法務図書館 法務省の所掌事務に関する統計 日本司法支援センター評価委員会の庶務 日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。） 総合法律支援 法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成

企画調査官 司法法制課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

資料調査官 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん、国立国会図書館支部法務図書館、法務省の所掌事務に関する統計に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【審査監督課】 弁護士法第5条の資格認定 外国法事務弁護士 債権管理回収業の監督 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証

— 民 事 局 —

【総務課】 民事法制に関する企画及び立案（民事法制管理官の所掌に属するものを除く。） 民事局の所掌事務に関する総合調整 公証 検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会の庶務 法務局及び地方法務局の組織及び運営 登記情報管理室 法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記情報の管理に必要なものの調査、計画及び調整

登記情報センター室 登記に関する情報システムの運用及び管理

民事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【民事第一課】 国籍 戸籍 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に定める登記 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財産の管理及び処分 住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票

【民事第二課】 不動産登記 司法書士及び土地家屋調査士

【商事課】 商業登記 商事 法人登記 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）に定める登記 供託 非訟事件

【民事法制管理官】 民事法制に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関係事務の調整

— 刑 事 局 —

【総務課】 刑事局の所掌事務に関する総合調整 検察庁の組織及び運営 犯罪捜査の科学的研究 情報システムの整備その他の検察事務の能率化 刑事の裁判の執行指揮その他の検務事務 司法警察職員の教養訓練 裁判員制度の啓発及び広報 法科大学院への検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務

に係る協力

企画調査室 検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本的方針に係るものの調査及び企画

刑事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【国際課】 犯罪人の引渡し 刑事に関する国際間の共助 刑事に関する国際間の協力 刑事に関する条約その他の国際約束の実施 犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整

【刑事課】 一般刑事事件、環境関係事件、選挙関係事件、交通関係事件、財政経済関係事件及び少年に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【公安課】 公安関係事件、労働関係事件、風紀関係事件、薬物関係事件、暴力団に係る刑事事件及び外国人に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【刑事法制管理官】 刑事法制に関する企画及び立案

— 矯 正 局 —

【総務課】 矯正に関する法令案の作成 矯正局の所掌事務に関する総合調整 刑事施設視察委員会 矯正施設の組織及び運営 矯正管区の組織及び運営 刑務共済組合 矯正局の所掌事務に係る国際協力

矯正監査室 矯正施設の実地監査 被収容者の不服及び苦情の処理

矯正調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【成人矯正課】 刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所等の保安 刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、厚生その他その処遇 刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金 国際受刑者移送 犯罪人の指紋その他その個人識別 刑務所等の職員の非常訓練 刑務官の点検及び礼式

企画官 成人矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【少年矯正課】 少年院等被収容者の規律、警備その他少年院等の保安 少年院等被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 少年院等被収容者の教科教育、特別支援教育、職業補導、訓練、厚生その他その処遇 少年院等被収容者に係る死傷病手当金 少年院等の職員の非常訓練

企画官 少年矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【矯正医療管理官】 矯正施設に収容中の者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤

矯正医療企画官 矯正医療管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案の補助

— 保 護 局 —

【総務課】 更生保護に関する法令案の作成 保護局の所掌事務に関する総合調整 恩赦 保護司（大臣官房及び更生保護振興課の所掌に属するものを除く。） 国際受刑者移送法第25条第2項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除 中央更生保護審査会の庶務 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営 心神喪

失者等医療観察制度における精神保健観察等に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く）

恩赦管理官 恩赦等に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事務
精神保健観察企画官 心神喪失者等医療観察制度（厚生労働省の所掌に属するものを除く）に関する事項に係るものの企画及び調整

【更生保護振興課】 保護司の設置区域及び組織 保護司の研修 更生保護事業の助長及び監督 民間における犯罪予防活動の促進 更生保護に関する各種団体との連絡調整 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研究

社会復帰支援室 更生保護に関する各種団体との連絡調整のうち、犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他の生活基盤の確立に係るものの企画及び調整

保護調査官 更生保護振興課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【観察課】 仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整 刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整 更生保護法第88条に規定する刑の執行を停止されている者に対する措置 地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査

処遇企画官 保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

—— 人 権 擁 護 局 ——

【総務課】 人権擁護に関する企画及び立案 人権擁護局の所掌事務に関する総合調整 人権擁護委員の事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）

【調査救済課】 人権侵害事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権相談

【人権啓発課】 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長

—— 入 国 管 理 局 ——

【総務課】 出入国管理基本計画の策定 出入国の管理に関する法令案の作成 入国管理局の所掌事務に関する総合調整 入国者収容所等視察委員会、入国者収容所及び地方入国管理局の組織及び運営

難民認定室 一時庇護のための上陸の許可 難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。） 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第61条の2の2第1項及び第2項の規定による在留の許可、同条第4項の規定による許可の取消し並びに入管法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書

入国管理企画官 出入国管理基本計画の策定、出入国の管理に関する法令案の作成及び入国管理局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特定事項に係るものの企画

入国管理調整官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

【入国在留課】 外国人の上陸の許可（総務課及び審判課の所掌に属するものを除く。）

外国人の在留の許可（総務課及び審判課の所掌に属するものを除く。）外国人の中長期の在留の管理 外国人の再入国の許可 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認 入管法第6章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任
在留管理業務室 在留カード 入管法第4章第1節第2款の規定による中長期在留者に係る届出

審査指導官 入国在留課の所掌事務のうち特定事項に係るものの指導及び監督

【審判課】 入管法第45条第1項及び第55条の2第2項の規定による審査 収容令書及び退去強制令書の発付 入管法第55条の3第1項の規定による出国命令 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出 難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての異議申立て（難民の認定をしない処分についての異議申立てに係る在留許可等に関することを含む。） 通報者に対する報償金の交付

【警備課】 入管法第2条第14号に規定する違反調査 収容令書及び退去強制令書の執行 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用 入国警備官の点検、礼式及び非常訓練

警備指導官 警備課の所掌事務のうち特定事項に係るものの指導及び監督

【出入国管理情報官】 出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析 住民基本台帳法第30条の50の規定による通知

出入国情報分析官 出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析

審議官 大臣官房に訟務総括審議官1人及び審議官6人（うち1人は充て職）が置かれ、訟務総括審議官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務の総括整理、審議官は、法務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務の総括整理

参事官 大臣官房、民事局、刑事局、矯正局、保護局、人権擁護局、入国管理局にそれぞれ参事官が若干人置かれ、主としてそれぞれの部局の所掌事務に関する重要な法令案の作成その他重要事項についての企画及び立案

（注）公安調査庁にも参事官1人が置かれている。

（審議会等）

司法試験委員会 司法試験及び司法試験予備試験に関する事項の管理

- 検察官適格審査会** 検察庁法第23条第3項に規定する検察官の適格性に関する審査
- 中央更生保護審査会** 法務大臣に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出 地方更生保護委員会の決定に対する審査、裁決
- 日本司法支援センター評価委員会** 日本司法支援センターの業務の実績に関する評価
その他総合法律支援法によりその権限に属させられた事項の処理
- 法制審議会** 法務大臣の諮問に応じて行う民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項についての調査審議 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第5条第2項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理
- 検察官・公証人特別任用等審査会** 検察庁法第18条第2項に規定する副検事の選考及び同条第3項に規定する検察官特別考試の実施、公証人法第13条ノ2に規定する選考の実施並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決
- 検察官特別任用分科会** 副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理
- 公証人分科会** 公証人の選考の実施(公証人法第13条ノ2に規定する選考をいう。)並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決に関する事項を処理

(施設等機関)

- 刑務所 — 支所** 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇
- 少年刑務所 — 支所** 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇(ただし、少年及び26歳未満の成人を対象とする。)
- 拘置所 — 支所** 主に被勾留者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇
- 少年院 — 分院** 主に家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年法第56条第3項の規定により少年院において刑の執行を受ける者の収容並びにこれらの者に対する矯正教育
- 少年鑑別所 — 分所** 主に家庭裁判所から観護の措置として送致された者の収容、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対する刑の執行に資するための少年の資質の鑑別
- 婦人補導院 —** 売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者の収容及びこれらの者に対する必要な補導
- 入国者収容所** 本邦からの退去を強制される者の収容及び送還
- 法務総合研究所 — 支所** 法務に関する調査及び研究 当省の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対する職務上必要な研修 「犯罪

の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」(昭和36年条約第4号)に基づき国際連合と協力して行う研修・研究・調査 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力(参考)

「国連アジア極東犯罪防止研修所」

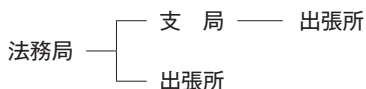
上記条約に基づき設立され、国連と共同で運営されている研修機関。国連の犯罪防止刑事司法プログラムに協力して、アジア・太平洋地域を中心とする国々の刑事司法運営の健全な発展と相互協力の促進に向けた研修、研究及び調査を行っている。人員・設備等については日本が提供する旨上記条約及びその後に関わられた交換公文によって定められており、法務総合研究所がその事務を担当している。

矯正研修所 — 支所 矯正の業務に従事する職員に対する職務上必要な研修

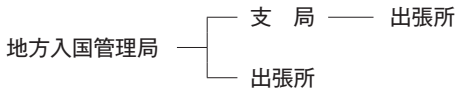
(地方支分部局)

矯正管区 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理

地方更生保護委員会 刑法第28条の行政官庁としての仮釈放の許可又はその処分の取消し 刑法第30条の行政官庁としての仮出場の許可 少年院からの仮退院又は退院の許可 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請 少年法第52条第1項及び第2項の規定により言い渡された刑について、その執行を受け終わったものとする処分 刑法第25条の2第2項の行政官庁としての保護観察の仮解除又はその処分の取消し 婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し 保護観察所の事務の監督



登記 戸籍 国籍 供託 公証 司法書士及び土地家屋調査士の事務 人権侵害事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長 人権擁護委員の事務 人権相談 国の利害に関する争訟



日本人の出帰国及び外国人の出入国の管理 本邦における外国人の在留管理
難民の認定

保護観察所 — **支部** 保護観察の実施 犯罪の予防を図るための世論の啓発，社会環境の改善，地域住民の活動の促進 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等の実施

保護司選考会 保護司法の規定に基づき，各保護観察所に置かれており，保護観察所の長の諮問に応じて保護司の委解嘱等に関する意見を述べる

特別の機関



検察庁法第4条，第6条に基づく，検察官の行う事務の総括

外局

公安審査委員会 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定

公安調査庁

(内部部局)

総務部

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受，発送，編集及び保存 公安調査庁の所掌に係る経費及び収入の予算，決算及び会計並びに会計監査 行政財産及び物品の管理 所掌事務に関する総合調整 所掌事務に関する統計 情報システムの整備及び管理 公安調査局及び公安調査事務所の組織及び運営

審理室 公文書類の審査及び進達 情報公開 個人情報保護 所掌事務に関する法令案の作成 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分の請求及び調査結果の提供 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による国会への報告

渉外広報調整官 渉外及び広報

人事課 機構及び定員 任免, 給与, 懲戒, 服務その他の人事並びに教養及び訓練
衛生, 医療その他の福利厚生 行政の考査

調査第一部

第一課 第一部の所掌事務に関する総合調整 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分 第一部の所掌に係る事項に関する関係機関との情報及び資料の交換の総括

第二課 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備, 国内資料の収集, 整理及び保管
公安調査管理官 第一部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

調査第二部

第一課 第二部の所掌事務に関する総合調整 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析
国際調査企画官 特定事項に係るものの企画及び調整

第二課 国外資料の収集, 整理及び保管 第二部の所掌に係る事項に関する国外との関連を有する関係機関との情報及び資料の交換の総括

国際破壊活動対策室 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備
公安調査管理官 第二部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

(施設等機関)

公安調査庁研修所 公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

公安調査局・公安調査事務所 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分

第3 予 算

平成25年度における法務省所管の歳出予算額は、次のとおりである。

一般会計では、当初予算額が、6,965億4,590万9千円であったところ、平成25年12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」を実施するために必要な経費が盛り込まれた補正予算で、矯正施設の防災・減災対策の加速に必要な経費として40億518万1千円、観光立国推進のための出入国審査の迅速化に必要な経費として13億9,071万8千円、治安の確保に向けた矯正施設の収容・処遇体制の強化に必要な経費として37億9,458万6千円の総額91億9,048万5千円が追加計上された。

それとともに、既定経費の不用分として、65億6,038万5千円が減額されたため、補正後予算額は6,991億7,600万9千円となった。さらに、前年度からの繰越額254億5,931万6千円を加えると、歳出予算現額は7,246億3,532万5千円となっている。

東日本大震災復興特別会計では、当初予算額が43億4,769万5千円であったところ、補正予算で既定経費の不用分として、7,467万4千円が減額され、補正後予算額及び歳出予算現額は42億7,302万1千円となっている。なお、東日本大震災復興特別会計は、復興庁所管であり、同庁に一括計上されている。

法務省所管等の歳出予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、補正後予算額として7,034億4,903万円、歳出予算現額として7,289億834万6千円となっている。

第 2 部

業務の概況

- 第1 内 部 部 局
- 第2 審 議 会 等
- 第3 施 設 等 機 関
- 第4 地 方 支 分 部 局

第1 内部部局

I 大臣官房

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第3条、第10条～第25条、法務省組織規則第1条～第6条

秘書課

法務省組織令第13条、第14条、法務省組織規則第1条

(業務の実施状況)

1 行政改革（地方分権改革）関係

平成19年4月1日に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、同日付けで地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、法務省においては、地方移譲の検討事項として法務局・地方法務局（以下「法務局等」という。）の登記事務等が掲げられた。その後の検討の結果、第2次勧告において、法務局等は、国の機関として残すものと整理されたものの、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施は、市場化テストについて官民競争入札等監理委員会の検討に委ねることとされた。

このほか、第2次勧告では、地方自治体の事務を国の法令で規制する義務付け・枠付けに係る法制的な仕組みの見直しが盛り込まれており、法務省では刑事局、保護局及び人権擁護局の所管法令が見直しの対象とされた。

平成21年11月17日、閣議決定により地域主権戦略会議が内閣府に設置され、法務省においては、出先機関改革において法務局等が議論の対象とされた。その後、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、各府省において自ら出先機関の事務・権限の仕分け（以下「自己仕分け」という。）が行われた。

その後、内閣総理大臣からの再検討指示を経て、平成22年11月29日の地域主権戦略会議において、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する等とする「出先機関改革の基本方向」が示され、同年12月28日、「アクション・プラン」が閣議決定された。

法務省の自己仕分けにおいて「A-a」と仕分けた事務のうち、地方側から申出があった「人権啓発活動地方委託事業のうち、非ネットワーク事業」のみ、事務・権限の移譲に向けた工程案を作成した。

その後、平成23年12月26日の地域主権戦略会議においては、それまでの地域主権戦略会議等の議論を踏まえ、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」及び「広域の実施体制の枠組み（方向性）」が承認された。

平成24年11月15日には、地域主権戦略会議等の議論を経て「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」が閣議決定された。さらに、同年11月30日には、「地域主権戦略大綱」に基づく取組成果を踏まえ、今後おおむね2、3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を内容とする「地域主権推進大綱」が閣議決定された。

平成25年3月8日には、閣議決定により地方分権改革推進本部が設置され、また、同年4月5日には、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）により地方分権改革有識者会議の開催が決定された。同会議における議論等を踏まえ、平成22年の自己仕分けにおいて仕分けた事業について改めて事務・権限等の移譲に関する検討をし、平成25年9月13日に開催された第3回地方分権改革推進本部において、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定され、法務省においては、人権啓発活動地方委託事業（ネットワーク事業を除く。）が、移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限の一つとされた。同年12月20日には、その後の検討・議論の結果を踏まえた事務・権限の移譲等に関する見直し方針について閣議決定され、人権啓発活動地方委託事業（ネットワーク事業を除く。）については、地方公共団体に移譲する方策の検討を進めることとなった。

2 政策評価関係

中央省庁等改革基本法第4条第6号及び第29条各号は、各府省において政策評価機能の充実強化を図る旨規定している。

政策評価とは、国の行政機関がその所掌する政策に関して自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、これを政策の企画立案に反映させることにより、①国民に対する説明責任を徹底し、②国民本位で効率的な質の高い行政を実現し、③国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的とするものである。

法務省においては、平成13年1月に大臣官房秘書課政策評価企画室が発足後、総務省が示した「政策評価に関する標準的ガイドライン」（同年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）を受けて、「法務省政策評価実施要領」等を策定して、同年4月1日から政策評価を実施してきたところ、平成14年4月1日から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）が施行されたことに伴い、同月からは、同法第5条第1項に基づく「政策評価に関する基本方針」（同13年12月28日閣議決定）を踏まえ、同法第6条及び第7条に基づいて策定した「法務省政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「法務省事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に従って、政策評価を実施しているところである（基本計画及び実施計画、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況、その他必要と認める事項について法務省ホームページを通して公表している。）。

また、政策評価を行うに当たっては、必要に応じ、学識経験者、民間等の第三者等の知見の活用を図るものとされているところ、法務省では、その政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、「政策評価懇談会」（座長：川端和治弁護士）を開催することとしており、同懇談会において、法務省の政策評価に関する意見を聴取している。平成25年においては、第35回ないし第38回の計4回にわたり、政策評価懇談会を開催し、平成24年度法務省事後評価実施結果報告書（案）や、平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）等について意

見を聴取したところである。

3 国の機関等の移転

第4次全国総合開発計画において、東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進するため、①「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」こととされ、また、②「遷都問題については、(中略)東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」こととされている。

(1) 国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、平成5年6月24日開催の国の機関等移転推進連絡会議における移転計画に基づき移転が実施されており、その進捗状況を踏まえ、平成13年6月28日開催の同連絡会議において抜本的な見直しが行われるとともに、平成14年1月10日開催の同連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)を踏まえた見直しが行われた。

なお、上記移転計画に基づく法務省関係機関(法務総合研究所(研究部)、東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会)は全て移転を完了している。

(2) 国会等の移転

首都機能移転問題については、平成4年12月、「国会等の移転に関する法律」(同年法律第109号)が制定され、同法に基づいて国会等移転調査会が設置された。

同調査会は、平成7年12月13日に「国会等移転調査会報告」を取りまとめた後、平成8年6月に「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」(同年法律第106号)が成立したことにより廃止され、新たに同法に基づいて国会等移転審議会が設置(同年6月26日)された。

同審議会において、調査対象地域として選定された北東地域、東海地域及び三重・畿央地域について、現地調査や、科学的見地からの比較検討等が行われ、調査の取りまとめ結果に基づき、平成11年12月20日、移転先候補地について「栃木・福島地域」及び「岐阜・愛知地域」を選定するなどの答申が内閣総理大臣へ提出された。

今後は、移転先地の決定等について、国会において審議が行われることとなっており、平成15年6月に設置された「国会等移転に関する政党間両院協議会」において検討が進められているところである。

4 個人情報保護関係

(1) 行政機関の個人情報保護

平成17年4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)が施行されたことを踏まえ、「法務省保有個人情報保護管理規程」(平成17年3月16日大臣訓令)を制定し、同規程等に基づき、法務省における保有個人情報の適正な管理のため

の所要の措置を講じている。

また、個人情報保護窓口を設置し、行政機関個人情報保護法の規定に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る業務等を行っており、平成25年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	42,620	1,947
開示請求取り下げ件数	362	26
開示決定等件数	46,029	2,113
うち、全部開示決定件数	43,765	415
うち、部分開示決定件数	34	1,222
うち、不開示決定件数	2,230	476
訂正請求受付件数	2	4
訂正決定等件数	2	4
うち、訂正決定件数	0	0
うち、不訂正決定件数	2	4
利用停止請求件数	0	0
利用停止決定等件数	-	-
うち、利用停止決定件数	-	-
うち、不利用停止決定件数	-	-
不服申立て件数	32	-
うち、異議申立て件数	10	-
うち、審査請求件数	22	-
裁決・決定件数	19	-
訴訟件数	0	2

(注) 公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、行政機関個人情報保護法46条の規定に基づき、法務大臣の権限が委任された官署をいう。

(2) 所管事業者等の個人情報保護

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が全面施行され、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)の趣旨を踏まえ、平成16年10月29日に「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」(法務省告示第531号。以下「旧ガイドライン」という。)が制定された。

旧ガイドラインは、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」(平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成21年9月30日法務省告示第453号。平成21年11月1日施行。)に改定された。

また、個人情報保護法の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうと

する法人による個人情報保護の取組を推進するため、平成17年8月17日に「認定個人情報保護団体の認定に関する指針」（法務省告示第413号）が制定された。

5 情報公開関係

情報公開法に基づく開示請求に係る業務等を行っており、平成25年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	877	36,357
他機関からの移送受付件数	9	0
開示請求取下げ件数	90	71
他機関への移送件数	2	0
開示決定等件数	857	35,948
うち、全部開示決定件数	423	1,790
うち、部分開示決定件数	321	33,839
うち、不開示決定件数	113	319
開示決定等の期限延長件数(10条2項)	106	667
開示決定等の期限特例延長件数(11条)	150	450
不服申立て件数	110	-
うち、異議申立て件数	37	-
うち、審査請求件数	73	-
不服申立て取下げ件数	1	-
裁決・決定件数	60	-
訴訟件数	1	1

(注) 公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、情報公開法第17条に基づく、法務大臣の権限を委任された官署をいう。

6 国会関係

(1) 第183回国会

ア 召集・会期

第183回国会（常会）は、1月28日に召集され、会期は6月26日までの150日間であった。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

2月28日、衆参両院の本院議において、施政方針演説等の政府4演説が行われ、3月4日及び5日に衆議院で、3月5日及び6日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 予算

1月31日、「平成24年度補正予算案」が、2月28日、「平成25年度総予算案」が提出された。

平成24年度補正予算案については、2月6日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、2月14日に衆議院予算委員会及び同国会

議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、2月6日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、2月26日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

平成25年度総予算案については、3月6日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、3月7日から審議に入ったが、年度内の成立が見込まれないことから、政府は、3月27日、50日間（4月1日から5月20日まで）の平成25年度暫定予算案を閣議決定し、国会に提出した。

同暫定予算案は、衆議院において3月28日に、参議院において3月29日に可決され、成立した。

なお、平成25年度総予算案は、4月16日、衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月29日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、4月22日から審議が重ねられ、5月15日、参議院予算委員会及び同本会議においていずれも否決され、衆議院に返付された。

両院の議決が一致しなかったことから、同日、両院協議会が開催されたが、同協議会においても意見の一致には至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決になり、同総予算案は成立した。

(ウ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出75件（うち、法務省所管9件）であり、そのうち、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を含め63件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出49件（うち、撤回3件）であり、そのうち、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案を含め7件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出32件（うち撤回1件）であり、そのうち、3件が成立した。

条約は、新規提出18件であり、そのうち、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件を含め9件が承認された。

(エ) 質問主意書

第183回国会において提出された計282件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、長妻昭参議院議員（民主）の「矯正施設収容者に対する年金制度等の周知徹底に関する質問主意書」等64件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録503ページ参照）

(7) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

（3月15日提出 5月10日成立 5月16日公布法律第16号）

(イ) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

- (3月15日提出 6月5日成立 6月12日公布法律第33号)
- (ウ) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案
(3月15日提出 6月12日成立 6月19日公布法律第48号)
- (エ) 刑法等の一部を改正する法律案
(3月22日提出 6月13日成立 6月19日公布法律第49号)
- (オ) 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案
(3月22日提出 6月13日成立 6月19日公布法律第50号)
- (カ) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案
(4月9日提出 6月19日成立 6月26日公布法律第61号)
- (キ) 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(4月9日提出 6月19日成立 6月26日公布法律第62号)
- (ク) 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案
(6月7日提出 6月19日成立 6月26日公布法律第66号)

(2) 第184回国会

ア 召集・会期

第184回国会（臨時会）は、7月21日に行われた第23回参議院議員通常選挙を受けて、8月2日に召集され、会期は8月7日までの6日間であった。

イ 審議概況

(ア) 法律案等

内閣提出法律案は継続8件であったが、いずれも成立しなかった。

衆議院議員発議に係る法律案は、継続27件であったが、いずれも成立しなかった。

参議院議員発議に係る法律案は、継続1件であったが、いずれも成立しなかった。

(イ) 質問主意書

第184回国会において提出された計37件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、鈴木貴子衆議院議員（無所属）からの「成年後見制度に関する質問主意書」等6件であった。

(3) 第185回国会

ア 召集・会期

第185回国会（臨時会）は、10月15日に召集され、会期は当初12月6日までの53日間であったが、2日間延長され、最終的な会期は12月8日までの55日間となった。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

召集日の10月15日、衆参両院の本会議において、所信表明演説が行われ、

10月16日及び17日に衆議院で、10月17日及び18日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 法律案等

内閣提出法律案は新規提出23件（うち、法務省所管4件）及び継続8件（うち、法務省所管2件）であり、そのうち、裁判官の配偶者同行休業に関する法律案を含め27件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出29件及び継続27件（うち、法務省所管1件）であり、そのうち、10件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出16件（うち、法務省所管3件）及び継続1件（うち、法務省所管1件）であり、そのうち、2件が成立した。

条約は、新規提出13件であり、そのうち、投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を含め、11件が承認された。

(ウ) 質問主意書

第185回国会において提出された計226件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、鈴木貴子衆議院議員（無所属）からの「富山県における冤罪事件に関する質問主意書」等41件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録511ページ参照）

(ア) 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案

（10月25日提出 11月27日成立 12月4日公布法律第91号）

(イ) 民法の一部を改正する法律案

（11月12日提出 12月5日成立 12月11日公布法律第94号）

(ウ) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案

（4月12日提出 11月20日成立 11月27日公布法律第86号）

7 他府省関係

(1) 閣議請議

官房秘書課で取り扱った閣議請議総件数は77件であり、この内訳は、法律案14件、政令9件、質問主意書に対する答弁書45件、その他9件であった。

(2) 特例民法法人監督事務

平成20年12月1日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。以下「新法」という。）等の公益法人制度改革3法が施行された。これにより、社団法人及び財団法人の設立許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人制度が改められ、従来の公益法人は特例民法法人として存続するものの、施行日から起算して5年を経過するまでの間（平成25年11月30日まで）に公益社団法人若しくは公益財団法人への移行認定申請又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行認可申請を行わなければ、当該法人は解散したものとみなされることとされた。

なお、移行又は解散するまでの間は、引き続き旧主務官庁において指導・監督を行うこととされており、法務省においては、所管する18法人（平成25年末現在）に対し、各種法令及び閣議決定等に基づき指導・監督を行うとともに、新制度への移行に係る調整を行っている。

(3) 犯罪被害者等基本法関係

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が、平成17年4月に施行された。

同法に基づき、内閣府に特別の機関として、内閣官房長官を会長、内閣総理大臣が指定する国務大臣（法務大臣を含む。）等を委員とする「犯罪被害者等施策推進会議」（以下「推進会議」という。）が設置され、同会議において、被害者等からの意見を踏まえ258の具体的施策を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）案を取りまとめ、平成17年12月27日に閣議決定された。

法務省においても、第1次基本計画に盛り込まれている施策に取り組み、平成20年12月には、一定の犯罪について、被害者が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加し、被告人に対する質問等を行うことができる被害者参加制度を導入するなどした。

なお、第1次基本計画は、平成22年度末で計画期間が終了したことから、推進会議及び同計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討等を行うことを目的とした「基本計画策定・推進専門委員等会議」における見直しの検討を経て、新たに第2次犯罪被害者等基本計画（以下「第2次基本計画」という。）が平成23年3月25日に閣議決定された。

第2次基本計画においては、第1次基本計画にある施策の充実を図るほか、新たな検討を要する施策については、その検討期限を明示することで早期の実施を目指している。

法務省においても、推進会議の下に開催されている「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に係る検討会」、「犯罪被害者等に対するカウンセリング等心理療法の費用の公費負担に関する検討会」に関係省庁の一つとして参加するなどして、新たな施策の具体的な在り方について検討を進めるとともに、第2次基本計画に基づく施策の着実な推進に努めており、第183回国会においては、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（平成12年法律第75号）及び「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）の一部を改正する法律が成立し、平成25年12月1日から、被害者参加人に対する旅費等の支給及び被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和が行われた。

(4) 男女共同参画関係

平成6年7月、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置され、平成13年1月、中央省庁等改革に伴い、同審議会を発展的に継承し、内閣府に、内閣官房長官を議長、内閣総理大臣が指定する国务大臣（法務大臣を含む。）等を議員とする男女共同参画会議が設置された。

法務省においては、上記会議の下に設置された「女性に対する暴力に関する専門調査会」、「監視・影響調査専門調査会」等の各専門調査会における審議等への対応を行っている。

また、平成12年12月、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、第1次男女共同参画基本計画が閣議決定され、平成17年12月27日には、それまでの取組を評価・総括して第2次男女共同参画基本計画が閣議決定された。平成22年度には、基本計画全体について見直しを行い、平成22年12月17日、第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）が閣議決定された。

法務省においては、平成13年6月1日、「法務省男女共同参画推進本部（本部長：副大臣、副本部長：大臣政務官、事務局長：大臣官房長、本部員：本省局部課長等）」を設置し、男女共同参画社会の形成促進に関する施策・取組について、総合的かつ計画的な推進を図っている。平成23年度には、意欲と能力のある女性職員の採用・登用の拡大に資する施策を引き続き積極的に推進していくため、第3次基本計画の策定を受けて、「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」（平成23年11月22日法務省男女共同参画推進本部決定）が策定され、平成27年度までの目標が設定されている。

また、「女性の人権を守ろう」を人権啓発活動の年間強調事項の一つに掲げ、毎年12月4日から10日（人権デー）までの「人権週間」のほか、年間を通じて、男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、全国各地で出版物による広報、講演会・座談会等の開催等を行っている。

(5) 青少年育成関係

平成15年6月、青少年の育成に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「青少年育成推進本部」が設置された（法務大臣は副本部長）。同本部において、少子高齢化、情報化、国際化等の社会の変化と社会的自立の遅れや非行等青少年をめぐる今日の課題を踏まえて、幅広い分野にわたる「青少年育成施策大綱」が平成15年12月に策定された。その後、大綱の見直しが行われ、平成20年12月12日に新しい「青少年育成施策大綱」が策定された。

また、内閣府の働きかけにより、ニートやひきこもり等に着目し、様々な困難に直面している若者を対象として新法を作成することとされ、平成21年7月、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が成立した（平成22年4

月1日施行)。これに伴い、「青少年育成推進本部」は廃止された。

その後、平成22年7月、内閣総理大臣を本部長とする子ども・若者育成支援本部（法務大臣は副本部長）が開催され、子ども・若者育成支援推進法第8条第1項に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として「子ども・若者ビジョン」（以下「ビジョン」という。）が決定された。これに伴い、「青少年育成施策大綱」は廃止された。

ビジョンは、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるものであり、ビジョンに基づく関係施策の実施状況の点検・評価が実施されるとともに、5年を目途にビジョンの見直しを行うこととされている。

(6) 構造改革特区関係

構造改革特区制度は、各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定し、各分野における構造改革を推進して地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的として導入された制度であり、平成14年7月26日に「構造改革特区推進本部」が内閣に設置されたが、その後、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）が制定され、平成14年12月18日に同法第37条に基づく「構造改革特別区域推進本部」へと移行した。

法務省所管の特区における特例措置としては、「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」、「外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業」及び「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」がある。

(7) 総合特区関係

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的として、平成23年6月22日に総合特別区域法（平成23年法律第81号）が制定され、同法第59条に基づき、「総合特別区域推進本部」が設置された。総合特区制度は、これまでの構造改革特区制度とは異なり、特区内で複数の規制緩和を認め、また、税制上の優遇措置や財政、金融上の支援措置を総動員して総合的、集中的に推進していくものであり、平成23年12月、平成24年7月、平成25年2月及び平成25年9月に、それぞれ総合特別区域推進本部の議を経て、第一次指定、第二次指定、第三次指定及び第四次指定となる総合特別区域の指定及び各区域における方針が決定され、指定を受けた48の提案に係る個々の要望の内、法務省関連項目について法務省と地方において協議が進められている。

(8) 規制改革推進関係

平成25年1月23日、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べること等を主要な任務とする「規制改革会議」が内閣府設置法第37条第2項に基づき設置された。

規制改革会議及び同会議の下に設けられた専門ワーキンググループでの調査審議の結果を踏まえ、平成25年6月、内閣総理大臣に対して、規制改革に関する答

申が行われた。

(9) 東日本大震災関連施策関係

被災地の復興に当たっては、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づき、平成23年7月29日に復興に係る基本的考え方や実施する施策等が盛り込まれた「東日本大震災からの復興の基本方針」が策定された。

平成24年2月10日には復興庁が発足し、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するための取組が進められている。

上記基本方針に盛り込まれた法務省関連施策としては、「土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正」、「震災に伴って生起する様々な人権問題（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等）への対処」、「被災地における再犯防止に向けた取組」、「心理的支援を必要とする被収容少年等に対する、少年鑑別所の心理技官による心理的支援の実施」、「日本司法支援センター（法テラス）による被災者支援事業」などがあり、施策ごとに工程表を作成の上、取組を進めている。

(10) 再犯防止施策関係

奈良県における幼児誘拐殺害事件（平成16年11月）や、安城市における幼児殺害事件（平成17年2月）などの重大再犯事件の発生を受け、平成17年2月には「再犯防止対策関係省庁会合」が設置され、その後設けられた「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」においても引き続き政府全体における再犯防止対策に関する検討が進められた。

平成22年2月、法務省に、大臣を議長、副大臣を副議長とする「再犯防止対策推進会議」が設置された。また、本会議の下に、「就労・福祉等による社会復帰支援施策検討プロジェクトチーム」が設置され、同年8月、「再犯防止施策の今後の展開～就労・福祉による社会復帰支援を中心として～（中間取りまとめ）」が取りまとめられた。

同年9月、総理大臣指示により、内閣官房に「再犯防止対策関係省庁連絡会議」が設置され、法務省による上記中間取りまとめを基に、関係省庁の連携策について協議することとされ、「再犯防止施策の今後の展開～現状の課題と施策実現に向けた取組の方向性～」が取りまとめられた。

同年12月14日、犯罪対策閣僚会議において、上記連絡会議による取りまとめが了承されるとともに、同会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」が設置され、「再犯防止対策関係省庁連絡会議」は発展的に解消された。

平成23年7月、上記ワーキングチームにおいて、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」が決定され、同月の犯罪対策閣僚会議において報告された。

平成24年7月20日の犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定された。本総合対策は、政府全体における今後10年間の取組についてまとめたものであり、我が国の再犯防止対策としては初めて、数値目標が設定された。

同年9月、総合対策に基づく施策等の着実な推進を図るため、法務省の再犯防

止対策推進会議の下に、「再犯防止総合対策関係施策検討プロジェクトチーム」が設置され、前述の「就労・福祉等による社会復帰支援施策検討プロジェクトチーム」は、発展的に解消された。

平成25年12月10日の犯罪対策閣僚会議において、「[「世界一安全な日本」創造戦略]」が取りまとめられ、同日閣議決定された。本計画は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催までの7年間を視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成することを目的としたものであり、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も、重要施策の一つとして盛り込まれた。

法務省においては、「再犯防止に向けた総合対策」や「[「世界一安全な日本」創造戦略]」を踏まえ、出所者等の特性に応じた指導・支援、出所後の住居と就労の確保等の推進に努めている。

(11) その他

各府省から法務省に対する照会、依頼、協議等に対応した。主要なものとしては、障害者施策関係、知的財産戦略推進関係及び拉致問題対策関係に係る省内各部署との連絡調整等がある。

8 式典

月 日	件 名	出 席 者 数		
5.10	春の叙勲による勲章伝達式	178人	中綬章 小綬章等	5人 173人
5.14	第20回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	34人	矯正関係	34人
5.16	春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	148人	保護関係 人権関係 矯正関係 民事関係	115人 10人 12人 11人
11. 7	秋の叙勲による勲章伝達式	178人	中綬章 小綬章等	13人 165人
11.11	第21回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	41人	矯正関係 入管関係	40人 1人
11.13	秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	149人	保護関係 人権関係 矯正関係 民事関係	116人 9人 10人 14人

9 公文書の接受等

(平成25年)

件名	件数等
1 公文書類の接受件数	351,326件
2 公文書類の発送件数	140,425件
3 官報掲載件数	10,079件
4 独立行政法人国立公文書館へ移管した行政文書等	358冊

広報室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 広報関係事務

- (1) 出席した会議
各省庁広報主管課長等会議（内閣府主催2回）
- (2) 重点広報事項

広報月	重点広報事項
随時	<p>○平成25年度人権啓発活動重点目標</p> <p>「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、相手の気持ちを考え、思いやる心の大切さを一人一人の心に訴えていく啓発活動を展開する。</p> <p>(強調事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の人権を守ろう 男女の平等及び女性に対する暴力の禁止を訴えるなどの啓発活動を行う。 ・子どもの人権を守ろう 子どもの人権専門委員制度や「児童の権利に関する条約」の周知を図りながら、いじめ、体罰、虐待等の問題を中心に、人権意識の醸成を訴える啓発活動を行う。 ・高齢者を大切にすることを育てよう 高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者への理解を深め、高齢者を大切にすることを育てるための啓発活動を行う。 ・障害のある人の自立と社会参加を進めよう 国民の間にノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障害のある人の自立と社会参加を更に促進するための啓発活動を行う。 ・同和問題に関する偏見や差別をなくそう 同和問題の解決を目指すとともに、その解決の妨げになっているえ

せ同和行為を排除するため、啓発活動を行う。

- ・アイヌの人々に対する理解を深めよう
アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・外国人の人権を尊重しよう
「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の周知や、国民の一人一人に、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ尊重することの必要性を訴える啓発活動を行う。
- ・H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
H I V・ハンセン病についての正しい知識の定着を図り、患者・元患者等に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
犯罪被害者やその家族に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
インターネット上で個人の名誉やプライバシーを侵害する情報が流されていることから、インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重するように訴える啓発活動を行う。
- ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めてもらうための啓発活動を行う。
- ・ホームレスに対する偏見をなくそう
近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を行う。
- ・性的指向を理由とする差別をなくそう
性的指向を理由とする偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・性同一性障害を理由とする差別をなくそう
性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・人身取引をなくそう
人身取引の問題について理解を深めてもらうための啓発活動を行う。
- ・東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう
東日本大震災に起因する人権問題を解決していくとともに、あらたな人権問題の発生を防止するための啓発活動を行う。

随 時 ○再犯防止対策の推進について

	平成24年7月の犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止に向けた総合対策」に基づく施策の周知を図る。
随 時	○日本司法支援センターの周知について 総合法律支援制度並びに日本司法支援センターの業務内容及び利用方法等についての周知を図る。
随 時	○裁判員制度の広報啓発について 制度の円滑な実施のため、制度の内容・意義等を周知するとともに、制度に対する国民の不安を解消し、参加意識の醸成を図る。
随 時	○世界人権啓発書画ミニパネル ミニパネルの内容・成り立ちや、ミニパネル展示会について広報することにより、世界人権宣言が掲げる人権尊重思想の普及・高揚を図る。
随 時	○登記のオンライン申請等の利用促進について オンラインを利用した登記申請や証明書等の交付請求の利用促進を図るため、オンラインを利用した場合のメリットや利用方法について周知を図る。
随 時	○市場化テストの実施について 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の民間委託について周知を図る。
随 時	○筆界特定制度について 筆界特定制度の概要等について周知を図る。
随 時	○国籍選択制度の周知 外国国籍を有する日本国民に対し、国籍選択制度について幅広く周知を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について 戸籍法の一部改正により、従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限し、また、戸籍の届出等の際に本人確認が必要となったことについて広く国民に周知を図る。
随 時	○国籍法の一部改正について 国籍法の一部改正により、出生後に日本人父から認知をされていれば、父母が婚姻していなくても届出によって日本の国籍を取得できるようになったことなどについて周知を図る。
随 時	○民間紛争解決手続の業務の認証制度の周知について 認証制度を普及定着させるため、制度の概要等について広く国民に周知を図る。
随 時	○法制度整備支援の広報啓発について 法制度整備支援の内容・意義について周知を図る。
随 時	○法務行政における国際協力の推進 ～国連アジア極東犯罪防止研修所の活動～

	<p>法務省が国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて実施している国際研修・セミナー、国連の犯罪防止・刑事司法プログラムへの貢献等について、その意義及び現状を広く国民に提供する。</p>
1 月	<p>○法整備支援連絡会（大阪及び東京会場 25日） 法制度整備支援活動についてその現状の周知と情報交換を図る。 ○平成24年度人権シンポジウム「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」（福島会場 19日）</p>
2 月	<p>○ハンセン病に関するシンポジウム（鹿児島会場 9日）</p>
5 月	<p>○全国刑務所作業製品展示即売会（第55回全国矯正展）（北の丸公園科学技術館 5月31日・6月1日）</p>
6 月	<p>○「アジアのための国際貢献 in 法分野」2013キックオフセミナー 関係諸機関との連携を図りつつ、若い世代に法整備支援に関する情報を提供し関心を高めてもらう（東京及び名古屋会場 15日）。 ○不法就労外国人対策キャンペーン月間 政府全体として実施する「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせ、不法就労外国人が我が国社会に与える影響の重大性に触れつつ、広く国民に不法就労外国人問題について広報する。 ○人権擁護委員制度の周知について 「人権擁護委員の日」（1日）を中心とした行事を通じて、人権擁護委員の制度や活動についての周知を図る。 ○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、24日から30日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p>
7 月	<p>○“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～” 強調月間 行動目標 ①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう ③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう 重点事項 「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」 「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」 ○ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」（東京会場 24日）</p>
8 月	<p>○法教育シンポジウム in 札幌（北海道経済センター8F Aホール 25日） 法教育の意義及び重要性について国民に周知し、法教育の普及を図る。 ○平成25年度人権シンポジウム「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」（石巻会場 31日）</p>
9 月	<p>○全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間</p>

	<p>高齢者・障害者をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9日から同15日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p> <p>○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（追加実施） 「いじめ防止対策推進法」の施行を契機に、30日から10月4日までの5日間、全国一斉強化週間を追加実施。</p> <p>10 月 ○「法の日」週間 「法の日」週間（1日から1週間）に際して、法を尊重する思想の普及等を図る（裁判員制度が開始されたことから、当分の間、裁判員制度の内容・意義等について周知するとともに、制度に対する国民の不安解消に力を入れる。）。 ○法の日フェスタ ～法を身近に感じてみよう～ in 赤れんが 法務省・最高検察庁主催による中学・高校・大学生を対象とした法教育授業を実施（5日）。 ○「全国一斉！法務局休日相談所」の開設 行政サービスの向上を目的として、法務局で所掌している全ての事務を対象として、法務局職員のほか、法律や各種手続の専門家に、国民が無料で相談することができる休日相談所を開設（10月第1日曜日） ○公証制度の意義・役割について 公証週間（1日～7日）の時期に併せて、予防司法を目的とする我が国の公証制度を広く国民に周知し、もって私的法律関係の安定を図る。</p>
11 月	<p>○平成25年度人権シンポジウム「インターネットと人権～今、ネットで何が起きているのか～」（東京会場 20日）</p> <p>○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、18日から同24日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p> <p>○「アジアのための国際協力 in 法分野2013」学生シンポジウム 関係諸機関との連携を図りつつ、若い世代に法整備支援に関する情報を伝達しその理解を深め協力を求める（東京及び名古屋会場 16日）。</p>
12 月	<p>○人権週間 「人権週間」（4日～10日）を契機として、集中的に広く国民に対し、基本的人権の尊重及び自由人権思想の普及、高揚を図る。</p> <p>○北朝鮮人権侵害問題啓発週間 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（10日～16日）において、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深める。 政府主催・拉致問題シンポジウム「拉致問題解決に向けて～専門家100人大討論会～」（都市センターホテル5階 オリオン 14日） 政府主催「ふるさとの風コンサート～『北朝鮮拉致被害者』救出を誓う音楽の集い～」（第一生命ホール 16日）</p>

(3) 広報誌の発行

平成15年1月に創刊した国民向け広報誌「法務省だより あかれんが」について、4回（第40号～第43号）刊行した。

2 報道関係事務

- (1) 法務大臣記者会見（106回）
- (2) 各局部課記者発表等（316回）
- (3) 各種報道機関からの取材申込みに対する対応（約1,100回）

3 各種行事の実施状況

(1) 憲法週間

5月3日の憲法記念日を中心に、同月1日から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（271回）、講演会等（32回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

- (2) “社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～” 強調月間（第63回）

7月1日から31日まで、行動目標を①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう、重点事項を「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」として全国的に実施した。

中央推進委員会の開催（2月1日、法務省大会議室）、各部行事の連絡調整、民間協力者に対する法務大臣感謝状の贈呈に関する事務（贈呈数、個人9、団体16、会社19、学校10）、実施要綱、パンフレットの作成・配布を行った。

- (3) 「法の日」週間（第54回）

10月1日の「法の日」から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（1271回）、座談会・講演会（68回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

なお、中央行事として、「法の日フェスタ ～法を身近に感じてみよう～ in 赤れんが」と題し、赤れんが棟を会場に、法教育授業を行った。

4 行政相談

総務省からの照会等のほか、直接国民からファクシミリ・電話・メールにより寄せられる御意見や御提案に対応した。

5 防災・国民保護業務

防災業務では、中央防災会議、各災害対策関係省庁連絡会議等の防災に関する各種会議に出席するなどして必要な事務の連絡調整等を行うと共に、法務省防災訓練を企画・実施した。

国民保護業務では、政府が主催する国民保護法に基づく緊急対処事態関係省庁連携訓練に参加すると共に必要な事務の連絡調整を行った。

1 行政情報化推進関係

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)、「重点計画-2008」(平成20年8月20日IT戦略本部決定)及び「電子政府推進計画」(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成20年12月25日一部改定)並びに「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日IT戦略本部決定)、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)及び「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、引き続き政府全体の電子行政推進が図られた。また、平成25年5月31日に「内閣法等の一部を改正する法律」が施行され、内閣情報通信政策監(政府CIO)が設置された。

このような動きに対応し、ITの利活用による国民の利便性の向上と効率的な電子政府の実現等を図るための取組を行ったほか、行政情報化施策に関し、各出局及び関係各府省等との総合調整等を行った。

なお、平成25年中における主な活動状況は、次のとおりである。

- (1) 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議等への出席
- (2) 業務・システムの最適化計画の推進
- (3) 情報システム関係予算に関する取りまとめ等
- (4) 情報システムの調達に対する助言
- (5) 行政情報化に関する各種調査等の取りまとめ
- (6) 総務省主催の情報システム統一研修への参加(延べ1,818名)

2 情報システム関係

- (1) 法務本省内LANシステム

行政情報化推進の一環として法務本省内LANシステムの構築を行い、平成8年4月から運用を開始した。

本システムの完成により、1,000台を超えるパソコンが接続され、本省内情報の共有や流通の迅速化及び事務のペーパーレス化を実現しているほか、政府共通NW接続及びインターネット接続を実施している。現在運用中の主な機能は、電子メール、電子掲示板、共有ファイル管理、会議室予約、スケジュール、電子利用者名簿、外部情報検索(インターネット)である。

- (2) 法務省情報ネットワーク(法務省NW)

法務省情報ネットワークは、法務本省と所管各庁等を結ぶ広域ネットワークであり、「法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画」(平成17年4月6日法務省情報化統括責任者(CIO)決定)に基づき、情報の共有、情報流通の迅速化と安全性・信頼性の確保及び行政コストの削減等を目的として、府省内ネットワークである法務総合情報通信ネットワーク(法務省WAN)を、「法務省情報ネットワーク」と呼称を改めた上、平成17年度に再構築し、運用を開始した。

その後、平成22年度に法務省における全出先機関の接続を完了し、各局部課等の情報システムが利用する重要な通信基盤として、継続的・安定的なサービスの提供を図っているところである。

なお、上記平成17年度の構築から既に8年が経過し、通信機器の老朽化が顕著であったことから、平成25年中に5年間の国庫債務負担行為を活用した契約を締結し、順次通信機器及び回線の更新を実施したところである。

(3) 政府共通ネットワーク（政府共通NW）接続

政府共通NWは、各省庁のLANを結ぶ省庁間ネットワークであり、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）に基づいて、「霞が関WAN」という呼称で整備され、平成9年1月から運用が開始され、法務省は、同年6月から接続しており、平成25年1月から「政府共通NW」にネットワーク移行及び改称がされ、その接続を継続しているものである。

政府共通NWは、電子メールや電子文書交換システム等による省庁間の情報交換の迅速化・高度化や、情報共有の推進を図るための総合的なネットワークであり、当初から電子メールシステム等が運用されていたほか、近時では、人事・給与関係業務情報システムや官庁会計システムなどの府省共通システムの利用基盤ネットワークとして、更に重要性が増してきているところである。

また、平成14年4月から、総合行政ネットワーク（L GWAN）と、平成16年4月から、司法情報通信システムとの相互接続の運用が開始され、地方公共団体や裁判所との電子メールや電子文書交換システム等による情報伝達、情報共有も可能となった。

3 情報セキュリティ対策の強化

法務省における情報セキュリティ対策は、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範並びに政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準に準拠した、法務省における情報セキュリティ対策の基本方針（基本方針）及び各種対策基準に従い実施しているところである。

平成25年中における主な取組として、法務省における情報セキュリティ対策水準の維持・向上を図るため、基本方針に基づき、標的型メール攻撃の対応訓練、外部専門業者による情報セキュリティ監査、情報セキュリティ月間に合わせた外部講師による情報セキュリティ研修等を実施したほか、法務省において、情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応を迅速かつ適切に行うことを目的として、平成25年2月、法務省CSIRT（シーサート：Computer Security Incident Response Team）を設置した。

1 渉外関係

(1) 概要

条約等に係る交渉，国際会議への参加，国際機関からの照会，他国政府との協議等に関する外務省等との連絡調整業務等を行った。

(2) 特記事項

平成25年中に扱った主な案件としては，オーストリア・ウィーンにおいて開催された第22回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）等の犯罪対策国際会議案件，社会権規約及び拷問等禁止条約審査の対応を始めとする各種人権条約案件，二国間経済連携協定交渉等の経済協定案件等がある。

2 国際協力関係

(1) 概要

来省外国政府職員等の受入れに係る計画の立案及び接遇に関する事務，法務省職員の外国出張に伴う便宜供与依頼に関する事務，法制度整備支援に関する関係機関との連絡調整に関する事務，在外公館等出向予定者に対する部内研修の立案・実施等に関する事務並びに海外関係機関出向者等への法務省所管業務に係る情報の提供等に関する事務を行った。

(2) 特記事項

ア 外国要人の来省

外国政府及び国際機関等の要人が，表敬訪問，意見交換等のため来省しており，平成25年中に来省した主な外国要人は，タイ王女殿下，国連難民高等弁務官，国際移住機関（IOM）事務局長，国連薬物・犯罪事務所（UNODC）事務局長，カナダ高齢者担当国務大臣，ミャンマー国民民主連盟議長，ミャンマー連邦法務長官，ベトナム最高人民検察院長官，紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表等であった。

イ 職員の外国出張に伴う便宜供与

法務大臣のルーマニア及びフランスへの出張，法務事務次官のタイ及びラオスへの出張を始め，法務省職員の国際会議出席，各国司法制度の調査・研究等を目的とする外国出張のため，外務省に対して所要の便宜供与を依頼した。

ウ 在外公館等出向予定者に対する部内研修の実施

法務省からアタッシュェ，警備対策官等として在外公館等に出向が予定されている者を対象とした部内研修をそれぞれ実施し，法務省と関連する在外公館業務についての講義や法務省の在外公館出向経験者等による各種情報提供等を行った。

人事課

法務省組織令第13条、第15条 法務省組織規則第2条

1 定員関係

平成25年度予算の成立に伴い、行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成25年政令第141号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（同年法務省令第14号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（同年法務省人定訓第1号大臣訓令）が制定され、これらに基づき、法務省の各組織の定員について、次の表のとおり増減員が行われた。

（平成25年度）

組織別	定員令第1条定員			
	増員	減員 (定員合理化)	振替増 △減等	純増△減
本省内部部局		△1	6	5
法務総合研究所				
矯正研修所			△6	△6
刑務所・少年刑務所・ 拘置所	474	△445	△12	17
少年院	34	△40	△9	△15
少年鑑別所	19	△24	△3	△8
婦人補導院				
入国者収容所		△10	△4	△14
法務局及び地方法務局	69	△272		△203
矯正管区		△1	24	23
地方更生保護委員会	1			1
保護観察所	51	△38		13
地方入国管理局	73	△59	4	18
検察庁	263	△263		
公安審査委員会				
公安調査庁	30	△34		△4
計	1,014	△1,187		△173

2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数

(1) 叙位・叙勲取扱件数

(平成25年)

区 分	生 存 者	死 亡 者
叙 位	-	477
叙 勲	741 (73)	220

(注) () 内は高齢者叙勲取扱件数で外数

(2) 褒章取扱件数

(平成25年)

区 分	件 数
緑 綬 褒 章	-
黄 綬 褒 章	28
藍 綬 褒 章	310 (5)
紺 綬 褒 章	16
計	354 (5)

(注) () 内は遺族追賞取扱件数で外数

(3) 表彰取扱件数

(平成25年)

区 分	件 数
表彰規程第2条第1号 (危険を顧みず職責を果たした者) 表彰者	-
表彰規程第2条第2号 (能率増進) 表彰者	-
表彰規程第2条第3号 (永年勤続) 定期表彰者	1,380
表彰規程第2条第3号 (永年勤続) 臨時表彰者	103
表彰規程第2条第4号 (模範業績又は善行) 表彰者	2
計	1,485

3 懲戒処分件数

(平成25年)

種 別	本 省		法 務		検 察		矯 正		保 護		入 管	
	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任
懲 戒	-	-	1	-	2	-	4	-	-	-	-	-
免 職	-	-	2	-	5	-	12	-	-	-	1	-
停 職	1	-	3	-	13	-	21	3	2	-	4	-
減 給	-	-	1	-	-	2	23	2	-	-	3	-
戒 告	-	-	1	-	-	2	23	2	-	-	3	-
計	1	-	7	-	20	2	60	5	2	-	8	-

4 職員の兼業

平成25年中における職員の兼業について、国家公務員法第103条関係の承認は13件、同法第104条関係の許可は292件である。

5 人事記録関係

(1) 人事記録の移管件数

(平成25年)

本省	法務	検察	矯正	保護	入管	その他	計
311	53	82	93	50	54	46	689

(2) 履歴事項証明件数

(平成25年)

本省	法務	検察	矯正	保護	入管	その他	計
-	-	54	-	-	2	2	58

1 平成26年度予算編成

平成25年12月12日に閣議決定された「平成26年度予算編成の基本方針」は、我が国の経済財政の現状と見通しを踏まえ、今後の経済財政運営に当たっては、経済成長につながる施策を果敢に実行していくとともに、未来に向けて持続可能な制度を実現し、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環を達成していくことが必要であるとの考えの下、平成26年度予算編成に当たっては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る一方、予算の効率化を進め、メリハリの効いた予算を編成することとした。

このような基本方針に基づいて、予算編成が進められ、平成25年12月24日、平成26年度予算の概算が閣議決定された。

2 平成26年度法務省予算の概要

平成26年度の法務省の予算は、「平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成25年8月8日閣議了解）において、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとされたことを受け、「暮らしの安心」、「成長による富の創出」及び「防災対策」の各施策を中心に必要な経費を要求した。

その結果、経費関係については、一般会計において、「平成26年度予算編成の基本方針」に盛り込まれた取組である「安全・安心で接続可能な経済社会の基盤確保」として、再犯防止対策の充実強化、総合法律支援の充実強化、法務省施設の整備等に必要な経費が計上され、「成長戦略の実行」として、観光立国のための出入国管理体制の強化等に必要な経費が計上されたほか、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく給与減額支給措置の終了や平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴う影響により、平成25年度当初予算比で333億1,635万9千円の増額となった。また、東日本大震災復興特別会計は、登記事務処理の適正・迅速な実施、震災に起因する民事法律扶助業務等の実施、被災地における更生保護活動の維持、被災した法務省施設の復旧経費等が計上された。

定員関係については、矯正官署、更生保護官署、地方入国管理官署を中心に、治安など緊急かつ優先的に対応を要する課題に対処するため、770人の増員が認められたものの、定員合理化計画により779人が減員となり、他府省への定員振替4人を含めると、13人の純減となっている。

これにより、平成26年度当初予算は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、7,337億3,845万6千円（前年度比328億4,485万2千円増）となった。その概

要は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成25年度 当初予算額 A	平成26年度 当初予算額 B	対 前 年 度 増 △ 減 額	
			B - A	増減率 (%)
一 般 会 計	696,545,909	729,862,268	33,316,359	4.8
人 件 費	458,694,294	487,155,161	28,460,867	6.2
物 件 費	237,851,615	242,707,107	4,855,492	2.0
除 く 施 設	215,324,861	223,460,597	8,135,736	3.8
施 設 費	22,526,754	19,246,510	△3,280,244	△14.6
東日本大震災復興 特 別 会 計	4,347,695	3,876,188	△471,507	△10.8
人 件 費	511,183	519,002	7,819	1.5
物 件 費	3,836,512	3,357,186	△479,326	△12.5
除 く 施 設	2,094,227	2,601,073	506,846	24.2
施 設 費	1,742,285	756,113	△986,172	△56.6
合 計	700,893,604	733,738,456	32,844,852	4.7
人 件 費	459,205,477	487,674,163	28,468,686	6.2
物 件 費	241,688,127	246,064,293	4,376,166	1.8
除 く 施 設	217,419,088	226,061,670	8,642,582	4.0
施 設 費	24,269,039	20,002,623	△4,266,416	△17.6

※東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

次に、増員等の組織別内訳は、次の表のとおりである。

(単位：人)

組織等	平成25 年度末 定員	新規 増員	定員 合理化等	その他	純増減	平成26 年度末 定員
【一般会計】						
法務本省	812			5	5	817
法務総合研究所	85					85
検察庁	11,796	181	△181			11,796
最高検察庁	111					111
高等検察庁	644		△2		△2	642
地方検察庁	11,041	181	△179		2	11,043
矯正官署	23,512	373	△331	△4	38	23,550
矯正管区	207					207
矯正研修所	42	6				48
刑事施設	19,586	325	△289	1	37	19,623
少年院	2,472	27	△27	△3	△3	2,469
少年鑑別所	1,203	15	△15	△2	△2	1,201
婦人補導院	2					2
更生保護官署	1,710	44	△18	△1	25	1,735
地方更生保護 委員 員 会	255	8			8	263
保護観察所	1,455	36	△18	△1	17	1,472
法務局	9,148	35	△188		△153	8,995
地方入国管理官署	3,759	107	△43		64	3,823
入国者収容所	255		△10	1	△9	246
地方入国管理局	3,504	107	△33	△1	73	3,577
公安審査委員会	4					4
公安調査庁	1,526	30	△19	△3	8	1,534
小計	52,352	770	△780	△3	△13	52,339
【東日本大震災復興 特別会計】						
更生保護官署	25					25
保護観察所	25					25
法務局	42					42
小計	67					67
合計	52,419	770	△780	△3	△13	52,406

(注) 1 法務本省には、特別職7人を含む。

2 公安調査庁の定員合理化等には、アタッチェ分の合理化充当のための外務省への1名の定員振替減員を含む。また、同庁その他欄は、内閣官房（国家安全保障局）への省庁間振替である。

3 2以外のその他欄増減は、部局間振替である。

4 上記のほか、大臣補佐官1名（特別職）の設置がある。

3 平成25年度決算の概要

(1) 一般会計

歳入予算額は、100,181,228,000円
 であり、
 収納済歳入額は、96,647,087,519円
 である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、3,534,140,481円
 の減少となっている。

その要因は、

(目) 手数料が 1,849,559,580円

(目) 期満後収入が 136,292,033円

増加したものの、

(目) 没収金が 791,640,523円

(目) 罰金及料金が 3,818,847,921円

減少したことによるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額 696,545,909,000円

予算補正追加額 9,190,485,000円

予算補正修正減少額 6,560,385,000円

前年度繰越額 25,459,315,937円

予備費使用額 0円

計 724,635,324,937円

であり、

支出済歳出額は、699,451,452,964円

である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、25,183,871,973円
 の差額を生ずる。

上記金額のうち、翌年度へ繰り越した額は、8,033,922,190円

であり、不用となった額は、17,149,949,783円

である。

ア 翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 矯正施設における警備システム等の更新整備に係る矯正管理業務庁費の明許繰越として

1,789,875,578円

(イ) 山形刑務所医務・病室棟等新営工事等に係る施設施工旅費、施設施工庁費及び施設整備費の明許繰越として

5,947,291,812円

(ウ) 茨城農芸学院フェンス及び防犯線設置工事等に係る施設整備費の事故繰越として

296,754,800円

計

8,033,922,190円

イ 流用増加額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 賠償金等の支払が多かったことにより

(項) 法務本省共通費 (目) 賠償償還及払戻金に必要な経費に対して

56,266,000円

(イ) 支給対象児童が増加したことにより

(項) 法務総合研究所共通費 (目) 子どものための金銭の給付に必要な経費に対して

535,000円

(ウ) 支給対象児童が増加したことにより

(項) 矯正官署共通費 (目) 子どものための金銭の給付に必要な経費に対して

30,885,000円

(エ) 支給対象児童が増加したことにより

(項) 更生保護官署共通費 (目) 子どものための金銭の給付に必要な経費に対して

1,800,000円

(オ) 供託金利子払渡認可高が増加したことにより

(項) 国籍等事務処理費 (目) 供託金利子に必要な経費に対して

32,363,000円

(カ) 被護送収容者食糧費に不足を生じたことにより

(項) 出入国管理業務費 (目) 被護送収容者食糧費に必要な経費に対して

46,421,000円

(キ) 扶養手当等に不足を生じたことにより

(項) 公安審査委員会 (目) 職員基本給に必要な経費に対して

119,000円

(ク) 支給対象児童が増加したことにより

(項) 公安調査庁共通費 (目) 子どものための金銭の給付に必要な経費に対して

3,055,000円

計

171,444,000円

ウ 不用額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省

契約価格が予定を下回ったこと及び事業内容の見直しにより事業計画を変

	更したことから、施設整備費を要することが少なかったこと等により	8,214,526,022円
(イ)	法務総合研究所 研修員が予定を下回ったこと等から、職員旅費を要することが少なかったこと等により	77,489,413円
(ウ)	検察庁 職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により	1,581,165,057円
(エ)	矯正官署 契約価格が予定を下回ったことから、矯正管理業務庁費を要することが少なかったこと等により	2,932,814,191円
(オ)	更生保護官署 保護観察等事件数及び保護司研修等の出席人員が予定を下回ったこと等から、保護司実費弁償金を要することが少なかったこと等により	858,017,460円
(カ)	法務局 契約価格が予定を下回ったこと及び事業内容の見直しにより事業計画を変更したことから、登記情報処理業務庁費を要することが少なかったこと等により	2,386,159,073円
(キ)	地方入国管理官署 契約価格が予定を下回ったこと及び事業内容の見直しにより事業計画を変更したことから、成果重視事業出入国管理業務・システム最適化実施庁費を要することが少なかったこと等により	1,003,865,671円
(ク)	公安調査庁 職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により	91,571,478円
(ケ)	その他の組織	4,341,418円
	計	17,149,949,783円
(2)	東日本大震災復興特別会計 歳入予算額は、 であり、	401,000円

収納済歳入額は、592,804円
である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、191,804円
の増加であった。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額	0円
予算補正追加額	0円
予算補正修正減少額	0円
予算移替増加額	4,273,021,000円
予算移替減少額	0円
前年度繰越額	911,806,902円
予備費使用額	0円
計	5,184,827,902円

であり、

支出済歳出額は、3,444,265,681円
である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、1,740,562,221円
の差額を生ずる。

上記差額のうち、翌年度へ繰り越した額は、712,529,091円
であり、不用となった額は、1,028,033,130円
である。

ア 翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 東日本大震災の被災地における地図の修正業務に係る登記業務庁費の明許繰越として

602,318,516円

(イ) 水戸法務総合庁舎設計業務等に係る施設施工旅費、施設施工庁費及び施設整備費の明許繰越として

110,210,575円

計

712,529,091円

イ 不用額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省

契約価格が予定を下回ったことから、施設整備費を要することが少なかったこと等により

227,319,885円

(イ) 更生保護官署

事業内容の見直しにより事業計画を変更したこと等から、更生保護業務庁費を要することが少なかったこと等により

20,425,361円

(ウ) 法務局

事業内容の見直しにより事業計画を変更したこと及び契約価格が予定を下
回ったことから、登記業務庁費を要することが少なかったこと等により

780,287,884円

計

1,028,033,130円

4 適切な予算執行等の確保

(1) 行政事業レビューの実施

行政事業レビューは、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、各府省に設置された官房長等を統括責任者とする「行政事業レビュー推進チーム」において、予算要求段階から事業の実態を把握し、外部有識者の知見も活用しながら事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求及び予算執行に反映する取組である。

平成25年度においては、平成25年4月30日に「平成25年度法務省行政事業レビュー行動計画」を策定し、法務省の全事業を90事業に整理した上で、そのうちの2事業について、平成25年6月28日に公開プロセス（インターネット中継による外部有識者を交えた公開の場での検証）を実施し、そのほかの事業についても「法務省行政事業レビュー推進チーム」による点検を行い、それらの結果を平成26年度予算概算要求に反映した。

概算要求への反映額は、65億5千9百万円の削減となっている。

なお、公開プロセスの取りまとめ結果は、次のとおりである。

法務省行政事業レビュー（公開プロセス）取りまとめ結果

事業名	評価結果	取りまとめコメント
受刑者就労支援体制等の充実	事業内容の改善 (6票)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練の効果の調査方法を検討して、再犯防止に効果があるとの検証を実施していくべきである。 ・ 職業訓練の種目が建設関連に偏っている傾向があるなど、今後、社会のニーズに合ったものに変更していくべきである。 ・ この事業の目標設定を更に明確にすべきである。
全国的視点に立った人権啓発活動の実施	事業全体の抜本的改善 (3票)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な成果目標を設定し、かつ、成果管理ができる仕組みを構築して、事業の抜本的な見直しを行うべきである。
	事業内容の改善 (3票)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育と人権啓発との連携を図り、学校での活動を充実していくべきではないか。

(2) 調達改善の取組について

調達改善の取組については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）において、各府省庁がP D C Aサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととされたことなどを受け、法務省においても、調達改善計画を策定し、同計画に沿った調達を推進している。

平成25年度においては、平成25年5月31日に「平成25年度法務省調達改善計画」を策定し、法務本省における情報システム関係経費に係る調達について重点的に改善に取り組むこととしているほか、随意契約及び一者応札となっている調達の改善、庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し等を図ることを目標とし、その達成状況等について、平成25年11月20日に上半期における自己評価を実施し、また、年度終了後においても自己評価を行うこととしている。

施設課

法務省組織令第13条、第17条 法務省組織規則第4条

1 重要施策の概要

施設課は、国民が安全に安心して暮らせる社会の実現のため、治安回復の基盤整備として、刑務所等刑事施設の高率収容及び機能不備の解消を中心に、以下の項目を重要施策とした。

(1) 高率収容及び機能不備の解消

近年の犯罪情勢を受けて、刑務所では収容人員が定員を上回る過剰収容状態が継続していたが、収容棟の増築やPFI手法を活用した刑務所の新設による収容能力の拡充等により、平成25年12月末日では、受刑者の収容定員約7万2,000人に対し、収容人員約5万6,000人と、全国的には過剰収容状態からおおむね脱却したものの、一部の収容施設では高率収容状態が続いている。

また、刑事施設においては、過剰収容対策として、収容能力の拡充を進めてきたものの、拡充された収容能力に対応するために必要な炊場、浴場、運動場、処遇管理棟等の基本的な収容機能が不備な状態にあることに加え、教室、集会室及び単独室の不足等の問題が残されており、これらの解消を図るために、同25年度は、旭川刑務所ほか16庁の整備を進めている。

(2) 老朽・狭あい施設等の整備改善

法務省所管の施設の総数は1,621庁で、建物延べ面積は約547万平方メートルである。

そのうち老朽・狭あい・施設不備等による要整備庁は431庁（平成25年度工事実施庁を含む。）で、要建替面積は約74万平方メートルであり、他省庁に比較し施設整備の立ち後れが目立っている。

また、法務省が保有する公務員宿舎は、12,837戸であり、そのうち1,716戸が老朽宿舎である。

これらの庁舎等施設及び宿舎の整備・改善は、環境改善・事務能率の促進の上からも急務と考えられ、次の基本方針により鋭意整備を進めているところである。

ア 庁舎等施設の整備

法務省各組織の老朽・狭あい庁舎等の新営整備及び借上げ庁舎の解消

イ 公務員宿舎の整備

法務省における公務員宿舎の整備については、公務員宿舎施設費（国家公務員宿舎法第4条第1項）で整備するほか、法務省施設費（同法第4条第2項第2号）等により整備することとしている。

(3) 大都市圏の拘置所の整備

大阪等の大都市圏の拘置所では、経年による老朽化や施設配置・機能不備がもたらす保安事故の危険性の増大など、施設運営管理上危惧される問題を解消するため、その整備が急がれている。また、平成19年6月の「刑事収容施設及び被収

容者等の処遇に関する法律」の施行により、未決拘禁者は単独室に収容することが原則とされているところ、我が国の基幹の拘置所の一つとして重要な位置付けにある大阪拘置所は、単独室の大幅な不足により、同法に適合しない状況であることに加え、昭和37年度に完成した老朽化が著しい施設であることから、早急な整備が必要であり、平成21年度から全体改築を進めている。

(4) 検察庁施設の整備

近年、検察庁においては、犯罪の凶悪化、組織化、国際化等を原因とする事件の複雑・困難化等に対応するため、検察の業務運営に必要な施設の整備を図る必要がある。

2 年間業務の概要

(1) 施設費予算に関する事項

平成25年度一般会計法務省施設費は、老朽化した法務省施設の建替えのほか防災設備の整備・改修のための経費等として、前年度当初予算額に比較し3,687万3千円減の225億2,675万4千円が認められた。また、東日本大震災からの復旧・復興対策経費である東日本大震災復興特別会計において、前年度当初予算額に比較し1億8,465万1千円増の17億4,228万5千円が計上された。

その後、好循環実現のための経済対策において、復興、防災・安全対策の加速経費として、一般会計第1次補正予算で40億518万1千円を計上した。

また、財政投融资特別会計においては、設計料等として、5億6,778万3千円を計上した。

(2) 宿舍の整備に関する事項

法務省における老朽宿舍は、1,716戸に達しており、その整備が急がれているところであるが、財政当局と折衝した結果、平成25年度においては、11戸の宿舍設置が認められた。

ア 公務員宿舍施設費（国家公務員宿舍法第4条第1項） 0戸
（合同宿舍を除く。）

イ 法務省施設費（同法第4条第2項第2号） 11戸

(3) 工事契約等に関する事項

ア 入札・契約の適正化の促進、入札結果の迅速な公表等、透明性と公正性の確保に努めた。

イ 品質確保の促進等を図るため、総合評価落札方式は、施工体制について評価を行う施工体制確認型を行った。

また、調査基準価格に達しない入札に対しては品質確保ができないおそれがあること、下請へのしわ寄せ等が考えられることから、低入札価格調査を強化し、一定基準値を下回った場合には、特に重点的な調査を行った。

(4) 工事の設計及び監督に関する事項

設計に当たっては、収容施設、官署施設とも機能性はもちろん、地域の活性化

及び景観に貢献するように努めた。昨年に引き続き国際法務総合センター（仮称）の実施設計を行っているほか、小倉拘置支所、福岡刑務所職業訓練棟等の設計に着手した。また、昨年度に引き続き大阪拘置所第1期工事、旭川刑務所第2期工事、長野刑務所総合管理棟、甲府法務総合庁舎等の整備を行った。

工事監督においては、矯正施設の技官等に工事監督を依頼し、当課職員が監督職員に対し指導・助言を行っている。

(5) 積算業務に関する事項

市場単価を採用し、透明性、客観性及び妥当性を高めた積算業務を実施した。

(6) 技術研究に関する事項

収容施設の整備に関する基本的性能とその水準及び具体的な技術事項について、資料や情報の収集・分析・検証を行い、施設整備の品質確保に努めた。

(7) 国際協力に関する事項

矯正建築における最新技術の情報共有及び技術協力を図ることを目的として、第2回アジア矯正建築実務者会議（ACCF A）がタイ王国で開催され出席した。

なお、参加国は第1回の6か国に初参加の3か国を加え、9か国となった。

3 平成25年度工事実施状況

(1) 一般会計による工事

ア 法務総合庁舎

岡山法務総合庁舎ほか10庁の新営工事等を実施した。

（計2,832,095千円）

イ 検察庁

佐賀地方検察庁武雄支部ほか3庁の新営工事等を実施した。

（計356,958千円）

ウ 法務局

静岡地方法務局藤枝支局（仮称）の新営工事等を実施した。

（計226,697千円）

エ 刑務所

旭川刑務所ほか9庁の新営工事等を実施した。

（計5,978,104千円）

オ 拘置（支）所

大阪拘置所ほか3庁の新営工事等を実施した。

（計3,672,999千円）

カ 少年院

西日本矯正医療センター（少年）（仮称）ほか3庁の設計等を実施した。

（計343,111千円）

キ 矯正施設の職員宿舍整備

岡山刑務所ほか4庁の新営工事等を実施した。

(計1,276,820千円)

ク 各所新営等

静岡刑務所ほか1庁の炊場等の新営工事を、また一般分として官署施設及び収容施設の各所新営工事をそれぞれ実施した。

(計5,481,153千円)

ケ 施設特別整備

法務省施設の特別修繕（屋根修繕等）及び耐震改修等の工事を実施した。

(計3,847,458千円)

(2) 東日本大震災復興特別会計による工事

ア 法務総合庁舎

水戸法務総合庁舎の設計等を実施した。

(計166,224千円)

イ 法務局

水戸地方法務局鹿嶋支局の新営工事を実施した。

(計417,079千円)

ウ 各所新営

黒羽刑務所の新営工事を実施した。

(計1,150,924千円)

(3) 財政投融資特別会計による工事

継続事案である国際法務総合センター（仮称）ほか1件の構内整備工事等を実施した。

(計567,783千円)

4 平成24年度法務省所管国有財産の概況

(1) 国有財産の現在額

法務省所管の国有財産の総額は、1兆3,409億1,992万円（平成25年3月31日現在）となっており、そのうち一般会計の行政財産は、1兆3,337億1,759万円（99.46%）、普通財産は72億233万円（0.54%）となっている。

ちなみに、これを国全体から見ると、その総額105兆2,547億円の約1.27%、行政財産28兆7,002億円の約4.65%を占めている。

（注）国全体の国有財産の総額は、国有財産法第33条第2項の規定に基づき財務大臣が調製した平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書による。法務省所管の国有財産の総額を組織別及び分類別に見ると別表のとおりである。

(2) 国有財産の増減額

平成24年度中の法務省所管の国有財産の総増加額は400億2,161万円，総減少額は830億4,015万円で，430億1,853万円の純減となっている。

組 織 別	(平成25年3月31日現在)											計					
	土		地		立木竹		建		物		工作物		船舶		地上権等		割合 (%)
	数 (㎡)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	数 量	価 格 (千円)	数 量	価 格 (千円)	数 量	価 格 (千円)	数 量	価 格 (千円)	数 量	価 格 (千円)	価 格 (千円)	
<行政財産>																	
法 務 本 省	87,523	208,917,067	71,707	227,019	15,881,416	2,593,842	2,593,842	-	-	-	-	-	-	-	-	227,464,034	17.1
検 察 庁	916,772	88,531,664	241,919	896,206	65,074,965	16,846,167	16,846,167	-	-	-	-	-	-	-	-	170,694,716	12.8
法 務 局	780,507	71,966,705	331,676	878,181	60,590,146	15,294,207	15,294,207	-	-	-	-	-	-	-	-	148,172,736	11.1
矯 正 官 署	37,609,259	393,048,619	1,834,306	4,192,239	248,268,844	100,022,432	100,022,432	5	76,322	5	76,322	52	7	743,250,533	55.7		
更 生 保 護 官 署	8,862	786,713	1,579	5,876	293,568	59,631	59,631	-	-	-	-	-	-	-	-	1,141,494	0.1
人 国 管 理 局	188,285	11,141,333	101,907	156,631	22,055,797	6,959,128	6,959,128	-	-	-	-	-	-	-	-	40,258,165	3.0
公 安 調 査 庁	5,705	2,670,760	529	2,636	62,589	2,031	2,031	-	-	-	-	-	-	-	-	2,735,910	0.2
行 政 財 産 計	39,596,915	777,052,864	2,583,627	6,358,790	412,227,329	141,777,441	141,777,441	5	76,322	5	76,322	52	7	1,333,717,592	100.0		
<普通財産>																	
普 通 財 産 計	7,304	7,143,179	-	1,340	55,457	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,202,330	
法 務 省 総 計	39,604,219	784,196,044	2,583,627	6,360,131	412,282,786	141,781,194	141,781,194	5	76,322	5	76,322	52	7	1,340,919,923			

(注) 1. 法務本省には、法務総合研究所を含む。
 2. 検察庁には、法務総合研究所支所を含む。
 3. 矯正官署には、矯正研修所を含む。
 4. 該当係数がいない場合は「」で表示している。数量及び金額の表示は、端数及び千円未満を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

別表

〔訟務部門〕

法務省組織令第3条、第11条～第13条、第18条～第21条、第23条

〈重要施策の概要〉

1 訟務事務処理体制の充実強化

訟務事件は、量的に依然として高い水準にあるばかりでなく、質的にも、ますます複雑・困難化し、大型化・集団化する傾向にある。そして、これらの訴訟の中には、その結果いかんが国の政治、行政、経済等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない。平成15年7月16日に、裁判の迅速化に関する法律が公布・施行され、また、同日民事訴訟法の一部を改正する法律が公布され、平成16年4月1日から施行されたことなどに伴い、当事者の一方である訟務組織にもこれまで以上に迅速な裁判の実現が要請されていることから、訟務事件の適正・円滑な処理のため、本省、法務局及び地方法務局が一体となった組織的な訴訟活動の強化方策を推進している。また、平成17年4月1日から施行された改正行政事件訴訟法に適正に対応すべく、各種会議等の充実等、組織の充実と職員の能力向上に努め、さらに、各種事件関係打合せ会の開催やOA機器の充実、訟務部局間のネットワークの整備等情報技術の活用の促進を図るなど訟務事務処理体制の強化に努めている。

2 法律意見照会事件への適正かつ迅速な取組

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人又は公法人が、現実に抱えている国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、行政機関等からの照会に応じて訟務組織が法律上の意見を述べることは、法律問題の適正な解決に資するものであり、行政と国民との間の紛争を未然に防止し、法律による行政の実現を支援し、紛争を適正に解決する役割を果たすものとして重要な意味を持つと認識している。

取り分け、今日においては、国の利害に関係のある争訟事案が増加するだけでなく、質的に一層複雑困難化してきている。そのため、行政機関等からの法律意見照会に的確に対応して予防司法の役割や、紛争を適正に解決する役割を果たすとともに、より積極的な活用を図るための体制の整備に努めている。

〈会同等〉

月 日	会同名	協議事項
4.17～19	新任課付・管理官付・部付協議会	訟務事件処理上の問題点について
6.27・28	法務局訟務部付事務打合せ会 (前期)	訟務事務処理上の問題点について
11.19・20	法務局訟務部付事務打合せ会 (後期)	訟務事務処理上の問題点について
10.15・16	法務局訟務部長会同	訟務事務の管理体制について
10.15	法務局訟務部訟務管理官事務打合せ会	訟務事務処理体制について
9.30	法務局・地方法務局上席訟務官 会同	訟務事務処理体制について

訟務企画課

法務省組織令第13条、第18条 法務省組織規則第5条

1 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）の改正

平成25年末における標記政令で定める公法人数は、45法人である。

2 訟務事務担当職員の養成

法務局・地方法務局の訟務事務担当職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、訟務事務の適正かつ円滑な処理を図ることにより、訟務事務処理体制の充実に資することを目的として、各種の会議、打合せ、実務訓練等を実施した。

3 訟務の概況の編集・発行

毎年の訟務事件の状況を紹介することを目的とし、訟務事件の概要、主な新受事件及び既済事件、係属事件等を内容として、毎年1回編集・発行している。

平成25年は、同24年における訟務事件の状況等を内容とした同25年版を発行した。

4 訟務月報の編集・発行

訟務事務担当職員の執務の参考のため、裁判例（判示事項・判決要旨・解説を含む。）等を内容として、毎月1回編集・発行している。

平成25年は、59巻1号から12号を発行した。

平成25年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 損害賠償請求事件（福島原発事故に伴う国家賠償請求訴訟）（千葉地裁平成25年（ワ）第515号）

本件は、平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、福島第一原子力発電所の周辺地域から千葉県内に退避を余儀なくされたX₁（原告）ら20人が、Y₁（国、被告）に対しては国賠法1条1項に基づき、Y₂（A電力株式会社、被告）に対しては民法709条、同法717条及び原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、避難生活に伴う損害の賠償及びコミュニティを喪失したことによる慰謝料の支払（合計約11億271万円）を求めるものである。

(2) 原状回復等請求事件（福島原発事故に伴う国家賠償請求訴訟）（福島地裁平成25年（ワ）第38号、同第94号、同第175号）

本件は、平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、放射性物質が飛散し、放射線被曝による健康被害を危惧しながら生活せざるを得なくなったなどとするX₁（原告）ら1,985人が、Y₁（国、被告）及びY₂（A電力株式会社、被告）に対し、①人格権あるいは不法行為に基づき、平成23年3月11日にX₁らが居住していた地における空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とするよう求めるとともに、②Y₁に対しては国賠法1条1項及び民法710条に基づき、Y₂に対しては民法709条及び710条に基づき、慰謝料等の支払（合計50億3,163万円）を求めるものである。

(3) 裁判員を務めたことにより急性ストレス障害になったとする者による損害賠償請求事件（福島地裁平成25年（ワ）第117号）

本件は、福島地方裁判所郡山支部において実施された強盗殺人等に問われた被告人の裁判員裁判において裁判員を務め、同裁判の審理において、証拠として提出された遺体の写真を見たことなどが原因で急性ストレス障害になったとするX（原告）が、憲法に違反する裁判員法を制定し、裁判員制度を創設した立法行為が違法であるとして、国に対し、国賠法1条1項に基づき、200万円の損害賠償を求めるものである。

(4) 接見ノートを検察官に提出させられたことにより秘密交通権を侵害されたとする弁護人による国家賠償請求事件（千葉地裁平成25年（ワ）第953号）

本件は、保護責任者遺棄致死罪等で起訴されたAの国選弁護人であったX₁（原告）らが、Aが被告人として収容されていた千葉刑務所において、本件公判立会検察官が、Aに対し、接見時におけるX₁らとのやり取りや同刑事裁判で主張すべき事柄などが記載されたノート等を提出させ、それらをコピーし、所持し続け

たことは、憲法上保障される弁護士固有の権利である秘密交通権を侵害する行為であるとして、国に対し、国賠法1条1項に基づき、各々165万円の損害賠償を求めらるものである。

(5) 南洋戦における民間人被害者及びその遺族らによる損害賠償請求事件（那覇地裁平成25年（ワ）第647号）

本件は、先の大戦中に南洋群島で繰り広げられたいわゆる南洋戦における旧日本軍による戦争行為等により被害を受けたとする民間人被害者及びその遺族であるX₁（原告）らが、旧日本軍による国民保護義務違反が民法上の不法行為に該当し、また、立法を担当する国会議員が、南洋戦の被害者を保護、救済することを怠り、漫然と放置したことが、国賠法上の違法な立法不作為であるなどとして、国に対し、謝罪及び総額2億6,400万円の損害賠償を求めらるものである。

(6) 刑事事件において非公開決定がされた住所等を犯罪の加害者に開示されたとする者による損害賠償請求事件（東京地裁平成25年（ワ）第22855号）

本件は、強制わいせつ被告事件の被害者であるX₁（原告）及び同人と同居する夫であるX₂（原告）が、同事件において、被害者特定事項の非公開決定がされていたにもかかわらず、横浜地検川崎支部の検察官が捜査報告書に記載したX₁の住所等をマスキングしないまま当該犯罪の加害者の弁護士に開示したことによって、当該犯罪の加害者にX₁の住所等を知られ、転居を余儀なくされたなどと主張し、国に対し、国賠法1条1項に基づき、転居費用及び慰謝料等として、合計約530万円の損害賠償を求めらるものである。

(7) 官房長官の記者会見発言により侮辱されたなどとする者からの損害賠償請求事件（東京地裁平成25年（ワ）第25833号）

本件は、参議院議員であるX（原告）が、参議院決算委員会における同人の内閣官房長官に対する質疑に関して、同長官が記者会見において「こういういい加減な人のいい加減な発言については私は全く関与するつもりはありません。」と発言し、Xを侮辱したなどとして、国に対し、国賠法1条1項に基づき、550万円の損害賠償を求めらるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 戦後補償関係

ア 東京大空襲により被害を受けたとする者及びその遺族らによる損害賠償等請求上告・上告受理事件（最高裁平成23年（オ）第1940号、同年（受）第2414号、平成25年5月8日第一小法廷決定）

本件は、先の大戦中に、米軍機によって昭和20年3月9日から翌10日にかけて東京の深川、本所、浅草を中心とする住宅密集地に対して行われた空襲及びその後同年5月25日までの間に東京都内に対して行われた空襲（以下「東京大空襲」という。）により被害を受けた者又はその遺族であるX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、①「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号。以

下「サン・フランシスコ平和条約」という。)19条(a)において、Y(国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方)がX₁らの米国に対する損害賠償請求権を放棄して外交上の保護を与えなかったことは憲法17条にいう不法行為に該当する、②空襲によって過酷な境遇に置かれたX₁らに対して、Yが何らの救済・援護をしないこと(立法上及び行政上の不作為)は国賠法上違法であるなどとして、Yに対し、国賠法4条及び民法723条に基づき、謝罪文の交付及び官報掲載を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、総額8億4,700万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決(東京地裁平成21年12月14日判決)は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求をいずれも棄却した。

①第二次世界大戦にヘーグ陸戦条約の適用はなく、X₁らの外交保護義務違反の主張の前提となるX₁らの損害賠償請求権の存在を認めることができない。②-1(立法上の救済義務違反)立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法不作為は、国賠法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるべきものというべきである(最高裁判平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ参照)。一般戦争被害者を含めた戦争被害者に対する救済という問題は、様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決すべき問題であり、このような国会の立法に関しては、極めて広範な裁量を認めざるを得ず、救済、援助の実施に当たり、明確な差別的意図に基づいて、特定のグループのみを優遇したり、冷遇したりするなど、差別的取扱いが行われていることが明らかといえるような例外的な事情が認められる場合でない限り、平等原則違反と断定できない。②-2(行政上の作為義務違反)X₁らは行政が行うべき救済措置の内容として(ア)東京大空襲の被害者の実態調査、(イ)死亡者の遺体の確認と埋葬、(ウ)孤児となった者や浮浪者となった者の保護や施設への収容、(エ)被災者に対する救済、援助、(オ)被災者に対する補償を挙げているが、立法義務の存在が前提となる(ウ)、(エ)及び(オ)の主張は上記②-1のとおり失当であり、既存の制度を前提とした(ウ)及び(エ)の義務違反の存在を肯定するだけの主張・立証もなく、また、(ア)及び(イ)については、これらの措置を、個々の国民に対する義務として行うべき旨を定める法律も存在しないこと等から、これらの措置を執らなかつたことがX₁らとの関係で違法であったと断定できない。②-3(条理上の作為義務違反)条理上の作為義務が認められるか否かにそもそも疑問があり、また、立法に関する裁量の問題は、憲法上の作為義務を根拠とする立法不作為の場合と同様に問題となるが、その裁量権を逸脱しているとはいえない。

2審判決（東京高裁平成24年4月25日判決）は、要旨以下のとおり理由を付加するほか1審の判断を引用し、X₁らの控訴をいずれも棄却した。

①（外交保護義務違反）Yが、サン・フランシスコ平和条約19条（a）において、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じた相手国及びその国民に対する全ての請求権の放棄を約したことは、その置かれた立場上、日本国と各連合国との間の戦争状態を最終的に終了させ、将来に向けて揺るぎない友好関係を築くという同条約の目的達成のためにやむを得なかったものというべきであるから、これが憲法17条にいう不法行為に該当するとのX₁らの主張は、採用することができない。②（立法不作為の違法）(ア)上記のとおりサン・フランシスコ平和条約19条（a）において請求権の放棄が約された趣旨、同条約締結時に我が国が置かれていた状況からすれば、戦争損害に対する補償は憲法29条3項の予想しないところといわざるを得ず、その補償のために適宜の立法措置を講ずるか否かの判断は、国家財政、社会経済、戦争によって国民が被った損害の内容、程度等に関する資料を基礎とする立法府の裁量的権限に委ねられるものというべきであるから、X₁らがYの戦争行為によって被害を受けたという事実やYが同条約において上記被害に関して請求権放棄条項を定めたという事実に基づいて、国会議員にX₁らに対する救済のための立法措置を講ずべき義務があるということではできず、これは既に確定した判例である。(イ)戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）の改正等により、仮に同法に基づく援護の範囲及び内容が、戦地に赴いて戦闘行為に参加するなど死傷の危険性の高い職務をYから命ぜられ、その職務に従事した軍人軍属等の職務上の負傷、疾病又は死亡につき、Yがその職務を命じた使用者あるいは使用者類似の立場から補償を行うという立法趣旨から離れて拡大し、同法に基づき援護を受ける者と援護を受けないX₁ら東京大空襲の被害者との間に合理的理由のない差異が生じているとするならば、憲法14条1項により保障されたX₁らの権利が侵害されていると評価すべきこととなる。しかし、(i)軍人軍属に対する援護の要件の撤廃、緩和等によってもなお、公務上の負傷、疾病又は死亡に関するものとはいえないものについてまで補償が行われているとは認められないから、上記改正等により補償を受けない者との区別が合理性を欠くに至っているとはいえない。(ii)援護法の適用対象に加えられた民間戦争被害者は、個別具体的な法令等あるいは陸海軍の要請・指示に基づき、戦争の危険が及ぶ可能性の高い業務に従事することとなった者であり、当該業務に従事したことによって被害を受けた者に対しては軍属に準じて補償を行う必要があるとの趣旨により上記の法改正等がされたものと認められるから、その対象とされなかった者との区別が不合理であるとは認められない。また、沖縄戦被害者のうち一定の要件を満たした者について準軍属に当たると解して補償をするに至ったのは、沖縄では国内で唯一多数の民間人を巻き込む地上戦が行われ、民間人の中に現実の戦

闘の場で軍の命令により戦闘に参加する例が多数みられたという実態に沿うような法を適用するとの趣旨に基づくものであり、一方で、防空法上の義務（空襲に際しての居住者の退去の禁止、応急防火義務等）は国民一般に広く及ぶものであり、空襲被害者において軍部等から受けていた要請の程度が沖縄戦被害者と同程度に個別具体的なものであったとみることはできないから、沖縄戦被害者と補償を受けられない空襲被害者との区別が合理性を欠くとはいえない。(ii)(iii)第二次世界大戦中に空襲等を受けた都市は全国で200を超え、その被災者は、死亡者だけでも全国で50万人、東京大空襲については10万人を超えるとも推定されており、これら空襲等の被災者を含め援護を受けていない戦争被害者はいままお数多く存在し、その被害の原因、態様、程度は非常に種々様々であることからすれば、援護を受けていない者が合理的な理由なく差別されているということは困難である。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 第二次世界大戦後、旧ソ連によりシベリアに抑留させられ、強制労働を強いられたとする者らによる損害賠償請求上告・上告受理事件（最高裁平成23年（オ）第1337号、同年（受）第1512号、平成25年5月8日第一小法廷決定）

本件は、先の大戦後、旧ソビエト社会主義共和国連邦（以下「ソ連」という。）に連行されて、シベリア等で長期間にわたって抑留され強制労働を課された旧日本軍の軍人又はその相続人であるX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、総額3億4,100万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（京都地裁平成21年10月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

①（遺棄行為）X₁らが遺棄行為の根拠とする「和平交渉の要綱」の内容がソ連に伝わったとする根拠はなく、「関東軍方面停戦状況ニ関スル実視報告」及び『『ワシレフスキー』元帥に対する報告』は、X₁ら日本軍将兵をソ連に対する労役賠償として引き渡すことを申し出るものではないから、いずれも遺棄行為の根拠となるものではない。そのほか、武装解除や集結場所までの移動が、日本軍の指揮系統による組織的行動として行われたことは、日本軍全体の方針であったから、X₁ら日本軍将兵をソ連に対する労役賠償として引き渡したことを根拠づけるものではない。したがって、遺棄行為は認められない。②（安全配慮義務違反）安全配慮義務違反の根拠となる事実が認められないほか、YがX₁らに命じて武装解除や武器の引渡しなどを日本軍の指揮系統で自主的に行うことを方針としたことは、必ずしも不合理な行為といえず、ソ連が戦闘終了後に武装解除したX₁ら日本軍将兵を軍事捕虜として抑留し、強制労働に従事させることまで想定することは困難であったから、YがX₁らに対する安

全配慮義務を怠ったとはいえない。③（早期帰国義務違反）作為義務の発生根拠が認められないほか、Yは、外交権能が停止した状況の中で、X₁らを早期に帰国させるための活動を行っていたから、Yに、違法な不作為は認められない。④（立法不作為）X₁らが長期間の抑留と強制労働によって受けた損害は、深刻かつ甚大であっても、戦争損害として、日本国民が等しく受忍しなければならなかったものであり、立法措置を執ることが必要不可欠な場合に当たらないから、Yに、違法な立法不作為は認められない。

2審判決（大阪高裁平成23年1月18日判決）は、要旨以下のとおり理由を付加するほか1審の判断を引用し、X₁らの控訴を棄却した。

①（遺棄行為）日本軍将兵がシベリア抑留により被害を受けたのは、ソ連がポツダム宣言に違反してシベリア抑留を行ったことに加え、抑留中、捕虜の取扱いに関し当時確立していた国際法規に反する不当な取扱いをしたことによるものであり、全証拠によっても、Yがソ連に対する労務賠償として日本軍将兵を労役させるといふ「遺棄政策」を採ったこと、X₁らを終戦後ソ連軍の手に委ねて使役させ、我が国に帰国させないという遺棄行為を行ったことを認めることはできない。②（安全配慮義務違反）Yの遺棄行為を認めることはできないから、Yが抑留者に対し「任務終了後速やかにかつ安全に我が国に帰還させるべき義務」（安全配慮義務）を負うか否かを判断するまでもない。③（早期帰国義務違反）Yの違法な先行行為（遺棄行為及び安全配慮義務違反）は認めることができないからX₁らの主張はその前提を欠くが、仮にYが早期帰国実現義務を負うとしても、Yは、連合軍司令部に対する陳情や要請、さらにはソ連代表部に対する懇請等を行うなどシベリア抑留の被害者の救出に努めていた事実を認めることができ、いわゆる「早期帰国実現義務」を果たしたものである。④（立法不作為）先の大戦の戦中から戦後にかけて、我が国の全ての国民が、戦争による生命、身体、財産の犠牲を堪え忍ぶことを余儀なくされたこと等からすると、先の大戦により我が国の国民が被った損害の補償については、国会の広い裁量に委ねられているものと解するのが相当である。X₁らは、「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（法律第45号。平成22年6月16日公布）の不十分さ、立法裁量の逸脱を主張するが、国民に憲法上保障されている権利行使を違法に侵害するものであることが明白な場合や国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期間にわたってこれを怠る場合に当たるといえることはできないから、立法不作為に基づく損害賠償請求は理由がない。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ 大阪空襲等により被災したとする者及びその親族らによる損害賠償等請求控

訴事件 (大阪高裁平成24年(ネ)第398号, 平成25年1月16日判決)

昭和20年3月13日に大阪市内に対して行われたアメリカ軍用機B29等による空襲以降, 日本各地の住宅密集地に対して行われた空襲によって被災した者あるいは被災した者の親族であるX₁(原告・控訴人)らが, Y(国, 被告・被控訴人)がX₁ら空襲被害者を何ら救済せず放置したことは, 憲法又は条理上の作為義務を根拠として認められる立法義務に違反するものであり, 国賠法上の違法な公権力の行使(立法不作為)に当たるとして, Yに対し, 民法723条及び国賠法4条に基づき, 謝罪文を交付し, かつ, 同謝罪文を官報に掲載することを求めるとともに, 国賠法1条1項に基づき, 総額2億350万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決(大阪地裁平成23年12月7日判決)は, 要旨以下のとおり判示して, X₁らの請求をいずれも棄却した。

①(憲法上の立法義務の存否) X₁らが主張する憲法前文, 9条, 13条, 14条, 17条, 29条1項, 同条3項, 40条, 98条2項及び99条の規定から, 空襲による被害に対する補償を求めることができる憲法上の具体的権利を認めることは困難である。また, 平等原則違反を根拠として, X₁らに対する救済を内容とする立法義務の存在を検討するに当たっては, 戦争被害について戦後補償という形式で明確に補償を受けている者と, X₁らとの間に, 立法行為の性質についての考慮を踏まえてもなお, 国会の立法裁量に逸脱があるといわざるを得ないような, 明らかに不合理な差異が認められることが必要である。(ア)Yとの間で特別な関係に立つ軍人, 軍属を戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用対象としたことによって生じたX₁らとの差異が, 明らかに不合理であるとまではいえない。(イ)同法の適用対象が拡大したことに伴い補償の対象となった者は, 何らかの形で, 個別具体的に, Yとの間で特別な関係に立つことになり, その関係によって被害を受けた者であると認められるから, そのような者に対して補償をすることによって生じたX₁らとの差異が, 明らかに不合理であるとまではいえない。また, 特に沖繩戦被害者については, 沖繩戦が国内最大の地上戦であり, 民間人の中には軍の要請又は指示によって直接的又は間接的に戦闘参加した例がみられるなどの特殊性があることも考慮すれば, 沖繩戦被害者のうち一定の要件を満たした者について準軍属に当たると解して補償をすることによって生じたX₁らとの差異が, 明らかに不合理であるとまではいえない。(ウ)原爆被爆者の場合は, 原子爆弾が極めて多数の死傷者を生じさせたことや, 放射線被害が相当長期的な影響を残すこととなったなどの特殊性が認められるから, 立法による補償をすることによって生じたX₁らとの差異が, 明らかに不合理であるとまではいえない。(エ)引揚者に対する在外財産の補償については, いわゆる在外財産問題に認められる特殊性も考慮すると, 単に被害内容が生命身体に係るものであるか, 財産侵害にとどまるものであるかという, 損害の種類の観点

のみからの比較は必ずしも相当ではなく、他に平等原則違反を認めるに足りる証拠はない。②（条理上の作為義務が認められるか）憲法上の立法義務を根拠づける明確な規定を欠く場合に、条理により直ちに立法義務を認めることができる場合を想定することは困難である。また、X₁らがYの先行行為として主張する太平洋戦争の開始や防空体制の構築等は、戦時体制として、X₁らのみならず国民一般に対し及んでいたといえる上、国民に与えた影響も様々であった、このような事情を考慮すると、X₁らを救済すべき条理上の立法義務が認められるとはいえない。

本判決は、要旨以下のとおり理由を付加するほか1審の判断を引用し、X₁らの控訴を棄却した。

①（憲法上の立法義務）戦争損害は国民の等しく受忍しなければならなかったところ、戦後補償立法は、何ら合理性を有しない不当な差別的取扱いを定めた場合や、補償を受けられる者と受けられない者との間の差異が、著しく不合理な状態に至っていることが誰の目にも明らかで、憲法的秩序の維持という観点から放置し得ないにもかかわらず、国会が合理的期間内に是正措置を講じない極めて例外的な場合に、憲法14条違反になり得る。軍人軍属等と国との関係は、身分関係ないし使用者類似の関係という特別な関係であり、防空法等の法令に基づいて防火義務を国民一般が負担する関係は、一般的関係といわざるを得ないから、軍人軍属等を戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用対象としたこと等には、合理的根拠がある。また、軍人軍属等に対する年金・恩給等と一般の障害年金の給付額の差異は、上記の極めて例外的な場合に当たるとまでは認められない。②（先行行為に基づく立法義務）先行行為に基づく条理上の立法義務も、憲法上の立法義務もいずれも認められない（上告・上告受理申立て）。

エ 旧日本軍が終戦時に遺棄した毒ガス兵器に起因して発生した事故により被害を受けたとする中国人らによる損害賠償請求控訴事件（東京高裁平成24年（ネ）第4461号、平成25年11月26日判決）

本件は、旧日本軍が遺棄した毒ガス兵器に起因して平成16年7月に中国吉林省敦化（とんか）市で発生した事故により負傷したとするX₁（原告・控訴人）らが、Y（国、被告・被控訴人）において、当該遺棄毒ガス兵器によって付近住民の生命・健康に被害が発生しないようにする措置を講ずべき義務があったにもかかわらずこれを怠ったなどとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき、X各自につき3,300万円（総額6,600万円）の損害賠償を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年4月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求をいずれも棄却した。

①（化学兵器禁止条約成立までの不作為）日本国政府として、旧日本軍の化学兵器が遺棄されていることや、そのことが事故等の発生により中国国民の生命・健康に少なからぬ危険を及ぼす可能性を概括的には認識していたとして

も、遺棄化学兵器については遺棄国が処理することとはされていないとの国際法に関する認識や戦後の遺棄化学兵器の処理に関する経緯等に照らし、中国政府の第1次的な責任の下に廃棄処理等の対策がされるものと考え、危険を除去するために日本国政府自らが積極的な対応をとらなかつたからといって、このような不作為をもって国賠法1条1項にいう「違法」な行為であるということとはできない。②(化学兵器禁止条約成立後の不作為)化学兵器禁止条約に基づき、中国国内における遺棄化学兵器の廃棄を推進するに当たって、結果としてX₁らの毒ガス被害を防止できなかったことは真に遺憾なことであるが、日本国政府が、中国の多数の地区に遺棄された旧日本軍の化学兵器処理事業について、中国側と協議しながら、条約に定める期限を想定した長期的計画に基づき、順次地域を選んで現地調査や発掘・回収事業を推進していたのであるから、そのような結果を招いた不作為をもって、中国における遺棄化学兵器処理事業における被害防止対策の一般水準及び社会通念に照らし、また、化学兵器禁止条約の定める遺棄義務の趣旨に鑑み、著しく不合理とはいえない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの控訴をいずれも棄却した。

①(先行行為に基づく作為義務違反の判断枠組み)先行行為に基づく作為義務違反は、まず、違法な先行行為の存在、危険性の存在、予見可能性の存在、かつ、当該公務員ないし国家機関において結果の発生を回避することができる場合には、当該公務員ないし国家機関に結果回避義務が発生し、その義務違反が違法になると解するのが相当である。そして、この予見可能性と結果回避義務との関係については、予見可能性がない場合に結果回避義務を課することはできないから、予見可能性は結果回避義務の前提となるものであり、かつ、結果回避義務につながる程度の具体性を持つ必要がある。②(予見可能性の存在)本件においては、Yにおいて、結果回避措置につながる程度の具体性をもって、本件事故現場を含む地区に、旧日本軍が化学兵器を埋設し、遺棄・隠匿したことを予見することはできなかったといわざるを得ず、Yに本件事故の発生について予見可能性があったということはできないのであり、その場合、Yに結果回避措置を講ずる義務があるということもできないから、X₁らの損害賠償請求は理由がない(上告・上告受理申立て)。

本件は、同種訴訟である最高裁判所平成20年(オ)第193号、同年(受)第217号、平成21年5月26日第三小法廷決定(1審判決・東京地裁平成15年9月29日判決、2審判決・東京高裁平成19年7月18日判決)〈毒ガス1次訴訟〉、最高裁判所平成19年(オ)第1595号、同年(受)第1857号、平成21年5月26日第三小法廷決定(1審判決・東京地裁平成15年5月15日判決、2審判決・東京高裁平成19年3月13日判決)〈毒ガス2次訴訟〉及び東京高等裁判所平成22年(ネ)第4283号、平成24年9月21日判決(1審判決・東京地裁平成22年5月24日判決)〈毒ガス3次訴訟〉に続く、いわゆる毒ガス訴訟の4次訴訟である。本件は、毒ガス3

次訴訟とともに、遺棄化学兵器禁止条約に基づき、日中政府間において中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書が交わされた後に発生した事故であったことが、先行する二つの訴訟と異なるところである。

(2) 厚生労働行政関係

ア 肺がん治療薬イレッサの副作用により間質性肺炎を発症し又はそれにより死亡したとする患者又はその遺族らからの損害賠償請求上告・上告受理事件（最高裁平成24年（オ）第1454号，同年（受）第1801号，平成25年4月12日第三小法廷決定）

本件は、肺がん治療薬イレッサの副作用により、間質性肺炎を発症し又はそれにより死亡したとする患者又はその遺族である X_1 （原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人）らが、厚生労働大臣には、①イレッサには有効性、有用性がないにもかかわらず、不十分な安全審査しか行わないままこれを承認した違法がある、②承認時及び承認後において、イレッサの副作用である間質性肺炎について適切な安全対策を執らなかつた違法があるなどとして、 Y_1 （国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、国賠法1条1項に基づき、 Y_2 （輸入販売業者、被告・被控訴人兼控訴人・被上告人兼相手方）に対し製造物責任法3条又は不法行為に基づき、総額1億450万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成23年2月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、 X_1 らの Y_2 に対する請求を一部認容したが、 Y_1 に対する請求を棄却した。

①（イレッサの有効性・有用性）平成14年7月の輸入承認時及び現在のいずれにおいても、ファーストライン（最初に行われる化学療法）及びセカンドライン（初めに使った抗がん剤を変更して行われる化学療法）の治療におけるイレッサの有効性、有用性を肯定することができる。②（ Y_2 の責任） Y_2 は、少なくとも第1版添付文書の重大な副作用欄の最初に間質性肺炎を記載すべきであり、また、イレッサとの関連性が否定できない間質性肺炎が致死的な転帰をたどる可能性があったことについて警告欄に記載して注意喚起を図るべきであった。そのような注意喚起が図られないまま販売されたイレッサは、抗がん剤として通常有すべき安全性を欠いており、製造物責任法上の指示・警告上の欠陥があった。③（ Y_1 の責任）(i)（有用性がないにもかかわらずイレッサの輸入を承認した違法等）平成14年7月の輸入承認当時におけるイレッサの有用性を認めることができるから、 Y_1 には、有用性がないにもかかわらず輸入を承認した違法はない。(ii)（イレッサの輸入承認前後において安全性確保のための権限を行使しなかつた違法等）輸入承認前後において厚生労働大臣が執つた安全性確保のための措置は、一応の合理性を有し、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものであったと認めることはできない。

2審判決（大阪高裁平成24年5月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決の Y_2 敗訴部分を取り消し、 X_1 らの請求をいずれも棄却した。

① (Y₂の責任) (i)イレッサには有効性、有用性が認められるから、製造物責任法上の設計上の欠陥があるということはできない。(ii)承認当時の副作用として扱うべき間質性肺炎の発症例をみても、これらの症例から薬剤性間質性肺炎の一般的な副作用を超える危険性を予測することは困難であった。そして、肺が治療等を手がける医師が第1版添付文書の重大な副作用欄を読めば、イレッサの投与により、薬剤性間質性肺炎の一般的な副作用発症の危険性を認識できた。このような間質性肺炎が重大な副作用欄の4番目に記載されていたからといって、そのことによって上記医師らが、その予後が良好であるとか、致命的でないとして理解するとは考え難い。したがって、イレッサに製造物責任法上の指示・警告上の欠陥も認められない。② (Y₁の責任) (i) (承認の違法) 厚生労働大臣が薬事法上の規制権限を行使すべき義務は、製業者等の医薬品の安全性確保及び副作用被害防止の第一次的義務を全うさせるための二次的・補充的義務にすぎないところ、イレッサに設計上の欠陥はないことなどから、厚生労働大臣がイレッサの輸入を承認したことが国賠法上違法となる余地はない。(ii) (安全性確保義務懈怠による承認の違法と規制権限不行使の違法) この点についても、Y₂が損害賠償義務を負うことが前提となっているところ、イレッサには指示・警告上の欠陥等も認められず、Y₂は、製造物責任法上も民法上も損害賠償義務を負わないから、厚生労働大臣の権限行使・不行使も国賠法上違法となる余地はない。

最高裁は、X₁らの上告及び上告受理申立ての理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却・上告不受理決定をした。

なお、同種事件(最高裁判平成24年(オ)第240号、同年(受)第293号)については、上記上告棄却・上告不受理決定と同日に、一審原告らの上告受理申立てのうち、Y₁に対する請求部分について上告不受理決定がなされたものの、Y₂に対する請求部分は上告審として受理した上で、一審原告らの上告を棄却した(Y₂に対する請求部分につき、最高裁判平成25年4月12日第三小法廷判決・判例時報2189号53ページ参照)。

イ 石綿(アスベスト)により健康被害を受けたとする大阪府南部・泉南地域の石綿紡織工場等の元労働者、近隣住民及びその遺族らからの損害賠償請求控訴事件(大阪高裁平成24年(ネ)第1796号、平成25年12月25日判決)

本件(大阪アスベスト訴訟(2陣))は、大阪・泉南地区の石綿工場の元労働者及びその遺族であるX₁(原告・控訴人兼被控訴人)ら58人(被害者数33人)が、石綿粉じん曝露により健康被害を被ったのは、Y(国、被告・被控訴人兼控訴人)が労働関連法規等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき、総額7億1,100万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決(大阪地裁平成24年3月28日判決)は、要旨以下のとおり判示して、

X₁らの請求を一部認容した。

①局所排気装置の設置の義務付けについて、労働大臣が、昭和35年以降、昭和46年の特定化学物質等障害予防規則（以下「旧特化則」という。）制定まで、省令制定権限を行使せず、罰則をもって局所排気装置の設置を義務付けなかったことは、著しく合理性を欠く。②石綿粉じんの抑制濃度について、Yが定めた抑制濃度の数値が著しく合理性を欠くとは認めることはできない。③防じんマスクの着用や特別教育について、事業者に対し労働者に防じんマスクを着用させることや労働者に対する防じんマスク着用に関する教育を行うことを義務付けなかった措置が著しく合理性を欠くと認めることはできない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの控訴を一部認容するとともに、Yの控訴を棄却した。

①局所排気装置の設置の義務付けについて、昭和33年3月頃には石綿肺の医学的知見が確立し、昭和32年9月頃には局所排気装置の技術的基盤が確立していたから、昭和33年5月以降、昭和46年の旧特化則まで局所排気装置の設置を義務付けなかったことは、著しく合理性を欠く。②石綿粉じん濃度規制について、遅くとも昭和49年9月までには日本産業衛生学会による勧告値を抑制濃度とする特化則に基づく告示の改正を行うべきであり、昭和63年9月まで規制権限を行使しなかったことは著しく合理性を欠く。③使用者に対して労働者に防じんマスクを着用させることの義務付けや特別教育義務について、昭和47年9月には、特化則を改正し、防じんマスクの使用を義務付けるべきであり、平成7年4月まで義務付けなかったこと、また、特化則を改正し、使用者に対して石綿関連疾患に対応した特別安全教育の実施を義務付けなかったことは著しく合理性を欠く（双方上告受理申立て）。

本件と同種訴訟である大阪アスベスト訴訟（1陣）について、1審の大阪地方裁判所は、原告らの請求を一部認容し、国の規制権限の不行使の違法性を認める判決を言い渡したが、2審の大阪高等裁判所は、平成23年8月25日、国敗訴部分を取り消して、1審原告らの請求を全て棄却し、現在、最高裁（最高裁平成23年（オ）第238号、同年（受）第2455号）に係属中である。本件と併せて、最高裁判所の判断が注目される。

ウ 救済法の対象外の血液製剤の投与によってC型肝炎に罹患したとする者からの地位確認及び損害賠償請求事件（大分地裁平成22年（行ウ）第3号、平成25年11月21日判決）

本件は、特定フィブリノゲン製剤及び第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「C肝特措法」という。）の対象外の血液製剤の投与によってC型肝炎に罹患したとする患者（亡A）の相続人であるX₁（原告）らが、亡Aにも同法が直接ないし類推適用されるべきであり、厚生労働大臣が同法による救済の対象としなかったことは違

法であるなどとして、Y（国、被告）に対し、X₁らがC肝特措法に基づく給付金を受給する地位を有することの確認を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき200万円の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求をいずれも棄却した。

①亡AはC肝特措法2条1項、2項が規定する特定2製剤には該当しない血液製剤の投与によってC型肝炎ウイルスに感染したものであり、条文の文言に該当しないことが明らかであるから、亡A及びX₁らに同法を直接適用することはできない。また、C肝特措法の前文に示された同法の趣旨及びその趣旨を受けたC肝特措法の条文並びに同法の審議過程によれば、同法の救済の範囲は、法律上明確に規定されている「特定C型肝炎ウイルス感染者」（同法2条3項）の救済という範囲に限定されると解されるから、同法を類推適用できない。②Yが同法の解釈・運用を誤った違法はない（控訴）。

(3) 矯正関係

死刑確定者が弁護士と再審請求の打合せを行うための面会に拘置所職員の立会いを付した措置に係る損害賠償請求上告事件（最高裁平成24年（受）第1311号、平成25年12月10日第三小法廷判決）

本件は、死刑確定者として広島拘置所に拘置されているX₁と、再審請求手続の弁護人として選任されていたX₂及びX₃（いずれも原告・控訴人兼被控訴人・被上告人）が、再審請求についての打合せを行うために接見しようとした際、拘置所側に対して立会人を付さないよう要請したにもかかわらず、合計3回にわたってこれを拒否された（以下、面会順に「本件第1面会」ないし「本件第3面会」という。）のは、①死刑確定者と再審請求弁護人間の秘密交通権の侵害、②再審請求手続における裁判へのアクセス権の侵害、③拘置所長の裁量権の逸脱、濫用であり、これによってX₁らは精神的苦痛を受けたとして、Y（国、被告・控訴人兼被控訴人・上告人）に対し、国賠法1条1項に基づき、総額330万円の慰謝料等の支払を求めたものである。

1審判決（広島地裁平成23年3月23日判決）は、X₁らの上記①及び②の各主張を退け、上記③の主張のうち本件第1面会に関してはこれを退けたが、本件第2面会及び本件第3面会に関しては国賠法上違法であるとして、X₁ら各人につきそれぞれ11万円及び遅延損害金の支払を命じる限度で請求を一部認容した。

これに対して、X₁ら及びYの双方が控訴をしたところ、2審判決（広島高裁平成24年1月27日判決）は、①及び②につき1審の判断を維持し、③につき、本件第1ないし第3面会のいずれも国賠法上違法である旨判示して原判決を変更し、X₁ら各人につきそれぞれ18万円及び遅延損害金の支払を命じる限度でX₁らの請求を一部認容した。

最高裁は、X₁らがした上告及び上告受理申立てについては棄却・不受理決定をし、Yがした上告受理申立てについては、一部受理し、要旨次のとおり判示し

て、Yの上告を棄却した。

死刑確定者又は再審請求弁護人が再審請求に向けた打合せをするために秘密面会の申出をした場合に、これを許さない刑事施設の長の措置は、秘密面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められ、又は死刑確定者の面会についての意向を踏まえその心情の安定を把握する必要性が高いと認められるなど特段の事情がない限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用して死刑確定者の秘密面会をする利益を侵害するだけでなく、再審請求弁護人の固有の秘密面会をする利益も侵害するものとして、国賠法1条1項の適用上違法となる。X₁らは、本件各面会につき秘密面会の申出をしているところ、本件各面会に先立ち、X₁は、広島拘置所の職員との面接において、X₃から再審請求の準備をする旨伝えられたが心情面での不安要素はないなどと述べていたというのであり、その他本件に現れた一切の事情を勘案しても、前記特段の事情があることをうかがうことはできず、広島拘置所長が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してX₁らの利益を侵害したものとして、国賠法1条1項の適用上違法となる。

(4) 検察関係

厚労省元局長無罪国家賠償請求控訴事件（東京高裁平成25年（ネ）第403号、平成25年4月10日判決）

本件は、虚偽有印公文書作成等の事実で大阪地検特捜部に逮捕・勾留・起訴されたものの無罪判決が確定したX（逮捕当時は厚労省雇用均等・児童家庭局長、原告・控訴人）が、大阪地検職員が同刑事事件における関係者の供述内容を報道機関に「リーク」してXの名誉を毀損したとして、Y（国、被告・被控訴人）に対し、国賠法1条1項に基づき、330万円の損害賠償を求めたものである（Xに対する逮捕、勾留、起訴等の違法に係る請求については、平成23年10月に国が請求を認諾し、損害賠償金約3,777万円を支払済み）。

1審判決（東京地裁平成24年12月21日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①大阪地検職員以外にも本件検察官調書の内容を知り得た者の存在を否定できないことからすれば、本件検察官調書の内容を同地検職員が把握しているという事実及び本件検察官調書の記載と本件記事の記載に類似している箇所が存在しているという事実等から、直ちに同地検職員が報道機関に対して、関係者の供述内容についての情報提供をしたという事実を認めることはできない。②仮に、同地検職員が報道機関に対して上記情報提供をしたという事実が認められたとしても、同情報提供行為は、同地検のXに対する捜査、逮捕勾留、起訴という一連の行為と密接に関連しているものといえ、同情報提供行為によって生じた損害については、同地検のXに対する捜査、逮捕勾留、起訴等によって生じたとされる精神的損害に包括評価することが可能である。そして、同精神的損害については、Yは

Xに対して既に全額を支払済みであることから、XのYに対する損害賠償債権は残存していない。

本判決は、要旨以下のとおり理由を付加するほか1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

①本件記事の内容と本件検察官調書の内容とに符合する部分があるからといって、大阪地検職員による組織的な情報漏洩や意図的な情報操作があったとは認定することはできない。②本件記事が摘示する事実は、Xが同刑事事件に関与したことを裏付ける事実であり、同事実は、逮捕・勾留、起訴及び公判の各段階において、盛んに新聞報道されたことから、Xの社会的評価の低下は、Xの逮捕・勾留、起訴及び公判の各段階における新聞報道による社会的評価の低下に包摂されていると評価するのが相当である。そして、違法な逮捕・勾留、起訴及び公判による損害については、Xが請求を認諾し、その支払も済んでいるのであるから、本件記事による社会的評価の低下についての精神的損害についても、Yとの関係では、損害の填補がされたとみるべきである（上告・上告受理申立て）。

(5) その他

ア 耐震性が建築基準法の最低基準に不足する分譲マンションの各区分所有権を 購入した者らからの損害賠償請求上告・上告受理事件（最高裁判平成24年（オ） 第1351号，同年（受）第1671号，平成25年5月14日第三小法廷決定）

本件は、訴外会社が販売した2棟の分譲マンション（以下「本件各建物」という。）の各区分所有権を購入したX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、本件各建物についてそれぞれ、建築基準法上の指定確認検査機関として建築確認を実施したY₂（被告会社・被控訴人・被上告人兼相手方）若しくはその確認検査員の過失（義務違反）又は本件各建物の構造計算に使用された構造計算プログラムを認定し、Y₂に対する監督権限を行使しなかった国土交通大臣（平成11年法律第160号による改正前は、建設大臣）の違法行為により、構造計算書の偽装が見逃され、そのため耐震性が建築基準法の最低基準に不足することとなり、損害を被ったとして、Y₂に対しては、不法行為に基づき、Y₁（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対しては、国賠法1条1項に基づき、総額10億4,539万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成23年5月25日判決・判例タイムズ1392号169ページ）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求をいずれも棄却した。

①（Y₂又はその確認検査員の過失（義務違反）の有無）Y₂においては、構造審査につき、Y₂作成の「構造審査基準」と題する冊子に基づいて実施され、また、本件全証拠によっても、確認審査のための適正な人員配置を怠ったことを具体的に裏付ける事情も認められないので、Y₂の過失（義務違反）を認定することはできない。また、本件各建物の各設計図書中に構造計算書の偽装を疑わせる明らかな徴表があったとは認められず、その徴表が本件構造耐力不足

の要因となっていたとも認定することができないから、 Y_2 の確認検査員の過失（義務違反）の存在を断定することはできない。以上のとおり、 Y_2 の過失（義務違反）及びその確認検査員の過失（義務違反）を認定することはできないから、 Y_2 又はその確認検査員の行為の国賠法上の違法性に関する X_1 らの主張は、その前提を欠いており採用できない。②（構造計算プログラムの認定に関する国土交通大臣の行為の違法性の有無）本件各建物の構造計算に使用された構造計算プログラムについては、国土交通大臣の構造計算プログラムに対する認定行為がそもそも存在しないか、又は構造計算書の偽装に起因する構造耐力不足とは関係がないので、 X_1 らとの関係において、国土交通大臣の職務上の義務違背を構成するものではなく、その他、その裁量を逸脱、濫用するなどした違法な点も認められない。③（監督権限等不行使に関する国土交通大臣の不作为の違法性の有無）いわゆる耐震強度偽装事件が発覚する前の平成14年10月にされた訴外指定確認検査機関に対する業務停止命令等の経緯は、構造計算書の偽装やその看過が横行していることを想起させるものではなく、また、国土交通大臣は、上記業務停止命令と前後して、 Y_2 を含む他の指定確認検査機関に対する立入検査及び建築基準法違反の行為をした指定確認検査機関に対し自ら相当と認める措置を講じていたのであるから、国土交通大臣に監督・調査に係る権限の不行使の違法はない。そして、本件各建物の構造計算に使用された構造計算プログラムについては、上記②のとおりであるから、国土交通大臣において認定プログラムに関する注意喚起を行うべき義務を負っていたものということはできない。さらに、本件各建物の建築確認当時、構造計算書の偽装やその看過が横行していることを想起させる事情は認められないから、これに対応すべき構造審査に関する審査基準や指針が策定されなかったとしても、国賠法上の違法はない。

2審判決（東京高裁平成24年3月28日判決）は、1審の判断を維持して X_1 らの控訴を棄却し、最高裁判所は、 X_1 らの上告理由及び上告受理申立て理由は民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 民法上の再婚禁止期間の規定が違憲であると主張する者からの損害賠償請求控訴事件（広島高裁岡山支部平成24年（ネ）第336号、平成25年4月26日判決）

本件は、女性にのみ再婚禁止期間を定めた民法733条1項の規定により、離婚後6か月を経過しなければ再婚することができず、精神的苦痛を被ったとする X （原告・控訴人）が、女性を合理的な理由なく差別した同項は憲法14条1項及び24条2項に違反しており、民法733条を改正しない国会の立法不作為は違法な公権力の行使に当たるとして、 Y （国、被告・被控訴人）に対し、国賠法1条1項に基づき、165165万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（岡山地裁平成24年10月18日判決）は、要旨以下のとおり判示して、

Xの請求を棄却した。

①国会議員の立法行為又は立法不作為は、仮に立法の内容又は立法不作為が憲法に違反するものであるとしても、直ちに国賠法上違法となるものではなく、それが国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由もなく長期にわたってこれを怠る場合などに、例外的に、違法の評価を受ける。②民法733条1項の規定の趣旨が父性推定の重複回避のみならず父子関係をめぐる紛争防止にもあると解され、その立法目的に合理性が認められること、③同目的から再婚禁止期間を嫡出推定の重複回避に最低限必要な100日とすべきことが一義的に明らかであるとも言い難いことなどからすれば、同規定による区別が憲法14条1項及び24条2項に違反しないと解する余地も十分にあるから、再婚禁止期間を100日に短縮するなどの改正をしない立法不作為は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合などに当たるとはいえず、国賠法上違法の評価は受けない。

本判決は、要旨以下のとおり理由を付加するほか1審の判断を引用し、Xの控訴を棄却した。

民法733条1項の立法目的には合理性が認められる上、同立法目的を達成するために再婚禁止期間を具体的にどの程度の期間とするかは、同立法目的と女性の再婚の自由との調整を図りつつ、内外における社会的環境の変化等をも踏まえて立法府において議論して決定されるべき問題であり、これを6か月とした民法733条1項の規定が直ちに合理的関連性を欠いた過剰な制約であるということもできない。民法733733条を改正しない立法不作為が国民に憲法上保持されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合に当たるとはいえない（上告）。

ウ 無断で靖国神社に合祀されたことにより被害を受けたとする大韓民国国民及びその遺族らによる合祀絶止等請求控訴事件（東京高裁平成23年（ネ）第5515号、平成25年10月23日判決）

本件は、先の大戦中、日本人として徴兵ないし軍属として徴用された現大韓民国の国民又はその遺族であるX₁（原告・控訴人）らが、その意思に反してY₁（靖国神社、被告・被控訴人）に合祀されたのは厚生省の職員が政教分離原則（憲法20条3項、89条）に反して無断で戦没者等の名票をY₁に送付したことによるものであり、民族的人格権や名誉権等が侵害されたなどとして、Y₁及びY₂（国、被告・被控訴人）に対し、民法723条及び国賠法1条1項等に基づき、①謝罪文の交付、②謝罪広告の掲載、③慰謝料総額1億3,440万円の支払等をそれぞれ求めたものである。

1審判決（東京地裁平成23年7月21日判決）は、要旨以下のとおり判示して、

X₁らの請求をいずれも棄却した。

①霊璽簿等の記載は非公開であり、遺族以外の第三者からの照会等によって戦没者の社会的評価が低下するなどの事態は想定し得ないこと、X₁らは、合祀後数十年にわたりその近親者がY₁に合祀されていた事実を認識していなかったこと等の事情に照らすと、合祀行為はX₁らに対して何らかの強制や不利益の付与を伴うことにより同人らの信教の自由を妨害するような性質のものではなく、合祀行為等によってX₁らの権利又は法的利益が侵害されたとはいえない。②Y₁は、Y₂から情報提供を受けつつも、自らの教義に基づき自律的に合祀という宗教行為をしていたこと等からすれば、Y₂からの情報提供は、合祀とは別個の事実行為というべきであるし、戦没者及びその遺族がY₁の合祀を望んでいると信じるに足る合理的な理由があると考えられた当時の状況下において、Y₂がY₁に情報提供をしたことには相応の合理性があったといえること等も総合考慮すれば、Y₂がY₁に対して戦没者情報を提供した行為は政教分離の原則に反しない。

本判決も、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（確定）。

行政訟務課

法務省組織令第13条、第20条

平成25年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

C肝特措法関係行政文書不開示決定取消等請求事件（東京地裁平成25年（行ウ）第201号）

本件は、「カルテがないC型肝炎訴訟」弁護団の弁護士である原告が、国との間で「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づき和解等が成立した約1970人に関して作成された行政文書（当該支給対象者がC型肝炎に罹患した原因（出産・手術の名称）、その年月日及び当該病院名が記載されているもの。ただし、個人情報は除く。）の開示請求をしたところ、厚生労働大臣から上記行政文書には情報公開法5条1号に該当する情報が記載されており、また、その全部が同条5号及び6号口に該当する情報であるなどとして不開示決定を受けたことから、その取消しを求めるとともに、上記行政文書の開示決定の義務付けを求めるものである。

(2) 原子力行政関係

ア 浜岡原子力発電所永久停止等請求事件（静岡地裁浜松支部平成25年（ワ）第78号、第673号）

本件は、静岡県内に居住しているX₁（原告）ら174人が、事故が起これば

甚大な被害をもたらす原子力発電所を稼働することは、平和的生存権、環境権及び人格権を侵害するとして、浜岡原子力発電所3号機ないし5号機について、同発電所を設置しているY₁（A電力株式会社、被告）に対し、永久に稼働しないことを求めるとともに、Y₂（国、被告）に対し、同発電所原子炉を稼働させないこと、及び精神的苦痛に対する慰謝料として一人当たり金10万円の支払を求めるものである（原告らの一部がY₂に対する訴えを取り下げたため、残る原告は54人）。

浜岡原子力発電所については、これまで4次にわたり、Y₁に対して原子炉の永久停止を求める訴訟が提起されていたところ、第5次訴訟に当たる本件は、初めてY₂を被告に加えたものである。

なお、Y₂に対して原子炉の操業の差止めを求める同種の民事訴訟が、佐賀地裁（平成24年（ワ）第49号ほか・玄海原子力発電所）及び鹿児島地裁（平成24年（ワ）第430号ほか・川内原子力発電所）に係属している。

イ 島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件（松江地裁平成25年（行ウ）第5号）

本件は、主に島根県及び鳥取県に居住しているX₁（原告）ら428人が、島根原子力発電所3号機の設置について、不合理な安全設計審査指針等に基づいて設置変更許可がされたものであるなどとして、経済産業大臣がした原子炉設置変更許可処分が無効であることの確認を求めるとともに、同原子炉について経済産業省令で定める技術基準適合性を欠くなどと主張して、Y₁（国、被告）に対し、経済産業大臣が電気事業法40条等に基づき同3号機の使用を開始しないことを命ずることの義務付けを求め、また、原子炉の運転により重大な被害が発生する蓋然性が高いとして、Y₂（A電力株式会社、被告）に対し、人格権等に基づき同3号機の運転の差止めを求めるものである。

ウ 玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件（佐賀地裁平成25年（行ウ）第13号）

本件は、主に佐賀県及び福岡県に居住するX₁（原告）ら384人が、玄海原子力発電所3号機及び4号機は原子力規制委員会が定める設置許可基準規則4条3項、37条2項及び55条に適合しないなどと主張して、Y（国、被告）に対し、原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づき、A電力株式会社に対する玄海原子力発電所3号機及び4号機を運転してはならない旨の命令の義務付けを求めるものである。

(3) 空港関係

新石垣空港完成検査合格処分取消請求事件（東京地裁平成25年（行ウ）第335号）

本件は、新石垣空港敷地内の土地の共有地主であると主張するX₁（原告）ら及び石垣島内外に在住し、石垣島・白保の自然に関心を持ち、同空港を利用する可能性があるとして主張するX₂（原告）ら合計91人が、沖縄県知事の新石垣空港完

成検査申請に対して国土交通省大阪航空局長が航空法42条2項に基づき平成24年12月11日付けでした同検査合格処分は、同法39条1項1号並びに同法施行規則79条1項4号及び7号イの要件を満たしていない違法なものであるとして、その取消しを求めるものである。

(4) 文教行政関係

高等学校等就学支援金支給校指定義務付け等請求事件（大阪地裁平成25年（行ウ）第14号）

本件は、在日朝鮮（韓国）人を主たる教育対象とする学校法人であるX（原告）が、文部科学大臣に対し、Xが設置する教育機関が高等学校等就学支援金の支給校の指定（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（以下「本件規則」という。）1条1項2号ハに基づく指定）を受けるための申請を平成22年11月27日付けで行ったが、同大臣が相当な期間を経過しても同指定をしないことから、Y（国、被告）に対し、不作為の違法確認、及びXが設置する教育機関は同指定を受けるための要件を備えているとして、同指定の義務付けを求めるものである。

なお、文部科学大臣が平成25年2月20日付けで本件規則1条1項2号ハの規定を廃止し、Xが設置する教育機関について同指定をしない旨の処分をしたため、Xは、同指定をしない旨の処分の取消し及び同指定の義務付けを求めて訴えの変更を行っている。

(5) 労働事件関係

佐賀県高等学校等教職員給与減額差額等請求事件（佐賀地裁平成25年（行ウ）第8号）

本件は、佐賀県高等学校等教職員で組織された労働組合及びその組合員である原告ら526人が、佐賀県知事等の給与の特例に関する条例等に基づく給与の減額は、Y（国、被告）が佐賀県を含む各地方公共団体に対し、地方交付税交付金の減額を伴う給与引下げ実施の圧力を掛けたことなどによるものであるとして、Yに対し、損害賠償（慰謝料等）を、佐賀県に対し、減額された給与の差額等の支払を求めるものである。

(6) 選挙関係

ア 平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙（選挙区）の無効請求事件（東京高裁平成25年（行ケ）第70号）

本件は、平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙における東京都選挙区選出議員の選挙について、同選挙区の選挙人である原告が、本件選挙の選挙区割り及び議員定数配分を定めた公職選挙法の規定は人口比例に基づかず違憲であるとして、同法204条に基づき、同選挙区における選挙の無効を求めるものである。

イ 開票手続の違法を原因とする選挙無効請求事件（名古屋高裁平成25年（行

ケ) 第5号)

本件は、平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙における愛知県選挙区の選挙人であったと主張するX₁(原告)らが、名古屋市内の二つの開票区において開票立会人による点検手続に違法があったなどとして、愛知県選挙管理委員会に対し、公職選挙法204条に基づき、同選挙区における選挙の無効を求めるものである。

本件と同様の訴えは、全国5高裁1高裁支部(計21件)で提訴されている。

(7) 厚生行政関係

処方箋医薬品郵便等販売の地位確認請求事件(東京地裁平成25年(行ウ)第715号)

本件は、薬局開設者であるX(原告)が、薬事法49条で定める処方箋医薬品について、郵便その他の方法による販売を規則により禁止することは、同法による委任の範囲を逸脱し、また、憲法22条1項に違反するとして、インターネット販売を通じた郵便その他の方法による販売をすることができる地位にあることの確認を求めるものである。

(8) 環境行政関係

ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求事件(熊本地裁平成25年(ワ)第554号, 第867号)

本件は、不知火海沿岸地域に居住し、水俣病に罹患したとするX₁(原告)ら180人が、Y₁(国, 被告)及びY₂(熊本県, 被告)に対して、いわゆる水質二法及び県漁業調整規則に基づく規制権限を行使しなかったとして、国賠法1条1項に基づき、また、Y₃(A株式会社, 被告)に対して、民法709条に基づき、総額8億1,000万円の損害賠償を求めるものである。

(9) その他

ア 特定危険指定暴力団指定処分取消請求事件(福岡地裁平成25年(行ウ)第4号)

本件は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律3条の指定暴力団として指定されているX(原告)が、同法30条の8第1項に基づいて、福岡県公安委員会から特定危険指定暴力団に指定する処分を受けたことにつき、同処分に係る暴対法の規定が憲法に反するなどとして、Y(福岡県, 被告)に対し、その取消し及び無効確認を求めるものである。

イ 行政処分取消等請求事件(福岡地裁平成25年(行ウ)第50号)

本件は、暴対法3条の指定暴力団として指定されているX(原告)が、同法15条の2第1項に基づいて、福岡県公安委員会から特定抗争指定暴力団に指定する処分を受けたことにつき、同処分に係る暴対法の規定が憲法に反するなどとして、Y(福岡県, 被告)に対し、その取消し及び無効確認を求めるとともに、同法15条の2第2項に基づいてされた上記指定期限の延長の取消し及び無

効確認を求めるものである。

ウ 司法修習生給費制廃止違憲国家賠償等請求事件（東京地裁平成25年（ワ）第20444号）

本件は、平成16年法律第163号（以下「本件改正法」という。）により裁判所法が改正され、司法修習生に給与を支給する制度（いわゆる給費制）が廃止されて修習資金を貸与する制度が導入されたことについて、新65期司法修習生であったX₁（原告）ら118人が、①司法修習生が給費を受ける権利は憲法によって保障された権利であり、本件改正法により給費制を廃止したことは違憲無効であって、X₁らは本件改正法による改正前の裁判所法67条2項に基づき、少なくとも金237万4,080円の給費支払請求権を有する、②国（国会議員）が本件改正法により給費制を廃止した行為及び給費制を復活させなかった不作為により、X₁らは給費相当額の損害及び精神的損害を受けており、国賠法1条1項に基づき、少なくとも金337万4,080円の損害賠償請求権を有するなど主張して、その一部請求として、Y（国、被告）に対し、各金1万円の支払を求めるものである。

エ 子ども・被災者支援法基本方針不策定違法確認等請求事件（東京地裁平成25年（行ウ）第535号）

本件は、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故当時、福島県、宮城県及び栃木県に居住していたX₁（原告）ら19人が、①Y（国、被告）が「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」5条に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めないことが違法であることの確認、②X₁らが同法に基づく被災者生活支援等施策による利益を受けることができる地位にあることの確認、及び③国賠法に基づき、基本方針が策定されていないことによる損害の賠償として、各金1円の支払を求めるものである。

オ 直轄負担金返還請求事件（高知地裁平成25年（行ウ）第7号B）

本件は、高知県の住民であるX₁（原告）ら3人が、Y（高知県知事、被告）が平成20年度から同23年度までの間に国に納付した国直轄の事業（河川、道路、公園及び港湾）に係る負担金のうち、公正取引委員会が談合認定した土木工事に係る負担金の一部（合計約12億7,708万円）について、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、Yに対し、国に対して返還請求をするよう求める住民訴訟であり、国がYから訴訟告知を受け、訴訟参加したものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 原子力関係

ア 原発安全対策損害賠償請求事件（福岡地裁平成24年（ワ）第1503号、平成25年6月17日訴えの取下げ）

本件は、福島県内でホテル業を営むX（原告）が、Y₁（国、被告）及びY₂（A株式会社、被告）ら電力会社9社に対し、Y₁及びY₂らが、安全対策を見直すべき機会が十分あったにもかかわらず、共同して原子力発電所の虚偽の安全神話を形成し、これを怠ってきた結果、東日本大震災の際、Y₂が設置、運転する福島第一原子力発電所において重大な放射能放出事故が発生するに至り、その影響によって利用客が激減したとして、Y₁及びY₂らに対し、共同不法行為に基づき、約2,806万円の損害賠償を求めたものである。

Xは、Y₂と和解協議が整ったとして、Y₁に対する訴えを取り下げた（Y₂以外の電力会社に対する訴えについても、請求放棄又は訴えの取下げにより終了している。）。

イ 定期検査終了証交付差止請求控訴事件（大阪高裁平成25年（行コ）第21号、平成25年6月28日判決）

本件は、滋賀県、京都府及び大阪府に居住するX₁（原告・控訴人）ら79人（うち68人が提訴後に取下げ）が、電気事業法54条所定の定期検査を実施していた大飯発電所3号機及び4号機につき、同法施行規則（以下「施行規則」という。）93条の3に基づく経済産業大臣から同発電所の設置者への定期検査終了証の各交付（以下「本件各交付行為」という。）が行政処分当たるとして、定期検査終了証の各交付の各取消しを求めたものである（X₁らは、定期検査終了証の各交付差止めを求めて提訴したが、その後、本件各交付行為がされたため、訴えを本件各交付行為の各取消しを求めるものに変更した。）。

なお、X₁らは、上記交付の差止めを本案とする仮の差止めも申し立てていたが、1審決定（大阪地裁平成24年4月27日決定）はX₁らの請求を却下し、2審決定（大阪高裁平成24年7月3日決定）でもその判断が維持された。さらに、X₁らの抗告許可の申立てに対し、3審決定（最高裁平成24年10月10日第二小法廷決定）は、本案について訴えの交換的変更がされたため、抗告の利益がないとして却下した。

1審判決（大阪地裁平成24年12月20日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを却下した。

定期検査終了証の交付によって設置者による実用発電用原子炉の運転及びその運転によって発電した電力の供給につき制限が解除されるとの仕組みは採られていないこと、また、その交付を受けた者について技術基準適合維持義務及び定期事業者検査を実施すべき義務ないし定期検査を受けるべき義務が免除されるものではないこと、定期検査の申請は経済産業大臣に対して定期検査という事実行為の実施を促すものにすぎないこと等からすれば、定期検査終了証の交付に法的効果が付与されていると解することはできない。よって、施行規則93条の3に基づく定期検査終了証の交付は、これによって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する法律上の効果を有するものではなく、行訴法

3条2項にいう処分とは認められない。

本判決も、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（確定）。

(2) 空港関係

ア 新石垣空港事業認定処分取消請求事件（東京地裁平成21年（行ウ）第91号、平成25年9月17日判決）

本件は、沖縄県が石垣市に設置した新石垣空港敷地の一部の土地につき共有持分を有するX₁（原告）らが、内閣府沖縄総合事務局長（以下「処分行政庁」という。）がした新石垣空港整備事業及びこれに伴う附帯工事並びに一般国道390号及び農薬用道路付替工事（以下「本件事業」という。）に係る土地収用法（以下「法」という。）16条に規定する事業の認定（以下「本件事業認定」という。）に対して、本件事業認定は、法20条2号から4号までに該当しないにもかかわらずされた違法なものであるなどと主張して、その取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

①（航空法38条1項の規定により国土交通大臣がした新石垣空港の設置許可（以下「別件設置許可処分」という。）の違法を本件訴訟において主張することの可否）航空法に基づく設置許可と法に基づく事業認定とは、その目的を異にし、それぞれの目的に応じた異なる要件の適合性を、異なる段階で審査することを予定した相互に独立した関係にある行政処分であると解される。そして、法に基づく事業認定においては、起業者が事業の施行権限を現に有していることまでは必要とされておらず、航空法に基づく飛行場の設置許可が適法に行われていること自体は要件とされていない。さらに、別件設置許可処分の取消訴訟を提起して同処分の適否を争う十分な機会があったとすることができることからすると、別件設置許可処分の違法性が本件事業認定に承継されると解することはできない。②（法20条2号該当性）沖縄県が、(ア)起業者として国土交通大臣から航空法38条1項の規定に基づき、新石垣空港及びその航空灯火の各設置許可を受け、本件事業の実施に当たり必要な施行権限を有していること、(イ)本件事業の実施に当たり必要な予算上の措置を講じるとともに、空港整備のための組織を設け、必要な人員を確保していることからすると、同県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるから、本件事業は、法20条2号の要件に該当する。③（法20条3号該当性）処分行政庁が、本件事業に係る計画（以下「本件事業計画」という。）に関して、(ア)本件事業を必要とする公益上の理由があり、(イ)本件事業のために本件起業地を用いることの相当性があり、(ウ)本件事業計画により取用の対象とされる土地の状況に特段の問題はなく、(エ)その土地が本件事業の用に供されることによって失われる私的又は公共の利益は当該事業の実施を妨げる程度には大きくないとした判断については、いずれも、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等によりその判断が全く事実の基礎を欠くとはいえず、また、事実に対する評価

が明白に合理性を欠くこと等によりその判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるともいえないから、本件事業は法20条3号に該当するとした判断は、裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものとは認められない。④（法20条4号該当性）法20条4号の規定は、同条3号によって事業計画自体の合理性が認められる場合であっても、当該土地を取得するのに強制的な土地収用という手段を用いるだけの公益上の必要性があることを要件とするものと解される所、本件において、処分行政庁が、土地を取得するのに強制的な土地収用という手段を用いるだけの公益上の必要性があるとした判断は、全く事実の基礎を欠き、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められないから、裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものとは認められない。⑤（法19条違反の有無）X₁らは、沖縄県が処分行政庁に提出した本件事業の事業認定申請書（以下「本件申請書」という。）には、申請者が意図的にしたとしか認め難い虚偽の事実が記載されており、このような場合、本件申請書の「事業の認定を申請する理由」（法18条1項4号）については実質的に記載がないと評価すべきであり、本件申請書は法18条1項が定める方式を欠くこととなり、起業者は本来補正手続が必要になるのに、それが履践されていないのであるから、そのような重要な法定手続違反のある本件事業認定は取り消されるべきであるなどと主張するが、X₁らが虚偽であると指摘する点は、いずれも虚偽とはいえないから、X₁らの上記主張はその前提において失当である（控訴）。

イ 静岡空港事業認定取消請求上告・上告受理事件（最高裁平成24年（行ツ）第79号、同年（行ヒ）第88号、平成25年10月1日第三小法廷決定）

本件は、静岡空港建設予定地の土地又は立木の所有権を有するX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、同予定地の強制収用又は使用を可能とするための土地収用法（以下「法」という。）による事業認定（以下「本件事業認定」という。）には、本件事業認定の対象である静岡空港整備事業（以下「本件事業」という。）の起業者であるZ（静岡県、被告・被控訴人・被上告人兼相手方補助参加人）に本件事業を遂行する十分な意思と能力がなく、また、本件事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものでない、土地を収用し、又は使用する公益上の必要もない等、法20条各号の要件を欠く違法があるのみならず、Zが静岡空港の設置許可処分を得た経緯等に照らせば、禁反言の法理及び信義則に反する違法もあるなどとして、本件事業認定の取消しを求めたものである。

1審判決（静岡地裁平成22年3月18日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

①（法20条2号（起業者の十分な意思と能力）の該当性）Zは、本件事業認定当時、航空法38条1項の許可を受けており、本件事業認定が行われるまでに、

本件事業に関して継続的に予算を計上し、相当な割合を実際に執行していたこと、継続的に静岡空港設置に向けた組織体制を整えてきたこと、本件事業の総事業費は1,900億円である一方、Zの年間予算規模は1兆円を超えていること及びZは全国の都道府県の中でも基準財政需要額に対する高い基準財政収入額を有していること等に照らし、Zは、法的な観点、資金的、財政的な観点、組織、人員の観点いずれからも、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していた。②(法20条3号(土地の適正かつ合理的な利用に寄与)の該当性)同号の規定に該当するものであるか否かについては、(ア)当該土地がその事業に供されることによって得られる公共の利益と、(イ)当該土地がその事業に供されることによって失われる私的な利益とを比較衡量し、(ア)が(イ)を上回るか否かが判断基準となる。そして、その判断には、処分行政庁に政策的・専門的な裁量が認められるのであるから、裁判所は、法律上、その判断が裁量の範囲を超え又はその濫用があったと認める場合に限り、その処分を取り消すことができる。(ア)本件事業によって得られる利益について、Zは、その効果を数値的に実証するため、需要予測(以下「本件需要予測」という。)を行い、本件需要予測を前提とした費用対効果分析を行ったものであり、本件需要予測は、結果的には現実と齟齬する部分が認められるものの、当時の予測としては、その合理性を是認するのが相当である。(イ)本件事業によって失われる利益については、環境への影響等が想定されるところ、Zの行った本件事業の環境への影響に関する調査及び環境保全対策には合理性が認められる。なお、本件訴訟の係属中、本件事業認定の事業計画には、収用・使用の範囲が過小である部分及び収用の範囲が過大である部分が存在したことが判明し、X₁らは、この点をもって本件事業が合理性を欠き、法20条3号の要件を欠くと主張する。確かに、収用・使用の範囲が過小であったことにより、一部の立木が制限表面を超えることになるのであるから、同瑕疵は本件事業の実現可能性に多大な影響を及ぼすおそれがあったものといわざるを得ないが、本件起業地の総面積との比較においては、収用・使用が過小であった範囲は極めて限定的であり、収用・使用し損なった部分については、改めて事業認定の申請をすることも可能であること、空港の設置者は、制限表面の上に出るものの所有者等に対して損害を補償し、制限表面の上に出る部分を除去することを求めることができること等に照らせば、本件過小収用・使用の瑕疵によって、本件事業全体の合理性ないし適法性が直ちに否定されることはないといわざるを得ない。また、収用の範囲が過大であったことについては、収用の必要のない土地の面積は、本件起業地の総面積と比較して極めて限定的であり、ほかに解決する方法もあることから、本件事業全体の合理性ないし本件事業認定の適法性を失わせるものでもない。以上の点等を総合すれば、(ア)本件事業により得られる利益が、(イ)失われる利益を上回り、本件事業認定が法20条3号の要件に該当するとした処分行政庁の判断

が、裁量を逸脱し、又は濫用したと認めることはできない。③（禁反言・信義則違反について）行政処分 of 適法性の判断においても、一般的には、禁反言の法理、信義則等の法の一般原理が適用される余地は否定されない。しかしながら、静岡空港建設予定地の選定について、確かに地元住民の参加があったと認めるに足る証拠はどうかかわれないが、Zは、空港建設検討委員会を設置した上で、2案を比較し建設予定地を選定しており、適正に選定手続を行ったものと解される。また、Zが静岡空港設置許可処分の申請をした平成8年に運輸省航空局長（当時）に提出した確約書（設置許可後も未同意地権者に十分配慮し、誠心誠意交渉に当たること等を内容とするもの。以下「本件確約書」という。）については、Zは、静岡空港設置許可処分を受けた後も、約9年にわたる年月をかけて、本件確約書の趣旨にのっとり、静岡空港建設に反対する地権者から任意に土地を取得する努力を続けており最終的に本件事業認定の申請に踏み切ったことをもって、本件確約書における誓約をほごにしたと評価することは相当ではない。さらに、住民投票を行う条例については、静岡空港建設に反対する地権者やその他県民らは、地方自治法74条1項に基づき、静岡空港設置の是非を問う住民投票を行う条例の制定を請求したが、静岡県議会は、静岡県知事が付議した住民投票条例案を否決したのであり、静岡県知事は、民主的かつ適正な手続にのっとり出された最終的な結論に従ったと評価するべきものであって、選挙公約をほごにしたと評価することは相当ではない。よって、Zが本件事業認定の申請を行ったことをもって禁反言の法理及び信義則に違反すると解することはできない。

2審判決（東京高裁平成23年10月13日判決）も、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ 静岡空港土地収用裁決等取消請求上告・上告受理事件（最高裁平成24年（行ツ）第188号、同年（行ヒ）第222号、平成25年10月15日第三小法廷決定）

本件は、静岡空港整備事業に係る起業地内の土地に所有権等を有するX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、静岡県収用委員会が土地収用法に基づいて行った土地の権利取得・明渡裁決を不服として、静岡県（代表者：静岡県収用委員会）に対し、同裁決の取消しを求めたものである。

1審判決（静岡地裁平成23年4月22日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを一部却下し、請求を一部棄却した。

①明渡裁決は、裁決の対象となる土地の明渡しが完了した場合は、所有者等が同裁決により負担していた義務は消滅し、所有者等が明渡しについての原状回復を求めるためには、権利取得裁決を争い、その取消しを求めれば足りるから、明渡裁決の取消しを求める利益は消滅し、また、物件の収用をする部分に

については、明渡裁決自体に当該物件の所有権を移転する効力があるものの、所有権が移転したことを前提に物件の除去等が実施された後は、原状を回復することは不可能であって、取消しを求める利益は失われる。②後行処分取消訴訟において先行処分の違法性を主張することは、後行処分時において、先行処分の適否を見直すことが要請されていること、すなわち、先行処分が適法であることが後行処分の要件とされていることをうかがわせるような特別な法律の定めがある場合を除き、原則として許されないから、収用裁決の取消訴訟におけるX₁らが、違法性の承継を前提に、事業認定の違法を収用裁決の違法として主張することは許されない。③収用裁決について、その審理手続に違法があったとは認められない。

2審判決（東京高裁平成24年1月24日判決）も、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(3) 運輸関係

鉄道運賃変更命令等請求事件（東京地裁平成22年（行ウ）第462号，平成25年3月26日判決）

本件は、東京都葛飾区の甲駅と千葉県印西市の乙駅の間を走行する北総線の沿線に居住するX₁（原告）らが、北総線の運賃が不当に高額であるなどとして、国土交通大臣が平成22年2月19日付けで鉄道事業法15条1項に基づき鉄道会社ら（A鉄道ないしC鉄道）に対してした①A鉄道及びB鉄道がC鉄道との間で設定した鉄道線路使用条件認可処分の取消し、②同法23条1項4号に基づく上記使用条件変更命令の義務付け、③運輸大臣（当時）が平成10年9月4日付けで平成11年法律第49号による改正前の鉄道事業法（以下「改正前鉄道事業法」という。）16条1項に基づきA鉄道に対してした北総線の旅客運賃変更認可処分の無効確認、④同処分の取消し、⑤鉄道事業法23条1項1号に基づく北総線の旅客運賃等上限変更命令の義務付け及び同法16条5項1号に基づく北総線の旅客運賃変更命令の義務付け、⑥国土交通大臣が平成22年2月19日付けで同条1項に基づきC鉄道に対してした同社が運営する成田線の旅客運賃上限認可処分の取消し、⑦同法23条1項1号に基づく成田線の旅客運賃等上限変更命令の義務付け及び同法16条5項1号に基づく成田線の旅客運賃変更命令の義務付けを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、一部の訴え（上記①、②、④、⑥及び⑦）を却下し、その余の請求を棄却した。

改正前鉄道事業法16条1項又は鉄道事業法16条1項に基づく旅客運賃認可処分の原告適格について検討すると、鉄道事業法は、改正の前後を通じて「利用者の利益の保護」を目的として掲げるなどしており、同認可処分においても、根拠規定の趣旨並びに他の規定及び関連法令の仕組みから「利用者の利益の保護」を

図っているといえる。そして、通勤や通学等のために日常的に鉄道を利用する者にとっては、旅客運賃認可処分が違法にされた場合、通勤や通学が不可能になったり、住居を移転せざるを得なくなるなど日常生活の基盤を揺るがすような重大な損害が生じかねない。したがって、少なくとも居住地から日々の通勤や通学等の手段として反復継続して日常的に鉄道を利用している者が有する利益は、「法律上保護された利益」に該当する。よって、X₁らは、上記③④⑤の訴えについて、原告適格を有する。他方、X₁らは、A鉄道に対して旅客運賃を支払っており、C鉄道に対して支払っているものではないから、上記⑥⑦の訴えについては「法律上の利益」が認められず原告適格を有しない。鉄道事業法15条1項に基づく鉄道線路使用条件認可処分の原告適格について検討すると、同処分は、飽くまでも鉄道事業者相互間の関係を規律するものであるから、鉄道事業の適正な運営を阻害しない限り、鉄道線路使用条件の内容を原則として鉄道事業者相互間の調整に委ねたものであると解され、また、その認可処分を行うに当たり、鉄道利用者に何らかの手續関与の機会が付与されていることをうかがわせる規定は見当たらないから、同項に基づく鉄道線路使用条件設定認可処分によって、鉄道利用者が「法律上保護された利益」を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあるとは認められず、鉄道利用者は、上記①②の訴えについては原告適格を有しない。

上記③の訴えについて、北総線の旅客運賃は、全ての旅客に同様に適用されるものであり、特定の旅客によって異なるものではないから、「特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」（改正前鉄道事業法16条2項2号）との要件に該当し、また、当時の運輸省が定めた原価算定要領にのっとり行われており、「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること」（同項1号）との要件にも該当するから、上記認可処分に違法はない。上記④の訴えは、出訴期間を徒過してされた不適法なものである。上記⑤の訴えについて、X₁らは、旅客運賃を支払って、居住地から反復継続して日常的に北総線を利用している者であるから、違法に高額な旅客運賃が設定された場合、通勤や通学が不可能となったり、住居を移転せざるを得なくなるなど日常生活の基盤を揺るがすような損害が生じかねないところ、これを事後的な金銭賠償等により救済することは容易ではない。そうすると旅客運賃上限等の変更命令がされないことにより、X₁らに「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるから、上記変更命令の義務付けを求める訴えは適法であるが、国土交通省が定めた原価算定要領に基づけば、現時点において、北総鉄道の旅客運賃が、鉄道事業法16条2項に規定する「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えるものとなっているとは認められないから、北総鉄道に対して旅客運賃上限等の変更を命ずべき理由はない（控訴）。

(4) 法務行政関係

ア 国籍確認請求事件（東京高裁平成24年（行コ）第177号，平成25年1月

22日判決)

本件は、日本国籍を有する父とフィリピン国籍を有する母との間の嫡出子としてフィリピン国内で出生したX₁(原告)ら27人が、出生後3か月以内に父母等により国籍法(以下「法」という。)12条に定める国籍留保届出がされなかったため、その出生の時に遡って日本国籍を喪失したことから、法12条は憲法13条、14条1項に違反し無効であるとして、日本国籍を有することの確認を求めたものである。

1審判決(東京地裁平成24年3月23日判決)は、要旨以下のとおり判示して、X₁については請求を認容し、X₂(原告・控訴人)ら26人については請求を棄却した。

①(憲法14条1項に違反するか)法12条の立法目的は、形骸化した日本国籍発生の防止及び重国籍発生の防止という合理的なものであり、憲法14条1項には違反しない。②(憲法13条に違反するか)法12条は、出生時の国籍の生来的取得の要件を定めたものであって国籍剥奪の制度ではないことから、国籍を奪われない権利ないし利益(国籍保持権)が憲法13条によって保障されているとしても、国籍保持権を侵害するとはいえず、同条には違反しない。③(X₁は法17条1項の国籍取得の適法な届出をしたと認められるか)同法施行規則1条3項が書面によるとした趣旨は、届出人の意思が真意に基づく確実なものであることを確認するとともに、必要事項をあらかじめ記載させることで適正かつ迅速な処理を担保することにあることから、X₁は、必要事項が記載された添付書類を法務局職員に提示して国籍取得の意思表示を明確にすれば、届出書面は特に法務局があらかじめ用意したものに限らず、その時点で書面による届出があり、その届出の時に日本の国籍を取得したと認められる。

本判決は、X₂の父は大使館職員の不適切な助言、指導により出生後3か月以内に国籍留保届を提出する機会を奪われたものであり、X₂の国籍留保届には戸籍法104条3項所定の障害事由があり、同項所定の届出期間は遵守されているとのX₂の予備的主張(以下「本件予備的主張」という。)について、要旨以下のとおり付加したほか、1審の判断を維持し、X₂らの控訴を棄却した。

X₂は、原審において、国籍留保届が提出されなかったことに関する当時の事実関係については単なる事情として主張するものであり、この点について何らかの法律的な主張をするものではないことを明らかにしており、また、X₂には、本件予備的主張を検討する機会と時間は十分にあり、これを主張する具体的な機会も十分に確保されていたものであるから、本件予備的主張は、重大な過失により時機に後れて提出されたものと認められる。さらに、本件予備的主張について本案の審理を行うことになれば、訴訟の完結を遅延させることになるものと認められる。よって、本件予備的主張は却下するのが相当である(上告・上告受理申立て)。

イ 懲戒免職処分等取消請求事件（大阪地裁平成23年（行ウ）第139号，平成25年9月4日判決）

本件は，元大阪地検特捜部副部長のX（原告）が，当時部下であった検察官Aによる証拠隠滅事件について，元部長Bと共謀の上，犯人であるAを隠避した行為（以下「本件非違行為」という。）を理由として，懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）及び退職手当等の全部を支給しないこととした処分（以下「退職手当支給制限処分」といい，本件懲戒免職処分と併せて「本件各処分」という。）を受けたことから，本件各処分は処分理由とされる本件非違行為が存在しない違法な処分であるなどとして，本件各処分の取消しを求めたものである。

本判決は，要旨以下のとおり判示して，Xの請求を棄却した。

関係者の供述等の証拠によれば，Xが，Bと共謀の上，証拠隠滅の犯人であるAを隠避させた事実を認めることができる。そうすると，Xは，その職務を遂行するについて法令に従わなかったものであり（国公法98条1項），その行為はその官職の信用を傷つけ，又は官職全体の不名誉となる行為であり（同法99条），また，国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったといえるから，同法82条1項各号に掲げる懲戒事由に該当し，裁量権の逸脱・濫用は認められず，処分事由の記載は十分であって，本件懲戒免職処分に違法はない。また，退職手当支給制限処分については，退職手当管理機関が，同法12条1項及び同法施行令17条所定の各事情の一部を勘案しなかった結果，その判断が社会通念上著しく妥当を欠く場合には，裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したもとして違法となると解される所，本件非違行為の内容及び程度は悪質であってこれに至った経緯についても汲むべき事情はなく，また，検察官の職責に著しく反する同行為が公務の遂行に著しい支障を及ぼすとともに，公務に対する国民の信頼を著しく毀損するものであることは明らかであるから，社会通念上著しく妥当を欠くものとはいえず，本件退職手当支給制限処分を違法として取り消すべき理由はない（Xは控訴したが，その後，控訴を取り下げた。）。

なお，元部長に係る同種訴訟である東京地裁平成23年（行ウ）第520号は原告が訴えを取り下げた。

ウ 観察処分期間更新処分取消請求上告・上告受理申立て事件（オウム真理教訴訟）（最高裁平成25年（行ツ）第154号，同年（行ヒ）第192号，平成25年11月21日第一小法廷決定）

本件は，X（原告・被控訴人・上告人兼申立人）が，無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）5条1項の規定に基づき平成12年1月28日付けで公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「本件観察処分」という。）を受けた団体と同一性を有するものとして，公安審査委員会から，平成21年1月23日付けで，同条4項に基づき，本件観察処

分の期間を更新する旨の決定（以下「本件更新決定」という。）を受けたため、Y（国、被告・控訴人・被上告人兼相手方）に対し、団体規制法及び本件更新決定は違憲であり、また、①Xを含めた本件更新決定を受けた団体は団体規制法4条2項にいう「団体」に当たらず、本件観察処分を受けた団体との同一性はなく、②同法5条1項各号や同条4項の定める要件を満たしておらず、③同法5条5項で準用する同条3項6号で更新決定の際に観察処分の際には課されていなかった新たな報告義務を課することはできないから、本件更新決定は違法であるとして、本件更新決定の取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成23年12月8日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求のうち③の部分について認容し、その余の請求を棄却した。

①については、Xを含めた本件更新決定を受けた団体の構成員は、オウム真理教の教義を広めこれを実現するという特定の共同目的を有しており、その教義や訴外Aの意思を推し量って活動するなどの団体規制法4条2項の「団体」としての基本的な結合関係が認められ、本件観察処分を受けた団体と同一であると認められる。②については、訴外AのXに対する影響力がなお絶大なものと認められること、Xの構成員もその影響を受け地下鉄サリン事件を正当化する発言をする者が存在するなど、なお、Xには無差別大量殺人行為の実行に関連性を有する危険な要素が認められるから、団体規制法5条1項1号、同項5号に該当すると認められ、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるから、同条4項にも該当し、本件更新決定は適法である。もっとも、③については、本件更新決定の際に新たな報告義務を追加した点について、Yは、団体規制法5条5項は「準用」の文言を使用していて、同条3項6号も「更新に際し」と読み替えられると主張するが、団体規制法上、読替規定もなく、当然に読み替えられると解することはできないし、これ以外に期間更新決定の際に新たな報告義務を追加できると解釈できる条文は見当たらず、それが必要な場合には観察処分請求をし直すことに何ら支障はないので、この部分に限り違法である。

これに対し、2審判決（東京高裁平成25年1月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決中Y敗訴部分を取り消し、Xの請求をいずれも棄却した。

団体規制法5条5項は、観察処分の期間が更新された場合に、定期的な報告義務を定めた同条3項の規定全体を準用しており、報告事項の追加について規定する同項6号を除外してはならず、同条5項が準用する同条3項には、柱書冒頭に「第一項の処分を受けた団体」との文言があるところ、同条3項を更新処分をするに際して準用する以上、これを「第四項の（更新）処分を受けた団体」と読み替え、同様に同条3項6号の「第一項の処分に際し」を「第四項の（更新）処分に際し」と読み替えることは、文理解釈から無理なく導かれるところである。また、期間更新決定の性質は、観察処分につき、同一性・継続性

を維持しつつその期間を更新するものであるが、団体規制法5条4項が、観察処分期間更新に当たり、危険な要素を示す事由について、時間的経過に伴う対象団体の危険性の内容や程度の変動を考慮して、当初の観察処分時と異なる事由であっても更新処分の理由とすることができる旨規定していることにみられるように、公安審査委員会は、当該要件を充足する限りにおいて状況適合的な対応を許容されるものと解され、観察処分時には定める必要性がなかったとしても、その後の団体の特性の変化、又は、新たに判明した事情等に応じて当該団体に新たな事項の報告義務を課すことは派生的・付随的な処分としてすることができることと解することは、同法の趣旨・目的にかない、実質的にも合理的である。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

エ 損害賠償請求事件（東京地裁平成23年（ワ）第6049号，平成25年5月29日判決）

本件は、X₁（原告）らが、婚姻に際して夫婦の一方に氏の変更を強いる民法750条は、①憲法13条及び24条により保障されている権利を侵害し、また、②女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。）に違反することが明白であるから、国会は民法750条を改正することが必要不可欠であるにもかかわらず、何ら正当な理由なく長期にわたって立法措置を怠ってきたことから、当該立法不作為は国賠法1条1項の違法な行為に該当するとして、Y（国、被告）に対し、慰謝料合計600万円の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（①について）仮に民法750条を改廃しないことが憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法不作為が直ちに国賠法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものではなく、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したというためには、婚姻に際し婚姻当事者の双方が婚姻前の氏を称する権利が憲法上保障されており、その権利行使のために選択的夫婦別氏制度を採用することが必要不可欠であって、それが明白であり、国会議員が個別の国民に対し選択的夫婦別氏制度についての立法をすべき職務上の法的義務を負っていたにもかかわらず、正当な理由なく長期にわたってこれを怠っているといえる場合であることを要するところ、婚姻に際し、婚姻当事者がいざれも婚姻前の氏を称する権利が憲法上保障されているということではできないから、憲法を根拠とするXらのYに対する請求は理由がない。（②について）特定の条約が、国内法による補完ないし具体化といった措置を執ることなく直接個人の所属国に対する権利を保障するものとして国内の裁判所において適用可能であるというためには、当該条

約によって保障される個人の権利内容が条約上具体的で明白かつ確定的に定められており、かつ、条約の文言及び趣旨等から解釈して、個人の権利を定めようという締約国の意思が確認できることが必要であると解するのが相当であるところ、女子差別撤廃条約2条（f）、16条1項（b）及び（g）が締約国の国民個人が保有する具体的権利の内容が明白かつ確定的に定められ具体化する法令の制定を待つまでもなく、国内的に執行可能なものであるということとはできず、同条約16条1項（b）及び（g）が、我が国の個々の国民に対し、直接権利を付与するものとはいえず、また、婚姻に際し、婚姻当事者の双方が婚姻前の氏を称する権利を保障するものであるともいえないから、女子差別撤廃条約を根拠とするXらのYに対する請求は理由がない（控訴）。

オ 住民票記載義務付け等請求上告事件（最高裁平成24年（行ツ）第399号，平成25年9月26日第一小法廷判決）

本件は、いわゆる事実婚を営むX₁（X₃の父，原告・控訴人・上告人）が、世田谷区長（以下、単に「区長」という。）に対し、X₂（X₃の母，原告・控訴人・上告人）との間の子であるX₃（原告・控訴人・上告人）に係る出生届を提出したところ、届書に「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載しなかったために不受理処分を受け、さらに、X₃に係る住民票の記載を求める申出をしたところ、これをしない旨の応答を受け、その後もX₂と共に同様の申出をしたものの住民票の記載がされなかったことから、Y₁（世田谷区，被告・被控訴人・被上告人）に対し、①X₃が世田谷区の住民たる地位を有することの確認を求め、②区長がX₃に係る住民票の作成（記載）をすべき旨を命ずることを求める（行訴法3条6項1号の非申請型の義務付けの訴え）とともに、③区長がX₃に係る住民票の記載をしないことが違法であるとして、国賠法1条1項に基づき、X₁及びX₂が各10万円、X₃が20万円の損害賠償を求め、また、Y₂（国，被告・被控訴人・被上告人）に対し、④X₃が日本国民たる地位を有することの確認を求め、⑤出生届の届書には「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載しなければならないと定める戸籍法49条2項1号の規定（以下「本件規定」という。）は憲法14条1項に反するものであるのにこれを撤廃しない立法不作為は違法であるとして、国賠法1条1項に基づき、X₁及びX₂が各10万円、X₃が20万円の損害賠償を求めたものである。なお、2審判決後の平成25年1月23日に世田谷区が職権でX₃の住民票を作成したことにより、①、②、④の請求は取り下げられた。

1審判決（東京地裁平成24年4月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを一部却下し、その余の請求を棄却した。

①（世田谷区の住民たる地位の確認請求関係）Y₁は、X₃が世田谷区の住民たる地位を有していることを争っていないのであるから、現にX₃の有する世田谷区の住民たる地位に危険又は不安が存在するということはできず、これ

を除去するためには世田谷区に対し確認判決を得ることが必要かつ適切であるということもできない。②（住民票の記載義務付け請求関係）(ア) (X_1 及び X_2 の原告適格) X_3 本人でなく、 X_1 及び X_2 において区長が X_3 に係る住民票の記載を命ずることを求めるにつき固有の法律上の利益を有するということができない。(イ) (重大な損害を生ずるおそれ) Y_1 においては、 X_3 の側からの働き掛けがあれば住民票に記載がされている者と同等又はその者に準じたサービスを受けさせるものとしており、また、現に受けていると認めることができるのであって、 X_3 に係る住民票の記載がされないことにより重大な損害が生ずるおそれがあるとまで認めることはできない。(ウ) (明白性の要件) X_2 が出生届の提出を懈怠していることにやむを得ない合理的な理由があるということではできず、また、 X_3 は、現に住民票の記載がされている者と同等又はその者に準じたサービスを受けていると認めることができるのであって、本件の口頭弁論終結日において、 X_3 に看過し難い不利益が現に生ずる可能性があると認めることはできない。そうすると、区長ははまだ職権調査による方法で X_3 について住民票の記載を義務付けられているとまではいえない。③ (Y_1 に対する国賠請求関係) 本件において、区長は、職権調査による方法で X_3 に係る住民票の記載をすべきことを義務付けられているとはいえず、ほかに、区長において上記のような措置を講じていないことを違法とすべき特段の事情は見当たらない。④ (日本国民たる地位の確認請求関係) Y_2 は、 X_3 が日本国民たる地位を有していることを争っていないのであるから、現に X_3 の有する日本国民たる地位に危険又は不安が存在するということができず、これを除去するためには Y_2 に対し確認判決を得ることが必要かつ適切であるということもできない。⑤ (Y_2 に対する国賠請求関係) 本件規定は、民法が法律婚主義を採用した結果として、嫡出子と嫡出でない子との区別が生じ、両者の間で実体法上異なる規律がされていることから、親族法的身分関係を公証する原簿である戸籍に子が入籍するに当たり戸籍に関する事務を所掌する市町村長に対し「嫡出子又は嫡出でない子の別」を表示させようとするものであると解され、このような立法理由がその制定当初から合理的な根拠に欠けるものであったということではできない。仮に、本件規定又はそれを撤廃しないことが違憲の問題を生じているとしても、それが明白であるということではできず、しかも、そのことがいまだ最高裁判所の判例等により確認されてはいない以上、国会議員が長期にわたって明らかに必要な立法措置を怠っているということではできない。

2審判決（東京高裁平成24年9月27日判決）も、1審の判断を維持し、 X_1 らの控訴を棄却した。

本判決も、要旨以下のとおり判示して、 X_1 らの上告を棄却した。

なお、 X_1 らは、本件上告と併せて上告受理申立て（最高裁平成24年（行ヒ）第471号）もしていたが、平成25年9月12日、不受理決定がされた。

本件規定は、法律婚主義の制度の下における身分関係上及び戸籍処理上の差異を踏まえ、戸籍事務を管掌する市町村の事務処理に資するものとして、出生の届出に係る届書に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載すべきことを定めるにとどまる。そして、届書にこれが記載されない場合、当該届書に係る子が嫡出子又は嫡出でない子のいずれであっても、その記載の欠缺により届書が不受理の理由となる瑕疵のあるものとなる一方で、届出の受理や職権による戸籍の記載も可能であることに鑑みると、本件規定それ自体によって、嫡出でない子について嫡出子との間で子又はその父母の法的地位に差異がもたらされるものとはいえないため、本件規定は、嫡出子でない子について嫡出子との関係で不合理な差別的取扱いを定めたものとはいえず、憲法14条1項に違反するものではない。

(5) 選挙関係

ア 帰化日本人投票制限国家賠償請求控訴事件（東京高裁平成24年（ネ）第1030号、平成25年2月19日判決）

本件は、X（原告・控訴人）が平成21年7月23日に帰化して日本国籍を取得し、同年8月12日に住民登録されたが同月30日施行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法21条1項所定の住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていることという要件（継続居住要件）を欠くことを理由に同選挙で投票できなかったことから、継続居住要件を削除するなど、選挙直前に帰化して日本人となった者が選挙権を行使できるように同法の改正をすべきであるのにこれを怠った違法があるとして、国賠法1条1項に基づき、金100万円の慰謝料等の支払を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年1月20日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。（公職選挙法21条1項の憲法適合性について）同項の3か月記録要件の立法目的は、①不正投票の防止、②正確な名簿調製のための事務処理期間の確保及び手続の円滑・迅速な実施を図ることであり、これらの目的は選挙権の公正を図るための目的として、選挙権の制限目的として正当性を有し、継続的記録要件を課すことは選挙の公正を確保するためにやむを得ず、立法目的に照らし必要最小限の制限であるといえる。なお、公職選挙法21条1項は、帰化者だけでなく、国内に居住する日本国民に全て適用されるものであり、帰化者の選挙権行使だけを不当に剥奪したものではないことから、同項の規定は、国民の選挙権の行使を制限するものであるが、選挙の公正を確保するためにやむを得ない事由があるといえるから合憲である。（国賠法1条1項の違法性について）公職選挙法21条1項の3か月記録要件については、国会において、3か月の記録期間の短縮が本格的に議論された形跡はなく、また、帰化者の選挙権行使の制限に対する代替措置等については、国会で議論された形跡もない。したがって、3か月の記録期間を短縮することや帰化者の選挙権行使

の制限に対する代替措置等が必要不可欠であることが、国会において明白であり、正当な理由なく長期にわたってこれを怠った場合に当たるとすることはできない。

本判決は、以下のとおり判断を付加するほか、1審の判断を維持した。

(3か月記録要件の合憲性判断基準について) Xは、日本国民でありながら一時的に選挙権を行使することができないことには変わりはないとして、最高裁判平成17年9月14日大法廷判決にいう「国民の選挙権又はその行使を制限する」ことに当たると主張するが、日本国民でありながら、全ての選挙の全部又は一部につき選挙権の行使が排除される場合と、限定された期間において選挙権の行使が排除される場合とを、その相違を一切捨象して当然に同列に論じなければならないとは断じ得ず、本件が問題とされる事柄は、上記大法廷判決の事案とは異なる点があることからすれば、同判決が掲げた基準の適用については更に検討を要するものであり、これを当然に適用すべきものであるとするXの主張は採用し難い。(3か月記録要件の合理性等について)もとより選挙権は最も重要な基本権ではあるが、その具体的な内容や行使方法は、選挙に関する具体的な法律制度によって形成されるべきものであるから、立法目的の実現を目指して構築された制度による制約を伴う場合があることは否定し難いところ、国会が国民の選挙権の適正な行使を実現するために具体的に構築した制度が、憲法において与えられた裁量権の行使として合理性を有するもので、それによって選挙権の行使の機会について一定の限度で制約が生じざるを得ないとしても、その制約の程度が深刻なものではなく、選挙権の重要性に照らして許容し得るものととどまるのであれば、憲法に反するとはいえない(上告・上告受理申立て)。

イ 成年被後見人選挙権確認請求事件(東京地裁平成23年(行ウ)第63号,平成25年3月14日判決)

本件は、X(原告)が、後見開始の審判によって、成年被後見人を選挙権及び被選挙権の欠格事由とする公職選挙法11条1項1号の規定に基づき選挙権を有しないこととなったため、Xの成年被後見人(Xの父)が、Xの法定代理人として、公職選挙法の上記規定は成年被後見人を不当に差別して選挙権を制限するもので憲法14条1項等に違反するとして、Xが次回の衆議院議員及び参議院議員の各選挙において選挙権を有することの確認を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

選挙権が単なる権利ではなく一種の公務としての性格をも併せ持つものであることからすれば、選挙権を行使する者は、選挙権を行使するに足る能力があることが必要であるとし、事理を弁識する能力を欠く者に選挙権を付与しないとすることは、立法目的として合理性を欠くものとはいえない。しかしながら、民法は、成年被後見人を、事理を弁識する能力を欠く者として位置づけておら

ず、事理を弁識する能力を欠く「常況にある者」と規定し、一時的にせよ事理弁識能力を回復することを予定して種々の規定を置いていることに照らせば、成年被後見人を「事理を弁識する能力を欠く者」とは異なる能力を有する存在であると位置づけていることは明らかである。そして、成年被後見人とされた者が総じて選挙権を行使するに足る能力を欠くわけではないことは明らかであり、実際に、自己の財産等の適切な管理や処分はできなくとも、選挙権を行使するに足る能力を有する成年被後見人は少なからず存すると認められる。したがって、成年被後見人に対して選挙権を付与しないとした公職選挙法11条1項1号は、国民に保障された選挙権に対する「やむを得ない」制限であるとはいえず、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反する。

本件は、国が控訴したが（東京高裁平成25年（行コ）第153号）、その後、公職選挙法11条1項1号を削除する内容の改正法が成立、公布されたため、平成25年7月17日、和解により終了した。また、同種事件3件（さいたま地裁平成23年（行ウ）第22号、京都地裁平成23年（行ウ）第28号、札幌地裁平成23年（行ウ）第35号）についても、和解により終了している。

ウ 平成24年12月16日に施行された衆議院議員総選挙無効請求上告事件（最高裁平成25年（行ツ）第226号、平成25年11月20日大法廷判決）

本件は、平成24年12月16日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）の小選挙区岡山県第2区の選挙人であるX（原告・被上告人）が、衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り（以下「本件区割り」という。）及び議員定数配分を定めた公職選挙法の規定（以下「本件区割規定」という。）は、人口比例に基づいた選挙区割り及び定数配分をしておらず、憲法14条1項等の規定に反しており、これに基づき実施された本件選挙は無効であるとして、公職選挙法204条に基づき、本件選挙のうち上記選挙区における選挙の無効確認を求めたものである。

なお、本件選挙においては、有権者数の最大較差は、投票当日現在で4.425倍であった。

1審判決（広島高裁岡山支部平成25年3月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容し、岡山県第2区における選挙を無効とした。

本件区割規定に基づいて施行された前回の平成21年選挙の選挙無効請求訴訟において、平成23年大法廷判決は、1人別枠方式は、遅くとも平成21年選挙時において合理性が失われ、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、本件区割りについても投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判断したところ、本件選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.425で、平成21年選挙時の最大較差1対2.304よりも拡大している。また、較差が2倍以上の選挙区の数、本件選挙当日において72選挙区もあり、平成21年選挙時の45選挙区よりも増加している。したがって、本件区割規定は、本件選挙

時、憲法の投票価値の平等の要求に著しく反する状態に至っていたことは明らかである。国会は、遅くとも、前記大法廷判決が言い渡されたときには、本件区割規定が違憲状態にあると認識することができたのであり、前記大法廷判決から本件選挙までの1年9か月弱（634日）の期間は、衆議院議員の任期4年の約半分に相当する期間であって、本件区割規定ないし本件選挙制度を改定するための合理的な期間として、不十分であったとは到底いえず、本件選挙の約1か月前に言わば駆け込み的に緊急是正法を成立させたのみで、本件選挙施行までに改定された選挙区割りを作成し、これに基づいて本件選挙を施行しなかったことは、国会の怠慢であり、司法の判断に対する甚だしい軽視というほかなく、公職選挙法に定める本件区割規定は憲法に違反し無効というべきであるから、憲法に違反する本件区割規定に基づいて施行された本件選挙のうち岡山県第2区における選挙も無効とするべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原判決を破棄し、Xの請求を棄却した。

平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙時において、平成24年法律第95号による改正前の公職選挙法13条1項、別表第1の定める選挙区割りは、前回の平成21年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。裁判所は、選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。そこで、投票価値の平等の要求に反する状態にあった場合に憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される。本件選挙自体は、衆議院解散に伴い前回の平成21年選挙と同様の選挙区割りの下で行われ、平成21年選挙より最大較差も拡大していたところではあるが、本件選挙までに1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を2倍未満に収めることを可能とする定数配分と区割り改定の枠組みが定められており、司法権と立法権との関係を踏まえ、考慮すべき諸事情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。投票価値の平等は憲法上

の要請であり1人別枠方式の構造的な問題は最終的に解決されているとはいえ、国会においては、今後も、平成24年法律第95号による改正後の区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。

本件は、全国8高裁6高裁支部に係属した同種訴訟の一つであり、①名古屋高裁平成25年3月14日判決及び福岡高裁平成25年3月18日判決は合憲としたものの、②広島高裁平成25年3月25日判決は猶予期間を付した上で選挙を無効とし、③その余の13件の高裁判決は全て事情判決であったが、いずれも上告審において、上記要旨のとおり判決がされた。

Ⅱ 参議院議員通常選挙差止等請求上告・上告受理申立て事件（最高裁平成25年（行ツ）第374号、同年（行ヒ）第388号、平成25年11月5日第三小法廷決定）

本件は、平成25年7月施行予定の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、本件選挙の選挙人となることが予定されているX₁（原告・控訴人）らが、行訴法3条（抗告訴訟）又は同法5条（民衆訴訟）に基づき、①内閣が天皇に対し、本件選挙について、施行の公示の助言と承認をすることの差止め、②内閣が中央選挙管理会及び都道府県の各選挙管理委員会に対し、本件選挙について公職選挙法別表第3に定める定数配分に基づき選挙事務を管理させることの差止め、③内閣が国会に対し、第183回国会（常会）の会期末までに、参議院議員の定数を各選挙区にそれぞれの人口に比例して配分する法律案を提出することの義務付け（以下、これらを併せて「本件各訴え」という。）を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成25年5月21日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを却下した。

公職選挙法は、選挙の施行に係る手続中の個々の行為の適否は全て選挙の終了後に同法所定の訴訟において争わせることとし、これらの個々の行為のそれぞれについて個別的に抗告訴訟を提起することを許容していないものと解され、上記①及び②の訴えを、抗告訴訟として提起することは不合法であるといわざるを得ない。また、行訴法3条6項及び7項所定の訴えの対象となる行政庁の「処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体が、その行為によって、直接、国民の権利義務を形成し、あるいはその範囲を確定するものをいうところ、上記②の訴え又は③の訴えで求める内容は、国家機関相互間における行為であって、その行為によって直接、国民の権利義務を形成し、あるいはその範囲を確定するものとはいえないから「処分」に当たらず、本件各訴えは、不適法なものである。国会議員の選挙に関する民衆訴訟について、公職選挙法の定める選挙無効訴訟等の訴訟類型以外に、本件各訴えのような選挙に関する差止め又は義務付けの訴えを提起することができる旨を定める法律の規定は存在せず、そ

して民衆訴訟の性質等に照らせば、民衆訴訟として法律の定めを欠く訴訟類型が、法律上の争訟である抗告訴訟に関する法律の規定又はその趣旨の類推により創設的に認められると解することはできず、本件各訴えは、いずれも民衆訴訟として不適法なものというべきである。

2審判決（東京高裁平成25年6月26日判決）も、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却・不受理決定をした。

オ 平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙（選挙区）の無効請求事件（東京高裁平成25年（行ケ）第70号ほか10件、平成25年12月20日判決）

本件は、平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙における東京都ほか10選挙区選出議員の選挙について、同選挙区の選挙人であるX₁（原告）らが、本件選挙の選挙区割り及び議員定数配分を定めた公職選挙法の規定は、憲法の保障する人口比例選挙に反し、投票価値の平等に反して無効であるとして、同法204条に基づき、上記選挙区における選挙の無効を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件選挙は、平成24年最高裁大法廷判決後も、単に4増4減の公職選挙法改正が行われて最大較差が1対4.77とされたのみで、客観的には平成22年選挙時とほとんど変わらない状況の下で実施されたものであり、平成24年最高裁大法廷判決が判示するところと同様に、本件選挙においても、投票価値の不均衡が投票価値の平等の重要性に照らして看過し得ない程度に達していることが明らかであり、これを正当化すべき合理的理由も認められないから、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったというべきである。もっとも、参議院議員選挙に関して違憲状態を指摘し、都道府県を選挙区の単位とする仕組みの見直しの必要性を具体的に指摘した平成24年最高裁大法廷判決から本件選挙までは約9か月しかなかったこと、参議院改革協議会や選挙制度改革検討会等を通じて選挙制度の仕組み自体の見直しも含めた検討が継続的に進められていることなどを総合考慮すると、平成21年最高裁大法廷判決から約3年10か月後、平成24年最高裁大法廷判決から約9か月後の本件選挙の時点において、都道府県を単位とする選挙区の点も含めた選挙制度の枠組み自体を見直すのに必要な合理的期間ははまだ経過していないというべきである。したがって、本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことが、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、上記定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない。

カ 選挙権剝奪違法確認等請求控訴事件（大阪高裁平成25年（行コ）第45号、平成25年 9月27日判決）

本件は、懲役刑の執行を受け終わったX（原告・控訴人）が、禁錮以上の刑

に処せられその執行を終わるまでの者は、選挙権及び被選挙権を有しないと定める公職選挙法11条1項2号の規定が違憲であることの確認及びXが次回の衆議院議員の総選挙において投票することができる地位にあることの確認を求めるとともに、平成22年7月実施の参議院議員選挙において、選挙権の行使を違法に否定されたことにより精神的苦痛を受けたとして、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成25年2月6日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えの一部を却下し、その余の請求を棄却した。

①（公職選挙法11条1項2号の違憲確認を求める訴えについて）Xは懲役刑に処せられていたところ、平成23年1月29日にその刑の執行を終えていることから公職選挙法11条1項2号に該当する者ではないこととなり、当事者間に具体的な法律関係についての紛争はなく、抽象的に法令の違憲確認を求めているものであるから、法律上の争訟に該当せず、不適法である。②（選挙権確認の訴えについて）Xは既に懲役刑の執行を終えており、Y（国、被告・被控訴人）もXが現時点で同号に該当しないことは争っておらず、Xが次回衆議院議員総選挙において選挙権を有しているか否かについてXの地位に現に不安が生じているとは認められず、当該権利関係について即時確定の必要があるといえないことから確認の利益を欠き、不適法である。③（国家賠償請求について）公務員の選挙において、憲法が成年者による選挙と定めているのは、その意思表明能力を問題とする趣旨であると解され、公正な方法で政治的な意思を表明し得る能力及び適性を有していることが選挙人の資格を認める前提となるものであり、公正妥当な選挙制度を確立するため合理的な範囲で選挙人の資格（欠格条項）を定めることは憲法上許容されている。選挙権の欠格条項を定めるに当たっては、憲法の定めにも照らして自ずと限度があるものの、一定の範囲で国会の裁量が認められるというべきであることから、国会の定めるところが合理性を欠き、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものと認められる場合に、当該立法が選挙権を侵害するものとして違憲となるところ、公職選挙法11条1項2号によって禁錮以上の刑に処せられた者全てについて、法秩序に対する違反が著しいことを理由に受刑期間中の選挙権を否定することが、合理的な範囲を逸脱したものと認められない。

本判決は、1審の上記①及び②の判断を維持し、国家賠償請求については理由がないから棄却すべきであり、原判決は結論において相当であるとして、Xの控訴を棄却したが、その理由中で、公職選挙法11条1項2号の憲法適合性については、要旨以下のとおり判示して、同号の規定は違憲であるとした。

最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決は、受刑者全てについてではなく選挙違反の罪を犯した者に限って選挙権制限に関する例外としていること、選挙権の制限と選挙権の行使の制限を同列に論じていることからすれば、同号の憲

法適合性を判断するに当たっては、同判決が示した基準に基づき判断すべきところ、受刑者が著しく違法精神に欠け、公正な選挙権の行使を期待できないとはいえないこと、不在者投票等の方法によることが技術的に困難とはいえないこと、また、選挙権行使に必要な情報取得が困難であるとも認められないことから、同号が受刑者の選挙権を一律に制限していることについてやむを得ない事由があるということとはできず、同号は、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反する（確定）。

(6) 厚生行政関係

ア 医薬品ネット販売の権利確認等請求上告事件（最高裁平成24年（行ヒ）第279号，平成25年1月11日第二小法廷判決）

本件は、インターネットにより医薬品を販売していた店舗販売業者であるX₁（原告・控訴人・被上告人）らが、平成18年法律第69号による改正後の薬事法（以下「新薬事法」という。）の施行に伴い制定された薬事法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）により、第一類医薬品及び第二類医薬品（以下「第一類医薬品等」という。）につき、店舗販売業者による店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による販売又は授与（以下「郵便等販売」という。）を一律に禁止するなどの規定（以下「本件改正規定」という。）が設けられたことについて、同規定は新薬事法の委任の範囲外の規制を定めるものであり、インターネット販売について過大な規制を定めるものであって憲法22条1項に違反し、無効であるなどとして、X₁らが第一類医薬品等につき郵便等販売をすることができる権利（地位）の確認（以下「本件地位の確認の訴え」という。）を求めるとともに、改正省令中の薬事法施行規則に上記規定を加える改正規定が無効であることの確認及び同改正規定の取消し（以下「本件無効確認及び取消しの訴え」という。）を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成22年3月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを一部却下し、請求を一部棄却した。

①（本件無効確認及び取消しの訴えの適法性）本件無効確認及び取消しの訴えの対象は、改正省令の一部であり、省令の制定は、法律の委任を受けた行政機関がその委任に基づいて行う立法作用に属するから、行政処分当たらない。②（本件改正規定の適法性）本件改正規定は、一般医薬品の販売における具体的な販売及び情報提供の方法・態様を定めたものといえるから、新薬事法36条の5及び36条の6の委任に基づくものである。その委任の趣旨が、一般用医薬品の安全性の確保（副作用等による健康被害の防止のための適切な選択及び適正な使用の確保）を目的として、一般用医薬品のリスクの程度に応じた販売及び情報提供の方法を専門的・技術的な判断に基づき定めることにあることに鑑みると、本件改正規定は、その委任の範囲を超えるものではない。③（本件改正規定の合憲性）本件改正規定による規制（以下「本件規制」という。）は、

一般用医薬品の副作用による健康被害を防止するという規制目的を達成するための規制手段として、必要性和合理性が認められる。④(本件地位確認の訴え) 本件改正規定は、違法・違憲として無効であるということとはできず、X₁らが本件地位を有するとは認められない。

これに対し、2審判決(東京高裁平成24年4月26日判決)は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を一部取り消した上で、X₁らの請求を一部認容し、控訴を一部棄却した。

本件改正規定のうち、X₁らの店舗販売業者が第一類医薬品等を郵便等販売により販売することを規制する本件規制の部分は、新薬事法の各規定の文言、法の趣旨・目的、その立法経緯等に照らすと、Y(国、被告・被控訴人・上诉人)がその根拠規定として主張する同法36条の5が第一類医薬品等についての販売方法を厚生労働省令に委任していることを前提としても、同条が、店舗販売業者が行う第一類医薬品等の郵便等販売を一律に禁止することまでを委任したものと認めることはできず、また、同法36条の6のほか、Yが主張する根拠規定を総合して検討しても、本件規制の根拠となる委任の規定を新薬事法の条項中に見いだすことができない。したがって、本件改正規定のうち、本件規制を定めた部分は、法律の委任によらないで、国民の権利を制限する省令の規定であり、国家行政組織法12条3項に違反し無効である。そうすると、X₁らの本件地位確認の訴えに係る請求は、理由がある。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Yの申告を棄却した。

新薬事法成立の前後を通じてインターネットを通じた郵便等販売に対する需要は現実に相当程度存在していた上、郵便等販売を広範に制限することに反対する意見は一般の消費者のみならず専門家・有識者等の間にも少なからず見られ、また政府部内においてすら、一般用医薬品の販売又は授与の方法として安全面で郵便等販売が対面販売より劣るとの知見は確立されておらず、薬剤師が配置されていない事実と直接起因する一般用医薬品の副作用等による事故も報告されていないとの認識を前提に、消費者の利便性の見地からも、一般用医薬品の販売又は授与の方法を店舗における対面によるものに限定すべき理由には乏しいとの趣旨の見解が根強く存在しており、さらに、本件改正規定は職業活動の自由を相当程度制約するものが明らかである。これらの事情の下において、本件改正規定が新薬事法の趣旨に適合するものであり、その委任の範囲を逸脱したものであるというためには、立法過程における議論をも斟酌した上で、新薬事法36条の5及び36条の6を始めとする新薬事法の諸規定を見て、そこから、郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が、上記規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることを要するものというべきである。しかし、新薬事法の諸規定中に郵便等販売を規制すべきであるなどの趣旨を明確に示すものは存在しない。そして、新薬事法の法案等の国会審議等にお

いて郵便等販売の安全性に懐疑的な意見が多く出されていたとしても、郵便等販売に対する新薬事法の立場は上記のとおり不分明であることなどからすれば、そもそも立法府が郵便等販売を禁止すべきであるとの意思を有していたとはいい難く、新薬事法の授權の趣旨が、第一類医薬品等に係る郵便等販売を一律に禁止する旨の省令の制定までも委任するものとして、上記規制の範囲や程度等に依じて明確であると解することは困難である。

イ 生活保護変更決定取消請求控訴事件（福岡高裁平成24年（行コ）第16号、平成25年12月16日判決）

本件は、北九州市に居住して生活保護法（以下「法」という。）に基づく生活扶助の支給を受けているX₁（原告・控訴人・被上告人・差戻審控訴人）らが法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護基準」（昭和38年厚生省告示第158号）の数次の改定により、原則として70歳以上の者を支給対象とする生活扶助の加算（老齢加算）が段階的に減額、廃止されたことに基づいて、X₁らの住所地を所管する各福祉事務所長から生活扶助の支給額を減額する旨の保護変更決定を受けたため、保護基準の上記改定は憲法25条及び法56条等に違反するからこれに基づいてされた上記各変更決定も違法であるとして、それらの取消しを求めたものである。

1審判決（福岡地裁平成21年6月3日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（保護基準の改定について）法56条1項の趣旨目的等に鑑みると、厚生労働大臣が保護基準を不利益に変更するためには「正当な理由」がなければならないと解されるが、その理由が正当か否かの判断については、厚生労働大臣に一定の裁量権があるというべきであり、裁判所は、その理由の正当性に関する厚生労働大臣の判断が著しく合理性を欠き、裁量を逸脱・濫用したものといえるかを審査すべきものと解される。この点、老齢加算の減額、廃止に関する厚生労働大臣の判断は、生活保護において保障すべき最低生活の水準は一般低所得者世帯の消費水準との比較において定められるべきであるとの考え方を前提に、①低所得者層の各単身高齢者の消費水準について、60歳から69歳の者と70歳以上の者とを比較すると、後者は前者を下回っていること、②低所得者層の70歳以上の単身無職の者の生活扶助相当消費支出額と70歳以上の者の老齢加算を除く生活扶助基準額を比べると、後者が前者を上回っていることを、その判断の資料としたものといえるが、このような考え方を前提に、①、②を理由として老齢加算を廃止することに著しく不合理な点は認められないことから、本件保護基準の改定が違憲、違法なものであるということはできない。（法3条との関係について）厚生労働大臣による保護基準の改定が、法56条等に反し違法となるものではないとしても、老齢加算の減額、廃止後に原告らに対し実際に実施された保護が、その生活状況等に照らし、現実の生活条件を無視した著しく

低いものである場合は、当該保護がその限度で法3条等に反し違法となることを免れないが、X₁らの生活が健康で文化的な生活水準を下回っているとまでは認め難いことから、Y（北九州市、被告・被控訴人・上诉人・差戻審被控訴人）のX₁らに対する保護が法3条等に反し違法であるとは認められない。

これに対し、2審判決（福岡高裁平成22年6月14日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消した上で、X₁らの請求を認容した。

法56条の趣旨に鑑みれば、保護基準の改定については、その改定（不利益変更）そのものに「正当な理由」がない限り、これに基づく保護の不利益変更は同条に反し違法となるものと解される。本件保護基準の改定について、厚生労働大臣は、平成15年12月16日に発表された生活保護制度の在り方に関する専門委員会による生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ（以下「中間取りまとめ」という。）の記述を判断の前提としているが、そのわずか4日後には、老齢加算を3年間かけて段階的に廃止すること等を予算として内示していることに照らせば、遅くとも平成15年12月20日までに、厚生労働大臣は、本件保護基準の改定を実質的に決定したものであるというべきである。そうすると、中間取りまとめで指摘された「加算そのものについては廃止の方向」及び「激変緩和の措置を講じるべき」といった重要な事項については、厚生労働大臣の本件保護基準の改定を決定するまでの過程において、既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者が老齢加算の廃止によって被る不利益等が具体的に検討された上で、代替措置を執らないこと、3年という期間及び1年ごとの削減額が決定されたという形跡はない。そうすると、老齢加算の廃止は既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者にとっては支給額の相当程度の減額を意味するところ、重要な事項について十分な検討等を行うことなく、中間取りまとめが老齢加算を廃止の方向で見直すべきであるとしたことなどの理由で行われた本件保護基準の改定は、考慮すべき事項を十分考慮しておらず、又は考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠き、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものといえることができる。したがって、本件保護基準の改定は、裁量権の逸脱又は濫用として「正当な理由」のない保護基準の不利益変更であるから、法56条に反し違法となる。

これに対し、最高裁判所（平成24年4月2日第二小法廷判決）は、要旨以下のとおり判示して、原判決を一部破棄、差し戻した。

法56条の規定の趣旨や同法の構成上の位置づけに照らすと、同条にいう正当な理由がある場合とは、既に決定された保護の内容に係る不利益な変更が、同法及びこれに基づく保護基準が定めている変更、停止又は廃止の要件に適合する場合を指すものと解するのが相当であり、保護基準自体が減額改定されることに基づいて保護の内容が減額決定される本件のような場合については、同条が規律するところではない。また、保護基準中の老齢加算に係る部分の改定に

については、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められ、厚生労働大臣が老齢加算を段階的に廃止した保護基準の改定は、①70歳以上の高齢者にはもはや老齢加算に見合う特別な需要が認められないとした同大臣の判断、②廃止に際して採るべき激変緩和措置は3年間の段階的な廃止が相当であるとしつつ生活扶助基準の水準の定期的な検証を行うものとした同大臣の判断に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権の範囲の逸脱又は濫用がある場合に、法8条2項に違反して違法となるところ、本件保護基準の改定は、専門委員会の間取りまとめの意見を踏まえた検討を経ていないものとはいえ、これと異なる見解に立って、上記各観点について何ら審理を尽くすことなく、本件保護基準の改定が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用によるものとして違法であるとし、これに基づく本件各処分も違法であるとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの控訴を棄却した。

老齢加算を廃止の方向で見直すべきであるとした中間取りまとめの提言は、統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性において欠けるところはないものと認められる。そして、70歳以上の高齢者に老齢加算に見合う特別な需要は認められず、老齢加算を廃止した後における高齢者の生活扶助基準による生活が最低生活を維持するに足りない程度にまで低下するものではないとした厚生労働大臣の判断は、専門委員会の上記提言を考慮して行われたものであって、他にその判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情も見当たらないから、裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったといふことはできない。

また、厚生労働大臣が、老齢加算の廃止に当たっての激変緩和措置として3年間にわたる段階的な減額、廃止という方策を採り、併せて生活扶助基準の水準の定期的な検証を行うとした判断は、中間取りまとめに沿った合理的なものであり、老齢加算受給者の有していた期待的利益にも一定の配慮をした合目的なものであったと認められるから、裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったといふことはできない（上告及び上告受理申立て）。

ウ 原子爆弾被爆者認定申請却下処分取消等請求控訴事件（広島高裁岡山支部平成22年（行コ）第14号、平成25年3月21日判決）

本件は、被爆者であるX（原告・控訴人）が、厚生労働大臣に対し、被爆者援護法11条1項に基づき、原爆症認定を求める申請を行ったところ、上記申請を却下する処分を受けたことから、当該処分には法の解釈適用を誤った違法があるとして、その取消しを求めるとともに、精神的苦痛を被ったとして、Y（国、被告・被控訴人）に対し、国賠法1条1項に基づき、300万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（岡山地裁平成22年6月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、

Xの請求を棄却した。

放射線起因性とは、原爆放射線と疾病との間の因果関係の有無の問題であり、行政処分の要件として因果関係の存在が必要とされる場合に、その拒否処分の取消訴訟において被処分者がすべき因果関係の立証の程度は特別の定めがない限り、通常の民事訴訟における場合と異なるものではなく、訴訟上の因果関係の立証は経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることが必要であるところ、Xの被曝放射線量が人体に有害な影響を与えるほどに強力であったとは認められず、Xの申請疾病に係る放射線起因性が高度の蓋然性をもって証明されたということはできない。

本判決も、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（確定）。

Ⅱ 原爆症認定義務付等請求事件（大阪地裁平成21年（行ウ）第224号，同第225号，同第228号ないし同第233号，同第235号，同第236号，同第237号，平成25年8月2日判決）

本件は、被爆者であるX₁（原告）らが、厚生労働大臣に対し、被爆者援護法11条1項に基づき、原爆症認定をを求める申請をしたところ、厚生労働大臣が処分を行わないため、相当期間内に処分を行わないことが違法であることの確認（訴訟係属中に厚生労働大臣から原爆症認定却下処分を受けたため、請求の趣旨を同処分の取消しに変更）及び原爆症認定の義務付けを求めるとともに、当該不作為により精神的苦痛を被ったとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、総額約2,013万円の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らに対する却下処分をいずれも取り消し、原爆症認定の義務付けを認容したが、損害賠償請求についてはいずれも棄却した。

①（誘導放射線による被曝線量）新審査の方針の下における誘導放射線による被曝線量が、過小評価されている疑いが強く、爆心地から600ないし700メートル以遠（広島原爆については、少なくとも爆心地から2,250メートル以内）にも誘導放射化物質が相当量存在していた可能性があることから、誘導放射化された放射性物質による外部被曝及び内部被曝の可能性を十分に検討する必要がある。②（放射性降下物による被曝線量）新審査の方針の下における放射性降下物による被曝線量が、過小評価されている疑いが強く、広島における己斐・高須地区、長崎における西山地区以外の地域にも放射性降下物が降下し又は浮遊していた可能性があることから、放射性降下物による外部被曝及び内部被曝の可能性を十分に検討する必要がある。③（内部被曝による被曝線量）内部被曝線量は無視し得る程度のものであるとしてこれを考慮しないことには疑問があり、誘導放射化物質及び放射性降下物を体内に取り込んだことによる内部被

曝の可能性がないかどうかを十分に検討する必要がある。④（心筋梗塞と放射線被曝の関連性）心筋梗塞について、放射線被曝との関連性を肯定する医学的知見があるといえ、新しい審査の方針に「放射線起因性が認められる心筋梗塞」が掲げられていることをもって、心筋梗塞と放射線被曝との関連性を肯定することができる。⑤（狭心症と放射線被曝の関連性）狭心症は、心筋梗塞と同じく、冠動脈硬化症（冠動脈に生ずる粥状動脈硬化症）を主因とする虚血性心疾患であり、心筋梗塞について放射線被曝との関連性を肯定できる以上、狭心症についても、放射線被曝との関連性を肯定することができる。⑥（甲状腺機能低下症と放射線被曝の関連性）慢性甲状腺炎及び甲状腺機能低下症と低線量の放射線被曝との関連性を肯定する疫学的知見は存在し、「新しい審査の方針」の積極認定の対象疾病に「放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症」が追加されたこと等をも考慮すれば、慢性甲状腺炎及び甲状腺機能低下症と放射線被曝との関連性については、低線量域も含めて、一般的に肯定でき、自己免疫性でない甲状腺機能低下症については、相対リスクがどの程度であるかは判然としないものの、自己免疫性でない甲状腺機能低下症についても、放射線被曝との関連性を認めることができ、潜在性甲状腺機能低下症について、潜在性甲状腺機能低下症を含む甲状腺機能低下症と放射線被曝との関連性については、自己免疫性であるか否かを問わず、低線量域を含めて、肯定することができる（確定）。

オ 一般疾病医療費支給申請却下処分取消等請求事件（大阪地裁平成23年（行ウ）第103号，同第112号，同第113号，平成25年10月24日判決）

本件は、被爆者健康手帳を取得している被爆者が、大阪府知事に対し、韓国で医療を受けて現実に負担した一般疾病医療費の支給を申請したところ、同知事が、被爆者援護法施行規則26条は、同申請について居住地の都道府県知事を申請先と規定しており、また、被爆者援護法において、医療の給付及び医療費の支給について在外被爆者に適用する旨の明文の規定を設けておらず、医療提供体制などの事情が異なる国々の在外被爆者に対して、国内に居住地を有する被爆者と同様に医療の給付及び医療費の支給に係る規定を適用することは困難であるとして申請を却下する処分をしたため、上記被爆者又はその遺族であるX₁（原告）らが、大阪府に対し、その処分の取消しを求めるとともに、その違法行為により精神的損害を被ったとして、Y₁（大阪府、被告）及びY₂（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、一人当たり110万円の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らに対する却下処分を取り消したが、損害賠償請求については棄却した。

①（本件各却下処分の違法性について）被爆者援護法は、社会保障法としての性格を持つとともに、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることから、戦争の遂行主

体であった Y_2 が自らの責任においてその救済を図るといふ国家補償の性格をも有するものであり、同法18条の規定を在外被爆者に適用することがおよそ予定されていないと限定解釈することが合理的であるとは認められず、同法の立法者意思としても、同法18条に基づく一般疾病医療費の支給対象から在外被爆者を排除することが明らかであったともいえない以上、同条は、社会保険各法に加入していない在外被爆者が国外の医療機関で医療を受けた場合を一般疾病医療費の支給対象から除外するものではない。そして、 X_1 らの各申請に係る医療は、同条1項にいう「緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたとき」に当たるものと認めるのが相当である。② (Y_2 に対する国家賠償請求の当否について) 一般疾病医療費制度を導入した際、 Y_2 の担当者において、在外被爆者が国外の医療機関で受けた医療について一般疾病医療費の支給対象とはならないという解釈を採用し、この解釈に沿った運用を開始したこと、また、その後、 Y_2 の担当者が、上記解釈を変更しなかったことが、いずれも職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったものとはいえないから、 Y_2 の担当者において在外被爆者が日本国外で受けた医療につき一般疾病医療費の支給対象とする措置を講じなかったことが国賠法上違法であるとはいえない(双方控訴)。

カ 損害賠償請求・児童扶養手当資格喪失通知処分取消請求控訴事件(名古屋高裁金沢支部平成23年(行コ)第8号、平成25年7月10日判決)

本件は、金沢市長から児童扶養手当法(平成22年法律第40号による改正前のもの)4条1項に基づく児童扶養手当を受給していたX(原告・控訴人)が、その子らについて厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金の受給権が発生したことを理由に、同条2項2号(以下「本件併給調整条項」という。)に基づき同手当資格喪失処分を受けたことから、同処分は憲法25条及び同14条に反して違憲であるなどと主張して、被告(金沢市)に対し、上記処分の取消しを求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、受給できたはずの同手当相当額及び慰謝料等約374万円の支払を求めたものである。

1審判決(金沢地裁平成23年4月22日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求をいずれも棄却した。

①(憲法25条違反について)児童扶養手当は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障法上の制度であり、具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は立法府の広い裁量に委ねられていること、母子世帯に対しては母子及び寡婦福祉法、児童福祉法等に基づく福祉施策が実施されていることなどからすると、所得保障を目的とする公的給付の二重給付を防止し、法の目的達成と財政健全化のために受給者を限定することを趣旨とする本件併給調整条項を規定することは、立法府の裁量を逸脱・濫用したものではなく、憲法25条に違反するとはいえない。②(憲法14条違反について)児童扶養手当法に

基づき本件併給調整条項が公的年金給付受給の有無によって児童扶養手当を受給できるか否かを区別するのは、主として遺族基礎年金、遺族厚生年金等の公的給付を受給できない生別母子世帯に対する所得保障制度としての児童扶養手当の性格を明確化し、公的給付との二重給付を防止する点にある。したがって、公的年金受給の有無によって児童扶養手当の受給を調整することには合理性があり、不当な差別的取扱いであるとはいえないことから、憲法14条1項に違反するとはいえない。

本判決も、要旨以下のとおり判示して、Xの控訴を棄却した。

①（憲法25条違反について）憲法25条に基づき具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられ、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合を除き、裁判所が審理判断するのに適さない事柄であることからすると、本件のように所得保障を目的とする児童扶養手当と遺族基礎年金及び遺族厚生年金との併給調整を行うかどうかは、国会の広い裁量に委ねられており、併給制限を行うこと自体が著しく合理性を欠き明らかな裁量の逸脱・濫用と認めることはできない。また、児童扶養手当法の目的は各母子家庭の収入状況に応じた所得保障にあると認められることから、本件併給調整条項は、他の年金給付額の多寡を問わず一律に児童扶養手当を支給とするものであり、様々な事態を想定して併給制限事由をきめ細かく限定していないものではあるが、生活保護法による生活保障のほか、母子及び寡婦福祉法、児童福祉法、所得税における寡婦控除等による福祉施策が母子世帯に対して実施されていることも併せ考慮すれば、本件併給調整条項による併給制限が著しく合理性を欠き明らかに国会の裁量を逸脱・濫用したものであるとまではいえない。②（憲法14条違反について）憲法25条の趣旨に応じて制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等について何ら合理的理由のない差別的取扱いをすることは別に憲法14条違反の問題が生じ得るが、公的年金との併給調整を行うこと自体や本件併給調整条項の具体的方法が著しく合理性を欠き明らかに国会の裁量を逸脱・濫用したものであるとはいえず、本件併給調整条項による区別が何ら合理的な理由のない不当な差別的取扱いとはいえないから、憲法14条1項に違反するとはいえない（上告）。

キ 不支給処分取消請求控訴事件（高松高裁平成25年（行コ）第3号、平成25年8月1日判決）

本件は、再就職に伴い厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）32条1号による老齢厚生年金被保険者資格を得て同年金が生給停止となった後、再就職先を退職したX（原告・控訴人）が、退職改定（再就職期間をも同年金額計算の基礎とするための手続）を経て同年金を再び受給するに至ったところ、同手続時に被保険者資格喪失日を誤ったため再就職期間が少なく計上され、約20年経過後に資格喪失日の訂正を申し出たが、退職改定の訂正を経て、同年金額が

増額されたものの、Xが資格喪失日の訂正申出を行った日から5年以上遡った部分については受給権が時効消滅したものとされ、かつ、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(以下「時効特例法」という。)所定の時効特例給付の要件に該当しないとして、不支給決定を受け(以下「本件処分」という。)、これを不服とした審査請求及び再審査請求も棄却されたことから(以下「本件裁決」という。)、本件処分及び本件裁決の取消しを求めたものである。

1 審判決(高松地裁平成25年1月16日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

時効特例法1条は、厚年法28条の規定により記録された事項の訂正がされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。)が行われた場合、当該裁定又は裁定の訂正の日までに消滅時効が完成したとしても、保険給付を支払う旨を規定しているところ、関係法令上、受給権の存在を公権的に確認するという趣旨でなされる「裁定」と、「裁定」により既に発生した受給権を前提としてその金額を変更する年金額の改定(退職改定を含む)とは、法的意味が異なるものであり、裁定に誤りがあることを前提とする「裁定の訂正」と裁定が正しいことを前提とする「退職改定の訂正」も法的意味が異なるというべきであるから、退職改定を訂正したとしても、時効特例法に規定する「裁定の訂正」には当たらず、同法が適用されることはない。同法は、いわゆる年金記録問題の対応策として、裁定以前の公的年金への加入期間や保険料の納付等の事実を再審査する必要性が生じ、その結果年金の受給権の存否の確認を行う裁定自体に瑕疵が認められる場合に救済を図るため、時効消滅という法制度の例外を認めて救済を図る特別な立法であるといえ、同法による救済の範囲については立法政策に委ねられているといえるところ、同法は「裁定」やかかる「裁定」が訂正される場合のみを適用対象とするものであるといえ、条文の文言から離れて、立法府において救済対象として念頭に置いていなかったと認められる「退職改定」や本件のような退職改定の訂正がされた場合を含まないといわざるを得ず、本件は同法1条の「裁定」及び「裁定の訂正」に該当しないため、同条を適用することはできない。

本判決は以下のとおり判示して、Xの控訴を棄却した。

社会保険庁における転記の誤り等事務処理上の過誤による被保険者資格喪失日の年金記録への記載の誤りによって退職改定における被保険者期間の加算の誤りが生じたような事情がある場合には、時効特例法1条を類推して救済する途を検討し得るとしても、本件においては、上記のような事情の存在を認めるに足る証拠はない(確定)。

(7) 環境行政関係

ア 水俣病認定申請棄却処分取消請求、水俣病認定義務付け請求上告事件(最高

裁 平成24年（行ヒ）第202号，平成25年4月16日第三小法廷判決）

本件は、熊本県水俣市に居住し、水俣病に罹患しているとする亡Aが、昭和49年8月1日、Y₁（熊本県知事，被告・被控訴人・上告人）に対し、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下「救済法」という。）3条1項に基づく水俣病認定申請をしたところ、Y₁が平成7年8月18日付けで本件申請を棄却する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、亡Aの地位を承継したX（原告・控訴人・被上告人）が、Y₁に対し本件処分の取消しを求めるとともに、Y₂（熊本県，被告・被控訴人・上告人）に対し、亡Aの疾病が水俣市及び葦北郡の地域に係る水質の汚濁の影響による水俣病である旨の認定をすることの義務付けを求めたものである。

1審判決（熊本地裁平成20年1月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、本件処分の取消請求については棄却し、水俣病認定の義務付けについては訴えを却下した。

①（本件処分の取消し）Aに水俣病の症候（四肢末端優位の感覚障害）があると認められないから、Aが水俣病にかかっていたとはいえず、また、本件処分は、その判断が遅れてはいるものやむを得ない事情によるものであって、本件処分を取り消す事由とはならない。②（水俣病認定の義務付け）本件認定申請を認めることの義務付けを求める訴えは、本件処分の取消請求が認容されることを訴訟要件とするから、これが認められない以上は、不適法である。

2審判決（福岡高裁平成24年2月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

①（救済法上の水俣病の意義及び要件）(ア)水俣病は、水俣湾又はその周辺海域の魚介類を多量に摂取したことによって起こる中毒性中枢神経疾患であるところ、格別の制約のない限り、水俣病であるか否かについては、当該疾病がメチル水銀の経口摂取によって招来されたものか否かということを、医学的知見を踏まえ、証拠により認められる諸事情を総合的に考慮して判断することを要する。(イ)救済法及び救済法施行令は、救済の対象とすべき「水俣病」について規定していないが、水俣病の発見及び救済法施行令に水俣病が規定されるに至った経緯等からすれば、救済法における「水俣病」も、上記(ア)と同様のものをいうと解するのが相当である。そして、水俣病であるか否かということは、医学的研究の成果に応じた医学的知見を踏まえ、救済法の趣旨、目的に照らして判断することが求められている。②(救済法上の水俣病の判断基準及び運用)(ア)「52年判断条件」は、水俣病認定業務を促進し、急増する水俣病認定申請に対応するため、「46年事務次官通知」における認定要件に比して、より客観的に把握し得る臨床所見を中心的な判断要素に据えた上、そのような症候のみから水俣病であると認めるに足る症候の組合せを抽出し、列挙したものであり、水俣病の認定判断に関し、一定の意義を有する。(イ)「52年判断条件」における

症候の組合せは、飽くまで汚染が直接的かつ濃厚である場合の典型的な症状であり、これを満たさない各症候についても、その内容や発現の経緯等により、水俣病と考えられる可能性の程度は様々であるため、認定申請者のメチル水銀に対する曝露状況等を総合考慮することによって、水俣病であると認める余地があるから、それのみをもっては、水俣病認定申請手続における認定の基準として十分であるとは言い難い。(ウ)「52年判断条件」が、メチル水銀の経口摂取により末梢神経の障害を来すとの理解の下に、唯一の基準として運用されたことにより、本来認定されるべき申請者が除外されていた可能性を否定できず、その運用は、適切であったとは言い難い。③(Aは救済法上の水俣病と認定されるべきか否か)(ア)Aに四肢末端優位の感覚障害があったか否かについて、本件認定申請の際に添付された診断書(以下「本件診断書」という。)の作成経緯等、Aの生活状況等から、四肢末端に知覚鈍麻、口周囲の感覚障害があったものと認めるのが相当である。(イ)Aにメチル水銀の曝露歴があったか否かについて、Aが生活していた地区の住民の水俣病発病状況、水俣湾内のB社水俣工場排水口近くでのカキのへい死率、これら貝類等の摂食状況、Aの家族の曝露歴、生活状況等から、四肢末端優位の感覚障害を発症し得る程度のメチル水銀の曝露歴を有すると推認できる。(ウ)Aの四肢末端優位の感覚障害がメチル水銀の曝露によるものであるかどうかについて、慢性腎臓病に起因する尿毒症の慢性症候の発現形態等、Aの症状、生活状況から、本件診断書作成当時、腎不全を発症していたとは考え難く、四肢末端優位の感覚障害が慢性腎臓病に起因する尿毒症の慢性症候としての末梢神経障害によるものであるとは認められない。(エ)本件処分当時、その責任病巣が末梢神経ではなく中枢神経にあり、四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病があり得るとの有力な医学的見解があつて、メチル水銀の曝露歴のあるAには、他の疾病によらない四肢末端優位の感覚障害が認められるから、曝露歴や生活環境、身体の状況及び既往歴等から、慎重に検討することによって、水俣病と認定することができたというべきであり、より慎重な検討を加えることによって、補充的に資料を集め、参考とすることができたのであるから、本件認定手続においても、Aが水俣病であると認定することができたといえる。(オ)以上からすれば、Aは、救済法上の水俣病にかかっているといえる。④(水俣病認定の義務付け)本件処分の取消請求には理由があるから、水俣病認定の義務付けを求めるXの請求は理由があると認められる。

本判決は、救済法の解釈及び救済法3条1項に基づく水俣病認定申請棄却処分取消訴訟における司法審査の在り方についてのみ上告を受理した上で、次のとおり判示し、Y₁らの上告を棄却した。

①救済法にいう水俣病とは、魚介類に蓄積されたメチル水銀を経口摂取することにより起こる神経系疾患をいう。②処分行政庁による認定は、客観的事象としての水俣病の罹患の有無という現在又は過去の確定した客観的事実を確認

する行為であって、この点に関する処分行政庁の判断はその裁量に委ねられるべき性質のものではない。③処分行政庁の判断の適否に関する裁判所の審理及び判断は、経験則に照らして個々の事案における諸般の事情と関係証拠を総合的に検討し、個々の具体的な症候と原因物質との個別的な因果関係の有無等を審理の対象として、申請者につき水俣病の罹患の有無を個別具体的に判断するのが相当である。④「52年判断条件」は、水俣病にみられる各症候の組合せが認められる場合には、通常水俣病と認められるとして、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的因果関係について、それ以上の立証の必要がないとするものであり、その限度での合理性を有するが、他方で、上記症候の組合せが認められない場合についても、経験則に照らして諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無に係る個別具体的な判断により水俣病と認定する余地を排除するものとはいえない。

イ 水俣病認定申請棄却処分取消等請求上告事件（最高裁平成24年（行ヒ）第245号，平成25年4月16日第三小法廷判決）

本件は、いわゆる水俣病関西訴訟最高裁判決において勝訴したX（原告・被控訴人・上告人）が、昭和53年に公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づき熊本県知事に水俣病認定申請を行ったが、昭和55年に棄却処分（以下「本件処分」という。）を受け、昭和56年に公害健康被害補償不服審査会に本件処分の取消しを求めて審査請求を行い、平成19年に審査請求の棄却裁決（以下「本件裁決」という。）を受けたため、本件裁決及び本件処分は、十分な審理を尽くさずにされたものであり、科学的、医学的根拠を欠く誤った診断基準に基づいて行われた違法な裁決又は処分であるとして、Y₁（国、被告）に対し、本件裁決の取消しを求め、Y₂（熊本県、被告・控訴人・被上告人）に対し、本件処分の取消し及び水俣病であることの認定の義務付けを求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成22年7月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Y₂に対する請求を認容し、Y₁に対する訴えを却下した。

①昭和52年7月1日付け環保業第262号環境庁企画調整局環境保健部長「後天性水俣病の判断条件について（通知）」（以下「52年判断条件」という。）に規定する症候の組合せを満たさない場合でも、症候の内容や発現の経緯、メチル水銀に対する曝露状況等の疫学的条件に係る個別具体的事情等を総合考慮することにより、水俣病にかかっているものと認める余地がある。また、四肢末端優位の感覚障害は水俣病の基礎的症候であり、感覚障害のみを把握し得る神経症状とする水俣病も存在すると認められる。Xに明らかに認められる症候は四肢末端感覚障害のみであるが、Xの生活歴から認められるメチル水銀の摂取状況、Xの症候の内容や出現経緯、ほかに上記感覚障害の原因となり得る疾患

がないこと等を総合考慮すれば、Xの感覚障害は、社会通念に照らし、魚介類に蓄積されたメチル水銀の経口摂取によって招来されたものであると認めると相当であり、Xは水俣病にかかっていたと認められるから、本件処分は違法であって、取消しを免れず、熊本県知事は公健法4条2項に基づく認定処分をすべきである。②本件処分の取消しを求めるXの請求が認容されることによって、本件裁決はその効力を失うことになるから、Xは、本件裁決の取消しを求める法律上の利益を有しない。したがって、本件裁決の取消請求に係る部分は、訴えの利益を欠き、不適法である。

2審判決（大阪高裁平成24年4月12日）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決中Y₂に関する部分を取り消した上で、本件処分の取消請求については棄却し、水俣病認定の義務付けについては訴えを却下した。

①（52年判断条件の妥当性と運用）52年判断条件は、水俣病の可能性が臨床医学上50%以上と認められるものまで広く認定することを前提としている点に関して公健法の趣旨に適合している。また、52年判断条件は、水俣病に見られる症候の一定の組合せのある場合は水俣病の範囲に含めて考えるものとし、規定する症候の組合せに当たらない場合については、高度の学識と豊富な経験に基づいて更に総合的に検討する必要があるとするものであり、策定当時の医学的知見に適合しており、かつ、その後の医学的見解からみても相当である。②

（Xの症状の具体的検討）Xには、水俣病に見られる症候のうち四肢末梢優位の感覚障害以外の症候は認められず、52年判断条件に規定する症候の組合せには該当しない。また、水俣病における感覚障害は主として中枢神経障害によるものであるところ、Xの感覚障害が中枢神経障害であることを示す所見は存在しない。さらに、Xの四肢末梢優位の感覚障害の発症時期はメチル水銀曝露が終了したであろう時期から極めて長期間経過しているほか、Xには変形性頸椎症を来してもおかしくない頸椎の変性が認められ、Xの症状がこれによってもたらされた相当の可能性がある。以上によれば、Xの症状が水俣病であることの可能性は臨床医学上50%以上であると認められず、52年判断条件には適合しないとされた認定審査会の調査審議及び判断の過程には、特段の看過し難い過誤、欠落は認められないから、本件処分は適法である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、公健法の解釈及び公健法4条2項に基づく水俣病認定申請棄却処分取消訴訟における司法審査の在り方についてのみ上告を受理した上で、次のとおり判示して原判決を破棄し、大阪高裁に差し戻した。

①公健法等にいう水俣病とは、魚介類に蓄積されたメチル水銀を経口摂取することにより起こる神経系疾患をいう。②処分行政庁による認定は、客観的事象としての水俣病の罹患の有無という現在又は過去の確定した客観的事実を確認する行為であって、この点に関する処分行政庁の判断はその裁量に委ねられ

るべき性質のものではない。③処分行政庁の判断の適否に関する裁判所の審理及び判断は、経験則に照らして個々の事案における諸般の事情と関係証拠を総合的に検討し、個々の具体的な症候と原因物質との個別的な因果関係の有無等を審理の対象として、申請者につき水俣病の罹患の有無を個別具体的に判断するのが相当である。④「52年判断条件」は、水俣病にみられる各症候の組合せが認められる場合には、通常水俣病と認められるとして、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的因果関係について、それ以上の立証の必要がないとするものであり、その限度での合理性を有するが、他方で、上記症候の組合せが認められない場合についても、経験則に照らして諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無に係る個別具体的な判断により水俣病と認定する余地を排除するものとはいえない。以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

なお、本件は、 Y_2 の控訴取下げにより、 X の請求認容で確定している。

(8) その他

ア 公金支出差止請求事件（札幌地裁平成21年（行ウ）第35号、平成25年3月29日判決）

本件は、北海道の住民である X_1 （原告）らが、 Y （北海道知事、被告）が Z （国、被告補助参加人）に対して支出した北海道北見市内の道路に係る平成21年度直轄道路事業負担金約9億6,348万円について、同道路の建設は違法であり、また、同負担金には北海道が負担すべきではない建設事業費以外の費用が含まれているから、同負担金の支出は違法な公金の支出であるとして、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、 Y に対し、知事として同負担金の支出をした A 個人に対し不法行為に基づく同負担金相当額の損害賠償を請求すること及び Z に対し不当利得の返還を請求することを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、 X_1 らの請求を棄却した。

①（監査請求前置について）住民訴訟につき前置されるべき監査請求は、それ自体適法なものでなければならないが、当該監査請求が客観的には適法なものであったのに、監査委員が誤ってこれを不適法なものとして却下した場合には、これに引き続いて提起された住民訴訟は、監査請求前置の要件を満たしているものと解すべきである。②（財務会計上の義務違反について）直轄道路事業負担金は、道路法50条1項及び88条1項並びに同法施行令31条により、国土交通大臣がこれを北海道に負担させることができるとされているものであり、同施行令23条1項の通知の性格は、同大臣が発する具体的な費用負担の命令であると解すべきであるから、 Y は、同通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、同通知を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、こ

れを拒むことは許されない。そして、同通知については、上記のような瑕疵の存する場合に当たるということはできないから、Yのした直轄道路事業負担金の支出が、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされた違法なものといえない。③（人件費等の負担について）国道の新設を適正に行うためには、工事費、測量設計費、用地費等のほかにも、用地交渉、工事の積算・発注、検査・監督等の事務に携わる職員の人件費や、これらの職員が執務を行うための庁費、工事雑費等の事務費などの費用を必要とすることは否定できないから、これらの諸費は、「国道の新設又は改築に要する費用」に含まれる（控訴）。

イ 事件記録閲覧謄写許可処分取消請求控訴事件（東京高裁平成23年（行コ）第80号、平成25年9月12日判決）

本件は、音楽の著作物の著作権に係る管理事業を営む一般社団法人であるX（原告・控訴人）が、公正取引委員会から独禁法7条1項の規定に基づく排除措置命令（以下「本件排除措置命令」という。）を受け、同法49条6項の規定に基づく審判請求をしたところ、Xの競争事業者である訴外A社から同法70条の15第1項の規定に基づく同審判事件記録の謄写申請（以下「本件謄写申請」という。）を受けた公正取引委員会（処分行政庁）が審判事件記録の一部を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、XがY（国、被告・被控訴人）に対し、本件処分は裁量権を逸脱した違法な処分であるとしてその取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成25年1月31日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①（独禁法70条の15第1項の「利害関係人」該当性について）独占禁止法の関連規定やその趣旨、目的等に照らせば、同法70条の15第1項の事件記録の閲覧又は謄写を求める権利は、審判手続における当事者の防御権の行使等のためだけに認められたものではなく、審判手続に参加し得る者が参加又は意見陳述の可否を検討し、同法に違反する行為の被害者が差止請求訴訟又は損害賠償請求訴訟を提起し、あるいは維持するための便宜を図る趣旨をも含むものであると解するのが相当である。本件謄写申請をしたA社は、音楽著作権に係る著作権等管理事業（以下「管理事業」という。）を営むXの競争事業者であって、本件排除措置命令において、Xの活動によりA社の管理事業の活動が阻害されたと認定されているのであるから、A社は、すなわち審判手続の対象を成す独禁法に違反する行為の被害者であるということができ、独禁法70条の15第1項にいう利害関係人に該当する。②（独禁法70条の15第1項の「正当な理由」があるか否かの判断）公正取引委員会が、A社が閲覧謄写を求める利益と、被審人であるXや第三者の権利ないし利益及び独禁法の目的の達成という公共の利益その他の公益との合理的調整を図る見地から勘案した結果、本件謄写申請を拒むことについて「第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその

他正当な理由」があると認めることができない旨の判断をした上で本件開示決定をしたことについて、それが重要な事実の基礎を欠き又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認めることができないため、公正取引委員会がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したということはできない。なお、Xは、本件処分について、弁護士と依頼者との間の秘密交通権（弁護士・依頼者秘匿特権、職務活動の成果の法理）を侵害する旨主張するが、何らかの立法的措置が講じられない限りは、かかる「秘密交通権」等が具体的な権利ないし利益として認められるものではない。

本判決も、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した(上告・上告受理申立て)

ウ 環境保全措置命令等請求控訴事件（東京高裁平成24年（行コ）第122号、平成25年10月23日判決）

本件は、国の重要文化財に指定された建造物である銅御殿銅御殿（以下「本件建物」という。）の近隣住民であるX₁（原告・控訴人）らが、本件建物の隣接地に建設中の高層マンションの建設に伴い発生するビル風や地盤沈下等によって、本件建物が損傷するおそれがあるため、文化庁は文化財保護法（以下「法」という。）43条1項の許可手続を行う義務があるにもかかわらず、同条項の解釈を誤り、許可手続を怠り、同マンションの建設を進めることを許したとして、同条項の許可手続を行う義務を有することの確認及び法45条1項の環境保全命令の義務付けを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年2月17日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを却下した。

①（本件義務付けの訴えの原告適格）本件義務付けの訴えは、いわゆる非申請型の義務付けの訴え（行訴法3条6項1号）に該当するものであり、その原告適格については、同法37条の2第3項にいう「法律上の利益を有する者」に限定される。しかしながら、環境保全命令に係る法45条1項の規定が、X₁らの主張する利益について、具体的な個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとはいえず、また、本件建物の現在の所有者で財団法人Aの役員であるX₁らのうちの一人は、本件建物の元所有者であり、本件建物をAに寄付した後もその保存に尽力していることに鑑みれば、同人は本件建物の所有者であるAに準ずる者であるとの主張は、法及びX₁らが法と目的を共通にする関係法令として掲げる法令の規定をみても、その主張を基礎づけるには足りず、X₁らは原告適格を有しない。②（本件確認の訴えの確認の利益）法43条1項本文は、文化庁長官の許可を受けるべき場合について、重要文化財に関し「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」と定めており、このような行為を一般的に禁止し、罰則をもって担保する（法197条1号）とともに、当該行為につき原則として文化審議会への諮問（法152条2項3号）を経た上で文化庁長官の許可をあらかじめ受けるべきものとして、法

45条等の規定と併せて、重要文化財の適切な保護を実現しようとする趣旨のものであることからすると、マンションの新築の工事を行うことが法43条1項本文にいう「行為」に当たると認めるのが相当であり、既に当該工事の完了した現時点において、当該工事とは別個のものとしてB株式会社が同規定による規制の対象に当たる行為をしようとしているとは認められない。現時点において既に処分の対象とされる行為が終了しその対象を欠くことになったことから、本件確認の訴えは、確認の利益を欠き、不適法である。

本判決も、1審の判断を維持するとともに、要旨以下のとおり判示してX₁らの控訴を棄却した。

周辺住民の生命、身体の安全や健康又は生活環境等に著しい被害が生じるおそれがあるとははいえない生活環境に関する利益については、処分の根拠法令に当該利益を個別の国民の具体的利益として保護すべき旨の規定がある場合は別として、一般的公益に吸収解消されていると解するのが相当であり、生活環境に関する利益を有するという一事をもって、直ちに当該根拠法令が周辺住民等上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含んでいと解釈することは相当とはいえない（上告・上告受理申立て）。

租税訟務課

法務省組織令第13条、第21条

平成25年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 賦課関係

ア 豚肉の差額関税制度を定める関税暫定措置法の規定がWTO農業協定違反であるかを争う関税更正処分取消請求事件（東京地裁平成24年（行ウ）第761号）

本件は、食肉の輸入販売業を営むX（原告）が、デンマーク王国から外国産冷凍豚肉を輸入するに当たり、別会社を名目上の輸入者として、虚偽の価格で輸入申告を行うことにより、上記豚肉の輸入に係る関税の申告を免れたとして、税関長から、関税暫定措置法2条2項の規定に基づき更正処分等を受けたことにつき、豚肉の差額関税制度を定める同法2条2項の規定は、可変輸入課徴金及び最低輸入価格を禁止するWTO農業協定（マラケシュ協定附属書1A）4条2項に反するものであり、条約の優位を定める憲法98条2項に違背するなどと主張して、上記処分等の取消し又は無効確認を求めるものである。

イ 馬券的中によって得た払戻金の所得区分及びその必要経費の範囲を争う所得税決定処分取消等請求事件（大阪地裁平成25年（行ウ）第20号）

本件は、インターネットの馬券購入サービスを利用して、的中した馬券の払

戻しを受けることにより継続的に利益を上げていたX（原告）が、その利益について所得税の確定申告をせずに行ったところ、税務署長から、上記馬券的中によって得た払戻金に係る所得は一時所得に該当するとして、所得税額の計算上の中した馬券の購入金額のみを必要経費として控除した所得税の決定処分等を受けたことから、上記所得は雑所得に該当し、外れ馬券を含む購入馬券の総額を必要経費として控除すべきであるとして、その取消しを求めるものである。

ウ 外国事業体（米国ワシントン州法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ）が我が国の租税法上の法人に該当するか否かを争う更正処分等取消請求事件（東京地裁平成24年（行ウ）第846号ほか）

本件は、米国ワシントン州法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ（以下「本件L P S」という。）のリミテッド・パートナー（以下「L P」という。）であるX₁（原告）が、本件L P Sが米国で行う不動産賃貸事業から生じた損失を自身の不動産所得の損失として他の所得と損益通算して所得税の申告をしたところ、税務署長から、本件L P Sは我が国の租税法上の法人に該当するから、本件L P Sが営む不動産賃貸事業から生じた損失はX₁の不動産所得の損失とはならないとして所得税の更正処分等を受けたことから、その取消しを求めるものである。

また、本件L P SのL Pであり、X₁が代表取締役を務める株式会社X₂（原告）が、本件L P Sが所有し、上記不動産賃貸事業の用に供していた建物（以下「本件建物」という。）に係る減価償却費を損金の額に計上して法人税の申告をしたところ、税務署長から、本件L P Sは我が国の租税法上の法人に該当し、本件L P Sが所有する本件建物に係る減価償却費をX₂の損金の額に計上することはできないとして、法人税の更正処分等を受けたことから、その取消しを求めるものである。

エ 移転価格課税の適否を争う法人税更正処分等取消請求事件（東京地裁平成25年（行ウ）第263号）

本件は、めっき用資材及び装置の製造・販売業を営むX（原告）が、Xの子会社で租税特別措置法上の国外関連者である台湾法人A社等との間で行った無形資産の使用許諾取引（以下「本件取引」という。）について、税務署長から、本件取引により、XがA社等から支払を受けた対価の額は租税特別措置法が規定する独立企業間価格に満たないとして、同法が規定する独立企業間価格の算定方法のうち、残余利益分割法を用いて同価格を算定し、本件取引が算定した同価格により行われたものとみなして再計算した所得金額に基づき、法人税の更正処分等を受けたことから、その取消しを求めるものである。

(2) 徴収関係

過大な財産分与を受けたとして賦課された第二次納税義務の適否を争う第二次納税義務告知処分取消請求事件（東京地裁平成25年（行ウ）第688号）

本件は、滞納者から離婚に伴う財産分与を受けた原告が、国税局長から、上記財産分与は婚姻中に得た財産状況、相手方の扶養料、損害賠償等を考慮しても不相当に過大であるとして、国税徴収法39条（無償又は著しい低額の譲受人等への第二次納税義務）の規定に基づき、納付告知処分を受けたことから、その取消しを求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 賦課関係

ア 相続財産である取引相場のない大会社の株式の評価方式が争われた更正及び加算税賦課決定取消請求控訴事件（東京高裁平成24年（行コ）第124号，平成25年2月28日判決）

本件は、X₁（原告・被控訴人）らが、平成16年2月に開始した相続（以下「本件相続」という。）に係る相続税の申告をしたところ、税務署長から、本件相続に係る相続財産中のA社及びB社の各株式の価額の評価等を誤ってされた更正処分を受けたとして、その取消しを求めたものである。

A社の株式は財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）上の取引相場のない大会社の株式に該当するところ、評価通達は、一定の株式保有割合が一定割合である会社を「株式保有特定会社」とし、その株式の評価は、特別な評価方式により評価するものとしていることから、本件では、A社が評価通達という「株式保有特定会社」に該当するか否かが主な争点となった。

1審判決（東京地裁平成24年3月2日判決）は、要旨以下のとおり判示してX₁の請求を認容した。

本件相続の開始時を調査期間に含む平成15年度の法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値は16.31%であり、評価通達において大会社が株式保有特定会社に該当するか否かの基準とされている25%と比して、格段に低いものとまでは評価し難い。また、本件相続の開始時において上記営利法人につき時価に基づいて株式保有割合を算定した場合の数値が、おしなべて上記数値（16.31%）よりも大幅に低くなるものと推認すべき証拠ないし事情は見当たらない。そして、法令上、子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超える会社が持株会社とされ、特別な規制がされていることなどに鑑みれば、少なくとも本件相続の開始時においては、評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が25%以上である大会社の全てについて、一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達の定める特別な評価方式により評価すべきものとする事について、いまだその合理性は十分に立証されておらず、本件相続開始時のA社が、その株式の評価において原則的な評価方式を用いるべき前提を欠く株式保有特定会社に該当すると認めるには足りない。

本判決も1審の判断を維持し、X₁らの請求を認容した(確定)。

イ 外国事業体(米国デラウェア州法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ)が我が国の租税法上の法人に該当するか否かが争われた更正処分等取消請求事件(東京高裁平成23年(行コ)第302号,平成25年3月13日判決)

本件は、外国信託銀行との間で当該銀行を受託者とする信託契約を締結し、当該銀行をして、複数の外国事業体との間で、米国デラウェア州法(以下「州LPS法」という。)に準拠して、自らがリミテッド・パートナーとなるリミテッド・パートナーシップ(以下「本件各LPS」という。)を設立する旨のパートナーシップ契約(以下「本件各LPS契約」という。)を締結させ、信託契約に基づいて自らが抛出した現金資産を本件各LPSに対して出資させたX₁(原告・被控訴人)らが、本件各LPSが行う建物の貸付けに係る所得はX₁らの不動産所得に当たり、その賃貸料等を収入金額とし、減価償却費等を必要経費として不動産所得の金額を計算すると損失の金額が生ずるとして、当該損失を他の所得と損益通算して所得税の確定申告等をしたところ、税務署長から、本件各LPSは我が国の租税法上の法人に当たるから、上記損失はX₁らの不動産所得上の損失に当たらないとして、所得税の更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決(東京地裁平成23年7月19日判決)は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①外国の法令に準拠して組成された事業体が我が国の租税法上の法人に該当するか否かは、原則として、当該外国の法令の規定内容から、その準拠法である当該外国の法令によって法人とする旨を規定していると認められるか否かによるべきであるが、それに加えて、当該事業体を当該外国法の法令が規定するその設立、組織、運営及び管理等の内容に着目して経済的、実質的に見れば、明らかに我が国の法人と同様に損益の帰属すべき主体として設立が認められたものといえるかどうかを検討すべきであり、後者の点が肯定される場合に限り、我が国の租税法上の法人に該当する。②州LPS法には、州LPS法に準拠して組成されたLPS(以下「州LPS」という。)は「separate legal entity」(独立した法的主体)となる旨の規定(201条(b))はあるが、「separate legal entity」が我が国の租税法上の法人を意味する概念であるということではできず、同規定のほか、州LPSが法人であると認めることができる法令の規定はなく、州LPS法の規定するその設立、組織、運営及び管理等の内容に着目して経済的・実質的に見ても、州LPSは、明らかに我が国の法人と同様に損益の帰属すべき主体としてその設立が認められたものということではできない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、1審判決のうち国の敗訴部分を取り消し、X₁らの請求を棄却した。

①外国の法令に準拠して設立された事業体が我が国の租税法上の法人に該当

するか否かは、原則として、当該外国の法令の規定内容から、その準拠法である外国の法令によって法人とする旨が規定されていると認められるか否かによるのが相当であり、その判断に当たっては、当該外国の法令の規定内容をその文言に従って形式的に見た場合に、当該外国の法令が当該事業体を法人とする旨規定しているかどうかだけでなく、当該外国の法令がその設立、組織、運営及び管理等についてどのように規定しているかも併せて検討すべきである。

②本件各L P Sの準拠法である州L P S法と本件各L P S契約が本件各L P Sの設立、組織、管理・運営等について規定しているところを総合してみれば、州L P S法に基づいて設立された本件各L P Sは、構成員から独立した法的主体として存在しているというべきであり、州L P S法に基づき設立されたL P Sが「separate legal entity」となると規定する州L P S法201条 (b) の規定は、州L P S法に基づいて設立されるL P Sを法人とする旨を規定しているものと解すべきである。(上告・上告受理申立て)。

ウ 移転価格税制における推定課税の適用要件該当性及び独立企業間価格の算定方法の合理性が争われた法人税更正処分取消請求控訴事件（東京高裁平成24年（行コ）第19号，平成25年3月14日判決）

本件は、パチスロ台用モーターの製造及び販売を営む株式会社X（原告・控訴人）が、租税特別措置法（平成16年法律第14号による改正前のもの。以下「租特法」という。）66条の4第1項にいう国外関連者に該当する香港法人A社との間でしたパチスロメーカー向けコインホッパー用モーターの仕入取引（以下「本件取引」という。）について、税務署長から、同条1項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類等が遅滞なく提示又は提出されなかったとして同条7項により算定した価格を本件取引の独立企業間価格と推定して、法人税の更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成23年12月1日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

A社の財務書類はA社の機能を端的に知ることを可能とする客観的な書類として、また、Xにおける本件取引の価格算定資料はXとA社の役割をXがどのように見積もっていたかを知るための資料として、いずれも独立企業間価格の算定に必要な資料であり、これらを提示しなかったことにより、Xは、独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類又はその写しを遅滞なく提示又は提出しなかったものというべきである。したがって、本件取引に関しては、租特法66条の4第7項の推定課税を行う要件が満たされている。

本件においてA社の同種事業類似法人（租特法66条の4に規定する「当該法人の国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するもの」をいう。）として選定された3法人（以下「本件類似

3 法人」という。)は、小型モーターを中心とする商品を仕入れて加工しないまま再販する卸売業を営んでいるという点で事業の同種性が一応認められ、両者の事業規模（従業員数、年間売上高）、両者が取引において担う機能及び負うリスクに大きな違いはなく、卸売業を営む法人としてメーカーから小売までのどの取引段階にあるか、取扱製品の用途、取扱製品の販売先市場の地理的な相違、販売先市場の寡占性の有無等が、両者の粗利益率レベルでかなりの差を生じさせているとは認められないから、本件類似3法人は、租特法66条の4第7項にいう同種事業類似法人であるといえ、その利益率を用いてA社の本件取引に係る独立企業間価格を推定したことは適法である。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

Ⅱ 委託者以外の者が受益者となる信託の設定行為が相続税法上のみなし贈与に該当するか否かが争われた贈与税決定処分取消等請求事件（名古屋高裁平成23年（行コ）第36号，平成25年4月3日判決）

本件は、X（原告・被控訴人）の祖父が米国ニュージャージー州法に準拠して米国籍のみを有するXを受益者とする信託（以下「本件信託」という。）を設定したところ、Xが、税務署長から、本件信託の設定行為につき相続税法（平成19年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）4条1項が適用されるとして贈与税の決定処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（名古屋地裁平成23年3月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

相続税法4条1項にいう「受益者」とは、同法5条ないし9条と同様に、当該信託行為により、その信託による利益を現に有する地位にある者と解される。本件信託の受益者は、本件信託設定により直ちに本件信託から利益を得ることはできず、被保険者が死亡し、あるいは本件信託に基づいて受託者が締結した生命保険の満期が到来して初めて本件信託から利益を得ることが可能となる。また、Xは本件信託において第一次的には受益者とされているが、上記生命保険契約に基づく保険金を直ちに全額受領できるわけではなく、本件信託にかかる受託者の裁量により分配を受け得るのみであり、限定的指名権者の指名により、X以外の者が本件信託の利益の分配を受けることも可能である。以上の事情を総合すれば、Xは本件信託の設定時において、本件信託による利益を現に有する地位にあるとは認められず、Xは、本件信託の設定に関し、相続税法4条1項の「受益者」に当たるとは認められない。

本判決は、Xの請求を認容した1審判決を取り消し、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

①相続税法4条1項の「受益者」については、信託法における「受益者」を意味し、同項の受益者とは、受益権を有する者をいうと解される。そして、受益権の本質は信託財産からの給付を受領する権利（信託受給権）にあるが、受

益者は信託財産ないし受益者自身の利益を守るために監督的権能を与えられており、信託監督的機能も受益権の内容を構成するところ、本件信託の契約の内容からすれば、Xは、本件信託の設定時において、信託受給権及び信託監督的権能を有していたと認められるから、Xは相続税法4条1項にいう「受益者」に当たる。②相続税法基本通達（平成19年5月2日課資2-5、課審6-3による改正前のもの。）は、いわゆる生命保険信託については、相続税法4条1項の規定の適用はないとするが、同項が適用されない「生命保険信託」に該当するのは、委託者が生命保険契約を締結したのと実質的に同視できることを要し、信託契約において信託財産の運用方法についての裁量がなく、生命保険契約の締結が義務付けられているか又は委託者の指図に基づき生命保険契約を締結する場合に限られる。本件の生命保険契約は、委託者の指示に基づいて締結したのではなく、信託財産の運用方法の一つとして締結したものであるから、本件信託は、上記「生命保険信託」には当たらない。③Xが本件信託の受益権を取得した時に日本に住所を有している者と認められれば、本件信託の受益権について贈与税が課されることになるが、Xは、本件信託の行為時、生後約8か月の乳児であって、両親に養育されていたのであるから、Xが本件信託における信託利益を取得した時におけるXの両親の生活の本拠が日本にあったといえる以上、両親に監護養育されていたXについても上記時点における生活の本拠は日本にあると認められる。（上告・上告受理申立て）

オ タックスヘイブン対策税制の適用除外要件該当性が争われた法人税更正処分等取消請求控訴事件（東京高裁平成24年（行コ）第437号、平成25年4月10日判決）

本件は、株式会社X（原告、控訴人）が、自身が100%出資して香港に設立したA社について、A社の主たる事業は卸売業であり、租税特別措置法66条の6第3項1号に定めるタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たすから、同条の6第1項に規定するタックスヘイブン対策税制の適用はないとして法人税の申告をしたところ、税務署長から、A社の主たる事業は製造業であり、A社は、製造業を主としてその本店所在地国である香港において行っているとは認められないからタックスヘイブン対策税制の適用除外要件（いわゆる「所在地国等基準」）を満たさないとして更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年10月5日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

A社の主たる事業は、中国に所在するB工場で製造された製品を販売する事業であると認められ、香港に所在するC社との契約において、B工場を借り受けて事業を行い、そこで行う製造行為の実施計画や合理化計画など総合的な見地から事業計画を策定し、原材料や機械設備などをA社が調達し、それらの調

達費用、同工場で働く労働者の賃金、工場の賃借料、工場で用いる電気や水道の料金をA社が負担してそれらの財務管理を行い、技術指導やクレーム対応を含めた生産管理や同工場で働く労働者の定員管理や人事・労務管理を行っていることが認められるから、A社は、自らが経営主体としてB工場において製品の製造行為を行っていたと認められる。そうすると、A社の主たる事業であるB工場で製造された製品の販売事業は、製造問屋として卸売業に該当するものではなく、製造業に該当し、A社は、その主たる事業である製造業を主として香港以外の国又は地域である中国で行っていることにより、タックスヘイブン対策税制の適用除外要件として租税特別措置法66条の6第3項2号が定める所在地国等基準を満たさない。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。
カ 区分所有建物の管理組合に支払った管理費が仕入税額控除の対象となるか否かが争われた消費税更正処分取消等請求事件（大阪高裁平成24年（行口）第155号、平成25年4月11日判決）

本件は、区分所有建物の賃貸事業等を営むX（原告・控訴人）が、税務署長から、消費税等の更正処分等を受けたところ、Xが区分所有権を有する各ビル（いずれも区分所有建物。以下「本件各ビル」という。）の各管理組合（以下「本件各管理組合」という。）に対する管理費（以下「本件各管理費」という。）の支払は課税仕入れ（消費税法2条1項12号）に当たり、本件各管理費相当額が仕入税額控除（同法30条1項）の対象となるから、上記更正処分等は違法であるなどとして、その取消しを求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成24年9月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

本件各管理費が課税仕入れに係る対価であるというためには、本件各管理費が、本件各管理組合からの役務提供に対する反対給付として支払われたものであることが必要である。

本件各管理費は、本件各管理組合が行う本件各ビルの共用部分の管理等に要する費用であるところ、Xの負担額は、本件各ビルの共用部分の使用収益の態様や管理業務による利益の享受の程度と直接関係なく、団体内部において定めた分割割合に従い定まる。そして、Xは、本件各管理組合に対して共用部分の管理を現実委託したか否かに関係なく、また、本件管理組合が行った具体的な管理行為の内容いかんにかかわらず、本件各管理費の支払義務を負うものであり、本件各管理組合の管理行為と引換えに本件各管理費を支払っているものではない。そうすると、Xは、本件管理組合に対して本件各ビルの管理業務を委託したことを根拠に本件各管理費を支払っているのではなく、本件管理組合の構成員の義務として、本件各管理費を支払っているものというべきであり、本件各管理費は管理組合が行う役務の提供に対する対価であるとは認められな

い。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（確定）。

キ タックスヘイブン対策税制の適用除外要件該当性が争われた所得税更正処分取消請求控訴事件（東京高裁平成24年（行コ）第421号，平成25年5月29日判決）

本件は、シンガポールで設立されたA社の発行済株式総数のほぼ全てを保有するX（原告、被控訴人）が、税務署長から、A社は租税特別措置法40条の4第1項に規定する特定外国子会社等に該当し、同条4項（平成17年法律第21号による改正前は、同条3項）に規定するタックスヘイブン対策税制の適用除外要件のうち、いわゆる実体基準及び管理支配基準を満たさず、同税制の適用があるとして、所得税の更正処分等を受けたことから、A社はタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を全て満たすとして、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成24年10月11日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

特定外国子会社等が使用している固定施設が実体基準を満たすために必要な規模を満たしているか否かについては、特定外国子会社等の行う主たる事業の業種や形態に応じて判断されるべきである。A社が使用していたB社のレンタルオフィスのスペース及びB社代表取締役兼A社取締役であるCの専用執務室、D倉庫のスペースは、事務所及び倉庫としては必要な規模であり、A社は主たる事業である卸売業を行うために十分な固定施設を有していたと認められるから、実体基準を満たす。

管理支配基準は、事業の管理、支配及び運営という機能的な側面から独立企業としての実体があるかどうかを判断する基準であるから、その前提として、事業を行うために必要な常勤役員及び従業員が存在していることが必要であり、かつ、特定外国子会社等の業務執行に関する意思決定及び業務の執行が親会社等から独立して行われている必要がある。そして、独立性が認められるか否かについては、特定外国子会社等の株主総会及び取締役会の開催、役員としての職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所等を総合的に勘案することが必要である。A社の経営上重要な事項に関する意思決定及び会計帳簿書類の作成・保管を含む日常的な業務の遂行は、いずれもシンガポールに在住するA社の取締役であるC及び営業担当者により行われており、A社の株主総会もシンガポールで開催されていたことなどの事情に加えて、A社がその事業を行うために必要な固定施設を有していたことを考慮すると、A社は管理支配基準を満たす。

本判決も1審判決を維持し、Xの請求を認容した（確定）。

ク 行政指導に基づき訂正した会計処理が、法人税法22条4項にいう「一般に

公正妥当と認められる会計処理の基準」に従ったものであったか否かが争われた更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年（行コ）第117号，平成25年7月19日判決）

本件は、株式会社X（原告・控訴人）が、資金の調達等の目的で、自身の所有する不動産等を信託財産とする信託契約を締結した上で、それに基づく受益権を第三者に譲渡すること等を内容とするいわゆる不動産の流動化をし、これについて、法人税の所得金額の計算上当該受益権の譲渡に係る譲渡益を収入と取り扱う会計処理を前提とした内容の法人税の確定申告をしていたが、その後、平成12年7月31日付け日本公認会計士協会「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（以下「不動産流動化実務指針」という。）に従って上記信託財産の譲渡を金融取引として取り扱う会計処理をすべきである旨の証券取引等監視委員会の指導を受け、過年度の会計処理を訂正したことにより、納付すべき税額が過大となったとして更正の請求をしたところ、税務署長から、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたため、その取消しを求めたものである。

本件では、上記の不動産流動化実務指針に従って訂正した原告の会計処理が、法人税法22条4項にいう「一般に妥当と認められる会計処理基準」（税会計処理基準）に従ったものであったといえるか否かが主な争点となった。

1審判決（東京地裁平成25年2月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

法人が収益等の額の計算に当たって採った会計処理基準が「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に該当するといえるか否かについては、適正な課税及び納税の確保を理由とする同法独自の観点から判断されるものであって、企業会計上の公正妥当な会計処理の基準（公正会計基準）とされるものと常に一致することを前提とするものではない。

不動産流動化実務指針は、本件のように、信託に係る受益権が契約により法的に譲渡され、当該契約に定められた対価を現に収入した場合において、それが実質的には他の法人等がその収益として享受するものであると認められる場合ではなくても、また、法人税法において他の法人との関係を考慮することができる定められたときにも当たらないにもかかわらず、なお、他の法人との関係をも考慮し、当該収入の原因となった法律関係を離れて、当該譲渡を有償による信託に係る受益権の譲渡とは認識せず、専ら譲渡人について、当該譲渡に係る収益の実現があったとしないものとする取扱いを定めたものであり、適正な課税及び納税義務の履行を確保することを目的とする法人税法の公平な所得計算という要請とは別の観点に立って定められたものであるから、不動産流動化実務指針が法人税法22条4項の税会計処理基準に該当するものとは解し難い。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した(確定)。

ケ 海洋掘削の用に供するリグの貸付けによる対価が国内源泉所得について定める所得税法161条3号所定の「船舶の貸付けによる対価」に該当するか否かが争われた源泉所得税納税告知処分取消等請求事件(東京地裁平成24年(行ウ)第294号,平成25年9月6日判決)

本件は、石油・天然ガスの探鉱・開発に係る海洋掘削等の事業を行うX(原告)が、パナマ共和国内に主たる営業所があるA法人及びB法人から、それぞれ海洋掘削の作業の用に供する「リグ」(油田の掘削装置。以下「本件各リグ」という。)の貸付けを受けていたところ、税務署長から、本件各リグの貸付け対価(賃借料)は所得税法161条3号が国内源泉所得として定める船舶の貸付けによる対価に該当するにもかかわらず支払に当たって所得税の源泉徴収を怠ったとして、源泉徴収に係る所得税の納税告知処分等を受けたことから、本件各リグの貸付けは、同号の船舶の貸付けには該当しないなどとして、その取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

所得税法161条3号の規定の文言や立法経緯等をもって、同号の「船舶」の意義を直ちに明らかにすることができるとは言い難く、他の特定の法律からの借用概念であると解すべき根拠も見だし難い。所得税基本通達に定めがあるが、専らいわゆる裸用船契約に係るものをいうことを明らかにしたにとどまるものである。その他、所得税法は、161条3号の他にも「船舶」という用語を用いているが、これを定義する規定は置いておらず、「船舶」という用語を用いている他の法令についてみても、「船舶」の用語の定義や意義は明らかでないため、所得税法上の外国法人が居住者又は内国法人に対してした特定の物の貸付けが同法161条3号の「船舶」の貸付けに当たるか否かについては、当該物の貸付けに係る各般の事情を社会通念に照らして検討して決するほかない。本件各リグは、いずれも、水上に浮上しての移動及び積載に係る特徴を備えていること、建設機械抵当法の適用に関して「船舶」と取り扱われていたこと、船舶安全法及び船舶法の適用に関しては「日本船舶」と取り扱われていたことなど、これら各般の事情を社会通念に照らして検討すると、所得税法161条3号の「船舶」の貸付けに該当するものと認めるのが相当である(控訴)。

コ 青色事業専従者が受領した給与の額が、所得税法57条1項にいう労務の対価として相当と認められる額であったか否かが争われた決定処分取消等請求控訴・同附帯控訴事件(広島高裁松江支部平成24年(行コ)第3号,第4号,平成25年10月23日判決)

本件は、税理士業を営むX(原告、被控訴人、附帯控訴人)が、その妻Aを青色事業専従者として、Aに対して支払った給与(以下「本件専従者給与」という。)を事業所得の計算上必要経費に算入して確定申告をしたところ、税務

署長から、Aの労務の対価として相当であると認められる金額を超える部分の金額は必要経費に算入できないとして、所得税の更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（鳥取地裁平成24年6月22日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

Aの労務の性質は、会計業務及び税理士業務における経歴ないし専門性を遺憾なく発揮して、Xの事務所の経営に深く関わるものであり、Xの事務所に勤務していた他の従業員（以下「本件各使用人」という。）とは質的に異なる。また、労務提供の程度も、Aの勤務時間が本件各使用人よりも長時間に及び、Aの繁忙期における勤務状況をみても、本件各使用人より量的にも多いものであったことが認められる。

AのXの事務所の関与先についての会計業務の担当件数が全体の約5分の2であったことに加えて、AがX担当分についても本件各使用人を指導し、同人ら作成に係る会計帳簿等の確認をしていたこと、Aが自らの判断で関与先の会計業務の担当者を最終的に決定したり、本件各使用人の人事管理をしていたこと、特に業務が困難な医療法人等の会計業務を一人でしてきたこと等も併せて考慮すれば、Aの労務の対価として相当と認められる金額は、Xの事務所における事業所得の金額の5分の2と評価することができる。

本判決は、要旨以下のとおり判示し、1審判決のうち国の敗訴部分を取り消し、同部分についてのXの請求を棄却するとともに、Xの附帯控訴を棄却した。

Aが支給を受けていた本件専従者給与は、本件各使用人の給与の平均額と比較すると3倍以上の極めて高額なものであり、所得税法57条1項及び同法施行令164条1項に照らして、本件専従者給与全額がAの労務の対価として相当であると認められるためには、Aの労務の実態が本件各使用人のそれとは質的に異なる程の大きな差異があることが必要である。

労務の提供の程度についてみると、AがXの事業に従事していた時間は、本件各使用人よりは一定程度長時間に及んでいたとは認められるものの、本件各使用人とは質的に異なるといえる程に長時間ではなかったと認められ、AがXの事業のために提供していた労務の程度は、基本的に他の使用人と同程度であったと認められる。また、Aは、税理士資格を有してなかったのであるから、Xの事務所におけるAの労務の性質は、基本的に税理士業務の補助と認めることが相当である。

したがって、Aの労務の性質は、本件各使用人や、類似同業者において税理士業務の補助業務に従事している青色事業専従者の労務と同質であったと認められるから、AがXの業務に従事していた対価として支給された本件専従者給与は、高額に過ぎて不相当である（上告・上告受理申立て）。

サ 過年度に収受した制限超過利息が私法上無効となったことにより、納付済み

の法人税額のうち、制限超過利息に係る部分が過大となったとしてされた更正の請求の適否が争われた更正すべき理由がない旨の通知処分取消等請求事件（東京地裁平成24年（行ウ）第212号，平成25年10月30日判決）

本件は、更生会社A社が、利息制限法所定の利率を超える利息（以下「制限超過利息」という。）の定めを含む金銭消費貸借契約に基づき利息等の支払を受け、これに係る収益の額を益金の額に算入して法人税の確定申告していたところ、A社についての更生手続において、過払金返還請求権に係る債権が更生債権として確定したことから、A社の管財人であるX（原告）が、各事業年度において益金の額に算入された金額のうち当該更生債権に対応する制限超過利息等に係る部分は過大であるとして、更正の請求をしたところ、税務署長から、更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたため、その取消し等を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

国税通則法23条2項に基づく更正の請求をする場合においても、その理由については、同条1項各号に掲げるもののいずれかに該当することが必要であり、本件においては、各事業年度の法人税に係る課税標準等若しくは税額等の計算が法人税法の規定に従っていなかったか否か又は当該計算に誤りがあったか否かが問題となる。

各事業年度の収益又は費用若しくは損失についての前期損益修正の処理（過去の利益計算に修正の必要が生じた場合に過去の財務諸表を修正することなく、要修正額を当期の特別損益項目に計上する方法）は、法人税法22条4項に定める公正処理基準に該当すると解されるところ、このことを前提とすれば、各事業年度において益金の額に算入されていた制限超過利息につきその支払が利息等の債務の弁済として私法上は無効なものであったことを前提とする取扱いをすることが確定したとしても、それについては、当該確定の事由が生じた日の属する事業年度において処理されることとなり、各事業年度の法人税に係る課税標準等又は税額等の計算に遡及的に影響を及ぼすとはいえない。したがって、当該事由をもって「計算が国税に関する法律に従っていなかったこと」になるとはいえず、また「当該計算に誤りがあったこと」に該当する事情があるともいえない（控訴）。

シ 匿名組合契約の営業者が権利者に支払った利益分配金の帰属が争われた納税告知処分取消等請求事件（東京地裁平成23年（行ウ）第124号，同第136号，平成25年11月1日判決）

本件は、匿名組合契約（以下「本件各匿名組合契約」という。）の営業者であった外国法人X₁（原告）らが、本件匿名組合契約に基づき、組合員に対して支払った利益分配金（以下「本件各分配金」という。）について、源泉所得税の徴収及び納付をしなかったところ、税務署長から、所得税法212条1項に基づき源

源泉所得税を徴収して国に納付すべきであるとして、源泉所得税の納税告知処分等を受けたことから、本件各分配金の受領者はアイルランド法人であるA社であり、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約（以下「日愛租税条約」という。）の規定が適用されるため、源泉所得税を徴収して納付すべき義務を負わないとして、その取消し等を求めたものである。

本件において、国は、上記匿名組合契約の組合員としての地位又は債権は、A社から日愛租税条約が適用されない英国領バミューダの法令に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ（以下「本件L P S」という。）に譲渡されており、本件各分配金の真の受領者は本件L P Sであると主張したため、本件各分配金の受領者はA社又は本件L P Sのいずれであるかが主な争点となった。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を認容した。

所得税法212条1項において源泉徴収義務を負う「国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配」（同法161条12号）の支払とは、その文理に照らし、匿名組合契約に定められた債務の履行として支払がされるものをいうと解するのが相当である。

本件の事実関係に照らすと、X₁らが、A社から日愛租税条約の規定の適用があることを前提として租税条約届出書の作成及び提出がされていたことを踏まえ、A社に対して本件各匿名組合契約に定められた債務の履行として本件各分配金を含む利益の分配に係る支払をしたことについて、そのような客観的な事実を離れて、実際にはA社から本件L P Sに対する契約上の地位又は債権の譲渡があったことを前提として本件L P Sに対して本件各分配金の支払をしたものであると認めることは、困難であるというべきものと考えられ、本件各分配金に関してX₁らが源泉所得税の徴収の義務を負っていたものとは認め難い（控訴）。

ス 有価証券報告書の虚偽記載に係る損害賠償金等が非課税所得に該当するか否かが争われた所得税更正処分等取消請求事件（神戸地裁平成24年（行ウ）第6号、平成25年12月13日判決）

本件は、X₁（原告）らが、その保有するA社株式の市場価格が有価証券報告書の虚偽記載の公表により暴落して損害を被ったため、A社から損害賠償金（以下「本件損害賠償金」という。）及びこれらに対する遅延損害金（以下「本件遅延損害金」という。）等の支払を受け、これらが非課税所得に該当することを前提に所得税の確定申告等をしたところ、税務署長から、上記損害賠償金等は非課税所得に該当しないとして更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①A社に本件損害賠償金を支払うことを命じた別件事件の判決は、旧証券取引法21条の2に基づき、A社株式の取得時における取得価額と虚偽記載がなかったと仮定した場合の本来あるべき価値の差額（取得時差額）に相当する損害として損害額を算定したものと認められるが、取得時差額に相当する部分は、虚偽記載の公表によりA社株式の市場価格が暴落したときに現実の損害に転化し、原告がその譲渡による収入金額を得る以前において、A社株式の価値として失われる。②X₁らのA社株式の譲渡から生じる所得は雑所得に当たるところ、本件損害賠償金が補填した取得時差額に相当する損害が、X₁らの雑所得に係る必要経費に算入するものであれば、本件損害賠償金は、非課税所得から除外される「必要経費に算入される金額を補てんするための金額」（所得税法施行令30条柱書き括弧書き）に該当する。所得税法37条にいう別段の定めである同法51条4項は、「雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の起因となる資産」の損失の金額で損害賠償金により補填される部分の金額は、雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない旨を定めるところ、A社株式は上記資産に当たり、本件損害賠償金が補填した取得時差額に相当する損害は失われたA社株式の価値に係る損失であり、それが本件損害賠償金により補填される以上、同項により雑所得の計算上必要経費から除外されるから、本件損害賠償金は、所得税法施行令30条柱書き括弧書きの非課税所得除外事由に該当しない。③本件遅延損害金は、履行遅滞に基づく損害賠償金であり、元金の性質いかんにかかわらず元金の使用によって得られたであろう利益の喪失を補填するものであるから、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に起因して取得した損害賠償金とはいえ、所得税法9条1項16号の非課税所得に該当しない（確定）。

(2) 徴収関係

ア 滞納者の持分につきされた不動産差押処分について、滞納者以外の共有者にその取消しを求める原告適格が認められるか否かが争われた差押処分取消、国家賠償等請求上告受理事件（最高裁平成24年（行ヒ）第156号、平成25年7月12日第二小法廷判決）

本件は、Aの相続税を徴収するため、選定当事者X（上告人）らとAとの共有に係る不動産について、税務署長から、国税徴収法（以下「徴収法」という。）47条1項に基づき、Aの持分について差押え（以下「本件差押処分」という。）を受けたことに対し、Xが、本件差押処分は、必要性のない違法なものであるなどとして、その取消し等を求めたものである。

第1審判決（熊本地裁平成23年3月23日判決）は、本件差押処分に違法性はないとして、Xの請求を棄却したため、Xが控訴したところ、第2審判決（福岡高裁平成23年12月22日判決）は、Xは本件差押処分の取消しを求める原告適

格を有しないとして、第1審判決のうち、本件差押処分の取消しを求める請求に関する部分を取り消した上、却下し、その余の請求を棄却したことから、Xが上告した。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xには本件差押処分の取消しを求める原告適格があるとした上で結論としてはXの請求を棄却した。

滞納者と他の者との共有に係る不動産につき滞納者の持分が徴収法47条1項に基づいて差し押さえられた場合には、滞納者において、当該持分の譲渡や当該不動産に係る用益権設定等の処分が禁止されるため、滞納処分による差押登記後に当該不動産につき賃貸や地上権設定等をして、これを公売処分による当該持分の買受人に対抗することができず、その結果、滞納者の持分と使用収益上の不可分一体をなす持分を有する他の共有者についても当該不動産に係る用益権設定等の処分が制約を受け、その処分の権利が制限されることになる。加えて、不動産につき同項に基づく差押処分がされた場合の使用又は収益については、当該不動産の価値を著しく減耗させる行為がされると認められるときに、税務署長は滞納者及び当該不動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者に対しその使用又は収益を制限することができるものとされており、不動産の他の共有者についても徴収法69条所定の制限が及ぶこととなる。

以上に鑑みると、滞納者と他の者との共有に係る不動産につき滞納者の持分が徴収法47条1項に基づき差し押さえられた場合の他の共有者は、その差押処分の法的効果による権利の制限を受けるものであって、当該処分により自己の権利を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者として、その差押処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟の原告適格を有するものと解するのが相当であり、この点、原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法がある。

しかしながら、原審は仮定的に本案の判断をし、本件差押処分に違法はない旨を判断しているところ、その原審の判断は是認でき、Xの請求に理由がないことは明らかである。そうすると、Xの請求は棄却を免れないものである以上、不利益変更禁止の原則により、上告棄却にとどめるほかない。

イ 譲渡禁止特約の付された債権を差し押さえた国が、当該特約に反してされた債権譲渡の無効を主張する適格を有するか否かが争われた供託金還付請求権取立権確認請求事件（大阪地裁堺支部平成23年（ワ）第1650号、平成25年8月6日判決）

本件は、税務署長が、国税徴収法（以下「徴収法」という。）62条の規定に基づき、運送業を営む株式会社A（以下「滞納会社」という。）が株式会社B（以下「本件第三債務者」という。）に対して有する運送委託代金債権（以下「本件債権」という。）を差し押さえたところ、銀行であるY株式会社（脱退被告）が同差押えの前に本件債権の譲渡を受けたと主張し、本件第三債務者が債権者

不確知を理由に同代金を供託したことから、税務署長が、滞納会社が有する供託金還付請求権を差し押さえた上で、Yに対し、当該債権譲渡が無効であると主張し、X（国、原告）が上記供託金還付請求権の取立権を有することの確認を求めたものである。

本件では、債権譲渡禁止特約に違反した債権者は債権譲渡の無効を主張できない旨を判示した最高裁判所平成21年3月27日第二小法廷判決（以下「平成21年判決」という。）に照らし、Xは、本件債権に付された債権譲渡禁止特約（以下「本件債権譲渡禁止特約」という。）の存在を理由として、滞納会社とYの債権譲渡契約（以下「本件債権譲渡契約」という。）の無効を主張する適格を有するか否かが主な争点となった。

本判決は、要旨以下のとおり判示するとともに、Yの重過失を認定して、原告であるXの請求を認容した。

21年判決は、債権譲渡禁止特約の趣旨が債務者保護にあるとしつつも、債権譲渡契約の無効を主張する独自の利益がある者については、その主張を禁じるものではないと解される。

徴収法67条1項に基づく徴収職員の取立権は、同項の規定により創設的に取得されるものであって、滞納者の代理人又は承継人として滞納者の名において取り立てるものではなく、徴収職員が自己の名において取り立てるものであり、同項に基づいて債権を差し押さえた徴収職員は、債権者たる滞納者とは独立して差押債権の取立権を有し、差押債権につき第三者としての地位を取得する。そうすると、本件債権譲渡禁止特約の付された本件債権について差押えをした債権者であるXは、本件債権譲渡禁止特約の存在を理由に、本件債権譲渡契約の無効を主張する独自の利益を有するから、本件債権譲渡契約の無効を主張する適格を有する（確定）。

財産訟務管理官

法務省組織令第13条、第23条

平成25年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 債権管理関係

ア 債務不存在確認請求事件（車両談合事件）（東京地裁平成25年（ワ）第5167号、損害賠償請求反訴事件（東京地裁平成25年（ワ）第22907号）

本件は、平成17年度ないし20年度において、一般競争入札又は指名競争入札を経てY（国、被告・反訴原告）と車両管理委託契約を締結したX₁（原告・反訴被告）ら7人が、訴訟外において同契約はX₁らの談合による入札に基づ

く契約であったとして、契約金額と想定落札価格の差額を不法行為に基づき損害賠償請求したYに対し、X₁らには損害賠償債務が存在しないことの確認を求めるものである。

これに対しYは、X₁らの上記不法行為により損害を被ったとして、損害賠償金約79億3,764万円の支払を求め反訴を提起している。

イ 損害賠償請求事件（PC I事件、追加提訴分）（東京地裁平成25年（ワ）第28410号）

本件は、旧日本軍が中華人民共和国内に持ち込んで遺棄された化学兵器の廃棄処理事業を被告ら2人に委託した国が、業務委託費を不正に水増し請求され損害を被ったとして、被告らに対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償約2億293万円を求めるものである。

(2) 基地関係

ア 普天間基地爆音差止等請求事件（普天間基地4次訴訟）（那覇地裁沖縄支部平成24年（ワ）第443号）

本件は、普天間基地周辺に居住する住民であるX₁（原告）ら288人が、同基地に離着陸する米軍航空機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、人格権、環境権及び平和的生存権に基づき、X₁らの居住地への一定音量（夜間（午後7時から午前7時まで）は40dB、昼間（午前7時から午後7時まで）は65dB）を超える騒音の到達の禁止を求めるとともに、国賠法2条ないし日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法2条に基づき、過去分の損害賠償合計約3億5,743万円及び提訴日以降、口頭弁論終結の日から1年を経過するまでの将来分の損害賠償を求めるものである。

イ 損害賠償請求事件（普天間基地（損害賠償）2次・3次訴訟）（那覇地裁沖縄支部平成24年（ワ）第290号、同平成25年（ワ）第65号）

本件は、普天間基地周辺に居住する住民である原告ら687人（2次414人、3次273人）が、同基地に離着陸する米軍航空機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法2条に基づき、過去分の損害賠償合計約2億9,768万円及び提訴日以降、口頭弁論終結の日までの損害賠償を求めらるものである。

ウ 横田基地飛行差止等請求事件（横田基地10次訴訟、11次訴訟）（東京地裁立川支部平成25年（ワ）第658号、同平成25年（ワ）第1757号）

本件は、横田基地周辺に居住する住民である原告ら1,078人（10次905人、11次173人）が、同基地に離着陸する米軍航空機及び自衛隊機の発する騒音等に

より、身体的・精神的被害等を被ったとして、人格権、環境権及び平和的生存権に基づき、同基地において、毎日午後7時から翌日午前7時までの間、航空機の離発着の禁止及び一切の航空機のエンジンの作動禁止を求めるとともに、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法2条、国賠法1条1項及び同法2条に基づき、過去分の損害賠償合計約8億5,377万円及び訴状提出の日から侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めるものである。

(3) その他

ア 土地明渡等請求事件（経産省テント事件）（東京地裁平成25年（ワ）第8000号）

本件は、国が、経済産業省敷地北西の土地（以下、「本件土地」という）に無断でテントを設置し、本件土地を不法に占拠している被告ら2人に対し、テントを撤去し本件土地を明け渡すとともに、本件土地の使用料相当損害金等として約1,100万円、更に本件土地を明け渡すまでの間の使用料相当損害金等を求めるものである。

イ 間接強制の申立事件（諫早福岡高裁確定判決に基づく強制執行事件）（佐賀地裁平成25年（ヲ）第20号）

本件は、Y（国、相手方）に対し、平成25年12月20日までに、防災上やむを得ない場合を除き、潮受堤防の南北各排水門の開放をすべきことを命じた福岡高等裁判所平成22年12月6日判決の原告であるX（申立人）らが、上記期限までに同確定判決に基づく義務を履行しなかったとして、Yに対し、上記義務を履行するまで1日につき1億円の支払を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 債権管理関係

ア 損害賠償請求控訴事件（陸ヘリ）（東京高裁平成24年（ネ）第1898号、平成25年2月13日判決）

本件は、陸上自衛隊所属のヘリコプターが、整備確認飛行を終え帰投するに当たり、ホバリング状態（空中停止状態）から前進飛行を開始しようとした際、突然、エンジンが出力を失って不時着したことにより、機体が損傷するなどの事故が発生したのは、エンジンに供給される燃料流量の制御装置に存した欠陥によるものであるとして、X（国、原告）がエンジン製造会社であるY（被告）に対し、製造物責任法3条に基づき約2億8,000万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求について損害額の算定の一部を除き認容し、本判決においてもおおむね同様の判断をした。

①Xは、製造物責任法1条及び3条にいう「人」、「被害者」及び「他人」に

含まれ、同法3条に基づく損害賠償請求の請求主体となり得る。②製造物責任法3条に基づく損害賠償請求をする者は、「欠陥」の存在を主張立証するために、当該製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張立証することで足り、それ以上に欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任は負わない。③墜落した陸上自衛隊ヘリコプターのエンジンの引渡しを受けて以降、Xが当該エンジンを適正な方法で使用しており、墜落事故の当時、当該事故の発生は通常予想できなかったとして、当該エンジンに製造物責任法にいう「欠陥」があると認めるのが相当である。④製造物責任法4条2号に基づき、設計指示の抗弁を主張する者は、完成品製造業者の指示が、当該部品・原材料の設計自体を指定する内容のものであるか又はその設計に具体的な制約をもたらすものであること、及び「欠陥」が専ら完成品製造業者の指示に従ったことにより生じたこと、すなわち、指示と欠陥との間の因果関係をそれぞれ主張立証しなければならないところ、エンジンの「欠陥」がXの指示に従ったことにより生じたものということができない（上告・上告受理申立て）。

イ 不当利得返還請求事件（車検機器談合）（東京地裁平成20年（ワ）第8168号、平成25年4月24日判決）

本件は、自動車検査用機械器具一式を一般競争入札又は指名競争入札を経て調達したX₁（国、原告）及びX₂（軽自動車検査協会、原告）が、同契約はY₁（被告）ら3人の談合に基づく無効な入札に起因する無効な契約であることを理由として、不当利得返還請求権に基づき、Y₁らに支払った代金の一部約6億円の返還を求めたものである。

1審判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求について全額を認容するとともに、遅延損害金については年5分の限度でこれを認容した。

① 公序良俗違反による無効について

独占禁止法に違反した行為に起因した私法上の法律行為が公序良俗に違反する場合には無効になると解すべきであり、本件談合及びそこで意図された競争の回避を具体的に実現するために締結された本件各契約は、公序良俗に反し無効である。

② 同時履行の抗弁について

Y₁らは、X₁らに対し、不当利得として支払を受けた契約代金全額を返還する義務を負うとともに、検査機器一式の返還を求めることができるのが原則であるが、検査機器一式は原告ら事務所の建物に付合しているから、検査機器一式の返還を求めることができず、その客観的価格相当額の支払を求めることができるにとどまる。

③ 検査機器一式の客観的価格について

検査機器一式の客観的価格は、当該契約における想定落札価格をいい、

その立証責任はY₁らにある。Y₁らが主張する検査機器一式を納入するために要した費用に必要な利益を加えた額が検査機器一式の客観的価格であるとする「積み上げ方式」は、十分な合理性を備えていないが、X₁らが主張する本件各契約に係る想定落札価格は本件談合後契約に係る契約代金に近接するはずであるとする「前後方式」は、比較対象の件数が少ないという問題はあるものの相応な合理性を備えている。一方で本件各契約が、X₁らの自認額よりも低額で落札されていることに照らせば、少なくとも想定落札価格は原告ら自認額を超えないものと認めることができ、客観的価格と認めるのが相当である。

④ 民法704条前段所定の利息の利率について

不当利得返還請求権は、法律の規定によって生じた債権であり、商行為から生じる債権又はこれに準ずるものということとはできず、民法所定の年5分と解するのが相当である（相手方上告・上告受理申立て）。

ウ 損害賠償請求事件（P C I 事件）（東京地裁平成23年（ワ）第23230号、平成25年9月25日判決）

本件は、旧日本軍が中華人民共和国内に持ち込んで遺棄された化学兵器の廃棄処理事業を被告らに委託したX（国、原告）が、業務委託費を不正に水増し請求され損害を被ったとして、Y₁（被告）ら2人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償約8,106万円を求めたものである。

1審判決は、要旨以下のとおり判示して、XのY₁らに対する請求額全額を認容した。

① Y₁らの民事無答責の有無について

専らXの補佐を行うというY₁の設立目的は、それだけで民事上の責任を負わないとの効果まで生じさせるものではないし、基本契約は、Y₁が不法行為を行った場合の民事上の責任を免れさせると規定するものではない。また、協定書及び確認書の各規定により、Y₁がXの内部又は下部機関類似の特殊な地位に位置づけられたとまでは認められない。委託契約は契約解除や違約金の支払等の規定を置いており、民事上の責任を負うことは明らかである。

② Y₁らの役員の不作為の成否について

Y₁らの役員は、再々委託先業者関係の技術者が直接人件費の対象とならないことを認識しており、加えて、直接人件費の対象とすることによりY₁らに経済上の利益が生じることは当然に認識しており、Y₁らの利益に対応してXに損害が生じることも認識していたというべきであるから、再々委託であることが確定していた再々委託先業者との関係を秘匿し、再々委託先業者関係の技術者を直接人件費の対象としたことは不法行為を構成する。（相手方上告・上告受理申立て）

(2) 基地関係

ア 沖縄北部ヘリコプター着陸帯移設工事に係る通行妨害禁止請求控訴事件（福岡高裁那覇支部平成24年（ネ）第63号，平成25年6月25日判決）

本件は、ヘリコプター着陸帯移設工事の中止を求める反対派住民が、平成19年7月以降、建設工事現場への工事関係者及び工事用車両の入場を阻止するため、同地に通ずる国有地へのテントの設置、座込み等の方法で通行を妨害し、同工事の着手を妨げたことから、X（国，原告）が、今後もそのおそれがあるとして、Y₁（被告）らに対しY₁ら自ら又はY₁らと意を通じた第三者をして、妨害することの禁止を求めたものである。

1審判決は、要旨以下のとおり判示して、XのY₁に対する請求のうち、Y₁に対し、物理的方法による妨害行為の禁止を命じる限度で認容し、本判決においてもおおむね同様の判断をし、控訴を棄却した。

Xによるヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）建設に反対するY₁が抗議活動として物理的方法により5回にわたりXの職員等による国有地の使用を現実には妨害したことが、純然たる表現活動の範ちゅうを超えた所有権侵害に当たる上、Y₁が当該行為はいずれも妨害行為に当たらないと主張していることに鑑み、将来においても物理的方法による妨害行為のおそれがある（Y₁上告・上告受理申立て）。

イ 埋立承認処分取消請求控訴事件（広島高裁平成24年（行コ）第14号，平成25年11月13日判決）

本件は、米海兵隊及び海上自衛隊が使用する岩国飛行場（以下「本件飛行場」という。）の周辺住民であるX₁（原告・控訴人）ら18人が、山口県に対し、主位的に、Y（国，被告）による本件飛行場の沖合移設に伴う公有水面の埋立事業である「岩国飛行場滑走路移設に伴う埋立事業」（以下「本件埋立事業」という。）を実施するに当たり、平成8年、山口県知事がYに対して承認した埋立承認処分（以下「本件承認処分」という。）は、本件飛行場の沖合移設の目的が基地機能の強化であったにもかかわらず、安全の確保と航空機騒音の緩和にあると偽ったYの脱法行為を看過してされたものであるとして、その取消しを求め、予備的に、厚木飛行場から本件飛行場への空母艦載機の移駐に伴い、本件埋立事業に係る埋立地（以下「本件埋立地」という。）の利用計画が変更されたことを主な内容とするYの変更承認申請に対し、平成20年、同知事がした埋立変更承認（以下「本件変更承認」という。）は、公有水面埋立法（以下「法」という。）13条の2が規定する「用途の変更」に該当するにもかかわらず、同法所定の用途変更手続が行われなままされたものであり手続に違法があるとして、その取消しを求めたものである。

1審判決（山口地裁平成24年6月6日判決）は、主な争点に関して要旨次のとおり判示して、X₁らの訴えを却下した。

① 本件埋立工事が竣工したか否かについて

本件埋立工事については、埋立土砂の投入がほぼ終了し、Yが山口県知事に対して法42条2項に基づく竣工通知（以下「本件竣工通知」という。）を行い、既に本件埋立地上の新滑走路の供用が開始されているから、社会通念に照らして既に竣工していると判断するのが相当である。

② 本件承認処分及び本件変更承認の取消しを求める訴えの利益について

行政事件訴訟法における処分の取消しの訴えは、処分によって生じた違法状態を原状回復することが法律上不可能とみるべき事態が生じ、当該処分を取り消したとしても原告の権利利益の保護救済に資するところがないこととなった場合には、訴えの利益は存在しないものというべきである。本件埋立地上には既に新滑走路を始めとする空港施設が設置されて現に供用されていること、本件埋立事業は、航空機墜落事故の回避や騒音被害の軽減を目的として開始されたことが認められ、在日米軍再編に伴い、厚木飛行場から本件飛行場への空母艦載機等の移駐が実施されたとしても、これにより本件飛行場の沖合移設の効果が消滅したとは認められないことから、埋立ての規模、構造、埋立地の利用状況、原状回復によって予測される社会的、経済的損失等を総合的に勘案すれば、社会通念に照らし、本件埋立事業に係る埋立ての原状回復は法律上不可能である。また、法35条1項は、Y以外の者が行う埋立てについて、埋立免許の効力が消滅した場合に埋立権者が原状回復義務を負うことを規定しているのに対し、法42条3項はYが行う埋立てについて法35条1項を準用していないから、埋立承認の効力が消滅したとしても、Yは原状回復義務を負わないとするのが自然な解釈である。このことは、法2条1項が、Y以外の者が行う埋立ての場合は、都道府県知事から免許を受けなければならないと規定し、埋立権者は当該免許を得ることにより初めて対象水面を排他的に埋め立てて土地を造成し得る権利を取得するとしているのに対し、法42条1項が、Yが行う埋立ての場合は、都道府県知事の承認で足りるとしているのは、Yは、本来的に公有水面を直接排他的に支配する権限に基づいて埋立てを行うところ、知事が有する海面の機能管理権との調整上、知事に対して承認基準を満たすか否かの判断基準を与えたものと解されること、さらに、竣工通知により埋立地の所有権は当然にYに生じることに照らせば、埋立承認の効力が消滅したとしても、Yは法的に原状回復義務を負わないと解される。以上によれば、本件承認処分及び本件変更承認を取り消すことは、Xらの権利利益の保護救済に資することがないため、Xらに本件訴えの利益はない。

本判決は、1審判決を取り消し、要旨以下のとおり判示して、改めてXらの訴えを却下した。

① 訴えの利益の有無について

都道府県知事の承認の効力が消滅したときは、Yは特定の公有水面を埋め立

てて土地を造成し、埋立地の所有権を取得する権利を喪失することになり、Yによって既に行われた埋立ては法的根拠を失って違法となり、Yは原状回復義務を負う。竣功の有無にかかわらず、Yは原状回復義務を負うから、埋立工事の竣功の有無や原状回復の可能性の有無を検討するまでもなく、埋立承認処分の取消請求について訴えの利益は存する。

② 出訴期間経過の有無について（主位的請求）

取消訴訟の出訴期間は処分の日から1年と定められているところ、本件主位的請求は出訴期間経過後に訴訟提起されたものであるから不適法である。

③ 埋立変更承認処分の処分性の有無について（予備的請求）

山口県知事は、埋立変更承認をするに当たって、留意事項に基づき行ったところ、この留意事項は公有水面埋立法施行令30条によって準用される同施行令6条に基づいて、埋立変更承認処分に付された負担であると解されるが、埋立地の用途及び利用計画自体を規制したり、環境保全に関して何らかの義務付けをすることを内容とするものではなく、留意事項自体が事実上の利益又は反射的利益を超えた、個人の権利ないし法律上の利益に直接の影響を及ぼす法的効果を有するとはいえないから、留意事項に基づく承認に処分性は認められず、予備的請求は不適法である。

本判決は、Yが行う埋立ての承認の効力が消滅したとしても、Yは原状回復義務を負わないとした1審判決を取り消し、Yは原状回復義務を負うとしてX₁らの訴えの利益を認めた上で、改めて出訴期間を経過しているなどとしてX₁らの訴えを却下した（上告・上告受理申立て）。

(3) 駐留軍用地関係

辺野古環境影響評価手続やり直し義務確認等請求事件（那覇地裁平成21年（行ウ）第10号，同（ワ）第1467号，平成25年2月20日判決）

本件は、米軍普天間飛行場の移設・返還に伴う代替施設を名護市辺野古沿岸域に設置するに当たり、公有水面埋立工事を行うため、沖縄防衛局長が実施している環境影響評価法（以下「法」という。）に基づく環境影響評価手続について、法8条1項及び18条1項に基づき意見を陳述する権利ないし法的に保護された利益（以下「意見陳述権等」という。）を有すると主張するX₁（原告）らが、同環境影響評価手続は、X₁らの意見陳述権等を侵害し、違法であるとして、Y（国、被告）に対し、環境影響評価手続をやり直す義務等の確認及び精神的苦痛に対する慰謝料約297万円の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示をし、X₁らの請求を却下及び棄却した。

①（本件各やり直し義務等の確認の訴えについて）法及び条例は、方法書等に対し、住民意見を陳述等する機会を設けているが、法及び条例は、一般人に対して公法上の権利としての意見陳述権を創設的に規定したということとはできず、事業者に対し、住民意見の扱いに係る公法上の義務を課しているものにすぎない。

したがって、 X_1 らは意見陳述する主観的な権利又は法的地位を有さないため、 X_1 らの本件各確認の訴えは、確認の利益がない。

②（Yの損害賠償義務の有無について）Yの公務員は、 X_1 らのいう意見陳述権を保護すべき職務上の法的義務を負わないため、 X_1 らの損害賠償請求に理由はない（控訴）。

(4) 諫早関係

諫早湾干拓地潮受堤防北部及び南部各排水門開放差止仮処分事件（長崎地裁平成23年（三）第36号、平成24年（三）第5号、同第27号、平成25年11月12日決定）

本件は、国営諫早湾土地改良事業（以下「本件事業」という。）としての土地干拓事業において、諫早湾干拓地潮受堤防（以下「潮受堤防」という。）が諫早湾の奥部を締め切る形で築造され、締め切られた内部は海水が淡水化され調整池とされたところ、諫早湾付近の新旧干拓地の農業者、漁業者、一般住民等である X_1 （債権者）らが、所有権、賃借権、漁業行使権、人格権・環境権・自然享有権に基づく妨害予防請求として、Y（国、債権者）に対し、調整池から諫早湾海域への排水を行う場合を除き、4方法（制限開門であるケース3-2開門及びケース3-1開門、全開門であるケース1開門、段階的に制限開門から全開門をするケース2開門）による開門及びそれ以外の方法による開門をしないことを求めたものである。

本決定は、要旨以下のとおり判示して、 X_1 らの一部についてその申立ての一部を認容した。

①（ケース3-2開門、ケース1開門、ケース3-1開門の差止請求を認容すべき違法性について）農業者らは、開門がされれば、調整池が塩水化するため、新旧干拓地における農業用水の水源を喪失し、農業を行うことができなくなる高度の蓋然性があり、所有権及び賃借権に基づく使用収益につき妨害のおそれがある。新干拓地を所有し、その一部の土地を賃貸して賃料収入を得ている者は、開門がされれば、当該賃料収入を失う高度の蓋然性があり、所有権に基づく賃料収受につき妨害のおそれがある。漁業者らは、開門がされれば、漁業につき相当大きな漁業被害が発生し、これにより、諫早湾内において漁業を行うことができなくなる高度の蓋然性があり、漁業行使権に基づく漁業につき妨害のおそれがある。一般住民らの一部は、ケース1開門及びケース3-1開門がされれば、居住地が湛水する被害を受ける高度の蓋然性があり、平穩に日常生活を営むという人格的利益が侵害される被害を受けるおそれがある（ケース3-2開門については、人格的利益が侵害される被害を受けるおそれがあるとは認められない。）。これに対し、上記被害の発生を防止するための事前対策は、Yがこれを行う蓋然性が高いとは認められない。なお、ケース2開門は、申立ての利益を欠き、不適法である。

②（開門をすることの公共性・公益上の必要性について）開門差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害の

程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきである。X₁らの上記被害の程度との間で比較検討すべき「開門をすることの公共性ないし公益上の必要性の内容と程度」については、開門がされれば、諫早湾及び有明海の漁場環境が改善する可能性はあるが、その可能性は低いものととどまり、また、開門による開門調査を実施し調査結果を公表することは、一定程度公共性ないし公益上の必要性があるといえるが、その程度は高いとはいえない。したがって、一部の債権者との関係で、差止請求を認容すべき違法性があるというべきである。

参事官

法務省組織令第12条

重要事件の処理及び指導

原子力発電所等の安全性に関する事件、戦後処理に関する事件、医療・薬害に関する事件等、国の政治、行政、経済等の根幹に重大な影響を及ぼす重要大型事件を処理するとともに国の行政機関の情報公開に関する訴訟等の訴訟追行の指導に当たった。

（業務の実施状況）

1 職員の安全保持及び保健関係

- (1) 職員の安全管理、健康管理に関する施策を充実し、安全意識の高揚、健康の保持増進を図り、公務能率の向上に資することを目的に、人事院・総務省主唱、法務省主催による「国家公務員安全週間」（7月1日～7日）及び「国家公務員健康週間」（10月1日～7日）を実施した。
- (2) 本省職員を対象とした一般定期健康診断（1月22日、9月24日～30日、11月25、26日）並びに人事院規則10-4別表第3に掲げる業務に従事する本省職員を対象とした特別定期健康診断及びVDT作業に従事する本省職員を対象とした健康診断（1月22日、6月24日）を実施した。
- (3) 本省職員及びその配偶者の受診希望者を対象とした人間ドックを実施した。

2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄関係

法務省における勤労者財産形成貯蓄等に関する事務を行っている。

3 恩給及び災害補償関係

平成25年中の処理件数は、次のとおりである。

- (1) 恩給
平成25年中の処理件数は、0件である。
- (2) 災害補償

療養補償	休業補償	介護補償	傷病補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	福祉事業	合計
1,866件	7件	30件	－	21件	67件	－	155件	2,146件

4 共済組合関係

法務省共済組合（以下「組合」という。）は、本部及び109支部で構成され、平成25年度末における組合員は29,596人、被扶養者は31,895人である。

組合の事業の概要は、次のとおりである。

- (1) 短期給付事業
組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業及び災害に関する給付事業であり、保健給付、休業給付等の法定給付のほか組合独自の附加給付を行っている。
- (2) 長期給付事業
組合員の退職、障害及び死亡に関する給付事業であり、退職給付（退職共済年金）、障害給付（障害共済年金又は障害一時金）及び遺族給付（遺族共済年金）を行っている。
平成25年中の処理件数は、次の表のとおりである。

退職共済年金	障害共済年金	遺族共済年金	その他	合 計
676件	30件	29件	－	735件

(3) 福祉事業

組合は、福祉事業として保健、医療、貯金、貸付、物資及び財形持家融資の各事業を行っている。

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進を目的とした、特定健康診査・特定保健指導、一般定期健康診断助成、人間ドック受診助成等の健康支援事業及び宿泊助成等の福利厚生サービスの提供を目的とした余暇支援事業を実施している。

イ 医療事業

組合員の病気やけがの治療及び健康管理を目的として、本省、検察庁等全国19か所に直営診療所を設置している。

ウ 貯金事業

団体傷害保険、団体定期保険、団体医療保険、団体年金保険等の事業を行っている。

エ 貸付事業

組合員の臨時の支出、物資購入、教育、結婚、医療、葬祭、災害及び住宅の購入等に要する費用の貸付けを行っている。

オ 物資事業

物資供給事業として、売店及び食堂等の業者への経営委託事業等を行っている。

カ 財形持家融資事業

財形貯蓄を行っている組合員に対し、持家の取得等に必要な資金を融資する事業を行っている。

司法法制部

法務省組織令第2条、第3条、第12条、第13条、第24条、第25条

司法法制部には、司法法制課及び審査監督課の2課並びに参事官が置かれており、その所掌事務は、①司法制度に関する企画及び立案、②司法試験制度に関する企画及び立案、③内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令外国語訳の推進、④法制審議会の庶務、⑤国立国会図書館支部法務図書館、⑥法務省の所掌事務に関する統計、⑦日本司法支援センター評価委員会の庶務、⑧日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。）、⑨総合法律支援、⑩法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成、⑪弁護士法第5条の認定、⑫外国法事務弁護士、⑬債権管理回収業の監督、⑭裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務である。

〈重要施策の概要〉

1 司法制度等に関する企画及び立案

平成25年には、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案の立案を行い、第183回通常国会に提出し、同会において成立し公布された。また、裁判官の配偶者同行休業に関する法律案の立案を行い、第185回通常国会に提出し、同会において成立し公布された。

2 日本司法支援センターを中核とした総合法律支援制度の推進

裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士その他の他人の法律事務を取り扱うことを業とする者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）の実施及び体制の整備に関する事項を定めた総合法律支援法が平成16年6月に公布され、これに基づき、同18年4月10日に日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が設立され、同年10月2日から全国で業務が開始された。

司法法制部では、支援センターが真に国民の要請に応える法的サービスを提供できるよう、その体制の整備を含めた総合法律支援制度の推進に努めている。平成25年においては、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（平成24年3月29日法律第6号）に基づく支援センターの被災者支援に係る各特例（代替費用の特例及び償還の猶予の特例）を延長するための支援センター業務方法書の変更認可等の事務を行った。また、12月1日に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、刑事裁判に出席した被害者参加人に国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する「被害者参加旅費等支給制度」を運用するため、総合法律支援法の改正及び支援センター業務方法書の変更認可等の事務を行った。

1 司法制度等に関する企画及び立案等

司法制度等に関する企画及び立案，法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成に関する事務をつかさどっている。

(1) 法律案の立案

ア 第183回国会（常会）において成立した法律

- ・ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（平成25年法律第16号）
判事の員数を32人増加し，裁判所の職員の員数を33人減少するもの
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（平成25年法律第33号）
刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人に対し，日本司法支援センターが旅費等を支給するもの
被害者参加人が国選被害者参加弁護士を選定するための資力要件を緩和するもの

イ 第184回国会（臨時会）において成立した法律

該当なし

ウ 第185回国会（臨時会）において成立した法律

- ・ 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（平成25年法律第91号）
職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため，裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度を設けるもの

(2) 司法制度に関する調査研究について

上記（1）の立案に伴う調査研究のほか，裁判所・裁判官制度，裁判官・検察官の処遇の改善，司法試験制度，法曹養成制度，弁護士制度，執行官制度，諸外国の司法通訳制度の現状，国際仲裁等の各制度について，調査研究を行った。

(3) 法曹人口，法曹養成制度について

ア 法曹人口については，司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において，「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされていたが，合格者数を3,000人程度とする目標は，平成22年以降も達成しておらず，法曹養成制度検討会議取りまとめ及びこれを是認した「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）において，上記目標は現実性を欠くとして事実上撤回され，当面は数値目標を立てず引き続き検討することとされた。そのため，内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において，必要な調査を行う予定である。

法科大学院修了者及び司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）合格者に受験資格が認められる新たな司法試験は，平成18年から実施された。他方，

予備試験は、平成23年から実施されている。それぞれの最近3年間の合格者数は、次のとおりである。

	平成23年	平成24年	平成25年
司法試験	2,063	2,102	2,049
予備試験	116	219	351

なお、旧司法試験は、平成23年の実施をもって終了した。

イ 法曹養成制度については、平成14年の臨時国会において、司法試験法及び裁判所法の改正がされ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）が成立した。これにより、次のとおりとされた。

(ア) 学校教育法上の専門職大学院の一つとして法科大学院を定義した上、法科大学院を新たな法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習と有機的連携の確保を図ること（連携法）。

(イ) 司法試験については、法科大学院を修了した者に受験資格を認め、試験の方法や試験科目等を改めること（司法試験法）。

(ウ) 司法修習生の修習については、その期間を1年6月から1年に短縮すること（裁判所法）。

そうしたところ、「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）に基づき、法務省において、法曹有資格者の活動領域を拡大すること並びに司法試験につき、受験回数制限を、5年以内に3回までから5年以内に5回まで緩和すること及び短答式科目を憲法、民法及び刑法に限定することが求められた。

そこで、法曹有資格者の活動領域の拡大に関し、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」を設け、その下に、日本弁護士連合会と共催で、「企業」、「国・地方自治体・福祉等」及び「海外展開」に関し、分科会を設けて、試行策の検討等を進めることとした。

また、司法試験制度について、上記の内容の司法試験法の改正作業を行った。
ウ 法科大学院は、平成25年度において、全国の73大学（定員4,261人）に開設されている。

エ 連携法において、国の責務として、法科大学院における法曹である教員の確保等のために必要な施策を講ずることと定められたことを受け、平成15年の通常国会において、裁判官及び検察官等が法科大学院における教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項などについて定めた法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律が成立し、同25年12月末現在、29名の検察官が44校の法科大学院に派遣されている。

(4) 弁護士と隣接法律専門職種との役割分担について

司法書士、弁理士等の隣接法律専門職種の活用は、利用しやすい司法制度を実現する観点から、弁護士偏在問題や弁護士の専門性を補完する重要な検討課題である。

ア 訴訟における活用

今般の司法制度改革においては、平成14年の法改正により、①所定の研修を受け、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟及び簡易裁判所の事物管轄を基準とする調停・即決和解事件の代理をすることができることとされ、②所定の研修を受け、経済産業大臣が実施する試験に合格した弁理士は、特許権等の侵害訴訟の代理をすることができることとされた。また、同17年の通常国会において、司法書士法の一部が改正され、司法書士が自ら代理人として手続に関与している事件の上訴の提起について代理ができることとされた。

また、税理士に対しても、平成13年の法改正により、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述することができることとされた。

他方、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士等の訴訟への関与については、司法制度改革審議会意見書において、将来の検討課題とされており、これらの士業者について訴訟への関与を認めるかどうか、また、司法書士、弁理士及び税理士に現在以上の権限を付与するかどうかについては、今後の各士業者の活動状況等、実情を十分見極めた上で検討する必要がある。

イ ADRにおける活用

また、今般の司法制度改革においては、隣接法律専門職種をADR（裁判外紛争解決手続）における代理人として活用することも検討され、司法制度改革推進本部は、平成16年11月26日、「今後の司法制度改革の推進について」を決定し、司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士について、一定範囲のADR代理権を付与する方向性を示した。そして、これを受けて、同17年の通常国会において、上記各士業の業法の改正が行われた。これらが施行されたことにより、上記各士業は、既に付与されているADR代理権を含め、次のADR代理権が与えられた。

(7) 司法書士

所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士は、紛争の目的の価額が簡易裁判所の事物管轄の上限（140万円）を超えない民事紛争に関する調停、あっせん、仲裁の手続について代理することができる。

(1) 弁理士

特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物に関する権利に関する事件の調停、あっせん、仲裁の手続（経済産業大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することがで

きる。

(ウ) 社会保険労務士

所定の研修を修了し、厚生労働大臣が行う試験に合格した社会保険労務士は、①個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき紛争調整委員会が行うあっせんの手続、②地方自治法に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせんの手続、③雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき紛争調整委員会が行う調停の手続、④個別労働関係紛争に関する和解の仲介の手続（厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる（ただし、④については、紛争の目的の価額が60万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）。

(エ) 土地家屋調査士

所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る和解の仲介の手続（法務大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる（ただし、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。）。

その他の隣接法律専門職種については、上記司法制度改革推進本部決定が「税理士、不動産鑑定士及び行政書士の代理人としての活用の在り方については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行後におけるこれらの隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべき課題とする」としており、今後の検討課題とされている。

(5) 弁護士問題について

ア 弁護士制度改革

(ア) 司法制度改革における弁護士法の改正

弁護士制度については、今般の司法制度改革において、平成15年及び同16年の2度にわたり弁護士法が改正され、①弁護士資格の特例の拡充・整理、②弁護士の公務就任の自由化、③弁護士の営利業務の従事に関する許可制の届出制への変更、④弁護士の報酬基準の撤廃、⑤弁護士の懲戒手続の透明化・迅速化・実効化、⑥弁護士法第72条（非弁護士による弁護士業務の禁止規定）の規制範囲に関する予測可能性の確保等の措置が講じられた。

このうち、①は、従前から存在していた弁護士資格の特例について、次のような拡充及び整理を行ったものであるが、ここで資格の要件とされた法務大臣の認定に関する事務（弁護士資格認定事務）は、司法法制部において担当している。

a 弁護士資格の特例の拡充

- ・ 司法試験合格後5年以上国会議員の職に在った者
 - ・ 司法試験合格後7年以上企業法務担当者や公務員として所定の法律関係事務に従事していた者
 - ・ 5年以上いわゆる特任検事（副検事を3年以上経験し、政令で定めた試験に合格して検事になった者）の職に在った者
- 以上の者に対して、所定の研修を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けることを要件として弁護士資格を付与する。

b 弁護士資格の特例の整理

- ・ 5年以上大学の法学の教授・助教授の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、司法試験合格、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。
- ・ 司法試験合格後5年以上簡易裁判所判事、内閣法制局参事官等の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。

(イ) 今後の課題

弁護士制度については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定、同20年3月25日改定、同21年3月31日再改定）等において、弁護士法第72条の見直し等が課題として提起されていたところ、平成22年に報告された「規制改革推進のための3か年計画等のフォローアップ結果について」（平成22年12月10日）において、措置状況として「検討を進める予定」と回答していることから、今後も、これらの事項について法改正を含めた検討・措置を求められる状況にある。

イ いわゆる F A T F 問題

平成元年のG7アルシュサミットでマネーロンダリング対策のために召集された政府間会合である金融活動作業部会（F A T F）は、マネーロンダリング対策に関する国際標準である「40の勧告」を定めているが、同13年2月から同勧告の改訂作業が進められ、同15年6月のベルリンでの全体会合において、改訂案が採択された。

改訂された「40の勧告」は、①弁護士、公証人、公認会計士等の専門職業家が、一定の取引に従事するなどした場合には、これら弁護士等に対して、金融機関同様、顧客の本人確認義務及び犯罪収益又はテロ資金供与にかかる疑わしい取引に関する情報を当局等へ届け出る義務等を課する一方、②弁護士等の守秘義務の範囲に属する事項については、疑わしい取引に関する情報を当局等へ届け出る義務を負わない旨を規定している。同勧告については、平成16年末から各国による相互審査手続が開始されており、同19年から同20年にかけて行われた第3次対日相互審査では、弁護士を含む法律専門家に対する勧告の実施について、総じて低い評価が下され、これまで数次にわたり、我が国のF A T F

勧告実施の進捗状況が報告されている。なお、同勧告は平成24年2月に「40の勧告」と「9の特別勧告」を一本化し、新「40の勧告」として改訂された。

平成19年には、同勧告の内容を実施するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律案が第166回通常国会に提出され、同年3月29日に可決成立し、同年4月1日の一部施行を経て、同20年3月1日に全面施行された。同法第8条第1項は「弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保全に相当する措置については、第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。」と規定しているものの、弁護士の疑わしい取引の届出義務については規定していない。

さらに、平成23年4月には、第3次FATF対日相互審査での指摘事項に関する議論、国内での振り込め詐欺等の被害状況等を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正が行われた。同改正法においては、特定事業者が本人特定事項を確認すべき範囲が拡大するなどの変更があり、弁護士等に関する本人特定事項の確認及び記録保存については、改正前と同様に、他の士業者の例に準じて定める（改正法第11条第1項）とされていることから、日本弁護士連合会は、同改正法に準じて依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程を改正し、平成24年12月7日、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程が日弁連臨時総会で可決された。

(6) 法教育

法教育については、法教育推進協議会（10ページ参照）及び同協議会の下に設置された法教育普及検討部会における検討を踏まえ、更なる法教育の普及・充実に向け、平成24年は、法教育懸賞論文の募集及び審査を実施した。

また、教育関係者、法曹実務家、一般市民等に法教育の重要性及びその内容を理解してもらうことにより法教育の更なる発展に資することを目的として、平成25年には北海道において法教育シンポジウムを開催した。

その他、法教育に関しては、以下の取組を行っている。

ア 各学校における法教育授業への講師派遣

イ 法の日週間記念行事「法の日フェスタ」における公開法教育授業の実施

2 法制審議会に関する事項（310～313ページ参照）

3 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進

(1) 法令の収集・整備

ア 法令整備基本データの作成

慶応3年（1867年）以来現在までに制定された法令（法律、政令、府省令、法規性のある告示等）について、その制定、改廃沿革等の法令整備基本データを作成し、法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

イ 法令の効力調査

法令の実質的な整備事業として、今日までに制定された法令のうち、終期の到来等の事由により効力を失っている法令の有無及びその事由の調査・検討並びに現在において實際上その適用される余地がほとんどなく実効性を喪失していると思われる法令についての調査を行い、その結果を法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

ウ 法令に関する照会に対する回答

本省内部部局、検察庁、法務局等のみならず、他府省、地方公共団体又は民間からの法令に関する照会（公布年月日・番号、一部改正法令の有無、それらの内容又は現在における効力の有無等）に対し、法令整備基本データ及び法令全書等により慎重に調査した上、回答を行っている。

エ 法令整備基本データの活用

法令の改廃沿革等の検索・閲覧の用に供するため、法令整備基本データを法務省共通データベースシステムや総務省の法令データ提供システム（e-Gov）に提供し、その有効利用を図っている。

(2) 法令集の編さん・刊行

ア 「現行日本法規」の編さん

現に効力のある法令を体系的に分類、編集した加除式総合法規集である「現行日本法規」の編さんを行っている。現在の編成は本文50編100巻（124冊）、索引3巻、旧法令改廃経過1巻、主要旧法令5巻、参照条文索引3巻及び法定刑一覧1巻の計113巻（137冊）となっている。

平成25年中に発行した追録は、第9992号から第10291号までの300追録92,504ページである。

イ 「法務省組織関係法令集」の編さん

法務省の組織に関する現行の法令を収録した上、各法条ごとに、その制定時から現在に至るまでの新旧条文を掲げ、その改正経過を明らかにした加除式の体裁による「法務省組織関係法令集」の追録について編さんを行った。

(3) 内外の法令及び法務に関する資料の収集・整備

社会の国際化の一層の進展に伴い、これに適切に対応する法制度を検討するためには、外国法令の収集・整備が法務行政の運営上欠くことのできない重要な業務となっている。

ア 諸外国の法制度及び法務に関する資料について、外部の専門家等に委嘱している翻訳は、次のとおりである。

欧州民事訴訟法

イ 司法法制部では、立法参考資料等として、従来から欧米諸国の法令の収集を行っており、さらに、我が国と交流の盛んな近隣アジア諸国の法令の収集にも務め、韓国法務部と法令集、判例集、統計資料等の資料交換を行っている。

平成25年は、韓国法務部及びドイツ・マックスプランク研究所に対し、次の

資料を送付した。

- ・法務年鑑（平成24年）
- ・平成24年 民事・訟務・人権統計年報Ⅰ、Ⅱ
- ・平成24年 検察統計年報
- ・平成24年 矯正統計年報Ⅰ、Ⅱ
- ・平成24年 保護統計年報
- ・平成24年 出入国管理統計年報
- ・主要法令条文別改正経過詳覧（追録）

また、現行韓国六法（追録）について、本省内部部局、所管各庁に随時配布・整備した。

ウ 他の官庁から執務上参考となる資料を受け入れ、本省内部部局及び所管各庁に配布したほか、法務図書館に引き継いで職員の利用に供した。

平成25年は、「司法修習ハンドブック」、「司法研修所論集」、「司法研究報告所」等を受け入れた。

また、最高裁判所が毎月1日と15日に発行する「裁判所時報」について、最高裁判所の許可を得て印刷し、本省内部部局及び検察庁、法務局に配布した。

(4) 資料の編さん・刊行

平成25年は、次の資料を編さん・刊行し、本省内部部局及び所管各庁等に配布した。

標 題	刊行年月	ページ数	規 格
司法法制部季報（第132号）	25. 2	83	A 4
司法法制部季報（第133号）	25. 6	72	A 4
司法法制部季報（第134号）	25.10	132	A 4
法務年鑑（平成24年）	25.11	518	A 5

ア 「司法法制部季報」は、年3回（2月、6月、10月）発行している機関誌で、司法法制部が所掌する事務のトピックや執務上参考となる情報等を取りまとめたものであり、平成25年は、第132から第134号を発行した。

イ 「法務年鑑（平成24年）」は、平成24年1月1日から12月31日までの1年間における法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。

収録内容は、第1部「総説」では、法務省全体としてどのようなところに重点を置いて業務が運営されたのか、組織の変動や所管事務、予算の規模はどのようなものであったのかを概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策や業務実施状況等について、説明の参考となる図表を用いて前年との比較を示すなどしてわかりやすく説明している。また、「付録」として、平成24

年に公布（又は発出）された法務省主管の法律、政令、省令及び訓令・通達のほか、主要な行事、主要な人事等を掲載しており、法務省の1年の動きをこの年鑑から見て取ることができる。

この年鑑は、法務省の業務運営状況を積極的に発信するとともに、法務省の施策について国民の理解を得る目的から、法務省ホームページにPDF版(注)を掲載しており、いつでも閲覧することができるようになっている。

(注) PDFの閲覧には、Adobe Readerが必要です。

ウ このほか、平成29年度に刊行する予定の「法務沿革誌第10巻」(平成24年から28年までの5か年を対象に、法務省に関連する法律、政令、省令等の公布状況、社会の耳目を集めた事件・事故及びこれらの裁判結果、主要な人事、主要な会議・会同等、法務省の所管事務に関連する事項を収録内容とするもの)について、引き続き関係記事の収集・整理に努めた。

(5) 判例の収集・整備及び判例集等の編さん・刊行

ア 判例の収集・整備

判例集等に掲載された刑事判例及び法務行政に役立つと思われる判例を収集した。

イ 判例集等の編さん・刊行

各種判例集等について、次のとおり刊行し、本省内部部局及び検察庁、法務局等に配布した。

資料名	発行巻号数	発行回数
最高裁判所判例集	66巻12号, 67巻1～5号, 66巻索引	7
高等裁判所刑事裁判速報集	平成24年版	1

(6) システムによる判例検索

図書館・判例情報システムには、昭和35年以降の刑事判例を中心にデータベース化しており、判例と図書、雑誌、法律雑誌記事とを横断して検索することも可能である。

また、同システムは、本省内LAN、検察WAN及び所管各庁とオンライン接続しており、自席のパソコン等で利用することが可能である。

(7) 日本法令の外国語訳の推進

司法制度改革推進本部は、法令外国語訳推進に関する国内外の経済界等の強い要望を受けて、「我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。今後、政府として、(中略)法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。」として、法令外国語訳の推進を政府の施策として決定した。

この法令外国語訳推進の業務は、従前、内閣官房において進められてきたが、

関係省庁連絡会議の決定により、平成21年度からは、法務省がこれを承継し、「法令用語日英標準対訳辞書」（法令の翻訳の指針となる法令用語の日英対訳を記載した辞書。以下「標準対訳辞書」という。）の充実・改訂及び機能的なホームページの設置・維持の作業を担うとともに、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項について専門的検討を行うための「日本法令外国語訳推進会議」を開催することとされた。

司法法制部は、これらを受けて、平成25年中、上記推進会議を11回開催し、標準対訳辞書について、関係府省における翻訳成果や有識者・利用者の意見等を踏まえた改訂作業を行った。

また、平成21年4月から運用を開始した「日本法令外国語訳データベースシステム」（同25年12月31日現在、翻訳法令330本を公開）を安定的に運用し、翻訳整備計画に基づく翻訳法令、その他日本法令に関する情報を広く国際的に発信しており、同システムへの国内外からのアクセス件数は、約2,564万件に上った。

4 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（182～186ページ参照）

5 法務に関する統計事務

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく各種業務統計の公表に努めた。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）主管の統計の整備、改善等に関する関係各府省等との会議に出席した。

6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行

平成25年中に刊行した統計資料は、次の表のとおりである。

資 料 名	収録期間	刊行年月	ページ数	規格	年・月刊の別
平成24年 民事・訟務・人権統計年報Ⅰ	24. 1～24.12	25. 8	208	A 4	年刊
〃 Ⅱ	24. 4～25. 3	25. 9	69	A 4	年刊
平成24年 検察統計年報	24. 1～24.12	25. 8	450	A 4	年刊
検察統計（暴力団犯罪関係）	24. 1～24.12	25. 8	56	A 4	年刊
平成24年 矯正統計年報Ⅰ	24. 1～24.12	25. 8	358	A 4	年刊
〃 Ⅱ	24. 1～24.12	25. 8	236	A 4	年刊
平成24年 保護統計年報	24. 1～24.12	25. 8	190	A 4	年刊
平成24年 出入国管理統計年報	24. 1～24.12	25. 8	173	A 4	年刊

7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務

総合法律支援に関する事務を所掌することとなった司法法制部司法法制課では、主な事務として、①日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業績評価に関する事務を行う「日本司法支援センター評価委員会」の庶務、②支援センター関連予算の要求、③国選弁護人等の報酬基準の変更等、各種大臣認可事項に

関する事務，④支援センターの組織及び業務運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策の企画・立案，⑤これらに関する関係機関等との協議・連絡調整等を行っており，平成25年は，特に，下記の事務を行った。

(1) 日本司法支援センター評価委員会に関する事項（309～310 ページ参照）

(2) 各種大臣認可に関する事項等

平成25年は，以下の法令等の策定・改正作業を行った。

ア 平成25年1月17日改正

- ・ 総合法律支援法施行令

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行によるもの

イ 平成25年1月30日改正

- ・ 総合法律支援法施行令

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の施行によるもの

ウ 平成25年3月27日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更

東日本大震災の被災者に対する各特例（立替費用の特例及び償還の猶予の特例）措置を延長するもの

エ 平成25年6月12日改正

- ・ 総合法律支援法

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「犯罪被害者等保護法」という。）の一部を改正する法律の施行によるもの

オ 平成25年11月1日改正

- ・ 総合法律支援法施行規則

犯罪被害者等保護法の一部を改正する法律の施行によるもの

カ 平成25年11月26日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更，国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更

総合法律支援法の一部改正及び犯罪被害者等保護法の一部改正によるもの

(3) 東日本大震災の被災者の法的支援体制整備について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては，多くの被災者がこれまでに経験したことがない法的紛争に直面することが予想されたことから，支援センターにおいて，被災者の生活再建が速やかに図られるよう，①関係士業との共催による電話相談，②フリーダイヤルによる相談窓口の設置，③巡回相談等を積極的に活用した被災地における民事法律扶助の実施，④被災地出張所の開設，⑤業務方法書変更による被災者を対象とした民事法律扶助の特例措置等の被災者支

援の取組を実施してきたところである。さらに、平成24年4月1日に震災特例法が施行され、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、法律相談を行い、東日本大震災に起因する紛争について、訴訟代理、書類作成等に係る援助を行う業務）を実施している。司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整、必要な予算の確保や業務方法書の変更認可等の事務を行った。

審査監督課

法務省組織令第13条、第25条

1 外国法事務弁護士に関する事務等

(1) 外国法事務弁護士となる資格の承認に関する審査事務

外国弁護士となる資格を有する者が外国法事務弁護士となるためには、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」に定めるとおり、法務大臣から外国法事務弁護士となる資格に関する承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならない。

外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「承認・指定申請の手引」に基づき、承認・指定申請手続の円滑化及び承認までの期間の短縮化に努めている。

外国法事務弁護士制度の発足以来、平成25年末までの承認及び登録に関する状況は次の表のとおりである。

なお、登録者総数のうち、平成25年中に登録を取り消した者は31人（アメリカ合衆国19人、オーストラリア7人、中国1人、ドイツ連邦共和国1人、フランス共和国1人、連合王国2人）であり、制度が発足してから平成25年末までに登録を取り消した者の総数は506人、同年末の登録者数は373人である。

原 資 格 国	承 認		登 録	
	平成25年	総 数	平成25年	総 数
アイルランド共和国	-	1	-	1
アメリカ合衆国	22	511	21	502
（アラスカ州）	-	(1)	-	(1)
（アリゾナ州）	-	(1)	-	(1)
（イリノイ州）	(1)	(15)	(1)	(15)
（オハイオ州）	-	(3)	-	(3)
（オレゴン州）	-	(2)	-	(2)
（カリフォルニア州）	(4)	(120)	(4)	(119)
（コネティカット州）	-	(2)	-	(2)

(コロンビア特別区)	(1)	(44)	(2)	(42)
(ジョージア州)	-	(6)	-	(6)
(テキサス州)	-	(6)	-	(6)
(ニュージャージー州)	-	(5)	-	(5)
(ニューヨーク州)	(11)	(247)	(10)	(244)
(ネバダ州)	-	(1)	-	(1)
(ノースカロライナ州)	(1)	(2)	(1)	(2)
(ハワイ州)	(2)	(26)	(2)	(26)
(バージニア州)	(1)	(9)	(1)	(9)
(フロリダ州)	(1)	(3)	-	(2)
(ペンシルベニア州)	-	(2)	-	(2)
(マサチューセッツ州)	-	(4)	-	(4)
(ミネソタ州)	-	(1)	-	(1)
(メリーランド州)	-	(3)	-	(3)
(ルイジアナ州)	-	(2)	-	(2)
(ワシントン州)	-	(5)	-	(3)
(カリフォルニア州+ハワイ州)(注)	-	(1)	-	(1)
イタリヤ共和国	-	2	-	2
インド	1	3	-	2
オーストラリア	4	43	6	43
(クインズランド州)	(1)	(5)	(1)	(5)
(西オーストラリア州)	(1)	(4)	(1)	(4)
(ニューサウスウェールズ州)	(2)	(25)	(2)	(25)
(ビクトリア州)	-	(7)	(2)	(7)
(首都特別地域)	-	(2)	-	(2)
オランダ王国	-	7	-	7
カナダ	1	11	1	11
(オンタリオ州)	(1)	(4)	(1)	(4)
(ブリティッシュコロンビア州)	-	(7)	-	(7)
サウジアラビア王国	-	1	-	1
シンガポール共和国	-	4	-	4
スイス連邦	1	2	-	1
スペイン	-	1	-	1
大韓民国	-	3	-	3
中国	3	50	1	47
ドイツ連邦共和国	1	16	1	16
ニューゼaland	1	5	1	5
ネパール	-	1	-	1
パラグアイ共和国	-	1	-	1
ブラジル連邦共和国	-	8	1	8
フィリピン共和国	-	2	-	2
フランス共和国	-	11	-	11
香港	-	8	-	8
連合王国	15	208	14	202
計	49人	899人	46人	879人

(注) カリフォルニア州とハワイ州を原資格国として承認した者。

(2) 特定外国法の指定に関する審査事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から特定外国法の指定を受け、かつ、外国法事務弁護士の登録に指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務を行うことができる。

外国法事務弁護士制度の発足以来、平成25年末までの特定外国法の指定及び付記に関する状況は次の表のとおりである。

指 定 法	指 定		付 記	
	平成25年	総 数	平成25年	総 数
ア メ リ カ 合 衆 国 各 州	1	173	3	168
オ ー ス ト ラ リ ア 各 州	2	11	2	11
カ ナ ダ 各 州	1	2	1	2
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	-	2	-	2
香 港	-	28	-	26
連 合 王 国	1	33	2	31
ロ シ ア 連 邦	-	1	-	1
計	5件	250件	8件	241件

(3) 承認・指定を受けた者の2年ごとの報告等に関する事務

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者については、承認を受けた日から2年ごとに、原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類並びに業務及び財産の状況に関する申告書等を、特定外国の外国弁護士となる資格を有することによって指定を受けた者は、指定を受けた日から2年ごとに、その指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を、それぞれ法務大臣に提出しなければならない。

平成25年中、承認に係る2年ごとの報告を165件、指定に係る2年ごとの報告を35件受理した。

(4) 相談

上記(1)及び(2)の外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の申請手続等に関する相談を受けるとともに、先例のないスーダン共和国、ブルガリア共和国、メキシコ合衆国を資格取得国とする外国弁護士等から相談を受けた。

(5) 外国の法制度等の調査

外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の審査に当たり、当該国における外国弁護士受入制度の有無、当該国における弁護士の資格付与及び懲戒・監督制度のほか、諸外国の弁護士法制その他の法制度等に関する調査を行った。

(6) 国際機関等に対する対応

各国における外国弁護士への受入れについては、世界貿易機関（WTO）等で協議、検討されている。

平成22年11月に包括的経済連携に関する閣僚委員会が「包括的経済連携に関する基本方針」を発表し、我が国がアジア太平洋地域内の二国間EPA、広域経済連携等の積極的な推進に向け主導的な役割を果たすことを表明するなど、WTO交渉のみならず、アジア太平洋地域内の二国間及び多国間交渉や同地域外の主要国等との交渉が重要視される中で、特にサービス貿易の分野における対応に当たっては、外国弁護士受入制度（外国法事務弁護士制度）に関する国際的な議論の動向を注視しつつ我が国の立場や意見を述べるとともに、交渉等での各国からの意見・要望に対しても、関係機関との協議・検討の上、対応した。

(7) 弁護士資格認定に関する事務

平成16年4月1日に改正弁護士法が施行され、司法修習を終えていなくても弁護士となる資格の特例の対象が広げられ、①司法修習生となる資格を得た後に、簡易裁判所判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等、弁護士法第5条第1号に列举された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者、②司法修習生となる資格を得た後に、自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第5条第2号に列举された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上になる者、③検察庁法第18条第3項に規定する考試を経て任命された検事（いわゆる特任検事）の職に在った期間が通算して5年以上となる者等については、法務省令で定める法人が実施する研修であって、法務大臣の指定するものの課程を修了して同大臣の認定を受ければ、弁護士となる資格を有することとなった。

弁護士となる資格の認定等に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「認定申請の手引」に基づき、認定申請手続の円滑化に努めている。また、法務大臣が指定する研修の受講を求められた方に対し、受講準備に資する情報の提供等を目的として事前説明会を実施するなどの対応を行った。

平成25年度研修に係る申請者は、20人で、そのうち4人から申請取下げの申出があり、最終審査した結果、16人について認定した。

認定者の内訳は、以下のとおり。

公務員経験者	6人
企業法務経験者	2人
特任検事経験者	4人
大学教授等経験者	4人

2 債権管理回収業の監督に関する事務

金融機関の有する貸付債権等の特定金銭債権の処理という喫緊の政策課題を実現するため、弁護士法の特例として法務大臣の許可した債権回収会社が業として特定

金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行いその業務の適正な運営の確保を図ることにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とした債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号、以下「法」という。）が同10年10月16日に公布され、同法施行令（同11年政令第14号）及び同法施行規則（同11年法務省令第4号）とともに同11年2月1日に施行された。

また、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等に鑑み、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、併せて債権回収会社の業務に関する規制を緩和することを内容とした同法の一部を改正する法律（同13年法律第56号）が成立し、同13年6月20日に公布された。これを受けて、同年7月26日には同法施行令の一部を改正する政令（同13年政令第255号）が公布され、同法施行規則の一部を改正する省令（同13年法務省令第64号）とともに同年9月1日に施行された。

(1) 債権管理回収業の許可に関する事務

債権管理回収業を営むためには、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければならない。

債権管理回収業の許可に関する事務では、法に定められた一定の許可基準を満たしていない場合を除いて、許可をしなければならないとされている。

許可をしようとするときは、取締役等が許可基準を満たしているかどうかなどについて、警察庁長官の意見を聴くものとされており、弁護士である取締役についても、原則として、日本弁護士連合会の意見を聴くものとされている。

法が施行されてから、平成25年12月末までの営業許可に関する状況は、次の表のとおりである。

年次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		許可	不許可	
平成11年	30	27	－	1
12年	16	15	－	1
13年	23	19	－	－
14年	11	11	－	1
15年	10	11	－	－
16年	8	9	－	1
17年	7	7	－	1
18年	10	8	－	－
19年	3	5	－	－
20年	4	3	－	－
21年	1	2	－	－

22年	2	-	-	1
23年	-	2	-	-
24年	4	4	-	-
25年	-	-	-	-
合 計	129	123	-	6

(2) 債権管理回収業の認可に関する事務

債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割は、いずれも法務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割の認可に関する事務では、営業の許可の基準を満たしていない場合を除いて、認可しなければならないとされている。

法が施行されてから、平成25年12月末までの認可申請に関する状況は、次の表のとおりである。

なお、これまでの間、債権管理回収業の譲渡及び譲受けの認可申請はない。

債権回収会社の合併及び分割

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		認 可	不認可	
平成11年	-	-	-	-
12年	1	1	-	-
13年	-	-	-	-
14年	1	1	-	-
15年	-	-	-	-
16年	1	1	-	-
17年	3	3	-	-
18年	-	-	-	-
19年	2	2	-	-
20年	-	-	-	-
21年	-	-	-	-
22年	2	2	-	-
23年	2	1	-	-
24年	-	1	-	-
25年	2	2	-	-
合 計	14	14	-	-

(3) 兼業の承認に関する事務

債権回収会社は、債権管理回収業及び特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって債権管理回収業に該当しないもの並びにこれらに付随する業務であって政令で定めるもの以外の業務を営むことができないが、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められる業務（以下「兼業」という。）について、法務大臣の承認を受けたときは、当該業務を営むことができるとされている。

法が施行されてから、平成25年12月末までの兼業の承認に関する状況は次の表のとおりである。

年次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		承認	不承認	
平成11年	14	13	－	－
12年	20	18	－	2
13年	34	32	－	－
14年	23	25	－	－
15年	35	32	－	－
16年	42	44	－	1
17年	41	41	－	－
18年	38	35	－	－
19年	47	50	－	－
20年	28	27	－	1
21年	27	27	－	1
22年	13	13	－	－
23年	19	19	－	－
24年	29	29	－	－
25年	39	38	－	－
合計	449	443	－	5

(4) 立入検査

立入検査は、債権回収会社の営業所等における実地の検査を通じて、その債権管理回収業務の実態を把握し、債権回収会社に対する適時適切な指導・監督を行うことによって、その業務の適正な運営を確保することを目的とするものである。

立入検査には、全ての債権回収会社を対象として計画的に実施する定期検査と、特定の債権回収会社が違法・不当な業務を行っているなどの疑いがあると認められた場合や業務改善命令を受けた場合などに随時実施する特別検査がある。

法が施行されてから、平成25年12月末までの定期検査及び特別検査に関する状

況は、次の表のとおりである。

年次	定期検査	特別検査
平成11年	2	－
12年	12	－
13年	14	－
14年	22	－
15年	29	－
16年	32	1
17年	35	－
18年	36	1
19年	41	1
20年	37	1
21年	30	8
22年	37	5
23年	30	8
24年	26	13
25年	35	7
合計	418	45

(5) 行政処分

立入検査の結果等により、検査対象会社の業務に関して違法・不当な事項が判明した場合には、当該債権回収会社に対し、業務改善命令、業務停止命令（全部又は一部）、許可の取消しをすることができるとされている。

法が施行されてから、平成25年12月末までの業務改善命令、業務停止命令及び許可の取消しに関する状況は、次の表のとおりである。

年次	業務改善命令	業務停止命令	許可の取消し
平成11年	－	－	－
12年	－	－	－
13年	－	－	－
14年	－	－	－
15年	－	－	－
16年	1	－	－
17年	－	－	－
18年	1	1	－
19年	1	－	－

20年	－	－	1
21年	6	－	－
22年	3	－	－
23年	－	－	－
24年	1	－	－
25年	－	－	－
合 計	13	1	1

(6) 相談・苦情等

債権回収会社や債権管理回収業の営業の許可を受けようとする者等から、許可申請手続、取扱債権の範囲及び兼業承認申請手続等に関する問い合わせや相談を多数受けている。また、債権回収会社による債務の弁済請求を受けた債務者等から、債権回収会社の業務に関する苦情も受け付けており、債権回収会社の業務が適正に行われていない疑いがある場合には立入検査等を実施することとしている。

3 認証ADR制度に関する事務

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)は、裁判外紛争解決手続(ADR)(注)を国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢とし、その拡充・活性化を図るため、司法制度改革の一環として、平成16年に成立し、同19年4月1日から施行された。

同法の施行に伴い開始された認証紛争解決手続の制度(以下「認証ADR制度」という。)は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続及びその他の和解の仲介手続(民間紛争解決手続)の業務を対象として、その業務の適正性を法務大臣が認証するもので、司法法制部審査監督課において担当している。

(注) ADR: Alternative Dispute Resolution

(1) 認証の審査に関する事務

民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる(法第5条)。

認証の申請がされたときは、申請に係る民間紛争解決手続の業務が法に定められた一定の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するかどうかについて審査を行っている。

法が施行されてから平成25年12月末までの民間紛争解決手続の業務の認証に関する状況は、次の表のとおりであり、平成25年においては、新たに9事業者を認証し、認証紛争解決事業者数も125事業者を超え、取り扱う紛争の分野も多様化が進み、より利用しやすい状況となった。

年次	申請件数	処分の内容	
		認 証	不 認 証
平成19年	10	7	-
20年	25	17	-
21年	37	30	-
22年	26	31	-
23年	18	24	-
24年	13	13	-
25年	4	9	-
合 計	133	131	-

(2) 変更の認証の審査に関する事務

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならないとされている。平成25年においては、1件の変更の認証処分を行った。

(3) 相 談

認証の申請に当たっては、事前に任意の申請相談を実施し、申請を予定している民間紛争解決手続の業務の具体的内容等に応じて、必要となる書類、その記載内容等について個別具体的な説明を行っている。

(4) 監督に関する事務

認証後の事業者の実態を法務大臣が的確に把握し、業務の適正な運営を確保することを目的として、認証紛争解決事業者には、事業年度ごとに必ず年1回、認証紛争解決手続の業務実態等を記載した事業報告書を提出するほか、認証を受けた内容に変更（役員等の変更等）が生じたときに、随時その変更内容を届け出ることが法律上義務付けられている。

法が施行されてから平成25年12月末までの事業報告書及び変更届出書の受理状況は、次の表のとおりである。

年次	事業報告書	変更届出書
平成19年	-	1
20年	10	22
21年	26	59
22年	63	94
23年	94	193
24年	111	175
25年	121	249

(5) 「ADR法に関する検討会」の開催

法附則第2条に基づき、同法の施行の状況を踏まえて、所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容を検討するための「ADR法に関する検討会」を平成25年2月から開催し、同年中、9回開催した（平成26年へ継続）。

(6) 広報

認証ADR制度を国民に広く周知するため、各種広報活動を行った。

ア インターネットリスティング広告の実施

トラブルに悩んでいる方が大手検索サイトで解決方法等を検索した際、検索結果画面に本制度の紹介文とリンク先が掲載される、リスティング広告を実施した（掲載期間：Yahoo!JAPAN及びGoogleにおいて平成25年2月18日から同年3月15日まで）。

イ パンフレットの作成

本制度についての説明などを記載した、ポスター及びパンフレットを作成した。

参事官

法務省組織令第12条

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案その他司法制度等に関する重要な事項についての企画及び立案を行った。

また、法制審議会、国際仲裁連絡協議会、その他弁護士問題に関する意見交換会等の協議・研究等に参画したほか、司法試験制度、法曹養成制度、裁判所・裁判官制度、検察官制度、裁判官・検察官の給与制度、弁護士制度、外国弁護士受入制度、執行官制度、サービサー制度、国際仲裁、司法通訳制度等に関する重要な事項について調査研究を行った。

この他、司法法制部における重要な施策及び経常事務の遂行に専門の見地から参画したほか、当部所管の法令の解釈等について官公署等からの照会に対し意見を述べた。

法務図書館

(国立国会図書館支部法務図書館)

組織上は、大臣官房司法法制部司法法制課の所掌事務の一部を成しているが、便宜上、これを「法務図書館」としてここに一括して記述する。

法務省組織令第24条第5号 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第3条、第20条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）

1 沿 革

法務省における図書の収集・管理業務は、その淵源を尋ねると、明治5年7月の司法省明法寮司籍課の設置に遡る。その後、約半世紀を経て、大正15年4月、時の司法大臣江木翼は、司法官の中に学業及び実務上の研さんを積もうとする気風を養成するため、司法研究制度の樹立を提言し、その事業の一環として図書館の整備を進め、昭和3年9月に至り、司法大臣官房調査課に「司法研究室」を設置、鉄筋コンクリート造り3階建ての庁舎を新築し、明治4年司法省発足以来収集した図書・資料等を収蔵することになり、ここに本格的な図書館としての態勢が整えられた。これが当館の創始に当たる。

昭和23年2月、司法省が法務庁に改組された際、司法研究室は、同庁資料統計局資料課の所管に属することになったが、同年8月、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館の支部図書館となり、これを機会に「法務図書館」と名称が改められた。

その後の機構改革により、昭和24年6月以降法務府法制意見第四局資料課、昭和27年8月以降法務大臣官房調査課、昭和33年5月以降法務大臣官房司法法制調査部調査統計課、平成13年1月以降法務省大臣官房司法法制部司法法制課の所管に属し、現在に至っている。なお、図書館施設は、平成6年8月、法務省赤れんが棟の復原改修に伴い、同棟2階及び1階に移転した。

2 図書資料の収集

(1) 図書資料数

平成25年12月末現在における収蔵図書資料数は320,996冊で、同年中における受入数は、2,297冊である。収蔵図書資料数の内訳は、次の表のとおりである。

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
法 律 関 係	113,058冊	53.9%	99,002冊	88.9%	212,060冊	66.1%
法律関係以外	96,583	46.1	12,353	11.1	108,936	33.9
計	209,641	100.0	111,355	100.0	320,996	100.0

(2) 図書資料受入数

区 分		和漢図書資料				欧文図書資料					合計
		購入	受贈	製本	計	購入	受贈	国際交換	製本	計	
図 書	平成23年	528	481	365	1,374	86	24	-	35	145	1,519
	24	712	422	919	2,053	57	19	-	114	190	2,243
	25	988	393	661	2,042	113	26	-	116	255	2,297
雑 誌 (定期 刊行物)	平成23年	67	245	-	312	32	13	13	-	58	370
	24	63	238	-	301	33	14	13	-	60	361
	25	63	319	-	382	33	44	12	-	89	471

- (注) 1 図書については冊数、雑誌については種類によった。
2 雑誌を製本したものは、図書扱いとし、図書の製本欄に含めた。

(3) 図書資料分類別受入数

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合
法律関係	1,567冊	76.7%	247冊	96.8%	1,814冊	78.9%
法律関係以外	475	23.3	8	3.2	483	21.1
計	2,042	100.0	255	100.0	2,297	100.0

3 管理業務

(1) 入館者

年 次	総 数		法務省職員		そ の 他	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成23年	18,007人	100.0%	17,448人	96.9%	559人	3.1%
24	16,581	100.0	16,009	96.6	572	3.4
25	16,064	100.0	15,487	96.4	577	3.6

(2) 貸 出

区 分	総 数		和漢図書		和漢雑誌		欧文図書		欧文雑誌	
	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数
平成25年総数	5,234	11,063	3,450	7,400	1,730	3,544	52	112	2	7
1か月平均	436	922	287	617	144	295	4	9	0	1
1日平均	21.5	45.3	14.1	30.3	7.1	14.5	0.2	0.5	0.0	0.0

(注) 1日平均数は、総数を244(開館日数)で除したものである。

4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング

法務図書館では、図書館及び展示業務に精通した司書、学芸員等の外部の専門能力を活用し、利用者に対するより迅速かつ高度なサービスの提供を目的として、平成21年4月から、図書館業務及び法務史料展示室業務の一部を民間事業者へ委託している。職員の関与する業務は、予算管理、選書、展示企画などの管理部門に限り、図書館窓口、調査検索(レファレンス)、展示案内等、施設利用者に直接関与する部分の多くを委託事業者が担当している。

5 図書館業務の電子化

法務図書館では、図書、法律文献及び判例情報を同時に横断的、複合的に検索できる「図書館・判例情報システム」を運用している。このシステムは法務省NW、検察総合情報管理システムにも接続され、情報提供先の拡充を含め、利便性・操作性の向上が図られているが、さらなる図書情報発信機能の強化、拡充及び図書館業務の効率化のため、前記システムを改良し、平成22年4月からその運用を開始している。

また、法務図書館の保有する「図書目録データ」及び「法律関係雑誌記事データ」を可能な範囲内(一般公開に適するものを抽出)でインターネットに公開し、幅広

い範囲に図書情報の提供を行っており、図書情報は平成25年12月末現在、約19万冊がデータベース化されている。

6 調査検索業務

前記システムの法律文献情報提供機能は、法務図書館において収集した雑誌及び記念論文集に掲載された法律関係記事を法律の分野ごとに分類・抽出し、事項分類、キーワード、論題名、執筆者名、雑誌名等からの検索が可能なシステムで、図書資料検索とともに利用者に対する利便性の向上を図っている。

法律文献情報は、平成25年12月末現在、約26万件がデータベース化されている。

7 国立国会図書館中央館との連絡業務

(1) 中央館・支部図書館協議会

平成25年7月22日、国立国会図書館において開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

ア 人事報告及び会議等経過

イ 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2012」に基づく平成25年度中央館年度計画」に関する取組について

ウ 国立国会図書館デジタル化資料の図書館送信について

エ 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2012」に基づく支部図書館における平成24年度計画の総括及び平成25年度計画について

オ 支部図書館におけるシステム関係事項進捗状況について

(2) 相互貸借

年次	貸出冊数	全貸出冊数中の比率(%)	借受冊数
平成23年	806	6.3	229
24	676	5.3	255
25	399	3.6	175

(3) 納本（国立国会図書館法第24条）

年次	種類	冊数
平成23年	50	741
24	44	724
25	40	721

8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営

(1) 常設展示

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、常設展示として「日本の近代化」をテーマに、「司法の近代化」、「建築の近代化」を小テーマとして、主に次のような展示を行っている。

ア 法務史料の展示

法務図書館が所蔵する貴重書を中心として「司法の近代化」を示す明治初期の法典史料（『司法職務定制』、『新律綱領』、『司法省日誌』等）、お雇い外国人に関する史料（『ボアソナード氏の日本帝国刑法草案』等）、明治初期の事件関係史料（板垣退助暗殺未遂事件の一件書類等）等の展示を行っている。

イ 建築史料の展示

「建築の近代化」をテーマに、模型・展示パネル等を利用して、赤れんが棟とその設計者であるドイツの建築家エンデとベックマンの紹介を行い、併せて赤れんが棟に使われている建築技術の展示を行っている。

ウ 法務行政の紹介

法務行政に対する国民の理解を促進するため、法務省の沿革、法務行政の説明パネル、各局制作のビデオによる業務の紹介等を行っている。

(2) 特別展示

特別展示として、平成25年は、「小原重哉と近代監獄制度」をテーマに、現在の監獄制度の礎を築き上げ、監獄制度の創始者と言われる小原重哉及び近代監獄制度の成り立ちに関する「監獄則・監獄則図式」等の史料等の展示を行った。

(3) メッセージギャラリー

日本司法支援センター（法テラス）及び裁判員制度に関する広報・啓発資料を展示している。

(4) 見学者数

平成25年の見学者数は、13,145人であった。

(5) その他

法務史料展示室は、法務省ホームページにおいて展示内容に関する情報を提供している。

なお、平成16年4月から「法務史料展示室だより」を作成しており、同25年においては、第31号から第33号まで発刊した。

Ⅱ 民 事 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第4条、
第12条、第26条～第31条 法務省組織規則第7条

（重要施策の概要）

1 登記所適正配置の実施

全国各地に分散配置されている小規模の登記所（法務局・地方法務局の支局・出張所）を整理統合して配置の適正化を図ることは、登記事務のみならず、法務局が所掌している民事法務行政全般について、国民の期待にこたえる質の高い行政サービスを推進していくための重要な政策課題である。登記所の適正配置は、昭和47年の民事行政審議会の答申に基づき進められてきたが、平成7年7月4日に新たな基準を内容とする答申を受け、現在、この基準に基づき適正配置に取り組んでいるところである。また、平成8年12月25日閣議決定（行政改革プログラム）、平成11年4月の中央省庁等改革の推進に関する方針、平成16年12月24日閣議決定（「今後の行政改革の方針」）、平成18年6月30日閣議決定（「国の行政機関の定員の純減について」）を受け、行政組織の減量・効率化の一環として、登記所の適正配置の一層の実施が求められている状況にある。平成25年12月31日現在の登記所数は428箇所（うち、支局・出張所数は378箇所）となっている。

2 電子情報処理組織による登記事務処理

登記事務を適正、迅速に処理するため、昭和63年から電子情報処理組織を用いて登記事務を処理する登記手続の特例が定められ、登記事務をコンピュータで処理するための登記簿の改製作業が完了した登記所から順次、コンピュータによる登記事務処理が行われることとなった。不動産登記及び商業・法人登記について、それぞれ、現在では全国全ての登記所でコンピュータによる登記事務処理が行われている。

なお、登記に係るオンライン申請システムについては、商業・法人登記について平成16年6月から、不動産登記について平成17年3月からそれぞれ稼動を開始し、現在では全国全ての登記所が同システムに対応している。

また、インターネットを介して登記情報を提供する登記情報提供システムについては、平成12年9月から運用を開始しており、現在では、全国全ての登記所が対象となっている。

土地及び建物に係る信託目録については、平成23年10月17日に全国全ての登記所において電子化が完了し、平成24年1月30日までに、全国全ての登記所においてオンライン申請に対応している。

さらに、平成18年度以降、地図情報システムの導入を進め、現在では、全ての登記所で同システムが稼動している。

3 地図整備の推進

登記所備付地図の整備について、従来から実施している地図混乱地域の発生原因等の実態調査及び基準点設置作業、登記所に備え付けられている地図を整備するた

めの作業を実施するとともに、平成15年6月、内閣の都市再生本部から打ち出された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、平成16年度から必要性及び緊急性の高い都市部の地図混乱地域について登記所備付地図の作成作業を重点的かつ集中的に行っている。

また、筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する筆界特定制度の運用が平成18年1月20日から開始され、順調に利用されている。同制度により、土地の筆界に関する紛争の早期解決が図られ、地図整備に寄与している。

(会 同)

中央会同

月 日	件 名	協 議 事 項
1.16・17	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について
5.28・29	法務局・地方法務局会計課長会同	法務局及び地方法務局の予算管理について
6.19・20	法務局長・地方法務局長会同	法務局及び地方法務局の管理・運営について
7.4	法務局統括監査専門官事務打合せ会	事務処理体制等について
9.27	地方法務局次長会同	局務運営等について
10.1	法務局・地方法務局首席登記官会同	登記事務における問題点について
10.2・3	法務局総務・民事行政部長会同	局務運営等について
10.8	法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同	戸籍・国籍事務における問題点について
10.24	法務局民事行政調査官事務打合せ会	事務処理体制等について
11.1	法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	局務運営・人事管理について
12.4・5	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について

〈法令立案関係〉

法 令 案 名	主管官庁	担当課・室
(法 律)		
1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法 (H25年法律61)	法務省 国土交通省	参事官室
2 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (H25年法律62)	法務省	参事官室
3 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 (H25年法律48)	法務省 外務省	参事官室
4 民法の一部を改正する法律 (H25年法律94)	法務省	参事官室
(政 令)		
1 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第2条の災害を定める政令 (H25.7.31政令231)	法務省	参事官室
2 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条第1項の特定大規模災害及びこれに対し適用すべき措置等を指定する政令 (H25.12.26政令367)	国土交通省 法務省	参事官室
(省 令)		
1 会社計算規則の一部を改正する省令 (H25.5.20法務省令16)	法務省	参事官室
2 大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令 (H25.8.15法務省令20)	法務省	民事第二課

〈大臣表彰〉

1 優良戸籍従事職員の表彰

平成25年10月23・24日の両日、共立女子学園講堂（東京都千代田区一ツ橋）において、第66回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会が開催され、席上、法務大臣から、多年戸籍事務に従事し、誠実に職務に精励した市区町村職員78名、戸籍事務の処理運営に格別の熱意と積極性を有し、その功績が特に顕著であった市区町村職員1名及び戸籍行政の運営に多大な貢献のあった市区町村長10名に対し、表彰状

が授与され、戸籍制度の充実、発展に寄与した全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会の前幹事長に感謝状が贈呈された。

2 司法書士の表彰

平成25年6月20・21日の両日、東京都内において、第76回日本司法書士会連合会定時総会が開催され、司法書士20名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

3 土地家屋調査士の表彰

平成25年6月18・19日の両日、東京都内において、第70回日本土地家屋調査士会連合会定時総会が開催され、その席上、土地家屋調査士28名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

総務課

法務省組織令第26条、第27条 法務省組織規則第7条

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

平成25年12月31日現在、全国428庁のうち421庁で民間事業者により登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）が実施されている。

民事第一課

法務省組織令第26条、第28条

1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行（平成6年12月1日）により、法務大臣の指定を受けた市区町村長は、戸籍事務をコンピュータシステムにより処理することができることになったが、平成25年1月から12月までに全国57の市区町村長が指定され、同年末までのコンピュータ化市区町村は、1,802庁となった。戸籍事務のコンピュータ処理により、事務処理の迅速適正化及び行政サービスの向上が図られている。

2 後見登記に関する事項

(1) 成年後見登記について

民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）、任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）のいわゆる成年後見関連4法が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、従来の禁治産宣告・準禁治産宣告の戸籍記載に代わる新たな公示方法として成年後見登記制度が創設され、加えて、後見登記等に関する法律第2条第1項の登記所として東京法務局が指定され、同日から運用が開始されている。

この成年後見登記については、平成16年3月から、嘱託登記を除く変更の登記等の申請及び証明書の交付請求をインターネットを利用してオンラインにより手

続をすることができるオンライン申請制度が運用され、また、平成17年1月から全国の法務局・地方法務局の本局において証明書の交付事務が取り扱われている。

(2) 成年後見に関する登記事件数

過去3か年における成年後見に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

成年後見に関する登記事件数

	平成23年	平成24年	平成25年
総事件数	105,626件	119,181件	131,538件

3 国籍事務に関する事項

(1) 最近3か年に、我が国への帰化を許可された者の数は、別表(1)のとおりである。

平成25年に帰化を許可された者を従前の国籍別で見ると、韓国・朝鮮が約50%、中国が約33%、その他が約17%となっている。

(2) 国籍取得届出事務

最近3か年に、届出により日本国籍を取得した者の数は、別表(2)のとおりである。

平成25年中に、法務大臣への届出により日本の国籍を取得した者の数は、1,030人である。届出時の国籍別で見ると、フィリピンが約60%、中国が10%となっている。

(3) 国籍離脱事務

最近3か年に、外国の国籍を有する日本国民で日本の国籍を離脱した者の数は、別表(3)のとおりである。

(4) 国籍喪失事務

最近3か年に、自己の志望により外国の国籍を取得したこと等によって日本の国籍を喪失したとして、戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、その旨の届出又は報告があった日本国籍喪失者の数は、別表(4)のとおりである。

(5) 国籍選択事務

昭和60年1月1日施行の改正国籍法において新設された日本と外国との国籍を併有する重国籍者の国籍の選択について、ホームページ等によりその周知を図っている。

別表(1)

帰化許可者数

	平成23年	平成24年	平成25年
総 数	10,359人	10,622人	8,646人
韓国・朝鮮	5,656人	5,581人	4,331人
中 国	3,259人	3,598人	2,845人
そ の 他	1,444人	1,443人	1,470人

別表(2)

国籍取得者数

平成23年	平成24年	平成25年
1,207人	1,137人	1,030人

別表(3)

国籍離脱者数

平成23年	平成24年	平成25年
168人	262人	380人

別表(4)

国籍喪失者数

平成23年	平成24年	平成25年
712人	711人	767人

民事第二課

民事第二課 法務省組織令第26条、第29条

1 不動産登記に関する事項

(1) オンライン申請の利用促進

新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日 I T 戦略本部決定）及び電子行政推進に関する基本方針（平成23年8月3日 I T 戦略本部決定）に示された指針にのっとり、平成23年度から平成25年度までの間に講ずる措置を定めた「新たなオンライン利用計画」（以下「新計画」という。）が平成23年8月3日に I T 戦略本部において決定され、この決定に伴い、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日 I T 戦略本部決定。以下「旧計画」という。）は廃止されることとされたが、新計画においても、不動産登記の申請及び不動産登記に係る登記事項証

明書等の交付請求等を始めとして、旧計画において重点手続とされていた登記関係の5手続は引き続き重点手続として位置づけられており、この重点手続については、引き続き重点的にオンライン利用の促進に努めることとされた。

平成26年度以降のオンライン申請の利用促進については、平成25年6月に新たなIT戦略として閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）及び「世界最先端IT国家創造 工程表」（同日IT総合戦略本部決定）に基づき、利便性の高い電子行政サービスの提供に係る取組として、オンライン手続の利便性向上の取組を推進していくこととされた。

なお、オンライン利用の促進を図るため、不動産登記令及び不動産登記規則の一部を改正し、添付情報が書面に記載されているときは、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により申請することを可能とする、いわゆる特例方式の運用を平成20年1月15日から行っている。

現在、オンライン申請の利用拡大のための具体的な促進策について、更に検討を進めている。

(2) 地図情報システムの運用

現在、全ての登記所において地図情報システムの運用を開始しているところ、地図情報システムが稼動する前に登記所に提出された土地所在図等の各種図面についても、平成25年3月26日をもって、全ての登記所で登録が完了した。

(3) 筆界特定制度の運用

過去3か年における筆界特定の申請件数の推移は、次の表のとおりである。

筆界特定の申請件数

	平成23年	平成24年	平成25年
申請件数	2,326件	2,439件	2,351件

(4) 不動産の表示及び権利に関する登記事件数

過去3年間における不動産の表示に関する登記事件の推移は、別表(1)のとおりである。また、過去3年間における不動産の権利に関する登記事件の推移は、別表(2)のとおりである。

別表(1)

不動産の表示に関する登記事件数

	平成23年	平成24年	平成25年
総事件数	3,466,696件	3,534,345件	3,588,632件

別表(2)

不動産の権利に関する登記事件数

	平成23年	平成24年	平成25年
総事件数	8,744,101件	9,351,695件	9,308,550件

2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(1) 司法書士試験

平成25年度司法書士試験は、7月7日に全国の各法務局及び地方法務局の所在地50か所において筆記試験を、10月15日に各法務局の所在地8か所において口述試験を、それぞれ実施した。

(2) 土地家屋調査士試験

平成25年度土地家屋調査士試験は、8月25日に全国の各法務局及び那覇地方法務局の所在地9か所において筆記試験を、11月21日に各法務局の所在地8か所において口述試験を、それぞれ実施した。

(3) 司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等の付与

司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等は、日本司法書士会連合会が実施する研修を修了した者に対して法務大臣が考査を実施し、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、平成25年にこの法務大臣の認定を受けた者は、830名（9月2日認定）であり、これまでに認定を受けた者の総数は、17,286名となっている。

(4) 土地家屋調査士に対する民間紛争解決手続の代理権等の付与

土地家屋調査士に対する土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の代理権等は、日本土地家屋調査士会連合会が実施する研修において考査が実施され、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、平成25年にこの法務大臣の認定を受けた者は、250名（10月1日認定）となった。

(5) 司法書士（法人）及び土地家屋調査士（法人）の員数

平成25年12月31日現在における司法書士及び司法書士法人の員数は別表(1)のとおりであり、過去5年間の司法書士現員数の比較は別表(3)のとおりである。

また、同日現在における土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の員数は別表(2)のとおりであり、過去5年間の土地家屋調査士現員数の比較は別表(4)のとおりである。

別表(1)

司法書士等現員数調

(平成25年12月31日現在)

区 分	司法書士 登録者数 25.1～25.12	司法書士 登録取消者数 25.1～25.12 *処理した件数	司法書士 登録者総数	司法書士法人現員数			簡裁訴訟 代理権
				25.1-12に 入会した法人	25.1-12に 退会した法人	総 数	25.12
東 京	239	126	3,650	17	9	132	2,663
横 浜	78	21	1,070	1	1	38	847
さいたま	41	26	827	2	1	14	596
千 葉	33	24	674	4	1	30	468
水 戸	17	10	318	1	1	2	196
宇 都 宮	5	5	224	0	0	1	139
前 橋	12	7	306	2	0	4	216
静 岡	27	9	482	2	0	16	309
甲 府	2	2	125	0	0	2	68
長 野	7	7	376	0	0	1	240
新 潟	12	17	293	0	0	6	184
計	473	254	8,345	29	13	246	5,926
大 阪	96	69	2,270	7	3	73	1,783
京 都	26	8	558	1	0	18	439
神 戸	42	28	1,012	4	0	19	731
奈 良	13	10	221	0	0	2	150
大 津	8	9	216	2	0	7	146
和 歌 山	6	5	167	0	0	0	97
計	191	129	4,444	14	3	119	3,346
名 古 屋	68	28	1,218	1	2	31	856
津	12	11	271	0	1	2	185
岐 阜	7	9	348	0	0	4	208
福 井	5	7	132	0	0	2	76
金 沢	10	11	193	0	0	0	139
富 山	5	2	173	1	0	2	98
計	107	68	2,335	2	3	41	1,562
広 島	25	11	509	0	0	10	398
山 口	7	8	240	0	1	2	133
岡 山	14	4	360	0	0	11	256
鳥 取	3	5	108	0	0	1	66
松 江	4	7	127	0	0	0	68
計	53	35	1,344	0	1	24	921
福 岡	46	34	907	4	3	17	713
佐 賀	5	7	114	0	0	7	73
長 崎	8	6	164	1	0	4	104
大 分	4	6	170	1	0	5	108
熊 本	11	7	326	0	1	7	238
鹿 児 島	18	8	321	0	0	5	231
宮 崎	5	2	176	0	0	3	106
那 覇	10	4	220	0	0	2	139
計	107	74	2,398	6	4	50	1,712
仙 台	15	7	311	0	0	5	224
福 島	5	7	276	1	0	2	150
山 形	2	3	155	0	0	0	94
盛 岡	10	3	162	0	0	2	85
秋 田	3	3	118	0	0	1	74
青 森	4	5	124	1	0	3	71
計	39	28	1,146	2	0	13	698
札 幌	16	7	457	1	1	6	362
函 館	5	2	51	0	0	1	25
旭 川	1	4	67	0	0	0	45
釧 路	1	5	85	0	0	1	49
計	23	18	660	1	1	8	481
高 松	3	4	169	0	0	1	120
徳 島	4	10	140	0	0	2	76
高 知	1	6	117	2	0	4	82
松 山	8	10	251	1	0	3	146
計	16	30	677	3	0	10	424
総 計	1,009	636	21,349	57	25	511	15,070

別表(2)

土地家屋調査士等現員数調

(平成25年12月31日現在)

区 分	土地家屋調査士 登録者数 25.1～25.12	土地家屋調査士 登録取消者数 25.1～25.12 *処理した件数	土地家屋調査士 登録者総数	土地家屋調査士法人現員数		
				25.1～12に 入会した法人	25.1～12に 退会した法人	総 数
東 京	38	51	1,548	3	0	33
横 浜	20	36	897	2	0	14
さいたま	26	23	874	2	0	6
千 葉	15	17	625	2	0	12
水 戸	8	16	412	1	0	5
宇 都 宮	4	8	290	0	0	1
前 橋	9	12	346	0	0	0
静 岡	7	15	606	1	0	10
甲 府	5	1	145	0	0	2
長 野	5	13	407	0	0	3
新 潟	11	13	363	0	0	2
計	148	205	6,513	11	0	88
大 阪	23	36	1,130	3	0	18
京 都	11	5	326	1	0	4
神 戸	20	12	742	0	0	6
奈 良	7	4	216	2	0	2
大 津	1	4	212	0	0	3
和 歌 山	4	6	162	0	0	1
計	66	67	2,788	6	0	34
名 古 屋	22	26	1,123	0	0	20
津	5	4	287	0	0	1
岐 阜	8	14	387	0	0	4
福 井	1	2	158	0	0	0
金 沢	5	1	173	0	0	1
富 山	5	4	158	0	0	1
計	46	51	2,286	0	0	27
広 島	8	14	468	1	0	10
山 口	5	1	243	0	1	4
岡 山	10	8	278	0	0	3
鳥 取	1	2	75	0	0	0
松 江	3	6	113	0	0	0
計	27	31	1,177	1	1	17
福 岡	23	5	691	0	0	2
佐 賀	4	4	121	0	1	2
長 崎	2	3	202	0	0	0
大 分	4	12	186	0	0	1
熊 本	3	5	285	0	0	6
鹿 児 島	7	6	308	0	0	0
宮 崎	2	6	192	0	0	1
那 覇	1	1	192	0	0	0
計	46	42	2,177	0	1	12
仙 台	3	6	287	0	0	2
福 島	5	8	286	0	0	1
山 形	1	6	187	0	0	0
盛 岡	7	7	183	0	0	1
秋 田	3	5	137	0	0	0
青 森	2	4	142	0	0	0
計	21	36	1,222	0	0	4
札 幌	9	6	307	0	0	2
函 館	1	1	58	0	0	0
旭 川	1	4	61	0	0	1
釧 路	3	6	82	0	0	0
計	14	17	508	0	0	3
高 松	4	5	209	0	0	0
徳 島	1	5	168	0	0	1
高 知	4	5	121	0	0	0
松 山	4	10	285	0	0	0
計	13	25	783	0	0	1
総 計	381	474	17,454	18	2	186

別表(3)

司法書士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成21年	19,797	1,074	704
22	20,275	1,132	654
23	20,690	1,099	684
24	20,976	1,001	715
25	21,349	1,009	636

別表(4)

土地家屋調査士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成21年	18,011	450	630
22	17,900	456	567
23	17,719	441	619
24	17,547	404	576
25	17,454	381	474

商事課

法務省組織令第26条，第30条

1 商業・法人登記に関する事項

(1) 商業・法人登記のオンライン化

平成16年6月21日から，東京法務局中野出張所及び千葉地方法務局市川支局の2庁において商業・法人登記のオンライン申請の運用を開始し，その後，平成20年末までに，全国全ての商業登記所において，オンライン申請をすることができるようになっている。

(2) 商業登記に基づく電子認証制度

商業登記に基づく電子認証制度については，平成12年10月1日に創設され，平成17年3月から，全ての商業登記所で電子証明書の発行申請の受付等の事務を取り扱っている。

(3) 商業・法人登記に関する登記事件数

過去3か年の商業・法人に関する登記事件の推移は，次の表のとおりである。

商業・法人に関する登記事件数

	平成23年	平成24年	平成25年
総事件数	1,453,888件	1,479,846件	1,453,824件

2 商事に関する事項

(1) 社債等登録機関の指定等

社債等登録法（昭和17年法律第11号）、社債等登録法施行令（同17年勅令第409号）及び社債等登録法施行規則（同17年大蔵・司法省令第1号）は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）の施行（平成20年4月1日）に伴い廃止されているが、施行日時点において登録されている社債については、経過措置により「なお効力を有する」とされている。既存の登録社債が償還を迎えるまでは、登録機関としての指定も有効となることから、当該指定を金融庁と共同で行っている。平成25年中に名称の変更又は登録事務取扱場所の移転に伴う登録機関の資格指定告示の一部改正を行ったものは1件である。

(2) 手形交換所の指定

手形法（昭和7年法律第20号）第83条及び小切手法（同8年法律第57号）第69条の規定に基づく手形交換所の指定事務を担当しているが、近年、交通の発展等による手形交換所の統廃合が行われている。

(3) 電子債権記録機関の指定等

電子記録債権法（平成19年法律第102号）、電子記録債権法施行令（同20年政令第325号）及び電子記録債権法施行規則（同20年内閣府・法務省令第4号）による電子債権記録機関の指定等を、金融庁と共同で行っている。

3 債権譲渡登記関係

(1) 債権譲渡登記について

債権者との利害を調整しながら、法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備するための「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（現行法律名：「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例法等に関する法律」）が平成10年10月1日から施行され、東京法務局民事行政部債権登録課において登記事務が取り扱われている。

この債権譲渡登記については、平成13年3月から、オンライン申請（手数料の納付については、予納制度を利用したもの）の運用がされていたが、平成16年5月から、法務省オンライン申請システムを利用するとともに、手数料の納付についても歳入金電子納付システムを利用したものに変更し、証明書の交付請求及び交付についても併せてオンライン化の運用を開始した。また、平成23年2月14日の登記・供託オンライン申請システムの運用開始に合わせて、債権譲渡登記関係手続のオンライン申請についても、同システムへの切替えを行い、同日から運用を開始した。

また、平成17年10月から、債務者が特定していない将来債権についても登記す

ることが可能となり、平成18年4月から、登記申請の際には手数料を納付すべきものとされていたところ、これに代えて登録免許税が課せられることとなった。

(2) 債権譲渡に関する登記事件数

過去3か年の債権譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

債権譲渡に関する登記事件数

	平成23年	平成24年	平成25年
総事件数	37,622件	38,020件	30,382件

4 動産譲渡登記関係

- (1) 動産を活用した企業の資金調達の一環を図るため、法人がする動産の譲渡につき登記によってその譲渡を公示することができることとする動産譲渡登記制度が、動産の譲渡の対抗要件に関する民法の特例として創設された。その登記手続等を定めた「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第148号）」による改正後の「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例法等に関する法律」が、平成17年10月3日から施行され、東京法務局民事行政部動産登録課において動産譲渡登記事務が取り扱われている。

この動産譲渡登記制度については、制度発足当初から、法務省オンライン申請システムと連携することにより、オンライン申請の運用がされている。

(2) 動産譲渡に関する登記事件数

過去3か年の動産譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

動産譲渡に関する登記事件数

	平成23年	平成24年	平成25年
総事件数	3,611件	3,710件	4,035件

5 供託事務関係

供託規則の一部を改正する省令（平成18年法務省令第3号）が平成18年2月20日から施行され、同日から全国の供託所においてオンラインによる供託手続が可能となった。

また、オンラインによる供託手続について、平成24年1月10日の法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えに併せて、供託規則の一部を改正する省令（平成23年法務省令第37号）が施行され、同日から登記・供託オンライン申請システムによる運用を開始した。

6 非訟事件等に関する事項

会社法（平成17年法律第86号）に基づく法務大臣の権限を行う職員の指定事務を

担当している。

民事法制管理官・参事官

法務省組織令第12条，第31条

民事法制管理官及び各参事官は、法制審議会の各部会において、それぞれ調査審議に関与し、同部会等の開催に先立ち議案の立案及び細部にわたる基礎的調査、検討を行った。その主な活動は、次のとおりである。

1 民法・商法関係

民法関係では、平成21年10月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（債権関係）部会が設置され、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成25年2月、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の取りまとめが行われた。

また、平成24年9月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会被災関連借地借家・建物区分所有法制部会が設置され、罹災都市借地借家臨時処理法及び被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しについての審議が進められ、平成25年1月、「罹災都市借地借家臨時処理法の見直しに関する要綱案」及び「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案」及び「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を立案し、第183回国会（平成25年通常国会）に提出した。両法案は、同年6月19日に成立し、同月26日に公布された（平成25年法律第61号，同第62号）。

商法関係では、平成22年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制部会が設置され、会社法制の見直しについての審議が進められ、平成24年8月、「会社法制の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年9月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第185回国会（平成25年臨時国会）に提出したが、審議未了により継続審議となった。

2 民事手続法関係

民事手続法関係では、法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会における審議を経て取りまとめられ、平成24年2月に同審議会総会での審議を経て法務大臣に答申された「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）』を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱」に基づき、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律案」を立案し、第180回国会（平成24年通常国会）に提出したが、審議未了により廃案となったため、同法案を第183回国会（平成25年通常国会）に提出した。同法案は、同年6月12日に成立し、同月19日に公布された（平成25年法律第48号）。

また、平成25年9月4日に最高裁判所大法廷により、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分が違憲であると判断されたことを受け、同部分を削除することを内容とする「民法の一部を改正する法律案」を第185回国会（平成25年臨時国会）に提出した。同法案は、同年12月5日に成立し、同月11日に公布された（平成25年法律第94号）。

Ⅲ 刑 事 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第5条、
第12条、第32条～第37条、法務省組織規則第8条

〈重要施策の概要〉

立法作業の促進

1 刑の一部の執行猶予制度の導入及び保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備

犯罪者の再犯防止及び改善更生を目的とする刑の一部の執行猶予制度の導入及び保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加えることを内容とする「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」は平成24年11月16日、第181回臨時国会における衆議院の解散に伴い廃案となったが、平成25年3月22日、第183回通常国会に再提出し、同年6月13日に成立し、同月19日に公布された（平成25年法律第49号、同第50号）。

2 犯罪被害者等の保護・支援に関する法整備

平成23年3月25日閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画に、被害者の刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（犯罪被害者等基本法第18条関係）として、①被害者参加人への旅費等の支給に関する検討、②被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討等が盛り込まれていたところ、これらの施策を実現するため、平成25年3月15日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部改正法案」を第183回通常国会に提出し、同年6月5日成立し、同月12日に公布され（平成25年法律第33号）、同年12月1日施行された。

3 自動車運転による死傷事犯に対する罰則整備

近時、自動車運転による死傷事犯数は減少傾向にあるとはいえ、依然として飲酒運転や無免許運転など悪質・危険な運転行為による死傷事犯が少なからず発生しており、このような悪質・危険な運転行為による死傷事犯であっても、現行の危険運転致死傷罪に該当せず自動車運転過失致死傷罪が適用された事件などを契機として、これらの罰則の見直しを求める意見が見られるようになった。

そこで、このような状況を踏まえ、事案の実態に即した対処をするため、平成24年9月7日、法制審議会に対し、自動車運転による死傷事犯の事案の実態に即した罰則の在り方に関する諮問を行い、平成25年3月15日、同審議会から法務大臣に対し、要綱のとおり法整備をするのが相当である旨の答申がなされた。

平成25年4月12日、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する罰則の新設等を内容とする「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案」を第183回通常国会に提出し、衆議院において審議されたが同国会閉会に伴い継続審議となり、第185回臨時国会において審議され、同年11月20日に成立し、同月27日に公布された。（平成25年法律第86号）。

4 少年法等の整備

平成25年2月8日、法制審議会から少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大することや、少年法第51条第2項の規定によりいわゆる無期刑の緩和刑として言い渡される有期刑の上限を引き上げるとともに、少年法第52条の規定により言い渡される不定期刑の短期と長期の上限を引き上げることなどを内容とする少年法の一部改正について答申を得た。同年12月現在、同審議会から得た答申に基づき、少年法の一部を改正する法律案を国会に提出すべく準備を進めている。

5 裁判員法の整備

法律施行後3年後の検討を定めた裁判員法附則第9条に鑑み、平成25年10月15日、法制審議会に対して、①長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外、②重大な災害時における裁判員となることについての辞退事由の追加、③非常災害時において呼び出すべき裁判員候補者等から除外する措置の追加、④裁判員等選任手続における被害者を特定させることとなる事項の取扱いを内容とする要綱（骨子）について諮問を行った。同年12月現在、同審議会に設けられた刑事法（裁判員制度関係）部会において審議が行われている。

6 時代に即した新たな刑事司法制度の在り方の検討

時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、平成23年5月18日、法制審議会に対し、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方に関する諮問を行い、現在、同審議会に設けられた新時代の刑事司法制度特別部会において審議が行われている。

〈主な会同〉

月 日	会同名	協 議 事 項
2.20・21	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
3.7	副検事会同	交通事件及び最近における副検事が関与した事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応
6.4	検察庁会計課長会同	予算執行にあたり、担当課長として考慮すべき事項
6.13	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
9.10・11	平成25年度検察官・国税査察官合同中央協議会	査察事件処理上の諸問題
9.26	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
10.10	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
10.10・11	検務実務家ブロック会同（大阪、仙台、札幌高検管内）	検察総合情報管理システムによる事務の運用について
10.23・24	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
10.31 ～11.1	検務実務家ブロック会同（東京、福岡高検管内）	検察総合情報管理システムによる事務の運用について
11.13・14	検務実務家ブロック会同（名古屋、広島、高松高検管内）	検察総合情報管理システムによる事務の運用について
11.29	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項

(主な審議法案)

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
1月23日	特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案及び特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	消費者庁	刑事課
2月1日	大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令案	総務省	総務課
2月4日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令	厚生労働省	公安課
2月5日	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
2月12日	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	農林水産省	国際課
2月13日	健康保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月14日	株式会社海外需要開拓支援機構法案	経済産業省	刑事課
2月15日	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案	①法務省 ②外務省	刑事法制管理官室
2月18日	地方公共団体情報システム機構法案	総務省	総務課
2月18日	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令案	警察庁	刑事課
2月18日	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月18日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
2月19日	気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月20日	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正等に関する特別措置法案	公正取引委員会	刑事課
2月22日	港湾法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月26日	道路法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月28日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
3月5日	中小企業基本法等の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
3月7日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
3月8日	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
3月14日	総合特別区域法の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
3月15日	道路交通法の一部を改正する法律案	警察庁	刑事課
3月18日	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	①環境省 ②経済産業省	刑事課
3月18日	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案	消費者庁	刑事法制管理官室

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
3月19日	電気事業法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
3月19日	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案	①国土交通省 ②海上保安庁	公安課
3月21日	放射線物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案	環境省	刑事課
3月21日	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
3月21日	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
3月22日	水防法及び河川法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
3月22日	食品表示法案	消費者庁	刑事法制管理官室
3月26日	災害対策基本法の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
4月2日	金融商取引法等の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
4月4日	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
4月5日	航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
4月9日	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
4月10日	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する法令案	水産庁	刑事課
4月19日	鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める政令案等	厚生労働省	公安課
4月23日	生活保護法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
4月26日	生活困窮者自立支援法案	厚生労働省	公安課
5月8日	再生医療等の安全性の確保等に関する法律案	厚生労働省	公安課
5月8日	薬事法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
6月10日	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
7月17日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
8月2日	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令案	厚生労働省	公安課
8月5日	麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案	厚生労働省	公安課
8月20日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
9月11日	スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の施行期日を定める政令案等	文部科学省	公安課
9月20日	産業競争力強化法案	経済産業省	刑事課
9月20日	会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法務省	刑事法制管理官室

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
9月20日	少年院法案、少年鑑別所法案及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法務省	刑事法制管理官室
9月30日	生活困窮者自立支援法案	厚生労働省	公安課
9月30日	生活保護法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
9月30日	特定秘密の保護に関する法律案	内閣官房	公安課
10月2日	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案	国土交通省	公安課
10月8日	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令案及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
10月8日	農業の構造改革を推進するための関係法律の整備等に関する法律案及び農地中間管理事業の推進に関する法律案	農林水産省	国際課
10月16日	国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案	外務省	公安課
10月21日	消防法施行令の一部を改正する政令案	消防庁	総務課
10月21日	都市開発法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
10月24日	国家戦略特別区域法案	内閣官房	刑事法制管理官室
10月28日	国家公務員法等の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
11月6日	薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
11月12日	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令案及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令案	国土交通省	公安課
11月25日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
11月26日	検疫法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
11月26日	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
12月16日	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	金融庁	刑事課

1 組織関係

(1) 検察庁事務章程の改正

平成25年法務省訓令第3号をもって検察庁事務章程の一部が改正され、同年5月16日から施行された。これは、地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁における捜査・公判体制及び広報体制の充実強化を図るため、統括捜査官5及び検察広報官3を増設することについて所要の改正を行ったものである。

(2) 統括捜査官の配置に関する規程の改正

平成25年法務省刑総訓第11号をもって統括捜査官の配置に関する規程の一部が改正され、同年5月16日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、東京地方検察庁立川支部ほか4の地方検察庁支部の統括捜査官各1を増設することについて所要の改正を行ったものである。

2 検務事務関係

(1) 検察庁における全国統一の情報処理システムである検察総合情報管理システムの運用に伴う検務関係事務規程の改正

検察庁における全国統一の情報処理システムである検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）の運用に伴い、事件事務、執行事務、徴取事務、記録事務の管理について、従来の帳簿帳票による管理から検察システムによる管理を本則とする取扱いに改め、検務関係事務規程における「係事務官」を「担当事務官」に改め、事件事務、執行事務、徴取事務、記録事務における特別取扱いの手続をそれぞれ一本化する改正を行ったものである。

また、証拠品の受入事務の取扱手続の一部を検察システムによる管理とする証拠品事務規程の改正及び刑事参考記録の指定の解除手続等を新設する記録事務規程等の改正を行ったものである。

(2) 報告事務の省力化のための刑事関係報告規程の一部改正

刑事関係報告規程により報告を求めている被疑者補償事件の報告に関し、同報告事務の省力化のため、補償をする裁定をしたものに限り報告をすることとする改正を行ったものである。

3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係

平成25年中における訟務部門及び原因庁から係属通知があった検察庁に関する国家賠償請求事件は35件であり、請求原因の主なものは、捜査の違法、告訴・告発不受理の違法、公訴提起の違法である。また、同年中に判決言渡し及び決定があった事件は96件（国勝訴90件、国一部敗訴5件、和解1件）、完結した事件は59件（国勝訴50件、国一部敗訴4件、和解1件、訴え取下げ4件）となっている。

4 検察審査会関係

平成25年中における検察審査会関係の活動状況は、次の表のとおりである。

(1) 全国検察審査会における事件の受理・処理状況

区 分	平成25年
受 理	2,705
旧 受	758
新 受	1,947
申立てによるもの	1,899
職権によるもの	48
処 理	1,968
起訴相当・不起訴不当	78
不起訴相当	1,658
その他（審査打ち切り，申立却下，移送）	232
未 済	737

(注) 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

(2) 起訴相当・不起訴不当の議決があった事件の事後措置

区 分	平成25年
起 訴	16
不 起 訴 維 持	106
合 計	122

(注) 1 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。
2 本表は、起訴相当・不起訴不当事件について検察庁の採った事後措置のうち、平成25年中に各検察審査会から最高裁判所に報告のあったものを計上したものである。

国際課

法務省組織令第32条，第34条

国際犯罪関係

(1) 国際捜査共助関係

我が国が平成25年中に受託した事件は76件ある。

検察庁から囑託した事件は17件ある。

(2) 逃亡犯罪人引渡関係

我が国が平成25年中に外国からの請求に基づき、犯罪人を引き渡した事例は1件ある。

また、検察庁からの請求に基づき、外国から犯罪人の引渡しを受けた事例はない。

刑事課

法務省組織令第32条，第35条

平成25年中に全国の検察庁において受理した事件の総数（通常受理人員）は1,332,918人で前年の1,417,400人と比較して、84,482人減少している。これを刑法犯、特別法犯（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（以下「道路交通法等違反」という。）、道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪種別通常受理人員

罪種	平成24年	平成25年	対前年増減
総数	1,417,400	1,332,918	△84,482
刑法犯	926,122	882,528	△43,594
特別法犯	95,278	90,454	△ 4,824
道路交通法等違反	396,000	359,936	△36,064

(注) △印は、減少を示す。

平成25年中に全国の検察庁において起訴した被疑者の総数は405,416人で、前年の443,965人と比較して、38,549人減少している。起訴及び不起訴人員を刑法犯、特別法犯及び道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪種別処理人員

罪種	平成24年		平成25年		起訴人員の 対前年増減
	起訴	不起訴	起訴	不起訴	
総数	443,965	861,137	405,416	829,093	△38,549
刑法犯	142,594	689,076	135,421	664,682	△ 7,173
特別法犯	51,809	41,941	48,722	41,039	△ 3,087
道路交通法等違反	249,562	130,120	221,273	123,372	△28,289

(注) △印は、減少を示す。

1 一般刑事事件

刑法犯の主要罪名について、前年と比較して通常受理人員の増減を見ると、大きく減少したものとして、自動車による過失致死傷（28,736人減）、窃盗（11,022人減）等が挙げられ、一方、増加したものは、傷害（291人増）等が挙げられるが、いずれも微増にとどまっている。

平成25年中の主要事件としては、いわゆる一連の第三者によるパソコン遠隔操作事件の進展、東京都三鷹市内及び千葉県市川市内等におけるストーカー殺傷事件等がある。

2 環境関係事件

平成25年中における環境関係法令違反事件の通常受理人員は8,699人で、前年より456人減少している。これを主な罪種別に見ると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の6,973人が最も多く、全体の80.2%を占め、次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の512人（全体の5.9%）となっている。

3 公務員関係事件

平成25年中における公務員犯罪の通常受理人員は21,927人で、前年の23,349人と比較して1,422人減少している。これを主な罪名別に見ると、自動車による過失致死傷の17,367人が最も多く、全体の79.2%を占め、以下、職権濫用の759人（全体の3.5%）、偽造の608人（全体の2.8%）、窃盗の390人（全体の1.8%）の順となっている。

4 選挙関係事件

平成25年は、7月21日に第23回参議院議員通常選挙が行われた。選挙後約6か月間の選挙違反事件の受理人員は、326人であり、前回の同選挙（平成22年施行）におけるほぼ同期間の受理人員と比較して270人の減少となっている。違反の内容は、買収事犯の占める割合が高く、全体の39.6%となっている。

5 財政経済関係事件

(1) 平成25年中における直接国税ほ脱事件の通常受理人員は360人で前年の280人に比較し80人（28.6%）増加している。所得税法違反は67人、法人税法違反は10人、相続税法違反は3人それぞれ増加している。これらの事件については、業種が多様化している傾向がうかがわれ、内容的にも、犯行の手段方法は外国法人を利用するなど一段と悪質巧妙化の傾向を強め、調査及び捜査に多大な困難を伴う事件が増加している。

また、平成25年中における消費税法違反事件の通常受理人員は58人となっており、前年の59人に比較し1人（1.7%）減少した。

(2) 金融関係事件について見ると、平成25年中における出資法違反事件の通常受理人員は510人であり、前年に比較して59人増加し、このうち高金利事件（第5条違反）が445人（87.3%）となっている。

(3) 特異又は重大事件としては、不動産賃貸事業を営む会社の代表取締役による法人税法違反事件（東京）、イーアクセス株式会社株をめぐる内部取引事件（東京）、セントラル総合開発株式会社株をめぐる相場操縦事件（東京）、株式会社案愚楽牧場による黒毛和種牛オーナー制度に係る預託法違反事件（東京）等がある。

6 交通関係事件

平成25年中における自動車等による業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷事件の通常受理人員は617,594人で、全刑法犯の通常受理人員の70.0%を占めており、前年の646,330人と比較して、28,736人（4.4%）減少している。

また、平成25年中における危険運転致死傷事件の通常受理人員は253人で、前年の283人と比較して30人（10.6%）減少している。同罪で公判請求した人員は204人であり、前年の213人と比較して9人（4.2%）減少している。

一方、道路交通法等違反事件の通常受理人員は、359,936人で、前年の396,000人と比較して36,064人（9.1%）減少している。

7 少年事件

(1) 検察庁の受理・処理状況

ア 平成25年の検察庁における少年事件の通常受理人員は108,312人であり、その内訳は、刑法犯が86,510人（全体の79.9%）、特別法犯が2,287人（同2.1%）である。これを前年と比較すると、総数で10,900人（9.1%）、刑法犯で9,659人（10.0%）、特別法犯で136人（5.6%）それぞれ減少している。

次に、刑法犯の罪種別構成比を見ると、窃盗が43.3%を占め、以下、過失致死

傷25.6%，横領・背任11.3%，暴行・傷害8.0%となっている。さらに，成人を含めた受理人員中に占める少年の割合をみると，総数においては8.1%，刑法犯全体では9.8%，そのうち，凶悪犯（放火，強制わいせつ・強姦，強制わいせつ致死傷・強姦致死傷，殺人，強盗，強盗致死傷・強盗強姦）では13.2%，粗暴犯（暴行・傷害，恐喝）では18.3%，窃盗犯では30.7%となっている。

イ 処理状況

平成25年中に検察官から家庭裁判所へ送致した少年事件の人員は106,341人である。なお，同年中に家庭裁判所において処分を受けた82,110人について，検察官が刑事処分相当の意見を付したものは8,574人（10.4%），少年院送致相当の意見を付したものは8,773人（10.7%），保護観察相当の意見を付したものは21,435人（26.1%），その他が43,328人（52.8%）となっているのに対し，家庭裁判所の処分は，検察官送致決定が4,463人（5.4%），少年院送致決定が5,501人（6.7%），保護観察決定が23,615人（28.8%），審判不開始・不処分決定が47,239人（57.5%），その他が1,292人（1.6%）となっている。

ウ 検察官送致後の処理状況

平成25年に少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から検察官に送致された少年事件の処理人員は6,005人である。このうち，起訴人員は，2,590人（処理総数の43.1%）であるが，その内訳は，刑法犯282人（うち，自動車による過失致死傷98人），特別法犯は2,308人（うち，道路交通法等違反2,290人）である。また，起訴人員中起訴の種類別の内訳は，公判請求276人（起訴人員の10.7%），略式命令請求2,314人（89.3%）である。

エ 刑事裁判

平成25年中に第一審で有罪の裁判を受けた少年は2,398人であるが，その内訳は，懲役・禁錮の実刑が33人，同執行猶予が66人，罰金2,299人（うち，99.4%が自動車による致死傷及び道路交通法等違反によるもの）である。

- (2) 平成25年中に検察官が受理した少年事件のうち，特異又は重大な事件としては，広島県呉市における少女に対する強盗殺人，死体遺棄等事件等がある。

公安課

法務省組織令第32条，第36条

1 公安事件

平成25年における通常受理事件人員は，199人であり，前年の通常受理人員に比べ63人減少した。近年の通常受理人員数の推移を見ると，同20年250人，同21年191人，同22年220人，同23年282人，同24年262人となっている。

平成25年中の公安関係の特異又は重大事件としては，韓国人による靖国神社侵入，放火予備事件等がある。

2 労働事件

平成25年における違法争議行為事件の通常受理人員は0人である。近年の通常受理人員数を見ると、同20年は0人、同21年は23人、同22年は0人、同23年は2人、同24年は0人となっている。

一方、平成25年における労働関係法令違反事件の通常受理人員は2,208人であり、前年に比べ149人減少した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、同20年3,000人、同21年2,588人、同22年2,256人、同23年2,109人、同24年2,357人となっている。また、同25年の人員を法令別に見ると、①労働基準法違反750人（前年比52人増）、②労働安全衛生法違反1,061人（同163人減）、③船員法違反223人（同40人減）、④鉱山保安法違反0人（増減なし）、⑤職業安定法違反126人（同37人増）、⑥労働者派遣事業法違反39人（同38人減）、⑦雇用保険法違反3人（同1人減）となっている。

3 外事関係事件

外国人関係事犯は、来日外国人による事犯が依然として高水準で推移しているが、平成25年の来日外国人被疑事件の通常受理人員は、12,635人と、前年に比べ610人（5.1%）増加している。来日外国人事犯の大半を占める出入国管理及び難民認定法違反、外国人登録法違反を除いたものを見ると、同25年は9,206人と、前年から146人（1.6%）減少している。また、罪名別で見た場合、刑法犯については、多い方から順に、窃盗罪、傷害罪、詐欺罪、文書偽造罪、横領罪となっており、特に、特別法犯については、出入国管理及び難民認定法違反が全体の約5割を占めて最も多く、次いで覚せい剤取締法違反の順となっている。

なお、同25年中における来日外国人による事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。

来日外国人による事件受理処理人員

（平成25年）

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率（%）
総数	12,635	4,825	7,054	40.6
刑法犯	6,486	2,478	3,247	43.3
特別法犯	6,149	2,347	3,807	38.1

（注）起訴率＝起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100

4 風紀関係事件

（1）売春防止法違反事件

売春防止法違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりであり、平成25年の通常受理人員を見ると、同24年と比較して、総数で13人（1.2%）減少している。態様別に見ると、勧誘等及び売春をさせる契約が増加し、それ以外は減少している。なお、事犯の態様ごとの起訴率については、勧誘等を除き、5割以上となっている。

売春防止法違反事件受理処理人員

事 犯 の 態 様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率 (%)	
	24年	25年	前年比 (%)	24年	25年	24年	25年	24年	25年
総 数	1,072	1,059	△ 1.2	597	566	429	435	58.2	56.5
勧 誘 等(5条)	223	252	13.0	52	47	161	180	24.4	20.7
周 旋 等(6条)	495	493	△ 0.4	324	331	122	138	72.6	70.6
売春をさせる契約(10条)	81	87	7.4	50	45	32	37	61.0	54.9
場所の提供条(11条)	245	205	△16.3	153	133	104	73	59.5	64.6
売春をさせる業(12条)	13	9	△30.8	12	4	0	4	100.0	50.0
その他(7～9条,13条)	15	13	△13.0	6	6	10	3	37.5	66.7

(注) 起訴率=起訴人員/(起訴人員+不起訴人員)×100

(2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件の受理・処理状況は次表のとおりである。平成25年の通常受理人員は2,331人であり、同24年と比較して126人(5.7%)増加している。また、同25年の処理状況については、起訴人員は1,391人で、同24年と比較して56人(3.9%)減少し、不起訴人員は567人で、同24年と比較して86人(17.9%)増加しているものの、起訴率は引き続き7割を超えている。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件受理処理人員

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率 (%)
平成24年	2,205	1,447	481	75.1
25年	2,331	1,391	567	71.0

(3) 女性・児童の福祉に係るある犯罪

女性・児童の福祉に係るある犯罪の受理・処理状況は、次表のとおりであり、平成25年の通常受理人員を見ると同24年と比較して総数で71人(11.1%)増加している。態様別に見ると、略取誘拐が減少したものの、それ以外については、該当がないものを除き増加している。

女性・児童の福祉に関係ある犯罪事件受理処理人員

事 犯 の 態 様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率 (%)	
	24年	25年	対前年比(%)	24年	25年	24年	25年	24年	25年
総 数	637	70.8	11.1	438	423	151	180	74.4	70.1
刑 法 犯	61	60	△ 1.6	32	25	28	28	53.3	47.2
淫行勧誘 (182条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
略取誘拐 (224条)	18	14	△22.2	6	2	11	10	35.3	16.7
営利誘拐等 (225条)	43	44	2.3	26	22	17	17	60.5	56.4
国外移送・人身売買等 (226条)	-	2	100	-	1	-	1	-	50.0
略取補助・被略取者收受 (27条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児 童 福 法 違 反	496	545	9.9	367	347	98	115	78.9	75.1
職 業 安 定 法 違 反	62	84	35.5	32	42	15	29	68.1	59.2
労 働 基 準 法 違 反	18	19	5.6	7	9	10	8	41.2	52.9

(注) 国外移送・人身売買等は、刑法第226条ないし同法226条の3の罪の合計である。

5 麻薬・覚醒剤関係事件

(1) 麻薬事件

麻薬関係法令（麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び刑法の「あへん煙に関する罪」をいう。）違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。平成25年の通常受理人員は、総数において前年に比べ478人（14.6%）増加しており、この内容を法令別に見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は354人（49.0%）増加、あへん法違反は10人（250.0%）増加、大麻取締法違反は114人（4.5%）増加、あへん煙に関する罪は該当がなかった。

(2) 覚醒剤事件

覚せい剤取締法違反事件の通常受理人員は、依然として高い水準にあり、同25年には18,577人（同24年19,008人、2.3%減少）となっている。

また、同25年の処理状況を見ると、起訴人員は14,179人で起訴率は80.6%（自動車による過失致死傷を除く刑法犯の起訴率は38.9%）となっており、厳正な処分がなされている。

麻薬・覚醒剤関係違反事件受理処理人員

法 令 名	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率 (%)	
	24年	25年	対前年比	24年	25年	24年	25年	24年	25年
麻薬関係総数	3,268	3,746	14.6	1,658	1,684	1,567	1,913	51.4	46.8
麻薬及び向精神薬取締法違反	722	1,076	49.0	346	496	373	544	48.1	47.7
あへん法違反	4	14	250.0	1	3	4	11	20.0	21.4
大麻取締法違反	2,542	2,656	4.5	1,311	1,185	1,190	1,358	52.4	46.6
あへん煙に関する罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤取締法違反	19,008	18,577	△ 2.3	15,154	14,179	3,599	3,418	80.8	80.6

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

(3) 麻薬特例法の適用状況

平成25年における業として行う不法輸入等の罪（第5条）の通常受理人員は18人で、薬物犯罪収益の没収・追徴の言渡し合計額（不真正連帯関係にある重複部分を控除した額）は、約5億2千万円であった。

6 暴力関係事件

平成4年3月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（いわゆる暴対法）が施行され、その後の同5年5月以降、数次にわたり改正が行われ、暴力団に対する取締りの強化が図られたこともあり、暴力団構成員数は近年減少傾向にあり、同25年末の構成員数は約25,600人となり、前年末に比べ約3,200人減少した。また、暴力団準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）も同じく減少傾向にあり、同25年末は約33,000人となり前年末に比べ約1,400人減少した。

このような状況の下、平成25年中の銃器発砲事件は40件発生（前年比12件、42.9%増加）し、同事件による死傷者数は8人（前年比8人、50%減少）となっているところ、拳銃の押収丁数については、長期的には減少傾向にあり、同25年は471丁で前年に比べ98丁増加した。このうち暴力団構成員等からのものは、拳銃74丁（前年比21丁、22.1%減少）、となっており、同17年以降、暴力団構成員等以外の者からの拳銃押収丁数が、暴力団構成員等からの押収丁数を上回っている。

刑事法制管理官

法務省組織令第32条、第37条

1 刑の一部の執行猶予制度の導入及び保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備

平成23年11月4日、犯罪者の再犯防止及び改善更生を目的とする刑の一部の執行猶予制度の導入及び保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加えることを内容とする「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」を第179回臨時国会に提出したものの、平成24年11月16日、第181回臨時国会における衆議院の解散に伴い廃案となったが、平成25年3月22日、第183回通常国会に再提出し、同年6月13日に成立し、同月19日に公布された（平成25年法律第49号、同50号）。

刑の一部の執行猶予制度は、現行制度の下で懲役又は禁錮を言い渡す場合、刑期全部の実刑か刑期全部の執行猶予かという2つの選択肢以外にないところ、犯罪者の再犯防止を図るためには、刑務所に服役させるのみではなく、それに引き続き一定期間社会内において改善更生を図ることが有効であると考えられることから、施設内処遇の実施後必要かつ十分な期間の社会内処遇を行うことを内容とする刑の言

渡しを選択肢を新たに設け、犯罪者の再犯防止・改善更生を図ろうとするものである。

刑の一部の執行猶予制度には、刑法の改正によって導入する刑法上のものと「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」を制定して導入するものがあり、前者は、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者など、いわゆる初入者を対象とし、3年以下の懲役又は禁錮の言渡しをする場合に、刑の一部の執行を猶予することができることとし、その猶予の期間中、保護観察に付することを可能とするものである。これに対し、後者は、薬物使用等の罪を繰り返す者については、刑事施設内において薬物への傾向性を改善する処遇が実施された後、これに引き続き、社会内において施設内処遇の効果を維持・強化することが、再犯防止のためにとりわけ重要であるといえることに鑑み、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」を制定し、刑法上の刑の一部執行猶予の対象者である初入者に当たらない者であっても、刑の一部執行猶予を言い渡すことができることとするともに、その猶予の期間中、必要的に保護観察に付し、再犯防止・改善更生を図るものである。

両法律の施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているが、更生保護法について社会貢献活動を特別遵守事項に加える改正等については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

2 犯罪被害者等の保護・支援に関する法整備

平成23年3月25日閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画に、被害者の刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（犯罪被害者等基本法第18条関係）として、①被害者参加人への旅費等の支給に関する検討、②被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討等が盛り込まれた。これらの施策を実現するため、公判期日等に出席した被害者参加人に対し旅費等を支給する制度を導入するほか、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件を緩和するべく、関係各省庁等とも協議しつつ法案の立案作業を進め、平成25年3月15日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部改正法案」を第183回通常国会に提出し、同年6月5日成立し、同月12日に公布され（平成25年法律第33号）、同年12月1日施行された。

被害者参加人のための旅費等支給制度は、被害者参加制度を利用して公判期日又は公判準備（以下「公判期日等」という。）に出席する被害者参加人の経済的負担を軽減するためのものであり、公判期日等に出席した被害者参加人が、裁判所を経由して請求書等を日本司法支援センターに提出し、同センターから被害者参加旅費等の支払を受けられるというものである。

また、被害者参加人が国選被害者参加弁護士の選定を請求するためには、その資

力から療養費等の額を控除した額が基準額に満たないものであるとの要件を満たす必要があるところ、被害者参加制度を利用する被害者参加人の経済的負担を軽減するため、その要件について「療養費等の額」につき、請求の日から3月以内に支出することとなると認められるものを6月以内に支出することとなると認められるものに増額するとともに、「基準額に」についても、その算定の基礎となる必要生計費を勘案すべき期間が3月間から6月間に延長された。

3 自動車運転による死傷事犯に対する罰則整備

近時、自動車運転による死傷事犯数は減少傾向にあるとはいえ、依然として飲酒運転や無免許運転など悪質・危険な運転行為による死傷事犯が少なからず発生しており、このような悪質・危険な運転行為による死傷事犯であっても、現行の危険運転致死傷罪に該当せず自動車運転過失致死傷罪が適用された事件などを契機として、これらの罰則の見直しを求める意見が見られるようになった。

そこで、このような状況を踏まえ、事案の実態に即した対処をするため、平成24年9月7日、法制審議会に対し、自動車運転による死傷事犯の事案の実態に即した罰則の在り方に関する諮問を行い、平成25年2月13日、刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会において危険運転致死傷罪に新たな危険運転行為を追加することなどを内容とする要綱案が取りまとめられ、同年3月15日、同審議会から法務大臣に対し、要綱のとおり法準備をするのが相当である旨の答申がなされた。

平成25年4月12日、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を整備するなど所要の罰則を整備するための「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案」を第183回通常国会に提出し、衆議院において審議されたが同国会閉会に伴い継続審議となり、第185回臨時国会において審議され、同年11月20日に成立し、同月27日に公布された（平成25年法律第86号）。

同法の概要は、

- ① 通行禁止道路を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為を危険運転行為に追加し、人を死亡させた場合は1年以上の有期懲役、負傷させた場合は15年以下の懲役とする。
- ② アルコール、薬物又は一定の病気の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させることを新たな危険運転致死傷罪とし、死亡させた場合は15年以下の懲役、負傷させた場合は12年以下の懲役とする。
- ③ アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させる

ことその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、12年以下の懲役とする。

④ 無免許運転で人を死傷させた場合の刑の加重規定を設ける。

というものである。

4 少年法等の整備

平成25年2月8日、法制審議会から少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大することや、少年法第51条第2項の規定によりいわゆる無期刑の緩和刑として言い渡される有期刑の上限を引き上げるとともに、少年法第52条の規定により言い渡される不定期刑の短期と長期の上限を引き上げることなどを内容とする少年法の一部改正について答申を得た。同年12月現在、同審議会から得た答申に基づき、少年法の一部を改正する法律案を国会に提出すべく準備を進めている。

5 裁判員法の整備

法律施行後3年後の検討を定めた裁判員法附則第9条に鑑み、平成25年10月15日、法制審議会に対して、①長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外、②重大な災害時における裁判員となることについての辞退事由の追加、③非常災害時において呼び出すべき裁判員候補者等から除外する措置の追加、④裁判員等選任手続における被害者を特定させることとなる事項の取扱いを内容とする要綱（骨子）について諮問を行った。同年12月現在、同審議会に設けられた刑事法（裁判員制度関係）部会において審議が行われている。

6 時代に即した新たな刑事司法制度の在り方の検討

時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、平成23年5月18日、法制審議会に対し、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方に関する諮問を行い、現在、同審議会に設けられた新時代の刑事司法制度特別部会において審議が行われている。

IV 矯 正 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第6条、
第12条、第38条～第42条、法務省組織規則第9条～第12条

(重要施策の概要)

1 少年矯正運営強化の推進

平成21年4月に発覚した広島少年院不適正処遇事案や、それを受けて立ち上げられた少年矯正を考える有識者会議の提言を踏まえ、再発防止のための各種対策を継続するとともに、少年矯正全体の将来設計に関する集中的な検討作業を進めた。また、少年院法及び少年鑑別所法の法案の策定作業を進めた。

まず、緊急的対策として、平成21年9月から大臣訓令により運用を開始した少年院におけるいわゆる大臣苦情申出制度については、平成25年12月末段階で延べ約700件（平成25年の申出件数は199件）の申出がなされたほか、幹部面接制度の実施により不服の早期把握の体制強化に努めている。少年鑑別所においても、平成22年3月に所長申立制度を創設し、不服等の早期把握に努めている。

また、職員に対する研修についても、少年院法案、少年鑑別所法案の周知徹底を目的として、矯正管区の担当課長並びに少年院及び少年鑑別所の首席専門官又は統括専門官を対象とした専攻科研修を始め、各地で研修を実施したほか、他施設における処遇の状況等を経験する少年院施設間交流研修、各種処遇場面における在院者の特性や問題性に応じた適切な対応力の向上をテーマとした少年施設職員処遇対応力向上研修、少年鑑別所の職員を対象とした観護処遇科研修を実施するなど、職員研修の充実に努めた。

加えて、当局において開催する各種協議会等において将来の少年矯正の制度設計等に関する協議を実施した。

さらに、社会からの要請に応え、少年院における矯正教育や、少年鑑別所の鑑別・観護処遇等の充実・強化を進める施策として、少年鑑別所においては、有用な情報の収集とその分析・検討の在り方についての見直しを進め、平成25年8月から法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の運用を開始した。また、少年院及び保護観察所との連携を強化し、再非行防止に資するための再鑑別等の効果的な実施に努めた。さらに、一部の少年鑑別所において、児童自立支援施設の長からの依頼に基づき、鑑別の専門的知識・技能を活用した支援を試行的に実施したほか観護においては、少年の健全な育成を考慮した処遇の一層の充実に図った。

2 職員不祥事根絶のための総合対策の推進

矯正組織における職員不祥事を根絶し、国民から負託された責務に全力を傾注するため、平成25年6月28日、「職員不祥事根絶のための総合対策」を策定し、具体的な施策の内容として、①矯正職員の使命感と誇りの醸成のための職務倫理規範の確立等、②不祥事の起こりにくい職場環境の構築、③職員不祥事防止のための研修制度等の改革、④非違行為の早期発見方策の具現化、⑤職員不祥事情報を活用した

再発防止措置の確立、⑥施設運営上の問題の早期発見と対応、⑦監査制度の充実強化及び⑧不適正処遇の未然防止のための措置を掲げ、職員不祥事の根絶に向けて、組織一丸となって総合対策の着実な実施に努めている。

3 組織力の充実強化

矯正局については、平成17年度の組織改編により、それまでの機能別の組織を廃止し、その管理する組織の別に合わせて改編した一方、矯正管区については、それまでの機能別の体制を維持することとされたところ、矯正管区が機能別に分かれていることにより、管下施設に対する指導監督において十分な機能が発揮できない実情が認められたほか、矯正局、矯正管区及び現場施設の組織が整合しないことで、事案によっては各組織間相互で事務が錯綜し、効率的かつ効果的な対応を阻害している状況が認められたことから、矯正管区についても、平成25年度に従来の機能別の組織を廃止し、その管理する組織の別に合わせて改編を行うとともに、東京と大阪には、成人矯正調整官及び少年矯正調整官をそれぞれ新設し、矯正管区全体の機能の充実強化を図った。

また、刑事施設については、被收容者数の急激な増加は落ち着いたものの、依然として相当数の施設が高率收容の状態にあり、加えて、処遇に時間と手数を要する被收容者の増加や矯正処遇の充実強化に伴って職員の負担が増大していることから、これらに対応するため、平成25年度においては、職員474人を増員し、定員合理化等との差し引きで17人純増したほか、民間委託等を有効に活用するとともに日常の業務について不断の見直しを行い、更なる合理化・効率化に取り組んだ。

さらに、刑事施設職員と少年施設職員の交流人事等の活発化を踏まえた高等科研修における第一部・第二部の別の緩和、中等科研修修了者の課長相当職への登用などを内容とする矯正研修体系の見直しについて、平成25年4月から本格的に実施し、組織の活性化を図るとともに、「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」に基づき設定した女性職員の職域の拡大、中・高等科研修における女性受講者数の増加、出産・育児に配慮した登用コースを女性職員に周知するなどの目標について、着実な推進を図った。

4 人権教育の推進

実務に即した行動科学的な視点を取り入れた民間プログラムによる研修等、矯正研修所における被收容者の人権に関する研修の充実強化に努めるとともに、矯正施設において、様々な処遇場面を基にした事例研究・ロールプレイング研修、犯罪被害者等に係る研修、医療関係研修及びセクシュアル・ハラスメントを含めた女性に対する暴力防止に係る研修など、自庁研修の着実な実施を図った。

5 改善指導等の充実

「刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」の基本理念の実現を目的として、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、矯正処遇の一層の充実に努め、特に、「薬物依存離脱指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」、「性犯罪再

犯防止指導」、「交通安全指導」を始めとする改善指導等の指導体制、指導方法・内容の充実化を図った。

6 社会との連携の推進

矯正処遇、特に社会復帰に向けた指導の充実のためには、関係機関や社会との連携が不可欠であることから、篤志面接委員や教誨師を始めとした各方面の有識者、「被害者の視点を取り入れた教育」における犯罪被害者やその支援団体、「薬物依存離脱指導」における自助グループ、その他臨床心理等の専門的な知識を有する民間団体関係者等との協力体制の構築を図った。

7 受刑者等の社会復帰支援の充実

刑務所出所者及び少年院出院者の再犯防止施策として、保護局及び厚生労働省と連携し行っている「刑務所出所者等総合的就労支援対策」の実施体制の充実を図ったほか、高齢や障害のため自立が困難な受刑者等を、出所後速やかに必要な福祉サービスにつなげていくことができる体制の充実を図っている。

8 医療体制の充実強化

刑事施設における医療体制については、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」において、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする旨規定されていることなどを踏まえ、医療スタッフの適正配置等について更に検討を加え、必要な見直しを行うとともに、人的・物的体制の一層の充実強化に努めた。

また、矯正医療の充実強化のため、外部有識者からなる「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」を立ち上げ、議論を経て、平成26年1月21日、法務大臣宛てに「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」が提出された。

9 女子刑事施設的环境整備・処遇の充実

女子刑事施設においては、依然として過剰・高率収容が継続し、また、女性職員の勤務環境などの課題があることを踏まえ、女子刑事施設の運営に関する課題と対策について各種の検討を進めるとともに、女子受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るため、女子刑事施設が地域の医療・福祉等の専門家の支援を得られるようにするネットワークづくりに着手した。

10 矯正行政の透明化の推進

国民から矯正行政に対する理解と支持を得るためには、国民に対する「説明責任」を十分に果たすとともに、施設運営に対する国民の参画・協働が必要であり、以下の施策を通じてその推進を図った。

- (1) 刑事施設視察委員会について、その活動は矯正の発展のために極めて重要であることから、その任務が円滑に達成できるよう配慮するとともに、同委員会の意見については、刑事施設の運営に反映させるよう努めた。
- (2) 矯正行政の役割、矯正施設の実情等について、広報を行うべき重点的内容をあらかじめ選定して計画的・戦略的な広報を展開するなど、広報活動のより一層の

活発化を図るとともに、国民に対する参観の機会の積極的な提供等により、矯正行政及びその諸施策に対する国民の理解と信頼を得るよう努めた。

- (3) 矯正行政に関連する情報の公開を推進するため、矯正管区による定期的公表、ホームページ等を通じた処遇関連情報の公表等様々な情報発信の機会を一層活用するとともに、発信する情報内容の充実を図った。また、矯正施設において不祥事故が発生した場合等の国民に対する適時適切な公表体制を堅持した。

11 PFI手法を活用した刑務所の整備・運営

地域との共生を実現し、国民に理解され、支えられる刑務所を目指すとの方針の下、民間の資金・ノウハウ等を活用したいわゆるPFI手法を活用し、刑務所の整備・運営事業を進めている。美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）及び鳥根あさひ社会復帰促進センター（鳥根県浜田市）では、施設の設計、建設のみならず、運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託し、官民協働により施設の運営をPFI事業として行っている。

また、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）及び播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）では国が建設した刑務所の運営をPFI事業として行っている。

これらのPFI手法を活用した刑務所においては、民間事業者のノウハウの活用と地域からの様々な協力を通じ、特色のある矯正処遇が展開されており、改善更生や就労支援に資することが期待されている。例えば、鳥根あさひ社会復帰促進センターでは、公益財団法人日本盲導犬協会の協力を得て、盲導犬候補の子犬（パピー）を1歳になるまで受刑者が飼育し、しつけや社会化訓練を行う「盲導犬パピー育成プログラム」や、施設外作業として、浜田市から借り受けた農業団地や地元梨園での作業など、従来の刑事施設には見られなかった矯正処遇を実施している。

なお、美祢社会復帰促進センターについては、女子収容棟等を増築するなどし、平成23年10月から収容定員が300人増加して1,300人となっている。

12 公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務の民間委託の実施

これまで構造改革特別区域制度による規制の特例措置を活用することにより幅広い業務の民間委託をPFI事業として実施してきたところであるが、平成21年5月に競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）が改正され、同法に基づく民間競争入札等の実施により、全国の刑事施設で運営業務の幅広い民間委託が可能となった。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、平成22年5月から一部の委託を開始し、平成23年1月から全業務の委託を開始している。

これらの公共サービス改革法を活用した刑事施設においても、PFI施設と同様に、民間事業者のノウハウを活用し、職業フォーラムなどの充実した就労支援や、各分野の専門家とのネットワークによる多様な教育プログラムなどを実践している。

なお、平成25年6月14日の閣議決定により改定された「公共サービス改革基本方針」において、刑事施設の運營業務については、現行の民間委託事業の実施状況を踏まえ、総務業務及び被収容者に対する給食業務について、複数の刑事施設を対象に、複数年の契約期間により、民間競争入札を実施することを検討するなどされた。当該方針を踏まえ、平成26年度から総務業務については府中刑務所及び立川拘置所で、被収容者に対する給食業務については大阪拘置所、加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所で実施することとして民間競争入札手続等を開始した。

〈会同・協議会〉

月 日	件 名	協 議 事 項
1. 11	矯正管区長等協議会	人事異動計画について
5.20～23	矯正関係予算担当課長等会同	1 行政改革・行政コスト削減に適切に対処するため、予算担当課長として考慮すべき事項 2 会計業務を巡る諸問題への対応に当たり、予算担当課長として考慮すべき事項
5. 28	矯正管区長等協議会	1 職員不祥事の防止策について 2 その他当面する諸問題について
5.30・31	刑事施設長会同	現下の諸情勢に鑑み刑事施設の管理運営上考慮すべき事項
6.24・25	少年院長会同及び少年鑑別所長会同	現下の諸情勢に鑑み少年院及び少年鑑別所運営上考慮すべき事項
9. 11	鑑別・観護処遇問題協議会	1 少年鑑別所法案の成立・施行に向けて検討すべき事項 2 「再犯防止に向けた総合対策」を踏まえた鑑別・観護処遇の充実強化 3 その他鑑別・観護業務に関する当面の問題点とその対策
9.25	少年院処遇問題協議会	1 少年院法案施行に向けた運用に関する事項 2 再犯・再非行の防止に向けた少年院における取組の充実強化 3 その他、首席専門官として努めている組織の活性化方策
9.24	被収容者処遇対策協議会	刑事収容施設法下における被収容者処遇の諸問題について
10.11	矯正管区長等協議会	1 職員不祥事根絶のための総合対策について 2 女子刑務所の運営に関する問題と対策について 3 地域社会等への社会貢献について
10.22	刑事施設分類協議会	1 効果的な処遇調査の在り方について 2 円滑な特別調整の運用に向けて工夫している事項について 3 その他、分類業務を充実させる上での問題点とその対策について
10.23	矯正医療対策協議会	1 被収容者の特性に応じた健康保持及び医療措置について 2 矯正医療体制の充実強化策について 3 その他当面する諸問題について

10.30・31	矯正管区第二部長等協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 「手錠・捕縄操法認定制度」の導入について 2 矯正局長通達「武道功労者の昇進等について」に基づく、昇進又は昇格させる規定を改正することについて 3 Y B指標受刑者を収容する少年刑務所の収容対策について 4 女子受刑者の過剰収容対策等について 5 作業に携わる監督職員の育成方策について 6 刑事施設における改善指導の実施促進に向けて検討すべき事項について
11.21・22	矯正管区第三部長等協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 新法下における矯正教育課程（案）等の在り方 2 再非行防止に向けた、対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 3 少年院及び少年鑑別所における組織・機能強化の在り方
12.5・6	矯正管区第一部長等協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 明年4月に予定されている人事異動について 2 矯正医療の充実強化策について
12.12・13	矯正管区首席管区監査官等協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 監査の充実化方策等について 2 「職員不祥事根絶のための総合対策」の実施状況等について 3 職責審査の迅速化方策等について 4 懲戒処分等を科された職員に対する指導監督の在り方等について 5 少年院・少年鑑別所の不服申立て制度の適正な運用を図るための方策について

総務課

法務省組織令第38条、第39条 法務省組織規則第9条

1 職員定員

矯正施設の職員定員は次の表のとおりである。

刑務所等

(平成25年度末)

行政職(一)	行政職(二)	公安職(一)	医療職	計
183	30	18,689	684	19,586

少年院

行政職(一)	行政職(二)	公安職(二)	医療職	計
16	13	2,344	99	2,472

少年鑑別所

行政職(一)	行政職(二)	公安職(二)	医療職	計
8	4	1,158	33	1,203

婦人補導院

公安職(二)
2

2 施設整備

矯正施設の建物については、順次整備を促進しているものの、いまだに明治時代に建築された老朽施設や、昭和30年代に建築され、建築後50年以上経過した建物を使用せざるを得ない状況にあり、これら施設の整備促進を図ることが喫緊の課題である。

また、刑務所等においては、いまだに過剰収容あるいは収容率が100パーセントに近い施設があるが、全国的には過剰収容状態からおむね脱却しており、現在は収容動向を見極めつつ老朽、機能不備の施設の整備に努めている。

なお、平成25年度における予算措置の状況は、次のとおりである。

法務省施設費による整備継続庁は、平成24年度に引き続き、札幌刑務所、旭川刑務所、福岡刑務所など16庁が認められたほか、職員宿舍整備については網走刑務所、岡山刑務所など4庁が認められた。

また、平成24年度に引き続き、財政投融资特別会計により、東京都及び神奈川県に散立地する矯正研修所、矯正研修所東京支所、八王子医療刑務所、関東医療少年院、神奈川医療少年院、八王子少年鑑別所（東京婦人補導院を含む）等の施設を東京都昭島市内の立川基地跡地国有地に集約整備するための設計料等が認められた。

加えて、平成25年度補正予算（第1号）においては、矯正施設の防災・減災対策の加速を図るため、七尾拘置支所及び八代拘置支所の整備経費、島原拘置支所の宿舍整備に係る経費、各所新営として、機能不備改善、逃走防止対策に係る経費などが認められた。

3 刑務共済組合の業務

平成25年度末日の支部数は9、所属所数は301である。また、同日現在における組合員数は23,734人（うち、任意継続組合員数461人）、被扶養者数は31,568人で、組合員1人当たりの被扶養者数は1.33人である。

(1) 長期給付事業

組合員が退職し、障害の状態となり、又は死亡した場合に、その後の生活の安定に資するため共済年金等の給付を行う事業である。平成25年度における長期給付処理件数は553件であり、その内訳は、退職共済年金495件、遺族共済年金28件、その他30件である。

(2) 短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害などの際に行う給付事業であり、法律で定められた保健給付、休業給付及び災害給付の法定給付と、これらの給付を補うため、当共済組合が、独自に行う附加給付がある。

なお、平成25年度の決算概要は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

損					益					支 払 準備金	剰 余 金	
取 入				支 出					当期利益金		欠損金 補てん 積立金	積立金
掛金	負担金	その他	計①	法定給付	附加給付	拠出金等	その他	計②	①-②			
7,040,763	6,889,545	1,209,337	15,139,645	7,102,586	63,753	5,942,342	1,210,631	14,319,312	820,333	1,194,390	715,070	794,921

(3) 福祉事業

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進等を図ることを目的とした事業を行っている。平成25年度の主たる事業として、特定健康診査等費用の助成、人間ドック受検費用の助成、保育所等利用料金の助成、一般福利厚生事業を実施した。

イ 貯金事業

組合員の財産形成及び生活の安定の一助として、生命保険会社、損害保険会社及び信託銀行と契約し、団体定期保険（グループ保険）、団体傷害保険、団体傷害疾病保険、積立貯金及び団体積立年金保険の各事業を行っている。

ウ 貸付事業

組合員の臨時の支出、結婚、葬祭、教育、医療、災害及び住宅購入等に要する資金の貸付けを行っている。

エ 物資供給事業

組合員の需要する自動車のあっせん及び委託による職員食堂等の運営を行っている。

4 矯正施設の監査

平成25年度に監査を実施した矯正施設は次のとおりである。

(1) 刑事施設

ア 矯正局による監査実施施設

函館少年刑務所、宮城刑務所、山形刑務所、福島刑務所、栃木刑務所、千葉刑務所、市原刑務所、府中刑務所、甲府刑務所、川越少年刑務所、松本少年刑務所、岡崎医療刑務所、名古屋刑務所、三重刑務所、名古屋拘置所、神戸刑務所、和歌山刑務所、京都拘置所、大阪拘置所、神戸拘置所、鳥取刑務所、松江刑務所、鳥根あさひ社会復帰促進センター、徳島刑務所、北九州医療刑務所、福岡刑務所、熊本刑務所、大分刑務所

イ 矯正管区による監査実施施設

札幌刑務所、旭川刑務所、帯広刑務所、網走刑務所、月形刑務所、青森刑務所、秋田刑務所、盛岡少年刑務所、水戸刑務所、黒羽刑務所、喜連川社会復帰促進センター、前橋刑務所、八王子医療刑務所、横浜刑務所、新潟刑務所、長野刑務所、静岡刑務所、東京拘置所、立川拘置所、富山刑務所、金沢刑務所、福井刑務所、岐阜刑務所、笠松刑務所、滋賀刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、大阪医療刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、姫路少年刑務所、奈良少年刑務所、岡山刑務所、広島刑務所、山口刑務所、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、広島拘置所、高松刑務所、松山刑務所、高知刑務所、麓刑務所、佐世保刑務所、長崎刑務所、宮崎刑務所、鹿児島刑務所、沖縄刑務所、佐賀少年刑務所、福岡拘置所

(2) 少年施設

ア 矯正局による監査実施施設

帯広少年院、盛岡少年院、多摩少年院、愛光女子学園、久里浜少年院、小田原少年院、駿府学園、豊ヶ岡学園、宮川医療少年院、和泉学園（泉南学寮含む）、奈良少年院、岡山少年院、丸亀少女の家、四国少年院、沖縄少年院、沖縄女子学園、函館少年鑑別所、釧路少年鑑別所、盛岡少年鑑別所、秋田少年鑑別所、福島少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所、甲府少年鑑別所、静岡少年鑑別所、津少年鑑別所、奈良少年鑑別所、神戸少年鑑別所、和歌山少年鑑別所、岡山少年鑑別所、徳島少年鑑別所、高松少年鑑別所、那覇少年鑑別所

イ 矯正管区による監査実施施設

北海少年院、紫明女子学院、月形学園、東北少年院、青葉女子学園、置賜学院、茨城農芸学院、水府学院、喜連川少年院、赤城少年院、榛名女子学園、市原学園、八街少年院、関東医療少年院、神奈川医療少年院、新潟少年学院、有明高原寮、湖南学院、瀬戸少年院、愛知少年院、京都医療少年院、浪速少年院、交野女子学院、加古川学園（播磨学園含む）、美保学園、広島少年院、貴船原少女苑、松山学園、筑紫少女苑、福岡少年院、佐世保学園、人吉農芸学院、中津少年学院、大分少年院、札幌少年鑑別所、旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、仙台少年鑑別所、山形少年鑑別所、水戸少年鑑別所、宇都宮少年鑑別所、前橋少年鑑別所、千葉少年鑑別所、八王子少年鑑別所、横浜少年鑑別所、新潟少年

鑑別所、長野少年鑑別所、富山少年鑑別所、金沢少年鑑別所、福井少年鑑別所、岐阜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、大津少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、鳥取少年鑑別所、松江少年鑑別所、広島少年鑑別所、山口少年鑑別所、松山少年鑑別所、高知少年鑑別所、福岡少年鑑別所（小倉少年鑑別支所含む）、佐賀少年鑑別所、長崎少年鑑別所、熊本少年鑑別所、大分少年鑑別所、宮崎少年鑑別所、鹿児島少年鑑別所

(3) 婦人補導院

東京婦人補導院（矯正管区による監査を実施した。）

5 不服申立件数

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行（平成19年6月1日）により、情願制度は廃止され、不服申立制度は審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長及び法務大臣に対する事実の申告並びに苦情の申出となった。刑事施設における被収容者の不服申立て（訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等を含む。）の総件数は、前年に比べ減少している。

また、少年院在院者の苦情の申出に関する訓令の施行（平成21年9月1日）により、少年院の在院者についても法務大臣及び監査官に対する苦情の申出制度が設けられた。

平成25年の不服申立件数の内訳は、次の表のとおりである。

審査の申請等	訴訟	告訴・告発	法務局への人権侵犯申告その他	計
8,563	199	559	1,605	10,926

（注）審査の申請等とは、刑事施設における審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出（法務大臣に対するもの。）の件数及び少年院における苦情の申出（法務大臣に対するもの。）の件数の合計である。告訴・告発の件数は、矯正局において承知している被収容者が捜査機関あてに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。

成人矯正課

法務省組織令第38条、第40条 法務省組織規則第10条

1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）における保安及び処遇

(1) 保安状況

平成25年の保安事故発生件数は、35件（自殺20件、逃走1件、同乗傷害7件、その他7件）であるところ、同年4月には、JR山形駅において、川越少年刑務所から山形刑務所へ護送中の受刑者による逃走事故が発生し、山形県警察によりその身柄が確保されたが、平成24年1月の広島刑務所に続いて逃走事故が発生したことにより、刑事施設の運営全体に対する社会の信頼を一挙に失墜させ、各方面から厳しい批判を受けた。一方で、多くの刑事施設においては、暴力団関係者や高齢者など、処遇に困難を伴う被収容者を多数収容している状況からすれば、おおむね刑事施設における保安面の対策が相当程度効果を収めていると思われる。

(2) 保安及び処遇対策

平成25年末において、刑事施設全体としての収容人員は、収容定員を下回っているものの、女子刑事施設については、依然として過剰・高率収容状態にある。

被収容者の身柄の確保を最大の責務とする刑事施設の警備体制のより一層の強化を図るため、研修、訓練等を活用して職員の職務執行能力の向上を図るとともに、警備システムの新鋭化、最新の警備用機器の整備・開発等を推進している。

なお、平成25年は、おおむね次のような保安及び処遇対策を講じた。

ア 警備用機器の整備

採証用デジタルビデオカメラ及び保存記録媒体、総合警備システムの改修、特殊自動警報装置、非常電鈴装置、居室・病室監視用テレビカメラ、外堀・工場監視用テレビカメラ、女区居室開閉及び入室管理システム、収容棟廊下監視システム、構内多機能無線システム、非常招集用電子メール通信装置、静脈認証型電気錠、通行鍵管理システム、門型金属探知機

(平成8年度以降、総合警備システムの外堀監視用カメラと特殊自動警報装置の連動化の整備拡充等を図っている。)

イ 暴力団関係受刑者対策

平成25年においても、暴力団関係受刑者の収容率が依然として高い水準で推移しているため、対立組織に所属する同関係受刑者による施設内での対立抗争等を未然に防止するため、引き続き、関係機関から情報の収集に努めるとともに、適正迅速な保安上移送の実施、施設内における分散収容を図った。

また、施設内における粗暴事犯、不正連絡、物品不正所持その他の反則行為を厳正に取り締まり、施設の規律秩序を厳正に確保する一方、同関係受刑者の社会復帰のため、暴力組織からの離脱指導を強化し、さらに、同関係受刑者の釈放時に多数の出迎えが予想される場合には、所轄警察、県警本部等と連絡を密にして、厳重な規制を行うとともに、必要に応じ適当な他施設に緊急移送した上で釈放するなどの措置を講じている。

ウ 施設表彰

保安意識と士気の高揚を図るため、次の表のとおり保安表彰を行った。

(平成25年)

大臣表彰	局長表彰	矯正管区長表彰		計
		支所	構外作業場	
15	6	27	0	48

2 被収容者の収容

矯正施設の収容人員

刑事施設の1日平均収容人員は、平成5年から増加傾向にあったが、20年は15年振りに対前年比マイナスとなり、25年も引き続き対前年比マイナスとなった。また、少年鑑別所の1日平均収容人員についても、前年に比べ減少している。

矯正施設の数及び収容状況

(平成25年12月31日現在)

施設の種類	施設数	収容現員
矯正管区	8	—
矯正研修所(支所を含む。)	9	—
刑務所	62	49,359
刑務支所	8	1,749
拘置所	8	5,082
拘置支所	103	3,515
少年刑務所	7	3,266
少年院	50	2,967
少年院(分院)	2	89
少年鑑別所	51	638
少年鑑別所(分所)	1	5
婦人補導院	1	0
計	310	66,670

(注) 矯正管区及び矯正研修所は被収容者の収容を行わない。

3 処遇調査・集団編成

受刑者の動向(別表(1)～(3))

平成25年12月末日現在における受刑者総数は55,316人であり、前年同日現在に比して3,410人、5.8%の減少となっている。

なお、同25年12月末日現在において処遇指標が決定した全受刑者中(調査未了の者を除く。)に占める精神障害者の比率は17.6%である(処遇指標の内容については、別表(1)を参照のこと。)

別表(1) 処遇指標別施設数

(平成25年12月31日現在)

施設数

処遇指標	A指標	犯罪傾向の進んでいない者	38
	B指標	犯罪傾向の進んでいる者	39
	D指標	拘留受刑者	
	Jt指標	少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	6
	M指標	精神上の疾病又は障害を有するために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	9
	P指標	体上の疾病又は障害を有するために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	10
	W指標	女子	20
	F指標	日本人と異なる処遇を必要とする外国人	22
	I指標	禁錮受刑者	12
	J指標	少年院への収容を必要としない少年	10
	L指標	執行すべき刑期が10年以上である者	21
Y指標	可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	13	

(注) 2以上の処遇指標を指定されている施設もあり、さらにJt指標については少年院に割り当てられているので、総数は刑事施設数とは一致しない。

別表(2) 管区別処遇指標別受刑者数

(平成25年12月31日現在)

区分	Jt	W	F	I	J	L	Y	M	P	D	A	B	未決定者	計
札幌	0	418	34	5	0	177	91	5	21	0	565	3,718	213	5,247
仙台	0	480	9	6	0	1,236	142	1	23	0	384	2,277	270	4,828
東京	0	697	925	74	10	1,045	792	51	127	0	4,509	5,106	1,308	14,644
名古屋	0	468	176	13	0	599	11	137	30	0	1,149	2,850	256	5,689
大阪	0	757	403	42	3	144	507	16	82	0	2,481	4,475	615	9,525
広島	0	819	45	3	0	599	372	0	20	0	1,946	2,056	450	6,310
高松	0	0	14	8	0	520	89	0	0	0	407	1,221	182	2,441
福岡	0	358	65	3	2	978	111	105	20	0	1,133	3,378	479	6,632
計	0	3,997	1,671	154	15	5,298	2,115	315	323	0	12,574	25,081	3,773	55,316

別表(3)

処遇指標別受刑者精神状況

(平成25年12月31日現在)

区 分	計	D	J t	M	P	W	F	I	J	L	Y	A	B	未指定	
総数	55,316														
人 員	計	53,269	0	0	315	324	4,010	1,675	154	15	5,298	2,027	12,756	25,227	1,468
	精神障害なし	44,170	0	0	0	259	2,817	1,496	143	15	4,725	1,808	11,008	20,527	1,372
	精神障害あり	9,099	0	0	315	65	1,193	179	11	0	573	219	1,748	4,700	96
	知的障害	964	0	0	61	1	34	2	0	0	41	62	234	523	6
	人格障害	365	0	0	3	3	120	4	0	0	79	10	36	110	0
	その他精神障害	8,207	0	0	263	76	1,121	182	11	0	444	170	1,573	4,367	0
	診断困難	117	0	0	4	1	12	1	0	0	13	0	23	63	0
	診断未了	2,047	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	17	2	1,997
	計	100.0	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
百 分 率 %	精神障害なし	82.9	—	—	0.0	79.9	70.2	89.3	92.9	100.0	89.2	89.2	86.3	81.4	39.7
	精神障害あり	17.1	—	—	100.0	20.1	29.8	10.7	7.1	0.0	10.8	10.8	13.7	18.6	2.8
	知的障害	1.8	—	—	19.4	0.3	0.8	0.1	0.0	—	0.8	3.1	1.8	2.1	0.2
	人格障害	0.7	—	—	1.0	0.9	3.0	0.2	—	—	1.5	0.5	0.3	0.4	—
	その他精神障害	15.4	—	—	83.5	23.5	28.0	10.9	7.1	0.0	8.4	8.4	12.3	17.3	—
	診断困難	0.2	—	—	1.3	0.3	0.3	0.1	—	—	0.2	—	0.2	0.2	—

別表(4) 指紋事務

平成25年における指紋事務取扱状況は、別表(4)-1及び(4)-2の同年欄記載のとおりである。

別表(4)-1 指紋事務取扱件数・最近10年比較表

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
新原紙数	15,342	15,603	16,779	16,705	15,177	12,681	11,884
廃棄原紙数	203	276	318	361	349	3,574	34,596
年末現在原紙数	882,613	897,940	914,401	933,825	948,653	957,760	935,048
受刑追加人員	16,613	17,077	18,599	18,381	19,667	17,268	17,052
対照数	10,792	10,303	9,605	9,874	11,369	12,128	12,907
前科発見数	9,220	8,916	8,621	8,824	9,699	10,410	10,886

	平成23年	平成24年	平成25年	1年平均	指紋法実施以降の累計	前年に対する本年比
新原紙数	11,296	10,952	10,011	13,611	1,934,800	91
廃棄原紙数	17,931	17,938	487	7,572	1,006,934	2
年末現在原紙数	928,413	921,427	930,951	892,747	-	100
受刑追加人員	17,284	17,395	16,413	17,575	1,997,669	94
対照数	11,714	12,768	12,686	11,415	2,113,982	99
前科発見数	9,970	10,895	10,758	9,820	1,391,369	99

別表(4)－2 指紋対照及び前科発見・最近10年比較表

種 別	年 次		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
	指紋対照 前科発見 率 (%)	照見 率 (%)	10,792 9,220 85	10,303 8,916 87	9,605 8,621 90	9,874 8,824 89	11,369 9,699 85	12,128 10,410 86	12,907 10,886 84
指紋対照、照会による 発見率	対照見 発見率 (%)	照見 率 (%)	10,792 9,220 85	10,303 8,916 87	9,605 8,621 90	9,874 8,824 89	11,369 9,699 85	12,128 10,410 86	12,907 10,886 84
刑務所からの照会 裁判所及び検察庁 からの照会 警察署からの照会 更生保護委員会等 からの照会 指紋対照、 照会 前科発見	対照見 発見率 (%)	照見 率 (%)	2,311 1,887 1,055 922 7,339 6,366 87 45 0	2,293 1,888 1,306 1,129 6,661 5,885 43 14 0	2,376 1,981 1,124 1,073 6,103 5,567 2 0 0	2,058 1,667 1,611 1,571 6,202 5,586 3 0 0	2,079 1,732 930 907 6,920 6,284 1,440 776 0	1,945 1,701 975 967 7,252 6,581 1,956 1,161 0	1,957 1,907 859 846 8,105 6,843 1,986 1,290 0
種 別	年 次		23年	24年	25年	1年平均	指紋法実施 以降の累計	前年に対す る本年比	
	指紋対照 前科発見 率 (%)	照見 率 (%)	11,714 9,970 85	12,768 10,895 85	12,686 10,758 85	11,415 9,820 86	2,116,919 1,371,260 65	99 99	
指紋対照、照会による 発見率	対照見 発見率 (%)	照見 率 (%)	11,714 9,970 85	12,768 10,895 85	12,686 10,758 85	11,415 9,820 86	2,116,919 1,371,260 65	99 99	
刑務所からの照会 裁判所及び検察庁 からの照会 警察署からの照会 更生保護委員会等 からの照会 指紋対照、 照会 前科発見	対照見 発見率 (%)	照見 率 (%)	1,698 1,681 883 874 7,395 6,251 1,738 1,164 0	1,619 1,606 751 749 8,405 7,131 1,993 1,409 0	1,549 1,539 1,001 995 8,003 6,698 2,133 1,526 0	1,989 1,759 1,050 1,003 7,239 6,319 1,138 739 0	184,461 140,495 909,947 510,358 897,251 631,927 98,826 63,813 24,673	96 96 133 133 95 94 107 108 -	

(注) 更生保護委員会等には、保護観察所・入国管理局、国土交通省等からの照会が含まれている。

4 刑事施設における教育活動

(1) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的として実施している。全受刑者を対象とした一般改善指導と、薬物依存があったり暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う特別改善指導がある。

現在、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6類型を指定し、実施している。これらの指導については、標準的なプログラムが

示され、実施指定施設においては、それに基づき、対象受刑者の特性、地域性、活用可能な社会資源等の状況等を考慮した実践的なプログラムを策定した上で、具体的な指導を行っている。

(2) 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、小・中学校の教育内容に準じた補習教科指導を実施している。

この1つとして、義務教育を修了していない者に対しては、松本少年刑務所内に設置されている松本市立旭町中学校桐分枝に全国から適格者を入学させ、中学校学習指導要領に基づく補習教科指導を行っている。

一方、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、特別教科指導を実施しており、松本少年刑務所、奈良少年刑務所及び盛岡少年刑務所においては、地元公立高等学校の協力を得て、学校教育法に基づく高校通信教育を実施している。

また、平成19年度からは、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験を刑事施設内において受験できるようになっている。

(3) 民間の篤志家による教育活動等

被収容者に対する改善指導、教科指導等の各種指導は、単に施設の職員によって行われるだけでなく、篤志面接委員などの民間の篤志家の協力の下に実施されている。また、宗教教誨については、民間の篤志の宗教家である教誨師の協力にすべてを負っている。これら篤志家の活動状況は、別表(1)及び(2)のとおりである。

別表(1) 篤志面接指導実施状況

(平成25年)

区 分	実 施 回 数				委 員 会	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	委員会	対前年 増△減
	回	回	回	回	人	人
刑務所・少年刑務所・拘置所	10,466	3,115	13,581	△ 531	1,162	0
少 年 院	3,206	4,530	7,736	△ 2,313	564	△ 24
婦 人 補 導 院	0	0	0	△ 3	4	0
計	13,672	7,645	21,317	△ 2,847	1,730	△ 24

別表(2)

宗 教 教 誨 実 施 状 況

(平成25年)

区分		刑務所・少年 刑務所・拘置所	少年院	婦人補導院	計	百分率(%)			
仏 教 系	実 施 回 数	集 合	5,253	845	0	6,098	60.7		
		個 人	4,613	538	0	5,151	60.0		
		計	9,866	1,383	0	11,249	60.4		
	教 人 誨 師 員	対 増	前 △	年 減	△ 268	△ 237	0	△ 505	-
		人 員	1,124	221	1	1,346	65.3		
		対 増	前 △	年 減	20	△ 36	0	△ 16	-
キ リ ス ト 教 系	実 施 回 数	集 合	1,790	201	0	1,991	19.8		
		個 人	2,008	178	0	2,186	25.5		
		計	3,798	379	0	4,177	22.4		
	教 人 誨 師 員	対 増	前 △	年 減	△ 145	△ 311	0	△ 456	-
		人 員	236	47	0	283	13.7		
		対 増	前 △	年 減	△ 2	△ 5	0	△ 7	-
神 道 系	実 施 回 数	集 合	1,116	117	0	1,233	12.3		
		個 人	712	132	0	844	9.8		
		計	1,828	249	0	2,077	11.2		
	教 人 誨 師 員	対 増	前 △	年 減	6	△ 89	0	△ 83	-
		人 員	237	27	0	264	12.8		
		対 増	前 △	年 減	21	△ 7	0	14	-
諸 数	実 施 回 数	集 合	655	69	0	724	7.2		
		個 人	281	116	0	397	4.6		
		計	936	185	0	1,121	6.0		
	教 人 誨 師 員	対 増	前 △	年 減	△ 186	△ 82	0	△ 268	-
		人 員	140	27	0	167	8.1		
		対 増	前 △	年 減	0	△ 3	0	△ 3	-
合 計	実 施 回 数	集 合	8,814	1,232	0	10,046	100.0		
		個 人	7,614	964	0	8,578	100.0		
		計	16,428	2,196	0	18,624	100.0		
	教 人 誨 師 員	対 増	前 △	年 減	△ 593	△ 719	0	△ 1,312	-
		人 員	1,737	322	1	2,060	100.0		
		対 増	前 △	年 減	39	△ 51	0	△ 12	-

5 刑務作業の運営状況

国内の経済状況は、「景気は、一部に弱さが残るものの、このところ持ち直しの動きが見られる。」との基調判断がなされている中、刑務作業の運営状況は、依然として楽観視できない状況が続いているものの平成25年度の解約・減産発生件数は93件、影響人員は801人であり、これまで続いていた増加傾向から一定の落ち着きが認められる。

このような状況下、刑務作業は、作業量の確保と受刑者の改善更生及び社会復帰のための有用な作業の導入を最重要課題として、活発に受注活動を行う一方、職業訓練の充実、安全衛生管理の徹底にも取り組んできた。

昭和58年に開始した財団法人矯正協会刑務作業協力事業部による原材料提供に係る作業、いわゆる事業部作業は、平成25年度で30年を経過したが、事業部作業の充実を図ることが、作業量の確保にもつながることから、受注作業の拡大、消費者ニーズに応じた製品の開発など、事業部作業の運営基盤の強化に取り組んだ。

恒例の全国刑務所作業製品展示即売会は、第55回を迎え、5月31日・6月1日の両日、東京北の丸公園内の科学技術館で開催された。今回は『刑務作業の「ものづくり」を振り返る～刑務所作業製品30年の歩み～』をテーマとして、全国の刑事施設で伝統工芸の手法を用いて製作された刑務所作業製品や刑務所作業製品が広く一般社会に販売されるようになってから長く売れ続けているロングセラー製品を紹介するほか、「関西地方の刑務作業コーナー」において姫路少年刑務所の姫路独楽の絵付け体験を実施するなど、刑務作業の技術力と多様性を来場者に実感してもらった。

刑務所の経費と作業収入

年 度	作業収入費 (千円)	収 容 費 (千円)
平成15年	7,246,925	43,737,809
16	6,500,195	45,782,127
17	6,091,575	48,203,876
18	5,949,353	49,301,931
19	5,807,435	53,242,123
20	5,334,298	52,092,461
21	4,659,926	52,788,003
22	4,687,029	49,891,312
23	4,490,824	48,018,553
24	4,374,415	47,797,292
25	4,241,199	47,328,617

(注) 収容費は、都道府県警察実費弁償金も含む。

作業製品需要先別調定額

年 度	部内自給 A (千円)	官 公 需 B (千円)	民 需 C (千円)	計 (千円)	計に対する比率 (%)		
					A	B	C
平成15年	8,564	2,331,424	4,916,097	7,256,685	0.1	32.1	67.8
16	7,152	1,850,086	4,643,237	6,500,475	0.1	28.5	71.4
17	7,663	1,726,946	4,356,686	6,091,295	0.1	28.4	71.5
18	6,295	1,621,315	4,314,184	5,941,794	0.1	27.3	72.6
19	8,936	1,558,313	4,241,095	5,808,344	0.2	26.8	73.0
20	7,020	1,440,044	3,887,058	5,334,123	0.1	27.0	72.9
21	8,994	1,252,875	3,397,159	4,659,028	0.2	26.9	72.9
22	5,742	1,168,368	3,512,844	4,686,954	0.1	24.9	75.0
23	4,529	1,114,625	3,371,647	4,490,801	0.1	24.8	75.1
24	5,959	1,064,856	3,303,617	4,374,432	0.1	24.4	75.5
25	5,717	1,055,313	3,180,189	4,241,219	0.1	24.9	75.0

(注) 官公需には、事業部作業を含む。

6 職業訓練の実施状況

受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることにより、出所後の円滑な社会復帰に資することを目的として、職業訓練を実施している。

毎年、指導技能等について創意工夫を重ね、一般社会の労働需要及び受刑者の資質に応じた訓練内容の充実を図っている。

平成25年度は、溶接科、フォークリフト運転科、自動車整備科、内装施工科、建築塗装科等の職業訓練を実施し、訓練修了人員は、9,976人であった。なお、ボイラー技士、溶接技能者、自動車整備士、電気工事士、理容師、介護職員初任者研修終了者等の免許・資格を延べ7,161名が取得した。

7 国際受刑者移送制度

平成15年6月1日、欧州評議会の受刑者移送条約の発効及び国際受刑者移送法等の施行に伴い国際受刑者移送制度の運用が開始されたところ、平成25年12月末日までに、外国で服役していた日本人受刑者3名（韓国2名、アメリカ1名）について受入移送を実施し、我が国で服役していた248名（イギリス、オランダ各45名、カナダ36名、韓国34名、アメリカ27名、ドイツ12名、スペイン、フランス各9名、イスラエル8名、オーストリア、ポーランド各5名、イタリア、オーストラリア各3名、ポルトガル2名、アイルランド、ギリシャ、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド各1名）について送出移送を実施した。

少年矯正課

法務省組織令第38条、第41条 法務省組織規則第11条

1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における保安及び収容状況

(1) 収容状況

少年施設における収容状況等については、少年院の一日平均収容人員は対前年157人減の3,054人、年末収容人員については、3,056人となり、少年鑑別所の一日平均収容人員は対前年68人減の762人、年末収容人員については643人となっている。

(2) 保安状況

平成25年は、少年院では1件の保安事故が発生し、少年鑑別所では発生しなかった。近年における少年非行の多様化、複雑化の傾向に鑑み、少年施設の警備力を充実・強化するため、施設職員を対象とした保安研修の実施等を通じ、良好な保安状況の維持に努めている。

2 少年鑑別所における資質鑑別及び観護処遇充実施策

(1) 資質鑑別の状況（別表(1)～(2)）

平成25年中に全国の少年鑑別所で受け付けた鑑別対象者は48,909人である。内訳別に前年比をみると、家庭裁判所からの請求によるものは約5.6%減、法

務省関係機関からの依頼によるものは約3.7%減、その他地域社会一般からの依頼等によるものは約0.6%減となっている。

なお、少年鑑別所の新収容者のうち、精神障害ありと診断された少年は1,058人（10.0%）であり、その比率は前年（8.9%）より若干増加している。

(2) 法務省式ケースアセスメントツール開発作業

平成20年度から再犯・再非行の可能性や教育上の必要性を定量的に把握するために、法務省式ケースアセスメントツールの開発を進めてきたところであり、平成25年8月から全国の少年鑑別所において運用を開始した。

(3) 法務省式心理テスト維持管理作業

平成24年度から2か年計画で、法務省式心理テストを活用し、少年の伸張すべき長所等を体系的に把握する方策に関して検討を進めた。

(4) 鑑別業務充実化作業

少年鑑別所法案下における鑑別・観護処遇及び非行・犯罪防止に関する援助について運用の在り方を検討した。

鑑別事例集第41集（鑑別機能の積極的な活用に係る事例）の発刊作業を進めたほか、「施設送致申請事件の事例」を特集テーマとした鑑別事例集第42集の編集作業も行った。

(5) 関係機関との連携強化

少年鑑別所においては、地域社会の非行及び犯罪の防止に向け学校関係機関、児童福祉機関等との連携強化を図り、一般少年鑑別（一般相談）の充実に努めている。

(6) 在所者に対する学習用教材の作成

在所者に対する学習の支援については、これまで各庁において使用する学習用教材を整備して行ってきたところ、「再犯防止に向けた総合対策」の少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援としてその重要性が高まっていること等に鑑み、在所者の能力等を考慮した学習用教材を作成し、全庁において活用することとした。

別表1) 少年鑑別所鑑別受付人員年間対比

年次	受 付 人 員			
	家裁関係	法務省関係	一般依頼	計
平成20年	15,820	7,809	21,385	45,014
21	15,165	7,710	23,617	46,492
22	14,223	9,634	22,757	46,614
23	13,593	10,292	26,881	50,766
24	12,962	9,443	27,726	50,131
25	12,242	9,096	27,571	48,909

別表(2)

少年鑑別所新収容者の精神状況

(平成25年)

区 分	精神障害 のない者	精 神 障害者	内 訳				計	不 詳	合 計
			知 的 障 害	精 神 病 質	神 経 症	他 の 精 神 障 害			
人 員	9,569	1,058	375	13	9	661	10,627	287	10,914
百分率(%)	90.0	10.0	3.5	0.1	0.1	6.2	100.0	-	-

(注) 不詳は、主として観護措置の取消し又は変更及び他の少年鑑別所への移送等により当該少年鑑別所で精神診断を行わなかったものである。また、端数処理上合計が100にならないことがある。

3 少年院における矯正教育充実施策

(1) 再入少年に対する働き掛けの強化

平成22年6月から、特別課題やグループワークなどによる再非行に至った要因に特に着目した指導や前回在院していた少年院の職員による再入院者に対する面接調査について、統一的な運用を開始した。面接調査については、その対象者を拡充していくなど、今後、一層充実強化していく予定である。

(2) 矯正教育等に関する基本的制度に関する検討作業の開始

処遇課程のほか、教育課程、個別の処遇計画、成績評価といった、少年院で矯正教育を適切に実施していく上で不可欠な諸制度についての見直しに着手した。

取り分け処遇課程は、昨今の少年の資質上の変化も視野に入れた改編が不可欠であり、多角的・集中的な検討を継続した。

(3) 処遇プログラム等の充実

矯正教育プログラム(性非行)を開発し、重点指導施設において性非行を犯した少年に対する指導を試行した。

また、矯正教育プログラム(薬物非行)を活用して、重点指導施設における指導を引き続き実施した。

さらに、女子少年に対し女性に特徴的な問題等に配慮した資質鑑別を実施する上での留意事項やその教育上の必要性を効果的に把握するための方法について検討するとともに、個々の問題性に応じた各種処遇プログラムを策定した。

(4) 関係機関との連携

家庭裁判所をはじめとする関係諸機関との連携を強化するため、矯正管区主催の少年矯正施設と関係機関との連携会議、少年院と児童自立支援施設との職員交流研修及び少年院における処遇ケース検討会等を実施した。

4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携強化

少年院に送致された者に対する保護観察期間の満了に至るまでの継続的な指導・支援等のために、生活環境の調整等の充実強化に取り組んでいるほか、沼田町就業支援センターの処遇の充実・入所者選定に係る連携、少年鑑別所から保護観察所に対する鑑別結果通知書等の写しの送付、甲府地区における矯正・保護の行動連携モデル事業などを実施している。

1 保健医療

(1) 被收容者の保健衛生及び医療

一般の矯正施設には医官等の医療関係専門職員を配置するとともに、専門的医療を実施する医療刑務所を全国4か所に設置し、また、必要に応じ、外部の医療機関において診療を実施するなど、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生及び医療上の措置を実施するよう努めている。

少年施設においても、専門的医療を実施する医療少年院を全国2か所に設置し、適切な実施に努めている。

ア 被收容者の死亡数

被收容者の死亡数は、前年対比約5.4パーセント増の312人となっている。死因は、脳出血、心臓疾患等の循環器系疾患及び悪性新生物が全体の約57.1%を占めている。被收容者の高齢化、生活習慣病り患者の増加等を踏まえつつ、良好な健康状態を保つよう努めている（別表(1)及び(2)）。

別表(1) 被收容者月別死亡数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
刑務施設 刑務所	既決	39 (25)	34 (33)	18 (28)	28 (29)	21 (24)	14 (21)	18 (20)	23 (13)	27 (17)	17 (11)	23 (26)	20 (23)	282 (270)
	未決	3 (4)	3 (1)	1 (2)	2 (2)	2 (2)	1 (4)	1 (1)	5 (2)	1 (0)	2 (4)	3 (0)	6 (3)	30 (25)
少年院	-	-	-	-	-	-	- (1)	-	-	-	-	-	-	- (1)
少年鑑別所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婦人補導院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	42 (29)	37 (34)	19 (30)	30 (31)	23 (26)	15 (25)	19 (22)	28 (15)	28 (17)	19 (15)	26 (26)	26 (26)	312 (296)	

(注) ()内の数字は、平成24年中の数字を示す。

別表(2) 被收容者死因別死亡数

年次	悪性新生物	性疾患	循環器系疾患	呼吸器系疾患	消化器系疾患	尿路性器疾患	その他	計
平成21年	112		104	47	44	1	51(1)	359(1)
22	133		89	45	44	8	66	385
23	109		73	32	13	6	57	290
24	106		75	35	25	5	50(1)	296(1)
25	114		64	33	34	5	62	312

(注) ()内の数字は、少年の死亡数を示し、内数である。

イ 感染症対策

感染症に係る啓もう教育及び健康診断の充実により患者の早期発見に努めるとともに、患者発生時には、病態に応じた適切な治療を行うほか、消毒や隔離

等の措置を講じることによって、二次感染の防止に努めている。

(2) 矯正医官修学生

この制度は、矯正施設における医師の充足を図るため、医学を専攻する大学生で、将来矯正施設に勤務しようとする者に対し修学資金（月額54,000円）を貸与するもので、昭和36年から実施している。平成25年度の矯正医官修学生は、6年生1名及び5年生2名の計3名である。

なお、平成25年12月末日現在、修学資金の貸与を受けた者で、矯正施設に勤務している者は2人である。

(3) 准看護師の養成

ア 八王子医療刑務所准看護師養成所

矯正施設における看護職員の充足を図るため、矯正施設に勤務する職員の中から、適当な者を選考して同所に入所させ、准看護師となるのに必要な知識及び技能を習得させることを目的として、昭和41年度から開設している。1学年の定員は22人で、その修学年限は2年である。

なお、平成26年3月末日現在、同所を卒業した准看護師は965人である。

イ 外部准看護師養成機関

上述に加え、更なる医療体制の充実のため、外部の准看護師養成機関における受講を平成18年度から制度化している。1年で8人を入所させており、修学年限は2年である。

2 給 養

平成25年度の食費（1人1日当たり）は、次の表のとおりである。このほか誕生日、祝祭日及び正月には、加給食を別途給与している。また、病者等の副食費については、必要により特別増額を行っている。

被収容者1人1日当たりの食費

(平成25年度)

区 分	主 食 費		副 食 費		計
	円	銭	円	銭	円 銭
刑務所 少年 少年鑑別所 婦人補導院	成人	119.76		413.07	532.83
	少年	137.39		479.93	617.32
	少年鑑別所	131.05		491.57	622.62
	婦人補導院	115.35		471.87	587.22
		98.46		380.84	479.30

参事官

法務省組織令第12条

〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉

1 少年院法案及び少年鑑別所法案の作成

平成22年12月に法務大臣宛てに提出された「少年矯正を考える有識者会議提言」

に盛り込まれた5つの柱の一つとして「適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進」があり、矯正行政の基本法規の一つである少年院法（昭和23年法律第169号）の速やかな全面改正が求められたことから、立案作業を鋭意進め、平成24年3月2日、少年院法案及び少年鑑別所法案等が閣議決定され、同月6日、通常国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となったため、再提出に向け準備を進めた。

2 省令案の作成及び改正

- (1) 刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規則の一部を改正し（平成25年法務省令第6号）、大阪医療刑務所の医療第三課の新設、相模原拘留支所、呉拘留支所及び八重山刑務支所の庶務課の廃止、統括矯正処遇官の数の変更、千葉刑務所の支所である松戸拘留支所、神戸拘留所の支所である尼崎拘留支所について、それぞれ東京拘留所、大阪拘留所の支所への所管変更を行った。
- (2) 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正し（平成25年法務省令第7号）、泉南学寮の新設に伴う分院の名称及び位置に関する規定等の変更、水戸少年鑑別所、静岡少年鑑別所及び長崎少年鑑別所の次長の廃止、青森少年院の廃止に伴う少年院の名称及び位置に関する規定の変更を行った。
- (3) 矯正管区組織規則の全部を改正し（平成25年法務省令第8号）、矯正管区における従来の機能別の組織を廃止し、その管理する組織の別に合わせて改編を行い、矯正管区全体の機能の充実を図った。
- (4) 警察拘禁費用償還規則の一部を改正し（平成25年法務省令第12号）、監獄費から都道府県に償還すべき費額を1人1日につき1,576円から1,596円に改めた。
- (5) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（平成25年法務省令第13号）、手当金（死亡手当金、障害手当金及び特別手当金）の額の算出の基礎となる額（支給基礎日額）を、3,960円から3,950円に改めた。
- (6) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（平成25年法務省令第24号）、同規則第64条第3号に掲げられている道路交通法の条文を同法の一部改正法による改正に合わせて改めた。

V 保 護 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第7条、
第12条、第43条～第46条、法務省組織規則第13条～第15条

〈重要施策の概要〉

1 保護観察の充実強化

保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対するしよく罪指導の実施、覚醒剤事犯者等に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査等を実施した。

さらに、主任官以外の代理官を指名しての保護司に対する相談・支援体制の充実強化、保護観察官の往訪等による保護観察対象者に対する直接的な指導や保護司との協議の積極化等、処遇における保護観察官の直接的関与を強化するなどして処遇の一層の充実を図るとともに、保護観察中の所在不明者に関し、警察との協力体制による所在調査の充実強化策に取り組んだ。

2 重大再犯の防止策について

保護観察対象者による人命にかかわる重大な再犯事件は、更生保護に対する社会の信頼を失墜させるものであり、当局に重大再犯事件として報告のあった事案について、再犯の内容やその経過等を詳細に分析し、保護観察対象者の再犯防止を図った。

3 自立更生促進センター及び就業支援センターの運営

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する自立更生促進センター及び主として農業等の職業訓練を行う就業支援センターを設置・運営している。

自立更生促進センターは、福岡県北九州市の「北九州自立更生促進センター」（平成21年6月開所）及び福島県福島市の「福島自立更生促進センター」（平成22年8月開所）の2か所、就業支援センターは、北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」（平成19年10月開所）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（平成21年9月開所）の2か所である。

4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化について

刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、平成24年10月から、薬物事犯者の増加や保護観察期間の長期化に対応した新たなプログラムを覚せい剤事犯者処遇プログラムとして導入したほか、薬物事犯者が保護観察期間終了後も違法薬物を再使用することなく社会生活を継続することができるよう、平成24年度から「地域支援ガイドライン（案）試行等事業」を実施するなど、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との連携を強化した。

5 更生保護就労支援モデル事業等について

刑務所出所者等に対する就労支援として、刑務所出所者等総合的就労支援対策に加え、民間法人に委託し、矯正施設在所中から就職後の職場定着に至るまで、専門家による継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援モデル事業」を実

施している。モデル事業については、平成23年度は全国3か所（栃木、東京及び福岡）において実施していたところ、平成24年度は対象地域を6か所に拡大（北海道、愛知及び大阪の3か所を追加）した。また、平成24年1月から、東日本大震災被災地域（岩手、宮城及び福島）において、被災地域の事情を踏まえた「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を開始し、刑務所出所者等の更なる就労の確保を図った。

6 更生保護事業の適切な運営等について

更生保護事業を営む者に対する助言、指導及び監督に加え、薬物事犯者等の自立困難者を受け入れた場合における委託費の加算措置を通じて、更生保護施設における刑務所出所者等の受入れを促進した。

また、平成25年7月から、全国5か所の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定して薬物専門職員を配置し、重点的な薬物処遇を実施した。

さらに、更生保護施設整備計画の推進、更生保護施設職員研修の実施による施設職員の資質向上を図った。

7 NPO法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について

更生保護施設における受入れを促進していくことに加え、あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する住居を活用し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」を通じて、釈放後の適当な住居がない刑務所出所者等の多様な受入れ先を確保した。

8 犯罪予防活動の推進について

犯罪・非行の防止と、犯罪をした者及び非行のある者の改善更生を促進するため、7月を強調月間として“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を全国各地で展開した。犯罪や非行のない明るい地域づくりへの参画を図るという観点から、住民集会、講演会、ケース研究会、子供を交えたワークショップ等住民の幅広い参加が得られる行事が全国各地で行われた。

9 保護司の安定的確保について

現在、保護司人口が減少傾向にあることに加え、保護司からも保護司適任者の確保が困難になっているとの声がある中、保護司の安定的確保は喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、保護司制度の基盤整備の在り方について検討するため、平成23年3月に法務省保護局と全国保護司連盟の共同による「保護司制度の基盤整備に関する検討会」が立ち上げられ、平成24年3月、検討結果をまとめた報告書が保護局長に提出された。報告書の提言は多岐にわたるものであったが、提言に基づき、保護司が受けた物的損害等に対する補償制度の創設や新任時の年齢制限の1歳引き上げなどは早期に実現し、平成25年度については、設置拡充が望まれている「更生保護サポートセンター」については全国245地区、「保護司候補者検討協議会」については全国に886あるすべての保護区で開催できるよう措置した。

10 民間協力組織の強化について

更生保護法人役職員，更生保護女性会，ＢＢＳ会及び協力雇用主等の民間協力者及びその組織との連携を強化し，その活動の一層の充実を図るため，研修会及び協議会を多数回実施した。

(会 同)

月 日	件 名	協 議 会 事 項
1.15	地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬物事犯者に対する処遇の充実強化について 2 少年に対する保護観察の充実強化について
4.25	地方更生保護委員会事務局局長協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門職試験の導入を踏まえた人事管理の在り方について 2 刑務所出所者等の住居確保対策（更生保護施設及び自立準備ホームの活用）について 3 薬物依存のある保護観察対象者等に対する処遇の充実強化について 4 社会貢献活動の積極的な実施について
6.11	地方更生保護委員会事務局総務課長・保護観察所企画調整課長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政改革・コスト削減等に適切に対処するため、予算担当課長として考慮すべき事項について 2 会計業務を巡る諸問題への対応に当たり、予算担当課長として考慮すべき事項について 3 社会貢献活動の活動場所の開拓及び実施における更生保護関係団体との連携の在り方について 4 保護司制度の基盤整備に向けた取組の強化について
6.27・28	地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 少年矯正と更生保護との連携について 2 保護司制度の基盤強化の方策について 3 薬物事犯者に対する処遇の充実強化について
6.28	地方更生保護委員会委員長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮釈放の適正かつ積極的な運用について 2 更生保護行政の重点事項に関する取組について
10.15・16	地方更生保護委員会委員長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮釈放の適正かつ積極的な運用について 2 「再犯防止に向けた総合対策」を踏まえた今後の再犯防止施策について
11.29・30	地方更生保護委員会事務局局長会同	職員の人事管理と育成の在り方について
12.4	地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬物事犯者に対する処遇の充実強化について 2 生活環境の調整の充実強化について 3 事件管理及び部下職員に対する指導等の在り方について

総務課

法務省組織令第43条、第44条 法務省組織規則第13条

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理

常時各庁の事務処理状況の把握に努め、職員の配置及び服務、予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達を発し、質疑に対する回答を行った。

2 更生保護に関する法令の改正等

- (1) 保護観察所組織規則の一部を改正し、統括社会復帰調整官を設置する保護観察所に仙台保護観察所、水戸保護観察所、東京保護観察所及び静岡保護観察所を追加した（平成25年5月16日法務省令第9号として公布）。
- (2) 平成25年5月16日付け法務省令第15号をもって、保護司実費弁償金支給規則の一部が改正され、特殊事務処理費の単価の上限額が改められ、同年4月1日から適用された。
- (3) 平成25年5月29日付け法務省令第18号をもって、更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、更生保護法等の規定による保護措置を委託した場合の更生保護委託費の単価が改められたほか、規制薬物等に対する依存がある刑務所出所者等を更生保護施設に受け入れるための体制整備経費に関する規定等が整備され、同年4月1日から適用された。

3 保護司・更生保護法人役員等の表彰

長年、更生保護事業に従事し、功績のあった保護司・更生保護法人役員・更生保護女性会役員等に対する表彰として、平成25年は、叙勲237人、藍綬褒章261人、法務大臣表彰1000人の顕彰が行われた。

4 常時恩赦

平成25年中の常時恩赦の受理及び処理状況は、次の表のとおりである。

常時恩赦の受理及び処理状況

区 分	受 理							処 理							未 処 理		
	総 数	旧 受	新				復 権	総 数	相 計	当				相 計		そ の 他	
			特 赦	減 刑	刑の執行の免除	復 権				特 赦	減 刑	刑の執行の免除	復 権				
総 数	165 (2)	89 (1)	76 (1)	13	1	5 (1)	57	68 (1)	34 (1)		5 (1)	29	34	12	4	18	97 (1)
保 護 観 察 所	117 (2)	60 (1)	57 (1)			5 (1)	52	46 (1)	28 (1)		5 (1)	23	18			18	71 (1)
刑 事 施 設 検 察 庁	42 6	28 1	14 5	13	3		16 5					16 6	12	4			26

(注) () 内は、職権による恩赦上申のあった人員を示し、内数である。

5 恩赦出願期間短縮

平成25年中に恩赦出願期間短縮願の受理が1件あり、平成24年中に受理した1件

と合わせて2件が不許可となった。

6 医療観察

心神喪失者等医療観察法が施行された平成17年7月以降平成25年までの間の、同法に基づく生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の処理状況は、次のとおりである。

○医療観察施行状況

＜生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の年別処理状況＞

		開始件数	終結件数	係属件数
生活環境 調査事件	平成17年	131	75	56
	平成18年	378 (12)	359 (9)	75 (3)
	平成19年	449 (9)	432 (11)	92 (1)
	平成20年	398 (9)	410 (8)	80 (2)
	平成21年	315 (9)	330 (9)	65 (2)
	平成22年	389 (17)	382 (15)	72 (4)
	平成23年	431 (16)	413 (19)	90 (1)
	平成24年	375 (20)	402 (19)	63 (2)
	平成25年	396 (8)	387 (8)	71 (2)
	累 計	3,262 (100)	3,190 (98)	
生活環境 調整事件 (居住地)	平成17年	47	—	47
	平成18年	191	32	206
	平成19年	253	99	360
	平成20年	259	145	474
	平成21年	210	215	469
	平成22年	246	186	529
	平成23年	280	167	642
	平成24年	263	237	668
	平成25年	275	202	742
	累 計	2,024	1,283	
精神保健 観察事件	平成17年	19	—	19
	平成18年	108	5	122
	平成19年	148	23	247
	平成20年	175	58	364
	平成21年	217	116	465
	平成22年	213	154	524
	平成23年	180	174	530
	平成24年	226	206	550
	平成25年	203	197	556
	累 計	1,489	933	

注1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 生活環境調査事件の欄の()内の数は、法第33条第1項の申立て以外の処遇事件に係る件数であり、内数である。

7 犯罪被害者等施策

(1) 実施状況

平成25年の実施状況は、次のとおりである。

	実 施 状 況
意見等聴取制度	地方更生保護委員会が被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取した件数 304件
心情等伝達制度	保護観察所が被害者等から被害に関する心情等を聴取し保護観察中の加害者に伝達した件数 99件
更生保護における被害者等通知制度	地方更生保護委員会が仮釈放等審理について被害者等に通知した件数 3,441件 保護観察所が加害者の保護観察中の処遇状況等を被害者等に通知した件数 5,832件
相談・支援	保護観察所が犯罪被害者等からの相談に応じ関係機関等の紹介等の支援を実施した件数 1,408件

(2) 研修等の実施

ア 平成24年度被害者担当官等中央協議会

平成25年1月、法務省において、更生保護における犯罪被害者等施策の運用に関する協議等を実施した。

イ 平成25年度新任被害者担当官等研修

平成25年5月、法務省において、全国の新任の被害者担当官等に対し、犯罪被害者等への配慮の在り方等に関する研修を実施した。

ウ 平成25年度被害者担当保護司研修

平成25年9月、法務省において、全国の被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等への配慮の在り方等に関する研修を実施した。

更生保護振興課

法務省組織令第43条、第45条 法務省組織規則第14条

1 平成25年度保護司等中央研修会

保護司等中央研修会は、全国の保護司及び更生保護法人役職員の代表者の参集を求め、更生保護に関する知識の向上及び意欲の増進を図るとともに、当面する諸問題について理解を深め、もって更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

平成25年は、約450人の参加を得て、9月24日及び25日の2日間にわたり、東京都・日経ホールにおいて開催され、1日目は、「保護司に期待すること」と題したシン

ポジウムを行い、基調講演やパネルディスカッションが行われた。2日目は、「生活困窮者支援における保護司の役割」と題し、明治学院大学社会学部社会福祉学科教授新保美香氏による講演が行われた。

2 地方別保護司代表者協議会

地方別保護司代表者協議会は、各地方ごとに保護司の代表者の参集を求め、それぞれの地方において更生保護の活動を推進する上で当面する諸問題について研究協議を行い、更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

3 第50回記念“日本更生保護女性の集い”

平成25年6月18日、東京国際フォーラムにおいて、第50回記念“日本更生保護女性の集い”が開催され、全国から更生保護女性会員約1,400人が一堂に会した。

式典では、更生保護女性会活動に功績のあった個人及び団体に対する、法務大臣感謝状の贈呈及び日本更生保護女性連盟会長表彰の授与が行われたほか、前日の記念祝賀会においては、皇后陛下の御臨席を賜った。

4 平成25年度更生保護女性会員中央研修

更生保護女性会員中央研修は、更生保護の意義を確かめ、今後の更生保護女性会活動の一層の充実発展を期すため、全国の更生保護女性会地区会長の代表100名を参集して、平成25年10月8日から同月10日まで、東京都・ホテルフロラシオン青山において実施された。

「支えあい、共に輝きその先へ」をテーマに日本更生保護女性連盟結成50周年記念シンポジウムを開催したほか、地域活動に必要な知識や技術の習得を目指すため研修を実施すると共に、全国の地域活動の実情について、意見交換を行った。

5 第54回BBS会員中央研修会

BBS会員中央研修会は、都府県BBS連盟において組織の中心となってその活動を積極的に推進しているBBS会員に対し、今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得させることを目的として、平成25年9月28日から同月29日まで、東京都・国立オリンピック記念青少年センターにおいて開催された。全国から56名のBBS会員が参加し、「BBS会の運営について」をテーマに、グループ討議等が行われた。

6 更生保護女性会・BBS会新会員研修

平成23年度から導入された、地区更生保護女性会又は地区BBS会に新たに入会した会員を対象として、更生保護の概要や保護観察対象者等との接し方等に関する基礎的知識及び技能を付与するとともに、保護観察所との連携を一層促進することで地区会活動の充実発展を図ることを目的とした「更生保護女性会・BBS会新会員研修」が、平成25年度も引き続き各保護観察所において実施された。

7 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した

人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動であり、法務省が主唱して、毎年7月を強調月間として実施されている。

平成25年で63回を迎えた本運動は第60回から、運動の趣旨を分かりやすくするため、名称を「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」と改称し、第63回の行動目標は①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう、②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう、③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう、と定めた。加えて、社会経済情勢に即した運動とするため、「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」、「就労・住居等の生活基盤作りにつながる取組の推進」という重点事項を設定し、関係機関・団体による推進委員会を設置して、地域住民の参加を得て各種の行事が実施された。その実施状況は次のとおりである。

(1) 推進委員会の設置状況

中央に115の関係機関・団体で構成された中央推進委員会が設置されたほか、各都道府県単位（北海道にあっては、道及び道内各保護観察所単位）に51の都道府県実施委員会が、また、市区町村等を単位に全国で1,606の地区推進委員会が設置された。

(2) 行事の実施状況

(中央推進委員会関係)

行 事 名	内 容
全国矯正展	5月31日、6月1日に実施
街頭広報活動	7月1日、東京・銀座数寄屋橋公園において、法務大臣及び本運動フラッグアーティストの谷村新司氏などにより、街頭広報活動を開催
みんなで作ろうアートの世界（ワークショップ）	7月14日、28日、指定障害者施設メイプルガーデンにて東京藝術大学及び社会福祉法人愛成会の協力の基、ワークショップを実施した。
作文コンテスト	全国の小中学生279,732人が参加
保護観察官による更生保護出張講座	全国の福祉関係者等を主な対象として保護観察官による更生保護に関する講座を開催した。

(地方推進委員会関係)

行 事 名	都道府県		市 町 村		合 計	
	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員
推 進 委 員 会 議	55	4,448	3,323	69,065	3,378	73,513
街 頭 広 報 活 動	84	28,974	7,268	293,648	7,352	322,622
ミニ集会・住民集会等	945	10,399	8,070	280,642	9,015	291,041
講演会・シンポジウム	113	7,397	950	132,593	1,063	139,990
弁 論 大 会	5	1,239	261	49,250	266	50,489
ポスター・標語募集	11	46,576	2,859	192,859	2,870	239,435
ス ポ ー ツ 大 会	18	19,627	467	116,673	485	136,300
ワ ー ク シ ョ ッ プ 等	5	329	467	78,673	472	79,002
相 談 所 開 設	29	100	1,260	10,496	1,289	10,596
矯正施設製品展示会	18	40,154	81	24,404	99	64,558
1 日 保 護 観 察 所 長	14	2,772	10	645	24	3,417
関係機関団体協議会・大会	60	4,113	3,404	150,893	3,464	155,006
募 金 ・ 物 品 等 寄 贈	2	2	1,229	105,260	1,231	105,262
矯正施設・更生保護施設訪問	34	471	988	15,025	1,022	15,496
更生保護関係者集会	2	491	1,641	39,268	1,643	39,759
生徒指導担当教諭等との座談会	182	4,583	2,698	25,557	2,880	30,140
街頭補導活動・防犯パトロール等	549	6,281	12,917	141,726	13,466	148,007
非行防止・薬物乱用防止教室	83	8,065	1,215	91,372	1,298	99,437
清掃活動・落書き消し	29	467	533	95,230	562	95,697
有害図書・チラシの撤去	18	95	211	2,402	229	2,497
犯罪・非行防止活動への取材要請	64	100	215	2,688	279	2,788
住 民 意 識 等 の 調 査 研 究	0	0	77	5,189	77	5,189
そ の 他	953	93,707	2,028	132,234	2,981	225,941
合 計	3,273	280,390	52,172	2,055,792	55,445	2,336,182

8 保護区数及び保護司定数

平成25年末における保護観察所別の保護区数及び保護司定数は、次の表のとおりである。

庁名	保護区数	保護司定数	保護司実数	庁名	保護区数	保護司定数	保護司実数
札幌	31	1,435	1,267	大津	9	498	482
函館	8	541	462	京都	22	1,232	1,082
旭川	12	724	643	大阪	56	3,452	3,136
釧路	16	860	742	神戸	34	2,151	1,958
計	67	3,560	3,114	奈良	14	578	549
				和歌山	10	654	634
青森	11	630	571	計	145	8,565	7,841
盛岡	14	667	628				
仙台	17	807	744	鳥取	8	390	380
秋田	12	715	649	松江	9	510	493
山形	11	666	636	岡山	18	1,042	948
福島	18	1,010	966	広島	23	1,338	1,252
計	83	4,495	4,194	山口	13	850	807
				計	71	4,130	3,880
水戸	19	969	930				
宇都宮	13	927	863	徳島	9	506	474
前橋	13	896	847	高松	9	590	553
さいたま	25	1,644	1,535	松山	12	804	744
千葉	26	1,418	1,301	高知	15	600	557
東京	33	4,375	3,473	計	45	2,500	2,328
横浜	45	2,001	1,787				
新潟	21	1,055	991	福岡	30	2,157	1,936
甲府	13	490	466	佐賀	8	550	508
長野	19	1,015	956	長崎	11	890	820
静岡	28	1,495	1,393	熊本	16	1,043	963
計	255	16,285	14,542	大分	12	660	619
				宮崎	12	605	562
富山	11	605	567	鹿児島	15	910	837
金沢	8	552	527	那覇	8	615	547
福井	10	435	416	計	112	7,430	6,792
岐阜	21	790	759				
名古屋	42	2,389	2,246	合計	886	52,500	47,914
津	16	764	708				
計	108	5,535	5,223				

9 更生保護事業を営む者

- (1) 平成25年末における更生保護事業を営む者の数及び組織の状況は次の表のとおりである。

区 分	組織態様別団体数			更生保護施設数
	更生保護法人	非更生保護法人	計	
継続保護事業を営む者	98	3	101	103
連絡助成事業を営む者	16	1	17	…
一時保護事業を営む者	1	-	1	…
連絡助成及び一時保護事業を営む者	49	-	49	…
すべてを営む者	1	-	1	1
計	165	4	169	104

(注) 継続保護事業を営む者のうち、2箇所の更生保護施設の設置運営の認可を受けているものが2法人ある。

- (2) 天皇誕生日に際して、更生保護法人8団体（更生保護法人旭川保護会、更生保護法人斉修会、更生保護法人真哉会、更生保護法人鶴舞会、更生保護法人福井福田会、更生保護法人盟親、更生保護法人美作自修会、更生保護施設福岡弥生寮）が、事業奨励のための御下賜金を拝受した。
- (3) 平成25年末における更生保護施設の状況は、次の表のとおりである。

ア 地方別分布状況

区 分	全国	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
更生保護施設数	104	8	6	36	12	13	8	4	17
収容定員	2,351	186	113	861	249	381	161	70	330

イ 収容区分別施設数

区 分	男子	女子	男女とも	計	(平成25年4月1日現在計)
少年だけを扱う	3	0	0	3	3
成人だけを扱う	19	0	1	20	20
少年・成人とも扱う	68	7	6	81	81
計	90	7	7	104	104

ウ 収容区分別収容定員

区 分	男子	女子	計	(平成25年4月1日現在計)
少年	321	47	368	361
成人	1,894	134	1,983	1,979
計	2,170	181	2,351	2,340

(4) 平成25年度の収容保護状況は、次の表のとおりである。

区分	全国
総数 実人員	8,292
延人員	626,960

※実人員は、種別異動を除外している。

(5) 平成25年度更生保護事業関係予算は、次の表のとおりである。

区分	更生保護委託費										
	総額	入所委託							その他施設等		
		更生保護施設							緊急の住居確保分		
		補導 援護費 (一般分)	補導 援護費 (加算分)	食事付 宿泊費	宿泊費	委託 事務費	支援計画 書作成費	宿泊費	食事 給与費	自立準備 支援費	
単価 (円)	-	141.75	122.85	1,944.82	671.02	4,306.79	8,500	1,500	1,213	2,000	
金額 (千円)	4,544,207	93,946	8,914	1,065,995	76,927	2,854,374	62,509	108,000	62,591	144,000	

区分	更生保護委託費							更生保護 事業費 補助金
	入所委託			通所委託				
	その他施設等			薬物依存対策分				
	宿泊費	食事 給与費	自立準備 支援費	補導援護 費(薬物 依存回復 訓練分)	補導援護 費(職業 訓練委託 分)	補導援護 費(薬物 依存回復 訓練分)		
単価 (円)	1,500	1,213	2,000	879	3,064	879	-	
金額 (千円)	13,770	11,135	18,360	13,849	5,576	4,261	223,787	

(6) 更生保護施設経営研究会の開催

平成25年1月30日から31日まで、標記研究会が、アルカディア市ヶ谷において開催された。

(7) 更生保護施設管理研修の開催

平成25年10月10日から11日まで、法務省浦安総合センターにおいて、標記研修が実施された。本研修は、比較的経験の少ない更生保護施設の施設長が、施設の責任者として、業務の管理、処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等の向上を図ることを目的としており、全国の更生保護施設から15人の施設長が参加した。

(8) 薬物処遇重点実施研修の実施

平成25年11月19日から20日まで、更生保護会館において、標記研修が実施された。本研修は、薬物処遇重点実施更生保護施設に配置された薬物専門職員が重点的な薬物処遇を実施するために必要な基本的知識等を習得することを目的としたものであり、全国5の施設から9人の薬物専門職員等が参加した。

(9) 新任更生保護施設補導職員研修の開催

平成25年11月20日から22日まで、法務省において、標記研修が実施された。本研修は、比較的経験年数の少ない更生保護施設の補導職員を対象に、職務遂行に必要な処遇に関する基礎的知識を修得させることを目的としており、全国の更生保護施設から25人の補導職員が参加した。

10 刑務所出所者等に対する就労支援施策

平成18年度から、矯正局及び厚生労働省（労働局、公共職業安定所）と連携して、刑務所出所者等の就職促進を図るため、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。

なお、平成24年度までの刑務所出所者等総合的就労支援対策による就労支援対象者数及び就職者数は、次の表のとおりである。

	対象者数	(うち就職者数)
平成18年度	2,976	1,438
19	5,493	2,043
20	5,843	2,138
21	6,371	2,089
22	6,870	2,203
23	7,786	2,757
24	7,921	2,684

観察課

法務省組織令第43条、第46条 法務省組織規則第15条

1 仮釈放・仮退院

(1) 生活環境の調整

平成25年中に全国の保護観察所が新たに開始した収容中の者に対する生活環境調整の人員は55,212人で、前年の55,662人と比較して450人（0.8%）減少している。これを、本人が収容されている矯正施設の種別に区分して対比すると、次の表のとおりである。

収容中の生活環境調整の開始人員

年次	総数	刑務所 少年刑務所 拘置所	少年院	婦人補導院
平成20年	49,017	44,159	4,858	-
21	46,264	41,439	4,825	-
22	48,059	43,190	4,869	-
23	51,702	47,010	4,691	1
24	55,662	50,716	4,944	2
25	55,212	50,468	4,744	-

(2) 仮釈放

平成25年中に地方更生保護委員会が新たに仮釈放審査を開始した人員は、15,594人で、前年の16,310人と比較して、716人（4.4%）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮釈放を許す旨の決定をした人員は14,731人で、前年の15,070人と比較して339人（2.2%）減少している。

仮釈放率と仮釈放期間の推移については、次の表のとおりである。

区 分	20	21	22	23	24	25
仮釈放率（%）	50.1	49.2	49.1	51.2	53.5	55.1
仮釈放期間（月）	4.7	4.6	4.6	4.5	4.5	4.3

- (注) 1 「仮釈放率」とは、仮釈放者と満期釈放者の総数に占める仮釈放者数の割合である。
2 「仮釈放期間」とは、全仮釈放者の仮釈放期間の総和を仮釈放者数で除した月数である。
3 無期刑仮釈放者を除く。

(3) 少年院からの仮退院

平成25年中に地方更生保護委員会が新たに仮退院審査を開始した人員は3,387人で、前年の3,476人と比較して89人（2.6%）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮退院を許す旨の決定をした人員は3,427人で、前年の3,398人と比較し29人（0.9%）増加している。

なお、短期処遇を実施する少年院の在院者については、できるだけ早期に仮退院させ保護観察に移行することが本人の処遇上効果的であることから、地方更生保護委員会における仮退院審査の迅速、効率化を図っている。また、仮退院後の保護観察についても、短期間に集中的な処遇を実施することにより、成績良好な者の保護観察を早期に終了させる「退院」の措置を積極的に採るよう努めている。

(4) 関係施策

ア 更生保護法第36条第1項の規定による調査

更生保護法第36条第1項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「36条調査」という。）とは、地方更生保護委員会が仮釈放等の審査を開始するか否かを判断するための調査で、委員又は地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官は、本人と面接したり、関係記録・資料等の閲覧、収集、整備、保護観察所と矯正施設との連絡、情報交換を緊密に行うことにより、矯正施設被收容者の社会復帰の障害となるような様々な問題の早期かつ確かな把握に努めている。

また、刑事施設における行状等に特段の問題はないと認められるものの、釈放後の帰住予定地が確保されていない受刑者については、刑事施設と協議の上、積極的に36条調査の対象としている。

なお、札幌、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の各刑務所には、地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官が駐在し、36条調査等の実施に当たっている。

イ 薬物事犯受刑者に対する社会内移行調査

刑の一部の執行猶予制度の導入を見据え、地方更生保護委員会において、薬物事犯受刑者の円滑な社会内移行を図るため、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯受刑者特有の問題性に焦点を当てた36条調査を行うことにより、問題性に応じた出所後の帰住先の確保、関係機関における情報の共有及び薬物事犯受刑者とその家族等に対する働き掛けを図ることを目的として、平成25年4月1日から実施している。

ウ 長期刑受刑者の仮釈放審理の充実

長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者は、拘禁期間が長く、社会復帰に困難を伴う者が多いため、仮釈放の審理、決定においては特に慎重な配慮を要することから、仮釈放の審理のための調査をできるだけ早期に開始し、複数回の委員面接を実施したり、医師等の専門家の面接を実施するほか、検察官の意見を聞くなどして、その審理、決定の適正、充実を図っている。また、これらの者を仮釈放したときは、その円滑な社会復帰に資することを目的として長期刑仮釈放者に対する中間処遇（262ページ参照）を実施している。

2 保護観察

(1) 概況

平成25年中に保護観察に付された者の総数は、42,117人で、その種別の構成比は、保護観察処分少年（1号観察）49.4%、少年院仮退院者（2号観察）8.1%、仮釈放者（3号観察）34.7%、保護観察付執行猶予者（4号観察）7.7%であり、婦人補導院仮退院者（5号観察）はなかった。保護観察開始人員の総数の推移は次の表のとおりである。

保護観察種別開始人員歴年比較（平成16年～平成25年）

（単位：人）

年次	保護観察処分少年		少年院 仮退院者	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者	合計
		(うち交通短期)				
平成16年	40,817	(18,560)	5,436	16,690	5,251	68,194
17	36,260	(15,916)	4,886	16,420	4,996	62,562
18	33,576	(14,101)	4,711	16,081	4,473	58,841
19	30,554	(12,706)	4,344	15,832	4,148	54,878
20	27,169	(10,455)	3,994	15,840	3,714	50,717
21	26,094	(9,908)	3,869	14,854	3,671	48,488
22	25,525	(9,485)	3,883	14,472	3,682	47,562
23	23,580	(8,276)	3,601	14,620	3,398	45,199
24	22,557	(7,809)	3,421	14,700	3,376	44,056
25	20,811	7,327	3,428	14,623	3,255	42,117

(注) 婦人補導院仮退院者（5号観察）は、平成24年に2人あった。

保護観察開始人員を事件の内容別に見ると、無職等対象者、覚醒剤事犯対象者等、問題性が大きいと認められる事案の係属事件数に占める割合は依然として高く（後述「3(2)イ 類型別処遇」参照）、今後とも保護観察及び生活環境の調整の充実、強化を図る必要がある。

(2) 保護観察の充実強化に関する措置

ア 段階別処遇

更生保護法の施行に際し、従来の分類処遇を発展的に解消し、段階別処遇が導入された。これは、保護観察対象者について、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性及びその改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、これに基づいて、保護観察対象者を処遇の難易により区分したS、A、B及びCの各段階に編入するとともに、各段階に求められる処遇の強度に応じて、保護観察官と保護司の協働態勢の下における両者の適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、各段階における処遇の実施状況に即して、段階の変更、不良措置、良好措置等の措置を的確にとることとしている。

イ 類型別処遇

平成25年末現在の類型別処遇における類型認定状況は、交通短期保護観察及び10月以内の短期保護観察を除く全係属保護観察対象者中、無職等対象者が17.7%、覚醒剤事犯対象者が9.1%（同24年末はそれぞれ17.8%、9.2%）などになっており、問題性が大きいと認められる事案は、前年に引き続き高い割合を示している。

同25年においては、類型別処遇の充実を図るために、地方更生保護委員会・保護観察所において、処遇協議会・研修会等の開催、各種集団処遇、特定類型該当者の保護者会・引受人会等、多様な活動が実施された。

ウ 短期保護観察

短期保護観察は、非行性の進度がそれほど深くない少年に対して、重点的に指導すべき領域を定め、これに対応する課題を設定して履行させることにより、短期間でその社会適応の促進を図ろうとするものであり、概ね6～7月で解除することを目指している。平成25年の保護観察開始人員は2,995人となっている。

エ 交通短期保護観察

交通短期保護観察の開始人員は、ここ数年減少傾向にあり、平成25年も前年に比べて約482人減少し7,327人であったが、保護観察事件全体の中で依然として大きな比重を占めている。同年においては、集団講習を保護観察対象者の運転免許保有の有無、違反態様等によりグループに分けて実施したり、視聴覚教材を活用するなどして、処遇内容の充実を図った。

オ 社会貢献活動

特別遵守事項により社会貢献活動を義務付ける制度の導入を見据え、平成23年度から先行実施を行っており、25年度は、先行実施の結果を踏まえ、処遇効

果が見込まれる保護観察対象者の選定等に関し、検討・検証を行うとともに、多様な活動場所の確保等に努めた。

カ 更生保護官署職員の育成について

平成19年3月「更生保護官署職員育成要綱」が制定され、同年4月から実施されている。本要綱は、保護観察官を始めとする更生保護官署職員の実力向上を図るため、保護観察官については、職場における実務訓練（OJT）を重点的に実施するとともに、研修等を通じて、保護観察処遇をより効果的に行うために必要な知識、技術等を身に付けさせるものとする。特に、新任保護観察官に対しては、新規補職から2年間を育成期間と位置付け、指導的立場の保護観察官（主任保護観察官）の下でOJTを行わせることにより、保護観察官に必要とされる多様な実務経験を積ませている。

キ 長期刑仮釈放者に対する中間処遇

中間処遇制度は、長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者はその犯した犯罪が重大であるほか、社会から長期間隔離されるなど社会復帰上種々困難な多くの問題を有し、仮釈放後の保護観察の実施についても特別な配慮が必要であることから、仮釈放当初の1か月程度更生保護施設に居住させ、生活訓練を中心とした特別な処遇を集中的、計画的に実施することなどにより、円滑な社会復帰を図ることを目的とするものである。平成25年12月31日現在、中間処遇を実施する施設として指定されている更生保護施設は、72施設に及んでいる。

なお、中間処遇の実施状況は、次の表のとおりである。

中間処遇実施状況

年次	開始人員			終了人員			年末現在実施中の人員		
	無期刑	有期刑	計	無期刑	有期刑	計	無期刑	有期刑	計
平成20年	5	78	83	5	77	82	-	4	4
21	5	76	81	5	78	83	-	2	2
22	6	125	131	6	120	126	-	7	7
23	3	92	95	3	94	97	-	5	5
24	7	122	129	7	113	120	-	14	14
25	8	131	139	8	137	145	-	8	8

ク 定期駐在と更生保護施設駐在

保護観察官が、担当する保護区の市区町村役場、公民館等に定期的に出向き、そこに終日駐在して保護観察対象者との面接、保護観察対象者宅への訪問、保護司との処遇協議、関係機関との連絡、非行や問題行動等に関する地域住民からの相談への対応等の業務を行う定期駐在は、保護観察官の地域活動として極

めて重要な機能を果たしている。

また、更生保護施設においても、保護観察官が定期的に夜間駐在、宿泊駐在をするなどして、被保護者に対する夜間の集会指導、個別の相談助言に当たった。

ケ 関係機関との連携

各地で家庭裁判所と少年保護関係機関（少年鑑別所、少年院、児童相談所、児童自立支援施設等）、教育関係機関（教育委員会、高等学校、中学校、小学校等）又は警察関係機関との連絡協議会が開催され、保護観察所の職員が出席した。

また、薬物依存のある保護観察対象者等に対して、必要な支援を円滑に実施することができるよう、薬物依存からの回復に係る機関・団体（精神保健福祉センター、保健所、医療機関、地方公共団体主管課、ダルク等の自助グループ等）との連絡協議会を各地で開催している。

3 審査請求事件の処理

平成25年中に新たに受理した不服申立ての件数は21件あり、うち保護観察所に行った処分等に対する審査請求は2件あった。

なお、審査請求の受理・処理状況は、次の表のとおりである。

審査請求の受理・処理状況

(平成25年)

請求の内容	受 理		処 理				翌年へ 繰 越
	前年繰越	本年新受	請求認容	請求棄却	請求却下	請求取下	
仮釈放取消決定処分に対する不服	-	18	-	16	3	-	-
そ の 他	-	1	-	-	1	-	-
特別遵守事項の設定	-	2	-	1	-	-	1

(注) 1件につき請求棄却及び請求却下の裁決を行ったものは、それぞれ1件として計上している。

参事官

法務省組織令第12条

1 「刑法等の一部を改正する法律」による更生保護法の一部改正

平成25年6月19日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」において更生保護法の一部改正を行い、特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加えたほか、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則、保護観察付一部執行猶予者の住居の特定手続、地方更生保護委員会の関与による生活環境調整の充実強化に関する規定の新設等を行った。

2 省令の改正

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第20号）において、特別遵守事項の取消手続について規定されてい

るところ、業務の効率化・円滑化の観点から、期間の満了が一定の事実の発生により、当然にその遵守の必要がなくなった当該特別遵守事項の取消手続を不要とすることを内容とする同規則の改正を行った（平成25年12月20日法務省令第29号として公布）。

3 更生保護制度についての調査研究

更生保護制度の充実を図るため、主要各国の更生保護制度等の情報及び資料の収集整備その他の調査研究を行った。

VI 人権擁護局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第8条、第12条、
第47条～第50条、法務省組織規則第16条)

〈重要施策の概要〉

1 人権啓発活動の推進

人権の尊重は、我が国憲法の重要な柱の一つであり、民主政治の基本でもある。全ての人の人権が尊重される社会を実現するには、一人一人が人権についての正しい認識を持つと同時に、他人の人権を尊重する意識を持つことが必要である。

法務省の人権擁護機関は、各種の人権啓発活動により、国民の間に広く人権尊重の思想が定着するよう努めている。しかし、我が国社会の人権状況を見てみると、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者・回復者等、刑を終えて出所した人の問題、さらには、インターネット等のメディアを利用した差別やプライバシー侵害の問題等、様々な人権課題がある。

このような状況を踏まえ、法務省の人権擁護機関は、「人権の世紀」と言われる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような啓発活動を行っていく必要がある。そこで、平成25年度啓発活動重点目標を、「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」と定め、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育てていくような啓発活動を積極的に展開していくこととした。

2 人権啓発活動ネットワークの整備

人権啓発活動は、法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村及び公益法人等の多様な主体によって実施されてきたが、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月17日）及び「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月4日策定）等において、人権啓発を更に効果的なものとしていくためには、それぞれの主体間における実施体制の整備と併せ、多様な主体が連携・協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備等が必要であるとされた。これを受けて、法務省では、平成12年9月までに、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を全法務局・地方法務局（50局）において構築した。

さらに、人権擁護推進審議会の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申（平成11年7月29日）において、ネットワークを市町村レベルにも拡大する必要があるとされた。これを受けて、法務省では、平成20年3月までに、法務局・地方法務局の本局及び支局とその管轄内の市町村及び人権擁護委員協議会等を構成

員とする「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を193か所において構築した。

ネットワーク協議会が設置された都道府県や市町村においては、今まで並行的に人権啓発活動を実施していた機関を一元的に集約し、法務局・地方法務局が中心（事務局）となって、各種啓発活動について計画的かつ効果的な事業として総合的に調整を図るとともに、法務省から委託を受けた人権啓発活動地方委託事業について、地方公共団体とネットワーク協議会が連携・協力することにより、住民に親しみやすくかつ参加しやすい要素を取り入れつつ、地域に密着した多様な人権啓発活動を実施している。

3 人権救済活動の充実

人権侵害を受けている被害者の救済は、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。法務省の人権擁護機関は、被害者の実効的な救済を図ることを目指し、人権相談においては、救済すべき事案を見逃すことのないように留意している。また、人権侵犯事件として立件したものについては、迅速かつ適正な調査を遂げた上、問題の解決に向けた実効的な措置を執り、アフターケアにも努めている。

4 東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、法務省の人権擁護機関では、福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待等、震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、人権教室の実施、シンポジウムの開催、ホームページにおける緊急メッセージや腹話術師いっこく堂氏の協力を得たデジタルコンテンツの掲載、マスメディアを活用したスポットCMやインターネットバナー広告の実施等の人権啓発活動を実施してきたほか、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。

また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害者の救済を図るため適切に対処している。

総務課

法務省組織令第47条、第48条 法務省組織規則第16条

1 人権擁護委員及びその組織

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、それぞれ自己の居住する市町村（特別区を含む。）の区域において、人権思想の普及に努め、国民の基本的な人権が侵害されることがないように配慮し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、法務局・地方法務局とともに速やかに適切な処置を行うことを重要な使命としている。

人権擁護委員は、全国を317（平成26年1月1日現在）に区分して設けられている人権擁護委員協議会及び全国で50の都道府県人権擁護委員連合会（北海道においては札幌、函館、旭川及び釧路の4連合会）に所属し、都道府県人権擁護委員連合

会をもって組織されている全国人権擁護委員連合会は、委員組織体相互間の連絡調整、資料及び情報の収集あるいは研究発表、その他関係機関に対する要望等を行っている。

人権擁護委員数の推移は次の表のとおりである。

人 権 擁 護 委 員 数

年 次 (年月日)	人 権 擁 護 委 員 数		
	(人)	うち女性委員数(人)	比率 (%)
平成22.1.1	13,586	5,897	43.4
23.1.1	13,689	6,036	44.1
24.1.1	13,755	6,092	44.3
25.1.1	13,767	6,134	44.6
26.1.1	13,809	6,222	45.1

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るには人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備する必要がある。

こうしたことから、平成25年度においては、全国の法務局・地方法務局に74人の企画担当委員を配置し、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動全般に係る企画・立案、組織体の運営、法務局・地方法務局はもとより地方公共団体や学校等関係機関との連携・連絡調整等の業務を重点的に行う「企画常駐」を新たに導入した。

2 人権擁護委員の活動状況

(1) 人権相談等

平成25年中に人権擁護委員が取り扱った人権相談件数は146,709件である。これは人権擁護機関が同年中に取り扱った人権相談総件数256,447件の57.2%に当たる。

なお、人権相談に対する取組を強化し、人権擁護委員活動の一層の強化を図るため、平成3年に、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して人権相談等の職務を行う「相談常駐」を導入し、相談体制の充実・強化を図っている。

また、人権擁護委員が同年中に人権侵犯の被害者等から被害の申告を受け、あるいは人権侵犯の疑いがあるとして法務局へ通報した件数は、12,050件であるが、そのほか法務局・地方法務局と共同して人権侵犯事件を取り扱っており、国民の基本的人権の擁護に多大の貢献をしている。

(2) 「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」の開設

全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」である6月1日を中心と

して、全国の各市区町村において特設相談所を開設し、地域住民からの相談に応じた。

(3) 東日本大震災の被災者に向けた特設相談所の開設

東日本大震災の被災地において特設相談所を開設するほか、仮設住宅を戸別訪問し、被災者からの相談に応じた。

(4) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、平成25年6月24日（月）から6月30日（日）までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、子どもをめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。

また、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ防止法」という。）が施行されたのを契機に、平成25年9月30日（月）から10月4日（金）までの5日間、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を追加実施した。

(5) 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、平成25年9月9日（月）から同月15日（日）までの7日間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間として、高齢者や障害者をめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。

(6) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（毎年11月12日～同月25日）の平成25年11月18日（月）から同月24日（日）までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。

(7) 「子どもの人権SOSミニレター」の取組

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」等に関する悩みごとを把握し、子どもの人権問題の解決に当たることを目的として、悩みごとを書いて投函できる「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全小中学生へ配布、寄せられたレターに対して返信した。

(8) 人権啓発活動

人権擁護委員は、各地域において、住民一人一人の人権意識を高め、人権についての理解を深めてもらうため、主に小学生を対象に、人権教室や人権の花運動を実施するほか、高校・大学におけるデートDV講座や地元企業における人権研修等各種啓発活動を実施した。平成25年度に開催された人権教室のうち、人権擁護委員が関与したものは、全体の98.6パーセントに当たる15,937回であった。

また、全国人権擁護委員連合会は、法務省と共催で「第33回全国中学生人権作文コンテスト」を実施した。

(9) 第60回「国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール」等の実施

国際連合憲章及び世界人権宣言の精神を普及し、基本的人権の尊重の精神に立

脚した国際理解・国際協力の重要性を広く国民に訴えるために、全国人権擁護委員連合会は日本国際連合協会等と共催で、「高校生の主張コンクール」を実施し、多大の成果を挙げた。

(10) 第61回全国人権擁護委員連合会総会

平成25年7月18日から19日にかけて、福岡県福岡市において開催され、予算、事業（行事）計画等について熱心な討議が行われた。

なお、同総会において、次の宣言及び決議が採択されたほか、大阪市において、部活動中の体罰が背景にある高校生の自殺事案が発生し、学校における体罰問題について大きな社会的な関心の高まりをみせたことを踏まえ、「学校等における体罰問題に関するメッセージ」を国民に発信した。

・社会の期待に応える人権擁護委員活動を委員が一丸になって(宣言及び決議)

3 人権擁護委員の表彰

長年、人権擁護活動に従事し、功績のあった人権擁護委員に対する表彰として、平成25年は、叙勲14人、藍綬褒章19人、法務大臣表彰150人の顕彰が行われた。

4 「人権擁護功労賞」表彰

人権擁護活動に顕著な功績があった団体等に対する表彰として、法務大臣表彰状が1団体、全国人権擁護委員連合会長表彰状が3団体に、また、法務大臣感謝状が4団体、全国人権擁護委員連合会長感謝状が1団体に、それぞれ授与された。

5 人権擁護局報の編集・発行

人権擁護事務担当職員の執務参考のため隔月1回編集・発行している。平成25年は第342号から第347号を発行した。

調査救済課

法務省組織令第47条、第49条

1 人権侵犯事件の新規救済手続開始状況

法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害の被害の救済に努めている。平成16年、多様化する人権侵犯事件に対応し、被害者の実効的救済を図ることを目的に人権侵犯事件調査処理規程の全面改正を行った。

(1) 事件数

平成25年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件数は22,437件で、前年に比し、493件減少した。この手続開始件数の開始内訳をみると、人権を侵害された者、あるいはその親族等の関係者から、人権侵犯の事実がある旨及びこれに対し擁護救済を求める旨の口頭又は書面による申出を受けた「申告」が21,545件で、新規手続開始総数の96.0%を占めている。

(2) 事件の傾向

平成25年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件のうち私人間の人権侵犯

事件は15,562件（69.4％）で、前年に比し、1,084件（6.5％）減少し、公務員等による人権侵犯事件は6,875件（30.6％）で、前年に比し、591件（9.4％）増加した。

次に、人権侵犯事件の内訳をみると、私人間の人権侵犯事件では、「暴行虐待」4,452件、「住居の安全に対する侵犯」3,265件、「強制・強要」2,894件、「名誉・信用及びプライバシーに対する侵犯」1,773件、「労働権に対する侵犯」1,597件、「差別待遇」630件などとなっている。

公務員等の職務執行に伴う人権侵犯事件では、「学校におけるいじめ」4,034件、「教育職員によるもの」2,022件、「警察官によるもの」237件、「刑務職員によるもの」166件、地方公務員等「その他の公務員によるもの」410件などとなっている。

(3) 人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成21年～同25年)

年次	私人間の 侵犯事件	公務員等による 侵犯事件	計	対前年増減比（％）（△は減）		
				私人間	公務員	全体
平成21年	17,706	3,512	21,218	1.6	△ 1.4	△ 0.9
22	16,957	4,739	21,696	△ 4.2	34.9	2.3
23	17,027	5,141	22,168	0.4	8.5	4.5
24	16,646	6,284	22,930	△ 2.2	22.2	3.4
25	15,562	6,875	22,437	△ 6.5	9.4	△ 2.2

(4) 私人間の人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成24・25年)

区 分	平成24年	平成25年	対前年増減比(%) (△は減)
暴行虐待	4,977	4,452	△ 10.5
住居の安全に対する侵犯	3,542	3,265	△ 7.8
強制・強要	3,060	2,894	△ 5.4
名誉・信用及びプライバシーに対する侵犯	1,740	1,773	1.9
労働権に対する侵犯	1,559	1,597	2.4
差別待遇	780	630	△ 19.2
人身の自由に対する侵犯	92	83	△ 9.8
教育を受ける権利に対する侵犯	9	10	11.1
信教の自由に対する侵犯	20	19	△ 5.0
私的制裁	6	4	△ 33.3

(注) 本表は、私人間の侵犯事件のうち主要事件を掲載した。

(5) 公務員等による人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成24・25年)

区 分	平成24年	平成25年	対前年増減比(%) (△は減)
学校におけるいじめ	3,988	4,034	1.2
教育職員によるもの	1,423	2,022	42.1
特別公務員によるもの			
警察官によるもの	208	237	13.9
その他の特別公務員によるもの	24	6	△ 75.0
刑務職員によるもの	215	166	△ 22.8
その他の公務員によるもの	426	410	△ 3.8
計	6,284	6,875	9.4

(注) 1 「学校におけるいじめ」とは、いじめに対する学校の不適切な対応等をいい、私立学校におけるいじめを含む。
2 「教育職員によるもの」とは、教員による体罰・不適切な指導等をいい、私立学校の教育職員を含む。

2 人権侵犯事件の処理状況

平成25年中に処理した人権侵犯事件数は、22,172件（私人間による人権侵犯事件15,553件、公務員による人権侵犯事件6,619件）で前年に比し、522件（2.3%）減少した。

主なものを、処理区分別にみると、「援助」が20,663件（93.2%）と最も多く、「要請」が401件（1.8%）、「説示」が244件（1.1%）、「調整」が50件（0.2%）、「措置猶予」が24件（0.1%）、及び「啓発」が137件（0.6%）である。

このほか、「侵犯事実不明確」が802件（3.6%）、「侵犯事実不存在」が31件（0.1%）

となっている。

3 人権相談

(1) 人権相談事件数

平成25年中に法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談は256,447件である。全国の法務局・地方法務局及びその支局では、常設人権相談所が開設されており、面接又は電話により相談を受け付けている。電話による相談についてはナビダイヤル化（平成23年4月から）され、全国共通の電話番号となった。

また、法務局・地方法務局には、専用電話相談窓口として、子どもの人権問題に係る「子どもの人権110番」及び女性の人権問題に係る「女性の人権ホットライン」（ともに平成18年4月からナビダイヤル化、子どもの人権110番については平成19年2月からフリーダイヤル化）がそれぞれ開設されており、平成25年中は「子どもの人権110番」については28,847件、「女性の人権ホットライン」については21,119件の利用があった。全国の小中学生に配布された「子どもの人権 SOS ミニレター」（便箋兼封筒）については、平成25年中に18,180件の利用があった。

さらに、インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権問題に関する相談を24時間365日受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」（SOS-eメール）が開設されており、平成25年中は8,776件の利用があった。

(2) 人権相談を強化するための取組

これらの取組の強化を目的として、以下のとおり各種強化週間を実施した。これらの強化週間中は、平日の相談受付時間を午後7時まで延長し、また、平日には利用が困難な方も相談しやすいよう閉庁日にも開設（午前10時から午後5時まで）して、電話相談に応じた。

なお、平成25年については、いじめ防止法の施行を契機に、平成25年9月30日（月）から10月4日（金）までの5日間、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を追加実施した。

ア 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（6月24日（月）から同月30日（日）までの7日間）

イ 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間（9月9日（月）から同月15日（日）までの7日間）

ウ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月18日（月）から同月24日（日）までの7日間）

(3) 外国人のための人権相談所の開設

東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松の各法務局及び神戸、松山の各地方法務局においては、通訳を配置した「外国人のための人権相談所」をそれぞれ開設している。

4 人権相談等の広報

(1) テレビ, ラジオ

- 6月22日・23日 政府広報・ラジオ番組「なるほど!ニッポン情報局」
テーマ 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関してスポットCMとして放送
- 8月31日・9月1日 政府広報・ラジオ番組「なるほど!ニッポン情報局」
テーマ 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施に関してメインテーマとして放送
- 11月16日・17日 政府広報・ラジオ番組「なるほど!ニッポン情報局」
テーマ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関してスポットCMとして放送

(2) 新聞, 雑誌

- 6月24日～6月30日 全国紙, ブロック紙, 地方紙での突き出し広告
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報
- 9月10日～9月15日ほか 全国紙, ブロック紙, 地方紙での突き出し広告
全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施に関する広報
- 11月 内閣府政府広報誌「共同参画」
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(3) その他

- 6月 政府広報オンライン「月間・週間(6月)」
- 6月 政府広報オンライン「各府省の広報から」
- 6月24日～6月30日 政府広報・インターネットテキスト広告(Yahoo! JAPAN)
テーマ 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報
- 7月 政府広報オンライン「音声広報CD『明日への声』」
- 8月 政府広報オンライン「月間・週間(9月)」
- 9月 政府広報オンライン「お役立ち情報」
- 9月 政府広報オンライン「数字で日本が見えてくる」
- 9月9日～9月15日 政府広報・インターネットテキスト広告(YOMIURI ONLINE)
テーマ 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施に関する広報
- 9月 政府広報オンライン「各府省の広報から」
テーマ 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間追加実施に関する広報
- 9月2日～10月3日 インターネットバナー広告
テーマ いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口
- 11月 政府広報オンライン「各府省の広報から」

- 11月 政府広報オンライン「月間・週間（11月）」
- 11月 政府広報オンライン「数字で日本が見えてくる」
- 11月18日～11月24日 政府広報・インターネットテキスト広告（朝日新聞デジタル）

テーマ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(4) ポスター等の作成・配布

- 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間ポスター 40,820枚
- 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間ポスター25,790枚
- 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ポスター 22,330枚

第4表 「人権侵害事件」統計資料（平成25年）

件名	総数	手続開始内訳			処理内訳										未済									
		申告	新受	旧受	受理件数		措置				処置					停止	移送	啓発						
					委員受	委員受	検閲	検閲	要請	説示	勧告	通告	告発	検閲					検閲	検閲	検閲			
職員受	9,507	12,038	12	27	842	11	22,172	20,863	50	401	244	-	-	-	-	24	31	802	113	32	7	137	1,421	
総合計	23,583	1,186	22,437	9,507	12,038	12	27	842	11	22,172	20,863	50	401	244	-	-	24	31	802	113	32	7	137	1,421
総計	7,524	659	6,875	3,670	5	1	687	4	6,619	5,805	11	257	233	-	-	-	12	16	464	32	15	2	47	915
特別公務員による侵犯																								
（警察官によるもの）	270	33	237	162	72	1	-	2	-	232	210	-	-	-	-	-	-	-	22	-	-	-	-	38
（その他特別公務員）	7	1	6	4	2	-	-	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	3
教育職員による侵犯																								
（体罰）	1,085	118	887	151	133	-	1	602	-	554	249	-	248	222	-	-	8	2	35	4	6	-	8	451
（その他）	1,250	115	1,135	540	555	-	37	3	1,149	1,028	5	1	1	-	-	-	2	-	99	11	2	1	13	101
学校におけるいじめ	4,211	177	4,034	1,256	2,746	4	-	28	-	4,039	3,944	5	-	1	-	-	1	-	74	9	3	-	20	172
刑務職員による侵犯																								
（その他の公務員による侵犯）	312	146	166	150	10	-	-	6	-	223	41	-	8	8	-	-	1	5	161	3	4	-	1	89
その他の公務員																								
（国家公務員）	74	20	54	20	22	-	-	11	1	58	32	-	-	-	-	-	-	2	24	-	-	-	1	16
（地方公務員）	377	47	330	209	120	-	-	1	-	333	277	1	-	1	-	-	-	6	45	3	-	-	4	44
（その他）	28	2	26	16	10	-	-	-	-	27	22	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	-	1	1
総計	16,059	497	15,562	6,989	8,368	7	26	155	7	15,533	14,858	39	144	11	-	-	12	15	338	81	17	5	90	506
人身売買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売春に伴う侵犯	6	-	6	2	4	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行虐待																								
家族間におけるもの																								
（夫の妻に対するもの）	1,800	6	1,794	616	1,173	-	1	4	-	1,788	1,794	2	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	2	-
妻の夫に対するもの	102	-	102	36	65	1	-	-	-	102	100	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
親の子に対するもの	1,082	53	1,029	400	580	1	3	44	1	1,027	1,020	3	-	-	-	-	-	2	1	1	-	1	55	-
子の親に対するもの	404	5	399	128	271	-	-	-	-	403	402	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	9	-
（その他）	325	9	316	114	198	-	-	4	-	316	314	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	4	12
その他	827	15	812	360	439	2	-	11	-	815	790	1	2	2	-	-	-	17	4	1	-	4	12	-
私的制裁	4	-	4	2	2	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療に関する侵犯																								
人身の自由関係	283	12	281	164	116	-	-	1	-	282	260	-	-	-	-	-	-	-	17	5	-	-	11	-
（精神保健法関係）	79	4	75	57	18	-	-	-	-	78	73	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	3	1
（その他）	11	3	8	5	3	-	-	-	-	9	7	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
社会福祉施設関係																								
（施設職員によるもの）	210	49	161	82	43	-	-	36	-	147	101	-	-	-	-	-	3	1	30	12	-	-	7	63
（その他）	51	4	47	22	24	-	-	1	-	49	45	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	1	2
村八分	41	4	37	15	22	-	-	-	-	40	34	-	-	-	-	-	-	1	3	2	1	-	-	1
差別待遇																								

1 第65回人権週間

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日の第3回総会で、「世界人権宣言」を採択した。「世界人権宣言」は、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するために、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準となるべきものである。国際連合は、その2年後の昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言の採択日である12月10日を「人権デー」（HumanRights Day）と定め、全ての加盟国及び関係機関が、この日に世界人権宣言を採択したことを祝賀する日として、人権擁護活動を推進するための諸行事を行い、その行事の結果を毎年国際連合に報告するよう要請する決議を採択した。

我が国では、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24年（1949年）以来、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼び掛ける大規模な啓発活動を展開している。

平成25年度の第65回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、啓発活動重点目標である「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」の下、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」、「高齢者を大切にすることを育てよう」、「障害のある人の自立と社会参加を進めよう」、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」、「外国人の人権を尊重しよう」、「H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」、「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」、「ホームレスに対する偏見をなくそう」、「性的指向を理由とする差別をなくそう」、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」、「人身取引をなくそう」及び「東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう」の17の年間強調事項を踏まえて、全国各地において、講演会、座談会等の開催、スポーツ選手及び児童生徒の協力による「一日人権擁護委員」の啓発活動、デパートや公民館等における人権相談所の開設等を行ったほか、新聞及びインターネット等のマスメディアを活用した集中的な啓発活動を行った。

2 国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会

人権教育・啓発基本計画の趣旨に沿い、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。

平成25年は、平成24年度後期（平成25年2月14日）には319人、平成25年度前期（平成25年9月10日）には369人の参加があった。

また、人権尊重の意識を高めていく上で、地方公共団体の果たす役割は非常に大きいことから、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、

その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を開催している。

平成25年は、平成25年9月3日から5日の3日間（東京会場：参加者61人）及び同年10月29日から31日の3日間（京都会場：参加者90人）及び同年11月19日から21日の3日間（福岡会場：参加者40人）の3回開催した。

いずれも、公益財団法人人権教育啓発推進センターに対する中央委託事業として実施している。

3 第33回全国中学生人権作文コンテスト

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、昭和56年度から人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の一環として、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことによって豊かな人権感覚を身に付けることを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しており、平成25年度で33回目を迎えている。

上位入賞者の作品については、「第33回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布した。また、法務局・地方法務局において、人権週間を中心として地方大会表彰式を開催した。

平成25年度は、6,930校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た体験をもとに、基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた941,146編という過去最高となる多数の作文の応募があった。これは、多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。

全応募作品の内容別内訳は、「いじめ」に関する作文が応募総数全体の30.3%（285,601編）を占めており、中学生にとって依然として、「いじめ」が極めて身近で重大な人権問題として意識され、深刻な状況にあることがうかがえる。

4 人権教室

人権教室は、子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小学生を対象とした啓発活動として実施している。

この活動では、人権の花運動（後記5参照）における学校訪問や総合的な学習の時間等を利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。

平成25年度は、小学校のほか、中学校、幼稚園、保育所において、16,163回、650,493人の過去最高となる参加者を対象に広範囲に行われた。

なお、スポーツ選手やコーチを講師にするなどして、ゲームや体験談から、信頼や絆、助け合いの精神に基づいたチームプレーやフェアプレー精神など、子どもたちが学んだことを通して、相手への思いやりの心などの人権を尊重する気持ちを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室を平成24年から実施している。

この活動では、参加する選手やコーチ、保護者ら大人への啓発という副次的な効果も期待できるものである。

5 人権の花運動

人権の花運動は、花の種子、球根等を、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とした活動であり、地域人権啓発活動活性化事業として、地元の人権擁護委員会が中心となって、主に小学生を対象とした啓発活動として昭和57年度から実施しているものである。また、この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に贈ったり、写生会、鑑賞会を開催するなどの一連の機会を捉えて広く人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

平成25年度は、小学校3,307校のほか、538の中学校・幼稚園・保育所等において526,129人を対象に広範囲に行われた。

6 人権啓発資料法務大臣表彰

人権尊重思想の普及高揚と基本的人権の擁護の促進を図り、地方公共団体における今後の啓発活動をより一層充実させることを目的に、地方公共団体が作成する人権に関する啓発資料について特に優れた作品を選出し、法務大臣表彰を行っている。

平成25年度に地方公共団体から提出された資料の数は、ポスター部門が144点、出版物部門が1,066点、新聞広告部門が12点、映像作品部門が8点、その他338点の合計1,568点であった。

7 世界人権宣言啓発書画ミニパネル及び人権マンガパネル展示会

世界人権宣言啓発書画ミニパネルは、世界人権宣言採択35周年に当たる昭和58年の第35回人権週間に、世界人権宣言に示された人類の英知に感動した日本の書道家小木太法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言の全文を書画により芸術的に表現し、パネルにしたもの（全部で31枚）である。

人権マンガパネルは、世界人権宣言採択60周年に当たる平成20年に、社団法人日本漫画家協会の協力の下、同会所属の著名な漫画家による作品をパネルにしたもの（全部で31枚）と、法務省の人権イメージキャラクター「人KENまる君・人KENあゆみちゃん」をデザインしたやなせたかし氏が児童向けに創作した絵本・紙芝居「ぐらぐらもりのおぼけ」の原画を基に、これをパネルにしたもの（全部で16枚）である。

法務局・地方法務局では、人権週間を中心としてこれらのパネルを各地で展示し、世界人権宣言等の周知のための活動を行っている。

8 啓発・広報活動

(1) 人権擁護局の啓発・広報活動

ア 新聞、雑誌

○3月2日、8月21日 全国版の小学生新聞

3月3日, 8月18日 全国版の中学生新聞

ハンセン病患者等の人権に関する広報

○11月1日～12月14日 地方紙52紙

全国中学生人権作文コンテスト, 北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する啓
発広報

○12月1日 全国版の小学生新聞・中学生新聞

第65回人権週間に関する広報

イ インターネット等

○6月1日 政府広報オンライン「月間・週間(6月)」

テーマ 「人権擁護委員の日」

○7月8日～7月21日 インターネットバナー広告

テーマ ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」

○10月21日 政府広報オンライン「お役立ち情報(HIV, ハンセン病に対す
る偏見・差別をなくそう)」

○10月29日～12月31日 インターネットバナー広告

テーマ インターネット上における人権に関する正しい理解を深めよう

○11月 政府広報オンライン「音声広報CD『人権週間』」

○11月～12月 ケーブルテレビ・スポット映像広告

テーマ 人権週間

○12月9日～12月15日 インターネットバナー広告

テーマ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

○11月18日～12月8日 インターネットバナー広告

テーマ アイヌ民族に対する国民の理解を深めよう

○12月9日～12月15日 政府広報・インターネットテキスト広告

テーマ 北朝鮮当局による拉致問題への関心と認識を深めましょう!

ウ ポスター等の作成・配布

○第65回人権週間ポスター 28,935枚

○啓発活動重点目標・調査救済制度周知ポスター 28,000枚

○人権擁護委員制度周知ポスター 42,240枚

○北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター 74,469枚

(交通広告を含む。)

○啓発冊子「人権の擁護」 200,000部

○冊子「みんなともだち マンガで考える「人権」」 55,000部

○第32回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集 125,000部

○人権啓発卓上カレンダー 115,500部

エ 催事

外務省及び日本国際連合協会が主催し, 全国人権擁護委員連合会及び日本ユ

ネスコ協会連盟が協賛する「第60回国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール」を後援した。

(2) 中央委託事業として実施した啓発活動

委託先 公益財団法人人権教育啓発推進センター

委託内容

ア 人権シンポジウムの実施

○福島会場 平成25年1月19日(土) 福島県福島市(福島テルサ・FTホール)
「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」

○石巻会場 平成25年8月31日(土) 宮城県石巻市(遊楽館かなんホール)「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」

○東京会場 平成25年10月20日(日) 東京都港区(ニッショーホール)「インターネットと人権～今、ネットで何が起きているのか～」

イ 人権啓発教材の制作

○啓発ビデオ「わたしたちの声 3人の物語～「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに～」

○啓発紙芝居「はくのみもち きみのきもち」

○啓発教材「あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権」

ウ 人権ライブラリー事業

エ 新聞広報

○Jリーグと連携した新聞広報

9月8日ほか 読売新聞全国版(朝刊)ほか

Jリーグと連携した新聞広報

○12月21日 毎日新聞15歳のニュース

インターネットと人権に関する記事掲載

オ テレビ広報

○11月30日～12月10日, 12月27日～平成26年1月6日 BSデジタル放送局3局

人権週間, 子どもをテーマとした2編のスポットCM放映

カ ラジオ広報

○12月4日 JFN(東京FM系)38局ネット

TOKYO FM「クロノス」内において, 人権週間・相談窓口の周知等に関するインフォーマーシャル番組を放送

キ 屋外大型ビジョン広報

○12月1日～12月31日 「有楽町ビックマルチビジョン」(東京)

○12月4日～12月10日 「トンボリステーション」(大阪)

人権一般, 人権週間をテーマとした2編のスポットCM放映

ク インターネットバナー広告

- 8月19日～9月18日 Yahoo！JAPAN プライムディスプレイ
- 8月19日～9月18日 学研キッズネットスタンダードバナー
Jリーグと連携したインターネット広報
- 12月2日～12月10日 Yahoo! ニュースネットワークプライムディスプレイ
人権週間に関する広告等掲載
- 12月2日～12月29日 Yahoo！JAPAN 注目の商品・サービス
人権週間に関する広告等掲載
- 12月2日～平成26年2月23日 Yahoo！JAPAN プライムディスプレイ
人権週間に関する広告等掲載
- 12月2日～平成26年2月28日 Yahoo！JAPAN ネットワークプライムディスプレイ
人権週間に関する広告等掲載
- 12月2日～平成26年2月28日 G y a O！ネットワークインターネットCM
人権一般、人権週間、子どもをテーマとした3編の広告掲載

ケ 人権擁護に関する調査・研究

(3) 地方委託事業として実施した啓発活動

委託先 都道府県及び政令指定都市

委託内容 講演会の実施、資料の作成・配布、放送番組の提供、スポット広告放送の提供・インターネットバナー広告の掲載、新聞広告の掲載、地域総合情報誌掲載、研修会の開催、地域人権啓発活動活性化事業（人権の花運動を含む。）の実施、人権啓発フェスティバル事業の実施等

Ⅶ 入国管理局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第9条、
第12条、第51条～第56条、法務省組織規則第17条～第19条

〈重要施策の概要〉

1 高度人材ポイント制の見直し

我が国での就労を目的とする外国人の受入れについて、専門的な知識、技術、技能を有する外国人については、我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、この中でも特に高度の知識・技術等を有する高度人材は、我が国社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与するものと考えられ、少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来が本格化する中で、我が国が持続的な経済成長を成し遂げていくため、このような我が国社会に活力をもたらす高度人材の受入れを強力に推進していく必要がある。

その一環として平成24年3月30日、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置制度に関する法務省告示が制定された（同年5月7日施行）。この制度は、現行の外国人受入れの範囲内で、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人の受入れを促進するため、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型に応じ、「学歴」、「職歴」、「年収」といった評価項目ごとにポイントを設け、その合計が一定の点数に達した外国人を「高度人材」と認定して、出入国管理上の優遇措置を講ずることとしたものである。具体的な優遇措置としては、①複数の在留資格にまたがる複合的な就労活動を行うことが可能となること、②入管法上最長の在留期間である「5年」が一律に付与されること、③永住許可の要件とされる在留歴について、一般に求められている10年から概ね5年に短縮されること、④入国・在留審査に係る手続が優先処理されること、⑤配偶者について、所定の条件を満たした場合に就労活動を行うことが認められること、⑥一定の条件の下、親・家事使用人の帯同が認められることが挙げられる。

その後、第6次出入国管理政策懇談会における報告や「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、同年12月17日、高度人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする法務省告示の改正を行った（同月24日施行）。具体的には、認定要件については、最低年収基準の引下げや撤廃、年収以外の評価項目に係る点数の引上げや、新たな評価項目の追加等を行った。また、優遇制度については、親・家事使用人の帯同のための年収基準の引下げ、親の帯同のための子の年齢要件の見直し等を行った。

また、前述の「日本再興戦略」を踏まえ、高度人材を対象とする「高度専門職第1号」の在留資格を創設するとともに、当該在留資格をもって一定期間在留した者が在留期間の制限なく在留することができる在留資格「高度専門職第2号」を創設すること等の内容を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部改正法案を平成26

年第186回通常国会に提出することとした。

2 観光立国の実現に向けた取組

観光は、我が国の地域活性化や雇用機会の増大という効果が期待される重要な成長分野として位置づけられ、平成25年3月から、全閣僚をメンバーとする観光立国推進閣僚会議が開催されており、6月には同会議において「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」が取りまとめられた。

入国管理局においては、観光客を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止しつつ、観光立国実現の観点から、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしており、これまでに、空港における審査待ち時間短縮のための自動化ゲートの利用促進や、航空機の到着前に事前に要注意外国人を把握するための事前旅客情報システム（A P I S）の活用、大型クルーズ船乗客に対する寄港地上陸許可制度を活用した審査等の措置をとっているところ、第6次出入国管理政策懇談会の報告のほか、「日本再興戦略」及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、出入国手続の迅速化・円滑化に資する新たな施策の検討を行うこととしている。

これらを踏まえ、クルーズ船乗客を対象とした新たな特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）の創設や、頻繁に来日する外国人のうち出入国管理上のリスクが低い者を新たに自動化ゲートの利用対象者とする等の内容を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部改正法案を平成26年第186回通常国会に提出することとした。

3 厳格な出入国審査等の水際対策の実施

外国人の適正・円滑な受入れ施策等を進める一方で、我が国の治安や国民の安全等を守るため、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国する者、テロリスト、密航者等の入国を水際で確実に阻止するとともに、これらの者が既に国内に滞在している場合には、これを着実かつ速やかに国外退去させる必要がある。

平成19年11月から導入した指紋等の個人識別情報を活用した上陸審査は、上陸拒否事由に該当する者が偽変造旅券を行使するなどして身分事項を偽って入国を企てる事案の発見に大きな効果を上げているが、近時、指紋に傷を付ける、指紋を手術するなどの工作により、その同一人性の確認を困難にしようとする巧妙な事案も発生している。このため、平成22年3月から、指紋の状態をブースにいる入国審査官がディスプレイ上で確認できるようにするとともに、提供された指紋の品質値について厳格な基準を設け、それが一定程度以下の場合には、入国審査官が指の状態を目視の上、指紋に偽装がないかの確認を実施している。さらに、平成23年10月から、手術指紋判定機能を搭載し、判定結果をディスプレイ上で確認している。

4 第三国定住等による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的に滞在している難民を、その他の国（第三国）が新たに受け入れ定住させるものであり、「出身国への自発的帰還」及び「第一次庇護国への定住」と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）は、

難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住制度の導入に関する閣議了解（平成20年12月16日「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」）がなされた。この閣議了解及び「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」（平成20年12月19日難民対策連絡調整会議決定）に従い、関係行政機関は、相互に協力し、平成22年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を毎年約30人受け入れ、定住支援を実施した後、様々な角度から調査・検証等を行い、その結果を踏まえて今後の受入れ体制につき更なる検討を行うこととされた（対象キャンプ等はその後拡大）。平成22年度には第一陣として5家族27人が、23年度には4家族18人が、25年度には4家族18人が来日した（24年度は3家族16人の来日が決定していたが、いずれも来日前に辞退した。）。

平成24年3月から25年12月まで、難民対策連絡調整会議の下に「第三国定住に関する有識者会議」を開催し、同会議の結果を踏まえて、今後の方針について26年1月24日に閣議了解が行われた。平成27年度以降は、この閣議了解及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とすることとされた。

入国管理局は、主に受入難民の選考手続を担当し、現地に職員を派遣し面接調査を行うなどしている。今後も、関係機関と協力して、第三国定住難民の円滑な受入れに努めることとしている。

その他、難民認定申請案件については、難民として認定されるべき者等の法的地位の早期安定化を図るため、平成22年7月から、6か月を標準処理期間とし、四半期毎に、難民認定申請案件についての平均処理（審査）期間を公表することとした。なお、平成25年度各四半期の平均処理（審査）期間は、いずれも6か月以内を維持している。また、UNHCR等とも連携し、出身国情報や国際情勢に関する基礎資料の収集及び整備を図るとともに、専門的知識や的確な調査技術を有する職員を養成するための研修を強化するなど難民認定行政に係る態勢を強化しており、今後もより一層の適正かつ迅速な審査を推進していくこととしている。

5 不法滞在者・偽装滞在者対策

平成16年から始まった「不法滞在者半減5か年計画」に基づき、入国管理局の全組織を挙げて、厳格な上陸・在留審査、不法就労防止に関する積極的な広報活動、摘発方面隊による摘発の強化、出国命令制度による不法滞在者の出頭の促進など、各種施策を総合的に実施した結果、計画を開始した平成16年1月に約22万人であつ

た不法残留者数は、平成21年1月には約11万3千人にまで減少し、半減するという当初の目標をほぼ達成した。また、その後も引き続き不法滞在者の縮減に向けて取り組んだ結果、平成26年1月現在における不法残留者数は約5万9千人にまで減少しており、入国管理局では、これまでの取組の成果が現れているものと考えているところである。

一方、近年の傾向として、不法滞在者の小口化・拡散化が顕著になり、1か所当たりの被摘発者数が減少傾向にあることから、摘発が困難になってきている上、摘発を免れるべく、偽装結婚や、留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する偽装滞在者の増加が懸念されており、不法滞在者・偽装滞在者の存在は、依然として我が国の出入国管理行政の根幹に関わる問題となっている。

入国管理局では、更なる不法滞在者・偽装滞在者の減少が不可欠であるとの認識の下、一般人や警察等関係機関から得られる不法滞在者・偽装滞在者に係る情報のより一層の収集・分析による効果的かつ効率的な摘発の推進、警察との更なる連携強化による合同摘発の推進、偽装滞在が疑われる外国人に対する積極的な実態調査の実施、在留資格取消制度の積極的な活用等を行うとともに、出国命令制度や在留特別許可に係るガイドラインの改正に関する積極的な広報による出頭申告の一層の促進に努めている。

〈会同〉

月 日	件 名	協 議 事 項
5.27	地方入国管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政改革・行政コスト削減に適切に対処するため、予算担当課長として考慮すべき事項について 2 会計業務をめぐる諸問題への対応に当たり、予算担当課長として考慮すべき事項について 3 個人情報及び行政文書の適切な管理の徹底について
7.4	地方入国管理局長・入国者収容所長会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後の入管行政において必要な「情報」とその収集、管理及び活用の在り方について 2 入管4,000人体制を十分に活かす組織運営について 3 10年後の入管行政の具体的展望について
10.3	地方入国管理局・入国者収容所警備管理官・首席入国警備官会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 送還忌避者の送還を推進するための諸方策等について 2 今後の処遇業務の在り方等について 3 違反調査業務に係る統計等の対外的アピールの在り方について
10.17	地方入国管理局審査監理官・首席審査官会同	<ol style="list-style-type: none"> 1 急増する難民認定申請事案に対応した適正かつ迅速な処理方策について 2 難民異議申立事務取扱要領の改正に伴う難民異議申立手続の改善策の実施状況について 3 応訴実務における各局の現状及び課題について 4 家族統合の観点から見た在留特別許可に係る評価の在り方等について 5 退去強制令書発付後から相当期間が経過している者に対する裁決の見直しの在り方等について 6 入国・在留諸申請の傾向、注目すべき点及びこれらへの対応について 7 空港における審査待ち時間短縮のための方策について 8 技能実習制度の運用の適正化及び今後の在り方について

総務課

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

広報関係

平成25年中の主な広報活動は、次のとおりである。

(1) 出入国管理及び難民認定法等の一部改正の周知について

前述した平成21年改正法に関して、平成24年7月9日から施行された新しい在留管理制度に関する特設ホームページを開設し、6か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語）で情報提供を行うほか、新しい在留管理制度及び特別永住者制度に関するパンフレット等を作成し、関係機関へ配布するなどの広報活動を行った。

(2) 不法就労防止のための啓発活動

外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、政府の「外国人労働者問題啓発月間」である6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」とし、関係省庁及び地方自治体等の協力を得て、事業主向けに外国人雇用の際の注意点を記載したリーフレットを配布するなどの啓発活動を行った。

(3) 自動化ゲート利用促進のための広報活動

自動化ゲートの利用を促進するため、平成25年8月以降、空港会社・航空会社の協力を得て、空港内でのポスター掲示・リーフレット配布、自動化ゲート事前登録場所の案内看板の設置、航空機の機内誌、航空会社ホームページでの広報等を実施したほか、都道府県旅券事務所でのモバイル出張登録、ディズニー映画「プレーンズ」とタイアップしたポスターの掲示等を行った。

入国在留課

法務省組織令第5条、第53条 法務省組織規則第18条

1 厳格かつ円滑な上陸審査の実施

平成19年11月から開始した個人識別情報を活用した入国審査において、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、指に傷をつける、指紋を摩耗させる、薄い皮膜やシールを貼付する、指紋を手術するなど、指紋を偽装する事案が報告されており、このような手段は、テロ対策を始めとした厳格な入国審査を実施する上で看過できないことから、提供された指紋の品質値について厳格な基準を設け、それが一定程度以下の場合には、入国審査官が指の状態を目視の上、指紋に偽装がないか確実に確認することとし、さらに指紋の状態をブースにいる入国審査官がディスプレイ上で確認できるようにしている。

また、東京入国管理局成田空港支局、同羽田空港支局、大阪入国管理局関西空港支局及び名古屋入国管理局中部空港支局において「セカンダリ審査」を継続して実施し、入国目的等に疑いがある外国人を別室に案内して、より慎重な審査を行う一方で、大多数の問題のない外国人に対する円滑な入国審査を実施した。

さらにチャーター便等への対応のための「審査応援班」を千歳苫小牧出張所、羽田空港支局及び福岡入国管理局に配置し、地方空港等において円滑な入国審査を実施した。

出入国者数

年次	外国人 (一般上陸)	外国人 (特例上陸)							日本人出国
		総数	寄港地	通過	乗員 (注1)	緊急	遭難	一時庇護 (注2)	
21	7,581,330	1,888,704	34,658	394	1,853,267	368	17	(-)	15,445,684
22	9,443,696	1,972,090	24,355	458	1,946,807	381	89	(-)	16,637,224
23	7,135,407	1,915,705	15,058	2,296	1,897,714	351	286	(10)	16,994,200
24	9,172,146	2,204,644	136,916	2,862	2,064,409	370	82	5	18,490,657
25	11,255,221	2,165,112	76,378	2,571	2,085,701	318	142	2	17,472,748
対前年 増減率%	22.7	-1.8	-44.2	-10.2	1.0	-14.1	73.2	-60.0	-5.5

(注1) 乗員には、数次乗員上陸許可を含む。

(注2) 一時庇護は、平成23年までは一般上陸に計上していたが、平成24年からは特例上陸に計上している。

在留審査業務処理件数

区分	平成21年	22	23	24	25	対前年 増減率 (%)
総数	1,430,058	1,408,033	1,390,832	1,033,617	870,958	-15.7
在留資格取得	8,358	7,572	6,584	8,500	9,537	12.2
在留期間更新	451,624	396,083	384,934	414,379	433,682	4.7
在留資格変更	154,896	195,017	140,303	131,174	144,624	10.3
資格外活動	148,957	165,204	137,894	148,224	165,884	11.9
再入国許可	600,067	578,988	664,148	270,167	54,266	-79.9
永住許可	66,156	65,169	56,969	61,173	62,965	2.9

(注) 再入国許可には、数次再入国許可を含む。

2 対北朝鮮措置

平成18年7月5日の官房長官発表等を受け、①北朝鮮籍を有する者の入国の原則禁止、②在日の北朝鮮当局職員及び在日の北朝鮮当局の職員が行う当局職員としての活動を実質的に補佐する立場にある者による北朝鮮を渡航先とする再入国の原則禁止、③北朝鮮籍船舶の乗組員等の上陸の原則禁止、④「対北朝鮮の貿易・金融措置に違反し、刑の確定した外国人船員の上陸の原則禁止」及び、「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止」などの各措置を継続した。

審判課

法務省組織令第51条、第54条

1 外国人の上陸についての口頭審理、異議の申出と法務大臣等の裁決（出入国管理及び難民認定法第10条～第12条）

口頭審理の受理件数は6,687件で、前年に比べ1,433件、17.6%減少し、異議の申出の受理件数は1,871件で、前年に比べ2,039件、52.1%減少した。

口頭審理等の結果、退去を命令されるなどその上陸が許可されなかった件数は2,859件（寄港地上陸許可申請不許可事案を含む。）で、前年比372件、15.0%増加した。

(1) 外国人の上陸についての口頭審理件数

(人 員)

平成20年	21	22	23	24	25
12,678 (4,405)	9,948 (3,664)	7,375 (2,903)	11,026 (2,718)	8,120 (2,179)	6,687 (2,423)

(注) 1 本表は、口頭審理の受理件数である。

2 括弧内の数は、上陸港において口頭審理の結果、特別審理官において上陸の許可証印を行った人員を示し、内数である。

(2) 外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果				取下等	未決裁
	総 数	旧 受	新 受	総 数	上 陸 不許可	上陸特 別許可	理 由 あり		
平成20年	1,973	6	1,967	1,923	492	1,421	10	42	8
21	2,022	8	2,014	1,995	361	1,629	5	20	7
22	1,326	7	1,319	1,284	291	975	18	21	21
23	5,754	21	5,733	5,737	303	5,416	18	8	9
24	3,910	9	3,901	3,795	333	3,440	22	63	52
25	1,871	52	1,819	1,803	340	1,442	21	50	18

2 退去強制についての違反審査、口頭審理、異議の申出と法務大臣等の裁決（出入国管理及び難民認定法第45条～第50条）

違反審査の受理件数は12,523件で、前年に比べ3,580件、22.2%減少した。

口頭審理の受理件数は4,942件で、前年比2,813件（36.3%）減、異議の申出の受理件数は4,776件で、前年比2,709件（36.2%）減となった。

在留特別許可数は2,840件で、前年比2,496件（46.8%）の減少となった。

在留特別許可の許否判断の透明性を更に高めるため、これまで在留特別許可された事例等を一覧表形式で公表するとともに、在留特別許可に係るガイドラインを策定するなどの措置を講じている。

(1) 違反審査件数

(人 員)

平成21年	22	23	24	25
34,247	25,731	21,584	16,103	12,523

(注) 本表は、違反審査の受理件数である。

(2) 外国人の退去強制についての口頭審理件数

(人 員)

平成21年	22	23	24	25
7,607	8,777	9,286	7,755	4,942

(注) 本表は、口頭審理の受理件数である。

(3) 外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果				取 下 終 止	未決裁
	総 数	旧 受	新 受	総 数	退 去	在留特 別許可	理 由 あ り		
平成21年	7,456	561	6,876	6,631	1,987	4,643	1	113	712
22	8,756	712	7,949	8,107	1,748	6,359	-	123	526
23	9,017	526	8,389	8,447	1,561	6,879	7	111	459
24	7,485	459	6,952	6,980	1,551	5,336	2	91	505
25	4,776	505	4,226	4,479	1,588	2,840	1	50	297

3 収容令書及び退去強制令書の発付 (出入国管理及び難民認定法第39条～第41条、第47条～第51条)

(1) 収容令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成21年	22	23	24	25
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	392	433	243	152	89
	中 国	1,559	1,065	874	457	308
	そ の 他	3,232	2,274	1,611	1,204	757
	計	5,183	3,772	2,728	1,813	1,154
不法残留	韓国・朝鮮	2,063	2,179	1,398	1,102	645
	中 国	3,869	2,840	2,545	2,141	1,797
	そ の 他	9,319	7,594	6,809	5,220	3,311
	計	15,251	12,613	10,752	8,463	5,753

刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	349	297	211	360	245
	中 国	398	463	513	524	493
	そ の 他	516	706	720	515	460
	計	1,263	1,466	1,444	1,399	1,198
合 計		21,697	17,851	14,924	11,675	8,105

(2) 退去強制令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成21年	22	23	24	25
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	377	268	218	152	105
	中 国	1,546	1,078	798	496	350
	フィリピン	880	628	423	304	206
	タ イ	326	198	125	80	58
	そ の 他	1,517	897	588	532	446
	計	4,646	3,069	2,152	1,564	1,165
不法残留	韓国・朝鮮	1,621	1,161	709	523	365
	中 国	3,431	2,431	1,698	1,452	1,513
	フィリピン	2,135	1,643	1,104	787	582
	タ イ	716	508	353	251	276
	そ の 他	4,227	2,922	1,724	1,257	1,171
	計	12,130	8,665	5,588	4,270	3,907
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	403	271	245	303	216
	中 国	581	601	607	596	607
	フィリピン	124	109	154	80	70
	タ イ	40	16	40	50	46
	そ の 他	512	546	562	466	414
	計	1,660	1,543	1,608	1,495	1,353
合 計		18,436	13,277	9,348	7,329	6,425

- (注) 1 「不法入国・不法上陸」とは、出入国管理及び難民認定法第24条第1号、第2号、第5号及び第5号の2に該当するもの(旧外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものを含む。)である。
- 2 「不法残留」とは、出入国管理及び難民認定法第24条第2号の3、第4号(ロ)、第6号、第6号の2、第7号及び第8号に該当するものである。
- 3 「刑罰法令違反等」とは、出入国管理及び難民認定法第24条第2号の2、第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4(イ)から(ハ)、第3号の5(イ)から(ニ)、第4号(イ)及び(ハ)から(ヨ)まで、第4号の2、第4号の3、第4号の4、第9号及び第10号に該当するもの(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項に該当するものを含む。)である。

4 出国命令書の交付（出入国管理及び難民認定法第55条の2～第55条の6）

（人 員）

国 籍	平成21年	22	23	24	25
韓国・朝鮮	885	728	582	348	294
中 国	3,245	2,220	2,254	1,282	1,279
フィリピン	1,329	754	456	336	241
タ イ	288	229	139	109	135
そ の 他	3,294	1,255	1,070	519	529
計	9,041	5,186	4,501	2,594	2,478

（注） 出国命令とは、不法残留者のうち、自ら入国管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが見込まれ、一定の刑罰法令違反を犯していない等の条件を満たす者については、簡易な手続により出国できるようにし、また、上陸拒否期間を1年にすることによりそれらの者の出頭を促進させ、もって不法滞在者の減少を図ることを目的とするものである。

5 難民異議申立てと法務大臣の決定（出入国管理及び難民認定法第61条の2の9～10）

- (1) 難民異議申立手続については、平成16年の法改正により、その公正性、透明性を図るべく、法務大臣は、異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた（法61条の2の9第3項）。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、公正な判断をすることができる法律又は国際情勢に関する有識者を任命することとされており（法61条の2の10第2項）、制度発足時の19名から順次増員が行われ、平成25年末現在、75名となっている。

- (2) 法務大臣は、異議申立てを受けたすべての案件について、3名の難民審査参与員の意見を聴くこととしているが、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述や、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人に対して質問する審尋を行っている。

- (3) 平成25年に難民の認定をしない処分に対する異議の申立てをした者（以下「異議申立者」という。）は2,408人である。

異議申立者の主な国籍別内訳は、ネパール407人、トルコ406人、ミャンマー318人となっている。

- (4) 平成25年の異議申立ての処理数は1,135人で、その内訳は、異議申立てに理由があるとされた者（認定者）が3人、理由がないとされた者（不認定者）が921人、異議の申立てを取り下げた者等が211人であった。理由がないとされた者（不認定者）のうち、個別の事情を考慮し、庇護のための在留を認めた者は108人である。

1 違反調査に関する事項（出入国管理及び難民認定法第27条～第38条）

(1) 入管法違反事件全体

平成25年に入国警備官から入国審査官へ引渡し・引継ぎされた入管法違反事件は、11,428件で、前年（15,178件）と比較して3,750件（24.7%）減少した。

(2) 不法残留事件・不法入国事件

不法残留事件の引渡し・引継ぎ件数は、8,173件で、前年（11,439件）と比較して2,726件（23.8%）減少した。なお、違反事件全体に占める割合は依然として高く、76.2%を占めた。

不法入国事件の引渡し・引継ぎ件数は、1,128件で、前年（1,875件）と比較して747件（39.8%）減少した。

(3) 不法就労事件

入管法違反事件のうち、入管法第24条第3号の4イに規定する不法就労活動が認められた不法就労事件は、7,038件で、全体の61.6%を占めた。前年（8,979件）と比較すると、1,941件（21.6%）の減少となった。

国籍・地域別では、中国（台湾、香港・その他を含む）2,946件（不法就労事件全体の41.9%）、フィリピン968件（同13.8%）、韓国866件（同12.3%）、ベトナム461件（同6.6%）、タイ442件（同6.3%）、インドネシア233件（同3.3%）等となり、依然としてアジア地域出身者が多数を占めている。

性別では、男性4,356件（構成比61.9%）、女性2,682件（同38.1%）となっている。

(4) 違反調査適条別・端緒別立件数

(平成25年)

国籍・地域 端緒	総数		国籍・地域		端			緒			別					
	韓国	朝鮮	中国	その他	矯正施設	警察	海上保安庁	検察庁	市区町村	その他の官庁	不処分者	本頭人申告	一般申告	本指省からの通知	警備官探知	他職員探知
適条																
総数	17,586	2,378	6,633	8,575	817	758	75	2,583	12	59	282	5,258	221	100	5,056	2,365
登16-1-1	1,333	133	445	755	22	29	47	212		29	3	525	41	19	261	145
法24-1	149	21	27	101	1	1	24	11				35	3		21	53
2の2	129	18	72	39				22		1		6			4	102
2の3	49	30	30	19		4		2				1			9	32
3の2	65	5	24	36				11							40	9
3の3																
3の4	296	106	121	69		20		36			4		2		235	3
4の1	9		2	7											3	2
4の2	8		6	2		2		1							5	
4の3	101	3	96	2		1		26		8		1			60	2
4の4	16		7	9		4		5	1				1		9	
4の5	42	1	32	9		4		15							21	1
4の6																
4の7	1,140	294	549	297		95		46	1	16	1	1	37	58	943	17
4の8	10,987	1,135	4,528	5,324	65	579	2	1,299	10		272	4,320	126		2,597	1,643
4の9	4		4	4	2			1							3	
4の10	4		1					1							1	
4の11																
4の12	25	5		20	20			3					2			
4の13	695	199	57	439	250			389		1		2	1	3	39	10
4の14	727	266	176	285	432	1		261		3		2	1	1	27	2
4の15	193	43	135	15	1	7		119					1		63	2
4の16	9		4	5				3							5	1
4の17	114	6	65	43	1			90				2	1		10	10
4の18																
4の19																
4の20	1		1													1
4の21	104	1		103		7	2	23				36	2	2	565	104
4の22	804	90	199	515	1										166	2
4の23	2			2						1						
4の24	529	24	41	464		4		2		1	7	316	4	17	133	45
4の25	23	1	11	11								9			1	13
4の26																
4の27	27	27			22			5								
法附則																
法特例																
送所要請	4			4				4								

(注) 1 「登16-1-1」は、外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものである。
 2 「法附則24」は、出入国管理及び難民認定法の一部改正附則(平成21年7月15日法律第79号)第24条第1項に該当するものである。
 3 「特例法22」は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項各号に該当するものである。
 4 送所要請の件数は立件総数に含まれない。

(5) 違反調査の処理状況

区 分	平成21年	22	23	24	25
受 理	51,486	43,709	36,388	26,514	20,786
旧 受	9,576	8,836	8,643	5,811	3,200
新 受	41,910	34,873	27,745	20,703	17,586
処 理	42,650	35,066	30,580	23,314	17,822
未 処 理	8,836	8,643	5,808	3,200	2,964

(6) 不法就労事件の退去強制手続状況

国籍・地域	平成21年	22	23	24	25
総 数	26,545 (16,522)	18,490 (10,943)	13,913 (7,954)	8,979 (5,346)	7,038 (4,356)
中 国	8,205 (5,343)	6,039 (3,887)	4,876 (2,968)	3,082 (1,981)	2,909 (1,943)
	126 (31)	105 (20)	93 (31)	51 (15)	36 (12)
	17 (3)	3 (0)	12 (7)	3 (0)	1 (1)
フィリピン	4,845 (2,250)	3,573 (1,491)	2,632 (1,052)	1,589 (629)	968 (394)
韓 国	3,241 (1,306)	2,590 (985)	1,918 (670)	1,356 (525)	866 (311)
ベトナム	1,152 (741)	722 (483)	521 (32)	380 (271)	461 (312)
タイ	1,512 (822)	1,171 (645)	843 (456)	567 (318)	442 (272)
インドネシア	1,557 (1,230)	675 (518)	397 (333)	267 (218)	233 (193)
スリランカ	1,042 (946)	554 (507)	365 (335)	246 (230)	136 (127)
ペルー	932 (652)	487 (311)	324 (218)	198 (145)	107 (73)
ネパール	456 (340)	277 (215)	179 (122)	117 (85)	97 (78)
ブラジル	198 (158)	165 (125)	183 (149)	182 (141)	96 (74)
そ の 他	3,414 (2,865)	2,175 (1,839)	1,548 (1,301)	941 (788)	686 (566)

(注) 1 本表は、入国管理官署において各年中に入国警備官から入国審査官に引渡し又は引継ぎをした人員のうち、不法就労が認められた者を示す。

2 () 内は、男性の数で内数である。

2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項（出入国管理及び難民認定法第39条、第42条～第44条、第52条）

(1) 収容状況（平成21年～平成25年）

区分	21			22			23			24			25		
	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計
入															
総数	38,551	3,967	42,518	29,972	2,591	32,563	22,078	1,055	23,133	18,143	859	19,002	14,398	657	15,055
韓国・朝鮮	4,909	283	5,192	3,669	141	3,810	2,795	31	2,826	2,397	35	2,432	1,563	29	1,592
中国	11,084	1,815	12,899	8,787	1,293	10,080	6,015	283	6,298	5,392	124	5,516	4,960	90	5,050
その他	22,558	1,869	24,427	17,516	1,157	18,673	13,268	741	14,009	10,354	700	11,054	7,875	538	8,413
出															
総数	38,368	3,965	42,333	30,302	2,763	33,065	22,087	1,139	23,226	18,227	773	19,000	14,419	750	15,169
韓国・朝鮮	4,890	286	5,176	3,665	148	3,813	2,839	49	2,888	2,391	28	2,419	1,575	37	1,612
中国	11,019	1,816	12,835	8,853	1,373	10,226	6,018	319	6,337	5,430	112	5,542	4,905	92	4,997
その他	22,459	1,863	24,322	17,784	1,242	19,026	13,230	771	14,001	10,406	633	11,039	7,939	621	8,560
延人数															
総数	401,609	222,683	624,292	365,235	174,288	539,523	246,651	143,482	390,133	243,534	171,675	415,209	240,635	154,579	395,214
韓国・朝鮮	37,999	9,255	47,254	33,887	6,195	40,082	20,586	4,834	25,420	21,343	4,736	26,079	16,230	4,173	20,403
中国	89,766	57,325	147,091	77,730	38,429	116,159	55,639	16,846	72,485	56,895	15,459	72,354	54,405	17,063	71,468
その他	273,844	156,103	429,947	253,618	129,664	383,282	170,426	121,802	292,228	165,296	151,480	316,776	170,000	133,343	303,343
年末人員															
総数	972	649	1,621	642	477	1,119	633	393	1,026	549	479	1,028	528	386	914
韓国・朝鮮	78	34	112	81	27	108	37	9	46	42	16	58	30	8	38
中国	196	152	348	132	72	204	130	36	166	93	48	141	148	46	194
その他	698	463	1,161	429	378	807	466	348	814	414	415	829	350	332	682

(2) 送還状況

国籍・地域別	平成21年	22	23	24	25
総 数	18,241	13,224	8,721	6,459	5,790
(集 団)	(—)	(—)	(—)	(—)	(121)
(単 独)	(18,241)	(13,224)	(8,721)	(6,459)	(5,669)
中 国	5,475	4,266	2,997	2,389	2,284
フィリピン	3,194	2,439	1,552	972	796
韓 国	2,423	1,715	1,171	964	665
ベトナム	709	569	370	340	432
タイ	1,113	726	479	317	400
インドネシア	885	502	248	164	134
イ ラ ン	231	174	140	126	105
ブラジル	307	226	204	143	102
ペ ル ー	674	384	222	137	101
スリランカ	684	419	196	141	93
そ の 他	2,546	1,804	1,142	766	678

3 被收容者の新規仮放免件数（出入国管理及び難民認定法第54条）

区分	平成21年	22	23	24	25
被収令発付者	2,264	2,095	2,131	2,128	1,510
韓国・朝鮮	151	162	218	211	144
中 国	217	239	339	368	296
そ の 他	1,896	1,694	1,574	1,549	1,070
被退令発付者	837	1,012	1,062	1,137	1,271
韓国・朝鮮	44	43	41	53	81
中 国	60	73	86	112	138
そ の 他	733	896	935	972	1,052

出入国管理情報官

法務省組織令第51条、第56条、法務省組織規則第20条

1 出入国管理業務の業務・システム最適化計画の改定

平成15年7月、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において「電子政府構築計画」を決定し、いわゆるレガシーシステム刷新による経費節減やITの導入促進による行政事務の効率化を目指して、政府一丸となって業務・システムの最適化を推進しているところ、出入国管理業務については、レガシーシステム刷新及びIT導入促進等を図るために、種々の調査や検討作業を経て、これまでに三度にわ

たる改定を行った。

2 自動化ゲートの運用及び増設

自動化ゲートは、日本人及び一定の要件（観光目的等の短期滞在で日本に在留する外国人でない等）に該当する外国人で、かつ事前に利用希望者登録を行った者が利用することができ、これにより一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく、円滑かつ迅速に出入国手続を受けることを可能とするものである。入国管理局としては、その利用の促進を図っており、これまで、平成19年11月に成田空港、同21年9月に中部空港及び関西空港に設置していたところ、同22年10月21日までに、羽田空港への設置増設を図った。

また、平成24年8月から9月にかけて「バイオメトリクスシステムの処理能力向上に係る調査・研究」の一環として、成田空港及び羽田空港に実証実験用の自動化ゲート24台を設置し、顔認証技術等に係る実証実験を実施したところ、より長期的な実験データを取得するため、同実験終了後も引き続き実証実験用ゲートの通常自動化ゲート部分の機能を利用し、入国管理局独自の実証実験を行っている。

自動化ゲート利用者登録については、平成19年11月、東京入国管理局及び同成田空港支局の2か所から開始したところ、同21年9月には、名古屋入国管理局、同中部空港支局、大阪入国管理局及び同関西空港支局、同22年10月21日には、東京入国管理局羽田空港支局へと拡大した。

3 出入（帰）国審査の合理化策の検討

入国管理局においては、観光客を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止しつつ、観光立国実現の観点から、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしているところ、平成25年5月20日、法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から、「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が法務大臣に報告された。同報告においては、新規来日外国人のうち信頼できる渡航者を自動化ゲートの利用対象とすることや、日本人専用の自動化ゲートを1つの審査場に複数台設置すること等の出入（帰）国審査の具体的な合理化策が盛り込まれており、同報告の内容等を踏まえ、具体的な出入（帰）国審査の合理化策の検討を進めている。

4 文書及び指紋鑑識に関する情報の収集、整理及び分析

日々精巧化が進む偽変造の手法に対抗するため、入国管理局においては、海外において発見された偽変造文書等の情報を収集し、整理及び分析の上情報の共有化を図るとともに、職員の文書鑑識能力向上を目的とした研修を適宜行っていくこととしている。

また、平成19年11月から、個人識別情報を活用した入国審査の開始に伴い、新たに指紋鑑識業務が加えられ、指紋鑑識に関する情報を収集し、整理及び分析を行っている。

(法令の整備)

1 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」の検討

前述の「日本再興戦略」及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に盛り込まれた施策を実現し、日本経済の活性化のために資する外国人受入れを促進すること等を目的とした在留資格の整備を行うほか、上陸手続の一層の円滑化のための措置等を講じる所要の改正を行うことを目的とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」を平成26年第186回通常国会に提出すべく、検討を行った。法律案の概要は次のとおり。

(1) 高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れの促進

現在「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施している高度外国人材を対象とする在留資格「高度専門職第1号」を創設するとともに、「高度専門職第1号」をもって一定期間在留した者を対象とする「高度専門職第2号」の在留資格を創設し、同在留資格について在留期間を無期限にするとともに活動の制限を大幅に緩和すること等を内容とする制度を導入する。

(2) クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化

法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）等を創設する。

(3) 一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化

自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、出入国管理上のリスクが低く、また、頻繁に我が国に入国する者であって、事前に審査・登録を受けた新規上陸外国人に拡大し、当該外国人の上陸許可の証印を省略できるようにするとともに、同証印に代わる上陸許可の証明手段を創設する。

(4) その他

ア 在留資格の整備

(ア) 在留資格「投資・経営」に係る改正

企業の経営・管理活動に従事する外国人の受入れを促進するため、現在外資系企業における経営・管理活動に限られている「投資・経営」に、日系企業における経営・管理活動を追加する。

(イ) 在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に要する知識等の区分（文系・理系）に基づく区分を廃止し、包括的な在留資格を創設する。

(ウ) 在留資格「留学」に係る改正

学校教育の場における低年齢からの国際交流促進に資するため、小中学校において教育を受ける活動を追加する。

イ 乗客予約記録（P N R）の取得を可能とするための改正

観光立国実現に向けた各種施策の実施に伴い大幅な増加が見込まれる外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、乗客予約記録の報告を求めることができる規定を創設する。

ウ 入管職員の調査権限に係る規定の整備

(ア) 再入国許可に係る調査規定を創設する。

(イ) 退去強制令書の執行に関する照会規定を創設する。

2 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正

- (1) 中長期在留者による所属機関等に関する届出及び所属機関による中長期在留者の受入れの状況に関する届出について、電子届出（オンラインによる届出）によることを可能とするよう、所要の規定の整備を行った（平成25年法務省令第17号）。
- (2) 佐賀空港を新たに出入国港に指定した（平成25年法務省令第27号）。

3 告示の改正等

- (1) 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（以下「特定活動告示」という。）」の一部改正（平成25年法務省告示第38号）

平成24年11月12日に日本国政府とノルウェー王国政府との間でワーキング・ホリデーに関する口上書が交換されたことに伴い、特定活動告示の定めるワーキング・ホリデー制度の対象に、ノルウェー王国を加えた。

- (2) 日インドネシアE P A・日フィリピンE P A関連告示の一部改正（平成25年法務省告示第165～169号）

平成23年3月11日付け閣議決定及び平成25年2月26日付け閣議決定において、E P Aに基づき本邦に滞在しているインドネシア人・フィリピン人の看護師・介護福祉士候補者の滞在期間を延長することとされたことを受け、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」等の関連告示について所要の改正を行った。

- (3) 「法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の制定（平成25年内閣府・法務省告示第2号）

総合特別区域法に基づく地域活性化総合特区内において、外国人が働きながら特定伝統料理を学ぶことができるようにするため、特定活動告示の特例措置を規定した内閣府及び法務省共管の告示を制定した。

- (4) 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件（以下「I T技術者告示」という。）」の全部改正（平成25年法務省告示第437号）

I T技術者告示について、I T技術者に係る我が国の試験制度の変更に対応するほか、我が国の試験と同等の水準にある資格又は試験であるとし、新たに相互

認証された諸外国の試験の追加等を行った。

- (5) 高度人材外国人に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の改正（平成25年法務省告示第468号、第469号）

前述の出入国管理政策懇談会の報告及び「日本再興戦略」を踏まえ、高度人材の更なる受入れのため、高度人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」の改正を行った。

〈国際関係〉

1 国際会議への対応

近年、国際的な枠組みの中でのテロ対策及び国際組織犯罪対策の観点から、G8ローマ/リヨン・グループ移民専門家会合など厳格な出入国管理の実施に関する国際会議に積極的に参加している。また、WTOサービス貿易交渉に加えて、各国との経済連携協定（EPA）締結交渉等で、円滑な人的交流の促進についても協議されることが多くなってきている。

平成25年においても、オーストラリアやカナダ等との二国間経済連携協定交渉が行われた。

また、平成25年10月、法務省入国管理局主催の下、第12回ASEM移民管理局長級会合が東京において開催され、出入国管理問題に係る多国間での情報・意見交換を行った。

2 EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者に係る対応

日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人の看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成25年2月26日の閣議決定において、22年度から24年度までに入国し、かつ6か月間の訪日前日本語研修（インドネシア人看護師・介護福祉士候補者については24年度入国者、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者については25年度入国者から実施）を受講していない外国人看護師・介護福祉士候補者については、24年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること等の条件に該当した場合に、協定に基づく滞在期間を超えて追加的に1年間滞在期間を延長し、我が国での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に1回に限り得られるようにすることが決定された。

難民認定室

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

平成25年中における難民認定申請者は3,260人であり、前年に引き続いて過去最高となった。申請者の国籍は66か国にわたり、主な国籍は、申請の多い順にトルコ658人、ネパール544人、ミャンマー380人、スリランカ345人、パキスタン241人、バングラデシュ190人、インド165人、ガーナ114人、カメルーン99人、ナイジェリア68人となっている。

また、平成25年中に難民として認定した者は6人（異議の申立てにより認定した3人を含む。）、難民と認定しなかった者は2,499人、申請を取り下げた者等は140人であった。

なお、昭和57年の我が国の難民認定制度発足以来、平成25年末までに難民認定申請を行った者は17,559人、難民として認定された者は622人（異議の申立てにより認定された116人を含む。）、難民と認定されなかったものの、個別の事情を考慮し、庇護のための在留を認められた者は2,257人となっている。

難民認定申請及び処理数の推移（過去5年間）

年次	申請数	認定	難民の認定をしない 処分をされた者の数	その他の庇護
平成21年	1,388	30（8）	1,703	501
22	1,202	39（13）	1,336	363
23	1,867	21（14）	2,002	248
24	2,545	18（13）	2,083	112
25	3,260	6（3）	2,499	151

- (注) 1 認定のカッコ内は、難民の認定をしない処分をされた者の中から異議申立ての結果認定された数であり、内数として計上されている。
2 「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされた者のうち、個別の事情を考慮し、庇護のための在留を認めた者の数である。

入国管理企画官

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

入国管理調整官

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

1 平成25年版「出入国管理」の刊行

入国管理局では、昭和34年以降、出入国管理行政の概要等をまとめ、「出入国管理」を刊行してきているところ、平成25年版「出入国管理」を平成25年12月に刊行した。

平成25年版「出入国管理」は、平成24年を中心とした最近の出入国者数等の動向等を概観するとともに、新しい在留管理制度等の導入、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の実施、円滑かつ厳格な入国審査等の実施、国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策、難民の適正かつ迅速な庇護の推進、国際社

会及び国際情勢への対応等、平成24年度における出入国管理行政を取り巻く状況や施策を取りまとめ、説明している。

2 高度人材の受入れ

「第4次出入国管理基本計画」（平成22年3月策定）において、我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れを課題として掲げ、経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れに資するものとして、高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入について検討していくこととした。

平成23年12月28日、経済産業省、厚生労働省等の関係省庁と検討した結果を公表し、現行の外国人受入れの範囲内で、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人、いわゆる「高度人材」の受入れを促進するために、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が一定の点数に達した人を「高度人材」と認定して、出入国管理上の優遇措置を講ずることとした。優遇措置としては、複合的な在留活動の許容、在留期間「5年」の付与、永住許可要件の緩和、入国・在留手続の優先処理、配偶者の就労、親の帯同、高度人材に雇用される家事使用人の帯同を認めることとした。以上の内容について、パブリックコメントを経て法務省告示を平成24年3月30日に整備し、平成24年5月7日に施行された。その後、第6次出入国管理政策懇談会における報告や「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、同年12月17日、高度人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする改正法務省告示が制定された（同月24日施行）。具体的には、認定要件については、最低年収基準の引下げや撤廃、年収以外の評価項目に係る点数の引上げや、新たな評価項目の追加等を行った。また、優遇制度については、親・家事使用人の帯同のための年収基準の引下げ、親の帯同のための子の年齢要件の見直し等を行った。

3 第6次出入国管理政策懇談会の開催

法務大臣が出入国管理についての政策の立案・運用を始め、出入国管理行政について広く各界の有識者から意見を聴くための場として、平成2年11月以降、出入国政策懇談会が数次にわたって設けられてきた。平成25年3月には、第4次出入国管理基本計画において今後検討することとした課題等について、幅広い視点から有識者の意見を聴取することを目的とする第6次出入国管理政策懇談会が発足した。

同政策懇談会は平成25年中に6回開催され、「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果」（報告）及び「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果」（報告）が取りまとめられた。

在留管理業務室

法務省組織令第53条、法務省組織規則第18条

1 在留外国人の現況

(1) 国籍・地域別 年別 在留外国人数の推移 (各年末現在)

区 分	平成21年	22	23	24	25
総 数	2,125,571	2,087,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445
中 国	670,683	678,391	668,644	652,595	649,078
韓 国・朝 鮮	571,598	560,799	542,182	530,048	519,740
フィリピン	197,971	200,208	203,294	202,985	209,183
ブラジル	264,649	228,702	209,265	190,609	181,317
ベトナム	40,493	41,354	44,444	52,367	72,256
そ の 他	380,177	377,807	379,520	405,052	434,871
在留外国人の 国籍・地域数	189	191	190	192	191

(注1) 平成23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数である。

(注2) 平成24年末以降の「中国」には、在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けていない「台湾」を含んだ数である。

(2) 主要都道府県別、国籍・地域別 在留外国人数 (平成25年12月末現在)

都道府県	計	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム
総 数	2,066,445	649,078	519,740	209,183	181,317	72,256
東 京 都	407,067	155,975	98,966	28,545	3,163	9,676
大 阪 府	203,921	50,328	118,398	6,220	2,641	5,131
愛 知 県	197,808	46,683	36,569	27,523	48,734	6,621
神 奈 川 県	165,573	53,675	30,859	18,263	8,743	7,236
埼 玉 県	123,294	49,261	17,602	16,558	7,884	6,060
千 葉 県	108,848	41,265	16,443	15,801	3,690	3,480
兵 庫 県	96,541	23,712	48,157	3,531	2,504	5,209
静 岡 県	75,467	12,026	5,799	12,793	27,623	2,638
福 岡 県	56,437	20,775	17,811	3,922	302	3,145
京 都 府	52,266	12,139	29,317	1,884	369	727
そ の 他	579,223	183,239	99,819	74,143	75,664	22,333

2 在留カード交付関連事務の運用に関する事務

地方入国管理局において、中長期在留者に対し、上陸許可又は在留資格の変更許可等をするとときに伴い、在留カードを交付する。また、在留カードの住居地以外の記載事項に変更が生じた場合には、地方入国管理局において、中長期在留者から変更

の届出がなされることにより、在留カードには、常に最新の情報が反映されることとなっている。

在留カードの交付には、新規上陸に伴う交付、在留カードに係る申請・届出に伴う交付及び在留資格変更許可等をする場合の交付がある。

新規上陸に伴う交付とは、新規の上陸許可を受けて中長期在留者となった者に対し、在留カードを交付するものであるが、在留カードを交付することができない出入国港においては、後日、在留カード発行拠点において作成の上、当該中長期在留者に在留カードを郵送する。

在留カードに係る申請・届出に伴う交付とは、①在留カードの住居地以外の記載事項の変更届出、②在留カードの有効期間の更新申請、③紛失等による在留カードの再交付申請、④汚損等による在留カードの再交付申請、⑤交換希望による在留カードの再交付申請があったときに在留カードを交付するものである。

在留資格変更許可等をする場合の交付とは、外国人が、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可、在留資格の取得許可又は在留特別許可を受けて引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者になったときに、在留カードを交付するものである。

3 市区町村在留関連事務の運用に関する助言及び研修

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく市区町村在留関連事務は、特別永住者証明書交付関連事務及び住居地の届出に係る事務がある。

特別永住者証明書交付関連手続としては、①特別永住者証明書の住居地以外の記載事項の変更届出、②特別永住者証明書の有効期間の更新申請、③紛失等による特別永住者証明書の再交付申請、④汚損等による特別永住者証明書の再交付申請、⑤交換希望による特別永住者証明書の再交付申請があり、住居地の届出に係る手続としては、①特別永住者に係る住居地の届出、②中長期在留者に係る住居地の届出がある。これらの手続は法定受託事務として市区町村の窓口を経由して行われているものであり、市区町村に対しては、市区町村在留関連事務取扱要領によりその具体的な運用や留意点を示している。また、市区町村等から問い合わせがあった場合は、これに対し助言を行っている。

加えて、平成25年においては、市区町村からの研修会の講師派遣依頼に対して都道府県単位で職員を派遣し、市区町村職員に対する研修を実施した。

4 届出制度の運用に関する事務等

(1) 所属機関等に関する届出等

中長期在留者の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することができるよう届出制度を運用している。

具体的には、中長期在留者は、その在留資格に応じ、その所属機関、又は身分関係に関する情報に変更があった場合には、法務大臣に届け出なければならない

こととし、また、中長期在留者のうち、法別表第一の在留資格をもって在留する者を受け入れている本邦の公私の機関（雇用対策法の規定により外国人雇用状況の届出をしなければならない事業主を除く。）は、当該中長期在留者の受入れの開始や終了等に関する事項を届け出るよう努めなければならないこととし、中長期在留者、所属機関の双方から届け出られた情報により、在留状況に関する最新の情報を把握することとしている。

(2) 事実の調査

法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のために必要があるときは、中長期在留者が届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

入国審査官又は入国警備官は、当該中長期在留者及びその関係者に対して出頭を求め、質問をし又は文書の提出を求めることができ、また、法務大臣、入国審査官又は入国警備官において、公務所又は公私の団体に照会することができる。

これらの調査を実施することによって、中長期在留者からの届出事項に関して正確な情報の継続的な把握をすることとしている。

第2 審議会等

I 司法試験委員会

法務省設置法第5条、第5条の2、司法試験法（昭和24年法律第140号）司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）、昭和36年司法試験管理委員会規則第2号、昭和50年司法試験管理委員会規則第1号、平成15年法務省令第77号、司法試験受験手数料令（平成17年政令第325号）、司法試験委員会令（平成15年政令第513号）

司法試験委員会は、司法試験の実施等を所掌する国家行政組織法第8条の機関である。

なお、司法試験委員会は、平成16年1月1日に司法試験管理委員会を改組して設置された。

司法試験 平成25年司法試験は、同年5月15日から19日まで（17日を除く。）の4日間の日程で、全国7試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市）で実施され、9月10日に合格者が発表された。

出願者数は10,315人、合格者数は2,049人であった。

なお、平成18年以降の司法試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験	
	出願者	合格者
平成18年	2,137	1,009
19	5,401	1,851
20	7,842	2,065
21	9,734	2,043
22	11,127	2,074
23	11,891	2,063
24	11,265	2,102
25	10,315	2,049

司法試験予備試験 平成25年司法試験予備試験は、短答式試験が同年5月19日に全国7試験地（北海道、仙台市、東京都、名古屋市、兵庫県、広島市及び福岡市）で、論文式試験が7月14日、15日の2日間、全国4試験地（札幌市、東京都、大阪市及び福岡市）でそれぞれ実施された。

また、口述試験が10月26日、27日の2日間、法務省浦安総合センター（浦安市）で実施され、11月7日に最終合格者を発表し、全日程を終えた。

出願者数は11,255人、合格者数は351人であった。

なお、平成23年以降の司法試験予備試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験予備試験	
	出願者	合格者
平成23年	8,971	116
24	9,118	219
25	11,255	351

Ⅱ 検察官適格審査会

法務省設置法第5条、第6条、検察庁法（昭和22年法律第61号）第23条、検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）

検察庁法第23条の規定により、検察官としての適格性につき、3年ごとの定時審査及び法務大臣の請求又は職権による随時審査を行うために設置されたものである。

国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された合計11名の委員をもって組織し、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員が置かれている。

平成25年においては、3月12日に定時審査及び随時審査のための審査会が開催され、平成22年12月27日に審査開始決定がなされた検察官について、不適格とは認められない旨議決した。

Ⅲ 中央更生保護審査会

法務省設置法第5条、第7条、更生保護法（平成19年法律第88号）第4条～第15条

- 1 平成25年中に処理した恩赦事件数は、常時恩赦68件（恩赦相当34件、恩赦不相当34件）である。
- 2 平成25年中に新たに受理した審査請求の件数は19件であり、請求が認容されたものはなかった（263ページ参照）。

Ⅳ 日本司法支援センター 評価委員会

法務省設置法第5条、第7条の2、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条、総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号）、総合法律支援法施行規則（平成18年法務省令第47号）

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自立性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされており、日本司法支援センターについても、基本的には独立行政法人の枠組みを使用していることから、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条により、法務省に日本司法支援センター評価委員会を置くこととされている。当評価委員会は、委員10名で組織され、総合法律支援に関し学識経験のある者（少なくとも1名は、最高裁判所の推薦する裁判官）のうちから法務大臣が任命する。

平成25年中における審議状況は、以下のとおり。

- 第32回 ・業務方法書の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について
(3月8日) ・業務実績評価に対する政策評価・独立行政法人評価委員会からの二次評価について
・日本司法支援センターにおける震災対応について

- 第33回 ・日本司法支援センターの業務実績評価について
(7月10日) ・法務大臣による財務諸表の承認に当たっての意見について
・日本司法支援センターの業務評価のための項目別評価表及び総合評価表について

- 第34回 ・日本司法支援センターの業務実績評価について
(8月8日) ・法務大臣による財務諸表の承認に当たっての意見について
・日本司法支援センターの退職役員の業績勘案率の決定について

- 第35回 ・日本司法支援センター業務方法書の変更に関する法務大臣認可に当
(11月11日) たっての意見について
・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について

- 第36回 ・日本司法支援センターの中期目標期間終了時における見直しについ
(12月4日) て
・日本司法支援センターの役員退職手当規程の変更について

V 法制審議会

法務省組織令第57条、第58条 法制審議会令(昭和24年政令第134号)

1 諮問事項

昭和24年に法制審議会が発足してから平成25年12月末日までの間に法務大臣から諮問された事項は97項目であり、そのうち92項目については審議を完了した。

平成25年中に審議された諮問事項及び審議結果は、次の表のとおりである。

諮問番号	諮問事項	諮問された年月日	審議結果
第51号	第三者が提供する配偶子等による生殖補助医療技術によって出生した子についての民法上の親子関係を規律するための法整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	13. 2.16	平成26年に継続審議

第70号	現代社会に広く定着しつつある信託について、社会・経済情勢の変化に的確に対応する観点から、受託者の負う忠実義務等の内容を適切な要件の下で緩和し、受益者が多数に上る信託に対応した意思決定のルール等を定め、受益権の有価証券化を認めるなど、信託法の現代化を図る必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	16. 9. 8	平成18年2月8日一部答申 平成26年に継続審議
第88号	民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	21.10.28	平成26年に継続審議
第92号	近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。	23. 5. 18	平成26年に継続審議
第94号	今後想定される大規模な災害に備え、罹災都市借地借家臨時処理法を早急に見直して、同法を現代の社会によりふさわしいものにするとともに、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法を早急に見直して、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の取壊しを容易にする制度を整備する必要があると思われるので、それぞれ、その要綱を示されたい。	24. 9. 7	平成25年2月8日答申
第95号	少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。	24. 9. 7	平成25年2月8日答申

第96号	自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	24. 9. 7	平成25年 3月15日答申
第97号	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるようにするため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。	25.10.15	平成26年に継続審議

2 答 申

- (1) 平成25年2月8日，諮問第94号に関し，「罹災都市借地借家臨時処理法の見直しに関する要綱」及び「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しに関する要綱」として答申
- (2) 平成25年2月8日，諮問第95号に関し，「諮問第95号に関する要綱（骨子）（少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るための法整備）」として答申
- (3) 平成25年3月15日，諮問第96号に関し，「諮問第96号に関する要綱（自動車運転による死傷事犯の罰則の整備）」として答申

3 審議状況

平成25年中に法制審議会（総会）及び同部会において調査審議された事項は次のとおりである。

- (1) 法制審議会（総会）（会長伊藤眞ほか委員19人，幹事3人）
諮問第97号（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）について審議
- (2) 民法（債権関係）部会（部会長鎌田薫ほか委員18人，幹事18人）（平21.10.28設置）
諮問第88号（民法（債権関係）の改正）について審議
- (3) 新時代の刑事司法制度特別部会（部会長本田勝彦ほか委員25人，幹事14人）（平23. 5.18設置）
諮問第92号（時代に即した新たな刑事司法制度の在り方）について審議
- (4) 被災関連借地借家・建物区分所有法制部会（部会長山田誠一ほか委員14人，幹事11人）（平24. 9. 7 設置）
諮問第94号（罹災都市借地借家臨時処理法及び被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直し）について審議
- (5) 少年法部会（部会長川端博ほか委員16人，幹事9人）（平24. 9. 7 設置）

諮問第95号（少年法改正）について審議

- (6) 刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会（部会長西田典之ほか委員16人、幹事8人）（平24.9.7設置）

諮問第96号（自動車運転による死傷事犯の罰則の整備）について審議

- (7) 刑事法（裁判員制度関係）部会（部会長井上正仁ほか委員13人、幹事7人）（平成25.10.15設置）

諮問第97号（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）について審議

VI 検察官・公証人 特別任用等審査会

検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条、公証人法（明治41年法律第53号）第13条ノ2、検察庁法施行令（昭和22年政令第34号）第1条の2、法務省組織令（平成12年政令第248号）第57条、第59条、検察官・公証人特別任用等審査会令（平成15年政令第477号）、検察官特別考試令（昭和25年政令第349号）

本審査会は、平成16年1月1日に検察官特別任用審査会と公証人審査会が統合して設立されたものである。

○ 検察官特別任用分科会

平成25年においては、9月13日（平成25年度検察官特別考試筆記試験及び副検事の選考第1次選考及落決定会議）及び10月28日（平成25年度副検事の選考最終及落決定会議）に分科会が開催され、副検事の選考について30人が合格とされた。

○ 公証人分科会

公証人分科会は、平成25年中に、公証人法第13条ノ2に規定する公証人の選考等のために開催され、18人を公証人に選考した。

第3 施設等機関

I 刑務所等

法務省設置法第8条、第9条、法務省組織規則第21条、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成13年法務省令第3号）

1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

（平成25年12月31日現在）

刑 務 所	少年刑務所	拘 置 所	刑 務 支 所	拘 置 支 所	合 計
62	7	8	8	103	188

2 刑務所の名称及び所在地（平成25年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌刑務所	札幌市東区東苗穂2条1-5-1	旭川刑務所	旭川市東鷹栖3線20-620
札幌刑務支所	札幌市東区東苗穂2条1-5-2	名寄拘置支所	名寄市西4条南9
札幌拘置支所	札幌市東区東苗穂2条1-1-1	帯広刑務所	帯広市別府町南13-33
小樽拘置支所	小樽市緑1-9-21	釧路刑務支所	釧路市宮本2-2-5
室蘭拘置支所	室蘭市日の出町1-18-22	網走刑務所	網走市三眺
		月形刑務所	樺戸郡月形町1011
		岩見沢拘置支所	樺戸郡月形町1011

仙台矯正管区

青森刑務所	青森市大字荒川字藤戸88	山形刑務所	山形市あけぼの2-1-1
弘前拘置支所	弘前市大字下白銀町7	米沢拘置支所	米沢市中央6-1-40
八戸拘置支所	八戸市吹上6-2-37	鶴岡拘置支所	鶴岡市泉町5-43
宮城刑務所	仙台市若林区古城2-3-1	酒田拘置支所	酒田市北新町2-3-32
仙台拘置支所	仙台市若林区古城2-2-1	福島刑務所	福島市南沢又字上原1
石巻拘置支所	石巻市双葉町3-48	福島刑務支所	福島市南沢又字水門下66
古川拘置支所	大崎市古川千手寺町2-2-2	会津若松拘置支所	会津若松市追手町6-28
秋田刑務所	秋田市川尻新川町1-1	郡山拘置支所	郡山市麓山1-2-3
横手拘置支所	横手市二葉町6-25	いわき拘置支所	いわき市平字八幡小路41
大館拘置支所	大館市字扇田道下39-3	白河拘置支所	白河市郭内179
大曲拘置支所	大仙市大曲日の出町1-20-9		

東京矯正管区

水戸刑務所	ひたちなか市市毛847	府中刑務所	府中市晴見町4-10
水戸拘置支所	水戸市新原1-9-1	横浜刑務所	横浜市港南区港南4-2-2
土浦拘置支所	土浦市国分町5-1	横須賀刑務支所	横須賀市長瀬3-12-3
下妻拘置支所	下妻市下妻甲の6	横浜拘置支所	横浜市港南区港南4-2-3
栃木刑務所	栃木市惣社町2484	小田原拘置支所	小田原市扇町1-8-13
黒羽刑務所	大田原市寒井1466-2	相模原拘置支所	相模原市中央区富士見6-10-5
宇都宮拘置支所	宇都宮市小幡1-1-9	新潟刑務所	新潟市江南区山二ツ381-4
足利拘置支所	足利市助戸3-511-1	長岡拘置支所	長岡市三和3-9-1
大田原拘置支所	大田原市美原1-17-37	上越拘置支所	上越市西城町2-9-20
喜連川社会復帰促進センター	さくら市喜連川5547	佐渡拘置支所	佐渡市中原341
前橋刑務所	前橋市南町1-23-7	甲府刑務所	甲府市堀之内町500
高崎拘置支所	高崎市高松町26-5	長野刑務所	須坂市馬場町1200
太田拘置支所	太田市飯田町625	長野拘置支所	長野市旭町45
千葉刑務所	千葉市若葉区貝塚町192	上田拘置支所	上田市中央西2-3-15
木更津拘置支所	木更津市新田2-5-1	静岡刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1
八日市場拘置支所	匝瑳市八日市場イ513	浜松拘置支所	浜松市中区鴨江3-33-1
市原刑務所	市原市磯ヶ谷11-1	沼津拘置支所	沼津市御幸町22-1
八王子医療刑務所	八王子市子安町3-26-1		

名古屋矯正管区

富山刑務所	富山市西荒屋285-1	笠松刑務所	羽島郡笠松町中川町23
高岡拘置支所	高岡市中川本町10-21	岡崎医療刑務所	岡崎市上地4-24-16
金沢刑務所	金沢市田上町公1	名古屋刑務所	みよし市ひばりヶ丘1-1
七尾拘置支所	七尾市馬出町八部32	豊橋刑務支所	豊橋市今橋町15
福井刑務所	福井市一本木町52	岡崎拘置支所	岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-1
岐阜刑務所	岐阜市則松1-34-1	三重刑務所	津市修成町16-1
岐阜拘置支所	岐阜市鷺山1769	四日市拘置支所	四日市市阿倉川町2-5
高山拘置支所	高山市花岡町2-55-10	伊勢拘置支所	伊勢市岡本1-2-13
御嵩拘置支所	可児郡御嵩町御嵩1190-1		

大阪矯正管区

滋賀刑務所	大津市大平1-1-1	大阪医療刑務所	堺市堺区田出井町8-80
彦根拘置支所	彦根市金亀町5-41	神戸刑務所	明石市大久保町森田120
京都刑務所	京都市山科区東野井ノ上町20	洲本拘置支所	洲本市山手1-1-23
舞鶴拘置支所	舞鶴市円満寺126	豊岡拘置支所	豊岡市京町12-90
大阪刑務所	堺市堺区田出井町6-1	加古川刑務所	加古川市加古川町大野1530
堺拘置支所	堺市堺区南瓦町2-60	播磨社会復帰促進センター	加古川市八幡町宗佐544
岸和田拘置支所	岸和田市上野町東24-1	和歌山刑務所	和歌山市加納383
丸の内拘置支所	和歌山市広瀬中ノ丁2-110		
田辺拘置支所	田辺市新屋敷町5		
新宮拘置支所	新宮市緑ヶ丘3-2-64		

広島矯正管区

鳥取刑務所	鳥取市下味野719	山口刑務所	山口市松美町3-75
松江刑務所	松江市西川津町67	下関拘置支所	下関市春日町7-29
米子拘置支所	米子市上後藤6-15-1	宇部拘置支所	宇部市琴芝町2-2-40
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田市旭町丸原380-15	萩拘置支所	萩市土原土原91-2
浜田拘置支所	浜田市旭町丸原380-15	周南拘置支所	周南市岐山通1-5
岡山刑務所	岡山市北区牟佐765	岩国刑務所	岩国市錦見6-11-29
津山拘置支所	津山市小田中61-1	美祢社会復帰促進センター	美祢市豊田前町麻生下10
広島刑務所	広島市中区吉島町13-114		
尾道刑務支所	尾道市防地町23-2		
呉拘置支所	呉市吉浦上城町6-1		
福山拘置支所	福山市沖野上町5-14-6		
三次拘置支所	三次市三次町1691		

高松矯正管区

徳島刑務所	徳島市入田町大久200-1	高知刑務所	高知市布師田3604-1
高松刑務所	高松市松福町2-16-63	中村拘置支所	四万十市中村丸の内22
丸亀拘置支所	丸亀市大手町3-4-30		
松山刑務所	東温市見奈良1243-2		
西条刑務支所	西条市玉津1-2		
今治拘置支所	今治市宮下町1-1610-1		
宇和島拘置支所	宇和島市柿原甲170-1		
大洲拘置支所	大洲市大洲845-3		

福岡矯正管区

北九州医療刑務所	北九州市小倉南区葉山町1-1-1	大分刑務所	大分市畑中303
福岡刑務所	糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	中津拘置支所	中津市二ノ丁1259
大牟田拘置支所	大牟田市白金町69	宮崎刑務所	宮崎市糸原4623
久留米拘置支所	久留米市篠山町31	都城拘置支所	都城市早鈴町3216-1
飯塚拘置支所	飯塚市新立岩6-7	延岡拘置支所	延岡市桜小路338-7
田川拘置支所	田川市千代町5-1	鹿児島刑務所	始良郡湧水町中津川1733
巖原拘置支所	対馬市巖原町久田587-2	鹿児島拘置支所	鹿児島市永吉1-29-3
麓刑務所	鳥栖市山浦町2635	大島拘置支所	奄美市名瀬矢之脇町21-1
佐世保刑務所	佐世保市浦川内町1	沖縄刑務所	南城市知念字具志堅330
平戸拘置支所	平戸市戸石川町458	八重山刑務支所	石垣市真栄里412
長崎刑務所	諫早市小川町1650	那覇拘置支所	那覇市樋川1-14-2
長崎拘置支所	長崎市白鳥町8-2	宮古拘置支所	宮古島市平良字西里345-6
島原拘置支所	島原市城内1-1204		
五島拘置支所	五島市栄町1-8		
熊本刑務所	熊本市中央区渡鹿7-12-1		
京町拘置支所	熊本市中央区京町1-13-2		
八代拘置支所	八代市西松江城町11-5		
天草拘置支所	天草市諏訪町16-33		

3 少年刑務所の名称及び所在地（平成25年12月31日現在）

札幌矯正管区

函館少年刑務所	函館市金堀町6-11
---------	------------

仙台矯正管区

盛岡少年刑務所	盛岡市上田字松屋敷11-11
一関拘置支所	一関市城内3-1

東京矯正管区

川越少年刑務所	川越市南大塚6-40-1	松本少年刑務所	松本市桐3-9-4
さいたま拘置支所	さいたま市浦和区高砂3-16-58	飯田拘置支所	飯田市大久保町2637
熊谷拘置支所	熊谷市箱田1-16-1	上諏訪拘置支所	諏訪市湖岸通り5-17-14

大阪矯正管区

姫路少年刑務所	姫路市岩端町438	奈良少年刑務所	奈良市般若寺町18
姫路拘置支所	姫路市北条1-250	葛城拘置支所	大和高田市大中116

福岡矯正管区

佐賀少年刑務所	佐賀市新生町2-1
---------	-----------

4 拘置所の名称及び所在地（平成25年12月31日現在）

東京矯正管区

東京拘置所	葛飾区小菅1-35-1
松戸拘置支所	松戸市岩瀬440
立川拘置所	立川市泉町1156-11

名古屋矯正管区

名古屋拘置所	名古屋市東区白壁1-1
一宮拘置支所	一宮市大和町荊安賀1469
半田拘置支所	半田市住吉町5-1

大阪矯正管区

京都拘置所	京都市伏見区竹田向代町138
大阪拘置所	大阪市都島区友渕町1-2-5
尼崎拘置支所	尼崎市崇徳院1-5
神戸拘置所	神戸市北区ひよどり北町2-1

広島矯正管区

広島拘置所	広島市中区上八丁堀2-6
-------	--------------

福岡矯正管区

福岡拘置所	福岡市早良区百道2-16-10
小倉拘置支所	北九州市小倉北区金田1-7-2

II 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第8条、第10条、第11条、法務省組織規則第22条、少年院法（昭和23年法律第169号）少年院及び少年鑑別所組織規則（平成13年法務省令第4号）

1 少年院及び少年鑑別所の数

（平成25年12月31日現在）

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
50	2	51	1	104

2 少年院の名称及び所在地（平成25年12月31日現在）

札幌矯正管区

帯広少年院	帯広市緑ヶ丘3-2	紫明女子学院	千歳市大和4-662-2
北海少年院	千歳市大和4-746-10	月形学園	樺戸郡月形町字知来乙264-1

仙台矯正管区

盛岡少年院	盛岡市月が丘2-15-1	青葉女子学園	仙台市若林区古城3-24-1
東北少年院	仙台市若林区古城3-21-1	置賜学院	米沢市大字下新田445

東京矯正管区

茨城農芸学院	牛久市久野町1722-1	多摩少年院	八王子市緑町670
水府学院	東茨城郡茨城町駒渡1084-1	関東医療少年院	府中市新町1-17-1
喜連川少年院	さくら市喜連川3475-1	愛光女子学園	狛江市西野川3-14-26
赤城少年院	前橋市上大屋町60	久里浜少年院	横須賀市長瀬3-12-1
榛名女子学園	北群馬郡榛東村新井1027-1	小田原少年院	小田原市扇町1-4-6
市原学園	市原市磯ヶ谷157-1	神奈川医療少年院	相模原市中央区小山4-4-5
八街少年院	八街市滝台1766	新潟少年学院	長岡市御山町117-13
		有明高原寮	安曇野市穂高有明7299
		駿府学園	静岡市葵区内牧118

名古屋矯正管区

湖南学院	金沢市上中町口11-1	豊ヶ岡学園	豊明市前後町三ツ谷1293
瀬戸少年院	瀬戸市東山町14	宮川医療少年院	伊勢市小俣町宮前25
愛知少年院	豊田市浄水町原山1		

大阪矯正管区

京都医療少年院	宇治市木幡平尾4	加古川学園	加古川市八幡町宗佐544
浪速少年院	茨木市郡山1-10-17	播磨学園	加古川市八幡町宗佐544
交野女子学院	交野市郡津2-45-1	奈良少年院	奈良市秋篠町1122
和泉学園	阪南市貝掛1096		
泉南学寮	阪南市貝掛1096		

広島矯正管区

美保学園	米子市大篠津町4557	貴船原少女苑	東広島市八本松町原6088
岡山少年院	岡山市南区箕島2497		
広島少年院	東広島市八本松町原11174-31		

高松矯正管区

丸亀少女の家	丸亀市中津町28	松山学園	松山市吉野町3803
四国少年院	善通寺市善通寺町2020		

福岡矯正管区

筑紫少女苑	福岡市東区大字奈多1302-105	中津少年学院	中津市加来1205
福岡少年院	福岡市南区老司4-20-1	大分少年院	豊後大野市三重町赤嶺2721
佐世保学園	佐世保市大塔町1279	沖縄少年院	沖縄市山内1-13-1
人吉農芸学院	球磨郡錦町木上北223-1	沖縄女子学園	沖縄市山内1-14-1

3 少年鑑別所の名称及び所在地（平成25年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌少年鑑別所	札幌市東区東苗穂2条1-1-25	旭川少年鑑別所	旭川市豊岡1条1-3-24
函館少年鑑別所	函館市金堀町6-15	釧路少年鑑別所	釧路市弥生1-5-22

仙台矯正管区

青森少年鑑別所	青森市金沢1-5-38	秋田少年鑑別所	秋田市八橋本町6-3-5
盛岡少年鑑別所	盛岡市月が丘2-14-1	山形少年鑑別所	山形市小白川町5-21-25
仙台少年鑑別所	仙台市若林区古城3-27-17	福島少年鑑別所	福島市南沢又字原町越4-14

東京矯正管区

水戸少年鑑別所	水戸市新原1-15-15	八王子少年鑑別所	八王子市中野町2726-1
宇都宮少年鑑別所	宇都宮市鶴田町574-1	横浜少年鑑別所	横浜市港南区港南4-2-1
前橋少年鑑別所	前橋市岩神町4-5-7	新潟少年鑑別所	新潟市中央区川岸町1-53-2
さいたま少年鑑別所	さいたま市浦和区高砂3-16-36	甲府少年鑑別所	甲府市大津町2075-1
千葉少年鑑別所	千葉市稲毛区天台1-12-9	長野少年鑑別所	長野市三輪5-46-14
東京少年鑑別所	練馬区氷川台2-11-7	静岡少年鑑別所	静岡市駿河区小鹿2-27-7

名古屋矯正管区

富山少年鑑別所	富山市才覚寺162-2	名古屋少年鑑別所	名古屋市千種区北千種1-6-6
金沢少年鑑別所	金沢市小立野5-2-14	津少年鑑別所	津市南新町12-12
福井少年鑑別所	福井市大願寺3-4-20		
岐阜少年鑑別所	岐阜市鷺山1769-20		

大阪矯正管区

大津少年鑑別所	大津市大平1-1-2	神戸少年鑑別所	神戸市兵庫区下祇園町40-7
京都少年鑑別所	京都市左京区吉田上阿達町37	奈良少年鑑別所	奈良市般若寺町3
大阪少年鑑別所	堺市堺区田出井町8-30	和歌山少年鑑別所	和歌山市元町奉行丁2-1

広島矯正管区

鳥取少年鑑別所	鳥取市湯所町2-417	広島少年鑑別所	広島市中区吉島西3-15-8
松江少年鑑別所	松江市内中原町195	山口少年鑑別所	山口市中央4-7-5
岡山少年鑑別所	岡山市南区箕島2512-2		

高松矯正管区

徳島少年鑑別所	徳島市助任本町5-40	松山少年鑑別所	松山市吉野町3860
高松少年鑑別所	高松市藤塚町3-7-28	高知少年鑑別所	高知市塩田町19-13

福岡矯正管区

福岡少年鑑別所	福岡市南区若久6-75-2	熊本少年鑑別所	熊本市西区池田1-9-27
小倉少年鑑別支所	北九州市小倉南区葉山町1-1-7	大分少年鑑別所	大分市新川町1-5-28
佐賀少年鑑別所	佐賀市新生町1-10	宮崎少年鑑別所	宮崎市鶴島2-16-5
長崎少年鑑別所	長崎市橋口町4-3	鹿児島少年鑑別所	鹿児島市唐湊3-3-5
		那覇少年鑑別所	那覇市西3-14-20

Ⅲ 婦人補導院

法務省設置法第8条、第12条 法務省組織規則第23条 婦人補導院法
(昭和33年法律第17号) 婦人補導院組織規則(平成13年法務省令第5号)

1 婦人補導院の数

(平成25年12月31日現在)

婦人補導院	1
-------	---

2 婦人補導院の名称及び所在地 (平成25年12月31日現在)

東京矯正管区

東京婦人補導院	八王子市中野町2726-1
---------	---------------

Ⅳ 入国者収容所

法務省設置法第8条、第13条 法務省組織規則第24条 入国者収容所組織規則 (平成13年法務省令第6号)

入国者収容所の名称及び所在地

(平成25年12月31日現在)

入国者収容所東日本入国管理センター	茨城県牛久市久野町1766-1
入国者収容所西日本入国管理センター	大阪府茨木市郡山1-11-1
入国者収容所大村入国管理センター	長崎県大村市古賀島町644-3

Ⅴ 法務総合研究所

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第61条、第62条、第64条 法務省組織規則第25条 法務総合研究所組織規則 (平成13年法務省令第7号)

〈重要施策の概要〉

研究部においては、我が国の刑事政策に関する総合的・実証的調査研究を行うとともに、最近の犯罪・社会情勢に鑑み、諸外国における刑事政策の動向にも留意し、国際的視野に立った研究活動を行った。その研究結果は、犯罪白書、研究部報告等で公表している。平成25年版犯罪白書においては、平成24年を中心とした最近の犯罪動向と犯罪者処遇の実情を概観するとともに、特に「女子の犯罪・非行」及び「グローバル化と刑事政策」について、女子矯正施設等における女子犯罪者の処遇の実態調査・矯正施設における外国人の受刑者及び少年院在院者に対する特別調査の結果等に基づいて、女子の犯罪・非行の現状を分析するとともに、グローバル化に伴う各種の犯罪や外国人犯罪者の現状を分析し、今後の刑事政策上の課題を浮き彫りにし、その対策の手掛かりを探った。さらに、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が「再犯防止に向けた総合対策」を策定したことに伴い、再犯の実態把握や施策の効果検証に関する総合

的調査研究実施の長期ビジョンを検討・策定した。

研修各部においては、行財政改革に伴い、職員に対する各種研修についても、合理化・効率化が強く要請されており、また、近時、一層多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指すほか、司法制度改革等に伴う諸制度の変化に対応するため、従来の研修要綱を見直し、効果的な研修を実施すべく鋭意努力するとともに、各分野の実務に即した実践的な研究、研修の強化に努めた。平成25年においても、検事を含む本省職員6人の約5か月間にわたる法務研究を始め、本所及び支所において、検察庁、法務局、保護局、入国管理局の各関係職員に対する各種研修を実施した。本所では、中央研修として検事、副検事に対する研修のほか、検察事務官、法務局職員、保護局関係職員、入国管理局関係職員に対して管理科、高等科、専攻科等の研修を実施し、支所では、地方研修として新規採用者に対する初等科、中堅職員に対する中等科等の研修を実施して、それぞれの研修において法律知識、実務技能の修得及び能力の向上を図った。

国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）においては、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国における刑事司法制度の発展と有効適切な犯罪防止政策の策定・実施を目的として、各国において刑事政策の決定に携わる高官を対象とする国際高官セミナー、主に犯罪者の処遇に携わる矯正・保護関係の幹部職員を対象とする国際研修及び主に警察・検察・裁判関係の幹部職員を対象とする国際研修を実施した。これらの国際高官セミナー及び国際研修は、参加者の知識と経験を互いに交換し、理解を深めあう機会を提供するもので、それぞれの国の刑事司法制度に関する政策・運用の向上に多大な貢献をしている。参加者は、それぞれの主要課題に応じて各国の制度と実情等を比較検討するとともに、各参加者から提起された諸問題についても重点的に共同討議し、犯罪防止及び犯罪者の処遇方法等の発展に必要な理論と実務に関して活発な意見の交換を行った。また、汚職をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修、地域別研修として中央アジア刑事司法制度研修及び国別研修としてケニア非行少年処遇制度研修を実施したほか、平成25年12月、クアラルンプール（マレーシア）において、東南アジア諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の向上を目的とする「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）」を開催した。

国際協力部においては、法務省が行う国際協力の一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施するアジアの開発途上国等に対する法制度整備支援、すなわち、これらの国の基本法令の起草・改正のほか、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成に関する支援に協力している。平成25年には、ベトナム、カンボジア、ラオス、ネパール及び東ティモール等に対する研修・現地セミナー等の実施の協力、ベトナム、カンボジア及びラオスへの長期専門家の派遣等を通じて、各種法律の整備、法曹養成制度の充実強化、法律家の実務能力の向上等に貢献するための支援活動を行った。そのほか、日・ASEAN友好協力40周年及び日本・ベトナム外交

関係樹立40周年記念行事として、ミャンマーからは連邦法務長官を、ベトナムからは最高人民検察院長官を招へいして共同研究を実施するなど、各種共同研究も実施した。

総務企画部においては、平成25年4月現在で73校となっている法科大学院に対し、その教育に対する法曹としての実務に係る協力を行うために、法科大学院向けの刑事実務科目用教材の作成・提供、派遣に伴う法科大学院との連絡調整、派遣検察官に対するバックアップなどの各種法科大学院支援事務を行った。

〈刊行物〉

1 定期刊行物

題 目	刊行頻度	号 数	ページ	規 格	所 管
犯 罪 白 書	年 刊	平成25年版	333	A 4	研究部
ニューズレター(英文)	年3回	140～142	94	A 4	国際連合研修協力部
リソース・マテリアル・シリーズ(英文)	年3回	89～91	544	A 4	国際連合研修協力部
国際協力部報「ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT -」	年4回	54～57	788	A 4	国際協力部
ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT - (英 文)	年 刊	2013年版	164	A 4	国際協力部

2 不定期刊行物

資料名	号数	標 題	刊行年月	ページ	規 格	所 管
研 究 部 報 告	49	犯罪被害に関する総合的研究－安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果(第4回犯罪被害者実態(暗数)調査結果)－	25.3	220	A 4	研究部
	50	無差別殺傷事犯に関する研究	25.3	190	A 4	研究部
	51	来日外国人少年の非行に関する研究(第2報告)	25.10	188	A 4	研究部
研 究 部 資 料	58	大麻・麻薬事犯者等の実態調査	25.2	110	A 5	研究部

題 目	号 数	刊行年月	ページ	規 格	所 管
犯罪白書(英文)	2011年版	25.3	461	A 4	研究部
犯罪白書(英文)	2012年版	25.10	328	A 4	研究部
SIXTH REGIONAL SEMINAR ON GOOD GOVERNANCE FOR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES(英文)	－	25.11	196	A 4	国際連合研修協力部

〈業務の実施状況〉

【総務企画部】

1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催

現在法科大学院に派遣されている検察官を対象として法科大学院派遣検察官連絡協議会を開催し、法科大学院における刑事系実務科目の教育の在り方等をテーマとして意見交換等を行った。

2 法科大学院派遣前研修の実施

法科大学院へ派遣される予定の検察官を対象として、法科大学院での講義の在り方や法実務の講義に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

【研究部】

1 性犯罪に関する総合的研究

性犯罪の実態及び性犯罪者に対する処遇の実態を把握するために、刑事確定記録等の資料を調査するとともに、刑事施設及び保護観察所における処遇プログラムの実地調査を行った。

2 非行少年の保護者に関する研究

少年院処遇や保護観察における保護者への有効な働き掛けや新しい支援の在り方を検討するため、少年院出院者とその保護者及び担当保護観察官に意識調査を実施した。

3 外国人犯罪に関する研究

外国人犯罪の実態を把握するために、刑事確定記録等の資料を調査するとともに、海外における外国人犯罪者処遇に係る実態を調査した。

【研修第一部】

1 研究

(1) 法務研究

法務省各部署の実務経験の豊かな職員を選定し、法務全般にわたる内外の法制及びその運用に関する諸問題につき、それぞれのテーマに基づいて研究を行うものである。平成25年は、6月末から約5か月間にわたり、当省職員6人により、それぞれの研究が行われた。

(2) 検事研究

平成25年は、前年に引き続いて「金融商品取引をめぐる諸問題」を研究テーマに、具体的事例を素材とし、事例の分析・研究を中心として、教官と研究員による共同研究を実施した。

2 研修

(1) 検事専門研修

任官後おおむね7年ないし10年の経験を有する検事を対象として、検察官の使命と役割を改めて自覚し、検察の理念を再確認させ、主として財政経済事犯等に関する専門的知識及び重大殺傷事犯等の事件相談への適切な対応や独自捜査の手法等に関する実務能力など中堅検事として必要不可欠な知識を修得させ、能力を向上させるとともに、検察組織内で中堅検事として果たすべき役割についても検討させ、組織運営に関する認識を深めさせることを目的として実施した。

(2) 検事一般研修

任官後おおむね3年前後の検事を対象として、上記同様、検察の理念を再確認させる等し、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させ、特に、模擬裁判形式で証人尋問、被告人質問及び論告を行うことなどにより、裁判員裁判に対応するための公判遂行能力の向上を図ることを目的として実施した。

(3) 新任検事研修

新たに任官した検事を対象とし、検察官の使命と役割、検察の理念を確認させ、検事としての基礎的知識を習得させ、能力を向上させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことを目的として実施した。

【研修第二部】

1 中央研修

(1) 副検事第3次研修

任官後おおむね11年を経過した副検事を対象とし、前記同様、検察の理念を再確認させる等するとともに、検察実務に関する高度の専門的知識・技能及び区検察庁の監督者として必要な管理能力^{かん}の涵養を目的として実施した。

(2) 副検事第2次研修

任官後おおむね4年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認させる等するとともに、主として交通事犯・特別法犯・財産犯等の捜査・処理及び公訴維持に必要な高度の知識・技能を習得させ、併せて支部・単独区検における職場管理技術等を修得させることを目的として実施した。

(3) 新任副検事実務研修

東京地方検察庁と共催により、副検事選考に合格して新たに任官した副検事全員を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認させる等するとともに、副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させることを目的として実施した。

(4) 検察事務官管理研究科研修

地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者を対象とし、検察庁の事務局長として必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(5) 検察事務官管理科研修

高等検察庁支部、地方検察庁本庁、同支部もしくは区検の課長、統括捜査官、

統括検務官（検察事務官統括捜査科研修の対象者を除く。）若しくは検察広報官のうちから選定された者を対象とし、課長又はこれに準ずる者としての職務の遂行に必要な管理監督等に関する知識・技能を修得させて管理能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(6) 検察事務官統括捜査科研修

捜査に専従する統括捜査官、統括検務官又はこれに準ずる公安職（二）４級以上の主任捜査官で、単独捜査の経験を相当期間有する者のうちから選定された者を対象とし、捜査に専従する上級の検察事務官として必要な専門的知識・技能を修得させて捜査能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(7) 検察事務官高等科研修

公安職（二）３級以上又はこれと同等の行政職（一）の検察事務官で専修科研修を修了した者のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、将来の幹部検察事務官の育成のため、職務の遂行に必要な高度の知識・技能を修得させて管理・指導能力の育成を図るとともに、捜査・公判部門、事務局部門、検務部門、企画調査部門に関する能力と素養を涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(8) 検察事務官特別専攻科研修

公安職（二）３級以上の検察事務官又は２級で検察官事務取扱の発令を受けている検察事務官のうちから選定された者を対象とし、将来検察事務（捜査・公判）に専従する志望を有している者に対し、高度の専門的知識・技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(9) 裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修

裁判員裁判対象事件担当中核事務官又はその候補者を対象とし、検察事務官の中核として、同裁判対象事件の捜査・公判等において重要度や裁量性の高い業務を遂行するための専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(10) 保護局関係職員管理研究科研修

地方更生保護委員会の事務局長又は保護観察所の所長若しくは次長のうちから選定された者を対象とし、保護行政各部門における上級管理者として職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(11) 保護局関係職員管理科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務する統括保護観察官又はこれに準ずる職にある者のうちから選定された者を対象とし、保護行政各部門における中間監督者として職務の遂行に必要な管理監督等に関する高度の知識・技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(12) 保護観察官高等科研修

保護局，地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）3級ないし5級の保護観察官若しくはこれに準ずる職にあり，原則として主任保護観察官に指名されることが見込まれる者のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし，指導的立場にある保護観察官として職務の遂行に必要な保護行政及び関係諸科学等についての高度の知識・技能を修得させるとともに，その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(13) 保護観察官専修科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級ないし3級の保護観察官で，原則として中等科研修修了後1年以上を経過し，保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから選定された者を対象とし，職務の遂行に必要な保護行政並びに関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ，処遇実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(14) 保護観察官中等科研修

原則として，地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務する行政職（一）2級ないし3級の新任保護観察官のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし，新任の保護観察官として職務の遂行に必要な更生保護関係法令及び関係諸科学等についての基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 保護局関係職員処遇強化特別研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級ないし5級の専修科研修を終了した保護観察官のうちから選定された者を対象とし，保護観察官の専門的処遇能力の向上を図るため，処遇技法等に関する専門的な知識・技能を集中的に修得させることを目的として実施した。

(16) 保護局関係企画調整特別研修

地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長に異動予定の者のうちから選定された者を対象とし，企画調整課長としての職務遂行に必要な人事，会計，表彰，公務災害等の企画調整関係事項の知識を修得させ，その管理能力を向上させることを目的として実施した。

(17) 社会復帰調整官専修科研修

社会復帰調整官初任研修及び保護局長が定める実務実習を受けた新任の社会復帰調整官に対し，職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度，司法精神保健福祉，司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ，実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(18) 社会復帰調整官初任研修

新任の社会復帰調整官に対し，職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度，司法精神保健福祉，司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(19) 組織間人事交流研修

法務省内組織間人事交流対象者に対し、当省の組織と所掌事務及び各組織間の関連についての基礎的知識を修得させ、当省職員としての一体感を培うことによって、組織間人事交流の円滑な導入・運営に資することを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 検察事務官特別科研修

高等検察庁に委嘱し、検察官事務取扱検察事務官若しくは専修科研修を修了又は任官後ほぼ10年を経過した検察事務官のうちから平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察行政事務、検察事務及び捜査・公判事務に関する専門的知識・技能を修得させて事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(2) 検察事務官専修科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官中等科研修を修了後ほぼ2年ないし5年を経過した者のうちから平素の勤務成績等を考慮して選定された者を対象とし、検察事務官として必要な専門的知識・技能を修得させて職務の遂行に不可欠な実務的で高度な執務能力を涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(3) 検察事務官中等科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官初等科研修を修了後ほぼ5年を経過した者及び国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者で採用後ほぼ2年を経過した者又はこれらに準ずる者のうちから平素の勤務成績等を考慮して選定された者を対象とし、検察事務官として必要な比較的高度の知識・技能を修得させることなどを目的として実施した。

(4) 検察事務官初等科研修

高等検察庁に委嘱し、新規採用職員を対象とし、検察事務官として必要な基礎的知識・技能を修得させることなどを目的として実施した。

(5) 保護局関係職員初等科研修

関東地方更生保護委員会に委嘱し、保護局、地方更生保護委員会及び保護観察所において新規に採用された職員を対象とし、保護局関係職員として職務の遂行に必要な基礎的知識・技能を修得させることなどを目的として実施した。

【研修第三部】

1 中央研修

(1) 法務局・地方法務局職員管理研究科研修

法務局の部長、地方法務局長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員管理科研修

法務局・地方法務局の課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な管理能力を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員専門科（訟務）研修

法務局・地方法務局の訟務部門における上席訟務官等課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(4) 法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修

法務局・地方法務局の人権擁護部門における課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(5) 法務局・地方法務局新任課長（戸籍・国籍）研修

法務局・地方法務局の新任の戸籍課長及び国籍課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(6) 法務局・地方法務局新任課長（供託）研修

法務局・地方法務局の新任の供託課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(7) 法務局・地方法務局新任統括登記官研修

法務局・地方法務局の新任の統括登記官を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(8) 法務局・地方法務局職員登記専攻科研修

行政職（一）2級から4級までの法務事務官で満44歳未満の者のうち、法務局・地方法務局の登記部門における指導的職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、その社会的識見^{かん}を涵養することを目的として実施した。

(9) 法務局・地方法務局職員高等科研修

行政職（一）2級及び3級の法務事務官で専修科研修を修了した満37歳未満の者のうち、将来、法務局・地方法務局の幹部職員となり得る者を対象とし、高度の法律知識及び法律的素養を修得させるとともに、その社会的識見^{かん}を涵養することを目的として実施した。

(10) 入国管理局関係職員管理科研修（B課程）

入国者収容所又は地方入国管理局の新任の課長、首席審査官、首席入国警備官又はこれらに準ずる職にある者を対象とし、その職務の遂行に必要な主として管理面の知識・技能を修得させ、併せて人格識見^{かん}の涵養を図ることを目的として実施した。

(11) 入国管理局関係職員管理科研修（A課程）

入国者収容所又は地方入国管理局の新任の課長補佐、統括審査官、統括入国警備官又はこれらに準ずる職にある者を対象とし、その職務の遂行に必要な主とし

て管理面の知識・技能を修得させ、併せて人格識見の涵養^{かん}を図ることを目的として実施した。

(12) 入国管理局関係職員高等科研修

行政職（一）2級及び3級の法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）3級及び4級の入国警備官で、満32歳以上満37歳以下の者及びこれらに準ずる者を対象とし、入国者収容所及び地方入国管理局の幹部職員を養成するため、入国管理行政全般にわたる高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養^{かん}を図ることを目的として実施した。

(13) 入国管理局関係職員専攻科研修

行政職（一）2級から4級までの法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）3級から5級までの入国警備官で、満35歳以上満44歳以下の者を対象とし、入国者収容所又は地方入国管理局における実務の処理等に関する指導的職員を養成するため、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養^{かん}を図ることを目的として実施した。

(14) 入国管理局関係職員特別科（特別審理官）研修

特別審理官の業務に従事し又は従事することが見込まれる職員を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 入国管理局関係職員特別科（違反調査）研修

違反調査の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(16) 入国管理局関係職員特別科（警備処遇）研修

警備処遇の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(17) 入国管理局関係職員特別科（難民調査官）研修

難民調査官の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国審査官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 法務局・地方法務局職員専修科研修

東京法務局に委嘱し、行政職（一）1級から3級までの法務事務官で、平成20年度及び平成21年度中等科研修等を修了した法務局・地方法務局の指導的立場の中堅職員を対象とし、その職務を遂行するために必要な法律知識及び技能を専門的に修得させるとともに、その社会的識見^{かん}を涵養することを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員中等科研修

大阪及び名古屋法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者等を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、中堅係員として職務を遂行するために必要な基本的な法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 入国管理局関係職員中等科（入国警備官）研修

東京及び大阪入国管理局に委嘱し、公安職（一）1級から3級までの入国警備官で、初任科研修を修了し、かつ、採用後4年以上を経過した者を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養^{かん}を涵養することを目的として実施した。

(4) 入国管理局関係職員中等科（入国審査官・法務事務官）研修

東京入国管理局に委嘱し、行政職（一）1級又は2級の法務事務官又は入国審査官であって、初等科研修A課程を修了し、かつ、採用後4年以上を経過した者、又は初等科研修B課程を修了し、かつ、採用後3年以上を経過した職員を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養^{かん}を涵養することを目的として実施した。

(5) 入国警備官初任科研修

東京入国管理局に委嘱し、新たに採用された公安職（一）1級の入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、厳正な規律の体得及び敏活な行動力の育成を図り、併せて国家公務員として必要な基礎的素養^{かん}を涵養することを目的として実施した。

(6) 入国管理局関係職員初等科研修

東京入国管理局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者を対象として、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、国家公務員として必要な基礎的素養^{かん}を涵養することを目的として実施した。

【国際連合研修協力部】

1 国際研修等

(1) 課題別研修

ア 国際高官セミナー

アジア・太平洋、中南米及びアフリカ諸国並びに我が国の法務省関係者等上級公務員を対象に、「女性犯罪者の処遇」を主要課題とするセミナーを実施した。

イ 国際研修（矯正・保護）

アジア・太平洋及びアフリカ諸国並びに我が国の警察、検察、矯正及び保護職員を対象に、「矯正・保護職員のストレスマネジメント—中間監督者の能力育成」を主要課題とする研修を実施した。

ウ 国際研修（刑事司法）

アジア・太平洋及びアフリカ諸国並びに我が国の警察，検察，裁判所及び厚生労働省関係職員を対象に，「刑事事件における効果的な証拠収集及び立証」を主要課題とする研修を実施した。

エ 汚職防止刑事司法支援研修

アジア・太平洋，中南米及びアフリカ諸国並びに我が国において，汚職防止・摘発に関する政策・実務に携わる職員を対象に，「汚職事件の効果的な予防・摘発と官民の協力」を主要課題とする研修を実施した。

(2) 地域別研修

中央アジア刑事司法制度研修

中央アジア諸国の刑事司法において，薬物犯罪対策に携わる実務家を対象に，「麻薬等の犯罪対策を阻害する汚職への対策，特に裁判官，検察官及び法執行機関職員の倫理及び行動規範」を主要課題とする研修を実施した。

(3) 国別研修

ケニア非行少年処遇制度研修

ケニアの児童局，裁判所，警察，保護局及び矯正局における管理職職員を対象に，「少年司法に関する最新の各種知識・ノウハウ」及び「職員の人材育成，取り分け，OJTに関する各種知識・ノウハウ」に関する研修を実施した。

(4) 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー

東南アジア諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の向上を図るため，平成25年12月，東南アジアの8か国から刑事司法実務家の参加の下，クアラルンプール（マレーシア）において，東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）を開催した。

2 海外における活動等

平成25年4月にオーストリアで開催された第22回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）に教官を，同年12月にイタリアで開催された国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関間調整会議等の国際会議に部長を当部から派遣した。また，同年7月から8月，ケニアにおける少年保護関連職員能力向上プロジェクトに専門家として教官を派遣するとともに，同年10月，ミャンマー司法制度の現地調査等のためそれぞれ教官を派遣した。

3 インターンシップ受入れ

参加した1名の法科大学院生に対して，国連アジア極東犯罪防止研修所の活動に関する講義を行ったほか，同時期に実施されていた第155回国際研修の準備及び運営等の業務を体験させた。

【国際協力部】

1 国際研修

(1) ベトナム法整備支援研修

司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院職員らを対象に、実務改善・法令改正支援等を目的とした研修を実施した。

(2) ラオス法律人材育成強化支援研修

司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学職員らを対象に、人的・組織的能力向上を目的とした研修を実施した。

(3) 中国法整備支援研修

全人代常務委員会法制工作委员会職員等を対象に、民事訴訟法及び行政訴訟法等改正作業に資することを目的とした研修を実施した。

(4) ネパール法整備支援研修

①最高裁判所裁判官らを対象に、裁判所の紛争解決能力の向上を目的とした研修、②司法省幹部らを対象に、民法草案解説書作成を目的とした研修を実施した。

(5) 中央アジア地域法制比較研究セミナー

中央アジア諸国の裁判官及び国家機関の職員を対象に、企業活動に関する各国の法制度及びその運用を明らかにして法的予測可能性を確保することを目的として、中央アジア諸国における企業法制の比較研究を実施した。

(6) 日韓パートナーシップ共同研究

日本及び韓国の司法行政関係職員を対象に、登記、供託及び民事執行等の民事法に関する両国の制度の発展と実務の改善に寄与するとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、実務研究及び意見交換を実施した。

(7) カンボジア法整備支援研修

司法省、王立司法学院、弁護士会及び王立法律経済大学職員らを対象に、民事分野における法解釈・運用能力の向上を目的とした研修を実施した。

2 連絡会・研究会・シンポジウム等

(1) 法整備支援連絡会

法制度整備支援に携わる関係者相互間の情報及び意見交換を目的に、「連携と協調で広げる法整備支援」をテーマとして、第14回法整備支援連絡会を開催し、日本の法律学者、弁護士、開発援助担当者のほか、海外から招へいた専門家等による講演や国内外の支援関係者によるパネルディスカッションを実施した。

(2) ベトナム司法制度共同研究

最高人民検察院長官を招へいして、刑事司法制度、犯罪統計、法曹養成等に関する共同研究を実施した。

(3) 日本・ネパール司法制度比較共同研究

国際連合研修協力部と合同で、検事総長府検事らを招へいして、刑事司法制度に関する共同研究を実施した。

(4) ミャンマー法制度比較共同研究

連邦法務長官や連邦議会(下院)法案委員会委員長らを招へいして、「ミャンマー

の発展と課題～法的側面を中心として～」と題する公開講演会や、法整備支援プロジェクトの本格開始に向けた協議を実施した。

(5) インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

最高裁判所判事らを招へいし、複数の民事分野について、両国の法制度及び裁判実務の比較研究を実施した。

(6) インターンシップ受入れ

法科大学院生等に対して、法制度整備支援の実情に関する講義を行ったほか、同時期に実施されていたラオス法整備支援研修等を聴講させた。

(7) 国際協力人材育成研修

法制度整備支援に携わる人材の育成を目的として、法務・検察職員を対象に、法制度整備支援に関する講義を行ったほか、開発途上国における支援プロジェクトの現場実務を体験させるなどした。

(8) アジア・太平洋会社情報提供制度研究会

公益財団法人国際民事法センターと共同で実施しているアジア・太平洋民事法比較研究の一環として、学者、弁護士、企業法務担当者を委員とするアジア・太平洋会社情報提供制度研究会を開催し、アジア・太平洋諸国の会社情報提供制度について調査・研究を行った。

(9) シンポジウム「私たちのシンポ『アジア諸国の司法アクセス』」

法制度整備支援についての広報活動の一環として、若い世代に対し法制度整備支援に関する情報を伝達するとともに、同支援活動への理解と協力を求めることを目的として、名古屋大学等との共催で、「アジア諸国のための国際協力 in 法分野2013」をテーマに、学生による研究発表及び意見交換を実施した。

(10) 国際民事法金沢セミナー

公益財団法人国際民事法センター、石川国際民事法センター、北國新聞社との共催により、金沢市において、企業経営者等を対象にタイの法制度や投資環境等に関するセミナーを開催した。

(11) 日中民事法セミナー

公益財団法人国際民事法センター等との共催で、日中間における民事法分野での相互交流を目的として、中国の独占禁止法等をテーマとしたセミナーを開催した。

VI 矯正研修所

法務省組織令第61条、第63条、第64条 法務省組織規則第26条 矯正
研修所組織規則（平成13年法務省令第8号）

1 平成25年度の研修実施状況

(1) 初任研修課程

新たに矯正職員に採用された者に対し、矯正職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行うもの。

ア 刑務官等初等科

新たに刑務官等に採用された者に対し、刑務官等として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（8支所、24コ-ス774人）。

イ 法務教官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務教官又は新たに少年院等に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務教官に任用された者に対し、法務教官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務教官基礎科の集合研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（4支所、8コース、初任科2週間、集合研修408時間、実務研修147日、研修期間計8月、前後期144人、後期のみ6人）。

ウ 法務技官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務技官（被收容者の資質及び環境の調査に従事する法務技官に限る。）又は少年鑑別所に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務技官に任用された者に対し、法務技官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務技官基礎科の集合研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（東京支所、1コース、初任科2週間、集合研修488時間、実務研修147日、研修期間計9月、前後期19人、後期のみ8人）。

(2) 任用研修課程

一定以上の官職への任用（一定以上の階級への昇進を含む。）が予定されている矯正職員に対し、その官職等に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うもの。

ア 中等科

刑務官等に対し、初級幹部として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（5支所、5コース、研修期間3月、150人）。

イ 法務教官応用科

刑事施設の教育専門官又は少年院等の専門官として必要な知識及び技能を習

得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（４支所、４コース、研修期間３月、前後期91人、後期のみ９人）。

ウ 法務技官応用科

刑事施設の調査専門官又は少年鑑別所の専門官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（１支所、１コース、研修期間３月、前後期16人、後期のみ６人）。

エ 中級管理科第１部・第２部

矯正施設の中級幹部職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所２コース、研修期間２月、第１部17人、第２部29人、計46人）。

オ 高等科第１部・第２部

矯正施設の上級幹部職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所２コース、研修期間６月、第１部56人、第２部40人、計96人）。

カ 上級管理科

矯正施設の部長、次長又は課長の職（相当職を含む。）にあり、かつ、上級管理科が終了する日の属する年度の翌年度において、矯正施設の長（相当職を含む。）への任用が予定されている職員に対し、必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所１コース、研修期間１週間、29人）。

(3) 専門研修課程

専門研修課程は、矯正職員に対し、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うものであり、次に掲げる科を置いている。

ア 刑務作業科

刑事施設における作業に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

イ 処遇調査科

刑事施設における資質及び環境の調査に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。ただし、法務技官は除く。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ウ 改善指導科

刑事施設における改善指導及び教科指導に関する職務を担当している職員

(当該職務を担当する予定の職員を含む。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

エ 矯正教育科

少年院における矯正教育に関する職務を担当している職員(当該職務を担当する予定の職員を含む。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

オ 観護処遇科

少年鑑別所における観護に関する職務を担当している職員(当該職務を担当する予定の職員を含む。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

カ 矯正医療科

矯正施設における医療に関する職務を担当している職員(当該職務を担当する予定の職員を含む。)に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

キ 処遇特修科

刑務官に対し、刑事施設の被収容者の処遇に必要な知識及び技能を再確認させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ク 調査鑑別特別科

刑事施設における資質及び環境の調査並びに少年鑑別所における資質鑑別に関する職務に必要な高度の知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ケ 専攻科

アからクまでに掲げる科において行うものを除き、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

なお、本所、各支所の専門研修課程で実施した研修コース名及び人員は、次のとおりである。

(ア) 本所(57コース,1120人)

矯正施設中級幹部77人、矯正施設上級幹部43人、矯正管区訟務担当者8人、新採用職員導入11人、矯正保護交流職員導入2人、新任教育監督担当者39人、性犯罪再犯防止指導指導・調査担当者40人、性犯罪再犯防止指導指導担当者(スキルアップ編)32人、性犯罪再犯防止指導指導・調査担当(実務修習)Ⅰ6人、性犯罪再犯防止指導指導・調査担当者(実務修習)Ⅱ5人、鑑別業務充実化51人、官民協働事業推進33人、官民協働体制23人、新任作業関係幹部研究会42人、作業専門官研究会10人、作業専門官能力向上1人、新任作業専門官研究会19人、若年作業専門官研究会5人、矯正研修所支所教官Ⅰ7人、矯正研修所支所教官Ⅱ5人、改善指導プログラム指導職員Ⅰ(専門コース)37人、改善指導プログラム指導職員Ⅱ(専門コース)41人、暴力事犯者指

導担当者 6人, 釈放前指導充実化 8人, 被害者の視点を取り入れた教育 52人, 刑の一部執行猶予制度指導者 8人, 被収容者処遇国際化対策 68人, 訟務関係職員(基礎コース) 38人, 訟務関係職員(応用コース) 1人, 矯正管区個人情報保護・広報事務等担当者 8人, 少年鑑別所職員人権(アンガー・マネジメント) 19人, 刑事施設職員人権(アンガー・マネジメント) 16人, 刑事施設職員人権(コーチング) 24人, 少年院職員人権(コーチング) 26人, 少年施設処遇対応力向上Ⅰ 8人, 少年施設処遇対応力向上Ⅱ 54人, 少年院法改正等 119人, 医療事務充実化 8人, 看護技術職員 19人, 少年施設専門官等施策研究会 24人, 刑事施設職員施策研究会 21人, 調査鑑別科特別科 14人, 研修担当者(本所) 5人, 研修担当者(支所) 9人, 職員不祥事防止対策 8人, 分類・鑑別技官通信 6人, 事例検討充実化 3人, 不服審査担当者Ⅰ 1人, 不服審査担当者Ⅱ 1人, 不服審査担当者Ⅲ 1人, 不服審査担当者Ⅳ 1人, 法務大臣に対する苦情の申出事務Ⅰ 1人, 法務大臣に対する苦情の申出事務Ⅱ 1人, 外国人処遇関連業務Ⅰ 1人, 外国人処遇関連業務Ⅱ 1人, 職業訓練指導員免許取得 2人, 国外調査・研究 1人

(イ) 札幌支所 (36コース, 287人)

観護処遇科 4人, 改善指導等業務研修Ⅰ 1人, 改善指導等業務研修Ⅱ 1人, 改善指導等業務研修Ⅲ 1人, 刑事施設信書処理担当者 9人, 矯正護身術指導担当者 22人, 自営作業安全衛生関係監督者 9人, 精神科医療関係職員 9人, 釈放前指導充実化 8人, 逃走事故防止対策 11人, 作業事務指導者 8人, 刑務作業等事務担当者 1人, 人事事務担当者 15人, 柔剣道審判及び指導担当者 15人, 中堅職員(10年目)Ⅰ 18人, 中堅職員(10年目)Ⅱ 13人, 中堅職員(10年目)Ⅲ 13人, 中堅職員(20年目)Ⅰ 16人, 中堅職員(20年目)Ⅱ 15人, 特別司法警察活動担当職員 9人, 総務系業務担当課長等 7人, 分類業務担当者 8人, 名籍 12人, 少年院法改正等 4人, 統括矯正処遇官矯正実務(警備担当) 9人, 施設予算関係事務 1人, 不服申立事務担当者(少年院) 1人, 不服申立事務担当者(刑事施設)Ⅰ 1人, 不服申立事務担当者(刑事施設)Ⅱ 1人, 矯正施設等情報セキュリティ担当者 17人, 工場・単独室担当者 9人, 女子刑事施設保安・警備係職員防災等 3人, 少年矯正業務 1人, 処遇カウンセラー(カウンセリング) 3人, 新任統括昇任前 7人, 教育専門官新規異動者 5人

(ウ) 仙台支所 (33コース, 259人)

不服処理担当者Ⅰ 1人, 不服処理担当者Ⅱ 1人, 不服処理担当者Ⅲ 1人, 不服処理担当者Ⅳ 1人, 係長等昇任者 10人, 逃走事故防止対策 16人, 共済業務担当者 1人, 受刑者に係る改善指導担当者 1人, 矯正医官 3人, 少年施設不服処理担当者 1人, 分類業務担当者 7人, 名籍 23人, 特別司法警察活動担当職員 7人, 釈放前指導充実化 7人, 工場, 単独室担当者 7人, 少年院法改正等Ⅱ 4人, 精神科医療関係職員 14人, 少年矯正関係事務担当者Ⅰ 1人, 少

年矯正関係事務担当者Ⅱ 1人, 少年矯正関係事務担当者Ⅲ 1人, 総務系業務担当課長等 7人, 矯正護身術指導者32人, 作業初級幹部 6人, 矯正施設等情報セキュリティ担当者18人, 女子刑事施設保安・警備係職員防災等 3人, 観護特修科 6人, 処遇カウンセラー 2人, 矯正教育指導法充実化 4人, 中堅職員(10年目)Ⅰ 18人, 中堅職員(10年目)Ⅱ 23人, 中堅職員(20年目) 15人, 改善指導充実化 7人, 新任統括昇任前10人

(㊦) 東京支所 (59コース, 561人)

情報公開事務担当者Ⅰ 1人, 情報公開事務担当者Ⅱ 1人, 情報公開事務担当者Ⅲ 1人, 情報公開事務担当者Ⅳ 1人, 共済事務担当者Ⅰ 1人, 共済事務担当者Ⅱ 1人, 共済事務担当者Ⅲ 1人, 総務系業務担当課長等11人, 少年矯正関係事務担当者Ⅰ 1人, 少年矯正関係事務担当者Ⅱ 1人, 資質鑑別充実化Ⅰ 1人, 資質鑑別充実化Ⅱ 1人, 資質鑑別充実化Ⅲ 1人, 刑事施設改善指導担当者導入22人, 統括矯正処遇官矯正処遇実務(男子)Ⅰ 2人, 統括矯正処遇官矯正処遇実務(男子)Ⅱ 4人, 統括矯正処遇官矯正処遇実務(男子)Ⅲ 4人, 統括矯正処遇官矯正処遇実務(男子)Ⅳ 4人, 統括矯正処遇官矯正処遇実務(女子)Ⅰ 3人, 矯正施設等情報セキュリティ担当者(少年施設) 25人, 矯正施設等情報セキュリティ担当者(刑事施設) 18人, 情報処理技術者(基礎) 2人, 情報処理技術者(応用) 2人, 女子刑事施設保安・警備係職員防災等 3人, 処遇カウンセラー(カウンセリング担当) 5人, 少年院教官指導技術向上16人, 新任統括昇任前13人, 分類業務担当者19人, 情報公開事務演習 3人, 不服申立事務担当者(刑事施設)Ⅰ 1人, 不服申立事務担当者(刑事施設)Ⅱ 1人, 不服申立事務担当者(刑事施設)Ⅲ 1人, 不服申立事務担当者(少年施設)Ⅰ 1人, 中堅職員(10年目)Ⅰ 24人, 中堅職員(10年目)Ⅱ 24人, 中堅職員(20年目)Ⅰ 25人, 中堅職員(20年目)Ⅱ 25人, 工場・単独室担当者21人, 刑務作業充実化(企画担任者)Ⅰ 1人, 刑務作業充実化(企画担任者)Ⅱ 1人, 刑務作業充実化(新任作業関係職員) 13人, 逃走事故防止対策49人, 警備・保安担当者49人, 人事事務等担当者Ⅰ 1人, 人事事務等担当者Ⅱ 1人, 人事事務等担当者Ⅲ 1人, 名籍44人, 少年院法改正等Ⅱ 16人, 釈放前指導充実化19人, 特別司法警察活動担当職員18人, 訟務・警備事務担当者Ⅰ 1人, 訟務・警備事務担当者Ⅱ 1人, 訟務・警備事務担当者Ⅲ 1人, 行動観察技術向上12人, 観護処遇充実化Ⅰ 12人, 観護処遇充実化Ⅱ 1人, 観護処遇充実化Ⅲ 2人, 矯正医官 9人, 精神科医療関係職員18人

(㊧) 名古屋支所 (40コース, 340人)

不服申立関係事務担当者Ⅰ 1人, 不服申立関係事務担当者Ⅱ 1人, 不服申立関係事務担当者Ⅲ 1人, 不服申立関係事務担当者Ⅳ 1人, 不服申立関係事務担当者Ⅴ 1人, 矯正護身術指導者20人, 処遇部門監督者10人, 観護処遇科 6人, 安全衛生管理10人, 少年施設分類鑑別業務担当者11人, 工場担任者10

人、総務系業務担当課長等8人、新任作業担当者10人、若年作業専門官5人、少年処遇充実化5人、医療関係職員看護師Ⅰ1人、医療関係職員看護師Ⅱ3人、少年矯正事務担当者Ⅰ1人、少年矯正事務担当者Ⅱ1人、中堅職員（10年目）17人、中堅職員（20年目）17人、矯正施設等情報セキュリティ担当者22人、処遇カウンセラー（カウンセリング担当）1人、女子刑事施設保安・警備係職員防災等3人、工場・単独室担当者10人、資質鑑別充実化4人、新任統括昇任前5人、夜勤監督者10人、分類業務担当者9人、人事担当者20人、特別司法警察活動担当職員10人、名籍事務担当者10人、処遇調査担当者10人、柔剣道指導者8人、釈放前指導充実化10人、矯正医官1人、少年院法改正等5人、逃走事故防止対策21人、精神医療関係職員20人、矯正制圧術等21人

(カ) 大阪支所（37コース、506人）

刑事施設係長等昇任者18人、総務系業務担当課長等12人、処遇カウンセラー6人、統括矯正処遇官矯正処遇実務2人、矯正施設等情報セキュリティ担当者28人、資質鑑別充実化Ⅰ2人、資質鑑別充実化Ⅱ1人、女子刑事施設保安・警備係職員防災等3人、新任統括昇任前21人、中堅職員（10年目）57人、中堅職員（20年目）35人、工場・単独室担当者13人、医官6人、若年作業専門官Ⅰ2人、若年作業専門官Ⅱ2人、作業関係事務研究会13人、作業専門官研究会7人、工場担任者研究会13人、不服申立事務事務担当者Ⅰ1人、不服申立事務事務担当者Ⅱ1人、不服申立事務事務担当者Ⅲ1人、不服申立事務事務担当者Ⅳ1人、釈放前指導充実化13人、逃走事故防止対策27人、分類業務担当者13人、特別司法警察活動担当職員13人、名籍事務担当者25名、護身術指導担当者26人、少年院法改正等19人、少年施設不服申立事務担当者14人、外国人処遇関連業務Ⅰ1人、外国人処遇関連業務Ⅱ1人、昼夜勤監督者Ⅰ38人、昼夜勤監督者Ⅱ26人、観護処遇科6人、精神科医療関係職員26人、購入担当者研究会13人

(キ) 広島支所（33コース、372人）

看護師等11人、観護処遇科5人、改善指導プログラム指導職員（基礎コース）10人、刑務作業実務担当者Ⅰ10人、刑務作業実務担当者Ⅱ10人、中堅職員（10年目）Ⅰ16人、中堅職員（10年目）Ⅱ11人、中堅職員（20年目）14人、工場・単独室担当職員10人、訟務事務担当者1人、情報公開事務実務担当者10人、少年施設不服事務関係担当者1人、矯正護身術指導者19人、剣道指導者14人、処遇カウンセラー（カウンセリング担当）7人、釈放前指導充実化10人、総務系担当課長6人、会計事務職員Ⅰ19人、会計事務職員Ⅱ18人、少年院法改正等Ⅱ4人、人事事務監督者19人、分類業務担当者10人、訟務事務（不服事務）担当者8人、女子刑事施設保安・警備職員防災等訓練6人、矯正施設情報セキュリティ担当者18人、新任統括昇任前13人、名籍19人、精神科医療関係職員19人、逃走事故防止対策19人、矯正医官2人、特別司法警察活動

担当職員10人、警備指導に関する講習会17人、新任教育専門官6人

(ク) 高松支所 (31コース, 253人)

総務系業務担当課長等2人、職員不祥事防止対策11人、不服申立等担当者1人、刑事施設係長等昇任者14人、矯正施設等情報セキュリティ担当者12人、改善指導充実化12人、中堅職員(10年目)Ⅰ12人、中堅職員(10年目)Ⅱ19人、中堅職員(20年目)Ⅰ3人、中堅職員(20年目)Ⅱ19人、刑事施設夜勤監督者4人、処遇カウンセラー(カウンセリング担当)3人、工場・単独室担当者8人、経理事務担当者11人、少年院法案等4人、准看護師業務充実化4人、新任統括昇任前8人、柔道指導担当者4人、矯正医官3人、剣道指導担当者6人、人事担当課長11人、特別司法警察活動担当職員8人、研修担当者11人、逃走事故防止対策11人、護身術・実力行使(制圧方法・警備用具使用)実技)11人、名籍10人、会計事務担当者11人、釈放前指導充実化4人、観護処遇科4人、分類業務担当者4人、精神科医療関係職員8人

(ケ) 福岡支所 (41コース, 453人)

刑事施設係長等昇任者13人、矯正施設不服申立事務担当者Ⅰ1人、矯正施設不服申立事務担当者Ⅱ1人、矯正施設不服申立事務担当者Ⅲ1人、矯正施設不服申立事務担当者Ⅳ1人、矯正施設不服申立事務担当者Ⅴ1人、矯正施設不服申立事務担当者Ⅵ1人、G・Sクラス職員18人、総務系業務担当課長等6人、処遇カウンセラー(カウンセリング担当)4人、工場・単独室担当者13人、観護処遇科12人、矯正施設等情報セキュリティ35人、中堅職員(10年目)Ⅰ30人、中堅職員(10年目)Ⅱ22人、中堅職員(20年目)Ⅰ30人、中堅職員(20年目)Ⅱ17人、新任統括昇任前8人、倉庫担任者研究会12人、名籍事務担当者32人、逃走事故防止対策29人、刑事施設教育関係事務担当者Ⅰ1人、刑事施設教育関係事務担当者Ⅱ1人、刑事施設教育関係事務担当者Ⅲ1人、釈放前指導充実化12人、矯正医官3人、特別司法警察活動担当職員12人、女子刑事施設保安・警備係職員防災等3人、精神医療関係職員24人、統計担当者研究会15人、営繕事務担当者Ⅰ1人、営繕事務担当者Ⅱ1人、営繕事務担当者Ⅲ1人、営繕事務担当者Ⅳ1人、営繕事務担当者Ⅴ1人、営繕事務担当者Ⅵ1人、営繕事務担当者Ⅶ1人、物品管理事務担当者28人、分類業務担当者12人、契約事務担当者39人、少年院法改正等Ⅱ8人

(4) 研究研修課程

研究研修課程研究科は、矯正職員に対し、矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行わせるもの。

本所の長が法務大臣の承認を得て定める研究課題について、調査研究を行わせたと(本所1コース、研修期間3月,17人)。

なお、研究題目は、次のとおりである。

ア 大地震等の災害を踏まえた施設整備の在り方

- イ 不祥事案の早期発見に向けた効果的な方策について
- ウ 人権救済申立事件の対応に関する取りまとめについて
- エ 出所後の就労に資する作業教育に関する研究
- オ 特別調整を効果的に実施するための執務資料の作成
- カ 法務省式ケースアセスメントツール（M J C A）の処遇機関における活用等に関する基礎的研究
- キ 少年院における成績評価制度の在り方について
- ク 研修教材「少年院法」の改訂のための基礎研究
- ケ 研修教材「矯正施設におけるリスクマネジメント」の開発のための基礎研究

2 平成25年度に実施した研修の特色

- (1) 「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」を矯正行政の重要課題として、女性幹部要員を確保するために任用研修課程中等科研修に施策枠を設け、引き続き、任用研修課程高等科研修の入所者数増大のための環境整備を図った。
- (2) 矯正施設における被収容者処遇の実務において、被収容者の立場に立って、相手の気持ちを考えながら、処遇場面に応じて冷静に職務を遂行できる能力を習得させるため、行動科学的な技法を取り入れた「アンガーマネジメント」研修を昨年度に引き続き実施し、人権教育の一層の推進に努めた。
- (3) 被収容者の自発的な更生意欲を促すため、職員の意欲や潜在力を最大限に引き出す考え方やスキルを習得させるため、「コーチング」研修を実施した。
- (4) 少年施設の現場第一線の職員に対し、本省での講義を受講させる機会を設け、少年矯正の課題や施策について理解を深めさせるとともに、高等科研修の講義を聴講させ、更に高度な知識及び技能を身に付ける動機付けを行うなどし、将来、少年矯正に関する施策の立案等に従事できる幹部候補者の確保に資することを目的として、専攻科（少年施設専門官等施策研究会）研修を実施した。
- (5) 高等科の受験督促に伴い、昨年まで少年矯正に関する施策の立案等に従事できる幹部候補の確保に資することを目的に専攻科（少年施設専門官等施策研究会）研修を実施しているが、平成25年度から任用研修課程中等科研修の成績優秀者等を対象に成人矯正の課題や施策について理解を深めさせるとともに、高等科の講義を聴講させ、更に高度な知識及び技能を身に付ける動機付けを行うなどし、将来、矯正行政の幹部候補者の確保に資することを目的として、専攻科（刑事施設職員施策研究会）研修を実施した。
- (6) 刑の一部執行猶予制度の施行を見据えて、比較的短期間で刑事施設を出所する被収容者に対する、薬物依存離脱指導の実施体制について検討するとともに、同指導を担当している教育担当者が、各種の講義及び演習を通じて、指導の実施に必要な処遇スキルの向上を図る目的で、専攻科（刑の一部執行猶予制度指導者）研修を実施した。

- (7) 平成25年度から新設された管区矯正医療調整官に対して、医療法に基づく各種手続き等、業務に必要な事項に関する知識を付与することにより、施設が実施する矯正医療に対する適切な指導力を発揮させ、円滑な業務遂行の実現を図る目的から、矯正医療科（医療事務充実化）研修を実施した。
- (8) F指標被収容者を収容する刑務所（医療刑務所を含む）及び拘置所並びに拘置支所・拘置区を有する刑事施設の本所（PFI施設を除く）の処遇担当職員に対して、外国人被収容者に対する処遇の在り方や留意事項、異文化理解等に関する知識及び技能の向上を通じ、外国人被収容者に対する処遇体制の充実を図る目的から専攻科（被収容者処遇国際化対策）研修を実施した。

3 平成25年度に実施した協議会及び事務打合せ会

- (1) 矯正研修所支所教頭協議会
- (2) 矯正研修所支所主任教官事務打合せ会（2回）

4 その他

平成25年度に発刊した出版物は、次のとおりである。
矯正研修所紀要（第27号）

第4 地方支分部局

I 矯正管区

法務省設置法第15条、第16条 法務省組織令第65条、第66条 法務省組織規則第27条 矯正管区組織規則（平成13年法務省令第9号）

矯正管区の名称、所在地及び管轄区域

（平成25年12月31日現在）

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌矯正管区	札幌市東区東苗穂 1条2-5-5	北海道
仙台矯正管区	仙台市若林区古城 3-23-1	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京矯正管区	さいたま市中央区 新都心2-1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
名古屋矯正管区	名古屋市東区白壁 1-15-1	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
大阪矯正管区	大阪市中央区大手前 4-1-67	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島矯正管区	広島市中区上八丁堀 6-30	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松矯正管区	高松市丸の内1-1	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡矯正管区	福岡市東区若宮5-3-53	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

II 地方更生保護委員会

法務省設置法第15条、第17条、法務省組織令第67条、更生保護法第16条～20条、地方更生保護委員会事務局組織規則（平成20年法務省令第36号）

1 地方更生保護委員会の概況

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市。ただし、九州地方委員会には那覇市に那覇分室が置かれている。）に置かれ、(1)仮釈放の許可又はその処分の取消し、(2)仮出場の許可、(3)少年院からの仮退院又は退院の許可、(4)少年院からの仮退院中の者を少年院に戻して収容する旨の決定の申請、(5)不定期刑の執行を受け終わったものとする処分、(6)保護観察の仮解除又はその処分の取消し、(7)婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し、(8)保護観察所の事務の監督に関する事務を所掌し、さらに、更生保護事業法の規定に基づく法務大臣の権限のうち、更生保護法人に係る許認可関係事務等の相当部分を委任されている。さらに、地方委員会の委員長は、法務大臣が行う保護司の委嘱及び解嘱を代行するほか、保護司の配置、保護区の設置、保護区別の保護司定数などを定める権限を大臣から委任されている。

なお、前記地方委員会の権限のうち、決定をもって行う処分については、委員3人で構成する合議体が行うが、各地方委員会には、この合議体が1部ないし5部置かれている。また、地方委員会には事務局が設けられ、総務課、首席審査官（関東地方委員会事務局のみ）、統括審査官及び更生保護管理官が置かれ（そのほか、九州地方委員会には那覇分室に事務局及び第3部が置かれている。）、仮釈放等の審理のための調査に従事する保護観察官等が配属されている。

2 地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域

（平成25年12月31日現在）

名 称	合議体の数	所 在 地	管 轄 区 域
北海道地方更生保護委員会	2部	札幌市中央区大通西12	札幌高裁の管轄区域
東北	2部	仙台市青葉区片平1-3-1	仙台
関東	5部	さいたま市中央区新都心2-1	東京
中部	2部	名古屋市中区三の丸4-3-1	名古屋
近畿	4部	大阪市中央区大手前4-1-76	大阪
中国	3部	広島市中区上八丁堀2-15	広島
四国	1部	高松市丸の内1-1	高松
九州	3部	福岡市中央区舞鶴2-5-30	福岡

3 地方更生保護委員会事件取扱状況

(1) 仮釈放等審理等の開始及び終了人員

(平成25年)

事件の種類別	審理の開始等			審理の終結等						年末現在 審理中	開始のうち 申出に よらない もの	審理再開		
	総数	前年繰越	開始	移送	総数	許可		許可しない	移送				その他	
						特別遵守 事項あり	特別遵守 事項なし							
総数	22,066	3,057	18,981	18	19,227	17,165	993	288	755	20	6	2,829	73	662
計	18,352	2,740	15,594	18	15,776	13,750	981	284	736	20	5	2,576	72	535
仮釈放	17,431	2,606	14,807	18	14,988	13,097	877	272	717	20	5	2,443	68	518
交通	921	134	787	-	788	653	104	12	19	-	-	133	4	17
仮出場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	3,704	317	3,387	-	3,451	3,415	12	4	19	-	1	253	1	117
長期	2,868	269	2,599	-	2,655	2,627	10	3	15	-	-	213	1	84
少年院 仮退院	801	45	756	-	762	755	2	1	4	-	-	39	-	32
特修短期	35	3	32	-	34	33	-	-	-	-	1	1	-	1
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年院在院中の退院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 「交通」の欄は、車両の運転による刑法第211条の罪並びに道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路運送法、道路運送車両法に定める罪に係る人員であり、「一般」の欄はその他の罪に係る人員である。
 2 「長期」の欄は、長期処遇実施少年院からの仮退院者、「短期」の欄は、短期処遇実施少年院からの仮退院者に係る人員である。

(2) 仮釈放等の取消し等の審理の開始及び終了人員

(平成25年)

事件の種別	審理の開始等		審理の終結等			年末現在 審理中			
	総数	前年繰越	開始	移送	理由あり		理由なし	移送	その他
総数	2,035	57	1,978	-	1,992	60	-	12	43
仮釈放取消し	656	6	650	-	653	8	-	-	3
申出取消し	21	-	21	-	21	5	-	-	-
取消事由通知	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保護観察停止	244	-	244	-	244	3	-	-	-
保護観察解除	104	-	104	-	104	-	-	-	-
保護観察停止取消し	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保護観察解除	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仮釈放中の不定期刑終了	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	19	-	19	-	19	17	-	1	-
長期	13	-	13	-	13	11	-	1	-
短期	5	-	5	-	5	5	-	-	-
一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特修	1	-	1	-	1	1	-	-	-
計	670	33	637	-	646	625	15	6	24
長期	341	18	323	-	328	320	5	3	13
短期	311	14	297	-	300	288	10	2	11
一般	18	1	17	-	18	17	-	1	-
特修	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婦人補導院仮退院取消し	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保護観察仮解除	307	18	289	-	291	269	17	5	16
保護観察解除取消し	14	-	14	-	14	14	-	-	-

(注)「長期」の欄は、長期処遇実施少年院からの仮退院者、「短期」の欄は、短期処遇実施少年院からの仮退院者に係る人員である。

Ⅲ 法務局及び地方法務局

法務省設置法第15条、第18条～第20条、法務省組織令第68条～第71条、法務省組織規則第28条、法務局及び地方法務局組織規則(平成13年法務省令第11号)

1 法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域

(平成25年12月31日現在)

名 称	所 在 地	管 轄
東 京	東京都千代田区九段南1-1-15	注) 北海道を除く都府県については、名称により管轄区域の都府県名が、判明するので、記載を省略する。
横 浜	横浜市中区北仲通5-57	
さいたま	さいたま市中央区下落合5-12-1	
千 葉	千葉市中央区中央港1-11-3	
水 戸	水戸市三の丸1-1-42	
宇 都 宮	宇都宮市小幡2-1-11	
前 橋	前橋市大手町2-10-5	
静 岡	静岡市葵区追手町9-50	
甲 府	甲府市丸の内1-1-18	
長 野	長野市旭町1108	
新 潟	新潟市中央区西大畑町5191	
大 阪	大阪市中央区谷町2-1-17	
京 都	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	
神 戸	神戸市中央区波止場町1-1	
奈 良	奈良市高畑町552	
大 津	大津市京町3-1-1	
和 歌 山	和歌山市二番丁2	
名 古 屋	名古屋市中区三の丸2-2-1	
津	津市丸之内26-8	
岐 阜	岐阜市金竜町5-13	
福 井	福井市春山1-1-54	
金 沢	金沢市新神田4-3-10	
富 山	富山市牛島新町11-7	
広 島	広島市中区上八丁堀6-30	
山 口	山口市中原町6-16	
岡 山	岡山市北区南方1-3-58	
鳥 取	鳥取市東町2-302	
松 江	松江市母衣町50	
福 岡	福岡市中央区舞鶴3-9-15	
佐 賀	佐賀市城内2-10-20	
長 崎	長崎市万才町8-16	

名 称	所 在 地	管 轄	
大 分	大分市荷揚町7-5	北海道の内	
熊 本	熊本市中央区大江3-1-53		
鹿 児 島	鹿児島市鴨池新町1-2		
宮 崎	宮崎市別府町1-1		
那 覇	那覇市樋川1-15-15		
仙 台	仙台市青葉区春日町7-25		
福 島	福島市霞町1-46		
山 形	山形市緑町1-5-48		
盛 岡	盛岡市盛岡駅西通1-9-15		
秋 田	秋田市山王7-1-3		
青 森	青森市長島1-3-5		
札 幌	札幌市北区北8条西2-1-1		札幌市 江別市 千歳市 夕張市 岩見沢市 三笠市 美唄市 芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 石狩郡 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 白老郡 虻田郡 浦河郡 沙流郡 新冠郡 様似郡 幌泉郡 余市郡 古平郡 積丹郡 岩内郡 古宇郡 磯谷郡 日高郡 空知郡の内 南幌町 上砂川町 奈井江町 雨竜郡の内 雨竜町 勇払郡の内 厚真町 安平町 むかわ町
函 館	函館市新川町25-18		北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 山越郡 瀬棚郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 寿都郡 島牧郡 二世郡

名 称	所 在 地	管 轄
旭 川	旭川市宮前通東4155-31	北海道の内 旭川市 名寄市 士別市 紋別市 留萌市 稚内市 深川市 富良野市 上川郡(石狩国)上川郡(天塩国) 中川郡(天塩国) 枝幸郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 雨竜郡の内 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
		北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 河西郡 上川郡(十勝国) 河東郡 中川郡(十勝国) 十勝郡 広尾郡 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 野付郡 標津郡 目梨郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町
高 松	高松市丸の内1-1	
徳 島	徳島市徳島町城内6-6	
高 知	高知市栄田町2-2-10	
松 山	松山市宮田町188-6	

2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数（平成25年12月31日現在）

（注）ゴシック体は支局

（ ）内の数字は管内支局数，[]内の数字は管内出張所数

法務局 地方 法務局 ・務 局	支局及び出張所	法務局 地方 法務局 ・務 局	支局及び出張所
東京 (3) [20]	みなと たいとう すすみ だいな しながわ 港 台 東 墨 田 品 川 城南 世田谷 渋谷 板橋 新 宿 野 杉並 江戸川 豊島 北 練馬 町田 城 北 八王子 多摩 田 立 川 西多摩 府 中 田 無	水戸 (6) [4]	ひたち ちひたち おおた つちうら 日立 常陸太田 土浦 つくば 龍ヶ崎 取手 鹿嶋 下妻 筑西 古河
	じっこう かも おおた わら からすやま 日光 真岡 大原 烏山 栃木 小山 足利		宇都宮 (6) [1]
横浜 (6) [9]	かながわ かなざわ あおぼ こうほく 神奈川県 川金沢 青葉 港北 戸塚 栄 旭 湘南 川崎 麻生 横須賀 西湘二宮 厚木 大和 相模原	前橋 (7) [1]	しぶかわ いせさき めま た おおた 渋川 伊勢崎 沼田 太田 桐生 高崎 中之条 富岡
	かわぐち しき こんの すあ お 川口 志谷 鴻巣 上尾 久喜 越谷 春日部 草加 川越 坂戸 所沢 飯能 熊谷 本庄 東松山 秩父		しづま ずみ ふじえだ しまだ やいづ 静岡 清水 藤枝 島田 焼津 沼津 熱海 富掛 川 下田 浜松 磐田 袋井
さいたま (7) [9]	かわぐち しき こんの すあ お 川口 志谷 鴻巣 上尾 久喜 越谷 春日部 草加 川越 坂戸 所沢 飯能 熊谷 本庄 東松山 秩父	長野 (9) [4]	いひやま うえだ さくまつもと 飯山 上田 佐久 松本 木曾 大町 諏訪 飯田 伊那
千葉 (10) [4]	いち はら とがね さくら 市 原 東 金 佐 倉 成 田 茂 原 い す み 柏 木 更 津 館 山 香 取 船 橋 市 川		ま づ づ 松 戸 匠 瑳

法務局 支局及び出張所	支局及び出張所	法務局 支局及び出張所	支局及び出張所
新潟 (11)	新潟 津岡 三条十日町 糸魚川	新発田 柏崎 佐渡	村上 南魚沼
大阪 (5) [5]	北天王寺 枚方守口 富田林 岸和田	北大阪 東大阪	池田 堺
京都 (6) [4]	嵯峨部 園舞	伏見 亀岡 福知山	宇治 宮津
神戸 (11) [5]	須磨 伊丹 柏原 龍野	北三田 姫路 豊岡	西宮 明石 社本
奈良 (3) [1]	桜井 葛城	橿原	五條
大津 (3) [4]	草津 彦根	守山 近江	高島 甲賀
和歌山 (4) [2]	湯浅 御坊	岩出 新宮	橋本 田辺
名古屋 (10) [3]	熱田 一宮 豊新	名東 半田 西尾	春日井 岡崎 豊橋
津 (6) [2]	鈴鹿 桑名	松阪 伊勢	伊賀 野
岐阜 (6)	八幡 多治見	大垣 中津川	美濃 加茂 高山
福井 (3)	武生 敦賀	小浜	
金沢 (3)	小松 七尾	輪島	

法務局 支局及び出張所	支局及び出張所	法務局 支局及び出張所	支局及び出張所
富山(3)	うおづ たかおか となみ 魚津 高岡 砺波	佐賀(3)	とす たけお いまり からつ 鳥栖 武雄 伊万里 唐津
広島(6)	かべ はつかいち ひがしひろしま 可部 廿日市 東広島 呉 尾道 福山 三次	長崎(7)	いさはや しまばら きせぼ ひらど 諫早 島原 佐世保 平戸 壱岐 五島 対馬
山口(5)	しゅうなん はぎ いわくに やない 周南 萩 岩国 柳井 下関 宇部	大分(6)	きつき さいき たけだ 杵築 佐伯 竹田 中津 宇佐 日田
岡山(5)	おかやまし びぜん くらしき かざおか 岡山 西備 前倉敷 笠岡 高梁 津山	熊本(7)	あそおおづ うと たまな 阿蘇大津 宇土 玉名 山鹿 八代人 吉天草
鳥取(2)	くらよし よなこ 倉吉 米子	鹿児島(5)	たねがしま やくしま きりしま ちらん 種子島 屋久島 霧島 知覧 みなみさつま せんだい いずみ 南さつま 川内 出水 かのや そお あまみ 鹿屋 曾於 奄美
松江(4)	いずも はまだ ますだ さいごう 出雲 浜田 益田 西郷	宮崎(3)	たかねべ にちなん みやこのじょう こばやし 高鍋 日南 都城 小林 のべおかの 延岡
福岡(10)	にしじん はごさき かすや ふくま 西新 箱崎 粕屋 福岡 筑紫 朝倉 飯塚 直方 久留米 柳川 八女 北九州 やはた 行橋 田川	那覇(4)	おきなわ ぎのわん なご みやこじま 沖縄 縄野湾 名護 宮古島 石垣
			[1]

法務方 局法 ・務 局	支局及び出張所	法務方 局法 ・務 局	支局及び出張所
仙 台 (6) [1]	なとりしおがま おおがわら ふるか 名取塩竈 大河原 古川 いしのまき とめ けせんぬま 石巻登米 気仙沼	函 館 (2)	えさしやくも 江差八雲
福 島 (5) [3]	にほんまつ そう ま ごおりやま しらかわ 二本松 相馬 郡山 白河 わかまつ たじ 島 いわき 若松田島 とみおか 富岡	旭 川 (4)	なよろ もんべつ るもい わっかない 名寄紋別留萌稚内
山 形 (5) [1]	むらやま さがえ しんじょう よねざわ 村山 寒河江 新庄 米沢 つるおか た 鶴岡 酒田	釧 路 (3) [1]	おびひろ きたみ ねむろ なかしべつ 帯広北見根室中標津
盛 岡 (5) [1]	はなまき にのへ おおふなと みやこ 花巻 二戸 大船渡 宮古 いちのせき みずざわ 一関水沢	高 松 (2) [1]	さんがわ まるがめ かんおんじ 寒川丸亀観音寺
秋 田 (5)	のしろう ほんじょう おおだて ゆざわ 能代本庄大館湯沢 おおまがり 大曲	徳 島 (2)	あなん みま 阿南美馬
青 森 (5)	むつ ごしよがわら ひろさき はちのへ つ五所川原弘前八戸 わだ 十和田	高 知 (5)	いの か み すさき あき いの香美須崎安芸 しまんと 四万十
札 幌 (7) [6]	みなみ きた にし しろいし 南 北 西 白石 えべつ いわみざわ たきか 江別 恵庭 岩見沢 滝川 むららん とまこまい おたる くらつちやん 室蘭 苫小牧 小樽 倶知安 ひだか 白高	松 山 (5) [1]	とべ おおず さいじょう 砥部大洲西条 しこくちゅうおう いまばり うわじま 四国中央 今治 宇和島

計 支 局
出 張 所

264庁
114庁

3 戸籍事件表（一）

第1表 本籍・人口・世帯数

（平成26年3月31日現在）

本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に基づく世帯数
		計	男	女	
52,274,725	128,254,692	126,434,964	61,727,584	64,707,380	54,952,108

（注）人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧（平成26年1月1日現在、総務省自治行政局編）による。

内 訳

法務局 地方務局 管内	本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に基づく世帯数
			計	男	女	
総数	52,274,725	128,254,692	126,434,964	61,727,584	64,707,380	54,952,108
札幌法務局管内	2,489,216	5,852,279	5,441,079	2,575,347	2,865,732	2,713,725
札幌	1,442,322	3,420,348	3,327,604	1,574,379	1,753,225	1,684,195
函館	251,064	563,326	467,625	216,936	250,689	234,461
旭川	354,120	825,746	709,893	335,283	374,610	348,043
釧路	441,710	1,042,859	935,957	448,749	487,208	447,026
仙台法務局管内	4,281,777	10,432,129	9,162,882	4,419,510	4,743,372	3,623,465
仙台	943,654	2,353,412	2,314,509	1,128,781	1,185,728	942,653
青森	666,249	1,600,335	1,363,963	646,850	717,113	583,207
盛岡	628,714	1,530,091	1,305,990	627,906	678,084	513,113
秋田	554,351	1,320,833	1,066,538	503,253	563,285	423,148
山形	551,490	1,333,005	1,145,288	551,751	593,537	405,093
福島	937,319	2,294,453	1,966,594	960,969	1,005,625	756,251
東京法務局管内	19,328,120	47,592,902	51,014,323	25,370,568	25,643,755	22,491,092
東京	5,233,049	12,507,541	12,807,627	6,335,734	6,471,893	6,492,408
水戸	1,172,180	2,915,126	2,944,064	1,472,515	1,471,549	1,161,856
宇都宮	816,951	2,013,220	1,980,414	987,061	993,353	779,280
前橋	839,379	2,074,571	1,979,094	978,239	1,000,855	789,700
さいたま	2,286,820	5,801,328	7,168,616	3,601,493	3,567,123	3,033,112
千葉	2,003,479	4,973,011	6,141,503	3,074,863	3,066,640	2,656,740
横浜	2,998,630	7,487,488	8,940,001	4,484,101	4,455,900	4,044,895
新潟	1,082,416	2,660,722	2,341,907	1,136,671	1,205,236	869,129
甲府	381,094	932,718	848,292	416,170	432,122	344,079
長野	968,249	2,394,701	2,130,885	1,040,594	1,090,291	834,188
静岡	1,545,873	3,832,476	3,731,920	1,843,127	1,888,793	1,485,705
名古屋法務局管内	5,762,030	14,405,819	14,199,927	7,014,493	7,185,434	5,661,065
名古屋	2,696,104	6,825,411	7,288,942	3,655,330	3,633,612	3,005,972
富山	494,905	1,203,360	1,078,692	521,558	557,134	399,204
金沢	511,087	1,263,094	1,152,949	556,907	596,042	459,653
福井	368,321	913,966	797,066	387,149	409,917	278,631
岐阜	889,204	2,232,186	2,054,702	1,001,423	1,053,279	770,703
津	802,409	1,967,802	1,827,576	892,126	935,450	746,902

法務局 地方務局 管内	本籍数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に 基づく世帯数
			計	男	女	
大阪法務局管内	7,988,594	19,714,238	20,570,062	9,928,296	10,641,766	9,121,843
大阪	3,201,145	7,811,417	8,678,514	4,208,811	4,469,703	4,016,527
大津	524,092	1,341,036	1,397,955	688,819	709,136	536,519
京都	1,081,215	2,716,647	2,534,567	1,217,516	1,317,051	1,147,965
神戸	2,149,530	5,333,319	5,560,378	2,672,329	2,888,049	2,413,893
奈良	519,470	1,291,607	1,392,193	663,683	728,510	571,929
和歌山	513,142	1,220,212	1,006,455	477,138	529,317	435,010
広島法務局管内	3,529,277	8,586,933	7,482,371	3,596,294	3,886,077	3,217,723
広島	1,221,896	2,988,227	2,838,523	1,373,987	1,464,536	1,251,348
鳥取	288,855	702,105	583,274	279,050	304,224	230,681
松江	390,275	948,227	706,064	337,474	368,590	281,527
岡山	877,006	2,157,214	1,924,542	928,555	995,987	804,777
山口	751,245	1,791,160	1,429,968	677,228	752,740	649,390
高松法務局管内	2,028,104	4,823,381	3,957,914	1,884,124	2,073,790	1,739,488
高松	480,192	1,152,299	1,001,667	482,829	518,838	421,922
徳島	404,216	961,851	777,454	371,444	406,010	326,683
松山	740,758	1,771,175	1,427,866	676,221	751,645	639,586
高知	402,938	938,056	750,927	353,630	397,297	351,297
福岡法務局管内	6,867,607	16,847,011	14,606,406	6,938,952	7,667,454	6,383,707
福岡	2,051,249	4,999,515	5,063,541	2,403,816	2,659,725	2,263,838
佐賀	430,264	1,065,884	848,040	401,959	446,081	318,738
長崎	751,485	1,843,968	1,416,850	665,123	751,727	621,286
熊本	910,719	2,212,659	1,816,276	859,137	957,139	751,753
大分	603,563	1,459,829	1,188,155	563,853	624,302	519,123
宮崎	563,649	1,363,358	1,138,313	538,082	600,231	513,387
鹿児島	949,556	2,309,402	1,696,759	798,688	898,071	799,430
那覇	607,122	1,592,396	1,438,472	708,294	730,178	596,152

(注) 第1表「本籍・人口・世帯数」の(注)参照

第2表 届出事件数

種 別	総 数		届 出						他市町村から送付	
			計		本 籍 人 届 出		非本籍人届出			
	取消*		取消*		取消*		取消*		取消*	
総 数	518	6,721,651	316	4,318,790	133	3,200,354	183	1,118,436	202	2,402,861
出 生	-	1,510,110	-	1,054,678	-	584,759	-	469,919	-	455,432
国 籍 留 保	-	27,436	-	14,963	-	2,258	-	12,705	-	12,473
認 知	-	25,942	-	14,690	-	11,552	-	3,138	-	11,252
養 子 縁 組	8	130,556	3	83,647	3	74,738	-	8,909	5	46,909
養 子 離 縁	3	39,004	3	25,480	3	23,126	-	2,354	-	13,524
戸籍法第69条の2、第73条の2	-	2,546	-	1,758	-	1,647	-	111	-	788
婚 姻	33	1,548,198	17	681,482	15	509,282	2	172,200	16	866,716
離 婚	9	385,974	6	234,349	5	200,311	1	34,038	3	151,625
戸籍法第75条の2、第77条の2	-	143,561	-	93,575	-	84,452	-	9,123	-	49,986
親権・後見・後見監督・補佐	-	12,508	-	10,500	-	9,507	-	993	-	2,008
届 出	-	9,335	-	7,327	-	6,334	-	993	-	2,008
嘱 託 (甲類審判の確定)	-	3,086	-	3,086	-	3,086	-	-	-	-
嘱 託 (審判前の保全処分)	-	87	-	87	-	87	-	-	-	-
死 亡	-	1,640,113	-	1,288,419	-	928,043	-	360,376	-	351,694
失 踪	460	3,553	284	2,628	106	1,724	178	904	176	925
復 氏	-	3,266	-	2,073	-	1,886	-	187	-	1,193
姻 族 関 係 終 了	-	2,743	-	2,167	-	1,579	-	588	-	576
相 続 人 廃 除	5	75	3	61	1	48	2	13	2	14
入 籍	-	300,158	-	191,267	-	176,383	-	14,884	-	108,891
分 籍	-	28,496	-	15,966	-	15,222	-	744	-	12,530
国 籍 取 得	-	1,665	-	1,120	-	633	-	487	-	545
帰 化	-	9,748	-	8,392	-	7,046	-	1,346	-	1,356
国 籍 喪 失	-	2,236	-	1,409	-	547	-	862	-	827
国 籍 選 択	-	3,841	-	2,780	-	1,710	-	1,070	-	1,061
外国国籍喪失	-	71	-	56	-	41	-	15	-	15
氏 の 変 更	-	21,476	-	17,463	-	13,667	-	3,796	-	4,013
戸籍法第107条第1項	-	14,923	-	12,926	-	10,939	-	1,987	-	1,997
同 法第107条第2項	-	5,167	-	3,560	-	1,989	-	1,571	-	1,607
同 法第107条第3項	-	888	-	650	-	465	-	185	-	238
同 法第107条第4項	-	498	-	327	-	274	-	53	-	171
名 の 変 更	-	6,647	-	5,172	-	3,819	-	1,353	-	1,475
転 籍	-	679,661	-	394,892	-	388,101	-	6,791	-	284,769
就 籍	-	169	-	160	-	148	-	12	-	9
訂 正 ・ 更 正	-	148,859	-	140,489	-	139,996	-	493	-	8,370
市町村長職権	-	133,683	-	128,425	-	128,270	-	155	-	5,258
戸籍法第24条第2項	-	7,146	-	6,341	-	6,321	-	20	-	805
同 法第113条、第114条	-	1,684	-	1,099	-	1,010	-	89	-	585
同 法第116条	-	2,290	-	1,335	-	1,137	-	198	-	955
続柄の記載更正 (嘱託)	-	785	-	785	-	785	-	-	-	-
続柄の記載更正 (申出)	-	3,271	-	2,504	-	2,473	-	31	-	767
追 完	-	2,226	-	2,003	-	696	-	1,307	-	223
そ の 他	-	6,053	-	1,704	-	900	-	804	-	4,349
離婚届等不受理申出	-	34,760	-	25,447	-	16,533	-	8,914	-	9,313

(注) 「取消*」の数は、取消事件を示し、内数である。

第3表 処理事件数

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

事 項	件 数
1 新 戸 籍 編 製	1,055,757
2 戸 籍 全 部 消 除	932,231
3 違 反 通 知	6,984
4 戸 籍 の 再 製 ・ 補 完	1,106
5 そ の 他	9,935
計	2,006,013

(注) 「その他」は、届出の催告、戸籍の記載の錯誤・遺漏通知、管轄局に対する許可の申請である。

第4表 処理事件数

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

種類	件数		件 数		金 額		
			有 料	無 料			
記 録 事 項	全 部	戸 籍	14,614,193	3,587,041	6,549,497,760		
		除 籍	2,622,860	1,088,089	1,973,187,000		
		計	17,237,053	4,675,130	8,522,684,760		
証 明	個 人	戸 籍	4,427,811	344,946	1,984,547,630		
		除 籍	56,826	19,738	39,436,950		
		計	4,484,637	364,684	2,023,984,580		
証 明	一 部	戸 籍	6,253	16,525	2,788,050		
		除 籍	1,575	1,015	1,174,950		
		計	7,828	17,540	3,963,000		
小 計 a			21,729,518	5,057,354	10,550,632,340		
謄 本	戸 籍	除 籍	519,023	157,335	240,316,200		
		計	8,032,732	3,903,732	6,008,602,500		
		計	8,551,755	4,060,671	6,248,918,700		
抄 本	戸 籍	除 籍	123,358	8,833	55,679,400		
		計	59,754	29,299	44,822,000		
		計	183,112	38,132	100,501,400		
証 明	戸 籍	除 籍	13,829	10,207	4,547,350		
		計	411	533	180,650		
		計	14,240	10,740	4,728,000		
受理等の証明		(8,190)	544,203	(81)	13,075	(11,400,950)	189,681,550
閱 覧			23,010		55,607		8,056,010
小 計 b		(8,190)	9,316,320	(81)	4,178,225	(11,400,950)	6,551,885,660
合計 (a + b)		(8,190)	31,045,838	(81)	9,235,579	(11,400,950)	17,102,518,000

(注) () 内は、戸籍法施行規則第6条第2項に基づく証明の内数である。

第5表 市区町村数及び戸籍事務を取り扱う事務所数（平成26年4月1日現在）

(1) 市町村数

	市	区	町	村	計
総 数	770	198	745	184	1,897
コンピュータ庁	761	188	708	170	1,827

(注) 市の数には、政令指定都市を含まない。また、コンピュータ庁は、市区町村数の内数である。

(2) 事務所数

	本 庁	支 所	出張所	計
総 数	1,894 (1,897)	1,838 (2,427)	1,217 (2,331)	4,949 (6,655)
コンピュータ庁	1,826	1,776	900	4,502

(注) () 内は、総事務所数である。また、コンピュータ庁は、戸籍事務を処理する事務所数の内数である。

第6表 職員数（平成26年4月1日現在）

経 験 年 数	3年未満	3年以上	10年以上	計
戸籍事務担当者数	18,846 (16,261)	14,722 (12,385)	4,378 (3,505)	37,946 (32,151)

(注) () 内は、兼任者で内数である。

4 戸籍事件表(二) 年別比較表(各年3月31日現在)

第1表 本籍、人口及び世帯数10年比較(各年3月31日現在)

区 分	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年
本 籍 数	52,274,725	52,153,260	52,025,647	51,894,815
本 籍 人 口	128,254,692	128,607,872	128,858,727	129,115,581
住民基本台帳に基づく世帯数	54,952,108	54,594,744	54,171,475	53,549,522
住民基本台帳に基づく人口	126,434,964	126,393,679	126,659,683	126,230,625
男	61,727,584	61,694,085	61,842,865	61,658,202
女	64,707,380	64,699,594	64,816,818	64,572,423

(注) 人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧(平成26年1月1日現在、総務省自治行政局編)による。

第2表 種類別届出事件10年比較(会計年度)

種 別	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
総 数	4,318,790	4,306,868	4,369,773	4,464,122
出 生	1,054,678	1,060,639	1,077,867	1,098,262
国 籍 留 保	14,963	15,636	16,138	15,486
認 知	14,690	14,943	15,145	14,966
養 子 縁 組	83,647	81,383	81,556	83,228
養 子 離 縁	25,480	25,244	25,583	27,515
戸籍法第69条の2・第73条の2	1,758	1,695	1,743	1,776
婚 姻	681,482	677,908	682,199	698,917
離 婚	234,349	237,075	240,860	250,874
戸籍法第75条の2・第77条の2	93,575	93,847	95,126	98,598
親権・後見・後見監督・保佐	7,327	7,525	10,035	9,697
同 上 嘱 託	3,173	2,491	227	182
死 亡	1,288,419	1,277,626	1,294,493	1,299,470
失 踪	2,628	2,009	2,489	2,121
復 氏	2,073	2,101	2,177	2,221
姻 族 関 係 終 了	2,167	2,213	1,975	1,911
相 続 人 廃 除	61	38	31	28
入 籍	191,267	193,846	193,469	201,425
分 籍	15,966	16,318	16,049	16,894
国 籍 取 得	1,120	1,175	1,274	1,522
帰 化	8,392	10,800	9,413	12,754
国 籍 喪 失	1,409	1,139	1,047	1,113
国 籍 選 択 扱	2,780	2,507	2,198	2,196
外 国 国 籍 喪 失	56	57	63	38
氏 の 変 更	17,463	17,988	17,582	18,304
名 の 変 更	5,172	5,338	5,184	5,303
転 籍	394,892	399,834	401,062	404,247
就 籍	160	131	123	179
訂 正 ・ 更 正	140,489	127,241	145,795	165,983
追 完	2,003	2,115	2,118	2,296
そ の 他	1,704	1,819	2,277	1,883
離 婚 届 等 不 受 理 申 出	25,447	24,187	24,475	24,733

(注) この表は、本籍人届出及び非本籍人届出に関するものである。

平成22年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年
51,792,045	51,523,471	51,189,293	50,866,618	50,701,715	50,452,584
129,517,974	129,735,825	129,664,375	129,759,211	130,209,224	130,162,566
53,362,801	52,877,802	52,324,877	51,713,048	51,102,005	50,382,081
127,057,860	127,076,183	127,066,178	127,053,471	127,055,025	126,869,397
62,080,435	62,105,515	62,117,295	62,129,560	62,155,231	62,076,658
64,977,425	64,970,668	64,948,883	64,923,911	64,899,794	64,792,739

平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
4,395,495	4,486,474	4,536,677	4,521,570	4,514,309	4,606,559
1,100,311	1,119,616	1,126,850	1,118,874	1,092,354	1,131,105
15,636	16,005	15,582	15,050	14,136	13,976
15,654	16,233	16,155	16,362	15,840	15,382
85,094	89,116	90,145	89,597	88,511	86,539
27,433	27,562	27,710	27,884	27,433	27,317
1,788	1,769	1,785	2,010	1,949	2,087
724,452	746,483	740,736	747,138	739,978	734,961
257,212	256,664	260,283	258,049	267,490	269,876
101,057	99,981	100,379	96,981	102,146	104,242
10,271	10,466	10,765	10,864	11,216	11,010
206	205	201	218	201	200
1,158,528	1,150,165	1,138,401	1,100,528	1,090,429	1,063,702
2,157	2,129	2,293	2,183	2,021	2,414
2,180	2,224	2,261	2,473	2,469	2,461
1,823	1,830	1,832	1,854	1,772	1,793
47	25	32	29	19	54
206,404	203,568	203,612	205,321	211,173	214,566
17,336	17,269	17,502	18,474	18,878	18,127
1,476	1,489	1,459	1,422	1,494	1,572
14,919	13,126	14,745	13,816	14,813	16,273
1,014	981	1,024	958	1,010	981
2,658	1,953	2,073	1,570	1,579	2,184
53	49	49	21	14	47
18,729	18,455	18,681	18,127	17,616	16,897
5,522	5,724	6,010	5,776	6,266	7,384
412,365	424,112	429,235	445,943	455,264	451,460
161	120	152	212	287	224
181,048	216,863	253,716	265,242	274,245	358,611
2,977	2,382	2,499	2,701	2,570	2,728
1,843	1,770	2,663	2,899	3,393	3,224
25,141	38,140	47,847	48,994	47,743	45,162

5 供託金年計表（平成25年度）

区分 庁名	前年度越高		受 高		払 高		内 渡	時 効 件 数
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
総 数	2,319,122	600,981,766,862	248,856	191,581,246,944	293,260	225,784,195,806	28,616	9,880
東 京 管 内	1,119,061	384,762,924,957	118,155	117,281,984,669	130,452	137,845,752,822	10,580	5,138
東 京 管 内	715,673	312,201,342,765	68,481	91,633,617,721	73,254	107,783,329,398	6,134	3,416
横 濱 市	133,212	21,580,001,693	14,894	5,978,243,706	17,829	6,691,388,964	795	1,096
さいたま市	59,227	14,587,165,514	8,550	3,437,631,093	9,828	7,393,934,867	831	382
千葉市	70,723	10,587,105,051	7,257	5,074,713,087	9,296	5,404,816,859	805	157
水戸市	24,831	3,020,462,603	3,541	1,527,400,530	3,857	1,209,714,953	374	10
東京都	30,307	3,443,350,975	2,961	902,322,373	2,885	990,821,536	192	28
前橋市	17,253	2,494,034,460	2,582	888,456,544	2,652	692,345,071	195	29
静岡市	27,219	6,192,356,114	3,622	2,138,065,745	4,693	2,447,092,844	360	18
岡崎市	10,676	2,349,807,025	1,626	805,207,934	1,429	1,261,630,313	127	2
長野市	19,251	2,649,487,140	2,234	684,401,119	2,228	626,533,489	455	0
新潟市	10,689	5,657,811,617	2,407	4,211,924,817	2,501	3,344,144,528	312	0
大 阪 管 内	497,026	92,539,508,061	51,495	36,383,738,336	66,311	33,942,071,037	4,673	2,697
大 阪 管 内	265,391	63,509,282,273	27,006	24,282,122,875	37,240	17,974,392,348	3,007	1,482
大 阪 管 内	98,581	9,217,087,813	11,453	4,371,187,493	12,354	4,410,796,435	649	764
京 都 府	93,856	15,304,600,633	7,641	5,312,061,850	10,821	9,591,602,979	608	23
神 奈 川 県	12,349	1,656,383,707	1,606	734,890,052	2,445	730,170,300	116	170
大 津 市	5,978	1,142,529,612	2,376	1,192,563,832	1,815	447,213,625	152	10
和 歌 山 県	20,871	1,709,624,023	1,413	490,912,234	1,636	787,895,350	141	248
名 古 屋 管 内	103,756	46,800,199,069	16,483	11,957,960,408	20,719	29,406,408,979	3,800	559
名 古 屋 管 内	59,718	29,613,289,816	9,621	7,689,856,858	11,782	16,759,402,786	1,502	517
岐 阜 県	11,999	1,974,886,230	1,757	840,357,761	3,092	768,263,397	1,537	0
福 井 県	12,841	11,255,317,160	2,134	1,530,465,964	2,204	9,684,120,418	185	17
金 沢 市	6,250	789,886,998	880	1,003,683,966	808	919,926,681	111	2
富 山 県	7,116	1,692,128,404	1,007	482,695,982	1,133	868,922,802	148	0
富 山 県	5,832	1,474,690,825	1,084	410,899,877	1,700	405,727,895	317	23
広 島 管 内	113,465	13,586,509,623	10,578	3,919,368,525	16,270	5,116,615,038	2,161	368
広 島 管 内	35,472	5,296,650,209	4,241	1,942,019,987	6,890	2,240,390,531	1,297	363
山 口 県	25,626	3,393,700,478	1,960	733,445,178	1,681	961,938,564	182	0
岡 山 県	40,499	3,067,563,284	2,682	898,344,605	5,565	1,212,768,488	341	1
鳥 取 県	5,855	1,204,820,974	743	170,776,702	905	431,933,375	96	4
松 山 市	6,013	623,770,678	952	174,782,053	1,229	269,584,800	245	0
福 岡 管 内	249,016	37,159,225,828	27,108	10,510,778,766	31,886	9,671,027,029	3,488	351
福 岡 管 内	56,370	14,376,022,796	7,958	3,589,097,497	9,057	3,856,646,277	1,281	106
佐 賀 県	7,892	2,121,240,710	1,095	514,681,870	1,284	490,798,447	188	0
長 崎 県	28,553	2,786,393,869	2,664	509,871,276	2,540	593,841,961	296	0
大 分 県	20,947	2,451,159,980	1,904	878,753,211	2,041	1,105,115,680	409	0
熊 本 県	52,883	4,556,340,700	3,679	728,709,469	3,115	772,445,602	348	1
鹿 児 島 県	20,434	2,994,658,028	2,570	647,799,382	2,510	682,541,845	235	0
宮 崎 県	16,559	1,270,287,522	2,089	600,010,648	2,181	664,350,840	238	2
那 覇 市	45,378	6,603,122,223	5,149	3,041,855,413	9,158	1,505,286,377	493	242
仙 台 管 内	65,773	13,180,950,000	10,665	6,245,182,182	11,315	3,839,155,171	1,410	334
仙 台 管 内	18,903	4,266,631,013	2,414	1,774,939,865	2,552	1,445,555,357	338	48
福 山 市	14,351	2,662,556,315	2,181	2,746,863,256	2,529	698,136,908	247	96
山 形 県	7,036	1,709,614,094	1,236	374,739,766	1,265	392,248,966	156	16
山 形 県	7,854	2,164,187,845	1,697	645,821,177	1,272	528,305,551	105	0
秋 田 県	10,938	923,590,004	1,667	252,236,960	2,023	352,503,639	130	144
青 森 県	6,691	1,454,370,729	1,470	450,581,158	1,674	422,404,750	434	30
札 幌 管 内	117,660	7,086,155,030	7,866	2,151,665,137	10,158	2,872,638,711	1,383	109
札 幌 管 内	101,067	5,046,548,189	4,753	1,525,159,197	6,323	1,853,106,126	953	106
函 館 市	7,358	459,669,082	1,251	260,350,590	1,868	337,136,790	100	2
旭 川 市	3,674	970,596,848	919	191,036,728	1,083	568,290,249	199	0
釧 路 市	5,561	609,340,911	943	175,118,622	884	114,105,564	131	1
高 松 管 内	53,365	5,866,294,294	6,506	3,130,568,921	6,149	3,090,527,019	1,121	324
高 松 管 内	10,067	1,692,936,357	1,637	1,124,986,366	2,060	1,092,706,812	502	257
高 松 管 内	10,693	961,097,276	1,342	439,057,154	1,106	260,108,348	144	18
高 知 市	20,217	1,504,020,412	1,599	279,006,840	1,072	606,192,252	175	2
高 知 市	12,388	1,708,240,249	1,928	1,287,518,561	1,911	1,131,219,607	300	47

(注) 「内渡」は、払高件数の内数であり、「時効回復高」の件数・金額は、払高件数・金額の外数である。

(金額単位 円)

回復高 金額	現在高		利息払渡認可高		時効		歳入高	
	件数	金額	件数	金額	件数	うち便宜時効	金額	うち便宜時効
216,286,614	2,303,334	566,778,818,000	180,866	132,025,632	3,348		305,413,226	
125,531,270	1,117,344	364,199,156,804	89,813	85,877,055	1,257		152,655,352	
84,864,485	717,034	296,051,631,088	52,306	70,538,464	510		94,388,377	
15,673,925	131,072	20,866,856,435	12,364	5,620,838	194		4,065,303	
9,900,380	58,780	10,630,861,740	6,345	2,923,900	130		16,450,196	
7,728,996	69,489	10,257,001,279	5,726	1,683,418	91		7,641,534	
1,684,148	24,889	3,338,148,180	2,385	1,628,416	176		11,999,463	
4,228,620	30,575	3,354,851,812	2,058	727,450	18		1,256,567	
258,429	17,378	2,690,145,933	1,717	230,031	0		0	
739,646	26,508	5,883,329,015	3,347	1,025,434	37		8,138,770	
452,641	11,000	1,893,384,646	966	600,063	3		80,001	
0	19,712	2,707,354,770	1,177	205,678	68		2,900,608	
0	10,907	6,525,591,906	1,422	693,363	30		5,734,533	
47,631,690	486,883	94,981,175,360	38,536	20,298,283	352		37,221,902	
29,870,602	258,164	69,817,012,800	20,410	12,051,085	155		15,102,984	
9,764,421	98,329	9,177,478,871	7,353	1,870,016	62		5,891,767	
4,862,120	91,284	11,025,059,504	7,387	4,756,340	111		13,728,882	
855,450	11,626	1,661,103,459	1,375	363,826	4		890,000	
600,000	6,691	1,887,879,819	1,074	183,472	9		752,646	
1,679,097	20,789	1,412,640,907	937	1,073,544	11		855,623	
16,298,936	103,320	29,351,750,498	12,987	15,088,396	359		32,416,742	
11,516,690	59,059	20,543,743,888	7,711	13,864,320	132		12,494,830	
0	12,201	2,046,980,594	1,987	278,213	149		4,518,563	
108,746	12,956	3,101,662,706	1,423	303,981	22		2,018,525	
243,000	6,433	873,644,283	411	144,105	22		1,662,357	
0	7,138	1,305,901,220	631	346,969	20		10,954,126	
4,430,500	5,533	1,479,817,807	824	150,808	14		768,341	
946,164	109,934	12,389,263,110	7,170	1,580,093	264		15,520,005	
822,160	34,120	4,998,279,665	2,805	669,648	146		10,685,371	
0	26,087	3,165,207,092	1,071	180,679	35		1,014,772	
58,716	37,957	2,753,139,401	1,991	428,182	57		2,930,057	
65,288	5,789	943,664,301	568	235,546	12		252,580	
0	5,981	528,972,651	735	66,038	14		637,225	
9,897,324	247,726	37,998,977,565	17,588	5,604,986	504		19,668,254	
1,803,569	56,552	14,108,474,016	5,614	2,498,820	122		6,186,010	
0	7,891	2,145,124,133	847	173,703	22		412,464	
0	28,973	2,702,423,184	1,461	232,817	37		1,414,110	
0	21,219	2,224,797,511	1,147	418,186	30		599,172	
80,000	53,795	4,512,604,567	2,038	676,433	96		5,053,305	
0	20,729	2,959,915,565	1,659	292,310	47		1,793,327	
1,520,000	16,705	1,205,947,330	1,403	208,918	73		2,118,454	
6,493,755	41,862	8,139,691,259	3,419	1,103,799	77		2,091,412	
8,788,482	66,533	15,586,977,011	6,626	1,869,133	292		32,173,977	
2,300,370	19,103	4,596,015,521	1,861	692,758	48		1,828,507	
1,870,646	14,250	4,711,282,663	1,312	262,756	49		12,475,637	
449,200	7,163	1,692,104,894	774	142,790	32		1,152,491	
0	8,384	2,281,703,471	696	184,637	88		11,469,245	
596,160	10,712	823,323,325	1,016	70,322	31		3,466,899	
3,572,106	6,921	1,482,547,137	967	515,870	44		1,781,198	
1,361,000	116,751	6,365,181,456	4,831	780,930	260		12,936,568	
789,000	100,450	4,718,601,260	3,319	609,071	167		6,848,978	
72,000	6,841	382,882,882	558	70,640	23		361,689	
0	3,709	593,343,327	548	82,328	26		3,854,159	
500,000	5,751	670,353,987	406	18,891	44		1,871,742	
5,831,748	54,843	5,906,336,196	3,315	926,756	60		2,820,426	
2,190,319	10,146	1,725,215,911	928	255,453	17		299,533	
1,100,900	11,073	1,140,046,082	688	156,535	7		480,569	
10,000	20,919	1,176,535,000	582	181,858	8		858,387	
2,530,529	12,705	1,864,539,203	1,117	332,910	28		1,181,937	

6 供託有価証券年計表（平成25年度）

区分 庁名	前年度越高			受高		
	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額
総数	28,153	167,043	27,698,741,020.5	195	10,032	623,993,100.0
東京管内	12,420	81,623	23,530,704,458.5	91	6,743	253,935,550.0
東京	8,393	57,309	21,199,083,687.0	48	2,954	149,189,600.0
横浜	932	6,550	639,959,350.0	12	2,541	38,250,000.0
さいたま	568	3,615	194,012,610.0	10	226	17,506,550.0
千代田	677	3,657	215,929,600.0	3	36	0.0
水戸	196	1,283	82,126,467.5	1	19	0.0
東京都	95	1,475	284,854,500.0	1	120	11,613,000.0
前橋	199	899	403,175,000.0	5	102	6,563,400.0
静岡	507	2,645	144,315,250.0	7	619	30,813,000.0
甲府	77	349	21,051,000.0	0	0	0.0
長野	425	2,138	119,647,350.0	3	82	0.0
新潟	351	1,703	226,549,644.0	1	44	0.0
大阪管内	4,964	28,518	1,400,032,900.0	33	885	60,037,050.0
大阪	2,879	17,811	825,845,350.0	18	369	12,886,000.0
京都	620	3,366	96,966,850.0	4	71	9,300,000.0
神戸	1,006	5,145	275,464,500.0	7	288	37,851,050.0
奈良	100	601	34,825,200.0	1	81	0.0
大津	129	649	32,957,350.0	2	17	0.0
和歌山	230	946	133,973,650.0	1	59	0.0
名古屋管内	2,280	11,461	923,591,654.0	23	361	55,323,500.0
名古屋	1,415	6,869	651,721,750.0	15	262	47,721,500.0
岐阜	48	338	11,954,604.0	0	0	0.0
岐阜	219	1,153	53,077,750.0	7	82	7,602,000.0
福井	159	544	28,761,950.0	1	17	0.0
金沢	243	1,420	79,097,750.0	0	0	0.0
富山	196	1,137	98,977,850.0	0	0	0.0
広島管内	1,235	5,726	432,308,053.0	12	74	15,900,000.0
広島	564	1,970	194,745,660.0	8	25	3,900,000.0
山口	178	946	35,905,000.0	2	47	12,000,000.0
岡山	412	2,129	116,712,193.0	2	2	0.0
鳥取	31	164	33,023,550.0	0	0	0.0
松江	50	517	51,921,650.0	0	0	0.0
福岡管内	2,374	23,425	554,498,335.0	12	330	163,600,000.0
福岡	953	18,019	376,956,387.5	2	126	0.0
佐賀	72	174	5,439,500.0	0	0	0.0
長崎	247	1,448	11,801,847.5	0	0	0.0
大分	255	838	39,729,500.0	3	53	103,100,000.0
熊本	326	1,097	44,897,600.0	2	67	25,050,000.0
鹿児島	281	1,139	38,276,000.0	2	27	0.0
宮崎	167	601	13,098,000.0	0	0	0.0
那覇	73	109	24,299,500.0	3	57	35,450,000.0
仙台管内	1,500	5,430	376,144,420.0	5	25	17,000,000.0
仙台	464	1,654	92,259,100.0	1	1	0.0
福島	340	1,044	87,730,000.0	2	6	0.0
山形	176	508	23,200,000.0	0	0	0.0
盛岡	194	628	53,863,770.0	1	8	17,000,000.0
秋田	234	1,075	21,542,550.0	1	10	0.0
青森	92	521	97,549,000.0	0	0	0.0
札幌管内	2,691	7,776	360,945,350.0	11	1,231	53,217,000.0
札幌	1,579	4,450	155,375,950.0	7	284	22,467,000.0
函館	358	946	45,107,850.0	1	6	0.0
旭川	460	1,615	137,557,650.0	0	0	0.0
釧路	294	765	22,903,900.0	3	941	30,750,000.0
高松管内	689	3,084	120,515,850.0	8	383	4,980,000.0
高松	309	1,456	23,432,650.0	5	291	0.0
徳島	107	317	12,224,000.0	1	24	4,980,000.0
高知	53	181	11,990,000.0	1	12	0.0
山形	220	1,130	72,869,200.0	1	56	0.0

(注) 「内渡件数」は、払高件数の内数である。

(金額単位 円)

件数	高			現 在 高			利札払渡 認可件数
	枚数	券面額	内渡件数	件数	枚数	券面額	
117	3265	811,261,877.0	1	28,232	173,810	27,511,472,243.5	45
54	1,875	406,513,887.0	1	12,458	86,491	23,378,126,121.5	40
42	583	379,547,887.0	0	8,399	59,680	20,968,725,400.0	6
5	1,178	8,175,000.0	0	939	7,913	670,034,350.0	3
1	1	10,000,000.0	0	577	3,840	201,519,160.0	0
3	41	2,500,000.0	0	677	3,652	213,429,600.0	0
0	0	0.0	0	197	1,302	82,126,467.5	0
0	0	0.0	0	96	1,595	296,467,500.0	0
0	0	0.0	0	204	1,001	409,738,400.0	24
0	0	0.0	0	514	3,264	175,128,250.0	0
1	40	1,541,000.0	0	76	309	19,510,000.0	7
2	32	4,750,000.0	1	427	2,188	114,897,350.0	0
0	0	0.0	0	352	1,747	226,549,644.0	0
17	384	51,433,500.0	0	4,980	29,019	1,408,636,450.0	4
12	293	34,333,500.0	0	2,885	17,887	804,397,850.0	4
0	0	0.0	0	624	3,437	106,266,850.0	0
5	91	17,100,000.0	0	1,008	5,342	296,215,550.0	0
0	0	0.0	0	101	682	34,825,200.0	0
0	0	0.0	0	131	666	32,957,350.0	0
0	0	0.0	0	231	1,005	133,973,650.0	0
18	426	147,548,300.0	0	2,285	11,396	831,366,854.0	1
13	411	137,148,300.0	0	1,417	6,720	562,294,950.0	1
0	0	0.0	0	48	338	11,954,604.0	0
0	0	0.0	0	226	1,235	60,679,750.0	0
1	1	10,000,000.0	0	159	560	18,761,950.0	0
4	14	400,000.0	0	239	1,406	78,697,750.0	0
0	0	0.0	0	196	1,137	98,977,850.0	0
9	88	114,050,000.0	0	1,238	5,712	334,158,053.0	0
7	52	104,050,000.0	0	565	1,943	94,595,660.0	0
2	36	10,000,000.0	0	178	957	37,905,000.0	0
0	0	0.0	0	414	2,131	116,712,193.0	0
0	0	0.0	0	31	164	33,023,550.0	0
0	0	0.0	0	50	517	51,921,650.0	0
7	135	57,108,190.0	0	2,379	23,620	660,990,145.0	0
7	135	57,108,190.0	0	948	18,010	319,848,197.5	0
0	0	0.0	0	72	174	5,439,500.0	0
0	0	0.0	0	247	1,448	11,801,847.5	0
0	0	0.0	0	258	891	142,829,500.0	0
0	0	0.0	0	328	1,164	69,947,600.0	0
0	0	0.0	0	283	1,166	38,276,000.0	0
0	0	0.0	0	167	601	13,098,000.0	0
0	0	0.0	0	76	166	59,749,500.0	0
6	179	23,408,000.0	0	1,499	5,276	369,736,420.0	0
2	60	588,000.0	0	463	1,595	91,671,100.0	0
0	0	0.0	0	342	1,050	87,730,000.0	0
3	118	12,820,000.0	0	173	390	10,380,000.0	0
0	0	0.0	0	195	636	70,863,770.0	0
0	0	0.0	0	235	1,085	21,542,550.0	0
1	1	10,000,000.0	0	91	520	87,549,000.0	0
3	63	11,200,000.0	0	2,699	8,944	402,962,350.0	0
3	63	11,200,000.0	0	1,583	4,671	166,642,950.0	0
0	0	0.0	0	359	952	45,107,850.0	0
0	0	0.0	0	460	1,615	137,557,650.0	0
0	0	0.0	0	297	1,706	53,653,900.0	0
3	115	0.0	0	694	3,352	125,495,850.0	0
2	103	0.0	0	312	1,644	23,432,650.0	0
0	0	0.0	0	108	341	17,204,000.0	0
1	12	0.0	0	53	181	11,990,000.0	0
0	0	0.0	0	221	1,186	72,869,200.0	0

7 供託振替国債年計表（平成25年度）

区分 庁名	前年度越高		受高		払
	件数	金額	件数	金額	件数
総数	3,842	563,862,270,000	693	134,051,900,000	863
東京管	2,219	348,324,350,000	420	104,309,800,000	536
東 京	1,631	316,985,750,000	282	91,514,650,000	398
横 濱	106	9,546,300,000	34	7,823,900,000	42
さいたま	103	2,570,650,000	37	999,650,000	29
千葉	58	1,582,650,000	11	790,550,000	12
水 戸	12	359,400,000	4	81,200,000	3
都 府 道	10	290,000,000	2	80,000,000	1
前 橋	45	1,198,250,000	9	100,900,000	3
静 岡	70	3,518,750,000	11	101,350,000	18
甲 府	23	308,000,000	7	101,000,000	9
長 野	72	746,300,000	10	69,600,000	3
新 潟	89	11,218,300,000	13	2,647,000,000	18
大阪管	730	123,800,420,000	123	14,961,800,000	177
大 阪	488	74,811,750,000	90	5,716,550,000	107
京 都	72	24,675,600,000	10	124,800,000	34
神 戸	121	23,392,370,000	11	8,734,450,000	16
奈 良	19	193,000,000	6	204,000,000	11
大 津	8	267,500,000	1	10,000,000	1
和 歌 山	22	460,200,000	5	172,000,000	8
名古屋管	400	49,246,350,000	65	6,559,100,000	82
名 古 屋	248	39,620,200,000	41	5,403,700,000	44
岐 阜	37	3,136,900,000	3	359,400,000	1
福 井	16	1,200,200,000	5	14,700,000	4
金 沢	35	4,185,050,000	11	756,800,000	18
富 山	27	706,600,000	3	18,000,000	4
山 梨	37	397,400,000	2	6,500,000	11
広島管	118	16,616,150,000	23	1,865,300,000	14
広 島	30	652,250,000	3	23,300,000	7
山 口	19	14,651,500,000	5	1,653,000,000	2
岡 山	55	1,114,400,000	12	165,000,000	5
鳥 取	10	159,000,000	3	24,000,000	0
松 江	4	39,000,000	0	0	0
福岡管	132	7,894,100,000	22	809,300,000	11
福 岡	60	4,205,950,000	9	540,100,000	7
佐 賀	1	25,000,000	1	10,000,000	0
長 崎	0	0	0	0	0
大 分	25	1,031,350,000	4	160,000,000	1
熊 本	10	347,500,000	2	10,000,000	0
鹿 児 島	24	1,509,100,000	6	89,200,000	2
宮 崎	2	25,000,000	0	0	0
那 覇	10	750,200,000	0	0	1
仙台管	119	6,564,800,000	20	1,409,500,000	22
仙 台	15	1,291,300,000	2	153,000,000	4
福 島	51	2,696,250,000	8	893,450,000	6
山 形	22	1,402,550,000	3	211,000,000	9
山 盛	11	209,700,000	4	37,000,000	1
秋 田	2	120,000,000	1	55,000,000	1
青 森	18	845,000,000	2	60,050,000	1
札幌管	56	4,208,100,000	12	1,027,900,000	2
札 幌	33	1,585,400,000	9	447,900,000	0
函 館	16	2,502,700,000	2	280,000,000	0
旭 川	3	90,000,000	1	300,000,000	1
釧 路	4	30,000,000	0	0	1
高松管	68	7,208,000,000	8	3,109,200,000	19
高 松	34	3,325,700,000	2	2,464,000,000	11
徳 島	6	56,650,000	0	0	1
高 知	2	625,000,000	0	0	0
山 山	26	3,200,650,000	6	645,200,000	7

(金額単位 円)

高		償 還		現 在 高	
金 額	内 渡	件 数	金 額	件 数	金 額
129,486,750,000	89	495	39,095,900,000	3,761	568,427,420,000
95,157,150,000	68	308	24,956,600,000	2,171	357,477,000,000
82,745,550,000	84	222	21,172,200,000	1,569	325,754,850,000
6,887,500,000	9	14	297,500,000	107	10,482,700,000
348,050,000	0	21	249,050,000	111	3,222,250,000
818,000,000	0	10	792,000,000	57	1,555,200,000
187,000,000	0	3	187,000,000	13	253,600,000
1,000,000	1	1	1,000,000	12	369,000,000
24,600,000	0	1	1,000,000	51	1,274,550,000
2,411,700,000	1	14	590,600,000	64	1,208,400,000
84,500,000	2	7	54,500,000	23	324,500,000
30,000,000	0	3	30,000,000	79	785,900,000
1,619,250,000	1	12	1,581,750,000	85	12,246,050,000
29,021,250,000	13	95	11,609,600,000	689	109,740,970,000
11,690,250,000	1	79	10,505,600,000	472	68,838,050,000
9,921,600,000	9	3	30,000,000	57	14,878,800,000
7,120,300,000	2	9	984,000,000	118	25,006,520,000
179,000,000	1	1	60,000,000	15	218,000,000
10,000,000	0	1	10,000,000	8	267,500,000
100,100,000	0	2	20,000,000	19	532,100,000
3,310,550,000	2	45	1,259,300,000	385	52,494,900,000
2,784,900,000	2	26	1,126,500,000	247	42,239,000,000
300,000,000	0	0	0	39	3,196,300,000
4,700,000	0	4	4,700,000	17	1,210,200,000
112,950,000	0	6	47,400,000	28	4,828,900,000
40,000,000	0	4	40,000,000	26	684,600,000
68,000,000	0	5	40,700,000	28	335,900,000
292,500,000	0	10	67,500,000	127	18,188,950,000
56,500,000	0	7	56,500,000	26	619,050,000
115,000,000	0	1	5,000,000	22	16,189,500,000
121,000,000	0	2	6,000,000	62	1,158,400,000
0	0	0	0	13	183,000,000
0	0	0	0	4	39,000,000
190,000,000	1	11	190,000,000	144	8,513,400,000
80,000,000	1	7	80,000,000	63	4,666,050,000
0	0	0	0	2	35,000,000
0	0	0	0	0	0
50,000,000	0	1	50,000,000	28	1,141,350,000
0	0	0	0	12	357,500,000
50,000,000	0	2	50,000,000	28	1,548,300,000
0	0	0	0	2	25,000,000
10,000,000	0	1	10,000,000	9	740,200,000
568,750,000	2	17	334,750,000	119	7,405,550,000
215,200,000	0	4	215,200,000	13	1,229,100,000
67,000,000	0	5	47,000,000	53	3,522,700,000
246,550,000	2	5	32,550,000	18	1,367,000,000
10,000,000	0	1	10,000,000	14	236,700,000
20,000,000	0	1	20,000,000	2	155,000,000
10,000,000	0	1	10,000,000	19	895,050,000
18,000,000	0	2	18,000,000	66	5,218,000,000
0	0	0	0	42	2,033,300,000
0	0	0	0	18	2,782,700,000
10,000,000	0	1	10,000,000	3	380,000,000
8,000,000	0	1	8,000,000	3	22,000,000
928,550,000	3	7	660,150,000	60	9,388,650,000
263,400,000	2	0	0	27	5,526,300,000
4,150,000	0	1	4,150,000	5	52,500,000
0	0	0	0	2	625,000,000
661,000,000	1	6	656,000,000	26	3,184,850,000

IV 地方入国管理局

法務省設置法第15条、第21条～第23条、附則第3項、法務省組織令第72条～第74条、別表第2、法務省組織規則第29条、地方入国管理局組織規則（平成13年法務省令第13号）

1 地方入国管理局・支局所在地

（平成25年12月31日現在）

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌入国管理局	札幌市	北海道
仙台入国管理局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京入国管理局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東京入国管理局成田空港支局	成田市	千葉県のうち成田国際空港の区域
東京入国管理局羽田空港支局	東京都大田区	東京都のうち東京国際空港の区域
東京入国管理局横浜支局	横浜市	神奈川県
名古屋入国管理局	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
名古屋入国管理局中部空港支局	常滑市	愛知県のうち中部国際空港の区域
大阪入国管理局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
大阪入国管理局関西空港支局	大阪府泉南郡 田尻町	大阪府のうち関西国際空港の区域
大阪入国管理局神戸支局	神戸市	兵庫県（大阪国際空港の区域を除く）
広島入国管理局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松入国管理局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡入国管理局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
福岡入国管理局那覇支局	那覇市	沖縄県

2 地方入国管理局・支局出張所所在地

(平成25年12月31日現在)

地方入国管理局・支局	出張所	所在地
札入国管理局 幌局	函館港 小樽港 稚内港 千歳小	函館港 小樽港 稚内港 千歳小
	青森 盛岡 仙台 秋田 酒田 郡	青森 盛岡 名取 秋田 酒田 山
東京入国管理局	水戸 宇都宮 高崎 さいたま 千葉 新宿 東立 新甲 長	水戸 宇都宮 高崎 さいたま 千葉 東京都新宿区 東京都江戸川区 国立 新潟府 長野
	※	羽田空港支局に出張所なし
※	成田空港支局に出張所なし	
横支 浜局	川崎	川崎 市

地方入国管理局・支局	出張所	所在地	
名古屋入国管理局	富山 金沢 福井 岐阜 静岡 浜松 豊橋	富山 山沢 金井 岐阜 静岡 岡松 浜港 豊橋	
	※	中部空港支局に出張所なし	
	大入国管理局 阪局	大津 舞鶴 奈良 和歌山	大津 京都 舞鶴 奈良 和歌山
		※	関西空港支局に出張所なし
神支 戸局	姫路港	姫路 市	
広島入国管理局	境 松岡 福島 広下 周	境港 松江 岡山 福山 三原 関下 南	

地方入 国管理 局・ 支局	出張所	所在地
高入管 理 松国局	小松島港 松山 高知	小松島市 松山市 高知市
福岡入 国管理 局	北九州 博多港 福岡空 港	北九州市 福岡市 福岡市 佐賀市 長崎市 対馬市 熊本 大分 宮崎
	鹿児島 那覇空 港	鹿児島市 那覇市 那覇市 石垣市 嘉手納 宮古島
	那覇 石垣 嘉手納 宮古	那覇市 石垣市 沖繩県中頭郡嘉手納町 宮古島市

3 出入国港指定一覧表

海 港

(平成25年12月31日現在)

都道府県	港 名		都道府県	港 名		都道府県	港 名	
北海道	紋別	別走	神奈川県	三浦	崎津	岡山	水島	島山
	網走	咲路		直江	津	広島	福常	石崎
	花釧路	咲路		新両	津		尾崎	糸崎
	小室	牧蘭	富山	伏木	山尾	土	鹿	川
	函館	館樽	福井	金内	沢浦		廣	島
	小留	萌内	静岡	敦田	賀浦	山口	岩平	国生
	稚狩湾	新森		子の	浦水		徳山	松中
青森	青森	戸古		清焼	津崎		三田	関部
	八宮	古石	愛知	御三	河浦		字	菽
岩手	釜船	渡沼		衣名	屋市	山口・福岡	閩徳	門島
	大船	巻卷	三重	古日	津屋	徳島	徳島	小松
宮城	石台	釜川		尾宮	鶴阪	香川	高直	松島
	仙塩	釜川	京都	舞大	阪南		坂丸	出亀
秋田	秋田	代田	大阪	舞大	阪南		丸詫	間
	能名	浜馬	兵庫	阪南	屋戸	愛媛	三島	之江
山福	小相	立馬		尼崎	芦磨		新居	浜治
	日陸	珂島		神東	播生		今菊	間山
茨城	常鹿	津葉		姫相	田良		松宇	島崎
	鹿更	京見	和歌山	相田	下宮		高須	知田
千葉	木東	京見		由和	新境		高須	多池
	千葉	京見	鳥取・島根	由和	新境		高須	多池
東京	二川	崎濱	島根	由和	新境	福岡	高須	知田
	川横	濱賀	岡山	由和	新境	佐賀	高須	多池
神奈川	横須	賀津		由和	新境		高須	多池

空 港

都道府県	港 名	都道府県	港 名
佐賀・長崎	伊 万 里	北 海 道	新 千 歳
長 崎	長 崎		函 館
	佐 世 保		旭 川
熊 本	嚴 原 俣	青 森	青 森
	水 八 代	宮 城	仙 台
大 分	三 角 分	秋 田	秋 田
	大 賀 久	福 島	福 島
宮 崎	津 佐 伯	茨 城	百 里 (茨城)
	細 油 鹿 川	千 葉	成 田 国 際
鹿 兒 島	枕 志 喜 名	東 京	東 京 国 際 (羽 田)
	運 金 那 平 石	新 潟	新 潟
沖 縄		富 山	富 山
		石 川	小 松
		静 岡	静 岡
		愛 知	中 部 国 際
		大 阪	関 西 国 際
		鳥 取	美 保 (米 子)
		岡 山	岡 山
		広 島	広 島
		香 川	高 松
		愛 媛	松 山
		福 岡	福 岡
			北 九 州
		佐 賀	佐 賀
		長 崎	長 崎
		熊 本	熊 本
		大 分	大 分
		宮 崎	宮 崎
		鹿 兒 島	鹿 兒 島
		沖 縄	沖 縄

V 保護観察所

法務省設置法第15条、第24条、第25条 法務省組織令第75条 法務省組織規則第30条 更生保護法第29条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条、第20条 保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）

1 保護観察所の概況

保護観察所は、全国50か所（地方裁判所所在地）に設置され、(1)保護観察の実施、(2)懲役、禁錮又は拘留刑の執行終了者等に対する更生緊急保護等の措置の実施、(3)矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整、(4)犯罪の予防を図るための世論啓発、社会環境の改善、地域住民の活動の促進、(5)更生保護法人の指導、監督等、(6)心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察その他の地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整の事務をつかさどっている。

2 保護観察所の名称、所在地及び管轄区域

(平成25年12月31日現在)

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌保護観察所	札幌市中央区大通西12	札幌地裁の管轄区域
函館保護観察所	函館市新川町25-18	函館 〃
旭川保護観察所	旭川市花咲町4-2272-15	旭川 〃
釧路保護観察所	釧路市幸町10-3	釧路 〃
青森保護観察所	青森市長島1-3-25	青森 〃
盛岡保護観察所	盛岡市内丸8-20	盛岡 〃
仙台保護観察所	仙台市青葉区片平1-3-1	仙台 〃
秋田保護観察所	秋田市山王7-1-2	秋田 〃
山形保護観察所	山形市大手町1-32	山形 〃
福島保護観察所	福島市狐塚17	福島 〃
水戸保護観察所	水戸市北見町1-1	水戸 〃
宇都宮保護観察所	宇都宮市小幡2-1-11	宇都宮 〃
前橋保護観察所	前橋市大手町3-2-1	前橋 〃
さいたま保護観察所	さいたま市浦和区高砂3-16-58	さいたま 〃
千葉保護観察所	千葉市中央区中央港1-11-3	千葉 〃
東京保護観察所	東京都千代田区霞が関1-1-1	東京 〃
立川支部	立川市緑町6-3	東京地裁立川支部の管轄区域
横浜保護観察所	横浜市中区新港1-6-2	横浜地裁の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市中央区西大畑町5191	新潟 〃
甲府保護観察所	甲府市中央1-11-8	甲府 〃
長野保護観察所	長野市旭町1108	長野 〃

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
静岡保護観察所	静岡市葵区追手町9-45	静岡地裁の管轄区域
富山保護観察所	富山市西田地方町2-9-16	富山 〃
金沢保護観察所	金沢市西念3-4-1	金沢 〃
福井保護観察所	福井市春山1-1-54	福井 〃
岐阜保護観察所	岐阜市美江寺町2-7-2	岐阜 〃
名古屋保護観察所	名古屋市中区三の丸4-3-1	名古屋 〃
津保護観察所	津市中央3-12	津 〃
大津保護観察所	大津市京町3-1-1	大津 〃
京都保護観察所	京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	京都 〃
大阪保護観察所	大阪市中央区大手前4-1-76	大阪 〃
堺支部	堺市堺区南瓦町2-29	大阪地裁堺支部, 同岸和田支部の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市中央区橋通1-4-1	神戸地裁の管轄区域
奈良保護観察所	奈良市登大路町1-1	奈良 〃
和歌山保護観察所	和歌山市二番丁2	和歌山 〃
鳥取保護観察所	鳥取市吉方109	鳥取 〃
松江保護観察所	松江市向島町134-10	松江 〃
岡山保護観察所	岡山市北区南方1-8-1	岡山 〃
広島保護観察所	広島市中区上八丁堀2-31	広島 〃
山口保護観察所	山口市中河原町6-16	山口 〃
徳島保護観察所	徳島市徳島町城内6-6	徳島 〃
高松保護観察所	高松市丸の内1-1	高松 〃
松山保護観察所	松山市一番町4-4-1	松山 〃
高知保護観察所	高知市丸の内1-4-1	高知 〃
福岡保護観察所	福岡市中央区舞鶴1-4-13	福岡 〃
北九州支部	北九州市小倉北区内5-3	福岡地裁小倉支部, 同行橋支部の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市城内2-10-20	佐賀地裁の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市万才町8-16	長崎 〃
熊本保護観察所	熊本市中央区大江3-1-53	熊本 〃
大分保護観察所	大分市荷揚町7-5	大分 〃
宮崎保護観察所	宮崎市別府町1-1	宮崎 〃
鹿児島保護観察所	鹿児島市山下町13-10	鹿児島 〃
那覇保護観察所	那覇市樋川1-15-15	那覇 〃

3 駐在官事務所の名称及び所在地

名	称	所 在 地
札幌保護観察所	室蘭駐在官事務所	室蘭市日の出町1-18-21
旭川保護観察所	稚内駐在官事務所	稚内市末広5-6-1
旭川保護観察所	沼田駐在官事務所	雨竜郡沼田町南一条3-9-21
釧路保護観察所	帯広駐在官事務所	帯広市東五条南9-1-1
釧路保護観察所	北見駐在官事務所	北見市寿町4-2-16
釧路保護観察所	網走駐在官事務所	網走市台町1-4-15
福島保護観察所	いわき駐在官事務所	いわき市平字八幡小路42
水戸保護観察所	ひたちなか駐在官事務所	ひたちなか市大字市毛858-82
横浜保護観察所	小田原駐在官事務所	小田原市本町1-7-1
新潟保護観察所	上越駐在官事務所	上越市西城町2-9-20
長野保護観察所	飯田駐在官事務所	飯田市大久保町2637-3
静岡保護観察所	浜松駐在官事務所	浜松市中区中央1-12-4
静岡保護観察所	沼津駐在官事務所	沼津市市場町9-1
金沢保護観察所	七尾駐在官事務所	七尾市馬出町ハ1
名古屋保護観察所	豊橋駐在官事務所	豊橋市大國町111
津保護観察所	四日市駐在官事務所	四日市市三栄町4-21
神戸保護観察所	姫路駐在官事務所	姫路市北条1-250
神戸保護観察所	尼崎駐在官事務所	尼崎市東難波町4-18-36
鳥取保護観察所	米子駐在官事務所	米子市東町124-16
岡山保護観察所	津山駐在官事務所	津山市山下46-42
広島保護観察所	福山駐在官事務所	福山市三吉町1-7-2
山口保護観察所	下関駐在官事務所	下関市上田中町8-2-1
松山保護観察所	宇和島駐在官事務所	宇和島市天神町4-40
福岡保護観察所	飯塚駐在官事務所	飯塚市芳雄町13-6
長崎保護観察所	佐世保駐在官事務所	佐世保市祇園町21-1
熊本保護観察所	八代駐在官事務所	八代市西松江城町11-11
鹿児島保護観察所	奄美駐在官事務所	奄美市名瀬矢之脇町1-2
那覇保護観察所	石垣駐在官事務所	石垣市字登野城55-4
那覇保護観察所	宮古島駐在官事務所	宮古島市平良字下里1016

4 保護観察所事件取扱状況

(1) 保護観察の開始及び終了（平成25年）

保護観察の種別 保護観察所	前年からの繰越し	開 始 等			終 了	
		総 数	開 始	移 送	総 数	保護観察 終了
総 数	40,837	44,146	42,117	2,029	45,331	43,306
1 号 観 察	19,533	21,577	20,811	766	22,447	21,680
一 般	12,400	8,509	7,939	570	9,008	8,441
交 通 短 期	2,612	2,666	2,550	116	2,841	2,724
交 通 短 期	2,029	3,071	2,995	76	3,245	3,168
2 号 観 察	2,492	7,331	7,327	4	7,353	7,347
長 期	4,573	3,750	3,428	322	3,678	3,354
短 期	3,128	2,902	2,671	231	2,728	2,496
3 号 観 察	1,445	848	757	91	950	858
4 号 観 察	5,740	14,988	14,623	365	15,114	14,751
5 号 観 察	10,991	3,831	3,255	576	4,092	3,521
5 号 観 察	-	-	-	-	-	-
北 海 道 地 方 委 員 会 管 内	1,589	1,882	1,825	57	1,949	1,863
札 幌	1,002	1,124	1,081	43	1,147	1,110
函 館	148	180	175	5	184	167
旭 川	152	216	214	2	220	205
釧 路	287	362	355	7	398	381
東 北 地 方 委 員 会 管 内	2,164	2,182	2,072	110	2,278	2,147
青 森	415	387	376	11	394	371
盛 岡	167	202	189	13	204	188
仙 台	605	635	590	45	665	624
秋 田	226	200	196	4	226	205
山 形	250	236	229	7	241	238
福 島	501	522	492	30	548	521
関 東 地 方 委 員 会 管 内	14,973	15,522	14,629	893	16,034	15,266
水 戸	911	1,084	1,038	46	1,064	1,022
宇 都 宮	569	671	637	34	678	648
前 橋	743	847	829	18	885	839
さ い た ま	2,176	2,200	2,042	158	2,248	2,153
千 葉	1,765	1,758	1,646	112	1,874	1,793
東 京	3,626	4,086	3,790	296	4,250	3,987
(本 庁)	2,600	2,999	2,778	221	3,130	2,943
(立 川 支 部)	1,026	1,087	1,012	75	1,120	1,044
横 濱	2,938	2,653	2,517	136	2,772	2,665
新 潟	526	447	435	12	478	458
甲 府	259	312	299	13	310	286
長 野	535	434	411	23	518	498
静 岡	925	1,030	985	45	957	917

等 移 送	年末現在 保護観察 中の人員	本年 新たに 一時解除	本 年 新たに 仮解除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				
				一時解除	仮解除	所在不明	法77条第 1項の停止	法令による 身柄拘束
2,025	39,652	25	268	6	272	489	162	682
767	18,663	25	-	6	-	144	-	232
567	11,901	25	-	6	-	109	-	195
117	2,437	-	-	-	-	18	-	16
77	1,855	-	-	-	-	15	-	19
6	2,470	-	-	-	-	2	-	2
324	4,645	-	-	-	-	38	-	106
232	3,302	-	-	-	-	31	-	82
92	1,343	-	-	-	-	7	-	24
363	5,614	-	-	-	-	166	162	44
571	10,730	-	268	-	272	141	-	300
-	-	-	-	-	-	-	-	-
86	1,522	2	9	-	11	19	9	22
37	979	2	6	-	7	12	4	15
17	144	-	-	-	-	3	2	1
15	148	-	1	-	1	2	1	1
17	251	-	2	-	3	2	2	5
131	2,068	-	15	-	12	25	8	41
23	408	-	2	-	2	2	1	5
16	165	-	2	-	2	-	-	1
41	575	-	5	-	4	10	3	14
21	200	-	1	-	1	4	2	6
3	245	-	2	-	1	1	-	4
27	475	-	3	-	2	8	2	11
768	14,461	12	75	2	79	210	69	239
42	931	2	8	-	10	6	2	15
30	562	-	2	-	1	2	1	6
46	705	4	3	1	2	10	2	9
95	2,128	-	16	-	17	56	5	40
81	1,649	-	12	-	13	20	8	33
263	3,462	-	14	-	13	56	36	37
187	2,469	-	9	-	10	43	36	14
76	993	-	5	-	3	13	-	23
107	2,819	5	11	1	9	35	8	66
20	495	-	1	-	1	3	1	6
24	261	-	1	-	1	7	1	15
20	451	1	7	-	11	7	1	7
40	998	-	-	-	1	8	4	5

保護観察の種別 保護観察所	前年からの繰越し	開始等			終了	
		総数	開始	移送	総数	保護観察終了
中部 地方委員会管内	4,149	4,636	4,410	226	4,735	4,527
富山	245	296	282	14	286	271
金沢	274	315	302	13	321	308
福井	186	241	229	12	242	233
岐阜	517	649	611	38	636	593
名古屋	2,369	2,559	2,446	113	2,589	2,489
古津屋	558	576	540	36	661	633
近畿 地方委員会管内	8,440	9,383	9,026	357	9,715	9,355
大津	414	460	437	23	455	428
京都	879	1,173	1,142	31	1,200	1,165
大阪	4,219	4,624	4,422	202	4,831	4,636
(本庁)	3,009	3,210	3,050	160	3,381	3,245
(堺支部)	1,210	1,414	1,372	42	1,450	1,391
神戸	2,046	2,225	2,150	75	2,269	2,200
奈良	405	445	427	18	457	434
和歌山	477	456	448	8	503	492
中国 地方委員会管内	2,386	2,691	2,613	78	2,681	2,595
鳥取	161	181	172	9	187	182
松江	174	192	183	9	188	184
岡山	614	785	764	21	760	726
広島	1,044	1,052	1,026	26	1,083	1,053
山口	393	481	468	13	463	450
四国 地方委員会管内	1,701	1,745	1,691	54	1,811	1,744
徳島	255	263	256	7	275	263
高松	582	559	540	19	607	580
松山	532	603	586	17	606	586
高知	332	320	309	11	323	315
九州 地方委員会管内	5,435	6,105	5,851	254	6,128	5,809
福岡	2,312	2,587	2,477	110	2,583	2,460
(本庁)	1,592	1,773	1,702	71	1,857	1,774
(北九州支部)	720	814	775	39	726	686
佐賀	298	328	311	17	337	322
長崎	440	473	459	14	459	428
熊本	535	694	671	23	684	654
大分	311	364	348	16	386	365
宮崎	328	337	326	11	345	336
鹿児島	420	428	406	22	497	471
那覇	791	894	853	41	837	773

- (注) 1 「1号観察」は、保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察）
2 「2号観察」は、少年院仮退院者（地方委員会（地方更生保護委員会
いる者）に対する保護観察をいう。
3 「3号観察」は、仮釈放者（地方委員会の決定により仮釈放を許され
4 「4号観察」は、保護観察付執行猶予者（裁判所の判決により刑の執
5 「5号観察」は、婦人補導院仮退院者（地方委員会の決定により婦人

等 移 送	年末現在 保護観察 中の人員	本年 新たに 一時解除	本 年 新たに 仮解除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				法令による 身柄拘束
				一時解除	仮解除	所在不明	法77条第 1項の停止	
208	4,050	-	13	-	15	47	14	58
15	255	-	1	-	1	2	-	2
13	268	-	3	-	3	3	2	4
9	185	-	-	-	1	1	-	1
43	530	-	2	-	1	9	3	3
100	2,339	-	6	-	8	28	9	42
28	473	-	1	-	1	4	-	6
360	8,108	1	69	1	63	99	33	180
27	419	-	12	-	11	-	-	-
35	852	1	4	1	6	8	4	24
195	4,012	-	25	-	20	64	20	107
136	2,838	-	20	-	17	43	20	86
59	1,174	-	5	-	3	21	-	21
69	2,002	-	13	-	11	17	5	30
23	393	-	7	-	6	4	1	10
11	430	-	8	-	9	6	3	9
86	2,396	1	24	1	30	16	4	41
5	155	-	6	-	7	-	-	1
4	178	1	2	1	1	2	-	2
34	639	-	6	-	7	2	2	3
30	1,013	-	8	-	11	10	2	28
13	411	-	2	-	4	2	-	7
67	1,635	-	13	-	18	16	3	21
12	243	-	2	-	7	1	-	4
27	534	-	8	-	8	5	2	5
20	529	-	2	-	2	6	1	2
8	329	-	1	-	1	4	-	10
319	5,412	9	50	2	44	57	22	80
123	2,316	4	23	1	17	23	11	24
83	1,508	4	16	1	14	16	10	19
40	808	-	7	-	3	7	1	5
15	289	-	2	-	-	-	-	7
31	454	-	6	-	5	7	5	-
30	545	-	2	-	3	7	2	13
21	289	1	4	-	4	3	-	4
9	320	1	1	-	1	5	2	5
26	351	1	6	-	6	4	1	4
64	848	2	6	1	8	8	1	23

察に付されている者) に対する保護観察をいう。
の略。以下同じ。) の決定により少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されて

て保護観察に付されている者) に対する保護観察をいう。
行を猶予され、保護観察に付されている者) に対する保護観察をいう。
補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者) に対する保護観察をいう。

(2) 生活環境調整の開始及び終了人員

(平成25年)

事件の種類	前年からの繰越	開始				終了等			年末現在係属中
		総数	身上調査書	求生活環境調整	短期又は長期処遇からの移行	総数	終了	短期又は長期処遇への移行	
総数	61,234	55,212	55,174	37	1	56,454	56,453	1	59,992
刑事施設収容者	57,865	50,468	50,443	35	…	51,470	51,470	…	56,863
少年院在院者	3,369	4,744	4,741	2	1	4,984	4,983	1	3,129
婦人補導院在院者	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) …は、本来該当事項の生じないことを示す。

保護司選考会

保護司法（昭和25年法律第204号）第5条 保護司の選考に関する規則
（平成13年法務省令第15号）

平成25年中の保護司選考会の開催状況は、次のとおりである。

庁名	区分	開催回数	選考人員		保護司法第12条による解職	委嘱人員		退任人員			計	
			承認	否決		新任	再任	任期満了	死亡	辞任		
札幌	幌館	2	651	0	0	73	578	68	5	18	91	
		2	238	0	0	34	204	20	4	12	36	
	旭路	2	290	0	0	42	248	37	1	6	44	
		2	328	0	0	42	286	26	7	12	45	
	小計	8	1,507	0	0	191	1,316	151	17	48	216	
		2	262	0	0	38	224	22	0	7	29	
	青森	2	278	0	0	37	241	22	0	5	27	
		2	374	0	0	53	321	28	2	13	43	
	仙北	2	289	0	0	21	268	24	5	6	35	
		2	318	0	0	34	284	23	0	8	31	
	山形	2	471	0	0	49	422	30	1	9	40	
		12	1,992	0	0	232	1,760	149	8	48	205	
	福島	小水	3	477	0	0	50	427	40	5	16	61
			2	427	0	0	51	376	34	7	12	53
		宇都宮	2	329	0	0	41	288	26	1	9	36
			2	784	0	0	75	709	66	6	16	88
さいたま		3	640	0	0	66	575	64	6	10	80	
		3	1,356	0	0	180	1,176	118	15	77	210	
東京		3	795	0	0	83	712	67	9	23	99	
		2	484	0	0	62	422	32	2	9	43	
横浜		3	257	0	0	20	237	16	4	8	28	
		2	492	0	0	72	420	53	4	14	71	
長野	2	660	0	0	86	574	67	4	18	89		
	27	6,701	0	0	786	5,916	583	63	212	858		
富山	富山	2	280	0	0	49	231	27	6	12	45	
		2	274	0	0	29	245	17	0	5	22	
	石川	2	193	0	0	24	169	24	0	1	25	
		2	344	0	0	38	306	32	5	10	47	
	岐阜	2	1,080	0	0	130	950	100	9	24	133	
		2	326	0	0	45	281	31	1	9	41	
	小計	12	2,497	0	0	315	2,182	231	21	61	313	
		2	209	0	0	27	182	20	1	5	26	
	京都	大津	2	532	0	0	63	469	48	5	7	60
			3	1,598	0	0	188	1,406	121	28	37	186
神戸		2	989	0	0	100	888	78	13	14	105	
		2	265	0	0	28	235	22	4	5	31	
奈良		3	330	0	0	38	292	31	3	0	34	
		14	3,923	0	0	444	3,472	320	54	68	442	
和歌山		2	176	0	0	19	157	13	0	7	20	
		2	260	0	0	27	233	25	7	2	34	
山口		2	465	0	0	56	409	42	5	12	59	
		2	571	0	0	44	527	42	2	18	62	
徳島	2	371	0	0	39	332	30	2	6	38		
	10	1,843	0	0	185	1,658	152	16	45	213		
高松	2	225	0	0	31	194	20	1	8	29		
	2	281	0	0	36	245	35	1	8	44		
香川	2	367	0	0	39	328	28	1	12	41		
	2	265	0	0	30	235	23	0	8	31		
小計	8	1,138	0	0	136	1,002	106	3	36	145		
	2	933	0	0	114	819	55	12	28	95		
福岡	2	222	0	0	27	195	27	1	2	30		
	2	428	0	0	51	377	37	3	4	44		
佐賀	2	479	0	0	56	423	55	6	7	68		
	2	296	0	0	43	253	25	2	10	37		
熊本	2	271	0	0	37	234	25	4	6	35		
	2	437	0	0	48	389	34	0	12	46		
鹿児島	2	367	0	0	64	303	26	2	0	28		
	16	3,433	0	0	440	2,993	284	30	69	383		
小計	107	23,034	0	0	2,729	20,299	1,976	212	587	2,775		

特別の機関

検 察 庁

法務省設置法第14条 検察庁法（昭和22年4月16日法律第61号）

1 検察庁の組織及び職員

(1) 検察庁の組織

ア 検察庁の数

（平成25年12月31日現在）

区 分	最 高 検 察 庁	高 等 検 察 庁	同 支 部	管 内 地 方 検 察 庁	同 支 部	管 内 区 検 察 庁
		東 京 高 等 検 察 庁	—	11	46	107
	大 阪 高 等 検 察 庁	—	6	22	57	
	名 古 屋 高 等 検 察 庁	1	6	20	42	
	広 島 高 等 検 察 庁	2	5	18	41	
	福 岡 高 等 検 察 庁	2	8	41	82	
	仙 台 高 等 検 察 庁	1	6	29	51	
	札 幌 高 等 検 察 庁	—	4	16	33	
	高 松 高 等 検 察 庁	—	4	11	25	
1	8	6	50	203	438	

イ 検察庁の名称及び所在地

(ア) 最高検察庁 東京都千代田区霞が関1-1-1

(イ) 高等検察庁（8庁）

（平成25年12月31日現在）

名 称	所 在 地
東 京 高 等 検 察 庁	東京都千代田区霞が関1-1-1
大 阪 高 等 検 察 庁	大阪市福島区福島1-1-60
名 古 屋 高 等 検 察 庁	名古屋市中区三の丸4-3-1
広 島 高 等 検 察 庁	広島市中区上八丁堀2-31
福 岡 高 等 検 察 庁	福岡市中央区舞鶴2-5-30
仙 台 高 等 検 察 庁	仙台市青葉区片平1-3-1
札 幌 高 等 検 察 庁	札幌市中央区大通西12
高 松 高 等 検 察 庁	高松市丸の内1-1

(ウ) 高等検察庁支部（6庁）

（平成25年12月31日現在）

名 称	所 在 地
名古屋高等検察庁金沢支部	金沢市大手町6-15
広島高等検察庁岡山支部	岡山市北区南方1-3-58
広島高等検察庁松江支部	松江市母衣町50
福岡高等検察庁宮崎支部	宮崎市別府町1-1
福岡高等検察庁那覇支部	那覇市樋川1-15-15
仙台高等検察庁秋田支部	秋田市山王7-1-2

(二) 地方検察庁 (50庁)

(平成25年12月31日現在)

高 検 名	名 称	所 在 地
東 京 11	東京地方検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1
	横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9
	さいたま地方検察庁	さいたま市浦和区高砂3-16-58
	千葉地方検察庁	千葉市中央区中央4-11-1
	水戸地方検察庁	水戸市北見町1-1
	宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方検察庁	前橋市大手町3-2-1
	静岡地方検察庁	静岡市葵区追手町9-45
	甲府地方検察庁	甲府市中央1-11-8
	長野地方検察庁	長野市大字長野旭町1108
	新潟地方検察庁	新潟市中央区西大畑町5191
大 阪 6	大阪地方検察庁	大阪市福島区福島1-1-60
	京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82
	神戸地方検察庁	神戸市中央区橋通1-4-1
	奈良地方検察庁	奈良市登大路町1-1
	大津地方検察庁	大津市京町3-1-1
名 古 屋 6	和歌山地方検察庁	和歌山市二番丁3
	名古屋地方検察庁	名古屋市中区三の丸4-3-1
	津地方検察庁	津市中央3-12
	岐阜地方検察庁	岐阜市美江寺町2-8
	福井地方検察庁	福井市春山1-1-54
	金沢地方検察庁	金沢市大手町6-15
富 山 5	富山地方検察庁	富山市西田地方町2-9-16
	広島地方検察庁	広島市中区上八丁堀2-31
	山口地方検察庁	山口市駅通り1-1-2
	岡山地方検察庁	岡山市北区南方1-3-58
	鳥取地方検察庁	鳥取市西町3-201
福 岡 8	松江地方検察庁	松江市母衣町50
	福岡地方検察庁	福岡市中央区舞鶴2-5-30
	佐賀地方検察庁	佐賀市中の小路5-25
	長崎地方検察庁	長崎市万才町9-33
	大分地方検察庁	大分市荷揚町7-5
熊 本 鹿 児 島	熊本地方検察庁	熊本市中央区京町1-12-11
	鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町13-10

高 検 名	名 称	所 在 地
仙 台 6	宮 崎 地 方 検 察 庁	宮崎市別府町1-1
	那 覇 地 方 検 察 庁	那覇市樋川1-15-15
	仙 台 地 方 検 察 庁	仙台市青葉区片平1-3-1
	福 島 地 方 検 察 庁	福島市狐塚17
	山 形 地 方 検 察 庁	山形市大手町1-32
	盛 岡 地 方 検 察 庁	盛岡市内丸8-20
	秋 田 地 方 検 察 庁	秋田市山王7-1-2
札 幌 4	青 森 地 方 検 察 庁	青森市長島1-3-25
	札 幌 地 方 検 察 庁	札幌市中央区大通西12
	函 館 地 方 検 察 庁	函館市上新川町1-13
高 松 4	旭 川 地 方 検 察 庁	旭川市花咲町4
	釧 路 地 方 検 察 庁	釧路市柏木町5-7
	高 松 地 方 検 察 庁	高松市丸の内1-1
	徳 島 地 方 検 察 庁	徳島市徳島町2-17
	高 知 地 方 検 察 庁	高知市丸ノ内1-4-1
	松 山 地 方 検 察 庁	松山市一番町4-4-1

(注) 高検名の下に数字は、管内地方検察庁の数を示す。

(オ) 地方検察庁支部 (203庁)

(平成25年12月31日現在)

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東 京 1	立 川	合 議	水 戸 5	木 更 津	合 議	前 橋 4	沼 田	合 議
	横 浜 4	川 崎		館 山	合 議		太 田	
さいたま 4	相 模 原	合 議	宇 都 宮 4	八 日 市 場	合 議	静 岡 5	高 崎	合 議
	横 須 賀	合 議		佐 原	合 議		沼 津	
千 葉 7	小 田 原	合 議	宇 都 宮 4	日 立	合 議	甲 府 1	富 士 田	合 議
	越 谷	合 議		土 浦	合 議		下 田	
	川 越	合 議	宇 都 宮 4	龍 ヶ 崎	合 議	長 野 6	浜 掛 川	合 議
	熊 谷	合 議		麻 生	合 議		上 田	
	秩 父	合 議	宇 都 宮 4	下 妻	合 議	長 野 6	留	合 議
	佐 倉	合 議		真 岡	合 議		久	
	一 宮	合 議	宇 都 宮 4	大 田 原	合 議			
	松 戸	合 議		栃 木	合 議			
				足 利				

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
新潟5	松本	合議	津5	松阪	合議	9	直方	合議
	諏訪	合議		伊賀			久留米	
	飯田	合議		四日市			柳川	
	伊那	合議		伊勢			大牟田	
	三条	合議		熊野			八女	
大阪2	新発田	合議	岐阜4	大垣	合議	佐賀2	小倉	合議
	長岡			多治見			行橋	
	高田			御嵩			田川	
	佐渡			高山			武雄	
	堺			生賀			唐津	
京都4	岸和田	合議	福井2	敦賀	合議	長崎7	大村	合議
	園部			小松			佐世保	
	宮津			七尾			平戸	
	舞鶴			輪島			壱岐	
	福知山			魚津			五原	
神戸9	伊丹	合議	富山2	高岡	合議	大分5	巖手	合議
	尼崎			呉			杵築	
	明石			尾道			佐田	
	柏原			福山			竹中	
	路社			三周			日玉	
奈良2	龍野	合議	山口5	萩	合議	熊本6	山鹿	合議
	豊岡			岩国			阿蘇	
	本城			下関			八代	
	葛城			宇部			天草	
	五條			倉敷			人吉	
大津2	彦根	合議	岡山3	新見	合議	鹿兒島5	瀬木	合議
	浜辺			倉吉			名瀬	
	田坊			米子			加治	
	御宮			出雲			知川	
	新宮			浜田			川鹿	
名古屋4	半田	合議	松江4	益田	合議	宮崎3	日南	合議
	岡崎			西郷			都	
	豊橋			飯塚			合議	

地検名	支部名	裁判所
那 覇 4	延 岡	合 議
	沖 繩	合 議
	名 護	合 議
	平 良	合 議
仙 台 5	石 垣	合 議
	大 河	合 議
	古 川	合 議
	石 巻	合 議
福 島 5	登 米	合 議
	気 仙	合 議
	相 馬	合 議
	郡 山	合 議
山 形 4	白 河	合 議
	会津若松	合 議
	いわき	合 議
	新 庄	合 議
盛 岡 6	米 沢	合 議
	鶴 岡	合 議
	酒 田	合 議
	花 巻	合 議
	二 戸	合 議
	遠 野	合 議
	宮 古	合 議
	一 関	合 議

地検名	支部名	裁判所
秋 田 5	水 沢	合 議
	能 代	合 議
	本 荘	合 議
	大 館	合 議
青 森 4	横 手	合 議
	大 曲	合 議
	五所川原	合 議
	弘 前	合 議
札 幌 7	八 戸	合 議
	十 和	合 議
	岩 見	合 議
	滝 川	合 議
函 館 1	室 蘭	合 議
	苫 小	合 議
	浦 河	合 議
	小 樽	合 議
旭 川 4	岩 内	合 議
	江 差	合 議
	名 寄	合 議
	紋 別	合 議
釧 路	留 萌	合 議
	稚 内	合 議
	帯 広	合 議
		合 議

地検名	支部名	裁判所
4	網 走	合 議
	北 見	合 議
	根 室	合 議
	丸 亀	合 議
高 松 2	観 音	合 議
	徳 島	合 議
	阿 南	合 議
	美 馬	合 議
高 知 3	須 崎	合 議
	安 芸	合 議
	中 村	合 議
	大 洲	合 議
松 山 4	西 条	合 議
	今 治	合 議
	宇 和	合 議
	島 合	合 議

(注) 1 地検名の下の数字は、管内の支部の数を示す。
2 裁判所の欄中、合議の表示は、当該地方検察庁支部に対応する地方裁判所支部が刑事事件の合議事件を取り扱う支部であることを示す。なお、合議事件を取り扱う支部の数は63である。

(カ) 区検察庁 (438庁)

(平成25年12月31日現在)

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
東京9	とうきょう 八丈島 王子立川 八王子町田	いずおおしま にいじま 伊豆大島の青 武蔵野 新青梅	ながの 野 飯 山 上 田 佐 久 長 松 岡 本 木 曾 福 大 町 諏 訪 岡 谷 飯 田 伊 那
横浜11	よこはま 横浜 鎌倉 平塚	しんがわ 新 村 南	しんがわ 新 村 南
さいたま11	さいたま 越谷 熊谷	おおさか 大阪 茨木 富田	おおさか 大阪 茨木 富田
千葉11	ちば 千葉市東	きょうと 京都	きょうと 京都
水戸12	みづう 水戸 土麻	かたが 高 崎 生 沼	かたが 高 崎 生 沼
宇都宮6	うつのみや 宇都宮小	なごや 奈良吉	なごや 奈良吉
前橋10	まえばし 前橋 伊勢崎 藤岡	おつ 大 津 東	おつ 大 津 東
静岡10	しずおか 静岡 沼掛	わかと 和歌山 田	わかと 和歌山 田
甲府4	こうふ 甲府	なごや 名古屋 一安	なごや 名古屋 一安

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
福島9	福 ^{ふくしま} 島 ^{しま} 郡 ^{こおりやま} 山 ^{やま} 白 ^{しろ} 河 ^{かわ} 棚 ^{たな} 倉 ^{くら} 会 ^{あいつわ} 津 ^{かつ} 若 ^{わか} 松 ^{まつ} 田 ^た 島 ^{しま} い ^い わ ^わ き ^き 相 ^{あひま} 馬 ^ま	旭 ^{あさひ} 川 ^{かわ} 深 ^{ふか} 川 ^{かわ} 富 ^ふ 良 ^ら 野 ^の 名 ^な 寄 ^よ もん ^{もん} べつ ^{べつ} 別 ^{べつ} 中 ^{なかつ} 頓 ^{とん} 留 ^{りゅう} 萌 ^{もい} 苗 ^{めい} 稚 ^{わかない} 紋 ^{もん} て ^て 天 ^{てん} 塩 ^{しん}	旭 ^{あさひ} 川 ^{かわ} 深 ^{ふか} 川 ^{かわ} 富 ^ふ 良 ^ら 野 ^の 名 ^な 寄 ^よ もん ^{もん} べつ ^{べつ} 別 ^{べつ} 中 ^{なかつ} 頓 ^{とん} 留 ^{りゅう} 萌 ^{もい} 苗 ^{めい} 稚 ^{わかない} 紋 ^{もん} て ^て 天 ^{てん} 塩 ^{しん}
山形7	山 ^{やま} 形 ^{がた} 新 ^{しん} 庄 ^{じょう} 米 ^{よね} 沢 ^{ざわ} 赤 ^{あか} 湯 ^ゆ なが ^{なが} 井 ^い 鶴 ^{つる} お ^お か ^か 岡 ^{おか} 酒 ^{さけ} 田 ^た	釧 ^{くし} 路 ^ろ 帯 ^{おび} 広 ^{ひろ} 本 ^{ほん} 別 ^{べつ} 網 ^{あばし} 走 ^{しり} きた ^{きた} 北 ^{きた} 見 ^み 遠 ^{えん} 軽 ^{がる} 根 ^ね 室 ^{むろ} 標 ^{しりべ} 津 ^つ	釧 ^{くし} 路 ^ろ 帯 ^{おび} 広 ^{ひろ} 本 ^{ほん} 別 ^{べつ} 網 ^{あばし} 走 ^{しり} きた ^{きた} 北 ^{きた} 見 ^み 遠 ^{えん} 軽 ^{がる} 根 ^ね 室 ^{むろ} 標 ^{しりべ} 津 ^つ
盛岡10	盛 ^{もり} 岡 ^{おか} 花 ^{はな} 卷 ^{まき} 二 ^に 戸 ^へ 久 ^く 慈 ^じ と ^と 遠 ^と 野 ^の 釜 ^{かま} 石 ^{いし} 大 ^{おほ} 船 ^{ふね} 渡 ^{わた} 宮 ^{みや} 古 ^こ 一 ^{いち} の ^の 水 ^{みづ} 沢 ^{さわ}	高 ^{たか} 松 ^{まつ} 土 ^と 庄 ^{しょう} 丸 ^{まる} 亀 ^{がめ} 善 ^{ぜん} 通 ^{つう} 寺 ^じ 観 ^{かん} 音 ^{おん} 寺 ^じ	高 ^{たか} 松 ^{まつ} 土 ^と 庄 ^{しょう} 丸 ^{まる} 亀 ^{がめ} 善 ^{ぜん} 通 ^{つう} 寺 ^じ 観 ^{かん} 音 ^{おん} 寺 ^じ
秋田10	秋 ^{あき} 田 ^た 男 ^お 鹿 ^が の ^の 角 ^{かく} お ^お お ^お だ ^だ て ^て 大 ^{おほ} 館 ^{たか} 鹿 ^か 角 ^{かく} 大 ^{おほ} 曲 ^{まが}	徳 ^{とく} 島 ^{しま} 鳴 ^{なる} 門 ^{かど} 阿 ^あ 南 ^{なん} 牟 ^む 岐 ^ぎ 美 ^み 馬 ^ま 徳 ^{とく} 島 ^{しま} 池 ^{いけ} 田 ^た 吉 ^{よしの} 野 ^の 川 ^{がわ}	徳 ^{とく} 島 ^{しま} 鳴 ^{なる} 門 ^{かど} 阿 ^あ 南 ^{なん} 牟 ^む 岐 ^ぎ 美 ^み 馬 ^ま 徳 ^{とく} 島 ^{しま} 池 ^{いけ} 田 ^た 吉 ^{よしの} 野 ^の 川 ^{がわ}
青森8	青 ^{あお} 森 ^{もり} む ^む つ ^つ 野 ^の 辺 ^へ 地 ^ぢ 五 ^ご 所 ^{しょ} 川 ^{がわ} 原 ^{はら} 弘 ^{ひろ} 前 ^{まへ} 鱒 ^{ます} 沢 ^{さわ} 八 ^{はち} 戸 ^と 十 ^{じゅう} 和 ^わ 田 ^た	高 ^{こう} 知 ^ち 須 ^す 崎 ^{さき} 安 ^あ 芸 ^ぎ 中 ^{なか} 村 ^{むら}	高 ^{こう} 知 ^ち 須 ^す 崎 ^{さき} 安 ^あ 芸 ^ぎ 中 ^{なか} 村 ^{むら}
札幌11	札幌 ^{さっぽろ} 幌 ^{ほろ} 岩 ^{いわ} 見 ^み 沢 ^{さわ} 夕 ^{ゆう} 張 ^{はり} 滝 ^{たき} 川 ^{がわ} 室 ^{むろ} らん ^{らん} 蘭 ^{らん} 伊 ^い 達 ^{たつ} 苦 ^く 小 ^こ 牧 ^{まき} 浦 ^{うら} 河 ^{かわ} 静 ^{しず} 内 ^{ない} 小 ^こ 樽 ^{たる} 岩 ^{いわ} 内 ^{ない}	松 ^{まつ} 山 ^{やま} 大 ^{おほ} お ^お 洲 ^す 八 ^や 幡 ^{わたは} 濱 ^{はま} 西 ^{さい} 条 ^{じょう} 新 ^{しん} 居 ^い 浜 ^{はま} 四 ^し 国 ^{こく} 中 ^{ちゅう} 央 ^{おう} 今 ^{いま} 治 ^ち 宇 ^う 和 ^わ 島 ^{しま} 愛 ^{あい} 南 ^{なん}	松 ^{まつ} 山 ^{やま} 大 ^{おほ} お ^お 洲 ^す 八 ^や 幡 ^{わたは} 濱 ^{はま} 西 ^{さい} 条 ^{じょう} 新 ^{しん} 居 ^い 浜 ^{はま} 四 ^し 国 ^{こく} 中 ^{ちゅう} 央 ^{おう} 今 ^{いま} 治 ^ち 宇 ^う 和 ^わ 島 ^{しま} 愛 ^{あい} 南 ^{なん}
函館5	函 ^{はこ} 館 ^{だて} す ^す 都 ^{つど}	(注) 地検名の下の数字は、管内区検察庁の数を示す。	(注) 地検名の下の数字は、管内区検察庁の数を示す。

(2) 検察官定員沿革（昭和19年以前は抄録）

区 分	大 審 院 検 事 局			控 訴 院 検 事 局			地 方 ・ 区 裁 判 所 検 事 局				合 計	
	総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	計		
明勅	治令 23. 8 158号	1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
明勅	治令 27. 2 17号	1	5	6	7	17	24	49	210	95	354	384
明勅	治令 31. 6 122号	1	416	-	7	-	-	49	-	-	-	473
明勅	治令 35. 3 93号	1	7	8	7	30	37	49	174	59	282	327
明勅	治令 40. 3 79号	1	7	8	7	29	36	50	201	92	343	387
明勅	治令 43. 3 152号	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
大勅	正令 2. 6 171号	1	7	8	7	23	30	50	299		349	387
大勅	正令 6. 8 122号	1	7	8	7	22	29	51	300		351	388
大勅	正令 8. 6 292号	1	7	8	7	22	29	51	482		533	570
大勅	正令 12. 4 150号	1	7	8	7	30	37	51	472		523	538
昭勅	和令 3. 7 163号	1	13	14	7	37	44	51	527		578	636
昭勅	和令 7. 9 280号	1	13	14	7	37	44	51	519		570	628
昭勅	和令 12.10 575号	1	13	14	7	37	44	51	558		609	667
昭勅	和令 13. 8 572号	1	13	14	7	39	46	51	575		626	686
昭勅	和令 14. 8 564号	1	13	14	7	39	46	51	604		655	715
昭勅	和令 16. 1 12号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭勅	和令 16. 3 190号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭勅	和令 17.11 747号	1	11	12	7	41	48	51	514		565	625
昭勅	和令 18.11 811号	1	11	12	7	41	48	51	499		550	610
昭勅	和令 20. 1.15 15号	1	11	12	7	41	48	51	516		567	627
昭勅	和令 20. 5.21 319号	1	11	12	7	41	48	51	546		597	657
昭勅	和令 20. 8. 1 444号	1	11	12	7	41	49	51	546		597	658
昭勅	和令 21. 1.29 47号	1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
昭勅	和令 21. 4.15 230号	1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
昭勅	和令 21. 6. 1 295号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
昭勅	和令 21. 9. 5 419号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668

区	分	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	合計
昭政	和令 22. 5. 3 36号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭政	和令 22. 7. 5 125号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭政	和令 22.12.27 297号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭政	和令 23. 6.24 137号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭政	和令 23. 9.17 293号	1	1	8	73	778	530	1,391
昭法	和律 24. 5.31 126号	1	1	8	920		737	1,667
昭法	和律 25.12.13 260号	1	1	8	920		743	1,673
昭法	和律 26. 3.31 81号	1	1	8	920		787	1,717
昭法	和律 28. 7.31 95号	1	1	8	970		737	1,717
昭法	和律 29. 6.17 186号	1	1	8	970		737	1,717
昭法	和律 30. 6.30 29号	1	1	8	990		717	1,717
昭法	和律 31. 3.31 48号	1	1	8	990		717	1,717
昭法	和律 32. 4.10 59号	1	1	8	990		717	1,717
昭法	和律 33. 5. 1 111号	1	1	8	990		717	1,717
昭法	和律 34. 7. 9 167号	1	1	8	1,024		717	1,751
昭法	和律 35.12.26 162号	1	1	8	1,034		717	1,761
昭法	和律 36. 6. 2 111号	1	1	8	1,049		717	1,776
昭法	和律 37. 3.31 54号	1	1	8	1,049		737	1,796
昭法	和律 38. 7.10 127号	1	1	8	1,052		752	1,814
昭法	和律 39.12.21 182号	1	1	8	1,057		762	1,829
昭	和40年度予算上 定員昭40. 4. 1	1	1	8	1,067		762	1,839
昭	和41年度予算上 定員昭41. 4. 1	1	1	8	1,072		762	1,844
昭	和42年度予算上 定員昭42. 4. 1	1	1	8	1,077		784	1,871
昭	和43年度予算上 定員昭43. 4. 1	1	1	8	1,087		804	1,901
昭	和44年度予算上 定員昭44. 4. 1	1	1	8	1,122		814	1,946
昭	和45年度予算上 定員昭45. 4. 1	1	1	8	1,122		851	1,983
昭	和46年度予算上 定員昭46. 4. 1	1	1	8	1,122		887	2,019
昭	和47年度予算上 定員昭47. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		898	(41) 2,030

区 分	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	合 計
昭和48年度予算上 定員昭和48. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		903	(41) 2,035
昭和49年度予算上 定員昭和49. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		908	(41) 2,040
昭和50年度予算上 定員昭和50. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		913	(41) 2,045
昭和51年度予算上 定員昭和51. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		916	(41) 2,048
昭和52年度予算上 定員昭和52. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和53年度予算上 定員昭和53. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和54年度予算上 定員昭和54. 4. 1	1	1	8	(33) 1,130		919	(33) 2,059
昭和55年度予算上 定員昭和55. 4. 1	1	1	8	(26) 1,137		919	(26) 2,066
昭和56年度予算上 定員昭和56. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和57年度予算上 定員昭和57. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和58年度予算上 定員昭和58. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和59年度予算上 定員昭和59. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和60年度予算上 定員昭和60. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和61年度予算上 定員昭和61. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和62年度予算上 定員昭和62. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
昭和63年度予算上 定員昭和63. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144		(3) 916	(22) 2,070
平成元年度予算上 定員平成元. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成2年度予算上 定員平成2. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成3年度予算上 定員平成3. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成4年度予算上 定員平成4. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成5年度予算上 定員平成5. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成6年度予算上 定員平成6. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成7年度予算上 定員平成7. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147		(6) 913	(22) 2,070
平成8年度予算上 定員平成8. 4. 1	1	1	8	(16) 1,182		(6) 913	(22) 2,105
平成9年度予算上 定員平成9. 4. 1	1	1	8	(16) 1,216		(6) 913	(22) 2,139
平成10年度予算上 定員平成10. 4. 1	1	1	8	(16) 1,248		(6) 913	(22) 2,171
平成11年度予算上 定員平成11. 4. 1	1	1	8	(16) 1,278		(6) 913	(22) 2,201
平成12年度予算上 定員平成12. 4. 1	1	1	8	(16) 1,319		(6) 913	(22) 2,242

区 分	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	合 計
平成13年度予算上 定員平成13. 4. 1	1	1	8	1,365		919	2,294
平成14年度予算上 定員平成14. 4. 1	1	1	8	1,404		899	2,313
平成15年度予算上 定員平成15. 4. 1	1	1	8	1,443		899	2,352
平成16年度予算上 定員平成16. 4. 1	1	1	8	1,495		899	2,404
平成17年度予算上 定員平成17. 4. 1	1	1	8	1,538		899	2,447
平成18年度予算上 定員平成18. 4. 1	1	1	8	1,581		899	2,490
平成19年度予算上 定員平成19. 4. 1	1	1	8	1,624		899	2,533
平成20年度予算上 定員平成20. 4. 1	1	1	8	1,669		899	2,578
平成21年度予算上 定員平成21. 4. 1	1	1	8	1,713		899	2,622
平成22年度予算上 定員平成22. 4. 1	1	1	8	1,758		899	2,667
平成23年度予算上 定員平成23. 4. 1	1	1	8	1,781		899	2,690
平成24年度予算上 定員平成24. 4. 1	1	1	8	1,800		899	2,709
平成25年度予算上 定員平成25. 4. 1	1	1	8	1,812		899	2,721

(注) 1 () 内の数は、福岡高等検察庁那覇支部及び那覇地方検察庁の定員を示し、外数である。

2 本表のほか、予算上定員の検事1級及び2級欄については、採用のための調整定員(平成8年度10、平成9年度9、平成10年度4、平成11年度9、平成12年度17、平成13年度～平成19年度16)、判事補の行政研修のための検事調整定員(昭和62年度5、昭和63年度～平成2年度10、平成3年度11、平成4年度12、平成5年度～平成6年度13、平成7年度～平成25年度14)がある。

(3) 検察庁の定員

(平成25年度末)

職 種	最 高 検	高 検	地検及び区検	計
検 事 総 長	1	—	—	1
次 長 検 事	1	—	—	1
検 事 長	—	8	—	8
検 事	16	122	1,674	1,812
副 検 事	—	—	899	899
検 事 総 長 秘 書 官	1	—	—	1
事務官・技官・事務員	85	485	8,353	8,923
技 能 員 ・ 庁 務 員	7	29	115	151
計	111	644	11,041	11,796

(4) 検察官の俸給（昭和23年法律第76号）

平成24年2月29日法律第5号による改正

区	分	俸	給	月	額
検	事	総	長	1,495,000	円
次	長	検	事	1,222,000	
東	京	高	等	1,328,000	
そ	の	他	の	1,222,000	
		検	察		
		庁	検		
		検	事		
		長	長		

区	分	号	俸	俸	給	月	額
検	事	1	号	1,198,000	円		
		2	号	1,055,000			
		3	号	984,000			
		4	号	834,000			
		5	号	720,000			
		6	号	646,000			
		7	号	585,000			
		8	号	526,000			
		9	号	426,900			
		10	号	392,500			
		11	号	368,900			
		12	号	345,100			
		13	号	322,200			
		14	号	306,400			
		15	号	288,200			
		16	号	277,600			
		17	号	253,800			
		18	号	244,800			
		19	号	234,300			
		20	号	227,000			
副	検	事	第9条に定める俸給月額	646,000			
		1	号	585,000			
		2	号	526,000			
		3	号	444,700			
		4	号	426,900			
		5	号	392,500			
		6	号	368,900			
		7	号	345,100			
		8	号	322,200			
		9	号	306,400			
		10	号	288,200			
		11	号	277,600			
		12	号	253,800			
		13	号	244,800			
		14	号	234,300			
		15	号	227,000			
		16	号	215,000			
		17	号	206,600			

2 検察事件統計表

(1) 被疑事件の通常受理の累年比較

罪 名	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総数	2,180,572	2,174,867	2,206,980	2,189,458	2,163,112	2,163,854
刑法	1,033,177	1,146,403	1,197,130	1,213,226	1,245,418	1,270,596
公務執行妨害	1,565	1,900	2,169	2,370	2,503	2,777
逃走	4	11	8	11	6	12
騒動	-	-	-	-	-	-
放火	1,013	1,044	1,108	1,070	1,254	1,307
失火	72	77	91	102	96	95
住居侵入	5,173	6,168	6,705	7,583	8,889	9,853
文書偽造	3,204	3,732	3,991	4,838	4,414	4,656
支用カード電磁的記録関係	68	255	382	486
わいせつ・わいせつ文書頒布等	1,897	1,878	1,926	1,876	2,046	2,293
強制わいせ	2,259	2,707	2,845	2,769	2,996	3,154
強姦	1,699	1,936	1,738	1,883	1,996	1,741
賭博	1,982	1,666	1,786	1,605	1,192	1,387
博権濫用	1,106	966	907	978	1,136	1,504
取賄	133	193	179	192	152	168
贈賄	178	190	229	244	129	155
殺害	1,726	1,902	1,876	1,890	1,993	1,991
傷害	30,438	43,071	43,745	44,521	44,113	44,278
暴行	403	340	393	347	324	280
その他	4,368	7,128	7,797	8,327	9,302	10,523
危険運転致死傷	25,667	35,603	35,555	35,847	34,487	33,475
過失	-	172	201	191
過失致死傷	763,444	856,256	889,824	882,911	898,858	906,795
業務上過失致死傷	97	179	192	235	231	253
重過失致死傷	982	1,234	1,417	1,605	1,402	1,516
自動車による業務上過失致死傷	396	962	979	1,167	1,338	1,441
自動車による重過失致死傷	760,901	852,507	885,874	878,552	894,267	902,108
自動車運転過失致死傷	1,068	1,374	1,362	1,352	1,620	1,477
逮捕
脅迫	709	883	908	957	952	862
略取・誘拐・人身売買	592	1,310	1,314	1,259	1,443	1,492
名誉毀損	157	254	223	208	202	238
奇盗	279	738	732	707	845	679
強盗	139,850	139,778	149,003	161,218	167,412	178,070
強盗致死	1,764	2,097	2,110	2,529	2,723	2,920
強盗強姦	2,916	2,910	3,161	3,311	3,646	3,309
強姦	137	140	113	134	157	209
詐欺	11,381	12,953	13,784	15,165	15,025	17,974
背任	139	221	271	235	154	149
恐喝	9,833	12,485	11,503	10,396	10,396	8,865
横領	38,759	34,474	39,270	44,227	49,843	51,741
盗品等隠匿	1,454	1,649	2,032	2,283	3,045	3,139
毀棄	3,611	5,690	6,295	7,737	9,490	10,262
暴力行為等処罰に関する法律	2,489	3,165	2,996	3,044	2,939	2,800
その他の刑法犯	3,214	3,959	4,220	4,546	4,790	5,044
特別法犯	91,969	90,904	93,761	94,020	105,156	110,363
(道路交通法等違反を除く。)						
公職選挙法	5,223	2,200	2,259	791	5,040	1,208
銃砲刀剣類所持等取締法	3,965	4,531	4,718	4,947	5,235	5,297
麻薬及び向精神薬取締法	442	467	502	658	982	1,144
覚せい剤取締法	25,151	27,968	26,496	24,801	22,087	20,522
その他の特別法犯	57,188	55,738	59,786	62,823	71,812	82,192
道路交通法等違反	1,055,426	937,560	916,089	882,212	812,538	782,895
道路交通等違反	1,016,622	907,822	890,969	861,143	795,009	768,721
自動車等の保管場所確保に関する法律	38,804	29,738	25,120	21,069	17,529	14,174

(注) 1 この表は、通常受理(被疑事件の受理のうち、検察官の認知又は直受に係る事件及び司法警察員から送致された事件を
2 刑法犯の罪名区分は、おおむね刑法第2編の章別又は条項別による。ただし、「窃盗」、「強盗」、「強盗致死傷」及び

(単位 人)

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
2,121,151	2,064,406	1,895,564	1,700,817	1,639,615	1,568,229	1,481,665	1,417,400	1,332,918
1,256,569	1,235,597	1,153,841	1,059,068	1,035,517	1,010,120	964,528	926,122	882,528
2,875	3,333	3,230	2,942	2,663	2,495	2,621	2,569	2,576
12	3	6	3	4	4	2	3	5
-	-	-	-	-	-	-	20	-
1,160	1,187	1,125	1,031	965	1,004	961	821	848
104	114	85	96	84	70	89	78	71
9,843	10,093	9,154	9,173	8,741	8,720	8,580	8,800	8,080
4,526	4,658	4,474	4,621	3,848	3,506	3,384	3,331	3,504
336	244	233	359	360	237	194	109	77
2,737	3,019	2,887	2,888	2,920	2,945	3,132	3,331	2,968
3,228	3,230	3,187	3,106	2,985	3,064	3,145	3,573	3,681
1,683	1,695	1,744	1,691	1,564	1,403	1,312	1,320	1,412
1,366	1,202	1,291	1,223	1,357	1,325	842	939	668
1,269	1,008	978	1,377	1,314	1,192	965	931	907
134	158	95	95	68	66	74	55	64
180	122	106	113	83	59	62	55	67
1,887	1,769	1,654	1,834	1,559	1,619	1,601	1,640	1,493
43,969	44,112	41,782	39,069	37,641	37,135	36,060	40,270	40,561
275	200	202	250	204	161	204	175	162
11,307	11,536	11,107	10,930	10,554	10,533	10,238	12,208	12,834
32,387	32,376	30,473	27,889	26,883	26,441	25,618	27,887	27,565
202	241	231	223	196	236	228	283	253
895,708	865,774	812,878	743,868	723,982	709,023	681,359	652,615	623,800
290	646	814	814	833	791	892	916	999
1,543	1,441	1,344	1,288	1,189	1,210	1,069	1,213	1,215
1,573	2,514	3,117	3,758	4,259	4,423	4,506	4,156	3,992
891,024	859,747	456,934	6,204	11,956	1,070	1,057	682	312
1,278	1,426	1,289	1,236	1,466	1,319	1,091	1,214	1,016
...	...	349,380	730,568	704,279	700,210	672,744	644,434	616,266
819	711	618	617	634	546	518	467	439
1,363	1,525	1,471	1,473	1,296	1,368	1,361	1,894	2,032
218	197	212	176	184	177	140	204	216
680	677	755	587	679	567	602	568	644
180,665	189,893	174,537	159,162	158,319	155,817	145,647	133,068	122,046
2,775	2,483	2,370	2,232	2,682	2,346	2,216	1,943	1,708
2,986	2,539	2,108	2,084	2,186	1,927	2,033	1,961	2,003
194	175	169	151	175	160	138	129	117
18,364	19,897	17,554	18,412	19,951	17,473	17,043	17,896	17,752
152	210	119	90	171	108	94	150	149
8,225	7,282	6,392	5,682	5,173	4,787	4,082	3,932	3,490
46,381	46,185	41,491	34,392	32,487	29,504	25,643	22,569	18,896
3,113	2,822	2,544	2,356	2,340	2,315	2,086	1,947	1,672
11,143	11,182	11,130	10,578	10,073	9,680	9,655	9,782	9,956
3,010	3,143	2,670	2,462	2,164	1,902	1,872	1,917	1,948
5,262	4,714	4,561	4,902	6,669	7,340	6,787	6,952	8,425
115,764	117,935	119,813	110,360	111,719	104,830	96,779	95,278	90,454
1,531	711	2,335	459	897	515	1,328	165	444
5,304	5,990	6,651	6,353	6,989	6,280	5,501	5,668	5,225
1,150	1,145	1,328	1,337	1,038	936	785	722	1,036
23,143	20,144	20,288	18,266	19,365	19,663	19,700	19,008	17,781
84,636	89,945	89,211	83,945	83,430	77,436	69,465	69,715	65,968
748,818	710,874	621,910	531,389	492,379	453,349	420,358	396,000	359,936
735,667	701,360	614,989	525,862	487,142	448,923	416,552	392,435	356,486
13,151	9,514	6,921	5,527	5,237	4,426	3,806	3,565	3,450

いう。)に係る被疑事件について調査したものである。
「強盗強姦」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれている。

(2) 被疑事件の起訴の累年比較

罪 名	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総 数	1,139,334	1,035,182	1,022,651	994,749	933,654	903,067
刑 法	162,068	180,077	192,501	202,853	205,281	207,413
公務執行妨害	519	633	702	980	824	1,084
逃走	3	3	5	6	6	7
騒乱	-	-	-	-	-	-
放火	563	586	628	591	703	705
失火	47	41	45	45	42	48
住居侵入	2,341	2,824	2,839	3,190	3,331	3,542
文書偽造	1,869	2,015	1,984	2,822	2,501	2,719
支用カード電磁的記録関係	54	195	311	378
わいせつ・わいせつ文書頒布等	1,568	1,519	1,571	1,550	1,657	1,869
強制わいせ	980	1,289	1,364	1,402	1,458	1,636
強姦	858	1,112	956	1,097	1,133	1,014
賭博・富	1,185	941	1,198	916	697	790
職権濫用	6	8	6	24	4	5
収賄	109	111	144	154	96	104
贈賄	144	119	176	189	92	115
殺害	801	855	872	932	935	869
傷害	14,281	19,804	21,013	21,307	21,083	21,476
傷害致死	291	283	283	261	288	231
暴行	2,292	3,518	3,921	4,134	4,330	4,718
その他	11,698	16,003	16,809	16,912	16,465	16,527
危険運転致死傷	-	311	332	316
過失致死傷	86,972	93,760	99,881	102,613	100,536	97,912
過失致死傷	35	63	76	84	93	109
業務上過失致死傷	406	476	553	551	491	531
重過失致死傷	23	41	37	38	46	52
自動車による重過失致死傷	86,432	93,106	99,152	101,891	99,854	97,166
自動車運転過失致死傷	76	74	63	49	52	54
過失致死傷
逮捕・監禁	341	359	447	393	368	412
脅迫	499	913	903	851	797	852
略取・誘拐・人身売買	85	142	128	107	137	115
名誉毀損	54	141	159	122	145	109
窃盗	31,535	32,147	35,235	39,018	43,581	44,668
強盗	976	1,067	1,132	1,348	1,568	1,712
強盗致死	872	912	986	1,134	1,161	1,287
強盗強姦	108	130	90	124	132	187
詐欺	7,508	8,269	9,027	9,627	9,658	11,311
背任	26	45	99	51	15	12
恐喝	2,596	3,615	3,540	3,360	3,647	3,103
横領	1,056	1,290	1,491	1,849	1,832	2,011
盗品等隠匿	253	308	410	426	557	795
毀棄	1,236	1,943	2,110	2,423	2,308	2,529
暴力行為等処罰に関する法律	1,159	1,441	1,481	1,629	1,517	1,511
その他	1,518	1,735	1,825	2,067	2,117	2,210
特 別 法 犯	61,600	61,641	63,887	65,056	70,719	71,371
(道路交通法等違反を除く。)						
公職選挙法	2,876	921	936	458	2,506	475
銃砲刀剣類所持等取締法	2,202	2,546	2,582	2,759	2,962	2,966
麻薬及び向精神薬取締法	316	359	371	455	706	820
覚せい剤取締法	21,286	24,048	22,760	21,296	18,504	17,071
その他特別法犯	34,920	33,767	37,238	40,088	46,041	50,039
道路交通法等違反	915,666	793,464	766,263	726,840	657,654	624,283
道路交通等違反	877,914	764,295	742,512	706,445	640,827	610,700
"自動車の保管場所の確保等に関する法律"	37,752	29,169	23,751	20,395	16,827	13,583

(注) 刑法犯の罪名区分は、おおむね刑法第2編の章別又は条項別による。ただし、「窃盗」、「強盗」、「強盗致死傷」及び「強盗

(単位 人)

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
862,468	798,130	684,483	587,957	559,594	518,253	474,125	443,965	405,416
201,472	196,128	180,113	168,581	164,172	155,709	146,036	142,594	135,421
1,116	1,804	1,992	1,855	1,511	1,472	1,395	1,401	1,358
11	3	4	1	1	2	1	-	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-
628	574	521	463	430	414	349	290	340
61	64	35	48	41	27	32	32	25
3,459	3,386	2,852	2,682	2,537	2,632	2,547	2,583	2,522
2,795	2,901	2,812	2,999	2,358	1,952	1,724	1,484	1,473
283	185	162	260	261	127	108	72	51
2,204	2,435	2,255	2,270	2,181	2,193	2,176	2,288	1,894
1,621	1,661	1,569	1,443	1,452	1,435	1,389	1,469	1,529
1,027	953	885	789	662	568	561	554	531
767	533	705	731	775	708	391	487	296
4	2	4	1	16	6	4	1	4
98	118	69	85	52	53	47	39	33
142	111	92	97	65	60	53	38	43
802	734	636	637	533	424	420	367	341
20,818	20,489	18,459	16,361	14,996	14,559	13,776	14,328	13,564
220	189	182	183	150	154	179	157	152
5,004	4,999	4,579	4,232	3,985	3,974	3,925	4,473	4,365
15,594	15,301	13,698	11,946	10,861	10,431	9,672	9,698	9,047
302	378	364	233	256	230	212	213	204
92,777	86,470	77,713	70,603	68,231	64,972	61,023	59,346	57,253
120	136	139	120	139	157	161	185	234
582	448	389	388	355	335	315	300	277
44	56	65	84	106	93	97	90	95
91,980	85,801	53,550	1,665	372	126	77	68	56
51	29	24	26	10	7	7	9	3
...	...	23,546	68,320	67,249	64,254	60,366	58,694	56,588
413	301	260	254	217	201	139	148	161
721	840	752	764	611	641	606	887	868
127	119	96	55	81	57	47	74	55
144	148	155	118	141	131	163	148	203
43,455	44,568	44,303	43,071	43,177	42,365	40,793	38,212	35,279
1,604	1,413	1,168	997	1,271	1,014	916	898	785
1,230	1,001	770	683	660	522	472	375	398
166	149	136	117	129	99	78	57	59
11,911	12,321	10,391	11,224	12,111	10,072	8,648	9,169	8,962
28	25	25	17	23	13	16	35	13
3,078	2,807	2,305	1,737	1,594	1,376	1,039	1,103	989
2,089	2,435	2,212	2,116	2,349	2,222	2,184	2,007	1,729
750	561	374	397	273	183	219	171	141
2,655	2,689	2,523	2,336	2,145	2,021	2,050	2,107	2,025
1,532	1,496	1,216	1,083	994	977	800	873	803
2,654	2,454	2,298	2,054	2,038	1,981	1,658	1,338	1,485
74,442	71,821	70,366	61,985	61,597	58,237	54,339	51,809	48,722
673	419	1,245	51	314	257	397	33	209
2,601	2,937	2,835	2,469	2,497	2,136	1,938	1,847	1,677
790	824	888	839	642	604	462	346	496
19,699	16,516	16,473	14,620	15,825	16,131	16,193	15,154	14,179
50,679	51,125	48,925	44,006	42,319	39,109	35,349	34,429	32,161
586,554	530,181	434,004	357,391	333,825	304,307	273,750	249,562	221,273
573,912	520,945	427,257	352,031	328,846	300,075	270,123	246,129	217,938
12,642	9,236	6,747	5,360	4,979	4,232	3,627	3,433	3,335

強姦」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれている。

(3) 被疑事件の受理及び処理状況 (平成25年)

ア 罪名別 被疑事件の受理人員

罪 名	総 数	旧 受	
			計
総 数	1,559,261	18,745	1,540,516
刑 法	962,732	13,544	949,188
公務執行妨害	3,652	130	3,522
騒擾	-	-	-
放火	953	70	883
侵入	9,532	207	9,325
住居侵入	3,978	190	3,788
文書偽造	4,508	105	4,403
文書頒布	3,973	150	3,823
文書複製	1,523	57	1,466
文書偽造	818	11	807
文書複製	1,072	141	931
賭博	65	1	64
賭博	70	-	70
賭博	1,892	229	1,663
贈与	34,773	1,814	32,959
殺人	215	18	197
傷害	16,015	791	15,224
暴行	139	-	139
凶器準備集合	330	39	291
危険運転	2,112	389	1,723
業務上過失致死	4,243	65	4,178
業務上過失致死	1,447	69	1,378
業務上過失致死	344	2	342
業務上過失致死	12	3	9
自動車による過失致死	1,047	20	1,027
自動車による過失致死	1	-	1
自動車による過失致死	646,527	3,444	643,083
自動車による過失致死	6,366	632	5,734
窃盗	139,442	2,598	136,844
強盗	1,825	61	1,764
強盗致死	2,294	44	2,250
強盗強	19,169	787	18,382
強盗強	3,730	106	3,624
横領	20,881	554	20,327
横領	1,807	46	1,761
暴力行為等処罰に関する法律	2,473	53	2,420
その他の刑法	25,504	718	24,786
特 別 法 犯	118,230	3,310	114,920
(道 路 交 通 法 等 違 反 を 除 く 。)			
火薬類取締法	281	7	274
銃刀法	6,642	154	6,488
大麻取締法	2,685	29	2,656
覚せい剤取締法	1,097	21	1,076
あへん罪	18,812	235	18,577
出入国管理及び難民認定法	14	-	14
出入国管理	4,597	58	4,539
外国人登録法	6	1	5
その他の特別法	84,096	2,805	81,291
道路交通法等違反	478,299	1,891	476,408
道路交通法	474,582	1,888	472,694
自動車の保管場所の確保等に関する法律	3,717	3	3,714

- (注) 1 この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、
2 刑法犯(暴力行為等処罰に関する法律違反を除く。)の罪名区分は、刑法第2編の章別又は条項
法律違反が含まれている。
3 「自動車による過失致死傷」は、自動車又は原動機付自転車による刑法第211条の被疑事件をい
疑事件をいう。
4 「その他の刑法犯」とは、表側の刑法犯に掲げる罪名以外の刑法犯並びに決闘罪に関する件、爆発
に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関す
5 「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反を

(単位 人)

新			受		
通	常	受	他の検察 庁から	家庭裁判 所から	再 起
計	検察官認 知・直受	司法警察 員から			
1,332,918	5,617	1,327,301	200,004	5,086	2,508
882,528	4,224	878,304	63,600	1,578	1,482
2,576	16	2,560	940	3	3
-	-	-	-	-	-
848	-	848	28	2	5
8,080	143	7,937	1,226	13	6
3,504	741	2,763	250	7	27
2,968	8	2,960	1,431	3	1
3,681	11	3,670	115	12	15
1,412	9	1,403	38	13	3
668	41	627	137	1	1
907	768	139	17	-	7
64	9	55	-	-	-
67	4	63	3	-	-
1,493	304	1,189	50	11	109
27,435	219	27,216	5,336	84	104
162	17	145	6	10	19
12,834	63	12,771	2,339	15	36
116	-	116	18	2	3
253	-	253	18	14	6
1,215	137	1,078	429	1	78
3,992	3	3,989	163	5	18
999	3	996	329	2	48
305	-	305	36	1	-
7	-	7	2	-	-
1,015	-	1,015	7	1	4
1	-	1	-	-	-
612,139	13	612,126	29,469	937	538
4,127	20	4,107	1,506	49	52
122,046	229	121,817	14,314	214	270
1,708	24	1,684	41	14	1
2,120	35	2,085	92	37	1
17,752	392	17,360	546	48	36
3,490	15	3,475	106	26	2
19,045	212	18,833	1,230	12	40
1,672	6	1,666	86	2	1
1,948	17	1,931	468	3	1
21,879	765	21,114	2,824	36	47
90,454	1,294	89,160	24,062	107	297
260	-	260	14	-	-
5,225	65	5,160	1,246	11	6
2,581	9	2,572	68	3	4
1,036	6	1,030	40	-	-
17,781	31	17,750	784	7	5
14	-	14	-	-	-
4,141	35	4,106	392	1	5
4	-	4	1	-	-
59,412	1,148	58,264	21,517	85	277
359,936	99	359,837	112,342	3,401	729
356,486	99	356,387	112,086	3,397	725
3,450	-	3,450	256	4	4

「既済」については、事件の処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。別による。ただし、「窃盗」、「強盗」及び「強盗致死傷・強盗強姦」には、盗犯等の防止及び処分に関する法的、「業務上過失致死傷」及び「重過失致死傷」は、自動車による過失致死傷以外の刑法第211条第1項の被物取締罰則、印紙犯罪処罰法、航空機の強取等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の各違反をいう。

イ 罪名別 被疑事件の既済人員

罪 名	合 計	起 訴			計
		計	公判請求	略式命令 請 求	
総 数	1,540,886	405,416	90,486	314,930	829,093
刑 法	948,173	135,421	60,784	74,637	664,682
公務執行妨害	3,526	1,358	544	814	1,025
騒放住文	-	-	-	-	-
騒放住文	810	340	339	1	367
居住侵入	9,640	2,522	1,541	981	3,567
文書偽造	3,748	1,473	1,351	122	1,894
文書頒布等	4,407	1,894	576	1,318	918
強制わいせつ	3,649	1,529	1,529	-	1,603
強姦	1,351	531	531	-	690
賭博	802	296	146	150	367
賭博権濫用	964	4	4	-	956
収賄	64	33	33	-	31
贈賄	65	43	40	3	19
殺害	1,353	341	341	-	769
傷害	31,848	9,025	3,554	5,471	12,251
暴行	263	152	152	-	81
暴行	16,819	4,365	712	3,653	8,641
凶器準備集合	139	22	16	6	16
危険運転	294	204	204	-	20
業務上過失致死	1,834	277	38	239	1,063
業務上過失	2,144	95	18	77	1,438
その他の過失	3,894	234	4	230	2,736
業務上過失傷害	429	53	1	52	337
業務上過失致死	13	3	2	1	8
自動車による過失致死	438	3	-	3	356
自動車による過失	1	-	-	-	1
自動車運転過失	641,907	53,775	3,615	50,160	538,911
自動車運転過失	5,816	2,813	1,649	1,164	1,397
窃盗	137,177	35,279	28,002	7,277	50,123
強盗	1,284	785	785	-	240
強盗致死	1,640	457	457	-	803
強盗強姦	18,327	8,962	8,962	-	7,837
強盗強姦	3,761	989	989	-	1,536
横領	20,694	1,742	1,351	391	8,118
盗品等	1,776	141	141	-	488
暴力行為等処罰	2,496	803	424	379	864
その他の刑法	24,800	4,878	2,733	2,145	15,211
特 別 法 犯	115,543	48,722	22,867	25,855	41,039
(道路交通法等違反を除く。)					
火薬類取締法	284	17	2	15	254
銃砲刀剣類所持等取締法	6,517	1,677	595	1,082	3,401
大麻取締法	2,663	1,185	1,185	-	1,358
麻薬及び向精神薬取締法	1,087	496	482	14	544
覚せい剤取締法	18,523	14,179	14,179	-	3,418
あへん	14	3	3	-	11
出入国管理及び難民認定法	4,568	1,034	783	251	3,127
外国人登録法	7	2	1	1	4
その他の特別法犯	81,880	30,129	5,637	24,492	28,922
道路交通法等違反	477,170	221,273	6,835	214,438	123,372
道路交通法	473,458	217,938	6,834	211,104	123,258
自動車の保管場所の確保等に関する法律	3,712	3,335	1	3,334	114

- (注) 1 この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、事件の
2 刑法犯(暴力行為等処罰に関する法律違反を除く。)の罪名区分は、刑法第2編の章別又は条項別による。ただし、「窃盗」
3 「自動車による過失致死傷」は、自動車又は原動機付自転車による刑法第211条の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」及
4 「その他の刑法犯」とは、表側の刑法犯に掲げる罪名以外の刑法犯並びに決闘罪に関する件、爆発物取締罰則、印紙犯罪罰則
5 「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

(単位 人)

不 起 訴			中 止	他 の 検 察 庁 に 送 致	家 庭 裁 判 所 に 送 致	未 済
起訴猶予	嫌 疑 不 十 分	そ の 他				
758,164	49,441	21,488	1,497	198,492	106,388	18,375
606,304	40,913	17,465	772	62,360	84,938	13,071
865	127	33	5	904	234	113
-	-	-	-	-	-	-
95	158	114	2	28	73	54
2,693	741	133	2	1,154	2,395	177
751	431	712	10	241	130	237
786	112	20	1	1,404	190	112
148	406	1,049	2	112	403	154
37	363	290	3	39	88	78
350	15	2	-	134	5	19
18	141	797	-	4	-	106
3	3	25	-	-	-	2
4	1	14	-	3	-	-
41	128	600	167	49	27	137
10,014	1,810	427	44	5,202	5,326	1,970
6	33	42	5	6	19	14
7,764	746	131	8	2,241	1,564	880
-	16	-	-	18	83	-
1	9	10	6	19	45	43
448	502	113	69	420	5	297
1,298	132	8	5	158	448	84
175	101	2,460	5	314	605	69
318	8	11	-	36	3	1
-	8	-	-	2	-	-
333	23	-	-	14	65	26
-	1	-	-	-	-	-
526,108	11,814	989	197	28,926	20,098	3,513
297	993	107	32	1,477	97	610
37,518	10,375	2,230	95	14,185	37,495	2,170
89	70	81	3	41	215	44
32	573	198	2	92	286	49
4,006	3,265	566	41	550	937	696
809	673	54	3	103	1,130	91
6,953	900	265	10	1,214	9,610	349
226	242	20	2	91	1,054	38
662	175	27	6	442	381	49
3,456	5,818	5,937	47	2,737	1,927	889
34,105	5,466	1,468	235	23,318	2,229	3,297
112	108	34	-	12	1	1
2,908	230	263	5	1,191	243	155
711	432	215	5	67	48	27
205	309	30	-	36	11	24
1,261	1,892	265	9	784	133	230
6	5	-	-	-	-	-
3,052	46	29	1	387	19	32
3	1	-	-	1	-	-
25,847	2,443	632	215	20,840	1,774	2,828
117,755	3,062	2,555	490	112,814	19,221	2,007
117,651	3,056	2,551	488	112,556	19,218	2,004
104	6	4	2	258	3	3

処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

「強盗」及び「強盗致死傷・強盗強姦」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれている。

び「重過失致死傷」は、自動車による過失致死傷以外の刑法第211条第1項の被疑事件をいう。

法、航空機の強取等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処違反をいう。

ウ 検察庁管内別 被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 道路交通法等違反

最高検、高検 及び地検管内	受 理			総 数	既 起 訴		
	総 数	旧 受	新 受		計	公判請求	略式命令 請求
総 数	1,080,962	16,854	1,064,108	1,063,716	184,143	83,651	100,492
東 京 高 検 管 内	417,671	9,941	407,730	409,531	69,726	32,237	37,489
東 京 (高)	5	-	5	5	-	-	-
東 横 濱 市 東 区	103,244	4,783	98,461	99,598	17,494	9,967	7,527
東 横 濱 市 中 区	67,142	1,163	65,979	65,856	9,597	4,432	5,165
東 横 濱 市 南 区	58,980	1,859	57,121	57,875	9,740	4,021	5,719
東 横 濱 市 西 区	42,289	781	41,508	41,699	8,682	3,781	4,901
東 横 濱 市 南 区	22,333	105	22,228	22,145	4,265	1,854	2,411
東 横 濱 市 東 区	15,072	123	14,949	14,869	3,276	1,461	1,815
東 横 濱 市 南 区	24,958	271	24,687	24,647	3,383	1,420	1,963
東 横 濱 市 東 区	45,565	199	45,366	45,302	6,228	2,441	3,787
東 横 濱 市 南 区	8,144	128	8,016	7,946	1,170	511	659
東 横 濱 市 東 区	15,992	413	15,579	15,760	2,968	1,228	1,740
東 横 濱 市 南 区	13,947	116	13,831	13,829	2,923	1,121	1,802
大 阪 高 検 管 内	191,497	2,497	189,000	188,460	34,999	17,341	17,658
大 阪 (高)	1	-	-	1	-	-	-
大 阪 府 東 区	83,865	1,373	82,492	82,016	15,601	8,748	6,853
大 阪 府 南 区	22,275	431	21,844	21,543	4,250	2,074	2,176
大 阪 府 東 区	53,689	261	53,428	53,441	8,461	3,672	4,789
大 阪 府 南 区	10,118	28	10,090	10,064	2,219	911	1,308
大 阪 府 東 区	12,697	320	12,377	12,637	2,505	1,147	1,358
大 阪 府 南 区	8,852	83	8,769	8,758	1,963	789	1,174
名 古 屋 高 検 管 内	125,919	1,379	124,540	124,217	19,719	8,383	11,336
名 古 屋 (高)	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 市 東 区	75,326	624	74,702	74,252	10,768	4,768	6,000
名 古 屋 市 南 区	15,033	46	14,987	14,982	2,747	1,206	1,541
名 古 屋 市 東 区	15,243	239	15,004	15,042	2,490	981	1,509
名 古 屋 市 南 区	5,292	93	5,199	5,162	1,151	478	673
名 古 屋 市 東 区	7,791	176	7,615	7,609	1,456	577	879
名 古 屋 市 南 区	7,234	201	7,033	7,170	1,107	373	734
広 島 高 検 管 内	68,516	343	68,173	67,829	12,429	5,470	6,959
広 島 (高)	-	-	-	-	-	-	-
広 島 市 東 区	26,311	90	26,221	25,879	4,528	2,034	2,494
広 島 市 南 区	12,066	126	11,940	11,971	2,042	807	1,235
広 島 市 東 区	23,177	76	23,101	23,065	3,980	1,804	2,176
広 島 市 南 区	3,318	16	3,302	3,305	993	492	501
福 岡 高 検 管 内	149,402	1,159	148,243	147,331	21,538	9,469	12,069
福 岡 (高)	6	-	6	6	-	-	-
福 岡 県 東 区	63,267	210	63,057	62,819	8,117	4,049	4,068
福 岡 県 南 区	11,758	77	11,681	11,402	1,187	543	644
福 岡 県 東 区	11,885	229	11,656	11,607	1,899	683	1,216
福 岡 県 南 区	8,943	71	8,872	8,711	1,616	665	951
福 岡 県 東 区	14,898	130	14,768	14,778	2,954	1,186	1,768
福 岡 県 南 区	13,113	153	12,960	12,986	2,221	853	1,368
福 岡 県 東 区	13,738	92	13,646	13,600	1,530	589	941
福 岡 県 南 区	11,794	197	11,597	11,422	2,014	901	1,113
仙 台 高 検 管 内	57,937	517	57,420	57,104	10,545	4,218	6,327
仙 台 (高)	-	-	-	-	-	-	-
仙 台 市 東 区	16,068	211	15,857	15,633	2,866	1,250	1,616
仙 台 市 南 区	13,700	127	13,573	13,568	2,451	955	1,496
仙 台 市 東 区	9,758	21	9,737	9,727	1,636	584	1,052
仙 台 市 南 区	5,779	59	5,720	5,660	1,198	528	670
仙 台 市 東 区	4,827	41	4,786	4,747	996	392	604
仙 台 市 南 区	7,805	58	7,747	7,769	1,398	509	889
札 幌 高 検 管 内	29,154	349	28,805	28,771	6,981	3,221	3,760
札 幌 (高)	-	-	-	-	-	-	-
札 幌 市 東 区	19,144	257	18,887	18,857	4,280	2,113	2,167
札 幌 市 南 区	2,560	23	2,537	2,549	764	320	444
札 幌 市 東 区	3,386	23	3,363	3,351	811	323	488
札 幌 市 南 区	4,064	46	4,018	4,014	1,126	465	661
高 松 高 検 管 内	40,841	669	40,172	40,448	8,206	3,312	4,894
高 松 (高)	-	-	-	-	-	-	-
高 松 市 東 区	14,982	98	14,884	14,848	2,461	1,076	1,385
高 松 市 南 区	7,292	81	7,211	7,269	1,403	539	864
高 松 市 東 区	5,895	123	5,772	5,868	1,409	582	827
高 松 市 南 区	12,672	367	12,305	12,463	2,933	1,115	1,818

(注) 1 この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の
2 「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

被疑事件を除く－

(単位 人)

不 起 訴				済			未 済
計	起訴猶予	嫌疑不十分	その他	中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	
705,721	640,409	46,379	18,933	1,007	85,678	87,167	16,368
25	-	23	2	-	-	-	-
266,614	239,638	19,916	7,060	489	39,851	32,851	7,895
1	-	-	1	-	4	-	-
66,521	58,275	5,150	3,096	307	8,365	6,911	3,657
39,474	35,294	3,064	1,116	18	10,778	5,989	1,300
38,235	34,484	3,059	692	54	4,372	5,474	1,088
25,634	21,212	3,574	848	47	3,600	3,736	505
13,277	12,475	657	145	11	2,503	2,089	139
8,382	7,395	813	174	5	2,132	1,074	188
17,787	16,778	819	190	7	1,681	1,789	280
33,470	31,886	1,235	349	21	2,805	2,778	217
5,342	4,753	536	53	5	758	671	194
9,890	9,278	459	153	7	1,604	1,291	221
8,601	7,808	550	243	7	1,249	1,049	106
124,498	109,476	8,778	6,244	107	12,512	16,344	2,867
1	1	-	-	-	-	-	-
55,311	47,767	3,158	4,386	42	3,842	7,220	1,823
13,671	11,971	1,355	345	13	1,840	1,769	694
35,774	31,894	2,810	1,070	24	4,590	4,592	190
6,048	5,415	495	138	13	823	961	39
8,365	7,769	412	184	10	769	988	42
5,328	4,659	548	121	5	648	814	79
86,464	79,843	5,207	1,414	88	8,263	9,683	1,599
-	-	-	-	-	-	-	-
53,253	49,255	3,085	913	42	4,572	5,617	1,012
9,960	9,260	577	123	34	1,136	1,105	39
10,192	9,350	673	169	3	1,078	1,279	192
3,026	2,730	237	59	2	505	478	116
5,021	4,612	336	73	3	523	606	176
5,012	4,636	299	77	4	449	596	64
44,330	40,558	2,737	1,035	67	4,740	6,263	604
-	-	-	-	-	-	-	-
17,491	15,904	1,024	563	9	1,543	2,308	426
7,812	7,134	490	188	36	1,050	1,031	80
15,400	14,375	873	152	9	1,443	2,233	59
1,620	1,352	213	55	9	359	324	11
2,007	1,793	137	77	4	345	367	28
103,613	96,819	5,309	1,485	155	9,157	12,868	1,902
6	-	-	6	-	-	-	-
46,155	42,981	2,660	514	66	2,858	5,623	366
8,667	8,397	211	59	2	717	829	349
7,481	7,081	294	106	6	1,303	918	265
5,789	5,422	270	97	8	639	659	222
9,262	8,311	735	216	8	1,201	1,353	111
8,811	8,342	347	122	21	926	1,007	118
10,322	9,941	328	53	40	796	912	135
7,120	6,344	464	312	4	717	1,567	336
37,746	35,641	1,381	724	47	4,839	3,927	790
-	-	-	-	-	-	-	-
10,494	9,824	409	261	8	1,297	968	421
9,017	8,547	366	104	5	1,093	1,002	125
6,827	6,599	144	84	7	664	593	20
3,318	3,066	131	121	8	754	382	116
2,887	2,713	123	51	6	518	340	78
5,203	4,892	208	103	13	513	642	30
16,854	15,038	1,424	392	36	2,848	2,052	358
-	-	-	-	-	-	-	-
11,413	10,174	1,001	238	12	1,715	1,437	276
1,391	1,214	140	37	17	236	141	5
1,895	1,703	151	41	2	432	211	28
2,155	1,947	132	76	5	465	263	49
25,577	23,396	1,604	577	18	3,468	3,179	353
-	-	-	-	-	-	-	-
10,401	9,589	530	282	4	925	1,057	127
4,956	4,658	239	59	-	440	470	18
3,242	2,901	240	101	10	628	579	23
6,978	6,248	595	135	4	1,475	1,073	185

処理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反以外であるものを計上している。

エ 検察庁管内別 道路交通法等違反被疑事件の受理、既済及び未済の人員

最高検、高検 及び地検管内	受 理			総 数	既 起 訴		
	総 数	旧 受	新 受		計	公判請求	略式命令 請求
総 数	478,299	1,891	476,408	477,170	221,273	6,835	214,438
最 東 京 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
京 高 検 管 内	184,897	1,016	183,881	184,231	70,856	2,710	68,146
東 京 (高)	-	-	-	-	-	-	-
東 横 濱	55,332	344	54,988	54,979	16,035	347	15,688
い た	33,713	173	33,540	33,567	14,229	280	13,949
さ 千 水 宇 都	26,219	165	26,054	26,078	11,605	393	11,212
前 静 岡 府 野 湯	19,795	123	19,672	19,799	7,961	436	7,525
長 新 大 阪 高 検 管 内	8,893	14	8,879	8,928	4,392	259	4,133
大 阪 (高)	7,306	12	7,294	7,282	2,781	304	2,477
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	7,450	21	7,429	7,458	3,718	146	3,572
古 屋 (高)	12,886	27	12,859	12,911	4,523	162	4,361
名 古 屋 高 検 管 内	3,109	29	3,080	3,056	1,150	75	1,075
古 屋 (高)	5,984	80	5,904	5,957	2,412	173	2,239
津 山 古 屋 高 検 管 内	4,210	28	4,182	4,216	2,050	135	1,915
古 屋 (高)	112,036	363	111,673	111,968	59,955	1,099	58,856
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	50,322	248	50,074	50,194	30,041	485	29,556
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	12,687	49	12,638	12,681	6,302	124	6,178
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	35,753	13	35,740	35,783	16,416	233	16,183
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	4,462	1	4,461	4,475	2,719	73	2,646
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	4,566	42	4,524	4,582	2,060	73	1,987
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	4,246	10	4,236	4,253	2,417	111	2,306
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	58,948	202	58,746	58,801	31,358	689	30,669
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	35,735	97	35,638	35,624	18,565	371	18,194
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	6,971	5	6,966	6,980	4,099	152	3,947
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	8,257	43	8,214	8,232	3,795	61	3,734
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,629	14	2,615	2,628	1,493	37	1,456
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,778	22	2,756	2,764	1,506	41	1,465
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,578	21	2,557	2,573	1,900	27	1,873
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	23,267	31	23,236	23,227	11,281	291	10,990
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	8,876	9	8,867	8,776	3,472	101	3,371
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	4,761	16	4,745	4,762	2,045	49	1,996
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	5,955	3	5,952	6,007	3,632	90	3,542
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	1,621	1	1,620	1,621	1,043	32	1,011
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,054	2	2,052	2,061	1,089	19	1,070
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	44,888	132	44,756	44,764	19,623	991	18,632
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	18,220	22	18,198	18,264	6,409	431	5,978
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,162	3	2,159	2,124	880	20	860
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	3,270	29	3,241	3,212	1,785	73	1,712
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	5,162	10	5,152	5,136	2,375	54	2,321
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	5,786	13	5,773	5,782	2,316	85	2,231
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	3,260	11	3,249	3,255	1,713	67	1,646
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,763	3	2,760	2,751	1,315	35	1,280
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	4,265	41	4,224	4,240	2,830	226	2,604
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	24,000	37	23,963	23,964	11,666	367	11,299
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	6,211	17	6,194	6,185	2,941	57	2,884
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	5,437	5	5,432	5,434	1,993	112	1,881
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	3,385	-	3,385	3,394	2,000	33	1,967
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,653	4	2,649	2,647	1,446	59	1,387
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,878	5	2,873	2,866	1,478	47	1,431
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	3,436	6	3,430	3,438	1,808	59	1,749
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	19,980	42	19,938	19,930	10,462	224	10,238
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	11,293	33	11,260	11,238	6,251	157	6,094
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	1,848	2	1,846	1,853	903	28	875
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,903	4	2,899	2,909	1,367	22	1,345
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	3,936	3	3,933	3,930	1,941	17	1,924
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	10,283	68	10,215	10,285	6,072	464	5,608
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,956	13	2,943	2,949	1,917	150	1,767
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,670	10	2,660	2,674	1,442	53	1,389
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,228	5	2,223	2,229	1,322	93	1,229
大 京 神 奈 大 和 名 古 屋 高 検 管 内	2,429	40	2,389	2,433	1,391	168	1,223

(注) 1 この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の
2 「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

(単位 人)

不 起 訴				済			未 済
計	起訴猶予	嫌疑不十分	その他	中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	
123,372	117,755	3,062	2,555	490	112,814	19,221	2,007
-	-	-	-	-	-	-	-
69,436	66,826	1,665	945	157	37,589	6,193	911
-	-	-	-	-	-	-	-
24,751	23,877	626	248	33	13,180	980	342
13,457	13,273	94	90	17	4,424	1,440	132
9,738	9,478	172	88	33	3,990	712	158
7,872	7,363	351	158	25	3,158	783	81
1,937	1,766	101	70	11	2,120	468	14
1,659	1,557	53	49	6	2,581	255	39
1,455	1,375	52	28	6	1,880	399	23
5,570	5,335	134	101	13	2,098	707	21
1,085	1,034	27	24	3	676	142	57
988	915	32	41	5	2,365	187	38
924	853	23	48	5	1,117	120	6
17,983	17,218	388	377	100	29,248	4,682	238
-	-	-	-	-	-	-	-
8,632	8,329	178	125	32	9,056	2,433	154
2,570	2,443	74	53	6	3,228	575	44
4,536	4,349	90	97	44	13,686	1,101	28
815	784	10	21	6	741	194	2
949	895	16	38	7	1,382	184	2
481	418	20	43	5	1,155	195	8
9,495	8,968	199	328	75	15,666	2,207	250
-	-	-	-	-	-	-	-
6,672	6,466	64	142	56	9,086	1,245	173
392	317	34	41	10	2,134	345	3
1,407	1,332	17	58	4	2,744	282	34
282	213	27	42	1	711	141	15
550	499	25	26	4	605	99	20
192	141	32	19	-	386	95	5
5,312	4,934	140	238	30	5,504	1,100	123
-	-	-	-	-	-	-	-
3,254	3,089	84	81	5	1,600	445	106
1,054	987	20	47	12	1,457	194	14
638	546	23	69	9	1,395	333	1
176	149	10	17	2	339	61	2
190	163	3	24	2	713	67	-
12,428	11,718	353	357	57	9,578	3,078	293
-	-	-	-	-	-	-	-
6,905	6,623	198	84	29	3,763	1,158	38
425	398	8	19	-	679	140	45
679	641	9	29	3	545	200	71
666	625	11	30	5	1,864	226	36
1,691	1,618	36	37	3	1,404	368	13
912	860	13	39	8	379	243	14
785	749	9	27	6	488	157	15
365	204	69	92	3	456	586	61
4,830	4,568	101	161	32	6,847	589	79
-	-	-	-	-	-	-	-
1,901	1,851	22	28	7	1,190	146	40
1,088	1,010	45	33	7	2,196	150	10
238	208	12	18	6	1,049	101	2
249	220	4	25	6	893	53	9
682	654	11	17	3	636	67	14
672	625	7	40	3	883	72	4
3,074	2,892	87	95	22	5,724	648	75
-	-	-	-	-	-	-	-
2,258	2,160	52	46	12	2,308	409	66
237	219	11	7	3	658	52	1
279	244	14	21	1	1,196	66	1
300	269	10	21	6	1,562	121	7
814	631	129	54	17	2,658	724	38
-	-	-	-	-	-	-	-
239	202	26	11	4	552	237	14
163	89	65	9	2	956	111	1
106	81	8	17	5	651	145	3
306	259	30	17	6	499	231	20

処理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反であるものを計上している。

オ 国籍別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死

国 籍	受 理										
	総 数	旧 受	新						受		再 起
			計	通 常 受 理				他の検察 庁から	家庭裁判所から 少年法 第20条	その他	
				計	検察官認 知・直受	司法警察 員から					
総 数	20,208	528	19,680	17,218	243	16,975	2,361	37	18	46	
ア ジ ア	16,393	433	15,960	13,967	118	13,849	1,932	15	12	34	
中 国	6,759	176	6,583	5,685	53	5,632	880	5	3	10	
韓 国・朝 鮮	5,061	163	4,898	4,273	36	4,237	605	1	5	14	
イスラエル	6	-	6	6	-	6	-	-	-	-	
イ ラ ン	207	6	201	190	3	187	11	-	-	-	
イ ン ド	76	4	72	61	3	58	9	-	1	1	
インドネシア	76	4	72	68	-	68	4	-	-	-	
シンガポール	21	-	21	19	4	15	2	-	-	-	
スリランカ	164	3	161	146	2	144	15	-	-	-	
タイ	384	6	378	343	3	340	34	-	1	-	
パキスタン	129	5	124	112	1	111	11	-	-	1	
バングラデシュ	112	3	109	90	-	90	18	-	-	1	
フィリピン	1,483	36	1,447	1,282	4	1,278	160	2	2	1	
ベトナム	1,382	13	1,369	1,215	5	1,210	147	5	-	2	
マレーシア	56	-	56	54	3	51	2	-	-	-	
ミャンマー	49	1	48	46	-	46	2	-	-	-	
その他	428	13	415	377	1	376	32	2	-	4	
ヨ ー ロ ッ パ	479	9	470	419	29	390	45	5	-	1	
英 国	89	-	89	79	3	76	10	-	-	-	
イ タ リ ア	16	-	16	14	-	14	2	-	-	-	
ド イ ツ	25	3	22	21	7	14	1	-	-	-	
フ ラ ンス	46	-	46	42	3	39	4	-	-	-	
ロ シ ア	160	5	155	139	-	139	15	-	-	1	
その他	143	1	142	124	16	108	13	5	-	-	
北 ア メ リ カ	676	22	654	592	60	532	57	3	1	1	
アメリカ合衆国	508	17	491	438	36	402	50	1	1	1	
カナダ	37	2	35	35	3	32	-	-	-	-	
その他	131	3	128	119	21	98	7	2	-	-	
南 ア メ リ カ	2,150	47	2,103	1,804	16	1,788	273	14	4	8	
コロンビア	95	-	95	91	3	88	2	2	-	-	
ブラジル	1,356	35	1,321	1,129	6	1,123	172	10	3	7	
ペルー	561	10	551	471	5	466	77	2	1	-	
その他	138	2	136	113	2	111	22	-	-	1	
ア フ リ カ	426	16	410	363	18	345	45	-	-	2	
ナイジェリア	146	9	137	123	5	118	14	-	-	-	
その他	280	7	273	240	13	227	31	-	-	2	
オセアニア	80	1	79	70	2	68	8	-	1	-	
オーストラリア	50	1	49	45	-	45	4	-	-	-	
その他	30	-	30	25	2	23	4	-	1	-	
無 国 籍	4	-	4	3	-	3	1	-	-	-	

(注) 1 この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済
 2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表側に掲げた国以外の外国籍を有する者の総人員である。

傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

総 数	既							済			未 済
	起 訴			不 起 訴				中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	
	計	公判請求	略式命令 請求	計	起訴猶予	嫌疑 不十分	その他				
19,700	6,766	4,897	1,869	9,269	7,724	1,148	397	30	2,280	1,355	523
15,993	5,487	3,885	1,602	7,743	6,609	848	286	17	1,865	881	415
6,643	2,188	1,405	783	3,429	3,038	309	82	9	856	161	124
4,875	1,907	1,309	598	2,154	1,721	298	135	7	574	233	192
5	2	2	-	3	2	-	1	-	-	-	1
197	112	105	7	73	41	30	2	-	11	1	10
75	15	9	6	50	45	4	1	-	9	1	1
75	16	14	2	51	45	4	2	-	4	4	1
18	8	6	2	8	6	2	-	-	2	-	3
161	63	55	8	83	69	8	6	-	15	-	4
379	129	108	21	165	150	13	2	-	31	54	5
126	38	28	10	67	51	15	1	1	11	9	5
108	38	20	18	47	36	10	1	-	18	5	4
1,454	374	291	83	659	571	59	29	-	157	264	29
1,357	467	423	44	643	570	65	8	-	143	104	24
55	17	16	1	35	31	3	1	-	2	1	1
47	17	14	3	26	21	2	3	-	2	2	1
418	96	80	16	250	212	26	12	-	30	42	10
460	161	134	27	243	192	39	12	-	39	17	18
86	27	18	9	48	39	6	3	-	9	2	3
15	3	2	1	10	9	1	-	-	2	-	1
25	18	17	1	6	3	3	-	-	1	-	-
42	9	6	3	29	24	2	3	-	2	2	3
156	48	40	8	92	72	16	4	-	12	4	4
136	56	51	5	58	45	11	2	-	13	9	7
650	221	170	51	359	226	74	59	1	53	16	27
491	148	105	43	286	184	49	53	1	46	10	17
36	7	7	-	29	23	3	3	-	-	-	1
123	66	58	8	44	19	22	3	-	7	6	9
2,106	738	586	152	655	518	107	30	10	270	433	44
94	44	44	-	37	19	15	3	-	2	11	1
1,326	467	378	89	362	288	56	18	10	173	314	28
554	186	134	52	215	183	26	6	-	73	80	9
132	41	30	11	41	28	10	3	-	22	28	6
412	145	115	30	214	140	69	5	2	45	6	14
143	55	44	11	74	35	36	3	-	14	-	3
269	90	71	19	140	105	33	2	2	31	6	11
75	13	7	6	54	38	11	5	-	7	1	5
47	7	4	3	36	27	6	3	-	4	-	3
28	6	3	3	18	11	5	2	-	3	1	2
4	1	-	1	1	1	-	-	-	1	1	-

となった時の罪名が、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反以外のものを計上している。

カ 罪名別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死傷

罪 名	受 理										
	総 数	旧 受	新					受			
			計	通 常 受 理	検 察 官 認 知・直 受	司 法 警 察 員 か ら	他 の 検 察 庁 か ら	家 庭 裁 判 所 第 20 条	所 々 其 他	再 起	
刑 法 犯	11,179	352	10,827	9,575	34	9,541	1,175	29	17	31	
公務執行妨害	166	8	158	110	1	109	48	-	-	-	
公騒放過失往來妨害	10	-	10	10	-	10	-	-	-	-	
住居侵入	83	-	83	53	-	53	30	-	-	-	
文書偽造	277	6	271	230	3	227	39	-	-	2	
有価証券偽造	425	10	415	402	5	397	12	-	-	1	
支払用カード電磁的記録関係 わいせつ・わいせつ文書頒布等	11	1	10	10	-	10	-	-	-	-	
強制わいせつ	53	1	52	52	-	52	-	-	-	-	
強 制 わ い せ つ	78	-	78	61	-	61	17	-	-	-	
強 制 わ い せ つ	135	5	130	125	1	124	3	-	1	1	
強 制 わ い せ つ	43	1	42	41	-	41	-	1	-	-	
賭博・富く	20	-	20	18	-	18	2	-	-	-	
殺 傷	54	6	48	48	2	46	-	-	-	-	
強 制 わ い せ つ	2,362	141	2,221	1,861	2	1,859	342	6	1	11	
危 険 運 転 致 死 傷	4	-	4	4	-	4	-	-	-	-	
過 失 傷 害	202	6	196	174	-	174	19	-	-	3	
逮捕・監	17	1	16	16	-	16	-	-	-	-	
脅 迫	66	3	63	54	-	54	9	-	-	-	
窃 盗	4,851	94	4,757	4,214	5	4,209	519	7	8	9	
強 盗	123	9	114	108	-	108	4	2	-	-	
強 盗 致 死 傷・強 盗 強 姦	135	3	132	106	-	106	17	9	-	-	
詐 欺	713	20	693	666	9	657	17	2	4	4	
背 恐	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
脅 迫	95	2	93	87	-	87	3	1	2	-	
横 領	445	9	436	413	-	413	21	1	-	-	
盗 品 等 関 係	135	4	131	123	-	123	8	-	-	-	
毀 棄・隠	368	17	351	319	3	316	32	-	-	-	
暴力行為等処罰に関する法律	117	1	116	102	-	102	14	-	-	-	
そ の 他 の 刑 法 犯	191	4	187	168	3	165	19	-	-	-	
特 別 法 犯	9,029	176	8,853	7,643	209	7,434	1,186	8	1	15	
軽 犯 罪 法	191	9	182	168	1	167	14	-	-	-	
風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	909	14	895	635	5	630	259	-	-	1	
火 薬 類 取 締 法	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-	
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	253	4	249	196	1	195	50	1	1	1	
売 春 防 止 法	162	2	160	137	4	133	23	-	-	-	
大 麻 取 締 法	153	3	150	143	1	142	7	-	-	-	
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	118	4	114	112	-	112	2	-	-	-	
覚 せ い 剤 取 締 法	976	14	962	936	4	932	24	2	-	-	
あ ん 法	5	-	5	5	-	5	-	-	-	-	
職 業 安 定 法	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	
関 税 法	172	1	171	164	158	6	5	2	-	-	
商 標 法	162	3	159	127	-	127	32	-	-	-	
外国為替及び外国貿易法	5	-	5	5	-	5	-	-	-	-	
海洋汚染等及び海上災害の 防 止 に 関 す る 法 律	12	-	12	12	-	12	-	-	-	-	
出入国管理及び難民認定法	4,006	42	3,964	3,716	19	3,697	242	1	-	5	
外 国 人 登 録 法	5	1	4	3	-	3	1	-	-	-	
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,896	79	1,817	1,280	16	1,264	527	2	-	8	

- (注) 1 この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済となった時
 2 刑法犯（暴力行為等処罰に関する法律違反を除く。）の罪名区分は、刑法第2編の章別又は条項別による。ただし、「窃盗」、「強盗」及
 3 「自動車による過失致死傷」は、自動車又は原動機付自転車による刑法第211条の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」及び「重過失
 4 「その他の刑法犯」とは、表側の刑法犯に掲げる罪名以外の刑法犯並びに決闘罪に関する件、爆発物取締罰則、印紙犯罪処罰法、航空
 人質による強要行為等の処罰に関する法律及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の各違反をいう。
 5 「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

総 数	既 起 訴				不 起 訴				中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	未 済
	計	公判請求	略式命令 請求	計	起訴猶予	嫌 不 十 分	疑 問 そ の 他	そ の 他				
10,815	3,625	2,778	847	4,740	3,634	755	351	19	1,135	1,296	350	
155	62	21	41	44	41	3	-	1	43	5	6	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	2	2	-	3	-	3	-	-	-	3	-	
81	29	-	29	23	21	2	-	-	29	-	2	
274	72	44	28	136	126	10	-	-	34	32	5	
415	270	265	5	128	75	51	2	3	12	2	5	
11	5	5	-	6	2	4	-	-	-	-	-	
48	37	37	-	11	3	8	-	-	-	-	1	
76	36	15	21	18	14	3	1	-	17	5	1	
123	43	43	-	68	6	17	45	-	3	9	7	
34	7	7	-	25	1	15	9	-	-	2	3	
20	7	5	2	12	11	1	-	-	1	-	-	
27	15	15	-	12	3	-	9	-	-	-	8	
2,300	584	239	345	1,242	1,048	181	13	5	327	142	135	
4	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
205	17	3	14	151	59	9	83	2	17	18	10	
18	8	8	-	10	6	4	-	-	-	-	3	
67	22	14	8	36	26	10	-	-	9	-	1	
4,791	1,720	1,435	285	1,828	1,620	169	39	4	511	728	95	
82	45	45	-	22	12	9	1	-	4	11	-	
85	39	39	-	4	1	3	-	-	17	25	6	
694	356	356	-	276	158	108	10	-	18	44	19	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
97	30	30	-	44	31	13	-	-	2	21	3	
436	31	21	10	192	179	12	1	-	21	192	6	
143	32	32	-	85	21	63	1	-	8	18	2	
344	74	42	32	211	66	19	126	-	30	29	19	
104	24	14	10	55	44	10	1	4	14	7	5	
173	54	37	17	98	60	28	10	-	18	3	7	
8,885	3,141	2,119	1,022	4,529	4,090	393	46	11	1,145	59	173	
190	27	-	27	149	147	2	-	-	13	1	6	
879	282	32	250	342	306	35	1	1	252	2	18	
3	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	
246	60	17	43	128	116	10	2	1	49	8	6	
154	72	49	23	60	45	15	-	-	21	1	-	
153	61	61	-	84	46	28	10	-	7	1	2	
117	72	72	-	44	20	23	1	-	1	-	4	
938	715	715	-	193	62	126	5	-	23	7	26	
5	3	3	-	2	1	1	-	-	-	-	-	
1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
172	138	134	4	27	6	21	-	2	4	1	1	
153	78	51	27	41	38	3	-	2	32	-	6	
5	3	3	-	2	-	2	-	-	-	-	-	
11	-	-	-	11	11	-	-	-	-	-	1	
3,988	862	754	108	2,872	2,821	35	16	1	234	19	24	
6	2	1	1	3	3	-	-	-	1	-	-	
1,864	766	227	539	567	466	90	11	4	508	19	79	

の罪名が、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反以外のものを計上している。
 び「強盗致死傷・強盗強姦」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれている。
 致死傷」は、自動車による過失致死傷以外の刑法第211条第1項の被疑事件をいう。
 機の強取等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、

キ 罪名別 外国人被疑事件の国籍別通常受理人員 - 自動車による過失致死傷及び道路

罪 名	総 数	ア											
		計	中 国	韓国・朝鮮	イスラエル	イ ラ ン	イ ン ド	イ ン シ	ド ア	シ ン ガ	ポ ー ル		
総 刑	17,218	13,967	5,685	4,273	6	190	61	68	19				
法 数	9,575	7,415	2,468	2,760	3	52	28	20	11				
公務執行妨害	110	82	22	43	-	1	-	-	-				
騒放	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
火	10	4	1	2	-	-	-	-	-				
過失往來妨害	53	50	12	15	-	-	1	4	-				
住居侵入	230	163	45	78	-	3	-	-	-				
文書偽造	402	384	217	74	-	8	-	1	-				
有価証券偽造	10	10	8	-	-	-	-	-	-				
支払用カード電磁的記録関係	52	48	39	1	-	1	1	-	-				
わいせつ・わいせつ文書頒布等	61	43	7	24	-	1	1	-	-			3	
強制わいせつ	125	86	25	27	1	1	1	2	-				
強姦	41	28	7	12	-	-	-	-	-				
賭博・富くじ	18	18	-	18	-	-	-	-	-				
殺害	48	45	12	23	-	-	-	-	-				
傷害	1,861	1,409	424	671	-	20	11	4	3				
危険運転致死傷	4	2	1	-	-	-	-	-	-				
過失傷害	174	136	55	57	-	-	-	1	-				
逮捕・監禁	16	11	-	8	-	-	-	-	-				
脅迫	54	48	14	29	-	2	-	-	-				
窃盗	4,214	3,175	1,009	1,009	1	9	7	5	5				
強盗	108	62	16	18	-	-	-	-	-				
強盗致死傷・強盗強姦	106	67	22	21	-	-	-	-	-				
詐欺	666	601	268	249	1	1	3	-	-				
背任	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
恐喝	87	78	8	50	-	2	-	-	-				
横領	413	329	81	125	-	-	1	3	-				
盗品等隠匿	123	83	21	15	-	1	1	-	-				
毀棄	319	223	51	116	-	2	-	-	-				
暴力行為等処罰に関する法律	102	84	25	32	-	-	-	-	-				
その他の刑法犯	168	146	78	43	-	-	1	-	-				
特 別 法 犯	7,643	6,552	3,217	1,513	3	138	33	48	8				
軽犯罪	168	138	59	58	-	-	-	1	-				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	635	622	442	122	-	-	-	1	-				
火薬類取締法	3	1	-	-	-	-	-	-	-				
銃砲刀剣類所持等取締法	196	138	59	49	-	1	1	1	-				
銃防法	137	133	82	37	-	-	-	-	-				
大麻取締法	143	72	2	39	3	1	1	-	-				
麻薬及び向精神薬取締法	112	61	11	17	-	5	-	-	-				
覚せい剤取締法	936	701	72	348	-	81	2	2	4				
あへん	5	5	-	-	-	5	-	-	-				
職業安定法	1	1	1	-	-	-	-	-	-				
関税	164	54	30	8	-	1	3	-	4				
商標	127	116	64	47	-	2	-	-	-				
外国為替及び外国貿易法	5	5	1	3	-	1	-	-	-				
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	12	9	3	4	-	-	-	1	-				
出入国管理及び難民認定法	3,716	3,442	1,909	410	-	29	16	38	-				
外国人登録法	3	1	1	-	-	-	-	-	-				
その他の特別法犯	1,280	1,053	481	371	-	12	10	4	-				

交通法等違反被疑事件を除く－

ジ										ア			ヨーロッパ		
スリランカ	タイ	パキスタン	バングラ デシュ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	その他	計	英	国	イタリア			
146	343	112	90	1,282	1,215	54	46	377	419	79	14				
79	106	74	50	713	806	16	24	205	246	55	6				
-	-	1	1	4	3	-	-	7	3	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	2	11	3	-	2	-	2	-	-				
-	4	2	-	14	10	-	-	7	9	2	-				
5	5	2	2	40	27	-	-	3	7	-	-				
-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	3	-	-	-	3	-	-	1	-	-				
-	-	-	-	5	-	-	-	2	3	-	-				
5	1	5	2	7	2	-	2	5	8	3	-				
1	-	-	2	2	1	-	-	3	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	1	-	-	4	2	-	-	3	3	-	-				
10	16	15	16	137	35	-	4	43	56	26	1				
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-				
1	-	-	2	10	5	1	2	2	14	4	-				
-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-				
1	-	1	1	-	-	-	-	-	2	1	-				
43	45	23	9	284	630	11	10	75	101	9	3				
-	-	-	1	20	6	-	-	1	10	3	1				
-	2	-	-	7	8	-	-	7	3	-	-				
2	9	3	8	28	26	-	-	3	6	-	1				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	4	4	-	6	2	-	-	2	1	1	-				
1	7	1	2	74	16	1	3	14	4	2	-				
3	4	6	-	9	15	-	-	8	-	-	-				
4	2	2	1	25	3	-	1	16	12	3	-				
1	2	2	1	12	8	-	-	1	1	1	-				
2	4	4	-	8	4	-	-	2	-	-	-				
67	237	38	40	569	409	38	22	172	173	24	8				
-	-	3	1	6	5	1	1	3	-	-	-				
1	16	-	4	31	-	2	-	3	3	-	-				
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
2	3	-	-	5	9	4	1	3	11	-	-				
-	13	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-				
1	-	-	-	5	17	-	-	3	3	1	-				
1	-	-	-	1	25	-	-	1	4	1	-				
-	45	2	-	109	17	7	2	10	40	4	2				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	1	1	-	-	2	3	-	1	28	3	-				
-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-				
48	130	18	23	353	300	19	15	134	59	9	5				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
14	28	14	12	56	33	1	3	14	23	6	1				

罪名	ヨーロッパ (続き)				北アメリカ				計
	ドイツ	フランス	ロシア	その他	計	アメリカ合衆国	カナダ	その他	
総計	21	42	139	124	592	438	35	119	1,804
刑法	5	19	106	55	312	243	23	46	1,354
公務執行妨害	-	-	2	1	4	3	-	1	14
騒放	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失往來妨害	-	-	2	-	2	2	-	-	4
住居侵入	-	4	1	2	18	15	3	-	32
文書偽造	-	-	2	5	-	-	-	-	10
有価証券偽造	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支用カード電磁的記録関係	-	-	1	-	-	-	-	-	-
わいせつ・わいせつ文書頒布等	-	1	-	2	4	3	1	-	9
強制わいせ	-	-	2	3	14	9	-	5	11
強盗	-	-	-	-	7	4	-	3	1
賭博・富く	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺害	-	-	2	1	-	-	-	-	-
傷害	-	6	14	9	110	92	7	11	207
危険運転致死	-	-	-	-	-	-	-	-	2
過失傷害	-	3	1	6	6	3	2	1	16
逮捕・監禁	-	-	-	-	3	-	1	2	-
脅迫	-	-	-	1	2	2	-	-	2
窃盗	3	1	68	17	87	67	7	13	798
強盗	-	-	4	2	4	4	-	-	20
強盗致死傷・強盗強姦	-	-	1	2	4	3	-	1	30
詐欺	-	2	3	-	9	5	1	3	33
背任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	-	-	-	-	1	1	-	-	7
横領	-	1	-	1	9	5	-	4	66
盗品等隠匿	-	-	-	-	-	-	-	-	11
毀棄	2	1	3	3	19	17	1	1	55
暴力行為等処罰に関する法律	-	-	-	-	2	2	-	-	15
その他の刑法犯	-	-	-	-	6	5	-	1	11
特別犯	16	23	33	69	280	195	12	73	450
軽犯罪法	-	-	-	-	3	3	-	-	26
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	-	-	2	1	1	-	-	1	3
火薬類取締法	-	-	-	-	1	1	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法	-	2	5	4	16	15	-	1	29
売春防止法	-	-	-	-	-	-	-	-	3
大麻取締法	-	2	-	-	30	27	1	2	30
麻薬及び向精神薬取締法	-	2	-	1	27	24	2	1	12
覚せい剤取締法	7	2	2	23	66	27	3	36	99
あへん	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職業安定法	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関税	7	3	-	15	57	33	3	21	9
商標	-	-	-	-	1	-	-	1	5
外国為替及び外国貿易法	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	-	-	2	-	-	-	-	-	-
出入国管理及び難民認定法	1	6	18	20	42	37	2	3	99
外国人登録法	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の特別犯	1	6	4	5	36	28	1	7	135

(注) 1 この表は、(3)表のかに掲載された被疑事件中、通常受理について調査したものである。
2 刑法犯（暴力行為等処罰に関する法律違反を除く。）の罪名区分は、刑法第2編の章別又は条項別による。ただし、「窃盗」、「強盗」
3 「自動車による過失致死傷」は、自動車又は原動機付自転車による刑法第211条の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」及び「重過失
4 「その他の刑法犯」とは、表側の刑法犯に掲げる罪名以外の刑法犯並びに決闘罪に関する件、爆発物取締罰則、印紙犯罪処罰法、航
人質による強要行為等の処罰に関する法律及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の各違反をいう。
5 「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。
6 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表側に掲げた国以外の外国籍を有する者の総人員である。

(単位 人)

南 ア メ リ カ				ア フ リ カ			オセアニア			無 国 籍
コロンビア	ブラジル	ペル	そ の 他	計	ナイジェリア	そ の 他	計	オーストラリア	そ の 他	
91	1,129	471	113	363	123	240	70	45	25	3
59	872	343	80	194	73	121	51	36	15	3
2	9	1	2	5	2	3	2	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	18	10	2	6	1	5	2	1	1	-
1	3	5	1	-	-	-	1	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-
-	9	-	-	-	-	-	2	-	2	-
1	8	2	-	5	-	5	1	1	-	-
-	-	1	-	4	2	2	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	118	60	25	56	18	38	23	17	6	-
-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
1	12	3	-	-	-	-	2	2	-	-
-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	528	203	27	39	7	32	11	9	2	3
-	15	5	-	11	11	-	1	1	-	-
-	24	4	2	2	-	2	-	-	-	-
1	20	10	2	16	5	11	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-
-	36	23	7	4	-	4	1	1	-	-
-	8	3	-	29	18	11	-	-	-	-
3	39	8	5	8	3	5	2	1	1	-
-	11	3	1	-	-	-	-	-	-	-
3	3	1	4	4	1	3	1	-	1	-
32	257	128	33	169	50	119	19	9	10	-
-	18	7	1	1	-	1	-	-	-	-
-	3	-	-	6	2	4	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
-	21	5	3	-	-	-	2	1	1	-
-	2	1	-	1	-	1	-	-	-	-
1	27	1	1	7	4	3	1	-	1	-
1	-	4	7	7	3	4	1	-	1	-
6	80	12	1	27	14	13	3	1	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	5	2	14	2	12	2	-	2	-
-	-	4	1	3	-	3	2	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
18	28	44	9	69	14	55	5	4	1	-
-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-
4	78	45	8	31	9	22	2	2	-	-

及び「強盗致死傷・強盗強姦」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれている。

失致死傷」は、自動車による過失致死傷以外の刑法第211条第1項の被疑事件をいう。

空機の強取等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、

ク 罪名別 少年被疑事件（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から

罪 名	受						
	総 数	旧 受	新				
			計	通 常 受 理			
			計	16歳未満	16・17歳	18・19歳	
総 性 別 内 訳	116,966	908	116,058	108,312	26,599	33,071	48,642
刑 公 務 執 行 妨 害	95,947	743	95,204	88,835	22,021	28,086	38,728
文 書 偽 造	21,019	165	20,854	19,477	4,578	4,985	9,914
住 居 侵 犯	92,403	810	91,593	86,510	25,057	26,341	35,112
強 制 交 渉	270	4	266	263	37	143	83
強 制 交 渉	86	3	83	81	33	22	26
強 制 交 渉	2,492	10	2,482	2,422	1,083	912	427
強 制 交 渉	156	3	153	128	19	55	54
強 制 交 渉	211	2	209	184	38	60	86
強 制 交 渉	576	11	565	542	168	161	213
強 制 交 渉	44	1	44	44	8	13	23
強 制 交 渉	6	-	5	5	-	1	4
強 制 交 渉	-	-	-	-	-	-	-
強 制 交 渉	51	2	49	49	7	24	18
強 制 交 渉	7,260	99	7,161	6,962	2,896	2,290	1,776
強 制 交 渉	5,584	86	5,498	5,358	2,258	1,771	1,329
強 制 交 渉	10	1	9	9	2	6	6
強 制 交 渉	1,570	12	1,558	1,511	610	478	423
強 制 交 渉	96	42	41	84	27	39	18
強 制 交 渉	1	1	1	39	2	12	25
強 制 交 渉	38	1	37	35	2	12	21
強 制 交 渉	4	-	4	4	-	4	4
強 制 交 渉	1,030	13	1,017	999	239	427	333
強 制 交 渉	44	1	43	42	8	21	13
強 制 交 渉	4	-	4	4	-	1	3
強 制 交 渉	982	12	970	953	231	405	317
強 制 交 渉	22,884	74	22,810	21,120	73	1,451	19,596
強 制 交 渉	4	-	4	4	-	4	4
強 制 交 渉	171	3	168	165	34	60	71
強 制 交 渉	-	-	-	-	-	-	-
強 制 交 渉	22,576	66	22,510	20,831	39	1,376	19,416
強 制 交 渉	133	5	128	120	15	15	105
強 制 交 渉	40,020	398	39,622	37,495	15,321	14,882	7,292
強 制 交 渉	294	5	289	287	39	125	123
強 制 交 渉	485	4	481	479	83	215	181
強 制 交 渉	1,130	17	1,113	1,026	112	416	498
強 制 交 渉	1,177	17	1,160	1,119	373	425	321
強 制 交 渉	10,527	105	10,422	9,780	3,022	3,497	3,261
強 制 交 渉	10,515	105	10,410	9,769	3,022	3,495	3,252
強 制 交 渉	12	-	12	11	-	2	9
強 制 交 渉	1,130	17	1,113	1,066	434	450	182
強 制 交 渉	435	3	432	422	228	122	72
強 制 交 渉	2,097	21	2,076	1,998	842	638	518
強 制 交 渉	2,563	37	2,526	2,287	303	699	1,285
強 制 交 渉	264	5	259	241	71	77	93
強 制 交 渉	70	2	68	68	1	15	52
強 制 交 渉	15	-	15	15	-	7	8
強 制 交 渉	157	-	157	154	8	32	114
強 制 交 渉	49	1	48	44	2	16	26
強 制 交 渉	2,008	29	1,979	1,765	221	552	992
強 制 交 渉	22,000	61	21,939	19,515	1,239	6,031	12,245
強 制 交 渉	21,997	61	21,936	19,512	1,239	6,031	12,242
強 制 交 渉	3	-	3	3	-	-	3

- (注) 1 この表は、(3)表のアに掲載された被疑事件中、少年の被疑事件（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送
2 「通常受理」には、検察官の認知又は直受に係る事件及び司法警察員から送致された事件が一括計上されている。
3 刑法犯（暴力行為等処罰に関する法律違反を除く。）の罪名区分は、刑法第2編の章別又は条項別による。ただし、「窃盗」、「強
4 「自動車による過失致死傷」は、自動車又は原動機付自転車による刑法第211条の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」及び
5 「その他の刑法犯」とは、表側の刑法犯に掲げる罪名以外の刑法犯並びに決闘罪に関する件、爆発物取締罰則、印紙犯罪処罰法、
による強要行為等の処罰に関する法律及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の各違反をいう。
6 「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

送致された事件を除く。)の受理、既済及び未済の人員

(単位 人)

受理		総 数	既		済			年齢超過 後の処分 (20歳以上)	未	済
他の検察 庁から (20歳未満)	再 起 (20歳未満)		不起訴 ・中止 (20歳未満)	他の検察 庁に送致 (20歳未満)	家庭裁判所に送致					
					16歳未満	16・17歳	18・19歳			
7,739	7	116,308	2,336	7,550	25,699	32,814	47,828	81	658	
6,363	6	95,391	1,967	6,221	21,279	27,792	38,058	74	556	
1,376	1	20,917	369	1,329	4,420	5,022	9,770	7	102	
5,079	4	91,741	1,746	5,004	24,237	26,252	34,435	67	569	
3	-	260	23	3	34	127	73	-	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	75	-	1	27	23	23	1	3	
60	-	2,484	31	58	1,044	923	428	-	9	
25	-	154	1	23	18	55	57	-	3	
25	-	213	3	20	38	62	90	-	-	
22	1	545	68	21	151	134	167	4	17	
-	-	41	3	1	7	11	19	-	1	
-	-	6	-	-	-	1	5	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	29	2	-	3	13	11	-	1	
199	-	7,323	118	201	2,853	2,321	1,820	10	74	
140	-	5,565	90	139	2,185	1,791	1,352	8	56	
-	-	19	-	-	3	8	8	-	1	
47	-	1,643	28	50	640	484	440	1	17	
12	-	96	-	12	25	38	20	1	-	
2	-	47	-	2	2	15	28	-	3	
2	-	42	-	2	2	14	24	-	3	
-	-	5	-	-	-	1	4	-	-	
18	-	1,112	40	12	237	452	370	1	13	
1	-	617	12	-	132	249	224	-	1	
-	-	6	-	1	-	-	5	-	1	
17	-	489	27	12	105	203	141	1	11	
1,689	1	22,634	680	1,681	45	1,291	18,918	19	124	
-	-	4	-	1	-	-	3	-	-	
3	-	74	2	8	13	23	28	-	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,678	1	22,430	660	1,664	32	1,258	18,800	16	117	
8	-	126	18	8	-	10	87	-	6	
2,125	2	39,838	234	2,099	14,942	15,133	7,418	12	195	
2	-	226	6	2	24	94	97	-	4	
2	-	304	15	2	45	135	106	-	3	
87	-	1,103	74	85	103	377	457	-	16	
41	-	1,221	50	39	370	447	312	-	15	
642	-	10,510	275	624	2,879	3,459	3,271	-	40	
641	-	10,494	275	623	2,879	3,456	3,259	-	40	
47	-	16	-	1	-	3	12	-	-	
1	-	1,122	20	48	424	440	190	-	13	
10	-	428	14	10	205	125	72	-	2	
78	-	2,066	89	72	786	614	503	-	32	
239	-	2,592	112	243	304	682	1,243	-	23	
18	-	265	6	16	72	76	95	-	1	
-	-	68	18	2	1	14	33	-	1	
-	-	15	4	-	-	5	6	-	-	
3	-	152	14	3	5	29	99	-	5	
4	-	48	-	4	2	15	27	-	1	
214	-	2,044	70	218	224	543	983	-	15	
2,421	3	21,975	478	2,303	1,158	5,880	12,150	-	66	
2,421	3	21,972	478	2,303	1,158	5,880	12,147	-	66	
-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	

致された事件を除く。)について調査したものである。

盗」及び「強盗致死傷・強盗強姦」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれている。

「重過失致死傷」は、自動車による過失致死傷以外の刑法第211条第1項の被疑事件をいう。

航空機の強取等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、人質

ケ 罪名別 少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事

罪 名	受		理					総 数	公 16歳未満	
	総 数	旧 受	新 計	家庭裁判所から			他の検察 行から (20歳未満)			
				16歳未満	16・17歳	18・19歳				
総	6,095	98	5,997	1	172	2,987	2,826	11	6,005	-
性 別 内 訳	5,474	85	5,389	1	149	2,695	2,536	8	5,390	-
刑 法 行 犯	621	13	608	-	23	292	290	3	615	-
公 務 執 行 妨 害	626	24	602	1	47	388	165	1	597	-
公 騷 放 任 文 居 書	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-
強 制 博 奪	3	-	3	-	2	1	-	-	3	-
強 制 博 奪	3	-	3	-	-	3	-	-	3	-
強 制 博 奪	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-
強 制 博 奪	14	-	14	-	-	14	-	-	12	-
強 制 博 奪	4	-	4	-	-	4	-	-	4	-
強 制 博 奪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 博 奪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 博 奪	12	-	12	-	7	4	1	-	9	-
強 制 博 奪	79	5	74	-	12	47	15	-	87	-
強 制 博 奪	60	5	55	-	7	35	13	-	63	-
強 制 博 奪	9	7	9	-	4	5	1	-	9	-
強 制 博 奪	3	-	3	-	-	2	1	-	3	-
強 制 博 奪	12	8	12	-	1	10	1	-	10	-
強 制 博 奪	4	4	4	-	-	8	-	-	4	-
強 制 博 奪	1	1	1	-	1	2	1	-	1	-
強 制 博 奪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 博 奪	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-
強 制 博 奪	308	14	294	-	-	188	105	1	291	-
強 制 博 奪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 博 奪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 博 奪	261	9	252	-	-	156	96	-	246	-
強 制 博 奪	47	5	42	-	-	32	9	1	45	-
強 制 博 奪	65	3	62	1	4	48	9	-	64	-
強 制 博 奪	13	-	13	-	1	8	4	-	12	-
強 制 博 奪	53	21	53	-	16	20	17	3	50	-
強 制 博 奪	19	1	19	-	2	15	2	-	14	-
強 制 博 奪	1	1	1	-	-	1	-	-	1	-
強 制 博 奪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 博 奪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 博 奪	16	-	16	-	2	6	8	-	14	-
強 制 博 奪	46	1	45	-	1	29	15	-	48	-
強 制 博 奪	7	7	7	-	1	4	2	-	7	-
強 制 博 奪	2	-	2	-	-	-	-	-	2	-
強 制 博 奪	7	-	7	-	-	-	-	-	7	-
強 制 博 奪	2	2	2	-	-	1	1	-	2	-
強 制 博 奪	28	1	27	-	-	17	10	-	30	-
強 制 博 奪	5,423	73	5,350	-	124	2,570	2,646	10	5,360	-
強 制 博 奪	5,423	73	5,350	-	124	2,570	2,646	10	5,360	-
強 制 博 奪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 この表は、(3)表のAに掲載された被疑事件中、少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致のあった
 2 刑法犯(暴力行為等処罰に関する法律違反を除く。)の罪名区分は、刑法第2編の章別又は条項別による。ただし、「窃盗」
 3 「自動車による過失致死傷」は、自動車又は原動機付自転車による刑法第211条の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」
 4 「その他の刑法犯」とは、表側の刑法犯に掲げる罪名以外の刑法犯並びに決闘罪に関する件、爆発物取締罰則、印紙犯罪
 人質による強要行為等の処罰に関する法律及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の各違反をいう。
 5 「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

件の受理，既済及び未済の人員

(単位 人)

既								済						未	済
起		略式命令請求		訴				不起訴 ・中止 (20歳未満)	他の検察 庁に送致 (20歳未満)	家庭裁判所に 再送致			年齢超過 後の処分 (20歳以上)		
16・17歳	18・19歳	16歳未満	16・17歳	18・19歳	16歳未満	16・17歳	18・19歳			16歳未満	16・17歳	18・19歳			
50	226	-	87	2,227	-	-	-	38	2,891	1	11	35	439	89	
48	203	-	70	2,026	-	-	-	32	2,591	1	7	30	382	83	
2	23	-	17	201	-	-	-	6	300	-	4	5	57	6	
47	160	-	-	75	-	-	-	6	168	1	-	10	130	28	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	
4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	25	-	-	7	-	-	-	-	16	-	-	1	18	-	
12	16	-	-	6	-	-	-	-	14	-	-	1	14	-	
5	7	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
3	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	
1	4	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	
1	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	1	
1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	1	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
-	37	-	-	61	-	-	-	3	109	-	-	7	74	18	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	20	-	-	56	-	-	-	2	98	-	-	7	63	15	
-	17	-	-	5	-	-	-	1	11	-	-	-	11	3	
2	38	-	-	3	-	-	-	-	10	1	-	-	10	-	
1	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	3	-	
13	12	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-	-	8	-	
-	12	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	2	-	
2	7	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	2	5	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	3	-	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	1	1	
1	9	-	-	8	-	-	-	1	17	-	-	-	12	-	
1	2	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	
-	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
-	4	-	-	1	-	-	-	-	11	-	-	-	8	-	
2	57	-	87	2,144	-	-	-	31	2,706	-	11	25	297	61	
2	57	-	87	2,144	-	-	-	31	2,706	-	11	25	297	61	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

事件について調査したものである。

「強盗」及び「強盗致死傷・強盗強姦」には，盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれている。

及び「重過失致死傷」は，自動車による過失致死傷以外の刑法第211条第1項の被疑事件をいう。

処罰法，航空機の強取等の処罰に関する法律，航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律，人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律。

外 局

I 公安審査委員会

法務省設置法第26条、第28条、公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定の事務をつかさどる行政機関である。

〈業務の実施状況〉

平成23年11月28日、公安調査庁長官から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第1項後段の規定に基づき、同12年1月28日付け当委員会決定（同15年1月23日付け、同18年1月23日付け及び同21年1月23日付け各期間更新決定）に係る被請求団体「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する同法第5条第4項の処分の請求があった。同24年1月23日、当委員会は、審査を遂げた上、「被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する」旨決定（同24年2月1日期間更新、同27年1月31日期間満了）した。

II 公安調査庁

法務省設置法第26条、第29条、法務省組織令第76条～第86条、法務省組織規則第31条、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）公安調査庁組織規則（平成13年法務省令第2号）

公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である。

また、公安調査庁は、我が国の情報コミュニティ構成庁として、国際テロや北朝鮮情勢など、我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の公安情勢について幅広く情報を収集・分析しており、これらの情報については、公共の安全の確保、安全保障・危機管理等の政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて、情報コミュニティ内で共有するほか、官邸、国家安全保障会議等の関係機関に提供している。

〈重要施策の概要〉

1 北朝鮮、国際テロ関係など我が国及び国民の安全に影響を与える事象についての情報収集の強化

北朝鮮関係では、日本人拉致や大量破壊兵器・ミサイル開発等の我が国及び国民の安全に関わる重大な問題について、これらをめぐる北朝鮮の動向や今後の対応方針、大量破壊兵器関連物資・技術の輸出入等の実態等に関する情報収集に努めた。

また、我が国の対北朝鮮措置をめぐる動向や北朝鮮の我が国各界に対する働き掛け及び北朝鮮の意を受けた朝鮮総聯の組織・活動の解明に取り組んだ。

国際テロについては、アジアから中東・アフリカにかけての地域を中心に、世界各地で「アルカイダ」関連組織等によるテロが相次いで発生するなど、国際社会が依然として深刻なテロの脅威にさらされている中、我が国においても、過去に、国際テロ組織関係者が、我が国への不法入国を繰り返していたことや、「アルカイダ」が我が国を再三テロの対象に名指ししていることなどから、テロを未然防止するために、国内において、国際テロ組織との関わりが疑われる人物や組織の有無及びその動向等の実態解明に向け、関連情報の収集・分析を一層推進した。

また、近年、国際テロ組織が、インターネットを利用して過激思想を世界中にけん伝しているところ、こうした組織の宣伝物等から影響を受けたとみられる者によるテロ関連事案が相次ぐなど国際テロの脅威は、多様化・グローバル化している。この現状に対処するには、関係各国と緊密に連携してテロ対策を推進することが重要であることから、関連の国際会議に参加したほか、諸外国関係機関との間で情報交換を行うなどして、テロの未然防止に努めた。

2 オウム真理教対策の推進

オウム真理教については、平成23年11月、依然として、麻原彰晃こと松本智津夫が影響力を有しており、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められることから、公安審査委員会に対して、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、3年間の観察処分の期間の更新を請求（4回目）したところ、平成24年1月、同委員会において、同処分の期間を更新する決定がなされた。これを受け、公安調査庁では、平成25年も引き続き、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施し、教団の実態や危険性の解明に努めた。

観察処分については、平成25年中、教団施設に対する立入検査を延べ23か所（実数21か所）の施設に対して実施し、教団から4回にわたり組織や活動に関する報告を徴取したほか、延べ45（実数18）の関係地方公共団体の長に対して調査結果を提供した。

また、教団施設周辺に居住する地域住民の恐怖感・不安感を解消・緩和するため、48回にわたり地域住民との意見交換会を行った。

付 録

1 法務省定員

(平成25年度末)

区 分		定 員	
内 部 部 局	大 臣 官 房	事務次官1人及び秘書官1人を含む。 うち、60人は司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。	429人
	民 事 局		86人
	刑 事 局		60人
	矯 正 局		59人
	保 護 局		26人
	人 権 擁 護 局		20人
	入 国 管 理 局		126人
	計		806人
施 設 等 機 関	法 務 総 合 研 究 所	うち、18人は、支所の定員とする。	85人
	矯 正 研 修 所		42人
	刑務所・少年刑務所及び拘置所		19,586人
	少 年 院		2,472人
	少 年 鑑 別 所		1,203人
	婦 人 補 導 院		2人
	入 国 者 収 容 所	255人	
	計		23,645人
地 方 支 分 部 局	法 務 局 及 び 地 方 法 務 局		9,190人
	矯 正 管 区		207人
	地 方 更 生 保 護 委 員 会		255人
	保 護 観 察 所 局		1,480人
	地 方 入 国 管 理 局		3,504人
	計		14,636人
検 察 庁			11,796人
合 計			50,883人

公安審査委員会（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	事 務 局		4人

公安調査庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	総 務 部	長官1人及び次長1人を含む。	79人
	調 査 第 一 部		117人
	調 査 第 二 部		157人
	計		353人
施 設 等 機 関	公 安 調 査 庁 研 修 所		7人
地 方 支 分 部 局	公 安 調 査 局		1,166人
合 計			1,526人

法 務 省 合 計			52,413人
-----------	--	--	---------

2 会 計

(1) 予 算

ア 一般会計

(ア) 法務省所管 平成26年度 政府職員予算定員及び俸給額表

法 務 省 所 管 総 表

区 分	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)					
		11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級						
特 別 職	8																59,534	
一 般 職	外 50(6箇月) 外 14(9箇月) 内 770(6箇月) 52,332																	
	49																	
指 定 職 俸 給 表	外 50(6箇月) 内 185(6箇月) 14,300																	
行 政 職 俸 給 表(一)	274	21	84	158	219	1,161	1,749	4,183	4,313	52 内	128 内	2,053 内	17 外	50			57,359,733	
行 政 職 俸 給 表(二)																	863,050	
公 安 職 俸 給 表(一)	内 324(6箇月) 20,462	3	75	126	450	563 内	8 内	2,186 内	41 内	135 内	9,088 内	3,302 内	134 内				74,056,222	
公 安 職 俸 給 表(二)	内 240(6箇月) 13,662	2	48	116	247	839 内	933 内	3,774 内	4,421 内	210 内	2,703 内	30 内	579 内				56,359,224	
研 究 職 俸 給 表	17																98,440	
医 療 職 俸 給 表(一)	330																1,596,747	
医 療 職 俸 給 表(二)	137																452,586	
医 療 職 俸 給 表(三)	内 8(6箇月) 365																1,250,948	
専 門 ス タ ッ プ 職 俸 給 表	2																11,026	
検 察 官	外 14(9箇月) 内 13(6箇月) 2,734																17,868,523	
合 計	52,340																210,523,498	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳										俸給額(千円)					
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級		1級				
	審 議 官	(3) 3		(3) 3														
	専 門 職	90							5	26	52	1	6					
	法 規 専 門 職	(27) 27						(1) 1	(26) 26									
	技 術 専 門 職	44						3	9	4	17	11						
	一 般 職 員	32													32			
	行政職俸給表(二)																	
	技能労務職員	24								2	6	13	3					87,592
	医療職俸給表(二)																	
	薬 劑 師	1											1					4,001
	医療職俸給表(三)	4												2				15,554
	看 護 師 長	2																
	看 護 師	2																
	専門スタッフ職俸給表																	
	専 門 職	2													2			11,026
法務総合研究所																		
法務総合研究所共通費																		
一 般 職		(14) 85																463,920
	指定職俸給表																	
	所 長	(1) 1																
	行政職俸給表(一)	(10) 66								(3) 3	(2) 2	(4) 4	(1) 1	7	14	9	1	14,376
	部 長	(5) 6								(3) 3	(2) 2							347,710
	課 長	2																
	課 長 補 佐	1																
	係 長	4																

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(A)	級 別 内 訳											俸給額(千円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級					
	主任	1																
	教官	(5) 16					(4)											
	首席専門官	3					1											
	統括専門官	7																
	専門官	24																
	一般職員	2																
	行政職俸給表(二)																	
	技能労務職員	1																
	研究職俸給表	(3) 17																
	部長等研究員	(3) 13																
	研究員	4																
検察庁																		
検察官等共通職																		
一般職																		
	指定職俸給表	外 内 14(8箇月) 18(6箇月) 11,796																
	(最高検察庁)	5																
	事務局長	1																
	(高等検察庁)	4																
	事務局長	232																
	行政職俸給表(-)	12																
	(最高検察庁)	1																
	秘書官	1																
	一般職員	11																
	(高等検察庁)																	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名 〔地方検察庁及び区 検察庁〕	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸給額(千円)		
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級			
	一般職員	93												4	89	
	〔地方検察庁及び区 検察庁〕															
	一般職員	127												103	24	
	行政職俸給表(二)	144							5	22	103	14				453,534
	(最高検察庁)															
	技能労務職員	7						1	2	4						
	(高等検察庁)															
	技能労務職員	27									1	8	18			
	〔地方検察庁及び区 検察庁〕															
	技能労務職員	110									3	12	81	14		
	公安職俸給表(二)	168 8,681	2	14	46	108	519	627	2,685	2,803	1,586	168	291			36,250,495
	(最高検察庁)	73	1	7	4	5	5	5	12	22	12	12	5			
	課長	8		1	7											
	室長	1				1										
	課長補佐	10				3	5	2								
	係長	26							12	14						
	主任	14								8	6					
	翻訳職	1						1								
	専門職	2						2								
	一般職員	11												6	5	
	(高等検察庁)	388	2	1	4	33	39	29	114	113	38	15				
	事務局長	4		2	1	1										
	事務局長	7				3	4									
	課長	59					29	30								

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予定定員(人)	級 別										俸給額(円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級		1級			
	支 部 課 長	6										3	3				
	課 長 補 佐	27										17	10				
	係 長	157											82	75			
	主 任	47													29	18	
	専 門 職	19										7	12				
	検 察 監 査 官	11								9	2						
	監 査 専 門 官	16											7	9			
	一、 般 職 員	35														20	15
	〔 地方検察庁及び区検察庁 〕	168 8,220		12	35	71	475	593	2,559	2,668	1,358	271					
	事 務 局 長	50		12	29	9											
	事 務 局 次 長	13				12	1										
	地 検 課 長	176					121	52	3								
	支 部 課 長	36					2	9	25								
	区 検 課 長	6							3	3							
	課 長 補 佐	77							16	61							
	係 長	543								204	339						
	主 任	121									74	47					
	首 席 捜 査 官	52			6	28	18										
	次 席 捜 査 官	40				9	31										
	統 括 捜 査 官	690					213	309	168								
	主 任 捜 査 官	79 3,768														内 79	920
	検 務 監 理 官	50					13	37					1,057	1,791			
	統 括 検 務 官	593						40	184	369							
	検 務 専 門 官	89 1,706						5	669	464						内 89	588

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(A)	級 別 内 訳											俸給額(千円)			
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
	調査官	27									15						
	一般職員	272													1		271
	検察官	14 13 2,734	外														
	(最高検察庁)	18															17,868,523
	検事総長	1															
	次長	1															
	検事	16															
	(高等検察庁)	130															
	検事長	8															
	検事	122															
	[地方検察庁及び区]	14 13 2,586	外														
	検事	14 13 1,687	外														
	副検事	899															
矯正官署																	
矯正官署共通費																	
一般職		内 373(6箇月) 23,550															87,162,561
指定職俸給表		8															75,192
(矯正研修所)																	
所長		1															
(矯正管区)																	
管区長		7															
行政職俸給表(-)		221		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	789,073
(矯正研修所)		22															

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級					
	課長	2								1								
	係長	5											2	3				
	主任	1													1			
	教頭	1		1														
	教官	12								6	6							
	一般職員	1																1
	(矯正管区)	10		1														3
	管区長	1		1														6
	主任	3																3
	一般職員	6																6
	(刑務所)	167																76
	専門職	122																91
	一般職員	45																76
	(少年院)	15																45
	専門職	14																13
	一般職員	1																1
	(少年鑑別所)	7																5
	専門職	6																2
	一般職員	1																5
	行政職俸給表(二)	42																1
	(矯正研修所)																	—
	技能労務職員	1																7
	(刑務所)																	35
	技能労務職員	25																—
																		128,954

組織・項等の区分	通用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別										俸給額(円)					
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級		1級				
	[少年院]																	
	技能労務職員	13												1	12			
	[少年鑑別所]																	
	技能労務職員	3												1	2			
	公安職俸給表(-)	323 18,952	3	36	72	110	438	8	内 6 425	内 8 516	内 41 3,753	内 135 8,769	内 2,929					68,901,867
	(矯正研修所)	6 24				2			内 6 13	内 2				7				
	支所教頭	2				2												
	同 教 官	6 22							内 6 13	内 2				7				
	(矯正管区)	190	13	11	19	52	29	20	35	6	5							
	部長	24		13	11													
	課 長	68				11	52	5										
	係 長	28							5	23								
	首席管区監査官	8					8											
	矯正専門職	51							24	15	12							
	一般職員	11														6	5	
	(刑務所)	317 18,738	3	23	61	89	386	383	内 8 494	内 1,859 3,753	内 41 3,753	内 135 8,763	内 2,924					
	所 長	73	3	23	34	13												
	部 長	190				27	60	103										
	課 長	227							75	102	50							
	支 所 長	111				11	21	35	44									
	支 所 次 長	10							10									
	同 課 長	29							2	13	14							
	課 長 補 佐	8 36							内 8 10	内 26								
	係 長	17 420								315	内 17 105							

組織・項等の区分	適用を受ける権給表及び職名	予算定員(A)	級 別 内 訳											俸給額(千円)				
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級					
	調査官	10								10								
	首席矯正処遇官	198				5	148	45										
	次席矯正処遇官	10					10											
	統括矯正処遇官	626				1	112	196	317									
	矯正処遇官	136																
	専門官	10,703																
	専門官	23																
	一般職員	1,041				8	87	181	336									
	一般職員	5,054																
	公安職権給表(二)	42																
	公安職権給表(二)	3,508				23	42	65	178	164	813	1,203						
	少年院	27																
	少年院	2,343				12	22	33	117	86	591	884						
	院長	45																
	院長	136																
	分院長	3																
	分院長	49				3	13	33										
	課長	49																
	課長補佐	22																
	課長補佐	147																
	係長	9																
	係長	52																
	調査官	139																
	首席専門官	1,691																
	統括専門官	137																
	専門官	15																
	一般職員	1,163																
	少年鑑別所	51																
	少年鑑別所	15				11	20	31	60	78	222	369						
	所長	15				11	18	22										
	所長	15																
	課長	53																
	課長	53																

組織・項等の区分	適任を受ける俸給表及び職名	予定定員(人)	級 別											俸給額(円)		
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級			
	課長補佐	3										2	1			
	分所長	1				1										
	分所課長	1									1					
	係長	75											69	6		
	首席専門官	48				2	35	11								
	統括専門官	123						7	54	62						
	専門官	15													15	
	内	758								2	126	299			331	
	一般職員	35											2	33		
	(婦人補導院)	2				1	1									
	院長	1				1										
	課長	1						1								
	医務職俸給表(-)	327														
	(刑務所)	228										22	106	155	44	1,579,189
	所長	4										18	62	112	36	
	医務部長	22										4				
	医務課長	106									14	8				
	支所医務課長	15											54	52		
	医師	81												14	1	
	(少年院)	73														
	院長	4													46	35
	医務課長	49														
	医師	20										4	33	30	6	
	(少年鑑別所)	26										4				
	医務課長	17													11	6

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸給額(千円)		
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級			
	分所医務課長	1													1	
	医師	8													6	2
	医療職俸給表(二)	135								20	4	58	52	1	444,855	
	[刑務所]	126								18	3	54	51			
	薬剤師	71								18	2	15	36			
	栄養士	18										12	6			
	診療エックス線技師	21										15	6			
	衛生検査技師	16									1	12	3			
	[少年院]	9							2	1	4	1	1			
	薬剤師	7							2	1	4					
	栄養士	2											1	1		
	医療職俸給表(三)	内 8 357											内 8 315		1,220,561	
	[刑務所]	内 8 339									1	3	36	内 8 299		
	総看護師長	2								1	1					
	看護師長	38									2	36				
	看護師	内 8 299											内 8 299			
	[少年院]	16										2	14			
	看護師長	2										2				
	看護師	14											14			
	[少年鑑別所]															
	看護師	2												2		
更生保護官署																
更生保護官署共通費																

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(A)	級 別										俸給額(千円)					
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級		1級				
	課長	50								50								
	課長補佐	2									1		1					
	係長	63											24	39				
	主任	5												4	1			
	支部長	3									1	2						
	首席保護観察官	8									8							
	統括保護観察官	123									50	67	6					
	保護観察官	20 959										101	209	306	内 20 343			
	首席社会復帰調整官	3									1	2						
	統括社会復帰調整官	13									2	11						
	社会復帰調整官	16 177												内 16 139	1			
	一般職員	5 9														外 5 9		
	行政職俸給表(二) 〔地方更生保護委員 会〕	8												—	—	8	—	22,617
	技能労務職員 (保護観察所)	6														6		
	技能労務職員	2														2		
法務局																		
法務局共通費																		
一般職		(20) 43(6箇月) 35(6箇月) 8,995																37,338,776
	指定職俸給表																	
	法務局長	(7) 7																78,961
	行政職俸給表(-)	(13) 43 35 8,938									(1)							
		外 内	—	18	42	84	788	1,333	内 5 内 30 3,198	412	30	外 43	30	37,110,692				

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予定定員(人)	級 別											俸給額(千円)					
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級						
	支局課長	7								7									
	課長補佐	29										11	18						
	係長	56											29	27					
	審査監理官	7						7											
	首席審査官	83							2	56									
	統括審査官	237										61	176						
	入国審査官	1,061,804											248	内 592	6 内 100	964			
	一般職員	7																	7
	〔入国者収容所〕	26			3	2	1	4	3	7	3	1	2						
	所長	3			3														
	次長	3				2	1												
	課長	6							4	2									
	課長補佐	1								1									
	係長	10										7	3						
	一般職員	3																1	2
	公安職俸給表(-)	内 1,510		1		3	16	12	28	47	265	447	319	373	内 1				
	〔地方入国管理局〕	内 1,298		1		3	12	12	23	39	232	408	264	305	内 1				
	警備監理官	4			3	1													
	首席入国警備官	32					11	12	9										
	統括入国警備官	96							14	39	43								
	入国警備専門官	814											189	408	217				1
	一般職員	1,352																47	305
	〔入国者収容所〕	212				4			5	8	33	39	55	68	内 1				
	首席入国警備官	5				4			1										

組織・項等の区分	通用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)			
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
	統括入国警備官	15							4	8	3						
	入国警備専門官	109									30	39	40				
	一般職員	83											15	68			
	医療職俸給表(一)																
	[入国者収容所]	3											1	2		17,558	
	室長	1												1			
	医師	2													2		
	医療職俸給表(二)																
	[入国者収容所]																
	薬剤師	1													1		3,730
医療職俸給表(三)																	
[入国者収容所]	4														2	14,833	
看護師長	2														2		
看護師	2														2		
公安審査委員会																	
公安審査委員会																	
一般職	行政職俸給表(一)	4								1			1	1		18,945	
	事務局長	1										1					
	主任	1													1		
	専門職	2												1	1		
公安調査庁																	
公安調査庁共通費																	
一般職		(15)															
	内	30(6箇月)														6,416,033	
	指定職俸給表	1,534															
		(5)														109,008	
		10															

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)			
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
	公安調査局部長	(2) 24			7	(2) 17											
	同 管 理 官	16				16											
	同 首 席 調 査 官	38				19		18	1								
	同 統 括 調 査 官	146				2		14	49	81							
	同 調 査 官	24 552	内														24 90
	同 専 門 職	70						35	26	9							
	公安調査事務所長	14				4		9	1								
	公安調査事務所首席調査官	28								26	2						
	同 統 括 調 査 官	54								9	6	39					
	同 調 査 官	6 189	内														6 6
	同 専 門 職	23									18	5					

(備考) 1 ()の数字は、換算をもって充てることができる人員で内数である。

2 この予算定員及び俸給額表の予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条第1項の俸給表を適用する特定任期付職員及び「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項又は第2項の俸給表を適用する任期付研究員が含まれる。

3 この予算定員及び俸給額表の職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(1) 法務省主管 平成26年度歳入予算額表

法務省主管

部・款・項・目	平成26年度予算額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
雑 収 入	102,364,626	100,181,228	2,183,398
国有財産利用収入	687,405	721,787	△ 34,382
国有財産貸付収入	687,164	721,478	△ 34,314
土地及水面貸付料	170,589	218,384	△ 47,795
建物及物件貸付料	151,505	152,616	△ 1,111
公務員宿舍貸付料	365,070	350,478	14,592
利子収入			
延納利子収入	241	309	△ 68
諸 収 入	101,677,221	99,459,441	2,217,780
許可及手数料			
手数料	41,370,131	36,104,540	5,265,591
懲罰及没収金	53,905,534	56,926,170	△ 3,020,636
過料	911,570	917,541	△ 5,971
没収金	1,381,973	1,544,393	△ 162,420
罰金及科料	51,611,991	54,464,236	△ 2,852,245
弁償及返納金	1,087,141	1,100,499	△ 13,358
弁償及違約金	703,843	711,794	△ 7,951
返納金	383,298	388,705	△ 5,407
物品売払収入			
不用物品売払代	283,719	247,000	36,719
矯正官署作業収入	4,528,629	4,624,418	△ 95,789
刑務所作業収入	4,517,423	4,612,593	△ 95,170
少年院職業補導収入	11,206	11,825	△ 619
雑入	502,067	456,814	45,253
労働保険料被保険者負担金	38,264	36,624	1,640
小切手支払未済金収入	6,846	11,650	△ 4,804
延滞金	4,158	4,077	81
期滿後収入	191,392	169,553	21,839
雑収	261,407	234,910	26,497
法 務 省 主 管 合 計	102,364,626	100,181,228	2,183,398

(ウ) 法務省所管 平成26年度歳出予算項目別表

(単位：千円)

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務本省共通費	124,693,462	122,623,802	2,069,660
職員基本給	4,970,265	4,475,188	495,077
職員諸手当	2,259,253	2,032,701	226,552
超過勤務手当	733,922	675,240	58,682
委員手当	56,237	48,551	7,686
非常勤職員手当	18,761	22,057	△ 3,296
休職者給与	699,208	591,924	107,284
国際機関等派遣職員給与	144,879	122,187	22,692
公務災害補償費	562,030	541,137	20,893
退職手当	34,730,416	35,941,990	△ 1,211,574
子どものための金銭の給付	73,980	65,540	8,440
諸謝金	30,699	32,657	△ 1,958
報償費	1,570	1,525	45
職員旅費	194,054	172,423	21,631
外国留学旅費	51,289	36,387	14,902
赴任旅費	11,478	11,159	319
委員等旅費	14,151	15,657	△ 1,506
参考人等旅費	61	59	2
庁費	1,318,281	1,290,687	27,594
情報処理業務庁費	410,163	339,975	70,188
通信専用料	78,975	76,781	2,194
国会図書館支部庁費	3,473	3,377	96
宿舍等撤去費	6,188	0	6,188
各所修繕	1,702,274	1,677,501	24,773
自動車重量税	156	591	△ 435
国家公務員共済組合負担金	61,402,815	59,078,985	2,323,830
基礎年金等国家公務員共済組合負担金	14,551,977	14,704,776	△ 152,799
育児休業手当金国家公務員共済組合負担金	41,928	48,902	△ 6,974
国有資産所在市町村交付金	144,123	143,183	940
国際私法会議等分担金	57,758	47,622	10,136
交際費	2,098	2,040	58
賠償償還及戻戻金	421,000	423,000	△ 2,000
基本法制整備費	138,590	130,314	8,276
諸謝金	1,771	1,771	0
職員旅費	21,320	20,051	1,269

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
委員等旅費	717	698	19
庁費	114,782	107,794	6,988
司法制度改革推進費	17,088,294	16,265,640	822,654
委員手当	41,701	36,398	5,303
諸謝金	146,599	128,877	17,722
職員旅費	6,109	5,963	146
委員等旅費	20,397	22,516	△ 2,119
庁費	19,195	20,682	△ 1,487
情報処理業務庁費	4,035	4,002	33
司法試験業務庁費	420,986	361,695	59,291
国選弁護人確保業務等委託費	16,429,272	15,685,507	743,765
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費 交付金	14,607,275	12,627,826	1,979,449
検察企画調整費	41,828	44,376	△ 2,548
諸謝金	132	129	3
証人等被害給付金	100	100	0
職員旅費	5,114	6,427	△ 1,313
外国人招へい旅費	4,282	3,843	439
庁費	30,326	32,045	△ 1,719
招へい外国人滞在費	356	356	0
調査活動費	1,518	1,476	42
矯正企画調整費	107,943	104,377	3,566
委員手当	37,793	34,034	3,759
諸謝金	733	721	12
褒賞品費	959	933	26
職員旅費	368	4,159	△ 3,791
委員等旅費	1,642	1,597	45
庁費	3,328	1,328	2,000
民間資金等活用事業調査費	54,540	53,025	1,515
貸費生貸与金	8,580	8,580	0
更生保護企画調整推進費	281,750	242,422	39,328
諸謝金	1,978	1,828	150
褒賞品費	5,717	3,760	1,957
職員旅費	2,968	2,134	834
委員等旅費	328	0	328
庁費	16,769	10,913	5,856
更生保護事業費補助金	253,990	223,787	30,203
債権管理回収業審査監督費	9,665	9,348	317

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
職員旅費	308	300	8
債権回収会社検査旅費	3,284	3,192	92
庁費	6,073	5,856	217
人権擁護推進費	1,588,758	1,558,467	30,291
人権啓発活動等委託費	1,546,754	1,516,590	30,164
人権啓発活動等補助金	42,004	41,877	127
訟務費	1,825,936	1,796,216	29,720
諸謝金	201,222	182,066	19,156
訟務旅費	218,886	225,740	△ 6,854
委員等旅費	3,139	4,053	△ 914
訟務庁費	682,018	663,857	18,161
訴訟用印紙類購入費	67,171	67,000	171
賠償償還及払戻金	53,500	53,500	0
保証金	600,000	600,000	0
出入国管理企画調整推進費	1,085,250	1,121,250	△ 36,000
委員手当	69,927	57,309	12,618
諸謝金	93,925	103,260	△ 9,335
職員旅費	9,988	9,755	233
委員等旅費	11,488	10,363	1,125
情報処理業務庁費	22,179	11,960	10,219
出入国管理業務庁費	214,093	197,766	16,327
調査活動費	537	522	15
成果重視事業出入国管理業務・ システム最適化実施庁費	0	18,269	△ 18,269
中長期在留者住居地届出等事務 委託費	663,113	712,046	△ 48,933
法務省施設費	19,246,510	22,526,754	△ 3,280,244
施設施工旅費	44,057	46,144	△ 2,087
施設施工庁費	120,687	202,287	△ 81,600
施設整備費	16,830,501	20,028,558	△ 3,198,057
不動産購入費	2,251,265	2,249,765	1,500
法務行政情報化推進費			
情報処理業務庁費	1,128,600	1,092,508	36,092
(組織)法務本省 計	181,843,861	180,143,300	1,700,561
法務総合研究所共通費	1,661,869	1,612,204	49,665
職員基本給	553,387	508,674	44,713
職員諸手当	238,935	218,881	20,054
超過勤務手当	12,274	11,405	869
子どものための金銭の給付	8,160	5,865	2,295

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
諸謝金	13,076	12,881	195
職員旅費	298,717	294,840	3,877
赴任旅費	1,462	1,421	41
庁費	534,704	556,416	△ 21,712
情報処理業務庁費	1,154	1,788	△ 634
自動車重量税	0	33	△ 33
法務調査研究費	34,097	32,657	1,440
諸謝金	2,129	2,016	113
職員旅費	3,508	3,833	△ 325
委員等旅費	71	69	2
試験研究費	28,389	26,739	1,650
国際協力推進費	204,614	157,458	47,156
政府開発援助諸謝金	61,265	41,437	19,828
政府開発援助職員旅費	44,120	29,637	14,483
政府開発援助研修生旅費	8,177	7,906	271
政府開発援助外国人招へい旅費	28,115	16,307	11,808
政府開発援助庁費	55,576	56,584	△ 1,008
政府開発援助情報処理業務庁費	856	763	93
政府開発援助招へい外国人滞在費	6,505	4,824	1,681
(組織)法務総合研究所 計	1,900,580	1,802,319	98,261
検察官署共通費	98,046,071	90,871,303	7,174,768
職員基本給	61,992,107	57,500,484	4,491,623
職員諸手当	27,406,685	24,939,346	2,467,339
超過勤務手当	2,134,642	2,065,491	69,151
短時間勤務職員給与	246,337	199,754	46,583
子どものための金銭の給付	752,335	745,515	6,820
職員旅費	4,456	4,393	63
赴任旅費	362,374	352,310	10,064
庁費	4,924,434	4,811,832	112,602
情報処理業務庁費	88,016	74,439	13,577
庁舎等撤去費	11,848	31,794	△ 19,946
土地建物借料	14,718	21,395	△ 6,677
公共施設等維持管理運営費	63,764	63,507	257
自動車重量税	5,816	6,151	△ 335
国有資産所在市町村交付金	35,062	51,512	△ 16,450
交際費	3,477	3,380	97
検察費	5,055,572	4,714,166	341,406
諸謝金	856,797	827,402	29,395
検察旅費	614,541	600,003	14,538

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
参考人等旅費	256,784	256,725	59
選挙取締旅費	0	11,742	△ 11,742
検察業務庁費	3,325,568	3,002,408	323,160
選挙取締庁費	0	14,004	△ 14,004
予納金	200	200	0
刑事補償金	1,682	1,682	0
検察運営費	3,508,135	3,684,786	△ 176,651
諸謝金	11,404	11,404	0
報償費	5,100	5,100	0
職員旅費	107,494	126,818	△ 19,324
委員等旅費	1,311	1,275	36
司法警察職員修習旅費	8,352	8,125	227
司法修習生旅費	6,550	6,737	△ 187
情報処理業務庁費	1,881,779	1,868,614	13,165
検察業務庁費	1,431,509	1,603,595	△ 172,086
調査活動費	54,636	53,118	1,518
(組織) 検察庁 計	106,609,778	99,270,255	7,339,523
矯正官署共通費	159,874,317	149,630,499	10,243,818
職員基本給	95,686,098	90,151,634	5,534,464
職員諸手当	39,745,464	36,250,339	3,495,125
超過勤務手当	18,535,814	17,575,564	960,250
非常勤職員手当	937,183	933,822	3,361
短時間勤務職員給与	9,277	14,016	△ 4,739
子どものための金銭の給付	1,797,840	1,752,840	45,000
諸謝金	9,100	9,079	21
褒賞品費	1,854	1,804	50
職員旅費	267,659	265,737	1,922
赴任旅費	282,109	274,272	7,837
庁費	2,387,925	2,195,303	192,622
情報処理業務庁費	40,420	37,769	2,651
庁舎等撤去費	8,419	0	8,419
土地建物借料	120,524	119,512	1,012
自動車重量税	16,933	19,192	△ 2,259
国有資産所在市町村交付金	27,533	29,456	△ 1,923
交際費	165	160	5
矯正管理業務費	5,236,409	4,529,068	707,341
諸謝金	24,009	20,076	3,933
職員旅費	144,352	123,015	21,337
赴任旅費	135,485	131,722	3,763

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
委員等旅費	27,289	25,892	1,397
矯正管理業務庁費	4,364,609	3,706,127	658,482
看守等被服費	539,853	521,447	18,406
調査活動費	812	789	23
矯正収容費	48,202,360	47,713,566	488,794
諸謝金	922,295	916,800	5,495
被収容者作業報奨金	1,934,125	1,987,381	△ 53,256
職業補導賞与金	12,945	13,304	△ 359
被収容者作業死傷手当	11,043	11,100	△ 57
矯正教育死傷手当	983	988	△ 5
職業補導死傷手当	49	49	0
収容業務旅費	438,748	425,992	12,756
作業業務旅費	116,540	113,329	3,211
護送旅費	588,604	615,370	△ 26,766
被収容者旅費	144,013	148,256	△ 4,243
帰住旅費	29,022	30,104	△ 1,082
収容諸費	22,551,816	21,202,567	1,349,249
作業諸費	3,061,534	3,075,912	△ 14,378
被収容者被服費	830,120	867,992	△ 37,872
作業場等借料	10,113	9,833	280
被収容者食糧費	12,050,030	12,689,987	△ 639,957
原材料費	204,189	205,799	△ 1,610
賠償償還及払戻金	100	100	0
都道府県警察実費弁償金	5,296,091	5,398,703	△ 102,612
矯正施設民間開放推進費	16,082,480	15,685,604	396,876
職員旅費	324	314	10
矯正管理業務庁費	3,409,194	3,404,589	4,605
公共施設等維持管理運営費 (組織) 矯正官署 計	12,672,962	12,280,701	392,261
更生保護官署共通費	229,395,566	217,558,737	11,836,829
職員基本給	12,462,984	11,190,668	1,272,316
職員諸手当	7,671,294	6,925,288	746,006
超過勤務手当	3,516,279	3,126,964	389,315
委員手当	292,882	269,328	23,554
短時間勤務職員給与	26,517	21,259	5,258
子どものための金銭の給付	67,726	12,076	55,650
諸謝金	98,250	88,950	9,300
職員旅費	26,580	26,580	0
職員旅費	13,713	12,601	1,112
赴任旅費	55,416	50,330	5,086

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
委員旅費	1,417	838	579
庁費	665,770	641,323	24,447
情報処理業務庁費	15,600	5,798	9,802
土地建物借料	2,400	118	2,282
公共施設等維持管理運営費	7,259	7,193	66
自動車重量税	640	812	△ 172
国有資産所在市町村交付金	38	40	△ 2
交際費	1,203	1,170	33
更生保護活動費	11,801,867	11,355,652	446,215
諸謝金	101,416	110,493	△ 9,077
食事費給与金	1,975	2,544	△ 569
褒賞品費	22,162	23,508	△ 1,346
更生保護業務旅費	248,529	285,608	△ 37,079
研修生旅費	36,369	35,244	1,125
参考人等旅費	115	112	3
帰住援護旅費	6,577	7,182	△ 605
更生保護業務庁費	1,545,007	1,513,375	31,632
被保護者被服費	8,202	6,968	1,234
保護観察所入所者食糧費	13,869	14,878	△ 1,009
更生保護委託費	4,875,062	4,544,207	330,855
保護司実費弁償金	4,942,584	4,811,533	131,051
(組織) 更生保護官署 計	24,264,851	22,546,320	1,718,531
法務局共通費	72,805,434	67,681,081	5,124,353
職員基本給	41,812,228	39,294,119	2,518,109
職員諸手当	19,116,949	17,525,150	1,591,799
超過勤務手当	4,082,022	3,796,347	285,675
短時間勤務職員給与	906,552	275,499	631,053
子どものための金銭の給付	505,525	528,830	△ 23,305
諸謝金	14,241	15,253	△ 1,012
褒賞品費	43	42	1
職員旅費	175,501	171,492	4,009
赴任旅費	266,653	259,246	7,407
庁費	4,260,337	4,137,218	123,119
情報処理業務庁費	972,957	1,084,423	△ 111,466
庁舎等撤去費	97,287	45,376	51,911
土地建物借料	406,708	391,316	15,392
公共施設等維持管理運営費	172,532	139,798	32,734
自動車重量税	3,620	4,045	△ 425
国有資産所在市町村交付金	10,921	11,607	△ 686

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
交際費	1,358	1,320	38
登記事務処理費	51,215,002	49,935,973	1,279,029
委員手当	376,907	341,940	34,967
諸謝金	3,506	3,510	△ 4
登記業務旅費	181,975	185,076	△ 3,101
委員等旅費	8,019	11,274	△ 3,255
登記情報処理業務庁費	36,916,507	36,053,300	863,207
登記業務庁費	6,610,853	6,232,859	377,994
土地建物借料	68,910	66,996	1,914
登記事項証明書交付事務等委託費	7,048,325	7,041,018	7,307
国籍等事務処理費	1,834,091	1,791,165	42,926
民事業務旅費	29,747	34,974	△ 5,227
民事業務庁費	1,688,417	1,666,419	21,998
供託金利子	115,927	89,772	26,155
人権擁護活動費	1,707,151	1,637,313	69,838
人権擁護業務旅費	30,950	28,512	2,438
人権擁護業務庁費	517,888	489,200	28,688
人権擁護委員実費弁償金	1,158,313	1,119,601	38,712
(組織) 法務局 計	127,561,678	121,045,532	6,516,146
地方入国管理官署共通費	25,531,945	23,338,314	2,193,631
職員基本給	15,128,138	13,857,368	1,270,770
職員諸手当	6,699,011	6,050,384	648,627
超過勤務手当	1,716,416	1,574,411	142,005
短時間勤務職員給与	209,771	125,966	83,805
子どものための金銭の給付	208,090	198,665	9,425
報償費	60	60	0
職員旅費	7,041	6,919	122
赴任旅費	127,123	123,592	3,531
庁費	1,415,653	1,380,951	34,702
情報処理業務庁費	8,581	8,137	444
公共施設等維持管理運営費	7,919	7,778	141
自動車重量税	3,183	3,248	△ 65
国有資産所在市町村交付金	794	675	119
交際費	165	160	5
出入国管理業務費	18,574,530	17,608,350	966,180
非常勤職員手当	30,251	30,251	0
諸謝金	97,866	108,391	△ 10,525
出入国管理業務旅費	259,577	336,854	△ 77,277
護送旅費	92,026	113,575	△ 21,549

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
証人等旅費	56	54	2
被收容者旅費	32,433	49,504	△ 17,071
情報処理業務庁費	12,147,490	300,813	11,846,677
出入国管理業務庁費	2,911,850	2,993,132	△ 81,282
収容諸費	1,232,805	1,264,763	△ 31,958
審査官等被服費	60,904	57,992	2,912
被收容者被服費	868	845	23
通信専用料	583,894	580,065	3,829
土地建物借料	699,966	654,919	45,047
調査活動費	2,449	4,658	△ 2,209
被護送収容者食糧費	422,095	311,906	110,189
成果重視事業出入国管理業務・ システム最適化実施庁費	0	10,800,628	△ 10,800,628
（組織）地方入国管理官署 計	44,106,475	40,946,664	3,159,811
公安審査委員会	66,531	59,505	7,026
職員基本給	23,947	20,905	3,042
職員諸手当	12,844	11,413	1,431
超過勤務手当	792	736	56
委員手当	18,547	16,747	1,800
子どものための金銭の給付	420	360	60
諸謝金	222	264	△ 42
職員旅費	256	251	5
委員旅費	431	466	△ 35
庁費	8,985	8,253	732
自動車重量税	0	25	△ 25
交際費	87	85	2
公安調査庁共通費	11,874,670	11,080,301	794,369
職員基本給	7,523,598	7,010,940	512,658
職員諸手当	3,334,267	3,084,327	249,940
超過勤務手当	356,563	331,588	24,975
子どものための金銭の給付	105,480	93,235	12,245
諸謝金	514	513	1
職員旅費	21,664	21,094	570
赴任旅費	29,121	31,457	△ 2,336
庁費	452,699	442,009	10,690
情報処理業務庁費	40,529	57,601	△ 17,072
土地建物借料	5,814	3,337	2,477
自動車重量税	2,699	2,467	232
国有資産所在市町村交付金	715	753	△ 38

項 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
交際費	1,007	980	27
破壊的団体等調査費	2,238,278	2,092,976	145,302
諸謝金	5,706	5,562	144
団体等調査旅費	117,945	118,842	△ 897
参考人等旅費	59	57	2
団体等調査業務庁費	518,973	431,930	87,043
公安調査官調査活動費	1,595,595	1,536,585	59,010
(組織) 公安調査庁 計	14,112,948	13,173,277	939,671
法務省所管 合計	729,862,268	696,545,909	33,316,359

イ 東日本大震災復興特別会計
 (7) 平成26年度 政府職員予算定員及び俸給額表
 職名別等内訳

適用を受ける俸給表等及び職名	予算定員 (人)	級 別 内 訳											俸給額 (千円)			
		11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
復興庁所管																
法務省共通費 (更生保護官署)	67															277,813
一般職																
行政職俸給表(-)																
保護観察官	25												4	21		102,916
(法務局)																
一般職																
行政職俸給表(-)	42													21	21	174,897
登記官	21													21		
表示登記専門官	21												21			

※法務省分のみ
 なお、東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(4) 平成26年度 歳入予算額表
 復興庁その他の各省各庁所管 (法務省)

款・項・目	平成26年度予算額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
雑収入			
労働保険料被保険者負担金	638	401	237
東日本大震災復興特別会計合計	638	401	237

(ウ) 平成26年度 歳出予算額科目別表

(単位：千円)

科 目	平成26年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務省共通費	519,550	480,653	38,897
職員基本給	300,545	277,473	23,072
職員諸手当	128,916	121,293	7,623
超過勤務手当	20,341	18,173	2,168
子どものための金銭の給付	10,305	12,575	△ 2,270
庁費	548	576	△ 28
国家公務員共済組合負担金	58,895	50,563	8,332
法務行政復興政策費	1,700,706	1,916,439	△ 215,733
委員手当	0	31,106	△ 31,106
諸謝金	0	89	△ 89
登記業務旅費	36,678	38,106	△ 1,428
委員等旅費	0	1,371	△ 1,371
更生保護業務庁費	24,863	75,706	△ 50,843
登記情報処理業務庁費	20,736	200,051	△ 179,315
登記業務庁費	1,514,055	1,468,433	45,622
土地建物借料	104,111	101,220	2,891
自動車重量税	263	0	263
庁費	0	357	△ 357
法務行政復興事業費	756,113	1,742,285	△ 986,172
施設施工旅費	1,964	4,525	△ 2,561
施設施工庁費	1,533	3,533	△ 2,000
施設整備費	752,616	1,734,227	△ 981,611
東日本大震災復興			
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費	899,819	208,318	691,501
交付金			
(組織)復興庁計	3,876,188	4,347,695	△ 471,507

※ 東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(2) 決算

平成25年度 法務省主管 一般会計歳入決算報告書

法務省主管 一般会計

当 初 子 算 額 (円)	入 子 算 額			合 計 (円)	徴 取 決 定 済 額 (円)	取 納 済 入 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	取 納 未 済 入 額 (円)	歳 入 予 算 額 と 取 納 済 入 額 と の 差 (△は減)
	子 算 額 (△)	補 正 額 (円)	正 進 加 算 額 (円)						
100,181,228,000	0	0	0	100,181,228,000	96,655,696,552	96,647,087,519	312,063	18,296,970	△ 3,534,140,481

部・款・項・目	部・款・項及び各目の増減理由									
	歳入予算額(円)	徴取決定済額(円)	取納済入額(円)	不納欠損額(円)	取納未済入額(円)	歳入予算額と取納済入額との差(△は減)	取納済入額(円)	不納欠損額(円)	取納未済入額(円)	歳入予算額と取納済入額との差(△は減)
雑収入	101,181,228,000	96,655,696,552	96,647,087,519	312,063	18,296,970	△ 3,534,140,481	96,647,087,519	312,063	18,296,970	△ 3,534,140,481
国庫前払金取入	721,787,000	567,615,515	567,555,515	0	60,000	0	567,555,515	0	154,231,485	0
国庫前借付取入	721,478,000	565,099,809	565,499,809	0	0	0	565,499,809	0	155,978,191	0
土地及水面貸付料	218,284,000	94,243,064	94,243,064	0	0	0	94,243,064	0	124,040,936	土地の貸付単価が予定を下回ったこと等のため
建物及物件貸付料	152,610,000	150,623,163	150,623,163	0	0	0	150,623,163	0	1,982,837	0
公物賃貸借料	350,478,000	320,633,382	320,633,382	0	0	0	320,633,382	0	29,844,618	公務員宿舎の入居者が予定より少なかったこと等のため
利息収入	309,000	2,115,706	2,055,706	0	60,000	0	2,055,706	0	1,746,706	預金延滞の特約に係る延納利息収入が予定より多かったこと等のため
延納利息収入	99,459,441,000	96,098,181,037	96,079,532,004	312,063	18,236,970	△ 3,379,938,996	96,079,532,004	312,063	3,379,938,996	0
許可手数料	36,104,540,000	37,954,099,580	37,954,099,580	0	0	0	37,954,099,580	0	1,849,559,580	電気通信回線による登記情報提供手数料が予定より多かったこと等のため
薬劑取扱取金	56,926,170,000	52,269,063,056	52,269,063,056	0	0	0	52,269,063,056	0	4,657,106,944	0
通 料	917,541,000	870,922,500	870,922,500	0	0	0	870,922,500	0	46,618,500	0
没 収 金	1,544,393,000	752,752,477	752,752,477	0	0	0	752,752,477	0	791,640,523	0
罰金及科料	54,064,236,000	50,645,388,079	50,645,388,079	0	0	0	50,645,388,079	0	3,418,847,921	0
弁償及返納金	11,100,490,000	856,116,242	846,965,292	312,063	8,838,887	△ 253,833,708	8,838,887	312,063	8,838,887	0
弁償及返納金	711,794,000	339,005,945	339,005,945	10,253	7,857,480	△ 100,055,790	7,857,480	10,253	100,055,790	0
返 納 金	388,705,000	298,510,297	298,510,297	301,808	981,407	0	981,407	301,808	93,477,918	0
物品売却収入	247,000,000	149,401,907	149,401,907	0	0	0	149,401,907	0	97,598,093	0
不用物品売却収入	4,624,418,000	4,251,544,290	4,251,544,290	0	0	0	4,251,544,290	0	372,873,710	0
刑務所作業収入	4,612,593,000	4,241,198,268	4,241,198,268	0	0	0	4,241,198,268	0	371,394,732	0
少年院職業訓練収入	11,825,000	10,346,022	10,346,022	0	0	0	10,346,022	0	1,478,978	0
雑 入	456,814,000	617,855,962	608,457,879	0	9,388,083	0	608,457,879	0	151,643,879	0
労働保険料控除者負担金	36,624,000	38,237,918	38,237,918	0	0	0	38,237,918	0	164,319	0
小切手支払未済金取入	11,650,000	40,396,664	40,396,664	0	0	0	40,396,664	0	28,746,664	0
延 滞 金	4,077,000	6,956,040	6,854,485	0	101,555	0	6,854,485	0	2,477,485	0
期満後収入	169,553,000	305,845,033	305,845,033	0	0	0	305,845,033	0	136,292,033	0
雑 取 入	234,910,000	226,420,307	226,420,307	0	0	0	226,420,307	0	17,686,221	0
法 務 省 主 管 計	100,181,228,000	96,655,696,552	96,647,087,519	312,063	18,296,970	△ 3,534,140,481	96,647,087,519	312,063	18,296,970	△ 3,534,140,481

平成25年度 復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) 東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書

復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) 東日本大震災復興特別会計

歳入予算額 (円)	歳入予算額 (円)	予算額		合計 (円)	徴収決定済額 (円)	取納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	取納未済歳入額 (円)	歳入予算額と取納済額との差 (△は減) (円)
		追加正補算額(△)	修正減額						
401,000	0	0	0	401,000	592,804	592,804	0	0	191,804

款・項・目別区分及び各目の増減理由

款・項・目	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	取納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	取納未済歳入額 (円)	歳入予算額と取納済額との差 (△は減) (円)	増減理由
雑収入							
労働保険料被保険者負担金	401,000	592,804	592,804	0	0	191,804	保険料の被保険者負担金があったため
東日本大震災復興特別会計計	401,000	592,804	592,804	0	0	191,804	

3 平成25年公布法務省主管法律一覧

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日	参照ページ
1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律	5. 16	16	平成25年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 (平成25年5月16日施行)	
2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律	6. 12	33	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(平成25年12月1日施行)	
3 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律	6. 19	48	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約が日本国において効力を生ずる日	
4 刑法等の一部を改正する法律	6. 19	49	公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、更生保護法関連の一部の規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日)	
5 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律	6. 19	50	刑法等の一部を改正する法律の施行の日	

法律名	公布月日	法律番号	施行年月日	参照ページ
6 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法	6. 26	61	公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（平成25年9月25日施行）	
7 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律	6. 26	62	公布の日	
8 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	11. 27	86	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日	
9 裁判官の配偶者同行休業に関する法律	12. 4	91	公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、国家公務員の留学費用の償還に関する法律を一部改正する規定については、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日）	
10 民法の一部を改正する法律	12. 11	94	公布の日	

4 平成25年公布法務省主管政令一覧

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日	参照ページ
1 登記手数料令等の一部を改正する政令	3. 15	58	平成25年 4 月 1 日	
2 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害を定める政令	7. 31	231	公布の日	
3 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行期日を定める政令	9. 13	270	公布の日	
4 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	9. 13	271	平成25年 9 月25日	
5 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律の施行期日を定める政令	9. 20	279	公布の日	
6 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令	9. 20	280	平成25年 9 月24日	

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日	参照ページ
7 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	11. 1	305	公布の日	
8 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五条第一項の資産及び基準額を定める政令の一部を改正する政令	11. 1	306	平成25年12月1日	
9 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第二条第一項の特定大規模災害及びこれに対し適用すべき措置等を指定する政令	12.26	367	公布の日	

5 平成25年公布法務省令等一覧

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	参照 ページ
1	戸籍法施行規則の一部を改正する省令	1. 25	平成25年3月1日 一部は 平成25年10月1日	
2	登記事務委任規則の一部を改正する省令	1. 31	平成25年2月1日 一部は 平成25年3月19日 平成25年3月21日	
3	不動産登記規則等の一部を改正する省令	3. 21	公布の日 一部は 平成25年3月25日	
4	法務省組織規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
5	法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
6	刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
7	少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
8	矯正管区組織規則	5. 16	公布の日	
9	保護観察所組織規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
10	入国者収容所組織規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
11	地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
12	警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
13	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
14	法務省定員規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
15	保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令	5. 16	公布の日	
16	会社計算規則の一部を改正する省令	5. 20	公布の日	

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	参照 ページ
17	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	5. 23	平成25年6月24日	
18	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	5. 29	公布の日	
19	登記事務委任規則の一部を改正する省令	6. 21	平成25年7月1日 一部は 平成25年8月20日 平成25年8月21日	
20	大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令	8. 15	平成25年8月20日	
21	死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく特別給付金の支給に関する省令	9. 20	平成25年9月24日	
22	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則	11. 1	平成25年12月1日	
23	総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令	11. 1	平成25年12月1日	
24	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	11. 14	平成25年12月1日	
25	昭和8年司法省令第38号の一部を改正する省令	11. 18	公布の日	
26	登記事務委任規則の一部を改正する省令	11. 22	平成25年12月1日 一部は 平成26年2月10日	
27	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	12. 16	平成25年12月20日	
28	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令	12. 17	平成26年1月1日 一部は 平成26年1月20日	

省令番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	参照 ページ
29	犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令	12. 20	平成26年 1 月 1 日	
(共同府・省令)				
法務省 厚生労働省	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	2. 15	平成25年 4 月 1 日	
内閣府 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者に関する命令の一部を改正する命令	3. 25	平成25年 3 月26日	
内閣府 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制委員会 防衛省	関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令	3. 29	平成25年 4 月 1 日	

省令番号	省令名	公布月日	施行年月日	参照ページ
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令	12. 27	平成26年 4 月 1 日	
総務省1 法務省	戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令	12. 26	平成26年 1 月 3 日	
法務省2 厚生労働省	死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行規則	9. 20	平成25年 9 月 24 日	

6 平成25年主要訓令等一覧

(法務省訓令)

訓令番号	題名	月日	施行年月日	参照ページ
1	被疑者補償規程の一部を改正する訓令	3.29	25. 4. 1	
2	主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令	4. 1	公布の日	
3	検察庁事務章程の一部を改正する訓令	5.16	25. 5.16	

(法務大臣訓令)

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日	参照ページ
(秘書課)				
1 法務省文書決裁規程の一部を改正する訓令	3.29	秘法訓 1	25. 4. 1	
2 法務省文書決裁規程の一部を改正する訓令	9.24	秘法訓 3	25.10. 1	
3 法務省文書決裁規程の一部を改正する訓令	11.29	秘法訓 4	25.11.29	
(人事課)				
1 法務省定員細則の一部を改正する訓令	5.16	人定訓 1	25. 5.16	
2 法務省人事評価実施規程の一部を改正する訓令	5.16	人服訓 1	25. 5.16	
3 法務省に勤務する職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令	12.16	人服訓 2	26. 1. 1	
(会計課)				
1 会計機関(契約担当官及び物品管理官を除く。)の官職指定に関する訓令等の一部を改正する訓令	3.28	会 訓 56	25. 4. 1	
2 法務省所管に係る東日本大震災復興特別会計事務取扱規程の一部を改正する訓令	12.24	会 訓 2	25.12.27	

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日	参照ページ
(施設課) 法務省所管工事取扱規程の一部を改正する訓令	3.12	施訓7	25.4.1	
(刑事局)				
1 事件事務規程の全部を改正する訓令	3.19	刑総訓1	25.4.1	
2 執行事務規程の全部を改正する訓令	3.19	刑総訓2	25.4.1	
3 証拠品事務規程の一部を改正する訓令	3.19	刑総訓3	25.4.1	
4 徴収事務規程の全部を改正する訓令	3.19	刑総訓4	25.4.1	
5 犯歴事務規程の一部を改正する訓令	3.19	刑総訓5	25.4.1	
6 記録事務規程の全部を改正する訓令	3.19	刑総訓6	25.4.1	
7 刑事関係報告規程の一部を改正する訓令	3.19	刑総訓10	25.4.1	
8 総括捜査官の配置に関する規程の一部を改正する訓令	5.16	刑総訓11	25.5.16	
9 徴収事務規程の一部を改正する訓令	11.28	刑総訓12	25.12.1	
10 刑事関係報告規程の一部を改正する訓令	12.11	刑総訓13	26.1.1	
(矯正局)				
1 矯正職員の研修に関する訓令の一部を改正する訓令	3.1	矯総訓1	25.3.1	
2 矯正臨時報告規程の一部を改正する訓令	4.15	矯総訓2	25.4.15	
3 矯正緊急報告規程の一部を改正する訓令	4.15	矯総訓3	25.4.15	
4 矯正定期報告規程の一部を改正する訓令	4.17	矯総訓4	25.4.17	

題名又は件名	月日	記号番号	施行年月日	参照ページ
5 統括矯正処遇官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	5.16	矯総訓 5	25. 5.16	
6 少年院及び少年鑑別所における統括専門官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	5.16	矯総訓 6	25. 5.16	
7 矯正管区文書取扱規程の一部を改正する訓令	5.16	矯総訓 7	25. 5.16	
8 死亡手当金及び障害手当金に関する訓令の一部を改正する訓令	5.16	矯少訓 1	25. 5.16	
9 婦人補導院在院者又はその遺族に対する死亡手当金等の支給に関する訓令の一部を改正する訓令	5.16	矯成訓 1	25. 5.16	
(保護局)				
1 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程の一部を改正する訓令	3.28	保観訓 1	25. 4. 1	
2 地方更生保護委員会事務処理規程の一部を改正する訓令	5.16	保総訓 5	25. 5.16	
3 犯罪を犯した者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程の一部を改正する訓令	12.20	保観訓 8	25.12.20	
(入国管理局)				
統括審査官及び統括入国警備官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.19	管総訓 3	25. 4. 1	

7 平成25年主要通達等一覧

題名又は件名	月日	記号番号	備考
(秘書課) 「法務省本省情報公開審査基準について」の一部改正について	3. 19	秘公 5	秘書課長依命通達
(人事課)			
1 「予備自衛官の不利益取扱の禁止について」の一部改正について	1. 25	人服 22	人事課長通達
2 予備自衛官及び消防団員に係る兼業許可申請について	1. 25	人服 23	人事課長通知
3 「職員の兼業等について」の一部改正について	1. 25	人服 24	人事課長通知
4 異動日を挟んだ週休日の振替等の取扱いについて	2. 19	人服 42	人事課長通知
5 職員が結婚する場合の休暇（人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第5号）の運用に関する取扱いについて	2. 19	人服 43	人事課長通知
6 給実甲等の一部改正等について	2. 26	人給 38	人事課長依命通知
7 平成25年4月1日における号俸の調整について	2. 26	人給 39	人事課長依命通達
8 関西国際空港連絡橋に係る利用税の取扱いについて	3. 1	人給 44	人事課長通知
9 平成23年人事院指令14-1（平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の廃止について	3. 29	人服 98	人事課長依命通達
10 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱に関する取扱いについて」の一部改正について	3. 29	人任 92	事務次官依命通達
11 国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）の一部改正について等について	4. 10	人給 85	人事課長依命通知
12 人事院事務総長通知の一部改正について	4. 11	人服 106	人事課長依命通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
13 「法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」の一部改正について	5.16	人企 49	事務次官依命通達
14 本省内部部局の職員の配置定員について	5.16	人定 24	人事課長依命通達
15 法務局及び地方法務局の職員の配置定員について	5.16	人定 25	人事課長依命通達
16 検察庁の職員の配置定員について	5.16	人定 26	人事課長依命通達
17 矯正研修所の職員の配置定員について	5.16	人定 27	人事課長依命通達
18 矯正管区の職員の配置定員について	5.16	人定 28	人事課長依命通達
19 刑務所、少年刑務所及び拘置所の職員の配置定員について	5.16	人定 29	人事課長依命通達
20 少年院の職員の配置定員について	5.16	人定 30	人事課長依命通達
21 少年鑑別所の職員の配置定員について	5.16	人定 31	人事課長依命通達
22 地方更生保護委員会の職員の配置定員について	5.16	人定 32	人事課長依命通達
23 保護観察所の職員の配置定員について	5.16	人定 33	人事課長依命通達
24 入国者収容所の職員の配置定員について	5.16	人定 34	人事課長依命通達
25 地方入国管理局の職員の配置定員について	5.16	人定 35	人事課長依命通達
26 国家公務員退職手当法の運用方針等の一部改正について等について	5.28	人給 124	人事課長依命通知
27 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	5.31	人給 127	人事課長依命通達
28 定年前早期退職について	5.31	人給 128	人事課長依命通達
29 「参議院議員通常選挙における国家公務員の服務規律の確保について」及び「参議院議員の通常選挙に際しての職員の政治的行為の制限に関する違反防止について」について	6.13	人服 172	人事課長依命通知
30 人事院事務総長通知の一部改正について	6.13	人服 173	人事課長依命通知
31 「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の退職手当の取扱いについて」の一部改正について	6.17	人給 148	人事課長依命通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
32 「定年退職者等の再任用の運用について」の廃止について	6. 24	人高 3	人事課長通達
33 「定年退職者等の再任用関係事務について」の廃止について	6. 24	人高 4	人事課長通知
34 定年退職者等の再任用について	6. 24	人高 5	人事課長依命通達
35 俸給の特別調整額について	6. 26	人給 157	人事課長依命通達
36 国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点について	7. 2	人服 178	人事課長依命通知
37 「地方検察庁における宿直勤務について」の一部改正について	9. 6	人服 214	人事課長依命通達
38 人事院規則12-0（職員の懲戒）の一部改正について	9. 12	人服 217	人事課長通知
39 給実甲第326号（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部改正について	10. 7	人給 228	人事課長依命通知
40 人事院事務総長通知の一部改正について	10. 31	人服 264	人事課長依命通知
41 「国の行政機関での職員の旧姓使用について」の一部改正について	11. 1	人企 114	官房長通知
42 「超過勤務による疲労蓄積防止のための早出遅出勤務及び業務の都合による早出遅出勤務について」の一部改正について	12. 16	人服 288	人事課長依命通達
43 人事院規則22-0（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部改正について (会計課)	12. 24	人服 292	人事課長依命通知
1 「一括調達の運用ルール」の改定について	1. 30	会 195	会計課長通達
2 会計検査院の指摘事項の周知徹底と適正な予算執行について	2. 6	会 268	会計課長通知
3 平成24年度補正予算に係る官公需に関する中小企業者の受注機会の増大について	3. 1	会 458	会計課長通知
4 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部改正について	3. 11	会 758	会計課長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
5 秋田新幹線における特別急行料金の取扱について	3. 28	会 1055	会計課長通知
6 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払について	4. 3	会 1276	会計課長依命通知
7 平成25年度歳入・歳出予算科目区分の説明について	4. 8	会 1289	会計課長依命通達
8 夏季の省エネルギー対策について	5. 10	会 1490	会計課長依命通知
9 情報システムに関する入札に係る総合評価落札方式について	8. 7	会 2147	会計課長依命通知
10 会計実地検査時等における綱紀肅正に関する協力依頼について	10. 9	会 2559	会計課長依命通知
11 政府調達に係る入札にあたっての消費税及び地方消費税の取扱いについて	10. 24	会 2682	会計課長通知
12 冬季の省エネルギー対策について	11. 27	会 2870	会計課長依命通知
13 平成24年度決算検査報告事項の周知徹底等について	12. 2	会 2992	会計課長通知
14 「平成25年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の策定及び同方針の運用について	12. 3	会 2999	会計課長依命通知
15 政府調達に関する自主的措置の効力について	12. 18	会 3095	会計課長通知
(施設課)			
1 「建設工事の競争入札手続実施細則について」の一部改正について	3. 18	施 557	会計課長・施設課長通知
2 「工事請負契約における債権譲渡の承諾について」の一部改正について	3. 26	施 601	会計課長・施設課長通達
3 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いについて」の一部改正について	5. 20	施 898	会計課長・施設課長依命通達
4 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いの運用について」の一部改正について	5. 20	施 899	会計課長・施設課長通知
5 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う工事請負契約等の取扱いについて	10. 1	施 1831	施設課長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
6 「建設工事の競争入札手続実施細則について」の一部改正について	10.30	施 1832	会計課長・施設課長通知
7 「「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）」の運用について」の一部改正について	10.30	施 1833	施設課長通知
8 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いの運用について」の一部改正について	11. 1	施 1851	会計課長・施設課長通知
9 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いについて」の一部改正について	11. 1	施 1852	会計課長・施設課長依命通達
10 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いの運用について」の一部改正について	12.13	施 2046	会計課長・施設課長通知
(厚生管理官) 本省における健康管理担当者等の指名について	12.17	厚 255	事務次官通達
(司法法制部)			
1 刑事統計符号表の一部改正について	2. 4	司司 52	司法法制部長通知
2 矯正統計符号表の一部改正について	5.16	司司 225	司法法制部長通知
3 保護統計符号表の一部改正について	5.16	司司 226	司法法制部長通知
4 少年矯正統計符号表の一部改正について	5.16	司司 227	司法法制部長通知
(民事局)			
1 時効処理等取扱要領の制定について	1.11	民商 7	民事局長・大臣官房会計課長通達
2 動産・債権譲渡登記システムセキュリティ規程の一部改正について	3.14	民商 31	民事局長通達
3 死体取扱規則の改正に関する戸籍事務の取扱いについて	3.25	民一 305	民事局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
4 「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う動産譲渡登記等に関する事務の取扱いについて」により準じて取り扱うものとされている「登記手数料令及び債権譲渡登記令の一部を改正する政令等の施行に伴う債権譲渡登記事務の取扱いについて」の一部改正について	3.26	民商 38	民事局長通達
5 大規模災害からの復興に関する法律等の施行に伴う筆界特定の手続に関する事務の取扱いについて	8.20	民二 364	民事局長通達
6 民法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記等の事務の取扱いについて	12.11	民二 781	民事局長通達
7 民法の一部を改正する法律の施行に伴う供託事務の取扱いについて	12.11	民商 108	民事局長通達
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者となる所有権の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否について	12.12	民二 809	民事局長通達
9 「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条第2項の規定による指定を受けた事務に係る登記簿の改製作業等の取扱いについて」(平成17年3月2日付け法務省民商第502号民事局長通達)の一部改正について	12.26	民商 116	民事局長通達
(刑事局)			
1 事件事務規程の改正について	3.19	刑総 405	刑事局長依命通達
2 執行事務規程の改正について	3.19	刑総 406	刑事局長依命通達
3 証拠品事務規程の一部を改正する訓令について	3.19	刑総 407	刑事局長依命通達
4 徴収事務規程の改正について	3.19	刑総 408	刑事局長依命通達
5 記録事務規程の改正について	3.19	刑総 409	刑事局長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
6 事件事務規程，執行事務規程，徴収事務規程及び記録事務規程の全部を改正する訓令並びに証拠品事務規程の一部を改正する訓令の施行に伴う関係通達の廃止について	3. 29	刑総 497	刑事局長依命通達
7 日米地位協定における刑事裁判管轄権に関する合意事項46項の改正等について	10. 11	刑公 95	刑事局長依命通達
8 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の施行について	11. 18	刑制 80	刑事局長依命通達
9 昭和62年12月18日付け法務省刑総秘第29号通達「刑事関係報告規程の改正について」及び平成15年12月26日付け法務省刑総第1439号通達「刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について」の一部改正について	12. 11	刑総1578	刑事局長依命通達
10 刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について	12. 11	刑総1579	刑事局長依命通達
(矯正局)			
1 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	1. 15	矯成 63	矯正局長依命通達
2 「受刑者の移送について」の一部改正について	1. 24	矯成 171	矯正局長依命通達
3 名籍事務の適切な実施について	2. 1	矯成 234	矯正局長通達
4 通達の廃止について	2. 19	矯成 348	矯正局長通達
5 一元的文書管理システム発受機能の運用開始に伴う文書の取扱いについて	2. 25	矯総 460	矯正局長依命通達
6 「受刑者の移送について」の一部改正について	3. 1	矯成 444	矯正局長依命通達
7 「矯正職員の任用・昇進等の基準について」の一部改正について	3. 1	矯総 445	大臣官房人事課長・矯正局長連名通達
8 「刑務官の階級について」の一部改正について	3. 1	矯総 446	矯正局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
9 「矯正職員の研修に関する訓令の運用について」の一部改正について	3. 1	矯総 447	矯正局長依命通達
10 「矯正施設における通訳、翻訳等の業務及びその共助について」の一部改正について	3. 15	矯成 549	矯正局長通達
11 「受刑者の移送について」の一部改正について	3. 21	矯成 587	矯正局長依命通達
12 「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について」の一部改正について	3. 22	矯成 609	矯正局長依命通達
13 「改善指導の標準プログラムについて」の一部改正について	3. 22	矯成 610	矯正局長依命通達
14 受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について	4. 11	矯成 796	矯正局長通達
15 「暴力団関係被収容者の暴力団からの離脱等に関する警察機関との協力について」の一部改正について	4. 18	矯成 824	矯正局長通達
16 通達の廃止について	4. 26	矯医 178	矯正局長通達
17 「管区外に送致すべき少年の取扱いについて」の一部改正について	5. 15	矯少 76	矯正局長依命通達
18 「矯正施設文書取扱規程の実施細目について」の一部改正について	5. 16	矯総1261	矯正局長依命通達
19 「少年院の運営について」の一部改正について	5. 16	矯少 70	矯正局長依命通達
20 「篤志面接委員の委嘱及びその活動等に関する訓令の運用について」の一部改正について	5. 21	矯成1096	矯正局長依命通達
21 「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」の一部改正について	5. 28	矯医 196	矯正局長依命通達
22 法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)について	7. 25	矯少 165	矯正局長通達
23 矯正職員の再任用について	8. 1	矯総2043	矯正局長通達
24 「矯正職員の任用・昇進等の基準について」の一部改正について	8. 28	矯総2348	大臣官房人事課長・矯正局長連名通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
25 矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について	9. 20	矯成2063	矯正局長通達
26 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	10. 10	矯成2219	矯正局長依命通達
27 緊急自動車について	10. 29	矯成2345	矯正局長通達
28 「全国矯正職員剣道試合規則について」の一部改正について	12. 18	矯成2763	矯正局長通達
29 「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」の一部改正について	12. 25	矯成2822	矯正局長依命通達
(保護局)			
1 仮釈放等調査票に係る試行について	3. 8	保観 17	保護局長通達
2 「保護司候補者検討協議会の設置について」の改正について	3. 12	保更 30	保護局長通達
3 「保護司候補者検討協議会設置要綱の実施について」の改正について	3. 12	保更 31	更生保護振興課長通知
4 ストーカー行為等に係る保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について	3. 14	保観 19	保護局長通達
5 薬物事犯受刑者に対する社会内移行調査の実施について	3. 19	保観 23	保護局長通達
6 「更生保護就労支援モデル事業・更生保護被災地域就労支援対策強化事業の実施について」の一部改正について	3. 26	保更 36	保護局長通達
7 保護観察対象者が行う被害弁償等に関する法的支援について	3. 28	保総 110	保護局長通達
8 「刑務所出所者等に対する就労支援の推進について」の改正について	3. 29	保更 38	保護局長通達
9 社会復帰調整官の育成について	3. 29	保総 122	保護局長通達
10 「保護司の委嘱通知について」の廃止について	3. 29	保総 124	保護局長・人事課長依命通達
11 「寄附者に対する法務大臣感謝状授与候補者推薦等事務処理要領の制定について」の一部改正について	4. 11	保総 142	保護局長通達
12 K-WANを活用した保護司研修資料の提示について	4. 30	保更 60	更生保護振興課長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
13 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について	5.13	保総 180	保護局長通達
14 協力雇用主のもとに雇用された刑務所出所者等の職場定着の促進及び協力雇用主による雇用拡大に向けた取組について	5.16	保更 62	保護局長通達
15 ソーシャル・ファームを活用した新たな就労先の確保について	5.16	保更 64	保護局長通達
16 「社会貢献活動を活用した保護観察の実施について」の一部改正について	5.16	保観 66	保護局長通達
17 更生保護委託費支弁基準第7条の2第1項に規定する規制薬物等に対する依存がある被保護者に対し委託を受けて当該依存からの回復に重点を置いた更生保護法第85条第1項本文の規定に基づく措置を実施する施設の指定について	6.27	保更 74	法務大臣通知
18 指定された更生保護施設における規制薬物等に対する依存がある被保護者の処遇等について	7.26	保更 79	保護局長通達
19 指定された更生保護施設における規制薬物等に対する依存がある被保護者の処遇等に係る留意事項について	7.26	保更 80	更生保護振興課長・観察課長通知
20 保護司会の組織運営に対する支援の充実に向けた取組について	8.15	保更 81	更生保護振興課長通知
21 更生保護委託費の効率的かつ効果的な執行について	9.6	保更 93	総務課長・更生保護振興課長・観察課長通知
22 消費税転嫁対策特別措置法の施行について	10.4	保更 100	更生保護振興課長通知
23 更生保護関係民間団体の長の就任に伴う報告について	10.17	保更 110	更生保護振興課長通知
24 「地方別保護司代表者協議会の開催について」の一部改正について	11.1	保更 114	保護局長通達
25 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」の一部改正について	12.20	保観 118	矯正局長、保護局長依命通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
26 「覚せい剤事犯者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について」の一部改正について (人権擁護局)	12.20	保観 121	保護局長通達
1 平成25年度啓発活動重点目標及び年間強調事項について	2. 7	権啓 18	人権擁護局長通達
2 人権擁護委員が法務局に常駐して職務を行う方式の実施について	8.30	権総 237	人権擁護局長通達
3 平成25年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について	9. 3	権啓 76	人権擁護局長通達
4 「第65回人権週間」について	9. 6	権啓 83	人権擁護局長通達
(入国管理局)			
1 「入国・在留審査要領」の一部改正について	1.22	管在 301	入国管理局長通達
2 我が国とノルウェーとの間のワーキング・ホリデー制度の導入に伴う取扱いについて	1.30	管在 475	入国管理局長通達
3 難民認定事務取扱要領の一部改正について	2.19	管総 443	入国管理局長通達
4 テロ対策のための厳格な上陸・在留審査の実施について	3.6	管在1193	入国管理局長通知
5 入国・在留審査要領の一部改正について	3.18	管在1425	入国管理局長通達
6 違反審判要領の一部改正について	3.26	管審 180	入国管理局長通達
7 難民異議申立事務取扱要領の一部改正について	3.27	管審 183	入国管理局長通達
8 入国・在留審査要領及び自動化ゲートシステム事務処理要領の一部改正について	3.28	管在1616	入国管理局長通達
9 対北朝鮮措置について	4. 5	管在1758	入国管理局長通達

題名又は件名	月日	記号番号	備考
10 国連安保理決議第2094号に係る北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連及びその他大量破壊兵器関連の計画に関係のある北朝鮮の施策に責任を有している者の入国及び通過防止の実施について	4. 5	管在1759	入国管理局長通達
11 第5回アフリカ開発会議開催に伴う厳格かつ円滑な出入国審査の実施について	5. 20	管在2411	入国管理局長通知
12 タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム及びフィリピンに対する査証緩和措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	6. 26	管在3181	入国管理局長通達
13 上陸審査要領の一部改正について	7. 25	管審 620	入国管理局長通達
14 留学に係る在留資格決定時の在留期間の決定の取扱いについて	8. 13	管在4072	入国管理局長通達
15 上陸手続中に上陸防止措置を執る者の身柄の監視等に要する費用の管費負担に係る措置について	8. 28	管審 717	入国管理局長通知
16 アラブ首長国連邦に対する査証緩和措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	9. 26	管在4853	入国管理局長通達
17 帰国支援事業による帰国支援を受けた日系人への対応について	10. 1	管在4971	入国管理局長通達
18 ブラジル共和国外交・公用旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	10. 2	管在4998	入国管理局長通達
19 カンボジア、ラオス及びパプアニューギニアに対する査証緩和措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	11. 1	管在5687	入国管理局長通達
20 寄港地上陸許可申請の取扱いに関する「入国・在留審査要領」の一部改正について	11. 12	管在5888	入国管理局長通達
21 「入国・在留審査要領」の一部改正について	11. 19	管在6023	入国管理局長通達
22 日・ASEAN特別首脳会議開催に伴う厳格かつ円滑な出入国審査の実施について	12. 5	管在6350	入国管理局長通知

題名又は件名	月日	記号番号	備考
23 「入国・在留審査要領」の一部改正について	12. 16	管在6560	入国管理局長通達
24 「入国・在留審査要領」の一部改正について	12. 24	管在6743	入国管理局長通達

8 平成25年法務省主要行事等一覧

行事等の名称	実施月日	参照ページ
(秘書課)		
(会 同)		
検察長官会同	2. 20・21, 9. 26	
検事長会同	2. 22, 7. 2, 11. 27	
(式 典)		
春の叙勲による勲章伝達式	5. 10	
第20回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	5. 14	
春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	5. 16	
秋の叙勲による勲章伝達式	11. 7	
第21回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	11. 11	
秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	11. 13	
(人事課)		
司法試験	5. 15・16・18・19	
司法試験予備試験短答式試験	5. 19	
法務省専門職員(人間科学)採用試験	6. 9, 7. 16~18	
司法試験予備試験論文式試験	7. 14・15	
副検事の選考筆記試験	7. 16	
検察官特別考試筆記試験	7. 17~19	
刑務官採用試験	9. 22, 10. 24~26	
入国警備官採用試験	9. 29, 10. 29~31	
副検事の選考口述試験	10. 15・16	
司法試験予備試験口述試験	10. 26・27	
(会計課)		
刑事施設等予算担当課長会同	5. 21	
少年施設等予算担当課長会同	5. 23	
地方入国管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同	5. 27	
法務局・地方法務局会計課長会同	5. 29	
検察庁会計課長会同	6. 4	
地方更生保護委員会事務局総務課長・保護観察所企画調整課長会同	6. 7	

行事等の名称	実施月日	参照ページ
(民事局)		
法務局長事務打合せ会	1. 16・17	
法務局・地方法務局会計課長会同	5. 28・29	
法務局長・地方法務局長会同	6. 19・20	
法務局統括監査専門官事務打合せ会	7. 4	
地方法務局次長会同	9. 27	
法務局・地方法務局首席登記官会同	10. 1	
法務局総務・民事行政部長会同	10. 2・3	
法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同	10. 8	
法務局民事行政調査官事務打合せ会	10. 24	
法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	11. 1	
法務局長事務打合せ会	12. 4・5	
(刑事局)		
検察長官会同	2. 20・21	
副検事会同	3. 7	
検察庁会計課長会同	6. 4	
検察庁事務局長会同	6. 13	
平成25年度検察官・国税査察官合同中央協議会	9. 10・11	
検察長官会同	9. 26	
司法修習生指導担当検事協議会	10. 10	
検務実務家ブロック会同	10. 10・11, 10. 31	
	11. 1, 11. 13・14	
全国次席検事会同	10. 23・24	
組織犯罪担当検事会同	11. 29	
(矯正局)		
(会 同)		
矯正管区長等協議会	1. 11	
矯正関係予算担当課長等会同 (刑事施設)	5. 20・21	
矯正関係予算担当課長等会同 (少年施設)	5. 22・23	
矯正管区長等協議会	5. 28	
刑事施設長会同	5. 30・31	
少年院長会同及び少年鑑別所長会同	6. 24・25	

行事等の名称	実施月日	参照ページ
矯正医療の在り方に関する有識者検討会	7. 25・9. 26・11. 29・ 12. 19	
鑑別・観護処遇問題協議会	9. 11	
少年院処遇問題協議会	9. 25	
被收容者処遇対策協議会	9. 24	
矯正管区長等協議会	10. 11	
刑事施設分類協議会	10. 22	
矯正医療対策協議会	10. 23	
矯正管区第二部長等協議会	10. 30・31	
矯正管区第三部長等協議会	11. 21・22	
矯正管区第一部長等協議会	12. 5・6	
矯正管区首席管区監査官等協議会	12. 12・13	
(その他)		
全国刑務所作業製品展示即売会(第55回全国矯正展)	5. 31・6. 1	
(保護局)		
(会 同)		
地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等 及び保護観察所首席・統括保護観察官会同	1. 15	
地方更生保護委員会事務局長協議会	4. 26	
地方更生保護委員会事務局総務課長・保護観察 所企画調整課長会同	6. 7	
地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同	6. 26	
地方更生保護委員会委員長会同	6. 27	
地方更生保護委員会委員長会同	10. 16・17	
地方更生保護委員会事務局長会同	11. 28・29	
地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等 及び保護観察所首席・統括保護観察官会同	12. 4	
(その他)		
平成24年度被害者担当官等中央協議会	1. 17・18	
平成24年度第2回保護司活動推進研究会	2. 5	
平成24年度地方保護司連盟及び保護司会連合会 会長等協議会	3. 1	

行事等の名称	実施月日	参照ページ
平成25年度地方保護司連盟及び保護司会連合会 会長等協議会	5. 24	
保護司特別功労章授与式	5. 24	
第50回記念“日本更生保護女性の集い”	6. 18	
平成25年度第1回保護司活動推進研究会	6. 28	
平成25年度地方更生保護委員会新任委員セミナー	7. 18・19	
平成25年度保護司等中央研修会	9. 24・25	
(人権擁護局)		
平成24年度人権シンポジウム「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」(福島市)	1. 19	
ハンセン病問題に関するシンポジウム(鹿児島市)	2. 9	
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間	6. 24～30, 9. 30～10. 4	
ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」 (東京都東村山市)	7. 24	
平成25年度人権シンポジウム「震災と人権～一人一人の心の復興を目指して～」(石巻市)	8. 31	
全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間	9. 9～15	
平成25年度人権シンポジウム「インターネットと人権～今、ネットで何が起きているのか～」 (東京都港区)	10. 20	
人権擁護委員に対する法務大臣表彰式	10. 21	
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間	11. 18～24	
第65回人権週間	12. 4～10	
平成25年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間	12. 10～16	
政府主催シンポジウム「拉致問題解決に向けて～専門家100人大討論会～」(東京都千代田区)	12. 14	
「ふるさとの風コンサート～「北朝鮮拉致被害者」救出を誓う音楽の集い～」(東京都中央区)	12. 16	

行事等の名称	実施月日	参照ページ
(入国管理局)		
地方入国管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同	5. 27	
地方入国管理局長・入国者収容所長会同	7. 4	
地方入国管理局・入国者収容所警備監理官・首席入国警備官会同	10. 3	
地方入国管理局審査監理官・首席審査官会同	10. 17	

9 平成25年法務省主要人事一覧

職 名	平成25年1月1日現在	平成25年12月31日までの異動
本 省		
法 務 大 臣	谷 垣 禎 一	
法 務 副 大 臣	後 藤 茂 之	奥 野 信 亮 (25. 9. 30)
大 臣 政 務 官	盛 山 正 仁	平 口 洋 (25. 9. 30)
事 務 次 官	西 川 克 行	
官 房 長	黒 川 弘 務	
訟 務 総 括 審 議 官	青 野 洋 士	都 築 政 則 (25. 8. 1)
官 房 審 議 官	大 場 亮 太 郎	
官 房 審 議 官	中 山 孝 雄	永 谷 典 雄 (25. 4. 1)
官 房 審 議 官	萩 本 修	
官 房 審 議 官	岩 尾 信 行	
官 房 審 議 官	面 田 博	和 田 雅 樹 (25. 1. 18)
官 房 審 議 官	吉 池 浩 嗣	杵 渕 正 巳 (25. 8. 1)
官 房 参 事 官	柿 崎 伸 二	椿 百 合 子 (25. 1. 18)
官 房 参 事 官	伊 藤 栄 二	
官 房 参 事 官	近 藤 裕 之	伊 藤 清 隆 (25. 4. 1)
官 房 参 事 官	関 述 之	
官 房 参 事 官	細 川 二 朗	
官 房 参 事 官	小 原 一 人	
官 房 参 事 官	筒 井 健 夫	
官 房 参 事 官	飯 島 泰 夫	
官 房 参 事 官	村 上 忠 夫	佐 藤 克 巳 (25. 4. 1)

職 名	平成25年1月1日現在	平成25年12月31日までの異動
秘書課長	名取俊也	
人事課長	辻裕教	小山太士(25.7.5)
会計課長	小野瀬厚	
施設課長	和田雅樹	富山 聡(25.1.18)
厚生管理官	磯山博	神田 滋(25.4.1)
訟務企画課長	永谷典雄	鈴木正紀(25.4.1)
民事訟務課長	鈴木正紀	武笠圭志(25.4.1)
行政訟務課長	佐久間健吉	角井俊文(25.4.1)
租税訟務課長	藤谷俊之	
財産訟務管理官	角井俊文	近藤裕之(25.4.1)
司法法制部長	小川秀樹	
司法法制課長	松本裕	
審査監督課長	飯島信幸	
民事局長	深山卓也	
総務課長	小出邦夫	
民事第一課長	石井隆	
民事第二課長	江原健志	
商事課長	河合芳光	佐藤達文(25.4.1)
民事法制管理官	金子修	
刑事局長	稲田伸夫	
総務課長	小山太士	神村昌通(25.7.5)
国際課長	神村昌通	瀬戸毅(25.7.5)
刑事課長	久木元伸	
公安課長	高嶋智光	
刑事法制管理官	上富敏伸	
矯正局長	三浦守	面田博(25.1.18)
総務課長	富山聡	名執雅子(25.1.18)
成人矯正課長	大橋哲	
少年矯正課長	名執雅子	柿崎伸二(25.1.18)
矯正医療管理官	富澤一郎	
保護局長	齊藤雄彦	
総務課長	蛭原正敏	平尾博志(25.4.1)
更生保護振興課長	板谷充	齋場昌宏(25.4.1)
観察課長	平尾博志	吉田研一郎(25.4.1)

職 名	平成25年1月1日現在	平成25年12月31日までの異動
人権擁護局長	萩原秀紀	
総務課長	瀬戸毅	山本真千子(25.7.5)
調査救済課長	葛谷茂	
人権啓発課長	野崎昌利	
入国管理局長	高宅茂	榊原一夫(25.4.1)
総務課長	佐々木聖子	
入国在留課長	石岡邦章	
審判課長	北村晃彦	丸山秀治(25.4.1)
警備課長	山田利行	
出入国管理情報官	丸山秀治	石黒茂(25.4.1)
(施設等機関)		
法務総合研究所長	酒井邦彦	
矯正研修所長	阿部政孝	樫村則行(25.4.1)
(地方支分部局)		
(法務局長)		
東 京	石田一宏	
大 阪	河合裕行	
名 古 屋	堀部哲夫	新堀敏彦(25.4.1)
広 島	吉崎千恭	大河原清人(25.4.1)
福 岡	田村隆平	浅井琢児(25.4.1)
仙 台	浅井琢児	小宮山秀史(25.4.1)
札 幌	神尾衛	古門由久(25.4.1)
高 松	大河原清人	小沼邦彦(25.4.1)
(矯正管区長)		
東 京	横山和洋	阿部政孝(25.4.1)
大 阪	渡邊満幸	村上忠夫(25.4.1)
名 古 屋	齋藤和彦	有村正広(25.4.1)
広 島	有村正広	伊藤譲二(25.4.1)
福 岡	秋田明生	馬場恒嘉(25.4.1)
仙 台	馬場恒嘉	横尾邦彦(25.10.1)
札 幌	佐藤洋	亀田光生(25.4.1)
高 松	空閑龍也	熊谷竹生(25.4.1)
		竹下正宏(25.4.1)

職 名	平成25年 1 月 1 日現在	平成25年12月31日までの異動
〔 地方更生保護 〕 〔 委員会委員長 〕		
関 東	穴 戸 基 幸	
近 畿	鈴 木 一 光	
中 部	橋 本 昇	丸 山 晴 夫 (25. 4. 1)
中 国	丸 山 晴 夫	蛭 原 正 敏 (25. 4. 1)
九 州	笠 原 和 男	
東 北	浜 島 幸 彦	
北 海 道	市 川 清 志	合 田 憲 生 (25. 4. 1)
四 国	清 水 幸 男	久 保 貴 (25. 4. 1)
(地方入国管理局長)		
東 京	貝 谷 俊 男	佐 藤 公 俊 (25. 4. 1)
大 阪	住 川 洋 英	
名 古 屋	坂 本 貞 則	
広 島	志々岐 剛	福 山 宏 (25. 4. 1)
福 岡	三 浦 ちじこ	伊 東 勝 章 (25. 4. 1)
仙 台	三 好 真 理	
札 幌	佐 藤 正 二 章	小 山 信 幸 (25. 4. 1)
高 松	伊 東 勝 章	戈 賀 光 治 (25. 4. 1)
外 局		
(公安審査委員会)		
公安審査委員会委員長	田 中 康 久	房 村 精 一 (25. 1. 11)
(公安調査庁)		
公安調査庁長官	尾 崎 道 明	
公安調査庁次長	小 島 吉 晴	
公安調査庁研修所長	長 瀬 泰 久	
(公安調査局長)		
関 東	高 森 高 徳	岩 井 克 己 (25. 4. 10)
近 畿	岩 井 克 己	西 田 稔 (25. 4. 10)
中 部	丸 谷 孝 良	乙 武 孝 信 (25. 4. 1)
中 国	長 岡 憲 一	三 村 覚 (25. 4. 1)
九 州	西 田 稔	植 田 康 文 (25. 4. 10)
東 北	安部川 元 伸	遠 藤 正 博 (25. 4. 1)
北 海 道	乙 武 孝 信	上 林 清 (25. 4. 1)

職名	平成25年1月1日現在	平成25年12月31日までの異動
四国	松前辰夫	赤倉俊光(25. 4. 1)
検察庁 (最高検察庁)		
検事総長	小津博司	
次長	渡辺恵一	
事務局長	皆川正文	中澤三男(25. 4. 1)
(高等検察庁) (検事長)		
東大	大野恒太郎	
名古	北田幹直	
広屋	池上政幸	
福島	勝丸充啓	
仙岡	鈴木和宏	
札台	北村道夫	
高幌	河村博治	
清水	清水	
(事務局長)		
東大	川合康司	永井栄次(25. 4. 1)
名古	日楳真久	小川忠志(25. 4. 1)
広屋	中澤三男	小林亮(25. 4. 1)
福島	小川忠志	磯山博(25. 4. 1)
仙岡	永井栄次	林祐史(25. 4. 1)
札台	江森茂芳	木場勝則(25. 4. 1)
高幌	柏志信	赤木伸司(25. 1. 18)
清水	林祐史	齋藤敏(25. 4. 1)
(地方検察庁) (検事正)		
東横	伊丹俊彦	
さい	大野宗	
たま	大仲土和	中井國緒(25. 3. 26)
葉	大野重國	渡邊徳昭(25. 7. 5)
戸	飯倉立也	高崎秀雄(25. 3. 19)
宇都	渡辺登	

職	名	平成25年1月1日現在	平成25年12月31日までの異動
前	歌 古 津	橋	佐久間 達 哉 (25. 7. 5)
静		慶 德 榮 喜	
甲		長 野 哲 生	
長		米 村 俊 郎	西 浦 久 子 (25. 7. 5)
新		牧 島 聡 志	高 木 和 哉 (25. 4.10)
大		玉 岡 尚 志	
京		田 内 正 宏	
神		大 島 忠 郁	
奈		吉 田 広 司	
大		井 上 宏 篤	
和		北 村 聡 峰	
名		南 野 一 峰	
		寺 脇 一 修	
岐		阜 中 村 明	小 川 新 二 (25. 7. 5)
福		大 谷 晃 大	
金		長 崎 誠 男	山 本 昇 (25. 4.10)
富		信 田 昌 雄	落 合 義 和 (25. 6. 5)
広		窪 田 守 隆	
山		糸 山 隆 哉	土 持 敏 裕 (25. 4.10)
岡	山 取 好 春	杉 山 治 樹 (25. 4.24)	
鳥	江 新 倉 英 樹	辻 裕 教 (25. 7. 5)	
松	福 中 井 國 緒	飯 倉 立 也 (25. 3.19)	
福	佐 高 崎 秀 雄	堀 嗣 亜 貴 (25. 3.19)	
長	崎 小 寺 哲 夫	小 山 紀 昭 (25. 7. 5)	
大	熊 分 竹 内 司	德 田 薫 (25. 4.10)	
鹿	本 下 川 德 純		
宮	島 杉 浦 三 智 夫	中 原 亮 一 (25. 7. 5)	
那	崎 白 濱 清 貴	高 森 高 德 (25. 4.10)	
仙	那 北 川 健 太 郎	松 田 一 郎 (25. 7. 5)	
福	仙 相 澤 恵 一	林 眞 琴 (25. 7. 5)	
山	島 堺 徹	山 田 賀 規 (25. 7. 5)	
盛	形 坂 口 順 造	谷 岡 孝 範 (25. 4.10)	
	岡 北 原 一 夫	東 弘 (25. 7. 5)	

職名	平成25年1月1日現在	平成25年12月31日までの異動
秋青札函旭釧高徳高松	田森幌館川路松島知山 片岡弘 高畠久尚 渡邊徳昭 稲葉一生 小尾仁 山下輝年 加藤敏員 高口秀章 中川清明 山田賀規	矢野元博(25. 8. 1) 小寺哲夫(25. 7. 5) 江畑宏則(25. 3. 19) 小林健司(25. 4. 10) 中田和範(25. 7. 5)

10 第183回国会提出法律案審議経過一覧

(25.1.28～25.6.26 150日間)

区 分 件 名	閣 議	国 会 提 出 日	会 番 号	衆 議 院					参 議 院					公 布 日	法 律 番 号	施 行 日	備 考
				委 員 会				本 採 決 議 日	委 員 会				本 採 決 議 日				
				付 託 日	提 案 理 由	審 議 日	採 決 日		付 託 日	趣 旨 説 明	審 議 日	採 決 日					
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	3/15	3/15	27	3/19	3/19	3/22	3/26 (附帯)	3/28	4/24	4/25	5/9	5/9	5/10	5/16	16	平成25年5月16日	民主 趣旨説明要求
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案	3/15	3/15	28	4/2	4/3	4/10	4/10	4/12	5/29	5/30	6/4	6/4 (附帯)	6/5	6/12	33	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日	民主、維新、みんな、共産、生活 趣旨説明要求
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	3/15	3/15	30	6/24													民主、維新、みんな、共産、生活 趣旨説明要求 継続審査
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案	3/15	3/15	29	4/4	4/10	4/12 4/19 4/24 4/26	4/26 (附帯)	5/9	5/31	6/4	6/11	6/11 (附帯)	6/12	6/19	48	国際的な子の奪取の民法上の側面に関する条約が日本国について効力を生ずる日	民主、維新、みんな、共産、生活 趣旨説明要求
刑法等の一部を改正する法律案	3/22	3/22	37	6/6	6/7	6/11	6/11 (附帯)	6/13	5/27	5/28	5/30	5/30 (附帯)	6/5	6/19	49	公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日。ただし、第三の一の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	参先議 民主、維新、みんな、共産、生活 趣旨説明要求

区分 件名	閣 議	国 会 提 出 月 日	会 番 号	衆議院					参議院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
				委 員 会				本 採 決 月 議 日	委 員 会				本 採 決 月 議 日				
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日	採 決 月 日		付 託 月 日	趣 旨 説 明	審 議 日	採 決 月 日					
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案	3/22	3/22	38	6/6	6/7	6/11	6/11 (附帯)	6/13	5/27	5/28	5/30	5/30 (附帯)	6/5	6/19	50	刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第49号)の施行の日	参先議 民主, 維新, みんな, 共産, 生活 趣旨説明要求
大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法律案	4/9	4/9	49	5/8	5/10	5/17	5/21 (附帯)	5/23	6/12	6/13	6/18	6/18	6/19	6/26	61	公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日	民主, 維新, みんな, 共産, 生活 趣旨説明要求
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	4/9	4/9	50	5/8	5/10	5/17	5/21 (附帯)	5/23	6/12	6/13	6/18	6/18	6/19	6/26	62	平成25年6月21日	民主, 維新, みんな, 生活 趣旨説明要求
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案	4/12	4/12	52	6/13	6/14	6/19											民主, 維新, みんな, 生活 趣旨説明要求 継続審査
民法の一部を改正する法律案(非嫡出子相続分関係)(参法)(民,み,社 提出)		4/26	5														審議未了につき廃案
民法の一部を改正する法律案(債権関係)(参法)(民,生,社 提出)		5/9	6	6/21					5/28	6/4	6/11	6/11 (修正)	6/12				民主, 生活, 社民 趣旨説明要求 継続審査

区分 件名	閣議	国会 提出 月日	会 番 号	衆議院				本採 決 月 日	参議院				本採 決 月 日	公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
				委 員 会					委 員 会								
				付託 月日	提案 理由	審議 日	採決 月日		付託 月日	趣旨 説明	審議 日	採決 月日					
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆法） （自、維、公 提出）		5/29	22	6/24													民主、生活 趣旨説明要求 継続審査
死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案（衆法） （法務委員長 提出）		6/7	34		6/7		6/7	6/13	6/18		6/18	6/19	6/26	66			公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
国家賠償法の一部を改正する法律案（参法） （み、維、改 提出）		6/7	14														自民、公明、みんな 趣旨説明要求 審議未了につき廃案
検察審査会法の一部を改正する法律案（参法） （自、民、社 提出）		6/12	24														自民、公明、みんな 趣旨説明要求 審議未了につき廃案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（取調べの可視化関係）（衆法） （民主 提出）		6/24	47	6/24													審議未了につき廃案
司法試験法の一部を改正する法律案（衆法） （民主 提出）		6/24	48	6/24													審議未了につき廃案

11 第184回国会提出法律案審議経過一覧

(25.8.2～25.8.7 6日間)

区分 件名	閣議	国会 提出 月日	会 番 号	衆議院					参議院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
				委員 会				本採 決 月 日	委員 会				本採 決 月 日				
				付託 月日	提案 理由	審議 日	採決 月日		付託 月日	趣旨 説明	審議 日	採決 月日					
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案	4/12	4/12	52	6/13 8/2	6/14	6/19											民主, 維新, みんな, 生活 趣旨説明要求 継続審査
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	3/15	3/15	30	6/24													民主, 維新, みんな, 共産, 生活 趣旨説明要求 継続審査
民法の一部を改正する法律案(債権関係)(参法)(民,社 提出)		5/9	6	6/21					5/28	6/4	6/11	6/11 (修正)	6/12				民主, 生活, 社民 趣旨説明要求 継続審査
児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(衆法)(自,維,公 提出)		5/29	22	6/24													民主, 生活 趣旨説明要求 継続審査

12 第185回国会提出法律案審議経過一覧

(25.10.15～25.12.8 55日間)

区分 件名	閣議	国会 提出 月日	会 番 号	衆議院					参議院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
				委員 会				本採 決 月 日	委員 会				本採 決 月 日				
				付託 月日	提案 理由	審議 日	採決 月日		付託 月日	趣旨 説明	審議 日	採決 月日					
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案	4/12	4/12	52	6/13 8/2 10/15	6/14	6/19 11/1	11/5 (附帯)	11/5 (緊急上程)	11/6	11/7	11/12 11/14 11/19	11/19 (附帯)	11/20	11/27	86	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日	民主、維新、みんな、生活 趣旨説明要求
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	3/15	3/15	30	6/24 8/2 10/15													民主、維新、みんな、共産、生活 趣旨説明要求 継続審査
裁判官の配偶者同行休業に関する法律案	10/25	10/25	12	11/1	11/5	11/8	11/8	11/15	11/20	11/21	11/26	11/26	11/27	12/4	91	公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日	民主、維新、みんな、共産、生活 趣旨説明要求
民法の一部を改正する法律案	11/12	11/12	20	11/12	11/13	11/15 11/19 11/20	11/20	11/21	11/21	11/26	11/28 12/3	12/3	12/5	12/11	94	H25.12.11 (公布日から施行)	
会社法の一部を改正する法律案	11/29	11/29	22	12/5													民主、生活 趣旨説明要求 継続審査
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	11/29	11/29	23	12/5													民主、生活 趣旨説明要求 継続審査

区分 件名	閣 議	国 会 提 出 月 日	会 番 号	衆議院				本採 決 月 日	参議院				公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
				委 員 会					委 員 会							
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日	採 決 月 日		付 託 月 日	趣 旨 説 明	審 議 日	採 決 月 日				
民法の一部を改正する法律案（債権関係）（参法）（民主 提出）		5/9	6	6/21 8/2 10/15					5/28	6/4	6/11	6/11 (修正)	6/12			自民、公明 趣旨説明要求 審議未了につき廃案
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆法）（自、維、公 提出）		5/29	22	6/24 8/2 10/15												民主、みんな、共産、生活 趣旨説明要求 継続審査
民法の一部を改正する法律案（非嫡出子相続分関係）（参法）（民、み、社 提出）		11/5	3													自民、公明 趣旨説明要求 撤回
戸籍法の一部を改正する法律案（参法）（民、み、共、社 提出）		11/21	6						11/21	11/26	11/28 12/3	12/3				自民、公明 趣旨説明要求 参議院本会議において否決、廃案
会社法の一部を改正する法律案（参法）（民主 提出）		11/27	8													自民、維新、公明、みんな、共産、生活 趣旨説明要求 審議未了につき廃案

13 年 表

(平成25年 1 月 1 日～12月31日)

月 日	事 項
1月11日	タイ王女殿下が法務大臣を表敬訪問
2月 5日	国連難民高等弁務官が法務大臣を表敬訪問
2月 6日	国際移住機関（IOM）事務局長が法務大臣を表敬訪問
3月 6日	デンマーク国会議員法務委員会委員一行が法務大臣を表敬訪問
4月10日	国連薬物・犯罪事務所（UNODC）事務局長が法務大臣を表敬訪問
4月11日	カナダ高齢者担当国務大臣が法務大臣を表敬訪問
4月18日	ミャンマー国民民主連盟議長が法務大臣を表敬訪問
5月10日	春の叙勲による勲章伝達式
5月14日	第20回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式
5月16日	春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式
5月17日	新潟少年学院庁舎落成式
6月11日	ミャンマー連邦法務長官が法務大臣を表敬訪問
6月24日	フィリピン司法省次官が法務事務次官を表敬訪問
6月27日	熊谷拘置支所庁舎落成式
7月 1日 ～31日	第63回「社会を明るくする運動」強調月間
7月 3日	東京拘置支所庁舎落成式
7月10日	タイ法務省副次官が法務事務次官を表敬訪問
7月16日	タイ法務省副次官が法務事務次官を表敬訪問
7月24日	英国内務閣外大臣が法務副大臣を表敬訪問
8月 5日	ベトナム最高人民検察院長官が法務大臣を表敬訪問
8月16日 ～25日	法務大臣が再犯防止等に係る意見交換等のためルーマニア及びフランスに出張
10月 1日 ～ 7日	第54回法の日週間
11月 7日	秋の叙勲による勲章伝達式
11月11日	第21回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式
11月13日	秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式
11月13日 ～20日	法務事務次官が矯正施設等の視察及び法制度整備支援に係る意見交換等のためタイ及びラオスに出張

月 日	事 項
11月20日	紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表が法務大臣を表敬訪問
12月 4日	国連難民高等弁務官が法務大臣を表敬訪問

